第二部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――わが国の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――全国中央組織の組織方針／産業別組織の動向／労働組合と政党支持問題／労働戦線の再編・統一問題

概要

一、七三年六月末のわが国の労働組合員数は前年に比べて二〇万九〇〇〇人増の一二〇九万八〇〇〇人になった。この増加分のなかには新たに統計に加えられた沖縄県の組合員数六万六〇〇〇人が含まれている。組織率は前年の三四・四%から一・二ポイント低下して三三・二%になった。

一、総評の傘下組合員数はこのところ伸びがとまり、わが国労働組合員数に占める割合は年々低下する傾向にあったが、七三年には前年比七万四〇〇〇人増の四三四万一〇〇〇人となり、組合員総数に占める割合は前年と同じ三五・九%を維持した。これに対し、このところ大幅に傘下組合員を増加してきた同盟は、七三年に五万二〇〇〇人増で、組合員総数に占める割合も〇・一ポイント上昇しただけの一八・八%にとどまった。

一、総評は七三年七～八月の第四六回定期大会で、①大衆路線の強化と職場交渉権確立、②大産業別共闘の強化、③県評・地区労を軸とする共闘の強化、④宣伝の強化、⑤春闘共闘委員会の組織の強化などを基調にその組織方針をうちだし、同盟は七四年一月の同盟第一〇回全国大会で、①未組織の組織化と同一路線にたつ無所属組合の獲得、②官公労の民主化による同盟官公労の強化、③産業別組

織の機構強化とその地方機構の確立、④地方同盟の強化、⑤組合に対する共産党の支配・介入を排除するためきびしい態度で基本姿勢を確立する、などの組織強化方針をうちだした。

一、産業別組織の動向としては、七三年八月に労働四団体の枠を越えた化学労働戦線の統一体として化学労協が結成され、七四年一月にはゴム産業におけるそうした統一体として全日本ゴム労連が発足した。造船産業では中立労連傘下であった全造船機械が七三年九月の大会で総評加盟を決めた。国鉄では七三・七四春闘のストライキ闘争のなかで、これに反対する鉄労から多数の組合員が国労と動労に復帰し、鉄労加盟組合員数は大幅に減少した。

一、近年総評、同盟ならびにその傘下単産内で、組合における政党支持自由を要求する声が高まってきたのに応じて、一方では全農林、合化労連、海員組合では特定政党支持をやめたが、他方かなりの数におよぶ組合では、こうした主張に立って活動する組合員に対する統制処分を強める傾向が現われ、七四年参院選挙をまえにしてにおよんだ結果、これらの統制処分が極端な形ですすめられた動労では、被除名者が四〇〇人う新組織が結成されるにいたった組合員を中心に七四年三月に全動労といるにいたった。

一、このところ数年にわたって組合運動内の右派勢力のイニシアチブのもとにすすめられてきた中央レベルにおける労働戦線再編・統一の運動は、七三年七月の戦線統一民間単産連絡会議の解散をもって一頓挫し、新しい局面を迎えた。右派はその後、多国籍企業対策労組連絡会議や民間労組共同行動会議をつくり、これを核に労働組合主義路線に立つ組合の同志的結集をあらたにはかって、七四年秋までに再編・統一をやりとげる計画でことにのぞんだが、七四年春闘では同盟が労働四団体の共闘から離脱し、また共同行動会議の大衆行動ももりあがらないままに終わった。

1　労働組合の組織状況

1　わが国の組織水準

組合員数　一九七三年六月末現在のわが国労働組合員数（単一労働組合員数）は、前年に比べて約二〇万九〇〇〇人増加（増加率にして一・八％）して、約一二〇九万八〇〇〇人となった（第84表）。もっともこの増加分のなかには、一九七三年からわが国の組合統計に加えられた沖縄県の組合員数（単位労働組合員数で約六万六六〇〇人）が含まれていることに注意する必要がある。これを差し引いた単位労働組合員数は約一一九〇万一〇〇〇人で、前年同期より約一二万九〇〇〇人（一・一％）の増加ということになる（第84表）。

戦前は最高四二万余人（一九三六年）を数えたにすぎないわが国の労働組合員数は、第二次大戦後はわずか一年足らずのうちに約三六八万人（一九四六年六月末）に達し、さらに今日におよんでいる

第 84 表　労働組合数，組合員数の推移

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人	%	%
1963	25,844 (49,796)	9,357,179 (9,269,776)	945 (1,984)	486,023 (486,085)	3.8 (4.1)	4.3 (5.5)
1964	27,141 (51,457)	9,799,653 (9,652,350)	1,297 (1,661)	442,474 (382,574)	5.0 (3.3)	4.7 (4.1)
1965	27,525 (52,879)	10,146,872 (10,069,761)	384 (1,422)	347,219 (417,411)	1.4 (2.8)	3.5 (4.3)
1966	27,919 (53,985)	10,403,742 (10,308,120)	394 (1,106)	256,870 (238,359)	1.4 (2.1)	2.5 (2.4)
1967	28,335 (55,321)	10,566,436 (10,475,869)	416 (1,336)	162,694 (167,749)	1.5 (2.5)	1.6 (1.6)
1968	28,840 (56,535)	10,862,864 (10,774,814)	505 (1,214)	296,428 (298,945)	1.8 (2.2)	2.8 (2.9)
1969	29,611 (58,812)	11,248,601 (11,143,482)	771 (2,277)	385,737 (368,668)	2.7 (4.0)	3.6 (3.4)
1970	30,058 (60,954)	11,604,770 (11,481,206)	447 (2,142)	356,169 (337,724)	1.5 (3.6)	3.2 (3.0)
1971	30,500 (62,428)	11,797,570 (11,684,263)	442 (1,474)	192,800 (203,057)	1.5 (2.4)	1.7 (1.8)
1972	30,818 (63,718)	11,888,592 (11,772,008)	318 (1,290)	91,022 (87,745)	1.0 (2.1)	0.8 (0.8)
1973	31,674 (65,448)	12,097,848 (11,967,333)	856 (1,730)	209,256 (195,325)	2.8 (2.7)	1.8 (1.7)

〔備考〕 1)　(　) 外は単一労働組合，(　) 内は単位労働組合である。
2)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

が、この間、組合員数の変動はほぼ五つの時期を経過したのち、今日の新しい時期を迎えている。第一期は組合の組織化が破竹の勢いで進んだ時期で、組合員数は四五年八月のゼロから出発して四八年六月末には約六六八万人に達した。第二期はドッジ・プランの強行、朝鮮戦争などを背景に組合運動が攻撃にさらされ、後退を余儀なくされた四九～五〇年以後五六年にいたる時期で、組合員数は減少と停滞を示し、五一年には四八年よりも約一〇〇万人を減じて約五六九万人になった。第三期はふたたび運動の前進がはじまった五七～六四年の時期で、ようやく立ち直った組合運動は、経済の高度成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年いらい回復に向かいはじめた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークを越えて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。第四期は六五～六七年の時期で、組合員数は一〇〇〇万人を越えたものの、景気の一時的後退とそれにつづく合理化の進展が大企業における雇用増にブレーキをかけたため、組合員数の伸びが鈍化した。第五期はこの停滞が打ち破られた六八～七〇年の時期で、六七年に一・六%にとどまった組合員数の対前年増加率は、六八年二・八%、六九年三・六%、七〇年三・二%と上昇を示した。しかし七〇年秋にはじまる景気後退とその後における国際通貨

危機のわが国経済への影響のもとに情勢は一転した。組合員数の対前年増加率は七一年一・七%、七二年〇・八%と低落し、七三年もあらたに統計に加えられた沖縄をのぞけば、それは一・一%という低率にとどまった。七一年いらい組合員数変動における新しい時期が到来していることは明らかである。

(注)　ここに示す各年の数字は、六月末日現在のそれである。また組合員数を示す場合に、単一労働組合員数と単位労働組合員数という用語を区別して使っているが、単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち、独自の活動をおこなう組合で、その下部にはこうした組織をもたないものをいう。これに対して単一組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合に関する統計は単位組織組合と単一組織組合の最下部組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一労働組合に関する統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。なお単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数に相違が現われるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合の組合員数が前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員の統計が組合員の実数をより正確に示しているものといえる。

組織率

ここでいう労働組合組織率とは、雇用労働者総数のうちに占める労働組合に組織されているものの比率である。雇用労働者数の集計方法は戦前と戦後で相違しているのでそれをそのまま比較することは正確を欠くが、戦前の組織率は最高時でも七・七%（一九三一年）であった（雇用労働者数の集計方法を戦後と同じにすれば、七・七%を下回る）。戦後は一九四五年の〇%から始まり、四八～四九年には五〇%を越えてピークに達したが、その後組合員数の減少にともなって低下し、さらに五二年以降組合員数がふたたび増勢に転じたのちも雇用労働者数の増加がそれを上回ったためになおも低下をつづけ、五九年には最低の三一・一%を記録した。その後六〇～六四年の時期に三二・二%から三五・〇%へと上昇、六五～六七年にふたたび低下の傾向をみせたが、六八～七〇年に三たび上昇して、七〇年には三五・四%と近年におけるピークを示した。しかしその後七一年と七二年に〇・五ポイントずつ、さらに七三年に一・二ポイント低下して、七三年には三三・二%であった（第85表）。

第 85 表　推定組織率の推移

年	組合員数	雇用者数	推定組織率
		千人	%
1967	10,566,436 (10,475,869)	31,000	34.1 (33.8)
1968	10,862,864 (10,774,814)	31,590	34.4 (34.1)
1969	11,248,601 (11,143,482)	31,960	35.2 (34.9)
1970	11,604,770 (11,481,206)	32,770	35.4 (35.0)
1971	11,797,570 (11,684,263)	33,830	34.9 (34.5)
1972	11,888,592 (11,772,008)	34,570	34.4 (34.1)
1973	12,097,848 (11,967,333)	36,390	33.2 (32.9)

〔備考〕　1)　雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
2)　推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出してある。
3)　（　）外は単一労働組合員数を，（　）内は単位労働組合員数を示す。
4)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

国際比較

わが国の労働組合員数ならびに組合組織率は、現在では他の先進資本主義諸国にひけをとらない水準に達している。もとより社会主義国の組合組織率は一般的にいって高

く、ソ連の労働組合員数は七二年に九〇〇〇万人を越えているが、資本主義国で組合員数がわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七〇年一九三八万一〇〇〇人）だけであり、イギリスは一一〇〇万（七〇年）、西ドイツは八一〇万五〇〇〇人（七一年）である。また組合組織率ではイギリスが四六・九%（七〇年）で群を抜いているが、西ドイツは三五・八%（七一年）でわが国とほぼ同水準であり、アメリカ合衆国は、非農業雇用労働者数を基礎にして算出された組織率でさえ二七・四%（七〇年）にすぎない。

2 産業別組織状況

産業別組合員数　七三年の全産業における組合員数の伸びは、沖縄を新たに加えて一・八%、（単一労働組合員数）、沖縄をのぞいた単位労働組合員数では一・一%であったが、産業別にみると公務では五・四%（六万七〇〇〇人）、サービス業では四・九%（六万八〇〇〇人）、金融・保険・不動産業四・五%（三万八〇〇人）の増加をみた。

他方、減少率が大きかったのは、このところ一貫して減少をつづける鉱業の一八・九%（一万七〇〇〇人）、漁業・水産養殖業の一〇・七%（五〇〇〇人）、農林業の三・一%（二〇〇〇人）減であった。

なお、数年らいのかなり高率の増勢から転じて七二年に〇・六%減を示した製造業は、七三年にはふたたび〇・一%とわずかながら増加を示した。

第 86 表　産業別労働組合員数および推定組織率

産業	組合員数		対前年増減数	対前年増減率	推定組織率
	人	%	人	%	%
全産業	12,097,848	(100)	209,256	1.8	33.2
農林業	76,174	(0.6)	△ 2,477	△ 3.1	20.0
漁業，水産養殖業	44,709	(0.4)	△ 5,367	△ 10.7	22.4
鉱業	72,248	(0.6)	△ 16,820	△ 18.9	48.2
建設業	637,162	(5.3)	19,503	3.2	18.5
製造業	4,532,800	(37.5)	6,180	0.1	37.5
卸売業，小売業	633,494	(5.2)	21,624	3.5	9.3
金融，保険，不動産業	885,766	(7.3)	37,938	4.5	57.2
運輸通信業	2,059,437	(17.0)	△ 3,036	0.1	63.2
電気，ガス，水道，熱供給業	221,907	(1.8)	7,868	3.7	61.6
サービス業	1,444,891	(11.9)	67,577	4.9	22.6
公務	1,305,589	(10.8)	66,935	5.4	75.9
分類不能の産業	183,671	(1.5)	9,331	5.4	—

〔備考〕 1) （ ）内の数字は構成比を示す。
2) △印は減少を示す。
3) 推定組織率は第85表 〔備考〕 2)参照。
4) 労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

以上の増減の結果、七三年における労働組合員数の産業別構成比は、次のようになった。製造業は七二年の三八・一%から三七・五%へ、運輸通信業は七二年の一七・三%から一七・〇%へ、鉱業は〇・七%から〇・六%へと、それぞれその地位を低下させた。これに対して公務は一〇・四%から一〇・八%へ、サービス業は一一・六%から一一・九%へ、金融・保険・不動産業は七・一%から七・三%へとその地位を高めた。

産業別組織率　産業別に組織率をみると、これまで最高の組織率を示してきた電気・ガス・水道・熱供給業は、七二年の七一・四%から六一・六%へと低下することによって、第三位に転落し、七二年の六九・二%から七三年の七五・九%へと組織率を高めた公務が第一位、七二年の六六・五%から二・三ポイント後退して六三・二%を示した運輸通信業がこれにつづくことになった。わが国の組合員総数の三七・五%を占める製造業の組織率は、七二年の三八・六%から若干後退して、三七・五%であった。組織率が最低の産業はあいかわらず卸売・小売業で、組合員数の増加にもかかわらず、組織率は七二年の一〇・〇%から七ポイント低下して、九・三%を示した（第86表）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民間企業の単位労働組合員数の七三年における伸びは約九万二〇〇〇人で、約八六五六〇人となったが、増加率にすると一・一%で、公務を含めた単位組合員総数の増加率一・七%をかなり下回った。

これらの民間企業単位組合員数を企業規模別——常用労働者数の規模別——にみると、二九人以下規模五・四%（約三〇〇〇人）、三〇～九九人規模三・〇%（約一万三〇〇〇人）、一〇〇～四九九人規模一・四%（約二万一〇〇〇人）の増加に対して、五〇〇～九九九人規模ならびに一〇〇〇人以上規模の大企業の組合員数はそれぞれ〇・七%（約五〇〇〇人と三万三〇〇〇人）増にとどまった。

しかしこうした小・零細規模の企業の組合員数の伸びがみられたにもかかわらず、七三年には、民間企業雇用労働者数の約三割を占めるにすぎない五〇〇人以上規模企業の組合員数が、全民間企業の労働組合員数の六八%を占めており、これに対して雇用労働者数の三六%までを占める二九人以下規模の企業の組合員数は、民間企業組合員数のわずか〇・八%を占めているにすぎない（第87表）。

なお、民間企業における企業規模別の組織率を示しておくならば、七二年に五〇〇人以上規模で六三・六%、一〇〇～四九九人規模三一・五%、三〇～九九人規模九・〇%、二九人以下規模三・四%であった。

第87表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民営企業のみ）

企業規模	1969年		1971年		1972年		1973年		対72年増減数		対72年増減率	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
		人		人		人		人		人	%	%
合計	41,075	7,889,587 (100)	44,074	8,404,969 (100)	45,100	8,473,274 (100)	46,752	8,565,717 (100)	1,652	92,443	3.7	1.1
1,000人以上	11,189	4,576,656 (58.0)	12,430	4,999,606 (59.5)	12,658	5,022,081 (59.3)	12,918	5,054,804 (59.0)	260	32,723	2.1	0.7
500～999人	2,795	713,497 (9.0)	3,167	761,891 (9.1)	3,273	765,150 (9.0)	3,373	770,439 (9.0)	100	5,289	3.1	0.7
100～499人	10,849	1,404,249 (17.8)	11,650	1,455,788 (17.3)	11,934	1,478,363 (17.5)	12,334	1,499,585 (17.5)	400	21,222	3.4	1.4
30～99人	9,755	403,652 (5.1)	10,154	409,194 (4.9)	10,429	417,693 (4.9)	10,886	430,199 (5.0)	457	12,506	4.3	3.0
29人以下	4,502	65,137 (0.8)	4,475	59,867 (0.7)	4,603	61,065 (0.7)	4,878	64,336 (0.8)	275	3,271	6.0	5.4
その他	1,985	726,396 (9.2)	2,198	718,621 (8.5)	2,203	728,922 (8.6)	2,363	746,354 (8.7)	160	17,432	7.3	2.4

〔備考〕 1）その他とは，2企業以上の従業員で組織されるもの（1人1企業のものを含む）および規模不明のものをいう。
2）（ ）内の数字は構成比を示す。
3）労働省各年「労働組合基本調査報告」により作成。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数の増減

七二年における労働組合員の対前年増加数は単位労働組合員数で約一九万五〇〇〇人，沖縄を除けば約一一万九〇〇〇人にとどまったが，この増加を既設組合（七二年六月以前に設立されていた組合）における増減と，七二年七月一日以降における組合の新設・解散にともなう増減に分けてみると，既設組合におけるそれは，七二年にひきつづいて減少を示し，二万二〇〇〇人減であった。これに対して新設・解散にともなう組合員の増減の差引きは，七二年の約五万七〇〇〇人をかなりの幅で上回る約八万九〇〇〇人であり，例年にない高い水準を示した(第88表)。

第 88 表　単位労働組合員数の増減要因別組合員数　　（単位：人）

年	合　　計	既設組合における増減	新設，解散における増減	把握もれ組合
1968　年	298,945	147,653	81,720	69,572
1969	368,668	164,085	78,559	126,024
1970	337,724	114,201	79,576	143,947
1971	203,057	13,476	76,877	112,704
1972	87,745	△　75,143	56,943	105,945
1973	195,325	△　22,141	88,728	128,738

〔備考〕 1)　把握もれ組合員とは当該調査年の前年の6月30日以前に設立され，各当該年の調査からはもれていたものをいう。
2)　△印は減少を示す。
3)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

第 89 表　既設組合における組合員数の増加および減少組合員数　　（単位：人）

年	増加		減少		純増
	合　　計	雇用の増加	合　　計	雇用の減少	
1968　年	492,639	364,366	344,986	143,482	147,653
1969	505,480	357,446	346,395	139,197	164,085
1970	515,514	377,232	401,313	169,774	114,201
1971	507,978	365,689	494,502	194,052	13,476
1972	448,027	309,478	523,170	238,998	△　75,143
1973	442,235	288,963	464,376	219,145	△　22,141

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

第 90 表　新設・解散単位労働組合数および組合員数

年	新設				解散				新設－解散
	合　　計		実質的新設		合　　計		実質的解散		
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	
		人		人		人		人	人
1968年	3,207	333,025	2,070	161,765	2,879	251,305	1,735	80,404	81,720
1969	3,531	480,140	2,334	207,202	2,878	401,581	1,722	128,375	78,559
1970	3,735	511,356	2,372	225,249	3,003	431,780	1,777	115,279	79,576
1971	3,709	512,612	2,323	230,875	3,335	435,735	1,966	121,466	76,877
1972	3,624	406,759	2,182	163,472	3,349	349,816	2,068	122,629	56,943
1973	3,715	428,906	2,473	182,234	3,055	340,178	1,600	77,134	88,728

〔備考〕 労働者「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

既設組合における増減

次に既設組合の組合員数が七三年に差引き減少を示したのは、増加組合員数が七二年にひきつづいて約四四万二〇〇〇人という低水準にとどまったのに対して、減少組合員数が七二年の五二万三〇〇〇人には達しないものの、なお四六万四〇〇〇人という比較的高水準にあったためである。

さらにこれらの既設組合における増減組合員数をそれぞれ雇用の増減にもとづくものとそれ以外のものとに分けてみると、増加組合員数約四四万二〇〇〇人のうち、雇用増にもとづくものは約二八万九〇〇〇人で、前年を約二万人、七一年を約七万七〇〇〇人下回っており、また減少組合員数約四六万四〇〇〇人のうち雇用の減少にもとづくものが約二一万九〇〇〇人で、七二年を下回りはしたものの、七〇年までの三年間を大幅に上回っている。

こうして七二年にひきつづいて七三年にも組合員数の増加幅が少なかった原因は、七〇年後半以降の景気の停滞と後退いらい雇用状況に現われた変化にあり、雇用増にもとづく既設組合の組合員数の増加がおさえられ、他方雇用減にもとづく組合員数の減少が促進されたことにあるものと推定される（第89表）。

新設・解散による増減

七三年六月末にいたるまでの一年間に新設された労働組合の単位組合員数は、約四二万九〇〇〇人であったが、これを、組織の変更や分裂などの理由による形式上の新設と、実質的な新設とに分けてみると、実質的新設組合員数は約一六万一〇〇〇人で、前年を約一万九〇〇〇人上回った。他方解散組合員数は約三四万人で前年同様の低水準を示し、とりわけ実質的解散組合員数は七万七〇〇〇人にとどまった（第90表）。

要因別にみた産業別労働組合員数の増減

産業別単位労働組合員数の増減を要因別にみると、次のようになる。七三年に組合員数が減少した産業は、農林業、漁業・水産養殖業、鉱業、運輸通信業の四つであるが、そのいずれにおいても、既設組合において組合員数が減少しており、漁業・水産養殖業と鉱業においては実質的解散組合員数が実質的新設組合員数を上回っている。

また既設組合の組合員数が減少した産業は、このほかに製造業、卸売・小売業があるが、これらの産業では製造業約八万五〇〇〇人、卸売・小売業約二万七〇〇〇人というように実質的新設組合員数が一定水準にたもたれた（第91表）。

企業規模別新設組合員数

民間企業の七三年における実質的新設単位労働組合員数は約一六万一〇〇〇人であった。これを企業規模別（常用労働者数の規模別）に分けてみると、いずれの規模においても企業拡張にともなう新設組合員数はわずかで、合計約一万一〇〇〇人（全体の六・六%）にとどまった。

また実質的新設組合員数一六万一〇〇〇人のうち、一〇〇〇人以上規模と五〇〇～九九九人規模の合計は約五万九〇〇〇人（三六・四%）であり、それ以下の規模の合計は約九万五〇〇〇人（五九・〇%）で、実質的新設組合員数は小零細企業に集中しており、とりわけ一〇〇～二九九人規模の約四万四〇〇〇人（二七・一%）が目立っている（第92表）。

第 91 表　既設組合における産業別増減単位労働組合員数ならびに新設・解散単位労働組合員数（1973年）

産業	即設組合における増減組合員数			実質的新設・解散組合員数		
	増加	減少	増減数	新設	解散	新設－解散
	人	人	人	人	人	
全産業	442,235	464,376	△ 22,141	182,234	77,134	105,100
農業	327	226	101	164	44	120
林業，狩猟業	427	2,899	△ 2,472	567	214	353
漁業，水産養殖業	721	2,693	△ 1,972	14	118	△ 104
鉱業	1,159	9,520	△ 8,361	610	8,071	△ 7,461
建設業	30,713	25,000	5,713	5,413	2,470	2,943
製造業	139,213	213,686	△ 74,473	84,495	32,578	51,917
卸売業，小売業	28,794	32,114	△ 3,320	26,600	5,512	21,088
金融，保険業	46,591	25,435	21,156	2,939	2,027	912
不動産業	878	308	570	613	24	589
運輸通信業	62,352	86,218	△ 23,866	18,018	9,787	8,231
電気，ガス，水道，熱供給業	6,819	6,054	765	2,053	1,633	420
サービス業	57,915	43,855	14,060	28,233	10,426	17,807
公務	64,750	13,710	51,040	11,263	3,526	7,737
分類不能の産業	1,576	2,658	△ 1,082	1,252	704	548

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。
2)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

第 92 表　民間企業における企業規模別・設立理由別・新設単位労働組合員数（1973年）

企業規模	合計	実質的新設			形式的新設
		計	企業拡張に伴うもの	その他	
	人	人	人	人	
合計	379,780	160,755	10,712	150,043	219,025
1,000 人以上	198,753	36,389	6,920	29,469	162,364
500～999 人	39,995	22,170	2,374	19,796	17,825
300～499 人	24,063	16,738	413	16,325	7,325
100～299 人	57,000	43,632	602	43,029	13,368
30～ 99 人	34,552	28,051	286	27,765	6,501
29 人以下	7,630	6,521	67	6,454	1,109
その他	17,787	7,254	49	7,205	10,533

〔備考〕 労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体　労働組合の連合体を①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）連合体の四種類に分けてみると、七三年には全国的連合体は二一三（前年より二五減）、地方的連合体は四四七（前年より九増）、府県的連合体は一四〇二（前年より七四増）、地区的連合体は三〇九四（前年より五三増）であった。

これらの連合体のうち、全国的連合体の連合組織の形をとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四つがあり、これらは通常「労働四団体」と呼ばれている。この四団体のうち、真に労働組合のナショナル・センターとしての機能を果たしているのは、総評と同盟の二つである。新産別はあまりに規模が小さく、また中立労連は以上三団体に加盟していない全国単産の連絡機関にすぎないので、これら二つは労働組合中央組織の機能を果たしているとはいえない。

以上の四団体に所属する組合員数は、七三年には前年に比べて約一〇万八〇〇〇人増加して八〇六万四〇〇〇人になったが、全組合員数に対する比率は、前年よりも二ポイント低下して六六・七％となった（第93表）。

第 93 表　主要団体別労働組合員数の推移

年	合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	人	人	人	人
1968年	10,862,864 (100)	4,214,317 (38.8)	1,848,226 (17.0)	71,280 (0.7)	1,269,769 (11.7)	3,523,296 (32.4)
1969	11,248,601 (100)	4,248,858 (37.8)	1,962,786 (17.4)	73,085 (0.6)	1,344,817 (12.0)	3,759,187 (33.4)
1970	11,604,770 (100)	4,282,196 (36.9)	2,059,736 (17.7)	74,602 (0.6)	1,400,023 (12.1)	3,943,676 (34.0)
1971	11,797,570 (100)	4,244,820 (36.0)	2,172,058 (18.4)	76,302 (0.6)	1,349,951 (11.4)	4,109,550 (34.9)
1972	11,888,592 (100)	4,266,835 (35.9)	2,225,928 (18.7)	72,891 (0.6)	1,392,703 (11.7)	4,081,099 (34.3)
1973	12,097,848 (100)	4,341,265 (35.9)	2,277,883 (18.8)	70,041 (0.6)	1,374,344 (11.4)	4,419,557 (36.5)
対前年増減 (率)	209,256 (1.8)	74,430 (1.7)	51,955 (2.3)	△ 2,850 (△3.9)	△ 18,359 (△1.3)	338,458 (8.3)

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので主要団体別の組合員数の合計と一致しない。
2)　（　）内の数字は構成比を示す。
3)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

四団体別に組合員数の変動をみると、次のとおりである。

総　評　労働組合員総数に占める総評の割合はこのところ年々低下してきたが、七三年にはその傘下組合員数は約七万四〇〇〇人（一・七％）増加して約四三四万一〇〇〇人となり、組合員総数に占める割合は前年の三五・九％を維持した。

既加盟組合のうち増加の大きかったものは全日本自治団体労働組合（約七万二〇〇〇人増）、全国電気通信労働組合（約一万二〇〇〇人増）、日本教職員組合（約七〇〇〇人増）、日本医療労働組合協議会（約五〇〇〇人増）、国鉄労働組合（約五〇〇〇人増）であった。

一方減少が目立ったのは、日本私鉄労働組合総連合会（約一万人減）、全日本金属鉱山労働組合連合会（約六〇〇〇人減）、全国金属労働組合（約六〇〇〇人減）、日本鉄鋼産業労働組合連合会（約五〇〇〇人減）、日本繊維産業労働組合連合会（約五〇〇〇人減）であった。

同　盟　同盟はこのところ一貫して総評を上回る組織拡大をすすめ、その組合員総数に占める割合も毎年高まってきたが、七三年には約五万二〇〇〇人（一・三％）増の約二二七万八〇〇〇人で、組合員総数に占める割合は、前年よりも〇・一ポイント上昇しただけの一八・八％にとどまった。

既加盟組合で組合員の増加が目立ったのは、全国造船重機械労働組合連合会（約四万人増）、全国一般労働組合同盟（約一万一〇〇〇人増）、日本自動車産業労働組合連合会（約六〇〇〇人増）、全国金属産業労働組合同盟（約五〇〇〇人増）で、新規加盟組合には日本新教職員組合連合（約四〇〇〇人）があった。

他方、既加盟組合中で減少が目立ったのが、これまで増加傾向にあった鉄道労働組合で、一率に一万五〇〇〇人の減少をみた。

新　産　別　七三年には新産別の傘下組合員数は、前年に比べて約三〇〇〇人減の約七万人であり組合員総数に占める割合は〇・六％であった。

中立労連　中立労連は七三年には前年よりもその傘下組合員数が約一万八〇〇〇人減り、約一三七万四〇〇〇人で、組合員総数に占める割合も、七二年の一一・七％から〇・三ポイント低下して、一一・四％になった。

既加盟組合で組合員数の増加が目立ったのは、全国建設労働組合総連合（約七〇〇〇人増）であり、減少がいちじるしかったのは、全日本電機機器労働組合連合会（約一万一〇〇〇人減）、全国窯業労働組合連合会（約七〇〇〇人減）、全日本造船機械労働組合（約四〇〇〇人減）、全国食品労働組合連合会（約四〇〇〇人減）であった。また車輌産業労働組合連合会（約一万五〇〇〇人）が脱退解散した。

主要連合体の産業別組織状況　労働組合員数を産業別に分けると、製造業（三七・五％）、運輸通信業（一七・〇％）、サービス業（一一・九％）、公務（一〇・八％）の四大部門で組合員総数の七七・二％を占めることになるが、これら各部門についての各主要団体の組織状況は、第94表にみるとおりである。

製造業において最大の組織をもっているのは同盟で、製造業部門の組合員数の三〇・五％を傘下におさめており、総評（一七・五％）、中立労連（一六・四％）がこれにつづいている。運輸通信業、サービス業、公務においてはいずれも総評が過半数を占めており、とりわけ公務では前年よりも〇・八ポイント増の八八・四％を占めてい

第 94 表　産業別単位労働組合員数の主要団体別構成比

産業	合計	総評		同盟		新産別		中立労連		その他	
		1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年
全産業	100	36.1	36.1	18.8	18.9	0.6	0.6	11.7	11.3	34.4	36.5
農業	100	24.4	22.9	15.7	19.5	—	—	8.3	8.0	51.6	49.7
林業，狩猟業	100	78.5	78.5	13.1	13.3	—	—	—	—	8.4	8.2
漁業，水産養殖業	100	0.6	0.4	13.0	13.2	—	—	20.7	15.1	65.7	71.3
鉱業	100	54.7	54.3	15.8	16.0	0.1	0.1	3.0	3.5	26.4	26.1
建設業	100	21.8	20.8	4.8	5.1	0.7	—	33.8	34.6	40.2	40.3
製造業	100	17.9	17.5	29.7	30.5	1.4	1.4	17.2	16.4	35.0	39.0
卸売業，小売業	100	8.7	8.1	21.2	22.3	0.1	0.0	4.4	4.4	66.4	73.8
金融，保険業	100	2.9	2.8	0.8	1.0	—	—	35.3	34.8	61.3	62.0
不動産業	100	31.8	24.5	4.9	3.5	0.1	0.0	0.1	0.1	92.1	93.5
運輸通信業	100	58.6	58.9	22.7	22.1	0.3	0.4	0.6	0.6	22.2	23.0
電気，ガス，水道，熱供給業	100	23.6	25.4	62.7	62.6	—	—	9.3	9.7	5.3	2.6
サービス業	100	57.4	56.9	4.0	4.1	0.0	0.0	1.4	1.3	37.8	38.7
公務	100	87.6	88.4	1.5	1.5	—	—	—	—	10.9	10.2
分類不能の産業	100	30.2	30.2	7.5	8.0	0.1	0.1	0.9	—	61.3	61.7

〔備考〕　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

第 95 表　適用法規別単一労働組合員数の主要団体別構成比

(%)

主要団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年	1972年	1973年
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
総評	35.9	35.9	18.4	17.9	82.2	83.7	71.4	71.2	73.6	74.7	89.0	89.6
同盟	18.7	18.8	23.3	23.7	16.9	15.5	1.5	1.5	3.8	3.7	0.5	0.5
新産別	0.6	0.6	0.8	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—
中立労連	11.7	11.4	18.0	15.5	—	—	0.4	0.4	—	—	—	—
その他	34.3	36.5	43.3	46.4	0.9	0.9	27.5	27.8	22.7	21.6	10.6	11.0

〔備考〕　1)　2以上の主要団体に加盟している組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので主要団体別の構成比の計は合計と一致しない。

3)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」による。

これら四部門以外の産業部門のうちで総評が他の三団体をおさえて最大部分を組織しているのは農業(二二・九%)、林業・狩猟業(七八・五%)、鉱業(五四・三%)、不動産業(二四・五%)であり、同盟が最大部分を組織しているのは電気・ガス・水道・熱供給業(六二・六%)、卸売・小売業(二二・三%)であり、中立労連が最大部分を占めている産業部門は建設業(三四・六%)、金融・保険業(三四・八%)、漁業・水産養殖業(二〇・七%)である。

なお漁業・水産養殖業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業では四団体のいずれにも属さないものが組合員の過半数を占めている(第94表)。

主要連合体の適用法規別組織状況

労働組合員総数一二〇九万七〇〇〇人のうち、労働組合法の適用を受けるのは約八八四万一〇〇〇人(七三・一%)でもっとも多く、地方公務員法適用組合数は一七三万八〇〇〇人(一四・四%)、公共企業体等労働関係法適用組合員数は一〇一万五〇〇〇人(八・四%)、国家公務員法適用組合員数は二八万四〇〇〇人(二・三%)、地方公営企業労働関係法適用組合員数は二二万一〇〇〇人(一・八%)である。

これら適用法規別組合員数に占める四団体加盟組合員数の比率をみると、労組法適用組合員については、同盟が二三・七%で最大部分を占め、総評の一七・九%、中立労連の一五・五%がこれにつづいている。しかし労組法適用組合員の四六・四%は四団体のいずれにも層していない。

公労法、地公労法、国公法、地公法の各適用組合員数の大部分は総評傘下である。同盟は近年これらの組合員を傘下におさめることを組織方針にかかげ、努力をつづけることによって、七二年にはその一六・九%を占めるにいたったが、七三年には一五・五%へと後退した(第95表)。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、東京の約二〇五万二〇〇〇人を筆頭に、大阪の約一〇九万一〇〇〇人、神奈川の約七六万八〇〇〇人、愛知の約七六万五〇〇〇人、兵庫の約五八万四〇〇〇人、北海道の約五〇万六〇〇〇人、福岡の約四七万三〇〇〇人がつづいており、北海道をのぞくこれら六都府県に組合員総数の四七・九%(約五七三万三〇〇〇人)が集中している。

沖縄をのぞく四六都道府県のうち、七三年に労働組合員数(単位労働組合員数)が増加したものは三六、減少したものが一〇であった。組合員数の増加が大きかったのは、東京(二万八〇〇〇人増)、千葉(一万八〇〇〇人増)、愛知(一万二〇〇〇人増)、広島(一万一〇〇〇人増)などであった。また増加率が高かったのは香川(七・二%増)、千葉(六・九%増)、大分(四・四%増)、島根(四・〇%増)、滋賀(三・七%増)、茨城(三・五%増)広島、(三・三%増)などであり、また減少率が高かったのは山口(二一・一%減)、青森(一・八%減)、福岡(一・五%減)などであった(第96表)。

第 96 表　都道府県別単位労働組合員数ならびに都道府県・主要団体別単位労働組合員数の構成比（1973年）

都道府県	組合員数	対 72 年増減数	対 72 年増減率	加盟主要団体別構成比				
				総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%	%	%	%	%	%
全国	11,967,333	195,325	1.6	35.9	18.8	0.6	11.4	36.5
北海道	506,101	△ 2,098	△ 0.4	54.5	8.8	—	8.1	31.1
青森	85,089	△ 1,520	△ 1.8	56.9	13.1	0.1	5.6	27.4
岩手	118,697	2,862	2.5	57.7	12.8	0.0	5.5	26.9
宮城	170,668	3,134	1.8	44.9	11.5	0.1	12.5	34.4
秋田	121,859	1,059	0.9	46.7	11.0	0.0	5.3	39.0
山形	110,399	△ 37	0.0	44.0	11.1	1.6	14.4	30.6
福島	174,235	3,087	1.8	42.6	20.7	1.5	9.5	27.4
茨城	182,204	6,439	3.5	36.1	6.8	0.0	26.4	31.7
栃木	152,170	2,830	1.9	29.2	19.8	—	15.8	42.6
群馬	156,233	3,162	2.0	38.3	11.6	1.0	13.4	37.7
埼玉	302,548	5,399	1.8	26.7	21.1	0.3	14.8	42.3
千葉	263,696	18,105	6.9	33.7	17.1	0.1	9.4	41.6
東京	2,052,152	27,586	1.4	29.0	17.5	0.6	12.5	43.4
神奈川	768,393	△ 1,533	△ 0.4	27.1	21.7	1.3	19.7	39.9
新潟	226,794	2,070	0.9	43.1	23.8	1.2	3.0	31.9
富山	136,805	1,256	0.9	35.0	19.6	4.7	3.5	39.0
石川	108,441	2,598	2.4	48.5	25.7	—	5.5	22.3
福井	81,567	1,936	2.4	36.0	33.8	—	8.7	22.4
山梨	54,330	1,079	2.0	53.6	6.9	—	7.5	33.1
長野	228,812	△ 1,784	△ 0.8	38.4	12.8	0.1	13.4	37.1
岐阜	169,680	△ 507	△ 0.3	30.3	30.1	0.0	8.4	34.4
静岡	351,069	1,522	0.4	31.3	21.1	0.6	11.5	40.7
愛知	764,761	12,043	1.6	27.1	20.7	0.2	8.6	8.2
三重	184,595	4,217	2.3	33.4	17.5	0.0	15.9	34.2
滋賀	103,644	3,722	3.7	24.6	26.9	1.7	14.4	34.0
京都	248,494	5,829	2.3	42.3	17.6	4.6	7.9	31.5
大阪	1,090,557	1,865	0.2	34.8	24.8	0.1	12.1	31.3
兵庫	583,668	△ 656	△ 0.1	37.7	22.6	—	12.8	28.7
奈良	71,081	1,120	1.6	48.1	12.9	—	16.5	23.5
和歌山	92,944	1,467	1.6	51.9	16.4	—	6.8	26.5
鳥取	56,946	77	0.1	45.6	11.4	—	3.0	41.7
島根	69,979	2,833	4.0	42.3	22.2	—	6.6	30.2
岡山	200,212	1,305	0.7	28.9	30.4	—	9.6	35.1
広島	330,677	10,588	3.3	30.5	23.0	—	6.1	41.3
山口	158,361	△ 3,286	△ 2.1	42.8	19.2	1.5	13.4	28.0
徳島	70,236	137	0.2	39.4	18.1	—	12.1	32.4
香川	87,353	5,897	7.2	33.7	20.8	—	13.0	34.2
愛媛	121,494	210	0.2	40.6	21.8	—	7.6	31.8
高知	71,628	267	0.4	47.1	13.8	—	10.2	30.4
福岡	472,969	△ 7,195	△ 1.5	44.3	9.6	—	8.9	39.4
佐賀	75,709	2,222	2.9	35.1	13.9	—	14.0	37.7
長崎	126,099	△ 291	△ 0.2	36.1	31.5	0.2	8.4	24.7
熊本	102,456	630	0.6	52.9	18.4	—	4.6	26.0
大分	99,401	4,149	4.4	52.3	12.4	—	8.8	27.7
宮崎	89,054	2,698	3.0	39.8	29.5	0.2	5.3	27.1
鹿児島	106,461	2,220	2.1	51.2	9.2	—	5.4	35.0
沖縄	66,612	—	—	50.4	10.7	—	3.8	35.5

〔備考〕 1)　△印は減少を示す。

2)　2以上の主要団体に加盟する組合の組合員数は重複集計してあるので，構成比の計は必ずしも 100 にならない。

3)　労働省「昭和48年労働組合基本調査報告」により作成。

主要連合体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数に占める労働四団体の加盟組合員数の比率は、第96表に示すとおりである。総評は北海道、青森、岩手、山梨、和歌山、熊本、大分、鹿児島、沖縄の一道、八県で五〇%以上を占め、滋賀、岡山をのぞく他の都道府県で最大の比率を占めている。同盟は滋賀（二六・九%）と岡山（三〇・四%）で最上位を占め、岡山、福井（三三・八%）、長崎（三一・五%）、岐阜（三〇・一%）で三〇%以上を占めている。四団体のいずれにも加盟していない組合員数が三〇%以上を占めているのは三三都道府県（七二年には二七都府県）で、このうち栃木（四二・六%）、埼玉（四二・三%）、千葉（四一・六%）、東京（四三・四%）、静岡（四〇・七%）、鳥取（四一・七%）、広島（四一・三%）の七都県で労働組合員数の四〇%以上を占めている（七二年には四〇%以上を占めたのは東京、愛知、鳥取の三都県のみであった）（第96表）。

2　組織運動

1　全国中央組織の組織方針

総評の組織方針

総評は七三年七月三〇日～八月三日の第四六回定期大会で採択した「一九七三年度運動方針」のなかで、七二年春闘から七三年春闘にかけて大衆路線は飛躍的に高まり、戦術の鋭さと戦線の拡大も進んだものと評価し、次の基調に立つ組織方針を決めた。①労働運動における大衆闘争、大衆路線をさらに徹底的につよめ、職場の労働条件については、大衆参加のもとに職場交渉権の確立をはかる。②大産業別共闘の統一戦術を全産業別に広め強化し、あわせて産業別組織の交渉力強化をめざし組織体制を充実させる。③生活闘争強化の拠点として、県評、地区労を軸とする共同行動委員会を組織化する。とくに要求による一致点を最大公約数とし、労働団体を中心に政党、民主団体、市民団体などに厚みと戦線拡大のため、宣伝戦を徹底的に強化する。⑤春闘共闘委員会の要求の幅と共闘戦術の拡大につとめ、共闘委員会の組織強化をめざす。

【総評一九七三年度運動方針、四・八「組織の強化・拡大（一部要旨）】

1　職場活動、産業別組織、大産業別共闘の強化

1　期待に答え得る大幅賃上げを獲得するためには、とくに金属、化学産業の大企業労組を中心とする闘争力、組織力の強化が緊急課題である。

2　そのためには、生産点から組合員の日常的な労働諸条件と権利を守る闘いをすすめなければならない。そして実践と学習を通じて活動家を育成し具体的な職場における労働条件の確立、決定について、労働者の参加と交渉の権利が保障されなければならない。それぞれのおかれている条件を十分に考慮しつつ、各単産は大幅賃上げ以外の諸闘争においても、例えば最賃、時短・休日、労災補償などの諸課題について積極的に交渉、闘争、協定化を追求する必要がある。産業別組織の機能強化や統一闘争体制の整備組織の強化拡大は、このような諸課題の追求、具体的な運動展開と並行して行われる。

3　総評の強化と拡大、春闘をはじめとする共同闘争の前進は、傘下各単産、単組の強化なくしては望めない。総評は当面する諸闘争の遂行とともに、各単産、単組と協力し、実態調査や相互交流、特別委員会の設置などを通じて、職場における組合活動の権利の獲得と労働条件の確定、産業別組織の機能強化と統一闘争体制の整備、組織の強化、拡大などについて対応していく。

4　寡占化の一段の進展は、各単産の労働者の労働条件について相互関連性をつよめ共同闘争の役割をますます高めているので、すべての大産業別共闘の強化、拡大につとめる。総評は関係単産および地評などと協力しつつ、①金属、化学、交運、公労協、公務員共闘、商業、サービス、建設、マスコミ、山林・木材などの大産業別共闘が共闘機能を発揮できるようその体制整備につとめること、②産業動向の分析、労働諸条件の調査、教宣など情報サービス機能を強化すること、③春闘を中心に、大産業別共闘は統一要求の設定、戦術調整、相互交流、共闘、支援などができる体制を中央のみならず地方、地域においても確立すること、④大産業別共闘は、それぞれの条件と独自性を発揮し、対経営者団体、政府への統一要求、政策要求を提起し、統一行動を強化すること、⑤以上のような諸闘争と並行し、組織の強化、拡大につとめること――などを重点的にすすめる。

5　以上のような組織の強化、拡大の方針は総評傘下単産のみならず、中立労連、純中立、その他の官公労、民間大企業、中小、下請労働者、臨時工、パートなどあらゆる労働者と労働組合を含めた統一行動を媒介とした運動の前進を通じて実現される。したがって、われわれは春闘をはじめとする既存の共闘のあり方について検討を加え、その強化、拡大につとめる。

2　地評、地区労の強化

1　今日、それぞれの地評、地区労が独自の条件と立場をふまえつつ、主体的にこれを受けとめ、自発的、創造的に運動化することがきわめて重要になってきている。

2　賃上げ、労働諸条件などの改善闘争をすすめるに当っては、単組、企業連、産業別組織レベルのたたかいが中心的になるが、労働諸条件決定の社会影響力の増大傾向を背景に、地域組織は、これらのたたかいを発展させる上で地域的に支え、たたかいを強化、拡大するための諸活動をつよめる必要があろう。地評レベルはむろんのこととくに大都市重工業地帯コンビナート地域などの地区労段階の春闘共闘体制の充実や大産業別共闘、業種別共闘、課題別共闘を労働組合の上部組織の相違をのり越えて積極的に推進することがきわめて重要となっている。

3　賃金が企業の枠をこえてきめられている現状に加えて、労働者生活に欠くことのできない住宅、年金など、社会的決定を必要とする生活要求、制度改善のたたかい、労働者福祉活動も極めて重要なたたかいである。たたかいの領域を対地方自治体、政府の分野へと拡大し、勤労国民との地域的全国的な共同行動を展開することが運動の前進組織の拡大にとって重要な鍵をにぎっているといえよう。労働組合や各種の民主団体の要求を基礎に革新政党との共闘体制を強めるとともにこのたたかいを発展させる上で革新自治体下の地評、地区労でのたたかい

は重要な意義をもつので、その全国的な連携体制の確立につとめる。

4　今日地評、地区労などの地域組織が担っている任務と役割がきわめて大きなものがあるので「地評、地区労運動強化のための全国会議」を開催し、地域における労働運動の前進のために対処していく。

5　沖縄労働運動のたたかいは基地撤去、自衛隊反対に加えて、賃金、労働条件、生活闘争を結合させた新しい事態を迎えている。全国的規模での労働運動の発展とその一環としての沖縄労働運動の強化を進めなければならない。沖縄労働運動にとって、いま一番求められていることは新しい情勢に対応しての政策的な協力、本土側労働運動との実践的な相互交流、たたかいを通じての経験の蓄積であり、そのなかで沖縄労働運動が直面している諸課題を含め本土側の運動の前進と役割の強化であろう。

6　一昨年の円の切り上げを契機に、戦後労働運動でほとんど未開拓の分野であった産地（関、瀬戸、燕）での労働者、住民の労働諸条件の改善、雇用保障、制度闘争と組織の強化、拡大をネライとするたたかいを組織して二年を経過した。円の変動相場制への移行、日本経済の構造的変貌がすすむなかで、産地労働者や住民をとりまく諸情勢は大きな転換点に直面している。われわれは、この二年間のたたかいの中間的総括に立って産地労働者の労働条件の改善、雇用保障、生活要求、制度闘争と組織の強化、拡大のたたかいを継続的に追求してゆく。

3　労農共闘の強化（略）
4　青年対策の強化（略）
5　婦人労働者対策の強化（略）
6　ナショナル・センターとしての総評体制の強化（略）
7　労働戦線の統一（本年鑑一九二ページ参照）

同盟の組織方針

同盟は七四年一月二三～二五日の同盟第一〇回全国大会で採択した一九七四年運動方針のなかで、「激動の時代にあって、多様化する組合員の要求に対応して、成果をあげるためには、時代を先取する活動を進めることが必要である。このためには、組合運動の原点にさかのぼって、組合活動を再点検し、意志の統一と組合員の参加を通じて、行動を組織し、同盟の諸活動の充実と強化をはからなければならない」として、次のような組織方針を決めた。

【同盟一九七四年運動方針・第三部・Ⅰ「組織の拡大強化」（要旨）】

Ⅰ　組織の拡大強化

当面の組織目標を三〇〇万におき、拡大に努める。

(1)　未組織労働者の組織化

1、わが国の二、三〇〇万におよぶ雇用労働者が未組織のまま放置され、加えて組織労働者の半数に近い五四〇万の労働者は、全国的労働運動に参加していない。これらを同盟の仲間とするための活動を推進する。

2、未組織労働者の大部分が中小零細企業に働く労働者であることを考慮し、一企業一単組の考えにとらわれず、同業種の複数企業にまたがる単位労働組合を結成したり、既存する組合への組織化をはかる。

3、構成組織を通じ、あるいは新たな産業別組織の形成を通じて、同一路線にたつ無所属労働組合が同盟に加盟し、ともに民間労組の結集に向って努力することを期待する。

4、組織活動の展開に当っては、重点地域・業種の選定、組織拡大月間の設定など、一段の工夫を加え、各構成組織・地方同盟の共同活動によって一層の成果を期する。

(2)　官公労組織の拡大強化

官公労分野は、依然として階級闘争を指向する勢力によって大勢が占められており、官公労組織の民主化のための努力が一層力強く推進されなければならない。

1、地方同盟は官公労対策の窓口を設置し、地方全官公組織と協力しながら、日常活動を通じて組織拡大をはかる。

二、官公労は政治との結びつきが強い組織である。従って民社党および

各級議員との協力関係をより緊密にする。
3、公共企業の経営を近代化するため、合理的労使関係の確立に一層努力する。
4、全官公傘下の同盟未加盟組合の加盟を促進するため、関係組織にたいするオルグ活動を強化する。
5、組織暴力を根絶するため、これを排除する諸活動および法廷対策に万全を期する。

(3) 構成組織の拡大と強化

同盟の組織を拡大し強化する基本は、すべての構成組織の拡大と強化にある。

1、このためには、それぞれの構成組織が産業別組織としての機能をますますたかめることが必要である。とくに、地方において組織化された単位労働組合の指導ができるよう地方機構の確立を期待する。
2、組織の強化と拡大のために同盟の援助と協力を必要とする組織に対してはその組織の拡大と強化のために必要な協力を推進する。

(4) 地方同盟の強化

地方同盟は、同盟活動を全国に拡め、実践する限りない行動を期待されている。

1、地方同盟の強化と発展は、構成組織の機能が下部末端組織の一人ひとりの組合員に達しているとき活力のあるものとなる。
2、このため、構成組織は、地方機関を通じて地方同盟に協力し、同盟本部は、地方同盟の活動に情報と指示・器材を提供する。
3、同時に地方同盟は、運動体として最少限の事務局体制の確立に努める。
4、地方同盟の活動を展開するにあたって、地区同盟の果たす役割は重要であるから、その確立と地区活動強化の体制を整備する。

(5) 組織強化のための姿勢の確立

最近、労働組合にたいする共産党の支配・介入が系統的に進められている。これを排除するために、新たな発展をかちとらねばならない。
1、同盟は、一面においてその運動が惰性的におちいる傾向のあることを自戒し、きびしい態度をもって基本姿勢を確立する。
2、組織の点検を強化し、有機的にして体系立ったオルグの育成をはかる。

(6) 部門別協議会の活動の強化

同盟のもとにある関係組織の協議、協力機構としての部門別協議会は、既存の部門別協議会の活動を一層充実するとともに、必要に応じて新たな部門別協議会を発足させる。

2 産業別組織の動向

化学

七三年八月三〇日、合化労連（総評）、全化同盟、全繊同盟（以上同盟）、全石油（中立労連）、新化学（新産別）の五単産と全国石油化学労組会議（全石化）、化学産業労組調査研究会（化労研）の二団体とで、化学産業における労働戦線統一体としての化学産業労働組合連絡協議会（化学労協）が結成された。

先に、中央段階における労働戦線の再編・統一をめざして、七二年三月に労働戦線統一民間単産連絡会議が設置されたが、その構成メンバーであった合化労連、全繊同盟、全化同盟の三単産幹部は、中央にもまして化学産業労働組合戦線の統一が必要であるとする点で意見の一致をみ、七三年一月と二月に三組織代表者による懇談会を開いて、「清田メモ」（『日本労働年鑑』第四四集、二一〇ページ参照）の路線をもとにゆるい協議体をつくることで合意した。そして三月二三日に新たに新化学、全石油、全石化、化労研を加えて懇談会を開いて、中央の戦線統一の成否にかかわりなく、夏から秋までを

目途にゆるやかな連絡協議会を結成するとの方針を決め、さらに、六月二二日の第二回懇談会で結成の趣旨、組織の基本姿勢などについて確認したのち、懇談会を結成準備会に切り換え、八月三〇日の結成大会開催となった。結成宣言では協議会の目的として、雇用の擁護、労働条件の向上、公害、資源、多国籍企業問題の解決、化学労働者の連帯拡大と情報・調査・産業対策活動の充実などをあげた。結成当初の組織人員は四二万九二八〇であったが、その後ブリジストン・タイヤ（約一万六八〇〇人）、明治製菓（約四五〇〇人）、三井東圧（約五〇〇〇人）、鐘淵化学（約三〇〇〇人）、三井石油化学（約三七〇〇人）などが参加し、七三年末でほぼ五〇万を組織するにいたった。

ゴム　七四年一月三〇日、総評からゴム労連（約二万七〇〇〇人）と化学同盟の二単組（一三五〇人）とが、同盟から新たに全日本ゴム産業労働組合総連合（全日本ゴム労連、約八万人）を結成した。

これより先、七二年六月にゴム労連が中心になって全国ゴム労組統一問題懇談会が設置され、六団体が集まって組織統一について話し合ってきたが、組織論で意見の一致がみられず、同懇談会は七三年六日に解消された。その後、六七年いらいゴム労連、全化同盟ゴム部会、全国ゴム履物労組、中部ゴム労協の四団体で結成されていたゴム全協で新組織の青写真を準備して、九月に統一準備会結成を呼びかけ、一〇月八日から七四年一月一八日まで四回にわたって準備会を開いた結果、新組織結成のはこびとなった。なお結成過程で化学同盟はその傘下組織に参加を呼びかけないようゴム労連に対して申し入れたが、二単組が化学同盟を離れて新組織に参加した。全日本ゴム労連は結成大会で国際化学一般労連ＩＣＦ加盟の方針を決定している。

造船　これまで中立労連に属していた全造船機械（約一万一〇〇〇人）は、かねて総評加盟を指向していたが、七三年九月一〇日から開催の定期大会において、加盟によってたたかいを強化できるとの判断にたち、総評加盟を決定した。

他方、七二年九月に全国金属を脱退した住友重機労組（約四三〇〇人）および住重玉島労組（約一〇〇〇人）は、造船重機労連傘下の住重労組（約四五〇〇人）、三井東圧の考えに立って「住友重機労働組合連合会」（住重労連、約一万人）を結成、造船重機労連に加盟した。

国鉄　同盟の鉄道労働組合（鉄労）は、七二年から七三年初めにかけて国鉄当局の不当労働行為が国労によって大動力車労組がストライキ闘争を強めると、この闘争に参加するために国労や動労に復帰するものが続出し、組織動揺をふかめている。これより先七一年の同労組片山津大会で鉄労は、その組織人員がすでに一〇万七〇〇〇人に達しており、翌年には一五万に達するものと同労組執行部は予測していたが、その後事態はまったく逆転、国労が七四年四月末までに一万八一四五人を組織に復帰させ、動労にも鉄労からかなりの数の復帰者がみられたのに対し、鉄労は組合員が激減し、七四年六月に同労組が明らかにしたところによると、「一時は八万を割ったが、ようやく八万人台に回復」した。

このほか国鉄関係では、特定政党支持の問題をめぐって動力車労組の組織が分裂したが、この点については、次節で述べる。

3　労働組合と政党支持問題

政党支持自由化の傾向

もともと、総評とその傘下単産の多くは社会党、同盟とその傘下単産のすべては民社党の一党支持をつづけてきたが、この数年らい、一特定政党支持をやめ、政党とは共通の要求にもとづいて協力関係をもつにとどめるべきだという主張がこれらの組織内で高まり、総評傘下では合化労連、全農林が、また同盟傘下では七三年一一月の大会で海員組合が特定政党支持をやめた。このほか総評傘下では、日教組、自治労、化学同盟などの七三年の大会でこの問題をめぐって激論が展開され、自由化の修正案は否決されたものの、票差の接近が目立ったし、同盟系では全金同盟の大会で、民社党入党運動を運動方針から削除することを求める主張がおこなわれ、民社党のための選挙カンパについては、反対意見が予想外に強かったために、その結論を大会後にもちこすなど、かつて見ない新しい事態も生まれた。

政党支持問題をめぐる統制処分

こうした状況に対して、危機感をいだいた組合主流が、この趨勢をおしとどめるために、選挙にさいして組合決定の特定政党候補者以外のものを支持して活動した組合員を統制処分にかける例が、七三年から七四年にかけて目立ってふえ、七四年七月までに、こうした理由で役員解任などの統制処分や処分勧告をうけた組合員は、次にのべる動力車労組をのぞいても、二百数十人にのぼった。これを単産別にみると全逓(役員解任二三人、処分勧告ならびに警告二二人)、自治労(九人)をはじめ、全国金属、全林野、全鉱、私鉄総連、全金同盟、新化学など一三単産にわたっている。

動労の統制処分と全動労の発足

ところでこの問題が組織問題にまで発展したのは動力車労組で、この組合では七四年参院選挙の支持候補として社会党の目黒同労組委員長をきめ、組合各機関と組合員全員に資金カンパと支持活動を強制し、さらにこれを拒んだ役員と組合員を統制処分したことから、七四年三月三一日、除名された組合員によって全国鉄動力車労働組合連合会(全動労、三五〇〇人)という新組織が結成されることになった。その経過は次のとおりである。

そもそも事の起こりは、七二年一一月に動労中央委員会が第一〇回参院選挙に目黒今朝次郎(社会党)を候補者として選挙をたたかうこと、選挙闘争資金として組合員一人二〇〇〇円、当面第一次分五〇〇円を徴収することを一部の反対を押し切って決定したことにある。この決定に対しては、「組合員の思想・信条の自由を犯す」ものであるとして、徴収に応じない組合員が全国各地に続出し、七三年三月の第七七回中央委員会での報告によると、この時点でその数は動労五万のうち一万余におよんだ。この状況のもとで、七三年一月の名古屋地本青年部長に対する執行権停止を皮切りに、大阪、広島、釧路、青函など各地本でつぎつぎに執行権、組合員権、代議員権の停止・剝奪処分がおこなわれた。またこの間に動労は七三年五月の第七八回中央委員会で、①五月末を目途に未納者は納入をはかる、②これに反対する行動には本部が統一的に措置をとる、と統制処分強化の態度を決め、さらに七月の第二七回定期大会で、七三年

末に一〇〇〇円、七四年三月に五〇〇〇円の合計二〇〇〇円の徴収を決定した。そのうえ問題をいっそう重大化させたのは、七三年九月一〇日に動労本部が札幌地本に対して同地本大会が決定した運動方針のうち、①政党支持の自由と、②「労働者の団結にとって有害な革マル・トロツキストの侵入に対しては組織的に克服するよう大衆的に対処」することを謳った二項が、「本部規約第二五条に違反する」として、その効力停止を通告したことであった。このうち政党支持自由の方針は、社会党員で七三年まで一三年間その地位にあった札幌地本委員長の主張で六三年に実現し、それいらい一〇年間二〇地本が一貫してとってきた方針であった。そして同地本が本部の通告を一一月三〇日の同地本臨時大会で拒否すると、本部は同地本委員長の執行権ならびに組合員権を停止し、一二月二一日には第二八回臨時大会を開いて、札幌地本各級機関の執行権停止と同地本組合員三五〇〇人の再登録を決定した。再登録は一二月二二日以降実施され、一五一〇名がこれに応じたとして、本部は七四年一月二八日に札幌地本再建大会を強行し、こうして動労札幌地本の組織は分裂するにいたった。ついで大阪地本宮原支部と門司地本若松支部でもこのような再登録がおこなわれた。

この間、七三年一一月以降、統制処分をうけた組合員をはじめ多くの組合員が、動労本部のやり方を批判するビラを配布したり、あるいは統制処分をうけた組合員を守る会をつくって、強制カンパと統制処分に反対する活動を各地域で開始していた。また統制処分をされた組合員が裁判所に仮処分申請をおこなった事例が七四年三月までに全国で八件にのぼり、いずれの場合も申請した組合員側が勝訴し、動労本部側が敗訴したが、動労本部はこうした判決を無視して、七四年一月三〇日の第八一回臨時中央委員会で一二七名の除名、組合員権停止一年一名、三月一一～一二日の第八二回中央委員会で除名一一七名、組合員権停止一年一名、勧告三名、三月二四日の第八三回中央委員会で除名九四名の統制処分をおこなった。除名された組合員は地本別には、札幌、釧路、盛岡、仙台、静岡、名古屋、大阪、天王寺、米子、広島、北陸、新潟、水戸、東京、長野、高崎、秋田、大分の一八地本におよんでいた。

七四年二月一〇日に札幌地本の呼びかけで、全国二五地本一〇〇支部の「守る会」代表が集まり「人権と民主主義を守る動労全国連絡協議会」を結成した。ついで三月三一日、札幌に六〇〇人の代表が集まり、全国鉄動力車労働組合連合会を一地方労組、三地区労で結成し、さらに五月までに札幌、新潟、高崎、名古屋、大阪、門司、広島の七地方労組と、一地方準備会、四八支部・一五地区労組がそのもとに組織されるにいたった。結成大会で採択された「大会宣言」は新組織の目的を次のように述べている。

【全動労・大会宣言（一部）】

動労内部において人権じゅうりんと組織破壊の暴挙をすすめ、さらに反共主義にもとづいて労働組合運動、民主運動全体に分裂をおしひろげようとする動労本部の行動は、まさに国鉄労働者の根本的利益を裏切り、民主勢力全体に敵対する利敵行為以外のなにものでもない。

われわれは、ここに全国組織を結成し、労働協約の締結をふくむ団体交渉権を確立することによって組合員の切実な要求を実現し、その生活と権利をまもるたたかいをさらに大きく前進させるものである。

またわれわれは、国鉄労働者全体の組織統一をめざし、自民党政府、独占資本、国鉄当局とこれに呼応する「革マル派」などの分裂、挑発策動を完全に粉砕し、すべての国鉄労働者の団結のために奮闘するものである。

4　労働戦線の再編・統一問題

戦線統一民間単産連絡会議の解散

「労働戦線の全的統一を目標にするが、当面は民間産業労働組合の統一をはかる」ということで七二年三月に設置された労働戦線統一民間単産会議は、『日本労働年鑑』第四四集（二一六ページ）に見るとおり、七三年七月一三日の第一三回会議をもって解散した。こうして、一九七〇年二月の全鉱、鉄鋼労連、全繊同盟、電労連、自動車労連、海員組合、造船総連、電機労連の幹部の話合いに始まり、同年一一月に「戦線統一世話人会」が設置されていらい、右派勢力のイニシアチヴのもとに曲折をたどりながらすすめられてきた労働組合中央組織段階における戦線再編・統一の試みには、いちおうの終止符がうたれた。試みが失敗した理由は、第一にその間における政治・経済情勢の変化から組合運動全体が戦闘化したこと、第二に、同盟と鉄鋼労連が路線問題について、「民主主義に徹した労働運動」「議会制民主主義の尊重」などというスローガンに表現される右派路線を固執したことにあった。その結果、もともと右派勢力のイニシアチヴのもとに始められた戦線統一運動であったにもかかわらず、単産連絡会議の第一三回会議では、皮肉なことに、鉄鋼労連と合化労連をのぞく総評、中立労連、新産別の各傘下の単産が、会議を存続させてなお話合いをつづけることを主張し、これに対して、同盟系単産と前記二組織が打切りを主張した結果、連絡会議は解散することになったのである。

戦線統一問題に関する総評と同盟の方針

こののち総評は七三年八月の総評第四六回定期大会で、また同盟は七四年一月の第一〇回全国大会で、民間単産連絡会議までの経験を総括しつつ、その後のこの問題に関する方針をそれぞれ次のように決めた。

【「労働戦線の統一」（総評七三年度運動方針・Ⅳ・八・7の一部）】

（総評は）総評の団結をはかるとともに労働四団体の共同行動を執拗に追及し、また二二単産会議にも誠意をもって対応してきた。

この総評のこれまでの取り組みによって労働戦線の統一のためには組織的、民主的対応がまずはじめに大切であることが大衆次元において定着してきた意義は大きい。

しかし、いまや実際に戦線統一を実現しなければならないほど階級矛盾は激化している。労働者・国民の要求は共通して政治性をおびており、企業内的解決では真の要求解決にならないことがすでにわれわれの闘いで実証され、社会的・政治的闘争の発展が最も必要とされているからである。

そのため独占資本の労使協議＝労資協調による企業内的解決をめざした参加のよびかけに対して生活要求の社会的・政治的解決のための労働組合活動への参加を大衆に積極的によびかけ戦線統一実現のための具体的行動を大衆次元にまで拡大しなければならない。

労働戦線の統一は労働者・国民の要求を解決するための統一でなければならないことが大前提である。総評がかねて主張してきた労働者・国民の要求解決のための共同行動の発展によって、戦線統一を実現するという路線はこれまでの具体的闘いで正しさが実証されている。われわれはいまこそこの路線に自信をもち、団結を固めて戦線統一の実現が強く求められている新らたな情勢に積極的に対応していかねばならない。

【「労働戦線の再編統一」（同盟、七四年運動方針、第三部(1)の一部）】

二二単産会議の解散は、帰するところ、反体制路線にたつものと、民主主義労働運動の路線を推進しようとするものとの対立であった。二二単産

会議は解散したが、労働戦線の再編・統一を必要とした背景と条件は変化していない。われわれは、これまで確認してきた労働組合主義を路線に、民間を中心とした労働戦線の再編・統一をめざし、その気運を醸成していくために、関係組織と緊密に連携し、連帯活動を積極的に推し進めていかなければならない。

全国民労協は、労働戦線再編・統一の動きに呼応して、全国的規模で職場で働く仲間に共通する認識をひろめる役割を果し、再編・統一の気運を盛り上げるための努力を傾注してきた。われわれは、この全国民労協の運動を高く評価するとともに、今後の活動が、一歩すすんで新たな再編・統一運動の推進に重要な役割を果すことを期待し、その活動に協力する。

再編・統一のための新構想

次に、七三年七月以後における戦線統一問題の実際の動きをみると、中央レベルにおける再編・統一の話合いは、七月をもって一段階を画したものの、すでに記したとおり、化学産業では八月三〇日の化学労協の発足、ゴム産業では七四年一月三〇日の全日本ゴム労連の結成というかたちで、「戦線統一」がすすんだ。また中央段階では七三年七月以降、これまで再編・統一運動のイニシアチヴをとってきた組合幹部たちが、構想をあらたにして、この運動の推進に努力することになった。

全繊同盟の宇佐美会長は、はやくも七三年六月二七日に開かれた全繊中央委員会の席上で、「二二単産統一連絡会議はこんごの民間戦線統一の適当な舞台とは思えないので、新しい局面を開く必要がある」と強調、化学労協や、金属、化学関係労組で結成準備をすすめている多国籍企業対策労組連絡会議などの場を通じて、新しい統一をすすめる意向を明らかにした。ここに述べられた多国籍企業問題対策労組連絡会議は、国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣ中心に準備がすすめられ、ＪＣ、全繊同盟、合化労連、全化同盟の四組織の参加のもとに七月一六日発足した。

宇佐美発言につづいて七月三日には合化労連太田委員長が同労連定期大会の席上で、二二単産統一連絡会議を一三日の会議で打ち切ること、それに代わって、年金、最賃を柱とする統一要求実現のため労働四団体の話合いを促すとともに、具体的要求実現の核として〝清田メモ〟（『日本労働年鑑』第四四集二一〇ページ参照）を中心に中央、地方に民間の統一準備会を発足させることが必要だ、との見解を明らかにした。

さらに全国民労協は、同盟六単産（全繊同盟、海員組合、自動車労連、造船重機労連、全金同盟）ならびに総評二単産（合化労連、鉄鋼労連）を集めて非公式の打合せをおこなったうえで、七月二六日の幹事会で「新段階を迎えた戦線統一に取り組む国民労協の構想」をまとめた。それは「統一に向けて当面重要な目標は、賃上げ、インフレ対策など生活・国民的課題に共闘の積み重ねによって成果をあげることである。このため今秋を目途に共闘委員会（仮称）を設置する」とともに、共闘をつうじて統一へのコースを指向するかにみえながら、他方で「新しい共闘委員会は……労働組合主義と民間先行を基調とした産別の自主性に基づく運営でなければならない」とすることによって、総評はじめナショナルセンターの介入を排し、労働組合主義路線に立つ組織だけの結集をめざすものであることを明らかにしていた。

他方総評の大木事務局長は、七月二三日の国労定期大会にさいして記者会見をおこない、以上の右派の構想に対置して、従来総評が中心になってきた春闘共闘委員会を常設機関に切りかえ、戦線統一の母体にするという、総評としての労働戦線統一構想を明らかにし

た。

また私鉄総連は「統一促進派」がすすめている動きは分裂主義的なものときめつけ、電機労連は九月六日の中央委員会で、「当面は条件の整備こそ必要である」として、統一促進派の新統一構想に当分静観する態度を示した。

民間労組共同行動会議の発足

一一月一日には、さきに全国民労協が戦線統一の新構想を発表するにあたって事前に打合せをおこなった民間八単産に、自動車総連と全国民労協を加えた一〇組織で会議を開いて、民間労組共同行動会議を発足させた。発足の端緒となったのは、いうまでもなく八単産と全国民労協の非公式打合せ会（七月二六日）で、その後委員長、書記長、賃金担当者などの会議がおこなわれたすえ、一〇月二七日の委員長会議でその発足が最終確認されたのであった。会議は合化労連太田委員長、鉄鋼労連宮田委員長、全繊同盟宇佐美会長、自動車総連塩路会長を代表幹事に選び、予定どおり、国民的課題や賃金闘争などの共同行動を通じて民間先行、労働組合主義を基調とする戦線統一の核として活動をすすめるとの方針を決めた。なお一二月五日鉄鋼労連宮田委員長は富士社会教育センター主催のセミナーの席上、「共同行動会議の発足にあたって、春闘の成果の上に立って統一問題に踏み切るという意志統一が行われている。時間的には参院選もあることだし、春闘が終わった段階で改めて詰めたいと考える」と述べた。

労働四団体の共同行動

右派のいわゆる統一促進が、民間単産共同行動会議を核に、労働四団体の共闘を通じて労働戦線の再編統一をすすめることによって労働組合主義路線に立つ労働戦線の再編統一を考え、総評側が春闘共闘委員会を母体に戦線統一を構想しているという状況のもとで、七四年の春闘の時期をまたずに七三年秋にはすでにインフレ対策が焦眉の課題となったところから、一一月二一日に労働四団体の書記長・事務局長が会合を開いて、インフレ対策で政府に統一要求を申し入れることで大筋の合意をとげた。総評側は社会党の方針にそって、四野党と労働四団体による八者会談を主張したが、同盟側が労働組合だけの共闘という主張を固執したため、その線で折り合い、国会内での四野党共闘のスタートとならんで四団体の共闘をスタートさせることになったのである。統一要求にもとづく政府交渉は一一月三〇日におこなわれた。さらに七四年二月一八日には、四団体は東京の日本武道館に二万一〇〇〇人を集めて「インフレ粉砕、生活危機突破大集会」と銘うつ統一集会を開いた。

だがその直後の二月二一日におこなわれた四団体と田中首相とのトップ会談で、田中首相が「政治スト」の中止を強く求めたのに対して、同盟天池会長が春闘共闘と同盟の立場の違いを明らかにしたところから、トップ会談後の関係閣僚との個別折衝では総評が同盟との同席を拒むこととなり、これが契機となって同盟は共闘を離脱し、四団体共闘は三月一三日以降、凍結されることになった。

離脱の理由について同盟天池会長は三月一一日に大阪同盟定期大会にさいして記者会見し、次のように述べた。

①インフレ共闘はいまや共闘の意義を失った。原因は二月二一日から三・一ストにかけておこなわれた四団体と政府折衝のなかで四団体としての共同要求よりも春闘共闘委の方針に重きを置きすぎた春闘共闘委の側にある、②交渉での政府回答を三・一以後に求める動きなど同盟をばかにしたような行動がたび重なり、春闘共闘委は

みずから共闘の意義を失うような行動を起こしている、③政治ストを背景にしたような交渉に同盟も同調しているようにみられているとの下部からの声もあり、けじめをはっきりつける必要が生まれた。

これに対して、総評市川議長は、総評第四回拡大評議員会の席上で同盟の四団体共闘離脱を次のように非難した。

「一部の同盟幹部は、口ではインフレ反対といいながら、幅広い戦線から脱落し、本質を暴露して国民春闘に敵対し、労働者の闘いを企業内に閉じこめる策動を開始した。彼らは生産性向上に協力した結果が、低賃金、インフレ、公害などを発生させている現実をどう解決しようとするのか、その手法を明らかにすべきだ。このような一部同盟幹部の言動は、同盟労働者にも敵対するものだ。われわれは政府、独占、同盟の一部幹部に対し、春闘態勢を強化し、あらゆる力をふりしぼり三・二六スト、四月中旬早めのゼネストを断固闘い抜く決意である」。

また同盟の組織内でも同盟中央が四団体共闘から離脱したことについて反対の意見がでた。たとえば三月一三～一四日の東京同盟第一〇回大会で海員組合代表は次のように同盟中央を批判し、大田地区同盟がこの海員の発言を支持した。

「四団体共闘が御破算になったことは、残念でならない。あまりに政治的に過ぎはしないか。昨日の天池会長のあいさつ（注・前記の大阪同盟大会でのあいさつ）は、労働組合と政党を混同している向きがある。同盟は民社党ではなく、労働組合の連合体だ。四団体共闘は持続すべきだ。インフレ共闘国民会議にも積極的に主体性をもって参加すべきだ。海員中執はそのように決定し、同盟の執評（注・執行評議会）でも主張している」。

【参考資料】　(1)労働省「昭和四八年労働組合基本調査報告」、(2)総評第四六回定期大会資料、(3)総評第四七回臨時大会資料、(4)同盟第一〇回全国大会資料、(5)『総評新聞』、(6)『同盟新聞』、(7)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(8)労働旬報社『労働法律旬報』

概要□総評の大会――総評第四六回定期大会：開会と各代表あいさつ／活動報告と運動方針案の提案説明／活動報告・運動方針についての質疑討論の経過と修正案／事務局長の総括答弁と採択された諸決議／総評第四七回臨時大会：開会と各代表あいさつ／春闘方針をめぐる質疑討論とその結論／春闘方針案／同盟第一〇回定期大会――開会と天池会長・来賓のあいさつ／七四・七五年度運動方針案の質疑・討論／諸決議と役員選挙／新産別第二五回定期大会――開会と来賓あいさつ／七四年度運動方針案／方針案の質疑・討論／諸決議と新役員

II 総評・同盟・新産別の大会

概要

一、七三年七月～七四年六月の一カ年間に開かれた労働組合中央組織の大会は、①七三年七月三〇日～八月三日の総評第四六回定期大会、②七四年二月五・六日の総評第四七回臨時大会、③七四年二月二三日～二五日の同盟第一〇回定期大会、④七三年一〇月二二～二四日の新産別第二五回定期大会の四つであった。

一、七三年七月三〇日から五日間にわたって開かれた総評第四六回定期大会では、一九七三年度運動方針と秋期年末闘争方針、七四年六月の参院選挙闘争方針を決定した。これによって、総評は、①全国全産業一律最低賃金の法制化、②大幅賃上げ、③スト権奪還、④合理化反対、⑤年金、医療、住宅（土地）問題、減税、公害、物価にかかわる生活闘争を中心課題にすえ、秋から来春闘、参院選へ向けて一連の闘争を展開していくなかで、反独占・反自民の政治戦線形成をめざし、同時に総評みずからの主体的力量をいっそう強めていくことになった。

一、七四年二月五・六日と二日間にわたっておこなわれた総評第四七回臨時大会は、破局的なインフレと対決し生活防衛をめざす七四年春闘方針をほぼ原案どおり決定した。総評はその方針にもとづき、当面二～三月にかけては、すべての生活困窮者に対する社会的給付の緊急スライド制の確立をはじめ独占価格の公開など、反イン

フレ生活危機突破の大衆行動に精力的にとりくみ、そしてこれらの行動を積み上げるなかで勤労諸階層の連帯を深めつつ、四月上中旬にはこれまでにかつてない規模のストライキを組織して、三万円以上の大幅賃上げやスト権の奪還をめざす春闘諸要求の実現を迫ってゆくことになった。

一、七四年一月二三日から三日間にわたって開かれた同盟第一〇回定期大会では、①インフレを克服し、福祉社会をめざす、②賃闘要求基準二万五〇〇〇円の完全獲得、③参加と創造の実践、④政治活動を一段と強化し、当面の参院選を勝利、⑤同盟の強化、⑥労働戦線の再編・統一などに加え、インフレ・石油危機に対する緊急対策など、向こう二年間の運動方針の決定をみた。また、規約の一部改正により、今後は、運動方針、予算、役員改選等の主要案件については、隔年に一回定期全国大会を開くものとし、その中間に開催される全国大会を「年次全国大会」と呼び、運動方針の補足的案件、さらに当面する主要議題が提案されることになった。

一、七三年一〇月二二日から三日間にわたって開かれた新産別第二五回定期大会は、過去の運動を きびしく反省するなかから新たな決意で今後の運動の再出発を図る方針を決定した。その結果、運動の再出発の四重点として、①既成ワクを開放していく連帯をつくり、戦線統一運動の再出発、②産業別地方組織と中央組織の機能確立、③時代的課題に対応する運動の充実、④中央での統一の場をよびかける、などがとりあげられることになった。一方、七四年春闘では、インフレの収奪を社会的不公正に対する抗議の意思表示として、最大限の賃上げをめざしてたたかっていくため、一二月中旬には中央委で具体的方針を確立するほか、七四年の参院選では、革新勢力の躍進を期していくことになった。

1　総評の大会

1　総評第四六回定期大会

開会と各代表のあいさつ　日本労働組合総評議会（総評）第四六回定期大会は、一九七三年七月三〇日～八月三日の五日間にわたって東京・文京公会堂で開催された。大会は五一単産四一七人の代議員のほか各県評の特別代議員多数の傍聴者が出席して、午前一〇時五〇分開会、田村副議長の開会の辞をもってはじまり、つづいて資格審査会より、欠格組合は三組合（鉄鋼労連、文部職組、経企庁労組）であり、本大会の代議員総数六一単産六二二名のうち、前記出席代議員の分の二を満たしている旨の報告があり、その成立が確認された。議長団としては、酒井全電通共闘委員長、内山私鉄総連副委員長、河崎日放労副委員長、寺西自治労婦人部長の五名が選出され、議長団を代表して、酒井電通共闘委員長が大会宣言をおこない、大会役職員の任命をへて、総評市川議長があいさつに

立った。

市川議長は「現実の闘争が力と力の対決にならざるをえない必然性は独占を軸とする支配階級の側にもあり、われわれ勤労国民の側にもある」として、「独占の利益と国民の生活要求との対立が進行する中で、自民党は失った国民の支持を回復できないまま、ただ反動化を一層強め、ファシズムへの道を歩みつづけることによって局面を打開しようとしている。国民生活の根源をめぐる諸矛盾にたいし、なんら解決能力をもたない自民党の長期低落は必然である」と最近の自民党・財界の動向をきびしく批判した。そして、政治的な対決がはげしくなるなかで、「総評は労働者、国民の要求に忠実に対応し、大衆に依拠して闘うことによって政治、経済、社会の全領域における具体的な闘いを発展させていく」と述べ、あわせて「具体的な闘いの前進なくして政治的変革もありえないが、同時に政治的変革を展望しない個々の闘いは戦略を見失うことにもなるので、政治的変革をあらゆる闘争の戦略として設定することが重要である」と強調した。

大会初日は、この市川議長のあいさつのあと、阿部万亀四郎中立労連議長など労働界代表、成田社会党委員長、金子共産党中央委員会幹部会委員のほか、総評大会初出席の竹入公明党委員長、それに美濃部東京都知事らが来賓としてあいさつし、また、七月一六日来日したベトナム民主共和国労働総同盟代表のグエン・コン・ホア団長は、日本の労働者、国民のベトナム支援活動に感謝の意を表明して、代議員の熱烈な拍手をうけた。

来賓あいさつのなかで、成田社会党委員長は政党支持問題にふれ、「労働組合が組合員の利益にかなうような政党を組合員の自由にして民主的な討議によってきめることを〝締めつけ〟というのは批判のための批判にすぎない」として、「特定政党への支持が、労組を分裂させ、共闘や統一戦線の障害になるという議論は、事実を無視した議論である。労組の分裂は、政党支持によってではなく、資本側の組織破壊と労使協調路線のおしつけによっておこってきた。組合の無党派性や政治的中立論に立つ政党支持自由化論こそ、革新の真の統一の障害になる」と強調した。これに対し、金子共産党書記局次長は、①特定政党支持の義務づけをやめること、②労働組合は組合員に対し、政党支持の自由と政治活動の自由を保障すること、③労働組合は要求をかかげ、これを支持する革新政党との協力・共同の関係をうちたてることが重要だとし、また、政党支持自由化論が結果的に自民党を利するという批判があることにもふれて、「組合員の政治的自覚を信頼するなら、そんなことはありえないし、特定政党支持の義務をはずすことは、時代の要求、時の流れである」と反論した。一方、公明党の竹入委員長は、労働者と国民の生活を守るたたかいの重要性を強調したあと、「政党の労働組合への不介入は当然であり、われわれは政党が労組にたいし指導性をもつべきだという主張にも反対する。あくまでも労組と政党は相互に協力・支援しながら、経済・政治的目標を達成すべきであり、守備範囲は明確に区分しなければならない」と主張した。

活動報告と運動方針案の提案説明

大会第一日目の午後には、大木事務局長が七二年度活動報告と七三年度運動方針案と秋季闘争方針案、井上財政局長による七二年度決算報告および七三年度予算案提案がおこなわれた。

大木事務局長が提案した運動方針案では、向こう一年間の重点課題として、①全国全産業一律最低賃金の法制化をめざし、ストライキをもって闘う、②大幅賃上げをかちとり、所得政策に反対する、③官公労働者のスト権奪還を闘いとる、④合理化に反対し、雇用確保、定年制延長、労働時間短縮、労災補償を闘いとる、⑤年金、医療、住宅（土地）問題、減税、公害、物価闘争などに積極的にとりくむ点などがとりあげられており、総評としては、このなかでも、とりわけスト権奪還闘争に力点をおいていて、「スト権奪還の決着がつくまで七四年春闘の闘いをやめない。決定的段階では、強力なストライキを決着がつくまで継続する」という強い方針をうちだしている。運動方針案は四部からなり、その構成は、一、闘いの総括（①闘争総括の基本視点、②諸闘争を貫く特徴、③スト権奪還闘争と国労・動労順法闘争、④年金闘争、⑤賃金闘争、⑥対政府交渉と七項目合意事項、⑦労働時間短縮闘争、⑧政治闘争、⑨労働戦線の統一、⑩運動の反省点、⑪闘いを前進させるために）、二、情勢（①国際情勢、②国内情勢、③労働者・国民の状態）、三、運動の基調〔後掲〕、四、各論（①賃金闘争の強化、②最低賃金確立闘争、③合理化反対闘争、④労働時間短縮闘争、⑤権利闘争、⑥生活闘争、⑦政治闘争の強化、⑧組織の強化、拡大、⑨文化闘争、⑩国際連帯の強化）となっているが、そのうち、「一、闘いの総括」部分の「国労・動労の順法闘争」と、「二、運動の基調」に関する内容の要旨は次のごとくである（大会採択の運動方針による。なお、一・⑨の「労働戦線の統一」と四・⑧の「組織の強化、拡大」については本年鑑第二部Ⅰを、四・⑩「国際連帯の強化」は同じく第二部Ⅺを参照されたい）。

【一九三七年度運動方針要旨】

一の③、スト権奪還闘争と国労・動労順法闘争

スト権奪還闘争と密接に関連する国労、動労の順法闘争をめぐって、三月一四日の上尾駅、四月二四日の首都圏各駅で乗客の騒動が発生したことに対し、われわれはわれわれの闘争戦略ともからみあわせてその問題点についての検討を徹底的に深めなければならない。

順法闘争はスト権が不当に奪われているなかにあって国労、動労をはじめとする公労協労働者が具体的運動展開のなかで創造したすぐれた闘争戦術である。

同時に強い戦術効果は一方では乗客をはじめ国鉄利用者との間に摩擦が生じることでもある。国労、動労においてはこのことについて常に配慮してきたところでもある。

このような強い戦術効果をもつ順法闘争に対し、政府と当局があらゆる手段をつかって弾圧をはからんとするのは彼らの本質でもある。

特に今回の順法闘争に対し事態解決に努めるのでなく、組合と乗客との摩擦の助長をはかったことは、順法闘争にたいする目的意識的な攻撃であったといえよう。

同時にわれわれの側にあってもこの点は充分配慮しつつも充分な対応ができなかったことや国鉄の合理化をめぐる問題が、国鉄の安全性という国民的課題へと発展していることに対する理解が足りなかったこと、国民に共感を求める教宣活動が不足していたこと、国労、動労の闘いをつつむ交運全体、さらには総評春闘共闘全体の共闘体制の確立が不充分であったことなど率直に自己批判しなければならない。

また騒動そのものは労働組合の闘いに敵対する意図的な挑発分子の策動がその発火点をなしていることがその後の調査で判明しているが、その他の大多数の乗客は日常生活における不満を爆発させたということも充分考えられる。

従って順法を闘う目的について乗客に理解を求める対応だけでは不充分であり乗客の安全性をはじめ、乗客の立場も配慮したキメのこまかいわれわれなりの最善の努力をはかるべきであろう。順法闘争は今後のたたかいにおいても闘争戦術の一つとして堅持する。しかし同時に今回の上尾、首

都圏における騒動の教訓をふまえて産別、大産別、総評春闘共闘各々の機関における共闘体制を確立させ、さきにのべた態度を基本に国民に対し順法闘争の目的に対する教宣をスト権奪還の意義と密接に関連させて徹底的に強化し、国民の理解を拡大させる活動を目的意識的に強化しなければならない。

われわれは闘いの成果を更に発展させ、またこの一年間でかちとった教訓を生かし、四月末の政府との直接交渉でかちとった七項目合意書やILO対策などあらゆる戦術を駆使して闘争を強化し、七四春闘においてスト権奪還を現実のものとしていかねばならない。

三、運動の基調

1　七四年度運動の基本的な進め方

七四年運動は、七三年春闘のすぐれた運動の発展を土台とし、激動する政治・経済情勢、すなわち労働者階級と国民の生活と権利を破壊し進行する体制的合理化、インフレーション、政治反動、軍国主義と対決して、労働者・国民がもつ要求とダイナミックなエネルギーを統一的に組織しながら戦闘力と厚みを強化しつつ闘う。そして、それらの運動の発展には、共闘を通じての労働戦線の統一強化と、政策課題の解決をめざして反独占反自民政治戦線の形成が必要である。総評は自らの運動の主体的力量をつよめつつ、それらの基盤構築をめざして闘いを進める。

2　要求の中心課題の設定〔略〕

3　全国全産業一律最賃制の獲得

春闘方式による賃金決定は今日ますます定着しつつあるが、小零細企業や未組織労働者の賃金格差、高齢者や女子労働者の低賃金、パートタイマーや内職の低収入、失対賃金や生活保護基準のたちおくれが解消されていない。しかもこれらの低賃金構造は、インフレの急激な進行のなかで一層ギャップが目立ってきており、さらに今後スタグフレーションすらある。春闘を全労働者、全国民のものにするためには、こうしたインフレ下の低賃金構造を抜本的に解決する必要が急務でありその中心課題として全国全産業一律最低賃金制の獲得は、今日新たな任務を帯びている。

4　大幅賃上げと所得政策反対

インフレの被害をはねかえし生活を防衛するためには、より大幅な賃上げが必要であることはいうまでもない。したがって日経連がいうような所得政策に反対する。田中内閣が本年の異常な物価の動向からみて、減税などある程度の福祉政策をエサにして、それとセットにした賃金抑制を打ち出す危険性は充分ありうることである。われわれはあらゆる種類の労働者の犠牲による物価安定策に反対し、資本の負担による物価安定をかちとらなければならない。

5　スト権奪還をめざす

スト権奪還は、七四年総評労働運動の最大の目標である。われわれは七四年をスト権奪還の年として、不屈の闘いをつみ重ねいくつかの対決の足場をきずきつつ最大の勝負の段階を迎えた。われわれは、スト権奪還について決着がつくまで七四春闘の闘いをやめない。そのため、九月の公制審の期限切れを契機に処分撤回、スト権奪還の闘いを起し、長期にあらゆる闘いを組み、決定的段階では強靱なストライキを決着がつくまで継続する。スト権奪還は官公労働者のみの問題ではない。民間労働者に日常茶飯事としてかけられている不当労働行為、丸抱え政策、さらに広範な国民への市民権確立や民主主義にかかわる闘いとして位置づける。

6　独占資本の体制的合理化に反対し、新なる支配政策にたいする闘い

列島改造はインフレーション政策をひき起しつつ都市を砂漠化し、農業、山林、河川など国土を破壊しつつ進行している。そして工場の再配置によって工場ぐるみのおびただしい労働者が、技術や労働条件低下はもちろん、住宅、共稼ぎや進学などの生活環境の悪化や将来の安定性もないままに現住地から追いたてられている。

また国家独占資本の寡占化の進行により中小企業や公共的諸企業への合理化政策が更にきびしくなることは明確である。

更に、資本の新たな労働者支配として見逃すことができない問題点は、わずかばかりの妥協的福祉と参加による労使関係骨抜き政策、買収

政策である。

したがって、合理化反対闘争の重要性がすべての職場で一層重大な課題になってきている。とりわけ工場移転については、基本的に反対の立場を明らかにするとともにやむを得ざる場合といえども一切の労働条件と生活条件の悪化を許さないように反対闘争の統一的な基準を設け、産業別にも地域的にも移転反対闘争を組織して闘う。

また、所得政策にたいしては、独占価格や財政政策など資本の構造的収奪方式を徹底的に暴露し、政党や民主団体、市民団体とともに広い戦線を構築して闘う。

更に、労働者全体参加などの骨抜き政策、新鋭設備の導入、作業条件の変更、要員確保、安全闘争など、生産過程における労働条件の変更にたいしては、職場での交渉権確立を土台にして工場、単組、産別と労働条件決定の労働者側の支配力をたかめることをめざして闘う。

7　組織力・闘争力の強化

七二春闘から七三春闘へと、労働運動における大衆路線は飛躍的にたかまっている。われわれはその運動路線の基本をふまえつつ、具体的につぎの諸課題にとりくみ、組織と戦闘力の強化をはかる。

イ、大衆路線を更に徹底的につよめる。三六協定、要員確保、安全問題など職場の労働条件については、大衆参加のもとに職場交渉権の確立をはかる。

ロ、大産業別共闘の統一戦術を全産業別に広め強化する。あわせて産業別組織の交渉力強化をめざし、組織体制を充実させる。

ハ、生活闘争強化の拠点として、県評、地区労を軸とする共同行動委員会を組織化する。共同行動委員会は要求による一致点を最大公約数とし、労働団体を中心に政党、民主団体、市民団体など幅広く呼びかける。

ニ、鋭いストライキとともに厚みと戦線拡大のため、宣伝戦を徹底的に強化する。

ホ、春闘共闘委員会の要求の幅と共闘戦術の拡大につとめ、共闘委員会の組織強化をめざす。

8　政治反動・軍国主義との闘い〔略〕

9　労働戦線の統一を積極的にすすめる

労働戦線の統一はますます重要となっている。今日までわれわれは全国統一、対等、平等、無差別の立場を原則に、積極的に話しあいに望んできた。そして具体的な闘いの場を通じて、全的統一につながる大産業別共闘の強化を進め春闘共闘の戦線をさらに拡大し、共闘強化から戦線統一へと実践的に統一を指向してきた。われわれは、現段階までの話しあいの経過を尊重し、それを継続する。そして四原則、七方針の原則にもとづき、話しあいを進めるとともに、具体的な運動のなかで全的統一と要求にもとづく統一行動、共闘拡大を更に発展させる。

10　反独占、反自民の政治路線の構築

自民党の長期低落傾向は決定的であり、一九七四年六月に予定されている参議院選挙は、保守、革新の勢力の逆転が予想される。

独占資本と政府は小選挙区制によって、みずからの反動的政治体制を維持、強化をねらって失敗した。われわれが政治戦線の問題にまで視野を延長するのは、今日の労働者や国民の生活課題は、もはや独占本位の政府下では解決が不可能であることが決定的になったからである。いまや国民の生存と市民にとっての社会的権利は資本の権利と決定的に対立している。したがって生活防衛の闘いは必然的に政治・経済・社会制度のあり方の変革にかかわらざるをえない。

われわれが支持し、めざしている統一戦線は、反独占、反自民の広範な国民連合戦線である。そのため、われわれの生活闘争は、具体的な要求闘争であると同時に、すべての野党、労働団体、市民団体、民主団体の大結集をめざし、共同行動をつみ上げていくことが重要であり、またその過程の中から国民の共通の政策形成に努力してゆく必要が増大してきている。

11　反戦平和の闘い〔略〕

一方、秋季闘争方針案は、政府の予算編成作業に照準をあわせた生活予算獲得要求行動や官公労働者の争議に対する処分の撤回、ス

ト権奪還闘争、反合理化闘争などを中心に多面の具体的な闘争内容をもりこんだもので、総評としては、この年の秋季闘争を翌春の春闘から参議院選挙にいたる一連の闘争の出発点として重視し、例年になく力を入れたものであった。

このなかで注目されているのは、年金、住宅、減税、高齢者要求などの生活要求について「国民的統一要求」づくりをめざしている点である。この「国民的統一要求」は、他の労働団体や民主団体、政党などを加えてまとめるもので、将来の統一戦線を展望したうえでの生活要求づくりの性格をもつものとされている。また、参院選闘争方針では、「保革逆転の可能性がある以上、野党第一党の社会党の責務と、同党を支持する総評の果たすべき役割はとりわけ大きい」として、「保守・革新逆転に必要な一七議席を社会党単独でも獲得するよう組織の全力をあげて取りくむ」とうたっている。このための具体的な方針として、①社会党公認の全候補者を総評およびその下部組織が他党に比べて弱いこと、②社会党の単産の推せんとする、③各単産は組合員にとや、労組内の社会党支持率の変化などから単に推せんするだけでなく、組合員にたいする教宣活動を強化する、④参議院選のたいし社会党支持率高揚と定着のため努力を重ねる、「公害闘争強化の方針補強と時短闘争に関する修正・補強」（全金）、「低所得者の生活危機・最賃闘争強化、反合闘争強化の補強・修正案」（全自運ほか一五単産）の四修正案のほか、電通共闘と国労から補強提案がおこなわれた。

七項目合意と処分問題については、その後再度の総評側と山下官房副長官との折衝がおこなわれたが、最終的に八月四日の処分強行を一カ月間のばす主旨の話しあいが決裂し、春闘処分をめぐる政府の態度に対する総評の姿勢について、大木事務局長は次のような答弁をおこなった。すなわち、①政府、国鉄当局は七三年春闘処分について公正、慎重におこなわれながらも、おりから国鉄当局が国労、動労の両組合に対し、八月四日に第一次春闘処分をおこなうと通告してきたため、大会は政府と春闘共闘委が交わした「七項目合意事項」との関係をめぐって論議が沸騰した。これは、七三年春闘の四・二七統一ストのなかで、総評と政府との代表のあいだで合意した処分問題などにかかわるもので、同「合意」では、「春闘処分については、公正慎重に行なう」とし、さらにその細目を決めたといわれる〝念書〟によって、「九月三日の公務員制度審議会までは処分はできないのが常識」と大木事務局長はくりかえし答弁してきていたものであったが、それにもかかわらず、政府、国鉄当局が、八月四日にも大量処分をするとしたため問題となったものである。

この日、七二年度活動報告が承認されたあと、七項目合意と処分問題、スト権奪還闘争、生活闘争、政治戦線と政党支持問題などを中心に新運動方針案の質疑・討論が開始されるとともに、「最賃、時短闘争に関する修正・補強」（全金）、「公害闘争強化の方針補強と政党支持自由化を求める修正案」（合化）、「低所得者の生活危機・最賃闘争強化、反合闘争強化の補強・修正案」（全自運ほか一五単産）の四修正案のほか、電通共闘自由化の修正案」（全日自労）、「政党支持と国労から補強提案がおこなわれた。

活動報告・運動方針についての質疑討論の経過と修正案

大会第二日目は、一九七二年度の活動報告に対する質疑討論にはいり、各代議員から、①七三年春闘の総括、②スト権問題などについて発言があった。春闘の総括については、「前進した」との評価がおこなわれながらも、おりから国

なう「時期、内容について慎重に配慮する」との約束に反して、一方的に処分を強行せんとしている。このことは七項目合意に反する背信であり、われわれは徹底的にその責任を追及する。これを総評への挑戦とうけとめ、総評に統一指導部を設け、秋闘方針に示した処分反対、スト権奪還闘争の時期を早めるとともにたたかいを強め、次の諸行動にとりくむ。②八月四日に予定される処分に対する国労、動労の抗議順法闘争を総評全体で包み、当局への抗議、戦術への協調、乗客対策などの諸方針を緊急に指示する。八月下旬、総評レベルで、公労協、公務員共闘、民間を含めて統一ストライキをもってたたかう。処分のあったつど、波状的に抗議のたたかいを継続しながら、最大のヤマ場を九月中・下旬と設定し、全単産を含む強大なストライキを決行する。③今回の背信が国会その他一連の反動諸行動と関連するとうけとめ、公制審でのたたかいを強め、ＩＬＯへの働きかけなど国際キャンペーンをおこなう。諸課題とともに田中内閣の責任を追及してたたかう。

また、注目の政党支持問題に関しては二つの修正案がだされていたが、そのうちの全自運ほか一五単産の修正案は、原案にある「日本社会党を支持し、他の革新政党との間にも政策が一致する場合は協力して闘う」という部分を中心に総評と社会党との支持関係をうたった部分を削除し、代わりに「組合員の思想、信条、政党支持の自由、政治活動の自由を保障し、労働者の階級的利益実現のために革新政党と相互の自主性を尊重しあいながら一致する要求にもとづく協力・共同をすすめる」という主旨の文章を入れるべきであるとするものであり、他の一つは合化労連の修正案で、原案のうち社会党支持を理由づけているくだりを削り、労働者の思想、信条の自由を前提として、①組合員の政党支持の自由を保障し、②労働者の要求にもとづき、その実現のため社会党を中心とする革新政党との協力、共闘を強化するという表現にかえるべきだという内容だった。この問題をめぐる論議では、医労協の浅沼代議員が「特定政党支持」を義務づけることは、①労働者の思想や政党支持の相違にかかわらず共通の要求で団結し闘争するという労働組合本来の性格を無視し、団結をそこなうとともに、労働戦線の階級的統一に大きな障害をつくりだす、②労働組合の政治的立場を特定政党の政治路線に従属させる結果となり、労働者の経済闘争、政治闘争の階級的前進をさまたげる、③七〇年代の後半にむけて政治の革新をかちとるために全民主勢力の共同闘争強化、統一戦線の結成が望まれているときに、労働組合がその推進力となるのではなく、逆にセクト的傾向をもちこみ共闘推進にブレーキをかける結果になると指摘し、特定政党支持の義務づけを改めるべきだと強調したのに対し、電通共闘の都留代議員や新潟県評の宮下代議員からは、それぞれ「政党支持の自由論は自民党でも、民社党でも結構ということに通じる」「労組が階級的政治組織・政党を支持することは当然で、ひとつの政党に力を集中した方が効果的だということで、それを決めることは問題ではない」とする原案支持の立場が宣明された。全自運の引間代議員は、それらの意見に反論し、特定政党支持は労働組合と政党が相互の立場を尊重して共通課題にとりくむうえで障害となっているうえ、労働戦線統一を実現させるうえでも障害となっていると重ねて主張するとともに、国際的な労働運動の教訓でもあると述べた。

事務局長の総括答弁と採択された諸決議

三日間にわたる討論の内容は、多方面にわたったが、大会最終日の八月三日には、幹事会見解によって、政党支持自由化問題は採択にもちこまれ、合化案賛成八〇票、一六単産案賛成六六票でいずれも否決され、その他の修正・補強案については、議長とりまとめのように「十分配慮する」ということでおおむね受け入れが決定し、大木事務局長は、秋以後のたたかいの展望を含めて七三年春闘の総括と七四年春闘の体制づくりに関する討論を次のように集約し、大会の確認をえた。

【大木事務局長総括答弁(要旨)】

来春闘は政治決戦となろうから、不当処分問題、高齢者問題、住宅、減税など国民諸要求と結合させながら闘い、春闘の準備は一月一〇日頃から討論集会を強め、三月の中旬には先行組合はストライキに入り、四月初旬から公労協、公務員共闘を含めた闘争を構える、そのなかで宣伝戦をつよめながら、戦術の幅と、規模を強化していく。

①また、スト権奪還闘争では九月半ばから全体としてスト体制を構えつつ白黒の決着をつけるいみで春闘の時期を最低半月早めることを幹事会側は受けとめる。

②生活闘争の中心課題は、九月中旬、春闘共闘の発足までに中立労連、新産別等と相談し、全労働者の期待にこたえるように、社会保障、年金闘争、住宅闘争、減税闘争のなかからしぼって本春闘で闘ったように賃金闘争、権利闘争、年金闘争、時短闘争と、大衆が理解しやすいように配慮し、国民の共感を得ながら一致した行動をおこしたい。

③労働戦線統一問題では、大産別共闘を強めるなかで、春闘共闘の拡大強化をはかり、総評、中立労連、新産別・純中立、できれば同盟の賃闘を結んで、巨大化していきたい、このため必要とあれば、役員構成、事務所などの配慮も考えたい。

④政治戦線の問題では反独占の生活闘争をもとに、政党間のセクトの角をとって日本の国民と労働者階級の期待に答える戦線構築のための底辺の役割りを果したい。

かくして今大会では、鉄鋼労連の春闘特別賦課金未納にともなう鉄鋼労連代議員の資格問題をめぐり、同代議員が総退場するという事態もあったが、運動方針はほぼ原案どおり決定され、大会宣言のほか、①失対労働者等低所得者の生活危機突破に関する決議、②沖縄国際海洋博覧会中止を要求する決議、③「国民の交通を確立する全国大行動」を成功させるための決議、④自然破壊と住民無視の大開発に反対する決議、⑤ＡＢＣＣ労組の闘い支援に関する決議、⑥長期闘争組合を支援する決議、⑦「ベトナム労働会館」建設カンパ達成促進に関する決議、等の特別決議と諸決議を採択して閉幕した。

2　総評第四七回臨時大会

――「国民春闘」方針の採択

開会と各代表あいさつ

「インフレからの生活防衛」を重点目標にした七四年春闘方針を最終的に決める総評第四七回臨時大会は、七四年二月五・六日に東京・九段会館で開催された。第一日目は、酒井副議長の開会の辞をもってはじまり、つづいて資格審査委員会の報告がなされた。欠格組合は一組合（経企庁労組）であり、本大会の代議員総数は六三単産、六四九名、うち一〇時三〇分現在四七単産四四二名代議員が出席しており、大会成立要件の三分の二を満たしているので大会成立が確認され、議長団として、長尾自治労委員長、太田全専売副委員長、田中全国金属

副委員長、広瀬化学同盟書記長、江尻医労協婦人部長の五名が選出された。議長団を代表して、長尾自治労委員長が大会成立宣言をおこない、大会役職員の任命をへて、総評市川議長があいさつに立った。

市川議長は春闘にのぞむ基本的態度について、「今日の情勢の最大の特徴は、巨大企業の利潤第一の反社会的行為がすべての労働者、国民の生活を圧迫しており、これにたいする国民の怒りはかつてなく高まっている。われわれは資本の横暴とこれを黙認している政府にたいし、生活を破壊されているすべての国民と連帯しつつ、反自民、反独占の巨大な統一戦線を構築して対決していかねばならない」と国民との連帯を強調し、その具体化として「インフレの被害をもっとも集中的にうけている未組織労働者、出かせぎ、日雇い労働者、生活保護世帯や年金生活者、身体障害者、難病患者家庭の生活保護確立のため、あらゆる社会保障の抜本的改革をはかる」ことの必要性を述べ、その先頭にたって労働者と労働組合がたたかうことは〝階級的任務〟であると力説した。

このあと市川中立労連副議長をはじめ石橋社会党書記長、金子共産党常任幹部会委員、矢野公明党書記長、美濃部都知事らが来賓としてあいさつを述べた。

また、年金生活者、生活保護をうけている人たち、身体障害などの難病者を家族にもつ人たち、原爆被爆者などの団体代表があいさつにたち、インフレ下の生活をそれぞれ訴えるとともに「国民春闘に期待する」と述べた。総評大会でこれら代表があいさつしたのははじめてであり、市川議長はこの大会に先だつ四日、東京で開かれた「低所得者層中央集会」で生活保護世帯の「インフレ手当」要求などがとおらないかぎり、労組の賃上げ闘争もおわらないと強い決意を表明していて、本大会ではこれらの要求と賃上げをどうかみあわせていくか、またスト権回復をどのような形で実現していくか、など闘争の具体的なすすめ方をめぐって論議が出されることになった。

春闘方針提案　第一日目の午後から、大木事務局長から闘争経過の報告と七四年春闘方針案の提案説明がおこなわれ、これをめぐって質疑・応答がかわされた。大木事務局長はその方針提案のなかでとくに「すでに資本と政府は、民間大手の一部に相当程度の賃上げ回答をだし、春闘戦線の分断をはかる方向を露骨に示している。また、賃上げ回答を先行させることによって、制度闘争やスト権闘争との切離しをはかることが相手側の作戦として予想される」と指摘し、「このような資本、政府の出方と対決するには、第一に津波のようなデモにより相手を完全に包囲する戦線を構築すること、第二は、国民的要求が解決しない限り、賃上げの妥結はしないという方針を本大会で互いに盟約しあうことが必要だ」として、春闘が賃上げだけに終わらないように、各代議員の決意を促した。

【一九七四年春闘方針(要旨)】

二、七四年春闘の基調

1　春闘の基本的課題　七四年春闘が、真に国民春闘となるためには、大幅賃上げだけでなく、国民福祉の充実（年金、最賃制、社会保障、社会福祉など）をも、自らの課題にすることが絶対に必要であり、さらに野党各党と一緒になって、物価政策としての企業行動の追求から企業のあり方の変革、そしてそのための自民党内閣の打倒、参議院選勝利という大きな政治的流れの中に春闘をしっかりと位置づけていかなければならな

ない。

2　インフレによる国民生活破壊と闘う国民春闘　七四春闘は、何よりも根底から破壊されようとしている労働者、勤労国民の生活を守り抜くことが至上の命題であり、国民の生活に対する不平、不満、怒りを総結集し、春闘共闘に結集する全労働者の大きなエネルギーを中核として、可能な限りの幅広い共闘体制をつくり上げ強力な闘いを展開していく。特にインフレの被害を最も集中的に受け、極度の生活危機にさらされている特定疾患を抱える家族、低所得者、生活困窮者などとの連帯した闘いは、われわれの目指す国民春闘の展開にとって緊急である。総評は、これらの共闘の環のなかで牽引車の役割を荷い、その総力を結集して、闘いの先頭に立ち、政府と独占に対して、絶対に闘いの手をゆるめないことを明らかに確認しなければならない。

3　反自民、反独占国民戦線の結集をめざす　七四春闘におけるこのような闘いは、在来の成長経済下の春闘とは決定的に異なるものである。闘いは必然的にラジカルにならざるを得ない。政府、自民党、財界はあらゆる手段と方法をもって抑圧と分断をはかってくることも明らかである。闘いの組織化は職場と地域の大衆的エネルギーを余すところなく吸い上げ、それを最も効果的に爆発させることである。特にすべての労働者と幅広い勤労国民の求めている切実な要求、そこから引き出される行動を統一的に組織し、有機的連携のもとにこれを拡大し、分断を許さない戦線の形成がどうしても必要である。また、自治体の民主化と権限を拡大する闘いを革新首長と連携を深めて強化し、低所得者、生活困窮者の生活防衛に努めることも重要である。そのためわれわれは共同行動委員会の活動をつよめ、すべての野党、あらゆる労働団体、市民団体、民主諸団体の大結集をめざし、総評がその結集の潤滑油となるようにつとめ、そこを起点として多種多様の共同行動をつみ上げていく。その結集の環を基軸にしながら、具体的な諸行動としてケタはずれに大規模な宣伝戦、安保闘争に優るとも劣らない市民各階層を含む津波のような連日の一大デモンストレーションを組織する。

4　国民総ぐるみのゼネスト体制をつくりあげる　七四春闘の諸行動、闘争は大衆的、組織的闘争として展開する。七四春闘の行動は一月早々から火蓋を切るが、何よりも重要なことは四月中旬に最大、最高の決戦を行なう路線を全体で再確認し全組合が、ここに歩調を統一することである。そしてこの決戦期に向けて最高の戦術が駆使できるようすべての精力を注がなくてはならない。勿論、産業別、単産の実情はそれぞれ異るが二月下旬から決戦段階にかけての戦術は、次第にエスカレートさせながら、それぞれが最も闘いやすい条件のなかで、闘争力をフルに発揮させる闘いを組織する。この間最も有効な時期を狙って制度闘争の統一行動を一波乃至二波設定するが闘いの基本はスケジュールにこだわらず、各産別、単産が闘争力を最大限に発揮できる戦術設定を行なうことに置く。そして決戦段階では「インフレ反対の国民ゼネスト」を闘う。そして無期限のゼネスト状態をつくり出し、要求貫徹まではストライキは絶対にやめない。

5　質的転換と産業、経済の構造をかえる闘い　七四春闘をとりまく内外情勢は、国民生活を守る立場での産業、経済の構造を変えるまで闘い進めなければならない。今日の危機的状態を克服してゆくには日本の産業経済の根本にメスを入れ、その構造そのものを変えてゆく以外にないことが明らかであり、しかも政治制度の改革と明確につながっている。

われわれの闘いが、これに応えることにならなければ国民春闘とはいえず、七四春闘の真の勝利はあり得ない。従って所得政策の粉砕は勿論のこと大幅賃上げ、諸制度の大幅改革をかちとらなければならない。特に誰でもどこでも最低六万円の最賃制確立、一日七時間週三五時間への時間短縮、賃下げ、労働強化なしの週休二日制確立、賃金スライド、誰でも最低六万円年金への大幅改善、処分絶滅、スト権奪還や、エネルギー危機に便乗した合理化攻撃にしっかり歯止めをかける闘いは殊のほか重視し、賃上げ問題が解決しても決して闘争体制を解かないことを確認しなければならない。特にスト権奪還闘争は、ひとり三〇〇万官公労働者だけの問題ではなく、民間労働者の権利の回復拡大と一体であり、同時に、制度闘争をかちとる鋭い突破口として、日本における労使の力関係を変える重要な闘いである。

6　政治反動と鋭く対決しよう　七四春闘の戦略路線は政治・経済体制の改革をめざす闘いである。現在の生活危機は安保体制下の労働者、国民の収奪の所産であり、「安保が茶の間にまで飛び込んできた」ことを端的に示している。われわれは生活と安保体制の結節点を明らかにし、安保体制下の思想・信条の自由、言論・集会・表現の自由の抑圧、司法・教育の反動化、権利の制限、小選挙区制問題などの政治反動をはね返す闘いを組織する。即ち、反自民、反独占の戦線を構築し、七四春闘は諸悪の根元に迫る「世直し春闘」と位置づけて闘う。このことを通して予想される参議院選挙、総選挙を勝利する基盤を形成する。

三、七四春闘の統一要求

1　総評は七四春闘を闘うに当って、春闘共闘の大要求を基本にすえて闘うとともに、七四春闘を国民春闘として大きく発展させ、大企業の横暴を打破るため、情勢・基調をふまえて次の統一要求を設定し、その実現をめざし全力をあげて闘う。

2　七四春闘の統一要求　①インフレの被害を最も集中的に受けている低所得者、高齢者、年金生活者、身体障害者(児)、難病患者等の生活保障の確立。また、これらの生活保障の最低の要求としてすべてにスライド制の確立をはかる。②インフレをのりこえる三万円以上の大幅賃上げ獲得、所得政策反対、全国全産業一律最低賃金制の確立。③エネルギー危機から国民生活を守るとともに、雇用保障確立、失業反対、失業保険制度および職業訓練制度改善。④スト権奪還、労働基本権確立、組合活動の自由確保。⑤一日七時間、週三五時間をめざす労働時間短縮と週休二日制獲得、週四〇時間、週休二日制を中心とする基準法改正。⑥賃金スライド制の確立を重点にすべての年金の大幅改善、医療制度、労災保険の抜本改善を中心とする社会保障の充実、労災職業病保障の改善、物価値上げ反対、減税、公害追放、低家賃住宅の大量建設。⑦安保条約廃棄、憲法改悪反対及自衛隊・軍事基地撤去、小選挙区制粉砕、軍国主義路線反対、教育・文化・司法の反動化阻止、平和独立民主主義の確立、保革逆転の参院選勝利、田中反動内閣打倒。⑧大企業の行動規制、民間大企業の四八年四月一日以降の各社の製品値上げの理由と内容の公開、配当、金利負担、内部留保、減価償却率の公開。大企業に対する土地規制、法人税の増額、大企業のコスト、マージンを公開させることをはじめとする大企業規制のための行政的・法的制度の確立。

春闘方針をめぐる質疑討論とその結論

二日間にわたる代議員の発言では、①インフレの被害を最も集中的にうけている低所得者、高齢者、年金生活者、身体障害者、難病患者等の生活保障の確立、スライド制の確立のためにどのように政府を追いつめ、戦術をたてるのか、②これをうけて国会予算審議のヤマ場とみなされる二月二五日から三月上旬への連日の大衆行動、とくに三月一日に反インフレ、スト権奪還などの制度要求闘争に、公労協、全国金属、炭労から二四時間ストを決行するとの決意表明がなされるとともに、多くの代議員から力量の差はあっても、なんらかの形で参加するとの決意、③スト権奪還の道すじを明らかにすること、④反インフレのたたかいで、(イ)便乗値上げ、売り惜しみ、買占めを絶対にさせない、独占価格を昨年七月時点まで押し下げる、(ロ)公共料金の凍結、(ハ)社会保障制度のスライド制実現と、これが認められないかぎりストをやめない、⑤大幅賃上げ要求額三万円は低くはないか、⑥全国全産業一律最賃制闘争と各県段階での闘争のあり方、⑦統一戦線について総評としてどういう態度をとるのか、⑧失業保険の改悪反対、などの意見がだされた。

つまり、この大会論議では、三万円以上の大幅賃上げ、スト権奪還をめざす労働者の闘争と国民諸階層の生活を守るインフレ阻止闘争とをどのように結合させ、今春闘を真に国民春闘に発展させるかに発言が集中し、討論がくりひろげられた。

そのなかで、大木事務局長は代議員の質問にこたえ、①今春闘で

はインフレ反対の国民要求をかかげて政府に迫り、これが解決しないかぎり賃金闘争を終わらせないことをも基本方針とする。②三万円以上の統一要求を三万五〇〇〇～四万円に引き上げろという意見はとうぜんだ。各単産別に決めてもらいたい、③三月一日の第二次統一行動はストを含む一〇〇万人国会動員で成功させ、春闘勝利の展望を切り開くものにしたい、④失業保険法改悪には絶対に反対であり、今国会で廃案に追いこみたい、などの方針を明らかにし、承認された。

このほか、「四月の早い段階で、ある程度の回答がでて、妥結したのちインフレ阻止、制度要求でストを打つのはむつかしい」(合化)、「国民緊急要求が多すぎると中途半端に終わるおそれがあるのでもっとしぼるべきだ」(全逓)、「対政府交渉は一般組合員が疑惑を持たないようにやるべきだ」(日教組)などの意見に対し、大木事務局長は次のように総評執行部の見解を明らかにした。すなわち、①経営者が賃上げ交渉の妥結時期を早める構えをみせており、闘争で分断されないよう四月中旬に予定しているヤマ場を若干くり上げるとともに、二月二六日の第二次統一行動日には全単産が勢ぞろいし、準ゼネストの闘争体制をとりたい、②国民緊急要求は対政府交渉の過程でしぼらざるをえなくなるだろうが、その場合、低所得者への三万円のインフレ福祉手当支給、福祉年金給付への物価スライド制の導入、公共料金の凍結、企業の商品コスト公開などにしぼることになろう。なお、大会は右の事務局長答弁を全体で確認し、運動方針案の一部を補強することで満場一致の決定をみた。

このあと、「雇用保険法案に反対し雇用、失業保障の抜本改善を要求する」特別決議と「労働者、国民の生活を破壊する諸悪の根源は、大企業などの反社会的行為、それと癒着している田中内閣の反国民的政策であり、われわれはこれと全面的に対決するため、インフレに苦しむ国民各層と連帯し、その先頭に立って国民春闘をたたかう」との内容の大会宣言を採択して、二日間にわたる日程をおえた。

2　同盟第一〇回定期大会

開会と天池会長・来賓のあいさつ

全日本労働総同盟（同盟）の第一〇回定期大会は、一九七四年一月二三～二五日の三日間、東京・九段会館で開催された。第一日は午前一〇時七分、土居副会長の開会の辞にはじまり、代議員三七〇名、役員三一名の出席をもって大会成立が宣言され、議長に佐藤晋六（全繊同盟）、副議長に柳沢錬造（造船重機労連）、吉川司（海員組合）、鈴木惣一（電労連）、森田一男（全郵政）、大羽敏雄（三菱自工労組）を選出、つづいて天池会長があいさつをおこなった。

天池会長は、わが国がいま直面している最大の問題は悪性インフレであるとし、「このようにインフレを加速させた最大の元凶は、過剰流動性、日本列島改造論にみられる田中内閣の政策的失敗にある」とはげしく批判し、またホコ先を財界に向けて、①財界は〝企業の社会的責任〟に対し無自覚である、②財界首脳の考え方は株主

の利益確保を第一としている、③今日、企業に要請されているのは福祉、教育文化、環境問題など社会に寄与する非営利的行為である、と指摘した。天池会長はさらに「自由と民主主義は国民全体のもので、労働者の犠牲によって築かれたものであり、いま一握りの財界の自覚なき行為で、これを犠牲にするがごときは断じて許されない」と述べ、財界の便乗値上げを撲滅するために政府に超過利得税の創設を迫った。賃金闘争については、日経連の見解に対し「経営者といえども、労働者の生活防衛のための賃上げ要求を拒否するわけにはいくまい」と反論して、二万五〇〇〇円（三〇％）の賃上げ闘争を強力に推進すると同時に、年金生活者の生活防衛のために年金の物価スライド制の実現に向かって優先的な努力を傾ける決意を明らかにし、最後に民主的労働組合を貫く「改革者意識」を明確にすることがすべての基本であり重要であることを強調した。

来賓あいさつでは、まず民社党議員を代表して春日委員長から、参議院選への決意と協力が訴えられた。つづいて、石垣新産別委員長、関民社研議長、落合国際自由労連東京事務所長、マツールＩＣＦＴＵ・ＡＲＯ書記長、長谷川労働大臣、ビューレンシュタインドイツ労働総同盟東京事務所長、ワードＡＦＬ・ＣＩＯ副会長、路中華民国全国総工会書記次長、朴韓国労働組合総連盟事務総長、イギリス労働組合会議リー経済部長、カブラＩＣＦＴＵアジア労働大学学長の各氏から国内・外の諸団体を代表して連帯のあいさつがおこなわれた。

このあと一九七三年活動報告が前川書記長より、ひきつづいて斎藤財政局長から七三年度会計報告、橘会計監査委員からは会計監査報告がそれぞれおこなわれ、活動報告の質疑では官公労の組織問題、労働戦線問題、政党支持自由化の問題、産業政策問題などがとりあげられたが、本部活動報告、会計報告とも提案どおり一括承認されて、第一日目の議事を終了した。

七四・七五年度運動方針案

第二日目は、前川書記長が向こう二年間の運動方針案を提案した。運動方針案は、①運動の基調と重点、②当面の具体的政策、③同盟活動の強化の三部からなるもので、その内容はインフレから生活をまもるための二万五〇〇〇円の賃上げと、民社党との支持関係の強化を打ちだしたものであり、運動方針案作成段階ではふれなかった石油危機による影響についても、この日「当面の石油情勢と今後の経済情勢」の一項が追加提案された。同盟は七三年の運動方針で、将来の実質経済成長率を約一〇％と見込み、これを二〇％程度上回る賃上げを獲得していくという長期賃金計画を決めていた。しかし、追加提案のなかで「七四年度の実質経済成長率は五～六％程度、七五年度以降の平均成長率は、原油をはじめとする資源の制約、福祉型経済への転換によって従来の一〇％強から七～八％程度に低下するものと判断される」と述べ、長期賃金計画を事実上訂正するものとなった。運動方針案のうち労働戦線問題にかかわる項については本年鑑第二部Ⅰを、国際連帯活動にかかわる項については同Ⅺを参照。）

【一九七四・七五年運動方針案、第一部「運動の基調と重点」（要旨）】

一、運動の基調

(1) 福祉社会の実現

われわれは今日まで福祉社会の実現をめざしてきたが、現在大変困難な情勢に直面している。われわれは今日まで生産輸出第一主義に批判を加えながら、福祉路線を追求してきた。いま福祉路線は高度成長政策の

中で遭遇しているインフレ問題、石油危機などで、その基盤は大きくゆらいでいる。同時に高度成長経済政策は、石油危機によって事実上ブレーキがかかっている。われわれはこの困難な情勢に直面し、これまでの反省をし、新しい角度から見直して力強く行動をしてゆかねばならない。人間は自由、平等、平和、そして幸福な生活が保障されることが基本である。同時にこの社会から貧乏、病気、老齢で困っている人、教育などに関する問題について、十分社会的に重視されカバーされていく方向性をお互いに確認したいと思う。今日福祉路線を築く上で、全力をあげてインフレ反対闘争を組織しなければならない。民社党はいま「生活防衛国民会議」を結成することで各方面へ接触を強めているが、同盟もこの運動に対して重要な役割を果してゆく方向で検討してゆきたい。

(2) 賃金要求

1 福祉社会を実現するためには、単に政府に対し政策転換を求めるにとどまらず、労働組合自らが自主的活動を強力に推進していくことが肝要である。その第一は、賃金水準の引上げを中心とする労働諸条件改善の闘い、とくに国際公正労働基準に照合した労働諸条件を実現することである。

2 七三年春の大幅賃上げにもかかわらず、その後の激しい消費者物価の上昇によって、勤労者の実質可処分所得もほとんど上昇していない。勤労者世帯の実質消費支出の伸び率も七三年七月以降は極度に低下している。一方、七二年秋頃からの操業率のいちじるしい上昇と活発な省力投資によって、七三年度中の名目生産性の上昇率は、かつてない高さに達するであろう。

3 われわれは、労働者の意欲を結集し、大幅賃上げを通じて労働者生活を守り、たかめるとともに、経済構造・分配構造の転換をはかり、福祉社会実現の基盤を構築するために、全組織を挙げて闘わなければならない。

4 政府・経営者の間では、最近の加速的インフレについて、大幅賃上げによる需要増大がその主因であると強弁し、また将来、スタグフレーション（不況下の物価上昇）に陥る可能性があるとして、賃金上昇の抑制を主張する論議がたかまっている。それは、賃金上昇を生産性上昇のワク内に抑制しようとする所得政策であることに違いはない。われわれは、わが国経済が客観的に分配率の引上げを必要としているという認識にたって、さらに、賃金はあくまでも労使の自主的交渉によって決定されるべきであるという基本原則にたって、かかる所得政策の導入に対しては、断固反対する。

5 労働時間短縮・休日増加・余暇活動の充実は、豊かな人間性を創造するためのわれわれの基本的欲求である。さらに、雇用構造の変化に対応し、充分な教育・再訓練を可能とする教育休暇・長期休暇との取組みも不可欠となっている。すでに、先進諸国では、週三五時間労働の段階をむかえ、週休三日制あるいはフレックス・タイム（伸縮自在な労働時間制）の検討ないし実施がみられる。高度に発達した現代社会にあって、いずれの国の労働者も余暇の増大、生活の質的向上をめざす闘いを一段と強めつつある。われわれは、以上の情勢をふまえ、さらに前進をかちとらねばならない。

二、参加と創造の実践

どんなに口で福祉を唱えてみても、今日までの長い労使関係の中で、参加問題についてどれほど積極的に経営側が、あったのであろうか。現在、一部を除き、また産業別には労使協議制は確立されていないところが多い。したがって日経連とこのことについての「共同研究の場」を設けることも重要な意味をもっていると思う。

今日の政治は自民党の絶対多数、共産党の進出、そして民社党の退潮の中で行なわれている。国会では単独審議、あるいは審議拒否がしばしば行なわれ、空白状態は連続してきた。この意味で民主政治の一つの危機的な様相を示している。われわれはこの際あらためて民主社会主義の路線を再確認し、民社党支持の活動を同盟はさらに一層強化してゆきたい。今日の同盟が二五〇万になるまでには、ずい分多くの組合が政党支持問題をめぐって戦後長く論争が続けられた。そしてその中で中心的に政党支持の自由を主張したのは共産党からの指示をうけた共産党の細胞であったことも事実である。そして複数政党支持、政党支持を全くきめない場合、政治活動

に対して十分な自らの政策なり、自からの主張を、真にからだを張ってやるような状態にはなってこない場面が多かった。この体験というものもお互いに確認して、方向性をかためてゆく必要性を今日痛感する。

三、労働戦線の再編・統一と同盟の強化〔略、Ⅱ・Ⅰ・2参照〕
四、教育活動の新しい任務〔略〕
五、国際労働運動の強化〔略〕
六、地方同盟の強化〔略〕

方針案の質疑・討論　第二日目の運動方針案に関する前川書記長の提案説明にひきつづいて質疑・討論がおこなわれた。この日の論議では政党支持問題が中心となったが、そのなかで政党支持の自由化にふみきった海員組合の土井副組合長は、その理由について、①労働者の利益を本当にまもるためには政治活動のあり方を根底から見直す必要がある、②同盟が運動方針案で共産党を敵対視し、民社党一党支持に固執することは、かえって政党次元の抗争に引きずられ、政党とのゆ着を強める、③労働運動は一党一派にかたよらず、全野党と協力する立場から国民が抱いている社会経済の不安を解決すべきである、と述べるとともに、「修正案は出さないが、同盟の政治活動についての方針はきわめて遺憾である」と、原案を強い調子で批判した。これにたいして天池会長や電労連、造船重機労連の代議員から、同盟の体質ともいえる反共を基調に政党支持自由への反論がおこなわれ、民社党一本支持の見解と民社党強化の意見が述べられた。そのさい天池会長は、政党支持自由を認めない理由として、①労働運動が本当にまもらなければならないのは、労働者の自由の確立である、②社会主義国や二大政党対立の国では政党支持の自由という論はない、③この問題をやかましくいうのは革新政党が多く対立しているところであり、わが国の場合、社会党と総評、公明党と創価学会、民社党と同盟の関係からみて、政党支持の自由を唱えているのは共産党だけである、と述べた。しかし、全繊同盟の代議員からは、民社党支持に賛成しながらも「組合員の中に、民社党に対する素朴な疑問がわいていることも事実、民社党の体質や運動のあり方に問題があるのではないか。それはまた、同盟の反映ではないのか」との疑問がなげかけられていた。

政党支持問題以外でも、素朴な執行部批判が目立っていたことはみのがせない。たとえば、同盟が日経連に申し入れていた経営参加問題では「これから賃金闘争をすすめようという時に、日経連と共同研究とは」という不満がだされたし、同盟が政府の各種審議会に多くの代表を送っていることについても、一応評価はしながらも、「官僚の発想にそのまま乗ってしまうことになりがちだ」との意見が出た。そうした論議をふまえながらも、参院選挙を前に、民社党の低落傾向に歯止めをかけようとする執行部からは、同盟路線である民主的労働運動の必要性がくりかえし強調され、新運動方針案は本部提案どおりに採択された。

なお、この日上西副書記長から、定期大会を二年に一回とする規約の一部改正についての提案もおこなわれ、大会最終日二五日の投票による採決の結果、原案どおり可決された。改正の骨子による と、毎年全国大会は開くが、運動方針、予算、役員選挙の主要案件については、隔年に一回「定期全国大会」を開くものとし、中間に開催される全国大会を「年次全国大会」と呼称し、運動方針の補足的案件、さらに当面する主要議題が提案されることになっている。

諸決議と役員選挙　大会第三日目には、①参議院選挙闘争に関する決議、②海員組合から緊急動議として提出された、山田水産ストライキ支援決議を可決したのち、会長天池清次（全金同盟）、副会長宇佐美忠信（全繊同盟）、小野龍馬（造船重機）、村上行示（海員組合）、稲垣武臣（電労連）、塩路一郎（自動車労連）、渡辺由司（鉄労）、田中良一（全化同盟）、書記長前川一男（電労連）のほか、執行評議員二九名、監査委員三名を選出した。そして、新役員を代表して、天池会長が当面する諸闘争を推進するため同盟二五〇万組合員とともに一丸となって一大行進を開始したいと述べ、大会宣言を採択して三日間の議事を終了した。

3　新産別第二五回定期大会

開会と来賓あいさつ　全国産業別労働組合連合（新産別）第二五回定期大会は七三年一〇月二二～二四日の三日間、東京・日本橋公会堂で開催された。大会第一日目は、午後一時半から柏原副委員長の開会宣言で幕を開け、議長団を選出、石垣中央執行委員長があいさつに立ち、今日のインフレ問題について、「七三年春闘では戦後最大の賃上げをかちとったが、予測できなかったインフレのために、この成果はもはや崩れ去ってしまった。いまや年末一時金・来春闘でプラスアルファをとらない限り生活はできない。七四年春闘では、どう闘うか討議をふかめてほしい」と、インフレ克服へのたたかいの討議を要請した。さらに戦線統一問題についても「統一連絡会議の成功を祈ったが、その話しあいはざ折してしまった。この経験をもとに、もう一度話し合いをつけて新しい戦線統一の芽をつくるため新産別も努力をつづけたい」と述べた。つづいて来賓として出席した大木総評事務局長、天池同盟会長、石橋社会党書記長、矢野公明党書記長、塚本民社党書記長代行などのあいさつをうけた。

七四年度運動方針案　来賓あいさつのあと大谷書記長から「昭和四九年度運動方針案」の提案説明がおこなわれた。方針案の構成は、①総括とこれからの運動の基調、②内外情勢の変化と運動の重点、③七三春闘の反省と賃金闘争の方針、④福祉の拡充と生活改善の闘い、⑤公害防止と環境破壊との闘い、⑥教育活動の充実と計画・実践、⑦政治的・社会的活動の進め方、⑧戦線統一運動の反省と組織的課題からなっているが、このうち①「総括とこれからの運動の基調」は次のように述べている。

【昭和四九年度運動方針案、一「総括とこれからの運動の基調」】

一、社会的力不足を厳しく反省〔略〕

二、一年間の運動の反省すべき点〔略〕

三、戦後民主主義の再点検〔略〕

四、運動の再出発へ四重点

(イ)　労働組合運動はいま、再出発すべき時を迎えた

(A)　労働戦線統一運動

この十年来、新産別が情熱を傾けてすすめてきた労働戦線統一運動は、その客観的可能性と必要性、そして社会からの要請が、ますます強まっているにもかかわらず、運動主体に内在する欠陥によって、つまずいている。このことは、統一運動はもとより労働組合運動そのものの出直しが、

まず必須（ひっす）のことであることを教えた。

組合間の広い連帯の欠除、その衝に当たる幹部層間の人間的連帯の希薄さが「ワク」を越えることを阻んだのであった。ワクは一部にあって他にはないのではない。既成のワク（それは労組と政党にまたがった既成のイデオロギーへの依存と、仕組みになっている個別利害）は、一人一人の心の中にもわだかまっていたのであった。それを開放していく連帯を作っていくことこそ、戦線統一運動の再出発となるのである。

(B)　産業別、地方組織と中央組織の機能確立

また、戦後の運動は、その中心的課題であった生活要求の大部分を、個別企業内に求めてきた。だが、事態は変わった。産業別(業種別)、地方組織と中央組織（ナショナルセンター）の機能をあらためて確立し、労働組名が名実ともに独立した社会力になっていくことが当面の課題となった。このことなしには、企業別単組の活動と機能を充実していくこともできなくなったのである。運動の出直しの第二のポイントである。

(C)　時代的課題に対応する運動の充実

運動の出直しの第三の課題は、改めて運動内容の充実に力を傾けることである。とりわけ、公害、物価、税制、土地、社会保障と社会資本などわれわれが開拓していくべき時代的な課題がすでに眼前に迫っているのである。

(D)　中央での統一の場を呼びかける

労働戦線の統一のための中央での話し合いの場であった「統一連絡会議」は解消したが、このことは、戦線統一の必要性可能性が後退したことを意味しない。解消以降、わずかの間に、統一していかなければ運動自体が「風化」していくという危機感が次第に全体にわたってひろがってきている。われわれは、年来の主張を貫いて、産業別、業種別、地方別結集、さらには課題ごとの共同の活動に積極的に取り組みつつ、多くの友好組合との話し合いをもとに、適切なる機会に、再び、多様な統一への流れを大きく合流させていく方向で、中央での統一への場を呼びかけていきたい。これが出直しの第三の点である。

(ロ)　組織のあり方の検討提唱

新産別は、さらに労働組合と政党の関係の改革、および産業別、地方別、全国的大結集の必要にそった「組織のあり方」の検討を提唱していきたい。将来の統一組織を既存の組織の延長線上に想定しがちなことが「路線論議」をかたくなにした一因となったことからも、この二つのことは大切なことだと考える。

(ハ)　幅広い共同行動を推進

われわれは、昭和四十九年度（七四年度）に、まず、インフレと物価への挑戦、産業公害と環境破壊への真剣な取り組み、社会的生活基盤の確立を中心にして、積極的な闘いを展開していく。そのためには、幅広い共同行動を、団体間、産業別、地方別から単組間にひろげていく。とくに、市民との協同を労働組合の社会への窓を開くことによってひろめていく。これを、われわれは、これからの運動の出発点としていく。

方針案の質疑・討論　大会第二日目は、冒頭宮田ＩＭＦ・ＪＣ議長から来賓のあいさつをうけたのち議事に入り、昨日提案された運動方針の討議がおこなわれた。まず、「経済の成長に対応できる活動が組合に欠けていたと反省しているが、組合活動が強化されただけで経営側の意図を阻止できるかどうか」（全機金）、「総括のなかではいぜんとしてナショナルセンターの役割は何かとして考え方が出されているが、考え方の整理だけでよいのかどうか。具体的な政策のもとで行動をおこす必要がある。幅広い取りくみについて具体的な提起がほしい」（新化学）、「多くの反省や努力不足が述べられているが、これまで取りくんだことにたいしての反省が欠けているのではないか」（全機金）などの質問に対して、大谷書記長は「対抗組織をつくるというのが目標であるが、口でいうほど易しいものではない。方針では成長をチェックし阻止していくための力量不足を反省している。われわれの主張や考え方を大胆

に出しているものである。行動する新産別になれということは、批判であり注文であるとうけとめた。考え方の整理のみにとどまっているものではなしに独自でやれるものについてはやるが、要望にたいしてできなかった点を掘り下げて反省している。また方針でかかげた目標についてできる限りはやっている。それが行動する新産別ということだと思う。しかし力量不足のために十分にチェックできなかった点がある」と答えた。この答弁に対して、「考え方の提起でおわっている。具体的に何をどうするという提起があってこそ生きてくる。裏付けとなる行動の取りくみが少ない」（新化学）という意見が重ねて表明され、また「年金・物価などで国民世論を喚起する行動をおこすべきだ」などの意見もだされた。これらの意見について大谷書記長は「組織の力量不足を承知しつつ、具体的な活動を精一杯もてる力を発揮させていく」と決意を述べた。

一方、具体的な運動の展開については、「七四年春闘の準備と要求を早めるべきではないか。また今日のインフレ下のなかでは、年末一時金闘争は来春闘にむけて大きな意義がある。秋闘として位置づけるべきだ」（全機金）、「一時金は賃金との関係でビジョンが明確でない。一時金についての方向を定める必要がある。また、賃金引き上げの要求を早い時期に明らかにしてほしい。さらに今日の物価高のなかで、値上げ反対を阻止するためどのような方向をとるのか全体の討論をねがいたい」（京滋地連）と、代議員間の討論を要請し、方針に対する疑問点を質したのに対し、執行部からは「春闘の要求については、一二月早い時期にきめたい。また一時金闘争を秋闘として位置づけるかは、今後執行部で検討していくが、インフレ克服は生活確保の緊急認識である。さらに、一時金についての方向性は、今後問題を提起していきたい」と答弁された。

このほか、七四年の参院選を迎えて政党との関係では、「社会党支持を打ちだしてもよいのではないか」、「公明、民社両党にたいする見解」などの点で執行部の考え方を質したのに対し、三戸中執は「特定政党を支持しないが、社会党との協力関係をもってやっていく。政党とは政策中心だ。当面は社会党中心である。公明党にたいしては今日革新的性質を明らかにしているので提携していく。民社党についても幅のある提携をすすめる」と答えた。

また、方針全般にわたる総括討論でも、方針案賛成の立場から執行部に要望する意見が多くだされた。たとえば、「新産別は、単産、単組の育成強化をすすめてほしい」、「最賃制については方針にないので検討をねがいたい。また所得政策の問題についても論議がほしい」（以上全機金）、「物価値上げ反対闘争は抽象的なので、新執行部で論議してほしい」（京滋地連）などである。執行部からは方針論議の全般にわたって出された意見に対して、「具体的に行動してくれということにつきるものと思うので、新執行部で検討し、方向を明示する」と決意の表明が大谷書記長からおこなわれ、そのあと方針案を満場一致で決定した。

諸決議と新役員

大会最終日には、「参議院議員選挙対策」と「税制政策によって税の不公正を一掃せよ」との二つの特別議案および「政府・財界のインフレ政策に反対し生活を守る共同行動の展開」に関する大会決議を採択し、また第二五回大会を記念して、二〇周年記念大会以降多年にわたり中央執行委員として活躍しその後退任した安部次男（東芝セラミックス）ほか五氏に対する表彰式がおこなわれた。

そのあと新役員の選出と大会スローガンを確認して大会の幕を閉じた。新役員は中央執行委員長石垣卯一（全機金）、中央副執行委員長小方鉄蔵（全機金）、河合明博（新化学）、吉岡新一（京滋地連）、原柏実（新運転）、書記長大谷徹太郎（本部書記局）、ほか中央執行委員二三名、会計監査三名である。

【参考資料】(1)総評第四六回定期大会資料、(2)総評教宣部監修「総評第四六回定期大会速記録」、共立速記社、一九七三年八月刊、(3)総評第四七回臨時大会資料、(4)総評教宣部監修「総評第四七回臨時大会速記録」、共立速記社、一九七四年二月刊、(5)同盟第九回定期大会資料、(6)同盟教宣局「同盟第一〇回大会議事速記録」、七四年二月刊、(7)新産別第二四回大会資料、(8)『新産別』、(9)『総評新聞』、(10)『同盟新聞』、(11)『週刊労働ニュース』、(12)「総評第四六回定期大会特集」（『月刊総評』一九五号、七三年九月）、(13)大木正吾「総評運動の展望を語る—第四六回定期大会を顧みて—」（『労働法律旬報』八四〇号、七三年九月）、(14)「総評大会の課題と七〇年代労働運動—総評大木事務局長にきく—」（『月刊社会党』一九八号、七三年八月）、(15)天池清次「新年度労働運動の課題」（『同盟』一八六号、七四年一月）、(16)同「同盟はかく闘う—七四・七五年度運動方針—」（『改革者』一六七号、七四年二月）、(17)山田宏二「同盟の不協和音と地殻変動」（『月刊総評』二〇〇号、七四年三月）。

概要□争議の概況と形態別・月別の動き──争議の概況／争議の推移／主要要求事項別にみた争議──産業別・規模別にみた争議──産業別の動向／企業規模別の動向／主要団体別にみた争議

III 労働争議

概要

一、一九七三年におけるわが国の争議は、かつてない規模で多発し、争議行為をともなう争議の件数、参加人員とも労働運動史上最高の八七二〇件、約四九二万九〇〇〇人を記録した。とりわけ、「平日未満の同盟罷業」いわゆる時限ストの行為参加人員で前年比約二倍をこえる著増は、要求事項の多様化とあわせて注目されるところである。このような争議の増加をみたのは、まず第一に、二・一〇スト権奪還スト、四・一七年金スト等統一行動への参加を含めて、七三年春闘の規模が大きかったこと、また第二に〝狂乱物価〟といわれる異常事態のもとで、民間労組および公労協の年末一時金要求ないしは物価手当要求をかかげた一一・二〇統一ストに一四〇万を上回る参加人員の結集をみたことによるところが大きい。

一、主要要求事項についてみると、賃金関係要求がもっとも多く、これをあわせて争議行為参加人員の構成比で六八・九%を占めたが、次いで政治スト・支援ストの「その他」要求が同じく三〇・九%、前年比参加人員で約八倍増という大きさであった。このことは、この年のたたかいで年金、最低賃金制、時間短縮、社会保障などの制度要求へのとりくみが重視されるようになり、また、公務員のスト権奪還を頂点とする権利闘争を強め、さらに小選挙区制反対闘争にみられたような新たな経験を生み

だすにいたっていることの反映であるといえる。

一、産業別には、件数、行為参加人員ともほとんどの産業で増加しているが、とくに公務で三三七〇件、一三五万人とそれぞれ前年に比べて三・七倍、三・二倍と大きく増加したことが目立っている。全産業に対する行為参加人員の構成比のうえでも、公務は前年の一三・七%から二七・四%へとその比重を高めていて、製造業に次ぐものとなっている。製造業と運輸・通信業では、行為参加人員そのものの増加にもかかわらず、同じ構成比では低まっている。

一、民間企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は六四六〇企業、これを前年に比べると一一・六%（六七四企業）増であった。企業規模別行為参加人員でみても、ほぼ平均した増加であったが、とくに半日以上の同盟罷業について労働組合員一〇〇〇人当りでみると、その行為参加人員は、一〇〇〇人以上規模が二六六人、五〇〇～九九九人規模二二四人、一〇〇～四九九人規模一五四人、九九人以下九八人と規模が小さくなるほどに行為参加人員も少なかった。

一、主要連合団体別にみると、例年どおり件数、参加人員ともに総評の占める割合が高く、行為参加人員の構成比で七三・三%を占めていた。以下、同じく中立労連一五・〇%、同盟二・二%、新産別〇・八%の割合で、前年に比べて行為参加人員は一様に増加したが、同盟のみその構成比を低める結果になっている。

1　争議の概況と形態別・月別の動き

わが国の労働争議に関する統計としては、労働大臣官房統計情報部の労働争議統計が唯一のものである。それは、各都道府県労政主管課および労政事務所が、争議のおこなわれた事業所もしくは労働組合ごとに面接調査したものを、前記統計情報部で集計したもので、「労働争議統計調査報告」（月間統計）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表されている。この場合、調査対象として集計に含まれるのは、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、半日以上の同盟罷業、工場閉鎖（以上二つを作業停止争議と名づけている）、半日未満の同盟罷業、怠業および争議行為をともなわないが解決のため第三者が関与した場合であって、その争議形態の区分は、次頁冒頭のごとくである。

わが国の労働者は、そのおかれている位置と条件に応じて、実に多種多様の闘争形態をうみだしてきている。たとえば、ハガキ、電報、リボン、ゼッケン、ビラ、ステッカー、時間内・外の職場集会、一斉休暇、順法、裁判闘争、そして、時限ストをはじめ長短の時間帯にわたるストライキなどである。こうした闘争形態のうちの、端

総争議
- 争議行為をともなわない争議（第三者関与）
- 争議行為をともなう争議
  - 同盟罷業
    - 作業停止争議
      - 工場閉鎖
      - 半日未満の同盟罷業
      - 怠業
    - その他（業務管理等）

緒的なものの持続が労働者の結集をうながし、さらに次のより強い形態を用意したし、また、諸形態の効果的な組みあわせによって、労働組合の行動力が高められてきているといえる。しかし、右の労働争議統計における区分では、そうした闘争諸形態のすべてがとりあげられていないことに留意する必要がある。

なおまた、この統計では、争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件としてあつかっているが、上部団体（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約しておこなう争議（連合争議、合同労組等の争議）も一件としてあつかわれている。したがって一件の争議で数事業所や数企業におよぶものもあれば、逆に一事業所または一企業で二件以上になる場合（一事業所、一企業に数組合がある場合）もある。

争議の概況

一九七三年におけるわが国の労働争議を、まず総争議でみると（第97・98表）、件数 九四五九件、総参加人員が一四五四万九〇〇〇人であり、これを前年に比べると、件数で六二・九％（三六五一件）、総参加人員で五一・一％（四九一万九〇〇〇人）の増加で、件数、行為参加人員ともこれまでの最高となった。これには、七三年春闘の規模が大きかったことにあわせて、経済要求と政治的要求とを結合させた統一行動（二・一〇スト権奪還、四・一七年金スト等）への参加が多かったことが大きく影響している。

形態別には、半日以上の同盟罷業件数三三二六件、その行為参加人員は二二三万六〇〇〇人で前年に比べ件数で三三・一％（八二八件）行為参加人員が四四・八％（六九万二〇〇〇人）の増加に対して、一方、半日未満の同盟罷業件数が六六六七件、行為参加人員三二二万七〇〇〇人と、前年に比べてそれぞれ約二倍（三一三六件増、一六七万四〇〇〇人増）と、その増加がいっそういちじるしかった。このような半日未満の同盟罷業の大幅増加は、第100表にみるごとく、統一行動がかつてない規模に高まっていたことの結果である。また上記同盟罷業の労働損失日数は四五四万三〇〇〇日（これに工場閉鎖によるものを含めると四六〇万四〇〇〇日）で、前年に対し一〇・五％の減少となったが、この労働損失日数の減少は、一九七二年における全日本海員組合の争議による影響が大きかったことを意味している。

争議の推移――春闘および統一行動の動き――

一九七三年の労働争議を月別にみると（第3図および第98・99表）、春闘時（二～五月の間）と秋から年末にかけての争議が多発していることは例年とかわりないが、とくに秋季年末闘争での増大が注目されるところである。すなわち、七三年の春闘を争議行為をともなう争議でみると、三九六一件、行為参加人員二二五万二〇〇〇人であって、いままでの最高であった前年をさらに件数で二二・六％（八九六件）、行為参加人員で一一・八％（二六万六〇

第 97 表　年別・争議形態別・労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
1964年	2,422	7,794,224	1,754	1,633,999	1,234	1,050,115	3,165,264	667	690,328	308	304,628
1965	3,051	8,975,083	2,359	2,479,093	1,542	1,682,342	5,669,362	871	854,437	638	508,545
1966	3,687	10,946,667	2,845	2,297,511	1,252	1,132,406	2,741,711	1,452	1,102,927	727	529,462
1967	3,024	10,913,842	2,284	1,271,496	1,214	732,505	1,829,965	1,403	671,659	246	141,476
1968	3,882	11,757,687	3,167	2,340,234	1,546	1,163,357	2,840,866	2,021	1,440,483	333	127,069
1969	5,283	14,483,409	4,482	3,070,960	1,783	1,411,898	3,633,564	3,282	2,158,458	310	134,736
1970	4,551	9,137,473	3,783	2,357,230	2,260	1,720,135	3,914,805	2,356	1,294,428	101	33,922
1971	6,861	10,828,634	6,082	3,622,531	2,527	1,896,252	6,028,746	4,653	2,616,383	64	33,079
1972	5,808	9,630,133	4,996	2,656,666	2,498	1,543,557	5,146,668	3,531	1,553,352	91	80,599
1973	9,459	14,549,455	8,720	4,928,646	3,326	2,236,119	4,603,821	6,667	3,226,556	117	252,652

〔備考〕 1)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

2)　労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

第 98 表　月別・争議形態別・争議件数，参加人員および労働損失日数

年　月	総　争　議		争　議　行　為　を　と　も　な　う　争　議								
			小　計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業		怠　業	
	件　数	総参加人員	件　数	行為参加人員	件　数	行為参加人員	労働損失日数	件　数	行為参加人員	件　数	行為参加人員
1973年											
1月	169	927,781	34	4,429	29	1,683	14,408	8	2,702	1	100
2月	610	1,587,784	481	280,038	52	7,955	24,316	439	216,128	3	56,115
3月	518	1,114,664	400	177,978	107	37,998	59,786	320	138,600	3	5,270
4月	4,497	4,174,494	4,300	2,326,383	1,528	1,263,149	2,355,104	3,386	1,477,566	46	153,362
5月	1,638	2,778,699	754	212,828	610	167,065	443,468	286	75,214	8	647
6月	702	1,008,810	318	82,619	213	55,650	133,394	158	34,811	8	1,164
7月	681	1,063,446	366	142,891	161	18,046	76,093	224	123,657	13	5,351
8月	321	893,856	134	141,351	55	7,692	34,632	82	134,681	6	128
9月	516	1,205,972	365	306,591	45	21,173	46,700	322	268,880	5	18,850
10月	207	770,537	66	27,014	37	7,541	35,709	32	18,895	3	3,527
11月	1,315	2,543,555	1,149	814,254	622	559,633	752,461	764	362,274	17	4,419
12月	1,554	2,748,778	1,019	370,226	284	84,487	233,117	797	310,513	18	6,106
1974年											
1月	146	728,644	47	22,448	32	4,929	24,702	18	17,642	—	—
2月	204	1,013,132	107	27,712	41	15,737	30,047	67	12,035	1	52
3月	2,756	3,068,523	2,633	1,167,601	602	528,404	764,976	2,220	692,774	6	1,330
4月	5,334	4,849,158	4,997	2,890,656	3,400	2,448,472	7,109,019	2,789	1,032,612	49	20,706

〔備考〕 1)　2カ月以上にわたる争議は各月でそれぞれ集計するが，年合計では同一争議である限り年間1件として集計するため，年の数字と月別の累計とは一致しない。

2)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。

3)　労働省「労働争議統計調査報告」による。

第 99 表　春季賃上げ争議とその年間争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議					
				行為参加人員				労働損失
	件数	総参加人員	件数	計	半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖	半日未満の同盟罷業	怠業	日数
	件	千人	件	千人	千人	千人	千人	千日
1969年	1,638	3,321	1,560	1,412	1,013	825	64	2,676
1970	1,491 (1,781)	2,708 (2,787)	1,433 (1,665)	1,266 (1,273)	1,010 (1,052)	683 (693)	27 (28)	2,464 (2,553)
1971	2,678	3,803	2,481	1,949	1,354	1,213	20	4,606
1972	3,251	4,541	3,065	1,986	1,189	1,199	71	3,137
1973	4,108	4,211	3,961	2,252	1,357	1,344	87	2,839
年間争議に占める割合								
1969年	31.0	22.9	34.8	46.0	71.8	38.2	47.6	73.6
1970	32.8 (39.1)	29.6 (30.5)	37.9 (44.0)	53.7 (54.0)	58.8 (61.2)	51.9 (53.6)	81.8 (82.8)	65.6 (67.7)
1971	39.0	35.1	40.8	53.8	71.4	46.4	59.6	77.1
1972	56.0	47.2	61.3	74.7	77.0	77.2	87.7	61.0
1973	43.4	28.9	45.4	45.7	60.7	41.7	34.4	61.7

〔備考〕 1)　1970年までは２～４月に発生した賃上げ争議を，1971年以降は２～５月に発生した賃上げ争議を集計している。1970年の（　）内は２～５月発生分である。

2)　労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

議　一　覧　表

主要要求事項	解決内容	行為参加人員	争議形態	労働損失日数
ハチマキ闘争に対する賃金カット報復処分撤回		15,000	半上	45,000
年末闘争処分反対統一行動	政治スト	10,760	半上，半未	604
スト権奪還統一行動	〃	10,692	半未	—
〃　〃	〃	24,341	半未	—
〃　〃	〃	60,760	半上，半未，怠業	240
賃上げほか		21,025	〃　〃	65,380
賃上げ	18,000円	18,733	〃　〃	41,222
〃	12,000円～18,620円	10,466	〃　〃	35,988
賃上げほか	9,428円～27,000円	22,049	半上，半未，怠業	25,655
統一行動		30,915	半未	—
賃上げ	14,000円～15,000円	147,172	半上，半未	230,654
〃　20,000円	14,700円	69,115	半上，半未，怠業	118,872
〃	14,000円	240,297	半上，半未，怠業	316,385
〃	10,000円～20,000円	15,749	〃	87,790
〃		28,314	半上	28,314
〃		10,588	〃	10,588
〃		61,000	半上，半未	15,000
年金統一スト	政治スト	19,273	半未	—
〃	〃	24,111	半上，半未	7,464
〃	〃	21,445	〃　〃	12,832
〃	〃	11,213	半未	—
賃上げ　18,400円	10,650円	10,616	〃	—
〃	13,318円（公労委）	24,585	〃	22,335
〃		24,111	〃	7,464
〃	（〃）	28,164	半上，半未	28,005
〃	（〃）	94,437	〃　〃，怠業	44,114
〃	（〃）	14,460	半上，半未	20,365
〃	（〃）	19,022	半上，半未，怠業	20,413
都市交通統一スト		11,900	半上	11,900
〃	15.4%	10,000	半未	—
スト権奪還	政治スト	26,480	半上，半未，怠業	4,248
〃	〃	13,053	半上，怠業	12,224
年末一時金	40万～48万	273,495	半上，半未	285,970
〃	235,000円	57,573	〃　〃	62,691
労働協約改訂		35,739	〃　〃	36,523

第100表　主　要　労　働　争

発生月	労働組合または連合団体名	発生月日	解決月日
1973年1月	全沖縄軍労組	73年1月25日	不明
1	全電通労組	73. 1. 29	73年2月10日
2	全農林労組	73. 2. 10	73. 2. 10
2	全林野労組	73. 2. 10	73. 2. 10
2	国鉄労組	73. 2. 10	73. 2 10
3	全国金属労組　東京地方本部	73. 3. 16	73. 5. 31
3	〃　大阪〃	73. 3. 27	73. 5. 31
3	〃　神奈川〃	73. 3. 26	73. 6. 6
3	全国農業協同組合労組連合会	73. 3. 29	73. 5. 31
3	全林野労組	73. 3. 29	73. 3. 29
4	日本私鉄労働組合総連合会	73. 4. 1	73. 5. 31
4	全日通労組	73. 4. 17	73. 4. 28
4	全日本電機機器労組連合会	73. 4. 17	73. 5. 23
4	全日本港湾労組	73. 4. 17	73. 6. 25
4	東京都教職員組合	73. 4. 17	73. 4. 27
4	東京都高校教職員組合	73. 4. 17	73. 4. 27
4	東京都職員労働組合	73. 4. 17	73. 4. 27
4	全農林労組	73. 4. 17	73. 4. 17
4	全林野労組	73. 4. 17	73. 4. 17
4	国鉄労組	73. 4. 17	73. 4. 17
4	京都府教職員組合	73. 4. 17	73. 4. 17
4	中国電力労組	73. 4. 21	73. 4. 28
4	全電通労組	73. 4. 24	73. 5. 25
4	全農林労組	73. 4. 27	73. 4. 27
4	全林野労組	73. 4. 27	73. 5. 25
4	国鉄労組	73. 4. 27	73. 5. 25
4	全逓信労組	73. 4. 27	73. 5. 25
4	国鉄動力車労組	73. 4. 27	73. 5. 25
6	東京交通労働組合	73. 6. 8	73. 6. 8
9	東京都職員労組	73. 9. 8	73. 9. 29
9	国鉄労働組合	73. 9. 19	73. 9. 26
9	国鉄動力車労働組合	73. 9. 20	73. 9. 26
11	全日本電機機器労働組合連合会	73. 11. 16	73. 12. 19
11	全日通労働組合	73. 11. 28	73. 11. 29
11	日本私鉄労働組合総連合会	73. 11. 28	73. 12. 31

〔備考〕　「解決内容」欄中で（公労委）とあるのは，公労委が関与者であることを示す。
「争議形態」欄中で「半上」とは半日以上，「半未」とは半日未満を意味する。

第3図　月別行為参加人員の推移（1973年）

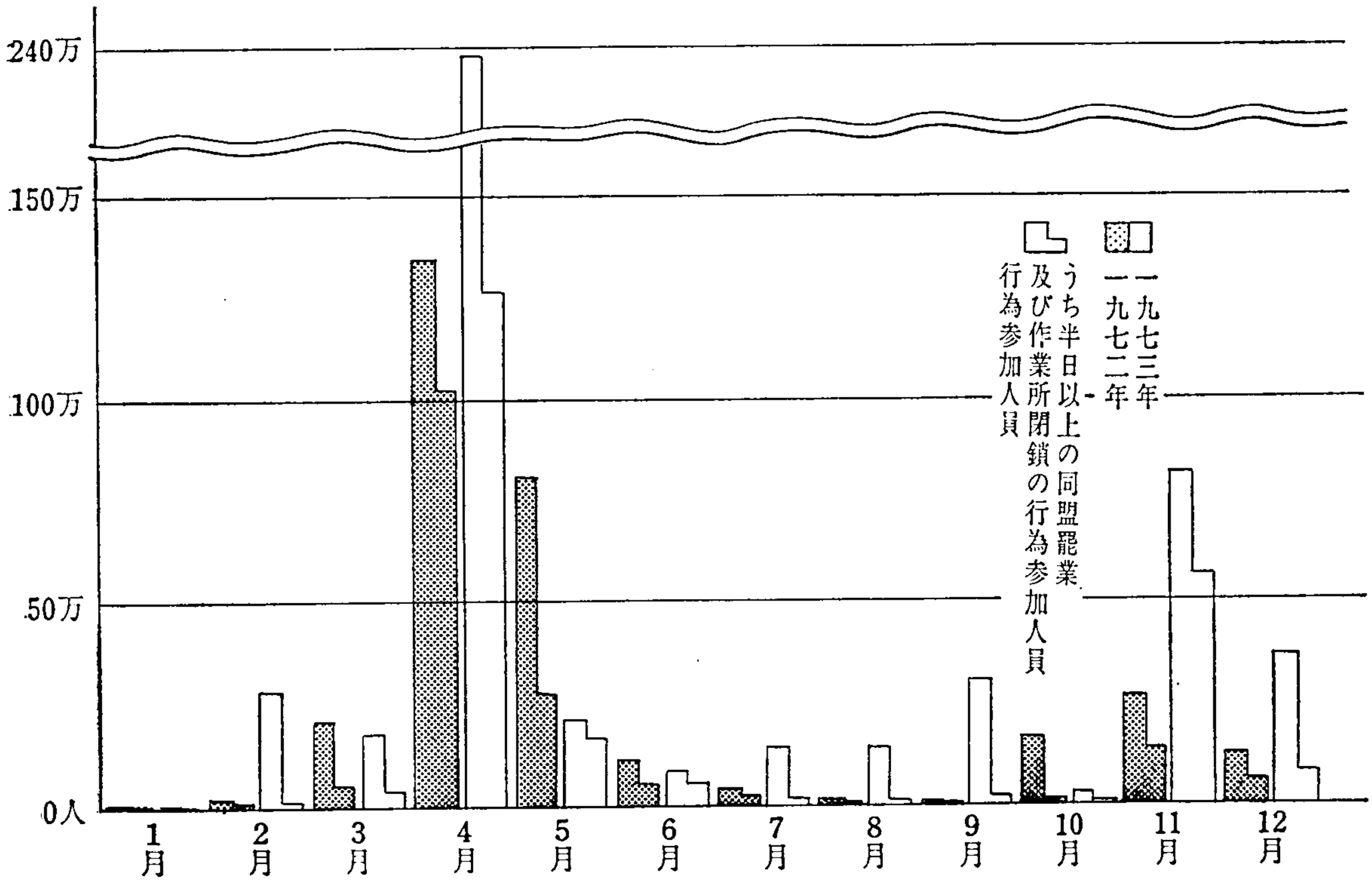

第101表　統一行動の推移

年	件数	行為参加人員	うち半日未満の同盟罷業①		年間の半日未満の同盟罷業に占める①の割合	
			件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	%	%
1969年	1,650	1,076	1,524	981	46.4	45.5
1970	684	198	625	178	26.5	13.8
1971	2,509	1,191	2,474	1,175	53.2	44.9
1972	1,263	558	1,244	550	35.2	35.4
1973	4,390	2,680	3,825	1,540	57.4	47.7

〔備考〕 1)　統一行動とは，特別に設定した行動目標によっていくつもの労働組合が一定期日に統一して争議行為をおこなうことをいう。

2)　労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

〇〇人）をそれぞれ上回った。また、統一行動の場合にも、争議行為をともなう争議件数で四三九〇件、行為参加人員二六八万人とこれは前年の一二六三件、五五万八〇〇〇人に比べると、それぞれ三・五倍および四・八倍もの大幅増加となっている。このような増加をみたのは、民間労組および公労協の年末一時金要求ないし臨時一時金（物価手当）要求をかかげた一一・二〇統一ストに一四〇万を上回る参加人員があったことによるところが大きい。なお、行為参加人員一万人規模以上の一九七三年年間の主要争議については、第100表のごとくである。

2　主要要求事項別にみた争議

右の労働争議統計では、要求事項については、多くの要求をもつ争議についても、そのうちの原則として「最も重要なもの一つをとり上げて」分類集計している。そこで、その主要要求事項別に争議行為の発生件数をみると（第102・103表）、賃金増額が最も多く四三八九件（七二年、三五四五件）となっており、次いで政治スト・支援ストの「その他」が二二〇六件（同一四一件）、臨時給与金二一〇九件（同一〇四八件）の順となっていて、これを七二年と比較すると、いずれも前年を上回った。また、行為参加人員についてみると、「その他」が一六六万九〇〇〇人で約八倍（一四五万人）増となり、も

第102表　主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為をともなう争議）

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者の復職	労働時間の変更および休日休暇に関する要求	その他の経営および人事	その他
1969年	5,210	3,091	778	33	16	115	1,037
1970	3,851	1,916	1,061	55	36	104	508
1971	6,292	4,230	1,072	47	22	105	527
1972	5,166	3,545	1,048	67	45	103	141
1973	9,142	4,389	2,109	36	57	62	2,206

〔備考〕 1）「その他」とは政治ストおよび支援ストをいう。
2）上記6項目以外の要求事項があるため要求事項総数と要求事項別の累計とは一致しない。
3）労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

第103表　主要要求事項別争議行為参加人員の推移

年	要求事項総数	賃金増額	臨時給与金	解雇反対・被解雇者復職	その他
	千人	千人 (%)	千人 (%)	千人 (%)	千人 (%)
1969年	3,656 (100.0)	2,221 (60.7)	436 (11.9)	27 (0.8)	972 (26.6)
1970	(100.0)	1,357 (56.0)	622 (25.7)	51 (2.1)	392 (16.2)
1971	4,066 (100.0)	2,571 (63.2)	761 (18.8)	14 (0.3)	720 (17.7)
1972	2,720 (100.0)	2,150 (79.0)	339 (12.5)	12 (0.4)	219 (8.1)
1973	5,399 (100.0)	2,641 (48.9)	1,079 (20.0)	10 (0.2)	1,669 (30.9)

〔備考〕 1) 「その他」とは上記3項目以外の要求事項をいう。
2) ( ) 内は構成比を示す。
3) 労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

っとも増加が大きく、次いで臨時給与金が一〇七万九〇〇〇人で約三倍（七四万人）増、賃金増額が二六四万一〇〇〇人で二二・八%（四九万一〇〇〇人）増となっている。こうした「その他」件数、行為参加人員の著増は、要求の多様化を反映したもので、賃金上昇分が物価上昇によってただちに値引かれ、現代的な貧困のひろがりを背景にして、年金、最低賃金制、時間短縮、社会保障などの制度要求が労働者の階級的な期待をになうものとして重視されるようになってきていること、また、公務員のスト権奪還を頂点とする権利闘争を強め、安保廃棄、インドシナ人民支援などを継続的にとりあげていること、さらに、小選挙区制反対闘争にみられるように、政党のとりくみに呼応して、短期間にたたかいを集中的に強化するという新たな経験をも生みだすにいたっていることが注目されるところである。

3　産業別・規模別にみた争議

産業別の動向

争議行為をともなう争議を産業別にみると（第104～106表）件数、行為参加人員ともほとんどの産業で一様に増加している。なかでも公務が三三七〇件、行為参加人員一三五万人とそれぞれ前年に比べて三・七倍、三・二倍と大きく増

加していることが目立つが、これは官公庁関係労組を中心とする統一ストの広がりによるものである。全産業に対する行為参加人員の構成比のうえでも、公務は前年の一三・七%から二七・四%へと大きく伸び、製造業に次ぐ規模のものとなった。一方、製造業（七二年四四・八%、七三年二八・八%）、運輸通信業（七二年二四・一%、七三年二一・八%）では、行為参加人員の増加にもかかわらず、その構成比を低めており、また、労働組合員一〇〇〇人当りの産業別行為参加人員でみても、公務が一〇三四人と前年までの鉱業を抜いてもっとも高い値を示し、次いで鉱業が八五三人、運輸通信業で五二一人であり、建設業、卸・小売業、金融・保険・不動産業の三部門をのぞいてはいずれも三〇〇人以上となっている。

第104表　産業別労働争議件数の推移（争議行為をともなう争議）

産業	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
全産業	4,482 (100.0)	3,783 (100 0)	6,082 (100.0)	4,996 (100.0)	8,720 (100.0)
鉱業	67 (1.5)	64 (1.7)	89 (1.5)	44 (0.9)	75 (0.9)
建設業	114 (3.5)	144 (3.8)	165 (2.7)	76 (1.5)	104 (1.2)
製造業	1,506 (33.6)	1,902 (50.3)	2,129 (35.0)	2,082 (41.7)	2,402 (27.6)
卸売・小売業	81 (1.8)	90 (2.4)	108 (1.8)	112 (2.2)	130 (1.5)
金融・保険・不動産業	56 (1.3)	49 (1.3)	35 (0.6)	50 (1.0)	84 (1.0)
運輸・通信業	744 (16.6)	715 (18.9)	931 (15.3)	743 (14.9)	932 (10.7)
電気・ガス・水道業	159 (3.6)	51 (1.4)	189 (3.1)	121 (2.4)	307 (3.5)
サービス業	606 (13.5)	419 (11.1)	732 (12.0)	701 (14.0)	1,299 (14.9)
公務	1,133 (25.3)	344 (9.1)	1,696 (27.9)	1,055 (21.1)	3,370 (38.7)
その他	16 (0.4)	5 (0.1)	8 (0.1)	12 (0.2)	17 (0.2)

〔備考〕 1）「その他」とは，農業，林業，狩猟業，水産業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2）（ ）内は構成比。
3）労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

第105表　産業別行為参加人員および労働損失日数の推移

	産業	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
行為参加人員	計	千人 3,071 (100.0)	千人 2,357 (100.0)	千人 3,623 (100.0)	千人 2,657 (100.0)	千人 4,929 (100.0)
	鉱業	134 (4.4)	61 (2.6)	94 (2.6)	70 (2.6)	62 (1.3)
	建設業	55 (1.8)	51 (2.2)	55 (1.5)	26 (1.0)	41 (0.8)
	製造業	1,118 (36.4)	1,418 (60.2)	1,740 (48.0)	1,190 (44.8)	1,419 (28.8)
	卸売・小売業	28 (0.9)	20 (0.9)	30 (0.8)	30 (1.1)	29 (0.6)
	金融・保険・不動産業	18 (0.6)	10 (0.4)	13 (0.4)	10 (0.4)	15 (0.3)
	運輸・通信業	690 (22.5)	525 (22.3)	654 (18.1)	639 (24.1)	1,072 (21.8)
	電気・ガス・水道業	53 (1.7)	11 (0.5)	117 (3.2)	35 (1.3)	86 (1.7)
	サービス業	364 (11.9)	150 (6.4)	372 (10.3)	271 (10.2)	700 (14.2)
	公務	607 (19.8)	110 (4.7)	538 (14.8)	364 (13.7)	1,350 (27.4)
	その他	4 (0.1)	1 (0.0)	10 (0.3)	22 (0.8)	154 (3.1)
労働損失日数	計	千日 3,634 (100.0)	千日 3,915 (100.0)	千日 6,029 (100 0)	千日 5,147 (100.0)	千日 4,604 (100.0)
	鉱業	197 (5.4)	158 (4.0)	281 (4.7)	130 (2.5)	151 (3.3)
	建設業	27 (0.7)	28 (0.7)	54 (0.9)	61 (1.2)	81 (1.8)
	製造業	2,175 (59.9)	2,643 (67.5)	4,114 (68.2)	2,737 (53.2)	2,465 (53.5)
	卸売・小売業	40 (1.1)	29 (0.7)	41 (0.7)	29 (0.6)	48 (1.0)
	金融・保険・不動産業	19 (0.5)	2 (0.1)	3 (0.0)	11 (0.2)	40 (0.9)
	運輸・通信業	1,037 (28.5)	819 (20.9)	1,250 (20.8)	2,000 (38.9)	1,252 (27.2)
	電気・ガス・水道業	15 (0.4)	4 (0.1)	67 (1 1)	10 (0.2)	26 (0.6)
	サービス業	115 (3.2)	229 (5.9)	207 (3 4)	131 (2.5)	395 (8.6)
	公務	1 (0.0)	0 (0.0)	1 (0 0)	5 (0.1)	77 (1.7)
	その他	7 (0.2)	3 (0.1)	11 (0 2)	33 (0.6)	75 (1.5)

〔備考〕 1) 「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。

2) ( ) 内は構成比。

3) 労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

第106表　産業別労働組合員1,000人当り行為参加人員の推移

産業	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
全産業	273	203	307	223	407
鉱業	1,016	528	953	783	853
建設業	81	71	85	42	65
製造業	264	321	382	263	313
卸売・小売業	59	39	53	48	46
金融・保険・不動産業	24	13	16	12	17
運輸・通信業	335	253	317	310	521
電気・ガス・水道業	244	51	535	164	387
サービス業	285	114	277	197	484
公務	541	96	453	294	1,034
その他	14	6	33	72	506

〔備考〕 労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

第107表　企業規模別労働争議発生企業数の推移

（民間企業のみ）

企業規模		1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
総争議	計	6,866 (100.0)	6,274 (100.0)	7,210 (100.0)	6,791 (100.0)	7,647 (100.0)
	1,000人以上	1,081 (15.7)	1,008 (16.1)	1,236 (17.1)	960 (14.1)	1,112 (14.5)
	500～999人	679 (9.9)	592 (9.4)	698 (9.7)	613 (9.0)	718 (9.4)
	100～499人	2,452 (35.7)	2,274 (36.2)	2,653 (36.8)	2,394 (35.3)	2,676 (35.0)
	99人以下	2,205 (32.1)	2,116 (33.7)	2,157 (29.8)	2,290 (33.7)	2,579 (33.7)
争議行為をともなう争議	計	5,923 (100.0)	5,192 (100.0)	6,328 (100.0)	5,786 (100.0)	6,460 (100.0)
	1,000人以上	966 (16.3)	915 (17.6)	1,145 (18.1)	881 (15.2)	1,040 (16.1)
	500～999人	602 (10.2)	528 (10.2)	643 (10.2)	555 (9.6)	646 (10.0)
	100～499人	2,162 (36.5)	1,951 (37.6)	2,424 (38.3)	2,082 (36.0)	2,427 (37.6)
	99人以下	1,807 (30.5)	1,488 (28.7)	1,751 (27.7)	1,823 (31.5)	2,097 (32.5)

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」があるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。

2) 労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

企業規模別の動向　七三年の民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数は六四六〇企業で、規模別にみると五〇〇人以上が一六八六企業、一〇〇～四九九人が二四二七企業、九九人以下が二〇九七企業であった。これを前年に比べると規模計で一一・六％（六七四企業）の増加であり、五〇〇人以上が一七・四％（二五〇企業）増、一〇〇～四九九人が一六・六％（三四五企業）増、九九人以下が一五・〇％（二七四企業）増とほぼ平均した増加であった（第107表）。次に「半日以上の同盟罷業」を労働組合員一〇〇〇人当りでみると行為参加人員二一二人、労働損失日数四七二日となり、規模別では一〇〇〇人以上が二六六人、五〇二日、五〇〇～九九九人が二二四人、六二二日、一〇〇～四九九人で一五四人、五二〇日、九九人以下で九八人、三五三日と規模が小さくなるほど行為参加人員、労働損失日数とも小さくなっている。これを前年に比べると行為参加人員、労働損失日数ともに一〇〇〇人以上の規模の労働損失日数が、わずかながら減少しているのをのぞいて、他の規模では行為参加人員については各規模とも、ほぼ同じ割合の増加を示し、また、労働損失日数については小規模の企業ほど増加の割合が大きくなっている（第108表）。

第108表　「半日以上の同盟罷業」における企業規模別労働組合員1,000人当り行為参加人員および労働損失日数の推移

（民間企業のみ）

企業規模	行為参加人員				労働損失日数			
	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
計	175	150	221	176	212	446	328	703	591	472
1,000人以上	224	276	283	208	266	520	541	879	509	502
500～999人	183	173	215	190	224	531	598	631	531	622
100～499人	116	107	148	133	154	370	315	516	415	520
99人以下	54	69	82	83	98	228	274	357	288	353

〔備考〕1）労働組合員数は「労働組合基本調査」の単位労働組合員数によるが，算出方法はそれぞれ当該年の6月30日現在の規模別組合員数をとった。

2）規模区分不明のものがあるため，規模計と累計とは一致しないことがある。

3）労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

4　主要連合団体別にみた争議

七三年の労働争議を主要団体（総評、同盟、新産別、中立労連、その他）別にみると（第109・110表）、件数、参加人員とも総評の占める割合が高いのは例年のとおりである。すなわち、争議行為をともなう争議の件数、行為参加人員をその構成比でみると、まず件数では総評の七四・九％（七二年六二・八％）が最高で、以下中立労連三・四％（同四・八％）、同盟二・九％（同四・五％）、新産別〇・六％（同〇・六％）となっており、行為参加人員についても、総評の七三・三％（七二年六三・五％）が最高で、以下中立労連一五・〇％（同一七・四％）、同盟二・二％（同四・四％）、新産別〇・八％（同〇・八％）の順となっている。

【参考資料】　(1)労働大臣官房統計情報部『昭和四八年労働争議統計調査年報告』、一九七四年七月刊、(2)同『労働争議統計調査報告』、七三年一月～七四年四月各月分、(3)労働省『労働白書』、(4)労働省官房統計情報部『昭和四八年労働争議統計調査報告結果概況』、七四年二月刊。

第109表　主要団体別労働争議件数の推移

主要団体	争議行為をともなう争議	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
総評	合総同新中そ	5,283 (100.0)	4,551 (100.0)	6,861 (100.0)	5,808 (100.0)	9,459 (100.0)
	計評盟別連他	3,403 (64.4)	2,445 (53.7)	4,312 (62.9)	3,505 (60.4)	6,837 (72.3)
	産別の労	238 (4.5)	336 (7.4)	416 (6.1)	340 (5.9)	415 (4.4)
	立の労	36 (0.7)	21 (0.5)	45 (0.7)	34 (0.6)	56 (0.6)
	労	252 (4.8)	302 (6.6)	337 (4.9)	277 (4.8)	326 (3.5)
		1,354 (25.6)	1,447 (31.8)	1,751 (25.5)	1,652 (28.4)	1,825 (19.3)
同盟	合総同新中そ	4,482 (100.0)	3,783 (100.0)	6,082 (100.0)	4,996 (100.0)	8,720 (100.0)
	計評盟別連他	3,028 (67.6)	2,107 (55.7)	3,987 (65.6)	3,138 (62.8)	6,534 (74.9)
	産別の労	126 (2.8)	189 (5.0)	277 (4.6)	224 (4.5)	254 (2.9)
	立の労	32 (0.7)	20 (0.5)	42 (0.7)	31 (0.6)	55 (0.6)
	労	239 (5.3)	269 (7.1)	303 (5.0)	239 (4.8)	298 (3.4)
		1,057 (23.6)	1,198 (31.7)	1,473 (24.2)	1,364 (27.3)	1,579 (18.1)

〔備考〕　1)　(　)内の数字は構成比を示す。
2)　労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

第110表　主要団体別参加人員および労働損失日数の推移

(%)

主要団体	総参加人員					行為参加人員					労働損失日数				
	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年
合計	100 千人 (14,483)	100 千人 (9,137)	100 千人 (10,829)	100 千人 (9,630)	100 千人 (14,549)	100 千人 (3,071)	100 千人 (2,357)	100 千人 (3,623)	100 千人 (2,657)	100 千人 (4,929)	100 千日 (3,634)	100 千日 (3,915)	100 千日 (6,029)	100 千日 (5,147)	100 千日 (4,604)
総評	80.6	74.7	70.4	73.4	79.6	71.4	51.5	56.5	63.5	73.3	53.0	46.9	43.6	39.8	55.2
同盟	10.4	9.1	9.8	12.2	6.8	1.8	2.6	6.1	4.4	2.2	4.2	2.8	6.5	25.5	4.6
新産別	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	0.6	1.0	0.6	0.8	0.8	1.3	0.8	0.9	1.7	1.6
中立労連	3.9	9.2	13.2	7.4	8.8	15.5	30.2	24.4	17.4	15.0	26.1	31.9	33.5	20.3	20.9
その他	5.0	6.7	6.4	6.7	4.5	10.8	14.7	12.4	13.9	8.7	15.4	17.5	15.5	12.7	17.7

〔備考〕 労働省「昭和48年労働争議統計調査年報告」による。

Ⅳ　賃金闘争

概要□七三年年末一時金闘争――闘争をとりまく情勢の変化／要求設定の特徴／年末一時金闘争の展開／年末一時金妥結状況／七四年春季賃金闘争――背景／春闘共闘委員会の発足／春闘共闘委の賃金白書／同盟の賃金白書／ＩＭＦ・ＪＣの賃金白書／七四年春闘諸要求とその特徴／春闘前半の取り組み／春闘の本格的展開／「政府交渉」事項とその結果／同盟の賃金闘争／七四年春闘結果と総括

概要

一、七三年年末一時金闘争は、おりからの石油危機、インフレ高進、物価急騰のもとで、かつてない高揚を示した。秋季年末闘争が、反インフレ闘争として例年になく盛り上がったが、年末一時金闘争はまさにその一環としてたたかわれた。インフレ手当などを含む要求の大型化、春闘共闘委の数次にわたる統一行動の展開などが特筆される。

一、妥結結果は、労働省調べによれば、対前年比四二・四％と大幅な伸びを示し、史上最高を記録した。総じて年末一時金闘争とその結果は、①インフレ下の企業高収益、②物価急騰による生活難の深刻化、③要求多様化にそった多面的取り組みと闘争体制の強まり、④史上最高の妥結水準などに特徴づけられる。それらの点でまた、七四年春闘の動向を占うことができるものであった。

一、七四年春闘は、悪性インフレの進行、戦争直後に匹敵する卸売物価急騰をはじめとする〝狂乱物価〟状態のもとで展開された。したがって、賃上げ要求も、三万円、三〇％を目途にきわめて大型化した。このことは、インフレ下における生活防衛の切実さを如実に示している。同時に、インフレ下の生活防衛が、たんに労働者だけの課題ではないことから、年金・福祉をはじめとするいわゆる国

民的諸要求も積極的にとり上げられ、〝国民春闘〟として前年よりさらに前進した。

一、春闘の取り組みは、二月段階における労働四団体共同行動、対政府・経営者団体との交渉、国民的諸要求を中心とする春闘共闘委三・一、三・二六の第一波、第二波統一ストなど、例年になく多彩な広がりを示した。そして交通ゼネスト的様相を示した四月第二週決戦ストを頂点に、以後収束に向かった。要求多様化にそった多面的な取り組み、ストの多発、集中、大型化が、七四年春闘で顕著であった。

一、インフレのしわよせをもっとも受けている、いわゆる社会的弱者救済問題は、形式的には国会審議の場をつうじて、若干の特別一時金支給、年金スライド実施時期のくり上げなど一歩前進して収束された。官公労働者のスト権問題は、四月一一～一三日の決戦ストの一大焦点となった。結果は、関係閣僚協議会を設置し、「可及的すみやかに」結論を出すこととなり、決着は今後の問題として残された。

一、賃上げ妥結結果は、労働省調べで、平均二万八九八一円、三二・九%と、史上最高を記録した。これには、物価急騰、生活難、闘争力に加えて、企業高収益も大きく作用した。また個別賃金方式もいっそう広まった。企業内諸要求に関しても、前年より一歩前進した。

一、七四年春闘を契機に、賃上げの影響に関する論議が高まった。他方、総評は早くも〝第二春闘〟を提唱した。全体として、労使対決姿勢が強まり、しかもその場合の問題のスケールが、経済路線、政策全般に広がっている。さらに、〝違法〟ストのあおり、そのかし容疑による日教組〝弾圧〟、参院選における〝保革近接〟なども加わり、労使対決における政治的性格も強まる気配を見せている。

1 七三年年末一時金闘争

闘争をとりまく情勢の変化

七三年夏季一時金闘争はきわめて平穏のうちに終わった。だが、七三年春闘が、史上最高の相場となったのにひきつづき、夏季一時金も妥結額・率とも、これまでの最高を記録した（くわしくは、本年鑑第一部Ⅲ参照）。これには、物価高騰をともないながらも、七二年後半以降の景気の上昇、企業の高収益持続が一つの大きな要因としてあった。

だが七三年秋にいたり、経済情勢はかなりのドラスティックな動揺を示しはじめた。とくに、①いわゆる石油危機のぼっ発に関連して、投機、売り惜しみ、物不足が現象し、卸売物価を含む物価急騰がきわめて顕著になったこと、②しかもこれまでの大型財政・金融緩和政策から、一転して物価抑制のための〝総需要抑制策〟へ転じたにもかかわらず、物価の騰勢はとどまるところを知らないこと、③企業収益は、インフレの恩恵ともいえる〝価格景気〟を反映して大幅な増収増益となったこと、④それらのゆえに労働者・国民諸階

層の生活防衛の切実さもきわめて高まった。そして秋季年末闘争は全体として、大企業、政府への追及と対決姿勢を一段と強めつつ、反インフレのための諸要求など要求の多様化、諸行動の多面化と取り組みの強化が目立った。年末一時金闘争も、そうした諸々の関連の一環としてあった。まず要求設定とその内容の特徴から見ていこう。

要求設定の特徴　ここでは、一時金を中心とする賃金要求にしぼって取り扱う。まず年末一時金要求額が、きわめて大幅になったのはいうまでもない。鉄鋼労連は年間五・七カ月、五七万円、電機労連、年間六・三七カ月、五〇万円など昨年を一〇～一六万円上回っている。日経連調べによれば、全体として前年冬の約四割増という大幅なものであった。その場合、おりからのインフレの高進、物価急上昇が大きく作用している。このことを反映し、民間、官公部門ともに、〝インフレ手当〟〝物価手当〟〝生活危機突破資金〟など名称の違いはあれ、臨時応急の手当または基本賃金引上げを、年末一時金とは別枠に、または年末一時金要求額に含んだところが多かった。たとえば、公労協は「インフレ手当」として、年末一時金とは別に一カ月分を要求した。民放関係でも、「物価手当」を別に要求したところが多い。日本テレビ労組は、物価手当として一〇万円を要求した。

基本賃金引上げを要求した例として、公務員共闘がある。すなわち、公務員共闘は年末一時金とは別に賃金五%引上げを要求した。

次に注目されるのは、全繊同盟、全金同盟のごとく、年間臨給方式に新たな方針で臨んだことである。全金同盟は、物価の異常上昇分〇・五カ月分を加えて、年末三・二カ月分を要求し、あわせて「夏冬型のところは、年末にあらためて〇・五カ月分の物価手当を要求する」よう方針を打ちだした。ここでは、年間臨給枠の実質的拡大が意図された。この点、全繊同盟の場合、もともと他に先がけて改定は意味しないが、追加要求提出により、年間臨給方式を〝とりあえずこの冬はやめ〟約一〇年前に採用した年間臨給方式を〝とりあえずこの冬はやめ〟冬だけの要求を決め、注目を集めた。その改定理由は、異常なインフレ下で、向こう一年間の一時金を決めてしまうのは、生活実態とあわなくなるとの懸念によるものである。一言でいって、年間臨給方式は、〝インフレ時には不適〟との判断からであった。こうした要求方式の変更は、同時にインフレ下における生活難に裏打ちされていただけに、要求額も大手で四・五カ月、標準で四カ月（従来、冬は二・五～三カ月）といっきょに引き上げられた（なお別に、全繊同盟は、インフレによる預貯金の目減り補償要求を掲げた点でも注目された）。

年末一時金闘争の展開(1)
——秋季年末闘争の先行

年末一時金闘争は、民間、官公労ともに一一月中旬以降本格化した。だが七三年の場合、前年に引きつづく要求の多様化のみならず、インフレ高進、物価急上昇、石油危機ぼっ発など生活をゆるがす事態の進行もともなって、年末一時金闘争に先立つ諸々の取り組みが目立った。たとえば、総評、中立労連系のおもな大衆行動として、次のものが指摘できる。まず九・一五高齢者集会を皮切りに、九月二〇日には「生活防衛、インフレ政策・反動諸法案粉砕、スト権奪還中央集会」、一〇・二一国際反戦デー、一一・一一物価メーデーが、年末一時金闘争に先立って取り組まれた。同盟も独自に、九月二一日、「老後のしあわせを築く集会」、一一月一五日には「インフレをなくし福祉をたかめる中央集会」などを開催し

た。

その他、官公労の権利闘争、私鉄総連の労働協約闘争（とくに隔週休二日制をめぐって）など多面的に闘争が展開された。全体として、①総評系の六次にわたる秋季年末統一行動など、闘争体制の顕著な強まり、②インフレ対策を含む生活要求闘争、スト権奪還闘争、反戦平和、合理化反対闘争、年末一時金闘争など、多様な要求への多面的な取り組みがおこなわれた。そして一一月中旬以降、その一環としての年末一時金闘争が展開されたのである。

年末一時金闘争の展開(2)——民間における闘争・妥結状況

民間組合の年末一時金要求は、おおむね一〇月下旬から一一月上旬にかけて提出された。そして回答・妥結のためのヤマ場は、一一月下旬におかれた。この間、一一・一一物価メーデーをはじめ、取り組みはしだいに強められた。そして春闘共闘委・第五次統一行動日の一一月二〇日には、民間だけで二三単産二三七組合、約四五万人がストに突入した。

まず、全国セメントの七組合九〇〇〇人がこの日から四八時間ストに入ったほか、ゴム労連（一八組合五〇〇〇人）が全日スト、全国金属（一〇〇〇組合一六万人）、電通共闘（一八組合九〇〇〇人）、全印総連（六〇組合五〇〇〇人）、全日塗（七組合三三〇〇人）、全木労（一〇組合一〇〇〇人）などが半日以上のスト、運輸労連（八〇組合九万人）全国一般（二〇〇組合三万人）、全港湾（四〇〇組合二万五〇〇〇人）などが二時間以上の時限ストを決行した。合化労連では一〇組合三万五〇〇〇人が時限ストをおこなうなかで、一部は無期限ストに突入した。また炭労は政策転換も含めて全組合（三万人）が全日ストに突入、私鉄総連傘下の中小九組合（一万人）は退職金改定要求で始発から正午までのストに入った。（なお、公労協では、国労が電気関係職場一八拠点で半日ストをおこなったほか全職場で二九分の時間内くい込み職場集会、動力車は一二拠点での半日ストと全国で二割の減速行動。全逓は全国五〇拠点、全電通は四〇拠点で半日スト、全林野は全組合員が早朝一時間ストをおこなったほか、全専売も四拠点で時限ストを決行した。）

他方、経営側の回答も、一一月にはいって出はじめた。鉄鋼大手五社は一三日、組合要求五七万円（夏冬計）に対し、新日鉄、住友金属、神戸製鋼が五二万円、日本鋼管、川崎製鉄が五二万五〇〇〇円（ただし係長職を含む回答で、一般社員だけでは、新日鉄など三社なみ五二万円となる）の回答をおこない、妥結に向かった。この額は前年妥結額三五万円のほぼ五割増という大幅なものであった。電機労連関係では、大手一四中闘平均で前年を〇・三四カ月上回る六・三七カ月の年間要求に対し、九日、対前年同月数との回答があった。一五日には、この第一次回答に上積みした平均四三万二〇〇〇円、五・四八カ月の回答がおこなわれたが、回答が六カ月を上回った松下、三洋、シャープをのぞき、他の中闘組合は一六日二四時間ストに突入した。そして二一～二二日の追い上げのなかで、大手一四社平均年間四七万〇七六九円（対前年四〇・一%増）で妥結に向かった。

全繊同盟では、一一月三〇日の中労委あっせん案（綿紡大手九社、化繊五社とも前年実績の二倍前後）をもって妥結した。なお物価手当を要求していた民放労連関係では、業績手当支給で解決したところが多かった。民間の大勢は、ほぼ一一月末をもって決着をみた。全体として、きわめて大幅な伸びを示した。

年末一時金闘争の展開(3)
——公労協、公務員共闘

公労協のインフレ手当一カ月分、公務員共闘の賃金五%引上げ要求も、年末闘争のなかで注目を集め、政府、当局側の出方が注目された。政府側は当初、〝インフレ手当は認めない〟との態度を堅持し、組合側とまったくあいいれなかった。この点、一一月二〇日の統一スト突入によっても、事態の進展はなかった。ここに公労協は、公労委へ調停を申請し、一二月四日を要求決着のヤマ場とすべく、四日に国電全日スト、新幹線全日強力順法闘争、全逓、全電通、全林野拠点全日ストをはじめとする強力なスト戦術行使を決めた。公務員共闘は一時間以上のスト突入を決めた。年末段階での公労協の大規模な統一スト設定は、戦後初期をのぞいて例がなかった。こうした強い戦術設定の背景には、生活防衛の切実さとともに、民間における高額妥結も作用していた。

舞台は公労委に移ったが、この場合にも政府側の出方いかんが鍵をにぎっていた。具体的には、〝インフレ手当は認めない〟というたてまえの許す範囲内で妥協の道を探るか否かにあった。この点で、例年三月に支給される年度末手当の一部くり上げ支給の方向とその幅が、四日を前にして、労使の争点として浮かび上がってきた。公労委調停作業はこの点に焦点が向けられた。公労委調停案が難航の末に示されたのは、時間切れでストに突入していた四日午前七時すぎであった。内容は、「年末一時金の支給にあたっては応急措置として年度末手当〇・三カ月を年内に繰り上げて支給する」というものであり、労使受諾によって、ストは正午までに中止された(非現業公務員にも同様の措置がとられた)。かくして、非現業公務員、三公社五現業の年末一時金の解決にともない、年末一時金闘争はほぼ収束に向かった(なお年度末手当〇・三カ月分のくり上げ支給により、三月の年度末手当が自動的に〇・三カ月減となるか、それとも追加上積みになるかが問題として残った。この点、年末段階ではあいまいに終わったが、実質的には七四年四月に〇・三カ月分の追加支給によって解決した)。

年末一時金妥結状況

年末一時金の伸びは、きわめて大幅であった(第111表)。労働省調べによる民間主要企業二七九社の妥結平均額は二七万九五六七円、対前年比四二・四%となった。七二年が平均一九万六三八八円、一六・五%であったから、金額で八万円余、率では二五%を楽に上回る伸びである。調査二三業種のうち、じつに一五業種が対前年比三〇%を上回り、とくに繊維の九八・五%を筆頭に、金属鉱業、化学、パルプ・紙、鉄鋼、航空などが五〇%を上回る伸びを記録した。こうした高額妥結をもたらした要因として、①九月期決算がきわめて好調であったこと、②物価の異常な上昇に裏打ちされ、組合側の要求の大型化、闘争体制の強化がかつてなく目立ったこと、③公労協のインフレ手当要求など、臨時手当要求が民間にも波及し、名称はともあれ、金額の水準引上げに寄与したことなどが指摘される。この点、夏冬型の年間臨給方式をとっているところでも、業績手当、特別手当などの名称で、臨時に追加支給したところも多かった。また年間臨給方式をとっているところでも、七三年冬決定分(冬夏型)は、それ以外の決定分(夏冬型)と比べ、額・率とも上回った。

次に、年間臨給実施状況を第112表によって見ると、調査企業二七九社のうち一五一社、五四・一%(前年六三・四%)であり、前年年末、七三年夏季(六四・二%)に比べ、一〇%ほど減少した。このうち冬夏型は、前年年末一二〇社、六七・%八から九五社、六二・

第111表　1973年民間主要企業年末一時金妥結状況

産業	企業数	要求額		妥結額		対前年伸び率	1972年		1973年	
							年末妥結額	対前年伸び率	夏季妥結額	対前年伸び率
1 金属鉱業	6	6	250,000	6	236,500	65.4	143,000	△ 1.4	142,000	8.4
2 石炭鉱業	5	5	198,000	5	193,500	48.3	130,500	19.7	150,000	26.1
3 水産・食料品	19	13(1)	353,330 (12社)	19⑥	308,184	31.6	234.259	15.0	222,234	14.2
4 パルプ・紙	13	11	296,746	13②	267,743	52.3	175,778	19.4	197,670	30.7
5 化学	51	51(1)	332,598 (50社)	51	299,782	53.2	195,715	15.4	215,723	23.8
6 石油製品	8	2(2)	月数 3,425	8⑥	301,565	27.2	237,101	11.2	279,583	23.5
7 ゴム製品	4	4	298,493	4	293,094	33.8	219,041	21.3	226,264	24.4
8 セメント	5	5	333,300	5	272,360	40.3	194,300	19.1	197,100	17.5
9 鉄鋼	16	16(1)	290,540 (15社)	16	254,768	51.7	167,889	19.0	182,639	31.4
10 電線非鉄	7	7	262,382	7	244,220	42.9	170,915	25.4	173,772	27.5
11 機械金属	29	25	315,291	29④	276,518	39.9	197,634	17.1	223,334	28.1
12 電気機械	29	29	299,003	29	272,635	40.4	194,167	18.9	203,349	27.7
13 造船	8		(年間協定)	8⑧	231,675	18.8	194,938	3.7	223,688	17.7
14 車輌	2	2	260,000	2	252,000	40.0	180,000	25.0	200,000	26.6
15 自動車	8		(年間協定)	8⑧	241,771	33.2	181,516	16.6	208,713	20.8
16 印刷	3	2	263,940	3①	241,388	21.4	198,853	13.8	196,715	17.7
17 商業	4	1	319,230	4③	274,373	15.5	237,457	8.0	211,717	12.6
18 陸運	18	2(1)	265,000 (1社)	18⑯	222,058	20.7	183,985	13.8	167,275	18.7
19 電力	9	9	327,000	9	296,705	23.9	239,522	18.4	239,522	14.6
20 ガス	3		(年間協定)	3③	247,032	21.5	203,333	12.2	226,398	18.6
21 新聞放送	6	5	598,338	6①	458,391	27.4	359,910	12.0	380,650	18.2
22 繊維	23	23(5)	316,405 (18社)	23	278,349	98.5	140,201	23.4	147,221	36.4
23 航空	3	3	694,333	3	552,034	50.6	366,634	15.6	293,544	38.3
平均	279	221(10)	321,799	279(53)	279,567	42.4	196,388	16.5	206,857	23.9

〔備考〕 1) 要求企業数欄の（ ）内の数字は，要求企業数のうち月数要求企業の内数である。

2) 妥結企業数欄の○内の数字は，妥結企業数のうち年間臨給で73年夏以前に決定している企業数である。

3) 労働省労政局労働組合課調べ。

第112表　夏季・年末一時金妥結時における年間臨給実施状況の推移

年	夏季					年末				
	調査企業数	冬夏型	夏冬型	その他の年間協定	計	調査企業数	冬夏型	夏冬型	その他の年間協定	計
1969年	286 100.0	80 (58.4)	57 (41.6)		137 (100.0) 47.9	286 100.0	86 (57.7)	58 (38.9)	5 (3.4)	149 (100.0) 52.1
1970	284 100.0	85 (58.6)	53 (36.6)	7 (4.8)	145 (100.0) 51.1	284 100.0	105 (66.0)	49 (30.8)	5 (3.1)	159 (100.0) 56.0
1971	282 100.0	109 (65.7)	52 (31.3)	5 (3.0)	166 (100.0) 58.9	280 100.0	95 (62.5)	52 (34.2)	5 (3.3)	152 (100.0) 54.3
1972	278 100.0	93 (62.8)	49 (33.1)	6 (4.1)	148 (100.0) 53.2	279 100.0	120 (67.8)	49 (27.7)	8 (4.5)	177 (100.0) 63.4
1973	278 100.0	120 (67.0)	53 (29.6)	6 (3.4)	179 (100.0) 64.2	279 100.0	95 (62.9)	53 (35.1)	3 (2.0)	151 (100.0) 54.1

〔備考〕 1)　労働省調べ。

九%へと低下している。このように、不安定で流動的な経済情勢は、年間臨給実施状況にも明らかな影響をおよぼしている。

総じて、七三年年末一時金闘争とその結果は、①インフレ下における企業高収益の実現、②インフレ、物価急上昇による生活難のいちじるしい増大、③要求の多様化にそった多面的な取り組みと闘争体制の強化、④前年を大きく上回った史上最高の妥結水準などに特徴づけられている。そうした特徴は、じつはそのまま七四年春闘の動向を占うに有効なものであった。そして七四年春闘への取り組みは、七三年一〇月一二日の春闘共闘委発足をきっかけに、早くも開始されたのであった。

2　七四年春季賃金闘争

七四年春闘の背景

七四年春闘は、春闘共闘委員会を中心としてみれば、第二〇回目の春闘となる。なお、同盟、新産別は、春闘共闘委員会とは別に、しかしほぼ時期を同じくして賃金闘争をおこなった。この七四年春闘の背景としては、おおむね次のことが指摘されよう。

第一に、七四年春闘は、七三年における景気のいちじるしい過熱状態の最中にぼっ発した、いわゆる石油ショックに触発された悪性インフレ、物価急騰、そのもとでの企業高収益という経済基調を背

景に展開された。このことは、一方で企業の〝支払い能力〟の十分な存在を意味していた。

第二に、そうした経済基調は同時に、物価急上昇の圧力による労働者生活難の深刻化を意味した。それだけでなく、国民諸階層の生活問題の深刻化も意味していた。そして労働者・国民の追及の手は投機・買占め・価格つり上げをおこなった大企業とインフレ、物価を抑制しえない政府に向けられ、しだいに〝高成長〟政策批判へと高まっていった。それは、あるときには国会で、さらに国会外の共同行動、大衆行動として、そして院内外呼応しておこなわれたが、こうした諸行動が、しばしばじつは春闘の展開の一環として組みこまれる傾向を必然的に示した。

第三に、春闘諸要求はきわめて多様かつ大型化せざるをえなかった。インフレから生活を防衛するための大幅賃上げはいうまでもない。そして賃金以外の時短、保険料負担割合、定年制などの企業内諸要求、スト権回復を含む対政府の制度要求などがいっそう鮮明に提示され、賃金を含む労働・生活諸条件全般が問われはじめた。

第四に、国民諸階層との連帯の強化を意味するものとしての、いわゆる国民的諸要求も春闘の場に登場せざるをえない。労働者の労働・生活諸条件全般の改善と無関係ではないからである。こうした国民的諸要求をも含め、七〇年代にはいって顕著になった要求の多様化と〝整序づけ〟の進行は、〝高成長〟政策の帰結としての、インフレ、物価上昇、労働者・国民の生活問題の深刻化のもとで、いっそう鮮明かつ具体的となった。そのことが、七四年春闘における諸要求に表現されている。

第五に、多様化し、かつ整序づけられた要求、しかも鮮明かつ具体的になること、ないしは取り組むことが可能なように春闘を質的に転換させることが要請された。〝国民春闘〟とは、国民的諸要求をも取り入れ、労働者の労働・生活諸条件との関連を把握しつつ、要求総体の実現を春闘の場ではかること、それをできるように闘争力を質的に強化すること、本来的には、そうした意味合いでよばれ、七四年にこそ定着が意図された。

最後に、そうした〝国民春闘〟の展開は、必然的に政治、経済のあり方自体を問う方向を取らざるをえない。なぜなら要求と政治、経済のあり方とが、もともと無関係ではないからである。いずれにしても、〝国民春闘〟という考え方の析出と鮮明化、具体化の進展状況が注目される。

1　春闘共闘委員会の発足

七四年春闘共闘委員会の発足

「インフレから生活を守る国民春闘」をめざす七四年春闘共闘委員会は、総評、中立労連、一部純中立組合、一八〇単産（前年より七単産増）、八三二万人の労働者を結集し、七三年一〇月一二日に発足した。この日、東京・三田の専売会館で開かれた第一回春闘共闘委員会では、議長に市川総評議長、事務局長に大木総評事務局長を選出し、七四年春闘方針を決め、春闘宣言を発した。こうして、異常なインフレのもと、おりから展開されていた秋季年末闘争を前哨戦としつ

つ、七四年春闘へ向けての取り組みが開始された。

春闘共闘委・七四年春闘方針

次に、春闘共闘委、七四年春闘方針の要点を見ておこう。まず要求の重点課題として、以下の四大統一要求が掲げられた。

(1)インフレをのりこえる大幅な賃上げ獲得と全国全産業一律最低賃金制の確立

(2)一日七時間、週三五時間をめざす労働時間短縮と週休二日獲得、週四〇時間、週休二日制を中心とする基準法改正と一切の合理化、労働強化、失業反対、定年延長

(3)スト権奪還、労働基本権確立、組合活動の自由確保

(4)賃金スライド制の確立を重点にすべての年金の大幅改善、医療制度、労災保険の抜本改善を中心とする社会保障の充実、物価値上げ反対、減税、公害追放、低家賃住宅大量建設

すなわち、「とどまるところをしらないインフレ」のもとで、「インフレをのりこえる」大幅賃上げとともに、全国全産業一律最賃制の確立、年金制度の大幅改善、社会保障の充実を要求の軸とし、その実現をつうじて、労働者はもちろんのこと、「全国民的生活の擁護」をおこなうことがめざされた。そして、「スト権奪還と最低賃金制確立、労働時間短縮を含む基準法改正をあわせ労働行政改善の基本要求を一体のものとして追求」することが強調された。

次に、それら要求を実現するための春闘の指導体制として、以下の六点が強調された。①大衆路線の徹底強化、②産業別統一闘争の充実強化、とくに交渉機能の強化、③産業別統一闘争を軸に、大産業別共闘をとくに重視し、これを土台に春闘共闘規模の「総力戦」として、政府・資本を追いこんでいくこと、④春闘共闘の戦線の拡大に努力するとともに、共同闘争を強め、春闘共闘規模の統一行動、統一ストライキを大胆に強力に組織すること、⑤地方、地域の共闘強化と生活闘争、制度闘争における主体的役割の強化、⑥七四年春闘を大衆のものとし、国民諸階層との連繋を強めるための教宣活動の強化――以上である。

最後に、戦術指導の基本と大まかな日程が掲げられた。そのうち四大統一要求で、「スト権を確立し、強力な統一ストライキで政府・資本をおいこんで」いくこと、また春闘決戦のヤマ場を従来より早め、四月中旬に置いたことが注目される。これは、「五月連休に背中をつけての決戦のヤマ場は迫力を欠く」との反省からであった。

こうして、七三年春闘で一歩を踏みだした国民春闘は、異常なインフレ下の七四年春闘でいっそう真価を試されることになった。七四年春闘は、春闘共闘委によれば、「四大統一要求を大胆にうち出し、爆発的なストライキを以って闘う〝インフレから生活を守る国民春闘〟として位置づけられたのである。なお、「インフレをのりこえる大幅な賃上げ獲得」のための要求額は、一一月一四日の第一回戦術委員会において、三万円以上、三〇%以上を統一基準とすることが確認された。すなわち、七三年春闘の際の二万円要求に比べ五割増、というきわめて大幅な要求水準となったことが注目される。

2　春闘共闘委の賃金白書

七四年賃金白書の発表

恒例となっている春闘共闘委の賃金白書は、七三年一一月二二日に発表された。まず全体の目次を示しておこう。

【春闘共闘委・七四年賃金白書目次】

序　章
第一節　生活防衛のために大幅賃上げを
第二節　全労働者連帯の春闘を
第三節　われわれのインフレ対策――国民的要求の方向――
第一章　危機的インフレと日本経済
第一節　危機的インフレーションと労働者
第二節　「反福祉」の日本経済とわれわれの態度
第二章　荒廃した社会での労働者・国民生活
第一節　異常なインフレ下の労働者・国民生活
第二節　「世間並みの暮し」の拡大テンポの加速化
第三節　生涯的にみた主要な生活課題の社会問題化
第三章　合理化の進展と職場の問題点
第一節　労働時間の短縮
第二節　合理化と雇用の保障
第三節　職場の安全
第四節　定年延長闘争
第四章　現下の賃金実態と春闘
第一節　賃金水準と賃金構造
第二節　個別賃金方式と賃金水準の社会的規制
第五章　政府の財政・社会政策の反国民性
第一節　今日の生活問題と財政
第二節　大衆重課・大企業軽課の日本税制
第三節　社会保障の現状と改革の基本問題
第四節　破壊すすむ生活環境
第五節　今日の土地問題
むすび

右の目次にも示されているように、白書の基調は、異常インフレの進行下における生活防衛の切実な必要性を分析的に裏付け、インフレおよびそれをもたらした政府の政策との対決姿勢を強く打ちだしている。以下、白書の要点を見ておこう。

七四年賃金白書の要点

白書は、まず序章で全体を概括したのち、第一章で、インフレの要因および影響分析をおこなっている。「現局面のインフレは必至」であり、物価上昇は当には、㈠ドル流出、㈡国際通貨体制の不安定性、「それは国際的インフレ要因」、㈢石油など資源供給およびその価格問題に起因するが、さらに国内的には、①調整インフレ的であり、列島改造にも向けられた財政金融政策、②不況カルテルなど大企業擁護政策と投機、買占めなどにもとづいている。全体として、「危機的インフレの持続は必至」であり、物価上昇は当分とどまるところを知らず、国民生活と福祉の破壊が進行していると指摘している。それゆえ、賃金の引上げ、福祉の向上、物価の「同時的解決に結びつく構造的諸変革を基軸」とした、「日本経済の成長メカニズムそのものの転換」、「独占本位の経済社会のあり方を全体としてあらためる」方向で、物価政策についても、独占価格規制、コスト公開原則強化、土地の公的規制強化など一四項目を打ちだしている。

第二章では、労働者・国民の生活問題を分析し、物価、実質賃金、貯蓄、住宅、教育負担、老後生活について論じている。その際の基調は、個人的な対抗策では、もはや限界に来ており、社会的な対応策が必要なこと、その中心的な場が七四年春闘であること、労働者と国民諸階層との連帯がそこで重要なことの強調に置かれている。

第三章は、労働時間、雇用保障、労働災害、定年延長問題などにあてられている。このうち、労働時間の実情では、時短闘争の前進にもかかわらず、国際的に比較しても、いぜんとして長時間労働であること、また企業規模によって大きな格差が存在していると指摘されている。そして「時短闘争の課題」としては、企業内の時短と合理化が、「同列になって、どちらかの選択あるいはひきかえという関係にすりかえられてしまう」傾向を克服し、〝労働時間の社会的相場化〟が必要なことを強調している。

第四章では、とくに賃金格差と個別賃金方式について述べている。格差問題では、とくに中小・零細企業の未組織労働者やパートタイマーなど低賃金・不安定雇用者が、「巨大な賃金格差のピラミッドの底辺」を構成していること、物価上昇、はげしいインフレのもとで生活がとりわけ圧迫されていることに目を向け、「したがって、労働組合は来春闘では従来以上に、これら低賃金層の労働諸条件を交渉対象としてとりこみ同時に労働組合への結集をはかり、賃金水準を大幅に引き上げ、さらにそれを社会的制度として強く規制するための全国一律最低賃金制および産業別地域別最低賃金制を大きく前進させる闘いを組まなければならない」としている。また、近年普及しはじめた個別賃金方式について、それが、平均賃上げ方式から一人ひとりの個別賃金追求への移行をつうじ、「企業をこえた賃金平準化のための要求方式、交渉形態、相場形成に変化」しつつあることを評価しながらも、個別賃金要求方式といっても、実態では多様な中身をもっていることや「多くベース・アップ要求のみで闘っている中小・零細企業労働者の賃金水準を大幅に引上げる必要からいって、今日なおベース・アップ相場とポイント賃金の併用が過渡的に要求されている」としている。

最後の第五章は、いわば政府の経済政策批判と、あるべき政策要求方向の提示にあてられている。分析批判は、財政、税制、社会保障、土地問題、住宅問題にわたっているが、そのうち、社会保障では、インフレの高進による年金の減価、高齢者の生活へのしわよせを指摘し、したがって、年金の賦課方式の採用、スライド制導入、保険料負担割合の改善などを強調している。

以上、白書の要点を記した。総じて白書は、インフレ問題にとくに焦点をあて、七四年春闘の課題を、①インフレからどう組織労働者の生活を守るか、②交渉手段をもたない労働者・国民の生活をどう守るか、③インフレとの対決、に重点を置いて設定している。そのうえで、「むすび」において、春闘共闘委に結集する組織労働者、労働組合の「社会的責任」と国民春闘としての七四年春闘の意義を、次のように述べて締めくくっている。

「春闘共闘委に結集する組織労働者はみずからの手に巨大な組織威力を持っている。したがって、われわれは未組織労働者層、全国民勤労諸階層の先頭に立って賃金、所得、生活条件を改善する社会的責任を負っている。このことを自覚し、かつ大胆に闘うことによって始めて労働組合は社会的な進歩性を持つことが出来る。そしてこれは、われわれの春闘が全労働者・国民の春闘になりうるための

不可欠の前提であるといわなければならない。」「われわれは、来る春闘において要求や闘争を部分的に自己規制してはならない。いまや社会の諸矛盾が多様に噴出している事態のもとで大胆な戦線の拡大が要請されている。このようなわれわれの闘う体制が社会生活の荒廃をますます進めている政府・独占資本の路線と、生命と生活を守る労働者国民の要求との全面的対決をまさに七四春闘を通じて主導し勝利しうるのである。」

3　同盟の賃金白書

同盟・七四年度賃金白書の発表

同盟は、七三年一一月二二日の執行評議会において、七四年賃金闘争方針を決めたのち、同方針内容を骨子とする賃金白書を作成し、一一月三〇日に発表した。まず同白書の目次を示しておこう。

【同盟・七四年度賃金白書目次】

Ⅰ　七四年度賃金闘争の目標

1　賃上げの要求基準を定昇を含めて二五、〇〇〇円とする。

2　個別賃金の標準目標を一八歳労働者六五、〇〇〇円、二七歳男子労働者一一〇、〇〇〇円とする。

3　各構成産別は、産業別最低賃金の水準を設定して、その実現のための指導を強化し各単組もまた企業内最低賃金を賃金協定に明記する。

4　週四〇時間、完全週休二日制、超過労働割増率の三五％への引上げ、定年六〇歳の早期実現に全組織をあげて取組む。

5　退職金・企業年金の大幅引上げに全体として取組む。

6　期末一時金を大幅に引上げる。

7　死亡一、〇〇〇万円を目標として、特別労災補償の新設、引上げにすべての単組が取組む。

8　その他、各構成産別、単組はそれぞれの状況に対応する労働者の多様な要求を集約し、その実現のために闘う。

Ⅱ　闘争体制の強化

1　中央闘争委員会の指導の強化

2　中央闘争委員会の早期設置

3　先行組合方式の強化

4　重大争議に対する支援体制の強化

5　賃闘情報活動の一層の強化、充実

6　地方、地区同盟の指導の強化

7　総合的な団体交渉力の強化

8　団体交渉の統一化の推進

Ⅲ　賃闘をめぐる情勢と政策課題

1　インフレをめぐって

2　賃金をめぐって

3　経済情勢をめぐって

4　賃金格差、個別賃金をめぐって

5　最低賃金制をめぐって

6　週四〇時間労働、週休二日制をめぐって

7　定年延長をめぐって

8　労働者生活をめぐって

A　インフレによる生活と福祉の破壊

B　土地、住宅政策の現状と緊急対策

C　生活環境の著しい悪化

D　社会保障の現状と福祉の充実をめざして

E　減税、税制改革の要求

F　職場環境の変化に対応する新たな取組み

右に示される目次および白書の副題「インフレをはねのけ分配を

高める大幅賃上げを」にも反映しているように、白書の基調は、「おそいかかるインフレ」にいかに対処するかに重点が置かれている。

次に、同白書の特徴点を要約しておこう。

七四年度賃金白書の特徴点　白書の特徴の第一は、賃上げ要求基準の設定にある。すなわち、「今日の日本経済は、いちじるしいインフレによってまた石油危機の突発によって見通しがきわめて困難になっており、長期賃金計画で示すことがきわめて困難になっている」とし、長期賃金計画の「基本的目標」は堅持しつつも、昨年度策定した計画数値を廃棄し、定昇を含め二万五〇〇〇円の要求基準は、率では三〇%程度（実質賃上げ一二%、物価上昇分一六%、定昇分二%）になると説明されている。第二に、こうした大幅賃上げだけでなく、「これに時短・週休二日制、定年延長、退職金、私的労災補償の諸要求、さらにインフレ抑制、社会保障拡充等の国民的諸要求、行動を結合して、その実現のため全力を傾注して闘う」とし、大幅賃上げとともに、労働者、国民の生活と福祉の向上を打ちだしている点が注目される。第三に、こうした目標達成のため、インフレ抑制政策を掲げ、「加速的インフレ抑制」のための国民運動に「全組織をあげて」取り組むとしている。その際、「今日の加速的インフレの原因が、多かれ少なかれ、賃金上昇によるコスト上昇、あるいはそれによる需要の増大」にあるとする政府、経営者の需要インフレ、コストインフレ論を排除し、所得政策導入に反対する立場を明らかにしている。第四に、闘争体制の強化の項では、中央闘争委員会の指導強化とともに、昨年度の白書で明確にした「先行組合方式」の強化を打ちだした。これは、「相場形成作用は、必然的にいわゆる先行相場のもつ役割を増大させているが、賃闘時期が繰り上がるにつれて、先行組合の役割は、一方で困難の度を増すとともに、他方でますます重要度を加える」との判断からであった。総じて、同盟の賃金白書にも、インフレの高進、物価の急上昇、労働者・国民の生活危機の進行は色濃く反映している。それゆえ、以下に引用するような意味合いにおける「大幅賃上げを中心」としつつ、他の国民的諸要求との「結合」と要求の実現が強く打ちだされたのである。

「とどまるところを知らないインフレの昂進は、労働者をはじめとする勤労国民の生活をはげしく圧迫している。われわれは、その責任の大半を負うべき政府・経営者が、勤労国民に一切シワ寄せをしない形においてインフレ抑制のため有効かつ適切な政策を緊急に実施しないかぎり、賃金の引上げによってみずからの生活を防衛せざるをえない。同時に、実質賃金を大幅に引上げ、過去一年の間にいちじるしく悪化した分配構造を是正し、一層改善することは、福祉型経済への転換を目指すわれわれの賃金闘争の基本的目標である。」

4　IMF・JCの賃金白書

IMF・JCの賃金白書　IMF・JC（国際金属労連日本協議会）は、七三年一一月二二日、「七四年闘争（賃金・MWS活動）の推進」と題する、いわゆるJC賃金白書を

発表した（なお同方針は、一一月二一日の常任幹事会で決定、翌日発表ののち、一二月一〇日の協議委員会で正式に確認された）。まずは全体の目次を掲げておこう。

【IMF・JC・七四年賃金白書目次】

はじめに

Ⅰ 消費者物価急騰により七三年闘争の成果は減殺

Ⅱ 七四年闘争をとりまく経済情勢

1 国際経済の動向

2 国内経済の動向

3 労働経済の動向

Ⅲ IMF・JCの基本態度と主張

1 七四年闘争の基本態度

2 IMF・JCの要求と主張

3 JCの賃金政策

4 諸制度の改善、諸手当の引き上げ要求

5 MWS（Modern Welfare Society＝高福祉社会）活動の推進と物価抑制対策

JCの白書も、「異常なインフレの進行」、物価上昇に焦点をあて、生活の防衛のための大幅賃上げを打ちだしている。以下、同白書の特徴点を要約しておこう。

IMF・JC白書の特徴点

まず第一に、賃上げ要求額では、①三〇歳標準労働者の賃金を一二万円以上に引き上げること、②基本賃上げ額は、基準賃金の二五%または二万五〇〇〇円が目途とされた。その際、「七四年は賃金政策実践の第二年度に当るので、基本的には賃金政策に基づいて要求を組織するが、消費者物価の急騰により個別賃率の要求額について修正を加え要求する」こととし、物価上昇に対する生活防衛への考慮とともに、個別賃金指向を強めている。第二に、これまで率だけで表示してきた要求額を、加盟単産に、たとえば、鉄鋼労連や造船重機労連のように平均年齢の高いところ、電機労連のように低いところがあることを考慮し、率のみで律することなく、「率または額」の二本立てに修正した。したがって、平均年齢の低いところでは、とうぜん、額にウェイトがかかるわけである。第三に七四年闘争の両輪である基本賃金の大幅引上げを軸とする労働諸条件の改善とMWS活動をつうじて、悪性インフレから生活を防衛するたたかいを展開することを強調した。とくに、MWS活動の重点を物価抑制対策に置き、「国民的コンセンサスのもとで」、積極的に活動することを打ちだした。

このように、JC・白書においても、インフレの高進、物価上昇のもとで、生活防衛のための大幅賃上げの切実さとともに、インフレ、物価抑制のための取り組みの必要性が強調された。

5 七四年春闘諸要求とその特徴

春闘諸要求の決定

春闘共闘委、同盟などの賃金白書発表後、各単産は、生活実態調査、生計費調査、賃上げ要求アンケート、賃金討論集会などを積み重ね、七四年二月中旬頃までには、若干の単産をのぞき、要求の取りまとめをおこなっている。そして早いところでは二月段階、遅いところでも三月上旬から中旬にかけて、要求書を提出した。次に具体的要求内容に即し、七

四年春闘諸要求の特徴を抜きだしておこう。

春闘諸要求の特徴　まず賃金以外の諸要求の広がりをも含め、七〇年代の要求多様化現象がいっそう顕著になっているのはいうまでもない。また賃金関連要求でも、個別賃金要求の強まりがひきつづいている。だが、とくに注目すべきは、賃上げ要求幅が、インフレの高進、物価急騰のなかできわめて大幅となっていることである。それだけでなく、いわゆる石油危機のぼっ発と狂乱物価状態の出現によって、七三年末に決めた本部案を、その後の下部討議などをつうじ、上積み修正した単産が続出した。たとえば、私鉄総連が三万円を三万五〇〇〇円に、鉄鋼労連が標準労働者二万五〇〇〇円を三万円に、全逓が三万八〇〇〇円を四万円に、全林野が三万五〇〇〇円を四万円に、全繊同盟が三〇%プラスアルファーを三五%プラスアルファーに、電労連が三万〇四〇〇円、三〇%を三万四四〇〇円、三四%に、全化同盟が二八%を三〇%に、それぞれ手直ししたのがその一例である。こうした修正には、程度の差はあれ、下部組合員からの強い突き上げがあった。ここには、異常なインフレ、物価動向のもとで、生活防衛のための大幅賃上げがいかに切実であるかが、あらためてうかがえる（なお鉄鋼労連の要求増額修正は、造船重機、自動車、電機との金属四単産同時決着を意図したJC構想に微妙なしこりを残した。つまり、これまでの要求額調整の経過を反故にしたというものである）。以下、いくつかの要求項目別に特徴を抜きだしておこう。

(1)賃上げ要求額は、炭労（坑内）の五万七四〇〇円、海員組合の五万〇七四四円（外航・船主側試算）、民放労連五万円を上限に、ほとんどの単産が三万円以上または三〇%以上となっている。低いところでは、造船重機労連の二万五〇〇〇円（定昇別）である。

(2)産業別最賃では、大部分が六～七万円に集中している。そのかには、全鉱、紙パ労連、合化労連、全金同盟などのように、年齢別の産別最賃を要求する単産もふえている。

(3)年齢別最低賃金保障も、ほとんどの単産が要求しているが、額の点ではバラツキが大きい。

(4)退職金は、定年者の場合、五〇〇万～七〇〇万円台と一〇〇〇万円との二つのヤマがある。前年要求が、八〇〇万～五〇〇万円の間にあったことを考えると、かなりの高額化傾向が見られる。また金額要求ではなく、月数で要求を提出している単産も出現している（例、出版労連、全機金、新化学）。

(5)労災保障（法定外付加給付）は、死亡、障害一～三級につき一〇〇〇万円が多い、炭労（死亡一五〇〇万円、障害最高二〇一〇〇万円）、新聞労連（死亡一五〇〇万円）、全石油（死亡、一～三級一五〇〇万円）など、それを大きく上回る要求も出現しはじめている。

(6)時間短縮では、週休二日制要求が圧倒的に多いが、週三五時間（出版労連、新聞労連など）といった実働規制、年間休日増、年間総労働時間規制など、一段とキメ細かくなっている（例、合化労連＝週四〇時間、年一九四〇時間）。

(7)時間外割増では、一般残業、深夜、早出、休日などキメ細かく区分して要求する単産が増大している（例、鉄鋼労連＝一般超勤三五%、早出残業二時間以上は四〇%以上、休日、深夜四〇%以上）。

(8)定年延長は、六〇歳までとするのが圧倒的に多い。

(9)社会保険料の労使負担割合の変更要求が目立って増大している（使七、労三）。

(10)その他。年間臨給については、七三年末の全繊同盟にひきつづき、これを廃止し、夏冬別に要求するところが増大している（私鉄総連、全機金など）。また合化労連は、賃上げとは別に、対前年消費者物価が二一～二五%上昇の場合月平均一万五〇〇〇円の物価手当を要求することを、あらかじめ要求のなかに折りこんいるが、こうした物価手当要求の検討が進展している。この点も、七三年秋季年末闘争以降から引きつづいている。

6　春闘前半の取り組み

七四春闘前哨戦としての日放労の賃金闘争

七四年春闘は、前年秋からのインフレのいちじるしい高進、物価急騰、そしていわゆる石油危機にはじまるそれらのいっそうの加速のもとで、大きな高揚を示した七三年秋季年末闘争全体を前哨戦としている。なかでも、例年、春闘に先立ち年末に賃上げがおこなわれるという意味で、春闘相場の動向を占う一つの指標として重要な日放労の賃金闘争が注目される。

日放労は、①賃上げ三万五〇〇〇円、②インフレ手当一カ月の要求を掲げ、一六波におよぶストを背景にたたかった。その結果、一二月二八日、①組合員平均一万九〇一〇円（定昇別）、②特別一時金約四万円で妥結した。このうち前者に関し、定昇四〇〇〇円を加えると二万三一一〇円、二三%アップ、さらに特別一時金（月平均約三三〇〇円）を加える。前年は、定昇込み一万三九九〇円、一四・五%であったから、特別一時金を加えたものでは一万二四二〇円、一二・五%もの大幅な伸びとなった。さらにその際、一～三月の消費者物価が異常に上昇した場合、改めて協議するという条件つきであった。このように、賃上げの背景、額・率とも、きわめて注目すべきものとなった。これ以後、年が明けて、七四年春闘は例年より早く展開していった。

一・二六春闘第一次統一行動とそれを取りまく諸情勢

年が明けるとともに、卸売物価は敗戦直後に迫る暴騰を示し、物価はまさに〝狂乱状態〟におちいった。春闘共闘委は一月七日、「幅広い統一と団結で、独占と田中内閣のインフレ政策から国民の生活と権利を守るため総力をあげてたかおう」との年頭宣言を発した。そして、インフレ反対、七四年春闘勝利の第一次統一行動を一月二六日に設定することを決定した。この第一次統一行動は、例年より一カ月早まっている。

一方、七三年の二八〇日にのぼる長期国会ののち、一二月一日に招集された第七二通常国会が一月二一日再開された。こうして、インフレ、物価問題を中心に、院内でもはげしい論戦が開始された。

他方、日経連は一月二二日、「今次春闘に当たっての心構え」を発表し（本年鑑第三部Ⅴ参照）、三〇%もの大幅賃上げには応じられないこと、石油危機にはじまる資源・原材料不足、生産削減などにより、賃上げ分を生産性上昇で吸収するのは不可能だとし、労使の協力、話合いでの解決を呼びかけた。そして全体として、企業防衛優先の姿勢が強調された。これに対し、組合側の強い反発が提示され

たのはいうまでもない。いずれにしても、石油危機、悪性インフレ、物価暴騰のもとで労使対決姿勢も一段と強まっていった。一・二六第一次全国統一行動は、そうした背景のもとで展開された。

春闘共闘委の一・二六第一次全国統一行動は、東京など全国各地で一斉に開かれ、約一二〇万人が参加した。この日、東京・明治公園で開かれた中央総決起集会には、動員目標五万人を上回る五万四〇〇〇人が参加した。集会では、主催者を代表して市川春闘共闘委議長が、「歴史的な七四国民春闘の先頭に立ってたたかう」決意を述べたあと、社会、共産、公明の三党代表の決意表明、および公労協、公務員共闘、民間共闘の代表が、「四月ゼネスト」の決意を表明した。そして最後に、「大幅賃上げ、春闘勝利」「スト権奪還」「政治反動、田中内閣打倒」「インフレ阻止、物価値上げ反対、勤労国民の生活危機突破」の四決議を採択し、国会へ向けてデモ行進した。かくして、いよいよ七四年春闘の火ぶたが切られた。そしてこの春闘が、異常な経済情勢下で展開されることを象徴するごとく、前日の二五日、「インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民連絡会」が、総評、中立労連、新産別など労働組合、政党（社共公）、消費者団体、婦人団体など八二団体によって正式に結成され、対政府、企業交渉、在庫・価格調査、物資摘発・監視などの活動をくりひろげることとなった。

総評臨時大会など　春闘準備の進展

二月に入り、五～六日には総評第四七回臨時大会が開かれ、七四年春闘方針を具体的に決定した（総評臨時大会については本年鑑第二部Ⅱ・1参照）。すなわち、インフレから勤労者・国民の生活を守るため、今春闘の最重要課題として低所得者・高齢者・年金生活者・身障者・難病患者などインフレの被害をもっとも集中的に受けている層の生活保障の確立を掲げ、それに全国一律最賃制の確立、スト権奪還、三万円以上の大幅賃上げ要求を結合し、文字どおり国民春闘として盛り上げていくことが確認された。つぎに「生活要求の解決ぬきに賃上げ妥結はしない」という方向のもとで、生活要求に関し政府交渉を精力的に展開すること、三月一日、二六日に第一波、第二波の統一ストを構えること、四月上・中旬に大動員デモと全国規模のストを配置し、「国民春闘に勝利するまで全力をあげて闘う」ことを確認した。

この総評臨時大会に相前後して、春闘共闘委および各単産などの春闘準備も具体的にととのっていった。八日に開かれた春闘共闘委・第一回最高指導委員会（構成――春闘共闘三役八名、公労協三、公務員共闘三、中立労連四、総評民間四、純中立一）は、①三月一日の第二次全国統一行動は反インフレ・制度要求獲得を目標に闘争を展開すること、②第三次全国統一行動を三月下旬（二六日）に設定し、インフレ反対、スト権奪還、全国一律最賃など五大要求を掲げて統一ストをおこなうこと、③二月二五日から三月五日までを、七四年春闘第一次中央行動期間に設定し、中央・地方の単産動員（二万人）を軸に、インフレ予算反対の対国会行動をはじめ、各省、経済団体への抗議、政党への要請行動をおこなうことを決定した。

また各単産も、一月下旬から三月上旬にかけて、相ついで臨時大会を開き、春闘諸要求、闘争方針を決定した。

二・一八、労働四団体主催「インフレ粉砕、生活危機突破中央集会」

総評、中立労連、新産別、同盟の労働四団体による「インフレ粉砕、生活危機突破中央

集会」が、二月一八日、東京・千代田区の武道館において開催された。労働四団体はすでに前年秋、政府に対しインフレ阻止のための緊急六項目要請をおこなうなど一定の共同行動を積み重ねてきた。そしてここに、傘下労働者を動員し、初の大衆集会を開いたのである。集会には、約二万人の労働者が参加した。そして、「悪性インフレは政府と大企業の責任、物価引下げ、社会保障と福祉の拡充など生命と暮しを守る緊急要求の実現をめざし、全労働者の統一行動をくりひろげる」との宣言を採択した。

二・二一、政府・労働四団体会談

ついで二月二一日には、労働四団体と政府との初の会談がおこなわれた。政府側は、田中首相、三木副総理をはじめ関係各相が出席し、四団体の各委員長、議長、書記長、事務局長が出席し、文字どおりトップ会談となった。春闘本番を前にしたトップ会談は、きわめて異例のことであった。

会談では、組合側が提示した、①インフレ抑制のための緊急対策、②雇用安定のための緊急対策、③生活防衛のための緊急対策と、いう三つの統一要求、および春闘共闘委提出の官公労働者のスト権奪還とスト禁止法制撤廃の口頭要請などを中心に話し合われた。席上、まず田中首相は、組合側に対し賃上げに節度ある態度を要請し、三・一ストなどスケジュール闘争は容認できないと表明した。組合側は、要求に対する具体的回答を強く求め、〝申入れの内容は、本来国会で審議するのがスジ〟だとする首相とのあいだでやりとりがつづいた。組合側はさらに、〝ストを回避するかどうかは政府の出方次第〟だとし、関係各相との個別交渉を要請した。田中首相は三・一ストについては「ぜひやめてほしい」とくり返しつつ、物価抑制について政府としても努力していること、雇用対策や年金生活者などの生活対策について「やれるものからやる」と述べ、さらに要請についての関係各相と組合側との会談に積極的に応じる用意があること、また今後、必要な場合にはトップ会談の再開に応じることを約した。このように、この会談では、組合側要求についての具体的合意はなかったものの、その後の政府と組合側との個別交渉をすすめるうえで重要な契機となった。事実、二月二五日以降、政府交渉が開かれはじめた。もっとも労働四団体共同行動は、三・一ストの評価、政府交渉のすすめ方について意見のくいちがいが表面化し、三月以降は事実上中止となった。

春闘共闘委三・一第一波統一ストライキ

春闘共闘委は、二月二一日の政府・労働四団体会談ののち、二五日より四団体共同あるいは独自の対政府交渉をすすめてきた。中心は、①インフレ福祉手当の増額、②年金の賃金スライド制、③官公労働者のスト権回復への前向きな回答をというものであった。だが政府側回答は、①四八年度予算予備費の総枠からして、特別措置は一三〇億円の源資が限度、②スライド制といえるかどうかは別として、物価状況に見合って手当をしていく、③スト権だけが公制審答申ではない。非現業部門は現行法制でいくが、三公社五現業は経営形態をも含め当事者能力を増すよう検討を開始したところで、組合側からも対案を出してほしい――というものであり、加えて〝今後も個別問題で話し合いには応じるが、違法ストを構えての話し合いには応じられない〟という姿勢を示した。結局、二月二八日、〝個別交渉は今後とも継続する〟と合意しながらも、交渉内容

では決裂となり、ここに春闘前段闘争としては史上最大規模の三・一ストに突入した。また賃上げ以外の国民要求、制度要求でストをおこなったのは、昨年の四・一七年金ストにつづいて二回目であった。この日、ストの主力となったのは、国労、動労、全電通、全逓など公労協であり、民間では炭労、全国金属、全国一般、化学同盟などが参加、全体で一八単産、五三万六〇〇〇人が二時間から二四時間のストにはいった。またこの日、春闘共闘委の呼びかけに応じて、東京では商店二五〇軒が、インフレに抗議する〝閉店スト〟をおこない注目を集めた。なお国労、動労が三・一ストの際、「受験列車の確保」など、国民春闘を意識した、従来より柔軟な戦術をおりこんだことも注目される。

【三・一スト突入状況】

【公労協】国労（主要幹線、首都圏国電、新幹線を中心に二四時間スト）三万五〇〇〇人、動力車（首都圏、大阪、新幹線で二四時間スト）三万五〇〇〇人以上、全電通（全国六二事業所で始業時から一日スト）六〇〇〇人、全逓（全国一三三の郵便局で始業時から一日スト）六〇〇〇人、全林野（全山、全職場で全一日スト）五万八〇〇〇人、全専売（東京シート工場で全日スト）二〇〇人、全印刷（小田原工場で全日スト）六〇〇人、全造幣（大阪工場で全日スト）九五〇人、アル専（千葉工場で全日スト）一〇〇人

【公務員共闘】都労連（始業時から二時間スト）一八万人、政労協（一三組合が二時間スト）一万六〇〇〇人

【民間】炭労（全国全職場で二四時間スト）三万三六〇〇人、全国金属（八〇〇支部が半日以上のスト）一八万人、全国一般（七地本二五〇組合が時限スト）一万人、化学同盟（五支部で半日～全日スト）三〇〇〇人、新聞労連（二組合が時限スト）五〇〇人、民放労連（一五組合が二時間～三時間スト）二五〇〇人、全印総連（一部で時限スト）

計　一八単産・参加人員約五三万六〇〇〇人

なお三・一ストに前後し、二月二五日から三月五日まで、春闘第一次中央行動がおこなわれた。スト前夜には、七万人による決起集会（日比谷公園）がおこなわれた。さらに、政府、大企業との大衆交渉もひんぱんにおこなわれた。日程順に掲げておこう。

二月二六日――労働省、日経連、経団連。二月二八日――三井不動産、伊藤忠。三月一日――厚生省、農林省、日本銀行などと産業連盟。三月二日――労働省。三月四日――総理府。三月五日――労働省、産業連盟、丸紅、住友商事、三井物産。

三・三反インフレ国民大集会

また三月三日には、「インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民連絡会」による反インフレ国民大集会が開かれ、全国で一四〇万人が参加した。同連絡会による大衆集会は、これが初めてである。中央集会は、東京・代々木公園でおこなわれ、二三万人が参加した。集会では、まず春闘共闘を代表してあいさつに立った市川議長は、インフレとたたかう国民春闘の立場をあらためて強調したあと、「三・一ストは国民各層の大きな期待と支持をうけて大成功を収めた。この力を背景に、今後政府を追いこみ、三・二六では さらに大きなストを組織して、政府と独占資本のインフレ政策に打撃を与える」と決意を表明。ついで中林生協連会長、石橋社会党書記長、紺野共産党幹部会委員、浅井公明党副委員長がそれぞれ、労働者のたたかいを激励し、全国民と歩調をあわせてたたかうよう訴えた。集会はこのあと、公共料金の凍結・大資本の利得行為規制などを求める決議と、「戦後最悪、世界最高のインフレに、もうこれ以上がまんできない。国民の怒りを大きく結集し、田中内閣を退陣に追いこもう」と全国民に呼びかけた宣言を採択。旗やのぼりを先頭に四コ

ースに分かれて都心部をデモ行進した。

こうした、インフレに反対する大衆行動が活発であったことも七四年春闘の一つの特徴である。三月七日から一二日にかけては、春闘共闘委による、インフレ予算粉砕緊急国会動員がおこなわれ、一一日の中央集会（日比谷野外音楽堂）には七万人が結集した。

三月中旬の諸行動

三月中旬にはいり、春闘準備とくに三・二六第二波統一ストへ向けての各単産の取り組みもすすんだ。たとえば私鉄総連は、一一日の中闘委で、三月二六日には始発から正午までのストを決行することを決め、同日ただちに全国に指令を発した。また今回初めて登場した公労協の〝スト権対話号〟による「スト権奪還全国リレー街頭対話集会」も、二月二六日の東京を皮切りとし、三月二七日の総括集会を目途に、順調に全国をかけめぐっていた。

また三月二〇日には、民間先行組合のみによる統一ストがおこなわれた。これも例年に見られない意欲的取り組みであった。スト突入状況はつぎのとおり。全国一般＝一一地本一四七支部、分会、一時間～半日。全国金属＝半日以上。化学同盟＝約五〇組合、二時間以上。新聞労連＝約一五組合、二時間～半日。出版労連＝約一〇〇組合、二時間～半日。全印総連＝約五〇組合、二時間以上。民放労連＝約五〇組合、半日～二四時間。

他方、二月二八日以降、途絶えていた対政府交渉も、対労働省、厚生省、総理府を中心に積み重ねられた。また集会関係では、一八日に「インフレから生活を守る高齢者総決起集会」（日消ホール）、二〇日に「インフレ反対・国民生活擁護・福祉予算獲得、七四春闘勝利中央集会」（明治公園）、二三日に「福祉の改革と拡充を要求する障害者統一集会」（厚生省中庭）などが開かれた。やや異色なものとして、とくに青年層を対象に、ロックとフォークによる「春闘勝利・若者総決起一万人コンサート」が一七日、東京・両国の日大講堂で開かれている。いずれにしても、七四春闘の本格的高揚を目前にして、多彩な取り組み、諸行動が目立っている。

7　春闘の本格的展開

春闘共闘委、三・二六第二波統一ストライキ

春闘共闘委は、三・二六第二波統一ストを目前にした二三日と二五日、インフレ、最賃、スト権に課題をしぼり、対政府交渉をおこなった。だが交渉は具体的には進展せず、双方の主張は並行線をたどった。たとえば、低所得者対策について、組合側は「三・一スト以後、政府側の回答は一歩も進んでいない」と追及したのに対し、政府側は「四十八年度予算の予備費は使い切った。四十九年度予算案は国会で審議中であり、その使途を今から約束することは、審議権を無視することになる」と断り、それ以上の前進はなかった。そして政府側は、重ねて強く〝スト中止〟を要請したが、交渉は決裂し、ここに第二波統一ストライキが決行された。

第二波統一スト参加数は、六三単産二四四万人にのぼった。三・一第一波スト（一八単産、五三万六〇〇〇人）をはるかに上回っている。また前年の四・一七年金統一スト（五四単産三五〇万人）に比べ、単

産数で上回り、参加人員（四・一七ストは一回のストとしては戦後最大）でつづいている。公労協はおおむね半日、公務員共闘は、一～二時間、民間では私鉄、医労協などが半日であった。そして三・一ストと同様、賃上げの決着が中心ではなくしかも整然とおこなわれた。この点、前年の四・一七ストが、〝年度制度改善〟を掲げつつも、なお賃金闘争のための勢ぞろいたる性格をもっていたのに比べ、大きな違いがあった。

春闘共闘委、四月決戦戦術の確認

大きな盛り上がりを示した三・二六第二波統一ストのあと、二九日、春闘共闘委は、第五回最高指導委員会と、第四回戦術委員会を開き、四月決戦段階の戦術について討議した。その結果、四月中旬決戦戦術内容と闘争日程を次のように確認した。

【春闘共闘委、四月中旬決戦の戦術と日程の確認】

①対政府要求（反インフレ・制度要求）闘争と対企業、当局要求闘争を一体のものとして追求する。

②四月八日から十四日の間を第四次統一スト行動期間とし、最大限の実力行使を集中して、ゼネスト体制で闘いを進める。

イ、民間組合は八、九日ごろから無期限ストなどで最大限のストをもって闘いを進める。

ロ、交運共闘さん下組合は、民間組合のスト集中時点にあわせ、最大限のストをもって統一行動に参加して闘いを進める。

ハ、公労協は政府交渉の情況（とくにスト権交渉）に見合ってストに突入することとし、交運共闘のストに先行して統一行動に参加していく。

ニ、公務員共闘は以上の各都会大産別共闘のストに合わせ、最も効果的な段階にストを配置して闘う。

以上の闘いにおいて、事態の打開ができない場合は、十五日以降の週に第五次統一行動を配置し、全組織の力量をかけて再度、大ストを打ち続ける。その具体化については今後、協議する。

右の確認に見られるように、四月八日からはじまり、一一～一三日の一大交通ストをピークとする四月第二週が、七四年春闘における最大のヤマ場、決戦段階として位置づけられた。とくに交通関係では、私鉄総連が一一～一二日の四八時間スト、国労・動力車は一〇～一三日の九六時間スト（一一～一三日は国電・新幹線を含む）、都市交通も一一日全日および一三日半日ストなどに見られるように、これが実施されれば交通機関のほとんどがストップ、それゆえ、マスコミによって交通ゼネストともよばれた。参考までに、春闘共闘委、各単産の闘争日程を掲げておく。

【春闘共闘委・各単産の闘争日程と戦術内容】

【金属】▽全国金属　三～四日24時間以上の統一スト（一日の拡大中闘で戦術決定）▽鉄鋼労連　①二日の中賃闘で回答指定日を決定②回答指定日の二、三日前に春闘総決起集会③事前闘争態勢組合は六日までにスト権を確立する　▽電機労連　①九日中闘②十一日から72時間スト③十四日以降無期限時間外労働、休日出勤拒否　▽全造船機械　①二日24時間スト②十一～十二日48時間スト　▽軽金属労連　①上旬に第二波②六日に代表者会議　▽全電線　①二日回答②五日中央委③十日統一交渉

【化学】▽合化労連　五～八日先行組合中心にストを組む②九日48時間以上の統一スト③十七日ごろ48時間以上のスト　▽食品労連　①五日2時間以上のスト②十日を中心に九日から十一日に最大限スト　▽化学同盟　①二日24時間スト②五日24時間以上のスト③九日から反復無期限ストを予定　▽紙パ労連　①二日中闘②三日24時間ストを含む時限スト（関東）③四日24時間スト（四国）④十日48時間ストを含む時限スト（関東・北陸・四国）　▽全国ガス　①二日中闘②四日第一次統一行動③十一日第二次統一行動　▽ゴム共闘　①三日第二次24時間以上スト②十日第三次48時間以上スト　▽全石油　①十日第一波半日以上スト②十三日中闘③十六日第二

波48時間以上スト　▽全日塗　①一日中執②三～五日回答指定および半日から24時間の波状スト　▽全窯連　①十一～十三日時間外拒否②十九日以降解決まで時間外拒否を含む実力行使　▽全靴労連・全皮労連　①六日共闘会議②十一日全支部一斉半日スト③十五日以降第三週に24時間スト

【交通】　▽私鉄総連　①二日拡大中央委②十一～十二日48時間スト③十六～十七日48時間スト　▽運輸労連　①二日中闘②十一～十二日第二波▽全港湾　①五～六日48時間スト②七日中闘③十日以降解決まで無期限スト　▽全自交　①四日中央闘争委（四月のゼネストに合流）②十五日前後にスト予定　▽全自運　①一日中闘②五日24時間スト③八日中闘④十～十一日48時間スト（春闘共闘に合わせる）　▽全日通　①二日戦術委②三日貨物共闘決起集会　▽全倉連　五日第二波（時間外拒否以上）　▽全海連　①第一週に外船のスト権集約の予定②十日まで邦船のスト権集約（予定）▽交通公社　一日中闘で闘争日程のメドをつける　▽鉄弘労　組合人員の三五％のスト　▽都市交十一日全国時限スト、十二日主要都市半日スト、十三日全国半日スト

【マスコミ】　統一行動としては八日以降連続スト、十一～十二日48時間スト　▽民放労連　四日第三波24時間スト　▽新聞労連　五日1時間以上の統一スト　▽出版労連　①一日第二次回答指定②四日第三波全国ストの予定　▽全印総連　①二日全国中執②四日24時間統一スト③八～十四日単組の独自要求で時限～24時間スト　▽広告労協　①二日第三波半日スト②四日第四波予定　▽映演共闘　①二～四日統一行動②五日戦術委③十日統一時限スト④十七日統一行動

【一般】　▽全国一般　①東京地本半日スト②四日統一時限スト③十七日統一行動　▽政労協　三～五日統一波状スト　▽医労協　①二日中闘②四日第二波状スト（民間部門）③十一～十三日第三波統一スト　▽全電力①四日ごろ第三波24時間以上スト②中旬ゼネストに合わせ最大規模のスト③場合によっては上旬に中労委に提訴

【商業・サービス】　▽全商社　①東京・名古屋・大阪で決起集会②五日スト権確立　▽ホテル共闘　①五日第二次2時間スト②十日6時間スト③十～十七日12時間スト　▽生協労連　十七日第二波統一行動週間②二十～二十一日闘争委

【建設】　▽全日自労　①四～五日中央委②十日半日以上の統一スト　▽全木労　①五日統一半日以上スト②六日中執③十日24時間スト　▽全建総連　十七～十八日全国中執委　▽日建協　四日共闘会議

【金融】　▽全損保　①三日ゼネスト支持集会②第一週から大衆団交③十二日自主交渉打ち切り④十五日中労委あっせん申請の予定　▽全信労　①四～五日第三波スト②十一～十二日第四波スト③十六～十七日中央委④二十三日第五波⑤五月一日第六波スト　▽全証労協　①初旬代表者会議②二日半日スト③四日半日スト　▽全相銀連　①初旬三役会議②四～六日第一波スト③十～十二日第二波スト④十五～二十日第三波スト　▽地銀連　①二日2時間以上の統一スト②十日半日以上の統一スト　▽全労金　一日を回答指定日

【地下産業】　▽炭労　①三日団交②四～五日1時間以内の職場大会③八日中闘④十一日24時間スト⑤十六日24時間スト⑥十九日以降48時間反復スト

【公労協】　▽国労・動労　①八日から十日まで始発から正午まで旅客、国電、新幹線で順法闘争②十日から十三日まで96時間スト。とくに十一～十三日は国電、新幹線もストの対象に入れる。なお九日発、十日着の長距離列車もストの対象に入れる　▽他の七組合は九日始発時から十三日までの百二十時間スト。このうち、全逓は九日八万人、十日以降十三日まで各三万人が参加した反復24時間スト。全電通は九、十日に各二万人、十一日四万人による反復24時間スト、十二、十三日は八万人による48時間スト。公労協としては未解決の場合、十五日以降も長時間ストを配置する。

【公務員共闘】　十一日24時間スト、十三日半日ストを実施。

こうして、四月三日、春闘共闘委によるゼネスト宣言中央総決起集会（代々木公園、八万人）を経て、各単産は決戦へ向けての追いこみ体制にはいった。

先行組合への賃上げ回答状況

全国金属、マスコミ共闘など、例年先行する組合への回答は、三月

下旬頃より第一次回答が出はじめていた。春闘共闘委調べによれば、三月二〇日現在、三万円以上回答が二〇組合、平均して前年妥結額より五〇〇〇円程度上回っていた。次に二五日現在、三万円以上三二組合となった。三・二六第二波統一ストを契機に、先行各組合への賃上げ回答が続々と出はじめた。そして二八日現在、三万円以上は一三単産七二組合に達した。全体として日を追うにつれ、高額相場が定着していった。春闘共闘委によるコンピューター調査結果を順に掲げると、次のようになる。

第一回調査（四月一日）
回答額（五六四組合）二万一一三五円、二四・〇%
妥結額（四組合）二万九〇四一円、二七・九%
第二回調査（四月八日）
回答額（九六三組合）二万二三三二円、二五・九%
妥結額（八組合）二万九四八〇円、三二・四%
第三回調査（四月一〇日）
回答額（一一五一組合）二万三一八五円、二七・一%
妥結額（一八組合）三万〇三九五円、三三・一%

先行組合の取り組みは例年にもまして強められ、かつ長期に粘りぬいた。だが同時に、経営者側の対応として、なるべく鉄鋼および民間大手より前に出まいとする態度も強かったと推測される。その意味では、鉄鋼をはじめすとる民間大手の回答相場の出方が注目された。

鉄鋼など民間金属大手の回答状況

注目の鉄鋼大手五社回答が、六日の大手五社労務担当責任者の意見調整を経て、八日におこなわれた。いわゆる四月決戦ゼネストの直前であった。

回答は、標準労働者方式（三五歳、勤続一二年）で二万三五〇〇円、二三・八%であった。これに定昇二五〇〇円を加えると二万五五〇〇円、二六・四%となり、前年の一万六〇〇〇円（うち定昇一九〇〇円）をじつに一万四九〇〇円上回った。またこれに交替手当や能率給へのはね返りを見込むと三万円以上になると一部では推測されている。このように、春闘相場の動向からすれば、やや低目であるとはいえ、鉄鋼回答自体としては、かなりの高額となった。そして今年も、〝事後対処方式〟を決めていた鉄鋼労連は、この回答をもって集約に向かった。

鉄鋼回答を契機に、IMF・JCの主力である他の造船、自動車、電機への回答も出はじめた。造船重機労連は、八日、定昇別二万五〇〇〇円の満額回答を受け、退職金問題を残して集約に向かった。自動車では、日産二九・九%プラスアルファー、トヨタ自工三〇・五%、いすゞ三〇・六%など三〇%ラインを突破し、一一日、集約に向かった。電機大手には、八日、二万円前後、二五%程度の回答があり、一〇日に日立二万二〇〇〇円、二七・八%、東芝二万七四八円、二六・五%をはじめ、若干の上積みがおこなわれた。だが要求との開きがいぜんとして大きく、妥結にはいたらなかった。それゆえ金属四単産同時決着というJC構想のうち、電機労連が未解決として残り、一一日以降の春闘共闘委、第三波および第四波ストに突入した。

四月第二週決戦ストライキ(1)

四月一一日からはじまった春闘共闘委・統一スト は、七四年春闘最大のヤマ場であり、一一日には八二単産六五〇万人がストライキに突入した。史上空前といわれた前年の四・二七ストが、六八単産、三一〇

万人であったから、それをはるかに上回った。そして、とくに交通関係を中心として、〝ゼネスト〟的様相を示した。この場合、問題の焦点は、インフレのしわよせをもっとも強く受けている、いわゆる社会的弱者救済問題、官公労働者のスト権問題、私鉄あっせんおよび三公社五現業をはじめとする賃金引上げ問題などにあった。

四月第二週決戦ストライキ(2)

まず、いわゆる弱者救済について、政府側は早くから、国会審議事項であるとのたてまえをとりつづけていた。四月九日の政府（厚相）との交渉の席上で、厚相は、〝一一日の衆院社労委で明らかにしたい〟とし、それ以上の前進はみられなかった。そしてストに突入した一一日、衆議院社会労働委員会で、「国民年金法案等一部改正」と「付帯決議」、「児童手当法等改正」などが可決され、ここにいちおうの決着をみた。そのうえで一二日、春闘共闘委と厚生省との小委員会交渉で、①緊急特別措置（特別一時金）による支給がおこなわれたこと、②四日の衆院社労委で、厚相が「年金制度について次期国会に提案できるよう抜本改正の検討をはじめる」と答弁したこと、③一一日の同委の決議と厚相答弁、以上を春闘共闘委への回答とみなして合意事項として確認した。加えて、④障害等級の範囲、内容の再検討、重度障害者の福祉電話設置の検討などを盛りこんだ「障害者、難病患者に対する福祉政策の推進について」合意に達した。このように、国会審議事項だとするたてまえはいちおう貫かれたが、実質上、大規模なストを再三構えた組合側への〝回答〟たる意味をもったといっても過言ではない。

四月第二週決戦ストライキ(3)

次に官公労働者のストライキ権問題についてである。すでに三・一一ストをひかえ、事態の成行きは政府側の出方いかんにかかっていた。だが政府側の出方は、次の二つにみられるように、きわめて抜打ち的で、かつ強硬であった。第一に、一〇日の臨時閣議で、「関係閣僚協議会」設置、違法ストに対する厳正な措置などを内容とする閣議決定をおこなったことである。第二に、右の閣議決定の内容を裏打ちするごとく、一〇日夕方、警察庁は、日教組本部ほか一二都道府県八七〇カ所の家宅捜査を開始し、〝違法スト〟のあおり、そのかしの追及にのりだした。かくして、これまでの春闘共闘委との交渉経過と途切れただけでなく、組合側の強い反発をよびおこしたことによって、ストの早期収拾の道も途絶えた。そしてスト権問題の取扱いは、私鉄、三公社五現業の賃金引上げ問題とならんで、「決戦スト」の一大焦点となったのである。

四月第二週決戦ストライキ(4)

他方、例年、春闘の眼となる私鉄あっせんは七日から開始された。私鉄大手経営側は、すでに五日、昨年妥結率と同じ一九・三%、金額で一万七五〇〇円の回答を示していたが、組合側はもとよりこれを不満として拒否し、経営側は六日あっせん申請をおこなっていた。その際、もう一つの焦点は、アップ額の五割を退職金にはね返らない、いわゆる第二基本給としたいという経営側提案であった。こうして私鉄運賃引上げをめぐる政府の動向を裏に含んだ賃金引上げ幅と第二基本給提案の取扱いがあっせん作業の焦点となった。このうち第二基本給についての経営側の執着は強く、あっせん作業は難航をきわめた。そして時間切れのまま、私鉄総連は予定どおり一一日のストに突入した。大手のうち、東急労組も三年ぶり、京浜急行労組は

一二年ぶりに統一ストに参加した。だが一一日中にも決着がつかなかった。経営側が、第二基本給導入をひとまず見送り、〝来年度以降中央集団交渉方式で交渉したい〟と態度を変化させたのは一二日未明であった。かくして問題は、賃上げ幅に移ったが、労使の開きは大きく、ついに一二日のスト続行となった（東急、京王帝都、京浜、名鉄は中止）。そして最終的に中労委あっせん案が提示されたのは、一一～一二日の四八時間ストも終わった一三日午前九時一五分であった。賃上げ幅は平均二万八五〇〇円、約三一・四%であり、前年の一万四七〇〇円、一九・三四%を大きく上回った。七四年春闘における高額相場傾向は、これによって明らかに定着したといってよい。

四月第二週決戦ストライキ(5)

ところで、私鉄あっせん作業が難航したのとならんで、官公労働者のストライキ権問題の取扱いも難航していた。とくに一〇日の〝一方的な〟閣議決定は、組合側の強い反発を招いた。その結果、すでに公労委にかかっていた賃上げ問題も、「スト権が前進しないうちは公労委の事情聴取に応じない」とする公労協の態度により、まったく進展しなかった。ちなみに、三公社五現業当局は六日、定昇込み平均一万七七二八円、一八・七%の回答を示し、前年につづき、調停以前の自主交渉で有額回答をおこなった（なお前年妥結額・率に比べ、額で約二五六〇円、率で一・二%上回る）。だがもちろん、組合要求とのへだたりは大きく、当局側および同盟系四組合は公労委に調停申請をおこなった。公労協は、前述のように、スト権問題の解決を前提条件としたため、ここに問題の焦点は、閣議決定およびその内容の取扱いいかんにしぼられた。

もっとも、スト権問題をめぐる政府と春闘共闘委との「交渉」は、閣議決定への組合側の反発もあり、一一日深夜（一一時四〇分、春闘共闘委代表と労相、総務長官会見、事態解決のためスト権小委員会設置を合意）にいたるまで、非公式窓口折衝をのぞきまったく途絶えていた。そして一二日にいたり、スト権小委員会交渉が、午前〇時二〇分から、ついで午前七時一五分から、三回目は夜の八時すぎからもたれた。つまり交渉難航のうちに、公労協のストは継続された。なお春闘共闘委はすでに一一日、私鉄賃金引上げ問題、スト権問題を中心に、「一六～一八日に第二波ゼネストを決行」する旨、強い態度を打ちだしていた。

スト権問題の交渉が、ようやく煮つまる気配を見せたのは一三日であった。すなわち一三日午前〇時三〇分からスト権小委員会交渉で、最終的に「了解事項」などが確認され労使双方で持ちかえって協議することになり、問題の焦点は公労委の賃金問題の調停作業に移った。もっともこの調停作業は一方で私鉄あっせん作業をにらみつつおこなわれていたため、簡単には進展しなかった。そして時間切れのまま、公労協は一三日のスト継続、公務員共闘、都市交通は一一日の全日ストのあと再び一三日の半日ストに突入した。私鉄は一二日にストを終わったものの、国鉄の交通マヒはいぜんとしてつづいた。そして私鉄あっせん案が提示されたのち、ようやく一一時、三公社五現業平均で二万七五九四円、二九・二二%の公労委調停委員長見解の提示と形式上の仲裁移行（なお五月九日、同額の裁定が出された）、一一時一五分からの政府（二階堂官房長官）と春闘共闘委（大木事務局長）との準トップ会談によるスト権問題についての合意を経て、ストは収拾へ向かったのである。こうした史上空前の

「決戦スト」の収束によって、七四年春闘も大きなヤマ場を越えたのである。

四月第二週決戦ストライキ(6)

なお、春闘共闘委調べによるスト参加数は、一日―八二単産六五〇万人、一二日―五五単産三三〇万人、一三日―四五単産二九〇万人であった。一一日の場合、単産数の内訳は公労協九、公務員共闘二二、民間五一である。また民間組合では、八～一〇日にストに突入したところも多かった。

春闘共闘委は、この〝ゼネスト〟収拾にあたり、声明を発したが、そのなかでは、とくに日教組への弾圧にふれ、これを「春闘共闘委全体に加えられたものと受け取り、今後、継続的に弾圧反対の闘いを強化していく」ことを明らかにしている。事実、四月二五日には、総評、中立労連、社・共・公三党などによる「日教組弾圧反対・教育反動化粉砕共闘会議」が発足し、予想される「弾圧拡大の動き」（この点、五～六月に入って事態はすすみ、参院選公示目前の一一日、日教組槇枝委員長逮捕にまでおよんだ。詳細は本年鑑第二部Ⅵ権利闘争参照）に対抗することを確認した。教育問題ないし日教組問題も七四年春闘の展開にかかわるものとして存在していた。

春闘共闘委第五次統一行動

四月第二週の「決戦スト」のなかで、電機労連など民間単産も追い上げをはかったが、多くは一五日以降の第五次統一行動におけるスト突入状況をみると、電機労連の一八～一九日四八時間ストをはじめ、鉄鋼労連中小、私鉄総連中小、全鉱、炭労、繊維労連、全石油、全国セメントなどが一六～一七日四八時間スト、合化労連、全靴労連が四八時間スト、また、一五～二〇日に新聞労連が最高二四時間の統一スト、化学同盟が二四時間反復スト、一五～一八日に食品労連が第三波ストとなっている。このほか、金属関係で全電線、全国金属、全造船、マスコミ関係で民放労連、出版労連、全印総連、映演共闘、化学関係では紙パ労連、全国ガス、全窯連、全皮労連、交通関係では全自交、観光労連、日航、全海連、その他では全国一般、医労協、生協労連などが無期限・時限を含む二四～四八時間ストとなっている。

このように、多くの民間単産が大規模なストライキに突入した。このなかで、春闘相場も着実に上向いていった。

民間回答状況

春闘相場は明らかに、三万円、三〇%が有力なメドとなった。第五次統一行動のなかで、全石油が三万円台、ゴム共闘が三万～三万三〇〇〇円、全電線が二万九三〇〇円、全鉱が平均三万円台で収拾に向かった。

また春闘共闘委が一九日に回答状況を集約したところ、三万円以上獲得組合は、ついに千の大台をこえ、一一三一に達した。単産別では、全国金属＝三四八、全港湾＝一五六、全国一般＝七二、化学同盟＝六七、合化労連＝六二、全自運＝五九組合などが目立っている。平均回答額の推移は、四月一日には五六八組合、二万一五三七円、二三・七%（加重平均、以下同じ）、八日＝九七一組合、二万二六三六円、二四・九%、一〇日＝一一六一組合、二万二八五五円、二六・五%、一五日＝一三九六組合、三万四六〇九円、二八・五%と推移している。

さらに、主な単産別大手組合の六日→一〇日→二〇日にいたる回答推移を見ておこう。まず電機労連が一万八九三五円→二万〇八四八円→二万三一七七円、合化労連が二万六三二三円→二万七九七五

円↓三万一二五四円、食品労連が二万〇〇八八円↓二万一四五五円↓二万九〇六五円、先行グループでは全国金属が二万六二三円↓二万七六八六円↓三万〇三三九円、化学同盟が二万一五七七円↓二万四三七九円↓二万九二六円、民放労連が二万九〇五四円↓三万〇〇三六円↓三万三三一三円、新聞労連二万八一七三円↓三万〇三九八円↓三万〇六九〇円、などとなっている。

このように、全体として、日を追うにつれ、いわば後高傾向が明瞭となっていった。

春闘共闘委第六次統一行動およびそれ以降

第五次統一行動を経るも、未解決の民間組合が多かった。ここに二二日から第六次統一行動によって、民間各単産は最後の追いこみをはかった。そして大勢はこのなかで収束に向かった。電機労連は、二五～二六日に第四波四八時間ストを構え、強い闘争姿勢を示した。そして二五日の中央闘争委員会で大手八組合と中小一六組合の春闘集約を確認した。おおむね二万六〇〇〇円前後である。炭労は四万〇七七円で集約に向かった。

七四年春闘の場合、四月第二週の「決戦スト」後も、多くの民間組合が未解決で、長期にわたった。この第六次統一行動後も、民間中小・地場関係を中心とする未解決組合がかなり残っていた。五月七日からの第七次統一行動を前にして、私鉄総連二八組合、全国金属一〇〇組合前後、合化で約二割の二四組合、紙パ労連で一五組合、医労協、金融共闘、広告労協などが残っていた。かくして、とくに第七次統一行動が設定され、展開された。そのなかでさらに多くの組合が収束に向かったとはいえ、広告労協、金融共闘、医労協、全日建などではなお未解決の組合があった。だが、全体として合理化問題など特殊問題をかかえているところなどをのぞき、大勢は五月上～中旬に集約に向かった。こうして、七四年春闘は、早くから取り組まれたとはいえ、全体として早期決着ではなく、かなり長期化したということができよう。

8　「政府交渉」事項とその結果

以上、これまで春闘の展開過程を記述してきた。ここで、七四年春闘で掲げられた対政府要求の「交渉」結果のうち、おもなものを取りまとめておこう。

年金、福祉など関連事項

いわゆる社会的弱者救済とよばれている項目をまず取りまとめておく。

国民春闘の〝目玉〟である「社会的弱者の救済」については、春闘共闘委の要求にこたえ、政府はすでに予備費から一三〇億円を支出、生活保護世帯など六八五万人に対して平均二〇〇〇～二五〇〇円のインフレ手当支給を実施していたが、さらにこの問題を発展させるため、一一日夕刻、与野党間で合意に達し、政府は審議中の関連法案の修正要求に応じるという形で具体案が発表された。

まず年金関係では「国民年金保険法等改正案」の修正案として自民、社会、公明、民社各党から、児童扶養手当関係は「児童扶養手当法等改正案」の修正案として与野党五党から、それぞれ共同提案され可決された（共産党・革新共同は国民年金法関係については棄権）。

与野党間で一致をみた社会的弱者救済措置は次のとおり。

【与野党間で一致した「社会的弱者救済措置」】

①今年度から「物価スライド制」が導入された厚生年金、船員保険、国民年金のスライド実施時期を繰り上げ、厚生年金、船員保険は十一月予定を八月から、国民年金は来年一月予定を九月からとする。

②各福祉年金、老齢特別給付金の引き上げと母子福祉年金の支給対象範囲拡大など改善実施時期を一カ月繰り上げ九月からとする。福祉年金、老齢特別給付金は九月特例として五～九月の五カ月分を支給する。

③児童扶養手当、特別児童扶養手当額引き上げと支給対象児童の要件緩和などの改善についても十月予定を九月に繰り上げ実施する。福祉年金と同様特例として九月に五カ月分を支給する。

④原爆被爆者の特別手当、健康管理手当引き上げなども一カ月繰り上げ九月からとする。

一一日、衆院社会労働委員会で可決された「国民年金法案の一部を改正する法律案に対する付帯決議」は次のとおり。

【衆院社労委「国民年金法改正法」の付帯決議】

政府は、老後保障において年金制度の果たす役割の重要性にかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

①厚生年金保険、国民年金、各種共済組合について、その相互の関連において各制度充実のため、基本的に検討を加えること②年金の財政方式、とくに賦課方式への移行については、将来にわたる人口老齢社会の動向を勘案しつつ、積極的に検討を進めること③今後における厚生年金、および拠出年金制国民年金の年金額の水準については、社会経済情勢の推移に対応して財政再計算期を早め、賃金生活水準の動向に応じた改善をはかること④各福祉年金についてはその年金額をさらに大幅に引き上げ、その範囲の拡大をはかるとともに、本人の所得制限および他の公的年金との併給制限についても改善をはかること⑤国民年金の保険料免除者に対する年金給付については、さらにその増額をはかること⑥遺族給付および障害給付に係る通算措置の実現に努めること⑦五人未満事業所の従業員に対する厚生年金の適用の問題については、具体的方策の樹立に努めること⑧掛け捨ておよび脱退手当金受給者の年金受給権の方策を検討すること⑨積立金の管理運用については、被保険者の福祉を最優先とし、拠出者の意向が十分反映するよう民主的な運用に努めること。なお、児童手当制度の立ち遅れの現況にかんがみ、今後一層拡充強化するよう努力すべきである。

これらの法案修正とは別に、斎藤厚相は「生活保護費、社会福祉施設措置費は三、四月の消費者物価の推移をみて所要の措置をとる」と再引上げの方針を明らかにした。また長谷川労相も、これに準じて失対賃金の改善などを示唆したといわれる。厚生省の試算によれば、今回の措置による費用増は国庫負担だけで二一九億円に達するといわれている。

【障害者、難病患者に対する福祉政策の推進について（厚生省）】

一、障害者、難病患者に対する福祉政策は、先進諸国の制度を参考にするとともに、実情に即応する方向で治療が生活の安定および社会への参加を可能ならしめるよう、施策の改善をはかる。

二、障害者対策について

①障害福祉年金の改善を図る。②障害等級の範囲および内容の再検討を行う。③ヘルパー制度の充実をはかる。④介護手当の新設については他施策との関連を考慮しつつ検討を行う。⑤重度障害者の福祉電話の設置について検討する。⑥電動車イス、電動タイプ等の研究・開発を促進する。ヘルパーの確保と手話通訳者の養成をはかる。

三、難病対策について

①特定疾患の公費負担については継続事務の円滑化をはかる。②難病関係の研究をさらに推進する。③難病の指定方法等について検討する委員会設置などについて、研究するために難病患者団体と話し合う。

四、障害者、難病患者の差額ベット等の費用負担の軽減について検討を行う。

五、以上の福祉諸政策の推進にあたっては、障害者、難病患者の実情を

は握し、これらの人びとの意見を反映させるために、必要に応じ関係者と話し合う。

最低賃金、時間短縮、雇用保障など

四月一三日の政府・春闘共闘委の準トップ会談の際、それまで「関係各省との協議事項の結論は尊重」する旨の労相発言がおこなわれた。そして確認されたのが、つぎの事項である（なお、厚生省関係の「障害者、難病患者に対する福祉政策の推進について」は便宜上、前項にまとめて掲げた）。

【労働省関係】

一、最低賃金について

（一）今後の最低賃金制のあり方については、広域最賃の設定その他制度・運用の改善について中央最低賃金審議会の場でさらに検討をすすめる。なお全国全産業一律最低賃金制については労働省として今後検討する。

（二）当面する最低賃金行政として、賃金・物価事情の急激な変化に対応し、最低賃金の実効確保の立場から、中央最低賃金審議会の意見を聞き、現在決定されている最低賃金の効率的な改定を速やかに行う。

二、時短・週休二日制について

（一）時短・週休二日制については、これまでも、行政指導をすすめてきたが、引き続きその推進に努める。とくに週休二日制については、経済社会基本計画により、計画期間中に一般化するとの目標をできるだけ早期に実現するよう努力する。なお、労働時間をめぐる法制上の問題については中央労働基準審議会の場で検討することを考える。

（二）公務員および金融部門については昨年の労働大臣回答およびその後の情勢の進展も考慮し、さらに努力する（以上、一、二項の了解事項は、四月十一日衆議院社労委における労働大臣答弁に基き確認したものである）

三、雇用・失業保障について

（一）雇用失業情勢の変化に備え、中高年・季節・臨時・日雇・パート労働者の雇用の安定と改善に努力する。

（二）今後の雇用情勢に即応し失業の予防と失業保険の機能を改善強化する。

（三）建設・林業・港湾業務における労働形態について常用化等その雇用の近代化をはかるための措置について積極的に検討を行い通年化による雇用の安定化を促進する。

（四）失対賃金については、四月一一日衆議院社会労働委員会における労働大臣答弁による。

（確認事項）転換給付金、炭鉱駐留軍等の雇用促進手当などについては抜本的検討を行う。日雇健康保険の問題については解決ずみである。緊就、開就の事業単価については、予算増額を行い解決ずみである。

【大蔵省関係】

公企体等共済組合法等の今回の改正案と同様、「退職年金等の年金額の算定にあたっては、厚生年金保険の年金受給者との均衡を考慮し、現行の算定方式により算定した額が、通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式により算定した額に満たないときは、その額によることとする」との低額の年金について改善措置を行う。

交通運輸政策

全日本交通運輸労組協議会（力徳修議長・百万人）加盟の国労・動労・私鉄総連・都市交各委員長らの代表は一二日徳永運輸相をたずね、春闘の柱の一つとして要求していた「交通運輸政策についての要望」についての回答を求めた。これに対し徳永運輸相は大要次のとおり回答、今後も必要に応じ話合いをおこなうことを確認した。

【「交通運輸政策についての要望」に対する運輸大臣の回答】

一、総合交通体系については近時、エネルギー資源等の制約、交通問題の深刻化等の条件が変化しているのでその見通しを行い、必要に応じしかるべき修正を行うこととする。また、国民生活に不可欠な交通サービスの充実をはかるため、都市、地方交通施設の一層の強化に努めるよう配慮する。

二、都市における公共輸送確保並びに利用者の利便の増進のためバス専用レーンの拡大、都市における駐停車の禁止規制をさらに強化するとともに、これらの施策により間接的にマイカーの乗り入れを抑止する。また、共通乗車券、共通定期券等の制度をさらに推進する。

三、交通面における地方のシビルミニマムの確保については、国と地方の行政責任で行うことを基本とし、地域住民の理解と協力を得て進めることとする。そのための政策として事業の集約化をはかることも一つの手段であるが、その場合において公的一元化をとるかどうかについては、メリット、デメリットを検討する。賃金の遅欠配に対しては根本的には企業経営の健全化をはかるための総合的対策を進めることにより対処するが、緊急時における対策についても検討する。

四、高速道路における一時的休養のためのパーキングスペースについては、その設置を進めているが、今後も進めていきたい。仮眠所等については、インターチェンジに付設されるトラックターミナル等に設置するよう努力するほかその他の場所についても道路占用の運用面で考慮したい。過積み防止のための自重計開発に当たっては、労働者代表が参加する「大型貨物自動車過積載防止装置研究会」で早急に研究を進める。

五、陸・海・空の交通安全施設整備、公害対策については、重点施策の一つとして、今後ともその推進をはかることとする。

官公労働者の労働基本権問題

ここでは便宜上、四月一〇日の閣議決定、政府が春闘共闘委に手交した「公務員制度審議会の答申の処理について」をも、あわせ掲げておく。なお、いわゆる処分救済について、一三日の準トップ会談で、「昨春闘の例にならって処置する」との暗黙の合意がおこなわれたと報道されている。

【了解事項】

一、政府が内閣官房長官を長とする関係閣僚協議会を設置することとしたのは、労働基本権問題を真剣に検討する姿勢であることを確認する。

二、この協議会においては、三公社五現業等の争議権等および当事者能力強化の問題解決に努力する。

三、この協議会における結論は可及的速やかに出すものとする。（組合側は昭和五〇年三月末日までに結論を出すべしと主張したが政府側は二年を目途とし、昭和五〇年秋ごろまでに結論を出すよう努力すると述べた）

四、この協議会の運営にあたっては、随時労働側の意見を聴く。

五、非現業職員の労働基本権については、公務員問題連絡会議で引き続き検討するものとする。特に公制審答申にもとづく団交権については、公務員問題連絡会議で速やかに結論を出すよう努力する。

【四・一〇の閣議決定】

一、公務員制度審議会の答申を尊重し、三公社五現業等の労働基本権問題に対処するため、内閣官房長官を長とする関係閣僚協議会を設置する。なお専門的事項を調査するため学識経験者二十人程度の専門委員を置く。関係労使の意見は随時これを徴する。右の関係閣僚協議会における結論は二年を目途とする。

一、ゼネストは国民生活に重大な影響を与えるので、ただちに中止するよう関係労働団体に要請する。

一、法律により禁止されているストを行った場合は厳正な措置をとるものとする。

政府が春闘共闘委員会に手交した「公務員制度審議会の答申の処理について」の概要はつぎのとおりである。

【公制審答申の処理】

公務員制度審議会の答申の処理については、実施可能なものから順次所要の措置を講ずるものとするが、そのため、答申事項を次の四種に分類して処理するものとする。

一、運用によって処理すべき事項

つぎの三項目については、制度の改正をまたず、従来からの政府見解の徹底に努め、または運用の改善により処理するものとする。

①非登録職員団体との交渉については、合理的理由なく恣（し）意的に拒否しないこと。

②管理運営事項の処理によって影響をうける勤務条件については交渉の対象となること。

③交渉や話し合いを促進すること。なお、そのための交渉ルールの確立当局側の体制および労務管理機構の整備等に努めるものとする。

二、具体案の作成に努力すべき事項

つぎの四項目については、目下関係省庁において検討中であるがなるべく速やかに具体案を作成するよう努力するものとする。

①登録制度と法人格の分離②登録取り消しの効力発生時期③管理職員等の区分についての規定の整備④人事院勧告の基礎となる民間給与調査等にあたり、職員側および当局側の意見を聴取する制度の設置。

三、引き続き検討すべき事項

つぎの三項目については、早急に結論を得ることは困難であるので、引き続き検討するものとする。

①消防職員の団結権②非現業職員について、交渉不調の場合などにおける調整等の方法③刑罰規定の再検討。

四、三公社五現業等の争議権問題

関係官庁において、当事者能力の強化の検討と相まって三公社五現業等のあるべき性格について抜本的検討を加えるものとする。

公務員の賃金、時短問題　前年より春闘重点の場に本格的に登場した公務員共闘は、四月一三日午前、総理府総務長官、人事院事務総長（総裁代理）などとの交渉で、賃金引上げ、配分などについて、次のような回答を得て、確認した。

【賃金引上げについて・総理府人事局長、長官回答】

賃金引上げについては、公労協の引上率と同程度（二七・五%、約三万五百円）を期待する。

【早期支払いについて・人事院事務総長回答】

公労協の賃上げが決定された現段階においては、〇・三カ月分をすみやかに処理することとし、その後においてさらに暫定支払いを講ずることについて、組合の意見をききつつ検討する。

【時短・週休二日制について人事院確認】

①週休二日制は、労働時間の短縮を前提に考える。

②そのため、当面週四二時間、隔週二日制を昭和五〇年度に実施する。

③実施にあたっては、土曜日を閉庁として同時実施とするが、一部おくれるものについては給与面の措置を考慮する。

④また、交替制職場については、原則として連続休日とする。

9　同盟の賃金闘争

同盟の七四年賃闘方針　同盟の七四年賃闘方針の基調は、前にふれた「賃金白書」に要約されている。とくに注目されるのは、前年度策定した長期賃金計画数値を廃棄し、賃上げの「要求基準」を、定昇を含め二万五〇〇〇円を設定したことである。もっとも率にするか額にするか（従来は率中心）ではかなりの議論があった。また二万五〇〇〇円も、二月一三日の中闘委で〝最低獲得目標〟だと位置づけ直され、事実上の要求基準の修正がおこなわれた。また闘争体制では、「中央闘争委員会」の早期設置、前年度に採用した先行組合方式の強化、闘争時期の繰り上げが注目される。とくに闘争時期は、七四年二月の中闘委、主要単産連絡協議会で、「闘争集中の時期は、三月下旬～四月上旬として、全組織がこれに結集する」ことが確認された。また二月段階の労働四団体のインフレ粉砕、生活危機突破の共同行動、二月一九日、民社、同盟その他諸団体による生活防衛国民会議のスタートなど、インフレの

進行に対処する取り組みも目立った。

先行組合の賃金交渉

を開き、一九～二一日には、三月一八日を賃闘統一行動日とし同盟は、各単産の要求はほぼ中央（日比谷野外音楽堂）・地方で決起集会は、街頭宣伝活動を展開した。このころにートは切られていた。また先行組合への第一次回答も、三月中旬以降、出はじめていた。

全金同盟など先行組合の三月二六日現在の回答状況をみると、三五三組合が平均二万一七九円の一次回答を引きだしている。このうち、前年妥結額と比較可能な組合を取りだすと、二万一九八六円となり、前年を七〇九一円上回っていた。このように、最低獲得目標二万五〇〇〇円は、その後の回答積上げを考慮に入れれば、早くも射程距離にはいったといえる。

なお全繊同盟では、地繊部会（東京、大阪）に三月八～一二日、二八%の回答があった。つづいて綿紡大手、化繊にも二〇%程度の回答がおこなわれたが、いずれも組合側は拒否し、綿紡、化繊は中労委へ提訴した。また画期的な賃金体系改訂要求を掲げ、約五〇%、六万円（船主側試算）をこえる超大型要求を提示した海員組合に対しては、二五日、内航部会で二万四二〇〇円、二九・四%の回答があったが、組合側はこれを拒否し、交渉継続となった。

こうして、同盟賃闘は、四月一〇日前後決着へ向けて、以後急速な追いこみがはかられた。

四月上旬決戦体制の確認

同盟は四月二日、主要産別連絡会議を開き、四月上旬決戦の戦術調整をおこなった。その結果、各単産とも四月五～八日を最大のヤマ場として決戦に臨むことが確認された。そこで報告された主要単産の当面の方針は、次のとおりであった。

(1)全繊同盟は、五日のストに突入しても、スト中でもあっせんを継続し、交渉を煮つめる。（四月一日から、先行組合としての大阪地繊などではスト突入を指示したがストに入った四組合を除き、すべて解決し、三五%の賃上げを獲得した。）

(2)海員組合は、スト投票に入り一〇日前後にスト権確立となるが、これまでの間も団交再開への見通しもあり、会社側が解決策を示してくれば、団交に応ずる構え。

(3)全化同盟・全金同盟は、先行組合で昨年プラス平均一万三五〇〇円、平均三五%で妥結組合もふえつつある。回答の遅れている組合では、四月一日以降ストに突入しているが、五～八日に決着の見込みで追いこみをかけている。

(4)造船重機労連は、四月八日を第二次回答指定日、自動車も四月八日を回答指定日として、現在交渉が継続されており、四月八日がヤマ場となる。

(5)電労連は、四月五日を回答指定日、四月六日中闘を開催し、八～九日をヤマ場として追い込みをかける。

賃闘決戦段階

決戦段階にはいった同盟賃闘は、先行する全金同盟、全化同盟の主力、中核組合についで四月八日、造船重機、九日、全繊の化繊、麻、資材、綿紡、羊毛、生糸、一〇日、海員内航、一一日、自動車労連の日産など、あいついで妥結にいたり、ヤマ場をこえた。

造船重機はベ・ア二万五〇〇〇円（定昇込み二万七〇〇〇円、二九・三%）の満額であった。全繊は五日に第一波六時間ストを決行し、

九日にも綿紡大手八組合、生糸五組合、羊毛三七組合、地繊部会染色中央交渉三七組合など二七六組合（一八万人）が第二波ストに突入した。そしてスト中の九日の中労委あっせん、綿紡七組合平均二万九一三円、三二・〇%、染色八組合平均二万五二七四円、三一・〇%や、自主交渉をつうじて、妥結に達した。海員では内航が、定昇込み三万五五三〇円、四〇・七%という高額回答で妥結に向かった。なお全化同盟は八日現在、妥結平均二万八二八二円、三六・九%、全金同盟は一〇日現在、妥結平均二万九三八四円、三三・五%であった。全体として、二万七〇〇〇円以上、三〇%以上の相場が形成されていった。

なお海員外航は一五日、ベ・ア三万五一五〇円、三七・三%（定昇込み三万九〇三九円、四一・九%）の高額をもって妥結に向かった。大手で後まで残ったのは電労連であるが、二六日、中労委あっせん（一〇社平均二万九〇〇〇円）をもって妥結した。かくして、同盟七四年賃闘はほぼ収束に向かった。

同盟七四年賃闘の妥結状況と総括

同盟七四年賃闘における妥結状況を見てみよう。同盟調べ（五月二七日現在）によれば、二一七七組合（含む全官公四組合）の妥結額平均は二万六一二一円であった。また組合員数、賃上げ前平均賃金の判明する四二六のサンプル組合（民間）についてみれば、妥結額は単純平均で二万七二〇一円、三三・一%、加重平均（組合員一人当り）で二万七八六〇円、三一・四%であった。同盟が、〝最低獲得目標〟として設定した二万五〇〇〇円、三〇%の要求基準からみて、きわめて高水準の妥結相場となった。

同盟は五月末に、「七四年度賃闘の成果と課題」と題する総括文書を発表したが、そのなかで、要求基準との対比において、「今次賃闘の成果はきわめて高く評価できるものであり、また同盟の目標設定もおおむね適切であった」と述べている。とくに全金同盟や全化同盟など先行組合、一昨年に九〇日におよぶ長期ストをたたかい、昨年〝政党支持自由化〟〝生産性向上運動反対〟に踏み切り、今次春闘で画期的な賃金体系改善要求をもってたたかった海員組合などが、平均妥結水準を上回っている。また従来、六月、中労委解決方式をとっていた全繊同盟が、他産業とともにヤマ場を春闘重点時期に移し、一三年ぶりの統一ストを決行するなど意欲的な取り組みを示したことも注目される。

前掲総括文書は、「組合員の激しいたたかいへの意欲」、「闘争体制の強化」を、次の点で確認している。「組合員の大幅賃上げへの意欲は、要求幅平均が同盟あるいは産別の獲得目標をかなり大幅に上回ったことに十分みることができるし、また、闘争体制の強化は、スト権確立、スト突入組合の激増はもとより、産別あるいは単組がほとんど例外なく、それぞれの労使慣行のワクを越えて新しい闘争方式を展開したという事実のなかに十分に読みとることができる。今次賃上げ闘争における最大の成果は、おそらく、組合員の多くが、それぞれの情況のもとにおいて、たたかいに対する充実感をもつことができたという点にあるだろう」。

同盟総括文書は、第一に「賃上げの結果」をとり上げ、以上のように締めくくっている。そして第二に、「〝春闘〟の主導権の問題」を重視し、総括的に、「民間主導・同盟主導の〝春闘〟を一段と定着させることができた」と規定している。第三に、「政策諸要求実現のたたかい」にふれ、ここでは同盟の「福祉・生活闘争」が「労

働組合がかかげる国民的要求を国の政策に具体的に反映させるための突破口を切り開いた」として高く評価し、他方で春闘共闘委の〝国民春闘〟批判をおこなっている。そのうえで、「今後に残された課題」、および所得政策に関する同盟の基本見解を述べている。以下、ここに、「〝春闘〟の主導権の問題」から、「今後に残された課題」までを議論の素材として掲げておく。

【同盟「七四年賃闘の成果と課題」（『同盟中闘情報』七四年五月三一日より一部抜すい】

第二は、〝春闘〟の主導権の問題である。今次賃闘においては、まず海員組合が闘いの戦端を切り、ついで全金・全化・全繊同盟等の先行組合が三月下旬までに早くも昨年妥結額を大幅に上回る回答を引き出し、各産別がそれぞれに強力な闘争を展開するなかで、四月一日の造船の第一次回答、四月八日の鉄鋼の大幅回答、造船の満額回答を皮切りに自動車、全繊主力、海員組合等が相次いで、高額妥結に達して四月一〇日前後にはすでに、〝春闘相場〟を確定し、それが私鉄・公企体の斡旋・仲裁に反映したという経緯にみられるように、民間主導・同盟主導の〝春闘〟を一段と定着させることができたといってよい。事実、公労協があとに取り残され孤立することをおそれた春闘共闘委は、同盟ないし民間労組共同行動会議の戦術日程を探ることに懸命であったが、民間賃闘の大勢は彼等の想定よりも早く決着を迎え、高額早期妥結による民間・同盟主導型〝春闘〟の確立という同盟の所期の目標はほぼ達成されたのである。

中闘委のなかに設けられた主要単産連絡会議は、このような成果をもたらすうえで極めて有効な力を発揮した。主要単産連絡会議は、各構成産別の一般的な共同行動を一段と強化するばかりでなく、同盟主導型〝春闘〟の確立に向って産別間の闘争日程を中心に緊密な戦術調整を行うために昨年から設置されたものである。昨年は設置の時期が遅かったために十分な効果を発揮しえなかったが、今次賃闘に当っては、二月中旬以降原則として毎週開催し、高額早期妥結に向っての細かい戦術日程の調整を行い、各産別は合意された日程の実現に最大限の努力を払うとともに、それを民間労組共同行動会議、ＩＭＦ・ＪＣ等の場において同盟外の民間単産に押し広めていった。その成果が鉄鋼、造船の四月八日回答指定と、相次ぐ主要単産の闘争決着となって現われたわけである。同盟主導型〝春闘〟の定着化にあずかって力のあったもう一つの要素は、中闘事務局を中心とする情報活動の一層の活発化である。同盟「中闘情報」が相場形成に果す役割の有効性については、とくに昨年来、組織内外に定評するところであるが、今次賃闘にあたっては、「中闘情報」の配布対象を中央・地方労働委員会委員、学者、評論家、各新聞論説委員等にまで拡大しまた新たにテレフォン・サービスを開設することによって、賃闘情勢の迅速・広範な伝達、相場に対する早期かつ適確な見通し、高額相場の世論形成に一層の力を発揮せしめることができた。これは調査委員会を軸とする各産別の情報蒐集の努力および中闘委事務局を構成する同盟書記局全員の活動の成果である。

（三）

第三は、政策諸要求実現の闘いについてである。同盟は昨年秋以来、インフレ抑制政策およびインフレに対して無防備な階層の生活を防衛するための福祉政策を実施するよう再三にわたって政府に申入れを行い、また日経連、経団連とも懇談を行うとともに、大規模な集会、街頭ビラ撒き活動を実施してきたし、賃闘の本格化に合わせてそれらの行動をかつてないほど強化してきた。これらの行動は議会制民主主義を擁護するという原則に貫ぬかれたものであり、決して派手ではないが、国民世論を着実に盛り上げ、政府・経営者の政策・行動様式の転換を一歩一歩かちとっていこうというものであった。

一方、春闘共闘委は〝国民春闘〟を打ち出し、ゼネストをもって国民的諸要求を実現すると称したが、その実は違法なスト権奪還ストに対する国民の批判をかわすための隠れミノであり、その最大限綱領的な要求の烈別は〝国民春闘〟を結局単なるリップ・サービスに終らしめた。それが隠れミノにすぎなかったことは公労委の調停斡旋過程において誰の目にも明らかになったし、また、リップ・サービスであることを糊塗するために対政府折衝の終盤においては、彼等は実よりも名のみをとることに終始したのである。民間共同行動会議の申入れをきっかけに成立した国民的諸要求実

現のための四者共闘も、春闘共闘委のこれをスト権奪還闘争の後ろ楯として利用しようとする意図のために、中央での一回の統一決起集会、一回の対政府統一折衝をもって崩壊のやむなきに至ったことは極めて残念である。ともあれ、われわれの福祉・生活闘争によって、老人・母子世帯等に対する若干の一時金支給、厚生年金等のスライド実施時期の繰り上げ等、同盟が最終的にしぼったいくつかの要求の実施を政府に約束させ、また、インフレ抑制についての取組みを若干強化させるにいたったことは、労働組合がかかげる国民的要求を国の政策に具体的に反映させるための突破口を切り開いたものとして高く評価することができよう。

（四）

以上のような成果にもかかわらず、いくつかの問題点、今後に残された課題がある。

第一は、賃闘の結果についてであるが、われわれが獲得した大幅賃上げも、その反面、労働組合が主体的に分配構造を転換するという意味において、必ずしも十分に労組主導型であったとはいえない点が指摘されなければならない。同時にインフレ下において、規模あるいは業種・地域間の格差が一層拡大する恐れのあることから目をおおうわけにいかない。（中略）

第二は、戦術調整の問題である。主要単産連絡会議の場での調整は飛躍的に前進したが、早期決着の目標が早々に打ち出されたわりに具体的な調整作業が遅れそのため、いくつかの産別がスケジュール調整のうえでとまどいと困難に直面しまた、最終決着の時期に多かれ少なかれ乱れを生じた事実は否定できない。今次賃闘においておおむね定着した民間主導・同盟主導の形を名実ともに一層定着させ発展させるためには、来年度、主要単産連絡会議をすべての産別の闘争日程の決定に先立って発足させ、同時に、他の民間単産に対する影響力を一段と強化する必要がある。

第三は、国民的諸要求の実現についてである。同盟の生活・福祉闘争、インフレ反対闘争は一応の成果を収めたとはいえ、大幅賃上げの成果と比較し、また国民の必要と対比して必ずしも十分でなくたとえ反動的な自民党政府が相手であるとはいえ勤労諸国民に対する労働組合としての責任を所期の目的通りに果したとはいえない。とくにインフレ抑制については、経営者の行動様式の転換や政府の抜本的政策を引き出すにいたらず、物価はいぜんとして騰勢をつづけている。われわれは、〝国民春闘〟のギマン性を暴露し、それが議会制民主主義の破壊に通ずるものであることは十分に糾弾しなければならないが、それが国民に対し一定のアッピール効果をもったことも否定できない。われわれの目的はあくまでも国民の生活・福祉の向上にあるのであって、それを実現するためには、より強く広く国民に訴え、政府をより大きく動かすことのできる充実した政策と独自の強力な大衆行動の方式が確立されなければならない。今次〝春闘〟の特徴は、賃上げ闘争と国民的諸要求実現の闘いの結合にあるが、今後このような性格が一層強まりこそすれ、弱まることはありえない。（以下略）

10　七四年春闘結果と総括

賃上げ状況とその特徴

七四年春闘における賃上げ状況を一言でいえば、額・率とも前年を大幅に上回り、春闘史上空前の伸びを示した。第113表によれば、民間妥結平均二万八九八一円（定昇込み）、三二・九％であり、金額では前年の二倍近くに達した。産業別では、石炭鉱業四万七七八円を筆頭に、化学、パルプ・紙、ゴム、石油、セメントなど三万円を越えている。春闘共闘委が、発足後間もなく、三万円以上、三〇％以上の要求基準を設定したとき、一般に高額すぎるとして論議を招いたことからすれば、まさに予想を上回る結果であった。これには、①石油危機、インフレ、物価急騰、生活危機、②記録的な企業の高収益、③闘争意欲と体制強化が総合的に作用していた。

ところで、春闘共闘委調べ（五月二八日）によって、規模別平均

第113表　1974年民間主要企業春季賃上げ状況

(74. 6. 4　労働省調)

産業名	企業数	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	参考(73年賃上げ状況) 企業数	妥結額	賃上げ率
	社	円	円	円	%	社	円	%
民間平均	261	88,209	35,177	28,981	32.9	261	14,982	20.3
金属鉱業	6	91,229	33,833	29,145	31.9	6	13,734	17.8
石炭鉱業	5	73,613	54,920	40,778	55.4	5	10,798	15.6
水産食料品	19	91,598	36,249	29,880	32.6	19	14,817	19.2
パルプ・紙	13	90,005	35,913	30,712	34.1	13	14,757	20.0
化学	50	92,277	37,859	31,447	34.1	50	15,689	20.2
石油	2	91,334	30,500	30,030	32.9	2	15,002	18.5
ゴム	4	84,245	37,196	30,450	36.1	4	15,350	22.3
セメント	5	96,561	44,250	30,260	31.3	5	16,004	19.0
鉄鋼	9	86,833	36,429	27,162	31.3	9	14,666	20.0
電線	6	83,064	35,621	29,461	35.5	6	14,120	20.6
機械金属	29	88,036	35,844	29,310	33.3	29	15,934	21.7
電気機器	28	82,607	35,802	27,379	33.1	28	14,494	21.1
造船	8	93,859	27,500	27,500	29.3	8	16,300	20.9
車輌	2	85,240	30,000	27,500	32.3	2	15,000	20.8
自動車	9	83,927	30,557	25,322	30.2	9	14,397	20.4
印刷	3	73,874	33,654	29,371	39.8	3	13,696	21.9
商業	5	87,198	29,210	27,450	31.5	5	18,349	24.7
陸運	18	89,808	35,178	28,550	31.8	18	14,733	19.3
電力	9	104,739	34,689	29,167	27.8	9	15,091	16.9
ガス	3	96,914	30,167	28,633	29.5	3	14,843	18.0
新聞放送	5	110,118	40,524	29,257	26.6	5	15,970	16.6
繊維	23	73,901	26,678	23,399	31.7	23	13,559	22.1

〔備考〕 1)　数値はすべて単純平均で，妥結額は定昇見込みの数値である。

2)　(イ)　石油については，上記表に掲げた2社のほかに5社は標準労働者（28歳，勤続10年）で妥結（要求額3万2940円，妥結2万7292円，賃上げ率32.0%）したので，これを上記表から除外し，73年の平均賃上げ額については74年平均賃上げ額と比較できるよう74年標準労働者で妥結した企業について「73年賃上げ状況」欄から除外し計上した。

(ロ)　鉄鋼の大手6社は，73年に引続いて標準労働者（35歳，勤続12年）で妥結（要求額3万円，妥結額2万5500円，賃上げ率26.5%）したので，上記表から除外した。

3)　なお，調査対象企業のうち，未解決の新聞放送1社，石油1社を除外した。

妥結率をみると、一〇〇人以上＝三三・三%、一〇〇〜三〇〇人以下＝三四・六%、三〇〇人以上＝二〇・二%、三〇〇人以下＝二一・五%であったから、規模別妥結率では、やや縮まっている。

次に、近年に普及しはじめた個別賃金方式が、七四年春闘でいっそう広まった。東京商工会議所調べ（「四十九年春季賃上げ妥結々果」）によれば、個別賃金方式で妥結した企業は、調査回答企業の三一・五%に達しており、前年の一二・七%に比べ、二倍強に伸びている。規模別では、三〇〇人以上で三七・一%、二九九人以下で、一九・四%であり、規模の大きな企業でこの方式を採用するところが多い。また採用の中身では、五一・五%が年齢別最低賃金であり、ついで初任給（三八・八%）、標準労働者賃金（二一・六%）の順となっている。

企業内諸要求交渉結果

いわゆる国民諸要求、対政府要求、時短の企業内諸要求の交渉結果を取りまとめておく（春闘共闘委調べ）。また関係については別にふれたので、その他ず、保険料の労使負担割合では、三対七の割合の実現が多くなっている。全金が健保一五組合、厚生年金九組合、失保九組合、全化同盟が健保二一組合、厚年五組合、合化が健保六組合、厚年一組合、全日塗が健保六組合、厚年六組合となっている。また、三対七の割合までではいかなかったが、何らかの負担割合の変更を実現した組合が、健保で一五八組合、厚年で九〇組合、失保で三七組合もある。

定年制延長では、六〇歳定年を実現した組合が全金の二三組合をはじめ三五組合、五九歳が六組合、五八歳が一八組合、五七歳が三九組合などとなっており、一三一組合が定年延長を実現している。

闘争状況の特徴

春闘参加人員は年々増大し、第114表が示すように、春闘共闘委だけでも七四年には約六二〇万人となった。これに同時期に賃闘に参加した人員を加えると、実に約九三〇万人、組織労働者の約七割、雇用労働者の四分の一に達すると推測される。

次に、春闘における争議状況であるが、東商調べ（対象都内企業）によれば、春闘中に争議のあった企業は四〇・〇%でほぼ前年並み（ただし官公部門を含まず）だが、争議内容では同盟罷業が八二・九%前年に比べ約一七%増となっている。とくに大企業では八四・一%の企業で同盟罷業がおこなわれ、それにともなう労働損失時間も長時間化している。官公部門を含めて推定すれば、争議の多発、集

第114表　春季賃金交渉の規模

年	春闘共闘に参加したもの			春闘共闘に参加しなかったが春に賃上げ交渉を行なった同盟・新産別の組合(B)	合計 (A)＋(B)	組織労働者数 (C)	雇用労働者数 (D)	(A)＋(B)/(C)	(A)＋(B)/(D)
	民間労組	官公庁労組	計 (A)						
年	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	%	%
1955	434	—	734	—	734	6,286	17,640	11.7	4.2
1956	867	2,126	2,903	—	2,993	6,463	19,310	46.3	15.5
1957	990	2,136	3,226	—	3,226	6,763	20,140	47.7	16.0
1958	1,282	2,404	3,686	—	3,686	6,984	21,340	52.8	17.3
1959	1,544	2,420	3,964	—	3,964	7,211	22,480	55.0	17.6
1960	1,705	2,389	4,094	183	4,277	7,662	23,820	55.8	18.0
1961	1,977	2,408	4,385	553	4,938	8,360	24,220	59.1	20.4
1962	2,400	2,439	4,838	554	5,392	8,971	25,820	60.1	20.9
1963	2,713	2,516	5,229	803	6,032	9,357	26,930	64.5	22.4
1964	2,817	2,375	5,192	700	5,892	9,800	28,030	60.1	19.2
1965	2,982	2,585	5,567	780	6,347	10,147	29,140	62.6	21.8
1966	3,059	2,619	5,678	1,108	6,786	10,404	30,420	65.2	22.3
1967	3,103	2,679	5,782	1,087	6,869	10,566	31,000	65.0	22.2
1968	3,175	2,643	5,817	1,213	7,032	10,863	31,590	64.7	22.3
1969	3,276	2,649	5,925	1,311	7,236	11,249	31,960	64.3	22.6
1970	3,321	2,644	5,965	2,048	8,013	11,605	32,770	69.0	24.5
1971	3,377	2,657	6,034	2,136	8,169	11,798	33,830	69.2	24.1
1972	3,293	2,702	5,995	2,288	8,283	11,889	34,260	69.7	24.2
1973	3,378	2,731	6,109	3,078	9,187	12,097	36,390	76.6	22.5
1974	3.354	2,862	6,216	3,055	9,271	—	—	—	—

〔備考〕 1)　春闘参加組合員数は労働省労政局資料，組織労働者数は労働省「労働組合基本調査」(単一組合組合員数)，雇用労働者数は総理府統計局「労働力調査」(各年6月ただし72年分は3月)

2)　「全繊同盟」傘下の組合員数は70年以降(B)に含まれている。

中、大規模化が特徴といえるであろう。

インフレ状況ともからみ、闘争領域の広がりも特筆される。前年の年金改善要求から、いわゆる国民的諸要求へといっそう広がった。そして三・一スト、三・二六ストのごとく、また頻繁な対政府、経営者団体との交渉のごとく、実際の取り組みも顕著であった。もちろん〝成果〟について、多くの論議はあった。だが少なくとも、賃金闘争にかぎられた春闘からの質的脱皮方向は前年にまして明らかになった。

春闘の高揚、質的脱皮とともに、中央労働団体および単産の指導力が強化されたのも見のがせない。この点、賃上げの高位平準化傾向にも現われ

ているし、戦術設定（時期、規模など）にも見ることができる。

次に、とくに七四年春闘における高額相場の実現とともに、賃上げの影響をめぐる議論も活発化した。ここで内容紹介は省略するが、五月九日、日経連桜田見解「経済の転換期と今年春闘の反省」（本年鑑第三部Ⅴ参照）、五月二二日、経企庁「賃上げ影響と今後の経済運営」などはその一例である。他方で総評は、インフレ、物価騰勢が収まらないのにかんがみ、秋に〝第二春闘〟を提唱している。このように、史上最高の賃上げも、労働者側に生活改善についての満足感を与えたものとはいえず、むしろ春闘終了後、労使の対決姿勢は一段と強まっている。そしてその場合の問題のスケールは、たんなる賃金問題にとどまらず、経済運営、政策全般に広がっている。

春闘最中の日教組〝弾圧〟は、スト権問題を改めてクローズアップしたが、同時に、労使対決の争点が、いまや政治、政策全般にまで立ちいたったことをも浮き彫りにした。そして参院選における、〝保革近接〟は、春闘＝労働運動のあり方に、新たな質的問題を投げかけたといえよう。

春闘共闘委の七四年春闘総括

春闘共闘委は五月二二日、七四春闘が、「労働運動の歴史に転機を画した」との基本見地に立ち、「勤労国民全体の共同闘争の報告書」、「今後継続される反インフレ、生活防衛そして反独占闘争の共同闘争、共同行動」のよびかけであり、日本の労働運動の今後の路線提起としての中間総括文書を発表した。最後に、その要旨を掲げておく。

【春闘共闘委七四年春闘中間総括（要旨）】

国民春闘の基本方針と反インフレ国民生活擁護の闘いについて

一、国民春闘路線は田中内閣の反福祉政策、反動諸政策に対し、その変革を求める闘いを国民と共に闘っていくことであった。七〇年代の労働者生活は、賃金所得の改善だけでは生活の安定は期し得ない。しかし、企業別組合として企業交渉の中で育ってきた日本の労働組合は、生活闘争、制度闘争、企業外闘争を組織することは、今日なお弱点を持っている。七四年春闘での国民春闘は、まさにこの困難、組織的弱さをふり切っていく呼びかけであった。

一、国民諸要求では①生活保護、失対賃金の年度途中の再改定②年金の再改定期の早急な再検討③障害者、難病患者の生活改善措置④生活保護世帯、福祉年金受給者等に対する特別一時金、インフレ手当五百円から最高二千五百円の支給などの諸点で、一定の成果をあげることができた。この闘いにおける評価として①自民党政府にすでに決定していた予算を変更させたり、法律を改正させたりする一定の譲歩をかちとったこと②労働運動の中に福祉の最底辺にある谷間の階層との連帯行動に足がかりをつくり出したこと③彼ら自身に自ら立ち上がる勇気を与えたこと——などがあげられた。ゼネストを背景にした闘いの中でも、社会的国民的要求の解決ということではまだまだ不十分な成果であり前進はあった。しかし、インフレ阻止ていないし、多くの問題は今後に残される、といわざるを得ないが多少ともの闘いでは、みるべき成果をかち得た。

一、年金闘争や国民春闘の提起と、課題を具体的戦術課題として、対政府交渉を形式的段階から実質的なものへと移行させ、組織労働者の生活擁護との共闘の場に広げ、社会的に日の当たらない谷間の人々の問題を労働組合自らの問題として共に闘うことの重要性を明らかにし、政府をも引き出す糸口をつかんだことを評価して、今後の闘いへの継続と質的量的発展に努力する中で、労働者国民の期待にこたえて、国民と共に闘っていきたいと思う。

対政府要求闘争と統一行動の設定、について＝一、今次春闘で政府要求交渉から実質的交渉へと高め得たのは四月中旬決戦と日教組組織弾圧問題を形式的陳情行動、セレモニー的交渉を形式的陳情行動、セレモニー的がりがあったこと、幅広い国民的共感と共同行動の広避けて通ったり、抑え込んでしまう

ことの不可能を知ったこと、さらに統一ストを設定し、ゼネスト体制を背景にして初めてなし得たことである。その中で、対政府交渉機能をかち得たことに確信をもち、今後の労働運動前進の礎石にしていきたい。

一、ただ、この闘いのなかで、十分注意して今後に向けて警戒しなければならないことは、議会制民主主義否定論の強調であり、交渉ルールを無視しての一方的閣議決定の押しつけであり、国会答弁による回答の肩すかしであり、ゼネスト中の日教組への大がかりな不当弾圧である。七四年春闘では、この政府・独占の反撃態勢への準備不足と、闘う態勢の不十分さを強く反省しなければならない。

一、春闘史上はじまっていらいの大規模なゼネスト態勢にもかかわらず、政府回答は必ずしも十分なものではなかった。しかし、いまの総括の時点で重要なことは闘いは勝った、負けたと性急な判断をくだすことでなく、全力をつくした闘いの中での回答を足場にして、今後さらに闘争力、組織力を強化し、継続的な闘いとして前進させていく態勢を確立することが大切である。

一、日教組に対する弾圧攻撃はたんに日教組をねらったものではなく、春闘全体に対する反撃としてかく乱という戦略的視点に立つものであり、労働組合と国民の離間策として受けとめ、春闘共闘全体が日教組を守り、物心両面よりの支援と共闘態勢を固め、国民的な民主主義擁護の闘いとして共闘態勢を確立し、反撃の闘いを組織していく。

大幅賃上げと諸要求の闘いについて

一、賃上げの結果は組合員、家族を含めた大幅な要求づくりと、例年に倍するストで追い上げをはかった結果で、当初マスコミ等が二五%前後、二万五千円程度といった世間相場を乗り越えたと評価できる。とくに政府・独占の政経分離と同盟系主要単産の四月上旬決着方向の中で、春闘共闘は反インフレ制度闘争と賃金闘争を結合し、ゼネスト態勢で、二万五千円前後に固執していた経営者を追い込んでいくことに成功した。

一、しかし、激しいインフレで、獲得金額は決して満足すべきものではないし、とくに中高年労働者世帯にとって、まだまだ不十分であった。われわれは狂乱インフレ経済下で、年一回の春闘賃金闘争方式に検討を加え、春闘後ただちに反インフレ闘争の継続闘争と合わせて、秋から年末段階の闘いとして、生活確保の闘いを組織したい。

一、春闘後、政府は「賃上げは物価上昇につながる」として、賃上げ抑制のための日本的所得政策の提起を行ってきた。しかし、今日の物価上昇は、累積した独占本位の政治経済体制に原因がある。今日の所得政策論は、参院選を前にした政治的責任転嫁である。所得政策の提起は、いかなる形のものにしろ、賃金抑制をねらったものであり、これをたち破る力は断固大幅賃上げを闘う長期スト以外にない。その中で、根本的な物価政策を国民とともに闘う。七五年春闘に向けての重要な課題として、政府の提起する所得政策と対決することを明確にして対処していく。

スト権奪還闘争＝一、七四年春闘においてスト権奪還という権利要求を、制度要求の重点において闘い抜いたことは運動の前進と評価すべきだろう。しかし、巨大なゼネストを闘い抜いたにもかかわらず、当初の目標であったスト権に決着をつける基本三要求について、明確な回答を得られなかったことは不満足である。しかし、危機感をもった政府が慣行を無視して、一方的な閣議決定をしたり、形式的に公務員制度連絡会をカクレミノにしていたものから、了解五項目を足場として引き出したことは、全力を出しきった力の上での所産として評価すべきである。

一、政府はわれわれの闘いに対し、政治分断、日教組への刑事罰をもって対応してきた。これは政府自民党が、官公労働者全体のスト権闘争の発展に危機感を持ち、資本主義体制と彼らの政治路線の堅持のためにも、すべての官公労働者のスト権をあくまで容認すべきでない、との基本路線でなりふりかまわぬ反撃に出たことだが、このような政府の反撃について、これを打破していくわれわれの闘いの力量が不十分であったことも反省しなければならない。

戦術指導について＝一、反インフレ闘争強化の起点となった三・一ストや、賃金闘争との一体感を深めた三・二六ストは、ゼネスト態勢へ向けての国民春闘の推進力となり、すべての労働者に大きな激励を与えたと評価してよい。しかし、この三・一スト、三・二六ストの統一行動設定の位置づけなり、戦術的意図について十分な討議が行なわれず、単産間、中央・地

方で取り組みのアンバランスがあったことも事実だ。

一、反インフレ闘争、制度闘争は本来、独自のスト権と闘争プログラムをもって組織されるべきかも知れない。しかし、現状では、かえって政治的迫力を弱いものにしてしまう恐れがある。これらの闘争と賃金闘争の戦術的結合と、重層的複合的力量を重視した方が、より効果的な闘いを可能にする。各単産がそれぞれの中心的な闘争課題を鋭く追求するとき、この一体としての闘争は、統一闘争の社会的政治的力量を高め、闘いの前進に有利であるが、四月一一日を中心とするゼネスト態勢を設定し、決戦を求めたのは、この観点からであった。

一、しかし、官公労、私鉄の賃金闘争と一般民間賃金闘争の違いを考えるとき、有期限のゼネスト設定の中に、民間賃金の決着を求めることは無理なことであり、その意味で制度闘争、反インフレ闘争など対政府闘争と、民間賃金闘争の結合については、戦術的にも十分検討を加えなければならない。

組織体制の発展拡大と革新政党との協力体制＝一、反インフレを目標にしぼった四団体の共同行動が残念ながら春闘半ばでざ折する結果となった。このことは四団体共同行動の否定を意味しない。

一、今春闘では労働組合と政党との関係も多くの問題が指摘された。インフレ阻止というより全国民的な闘いの側面が強く追求されるとき、革新政党の果たすべき役割は当然、重要になってくる。また国民各階層の運動や、各民主団体との共闘を強化しなければならない課題について、革新政党がその面で指導的役割を果たさなければならない。各革新政党間に可能なかぎりの統一を求め、労働組合と各革新政党との意見調整や、闘いの準備に十分時間をとり、七五年春闘では国民春闘が、さらに国民全体の参加による闘いへと発展させていく必要がある。

【参考省料】　(1)労働省『昭和四八年労働運動の回顧』、(2)春闘共闘委・春闘構想、『賃金白書』、七四年春闘中間総括書、同盟・運動方針、『賃金白書』、七四年賃闘総括書、ＩＭＦ・ＪＣ・『賃金白書』、(3)機関紙、『総評新聞』、『同盟新聞』、総評教宣局『労働ニュース』、(4)『賃金と社会保障』『労働経済旬報』『労政時報』『賃金通信』『賃金事情』『賃金実務』『労働資料速報』『週刊労働ニュース』

V　合理化反対闘争

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針──総評／同盟／主要組合の「合理化」反対闘争──鉄鋼労連／電機労連／全繊同盟、繊維労連／紙パ労連／全鉱／海員組合／国労、動労／全逓／全林野／全専売／労働時間短縮闘争──七三年秋季年末における時短闘争／七四年春闘における時短闘争

概要

一、「合理化」反対闘争は、七三年から七四年前半へかけて、官公労関係をのぞけば、とくに目立ってはいない。総評は、列島改造、工場移転問題を重視し、これとの対決姿勢を打ちだした。なお総評、同盟とも、石油危機のぼっ発後、これの「合理化」へのはねかえりを懸念し、雇用確保を中心とした緊急対策を打ちだした。もっとも、七四年前半までのところ、雇用保障をめぐる闘争は、炭鉱など石油危機以外の要因の場合をのぞいては、あまり目立ってはいない。

一、民間各単産とも、石油危機のぼっ発を契機に、雇用保障を中心とした「合理化」への懸念を強め、それぞれ対策を打ちだした。この点、鉄鋼労連、全繊同盟、繊維労連などが代表例である。とくに繊維関係では、七四年にはいり、いわゆる繊維不況が深刻化していくなかで、操短への対処など、より具体的な対処が迫られた。

一、七三年には、海員組合の運動基調の転換が特筆される。とくに、これまでの労使協調、「合理化」協力（生産性向上運動への協力）の方針を改め、生産性向上に反対し、海運政策の積極的推進のなかで雇用安定を図ろうとしている点で、今後の海員組合の「合理化」反対闘争が注目される。

一、「公共部門」では、国労、動労、全逓の闘争が、戦術規模、影響の点からしても、七三年秋季年末段階で注目を集めた。それはまた、スト権、処分問題、インフレ手当要求などとも絡んでいた。その他、全専売、全林野の闘争も注目に値する。

一、労働時間短縮闘争も、七三年秋から七四年春闘へかけてとりくまれた。七三年秋には、私鉄総連の闘争が、ストを構えて展開された。七四年春闘においては、時短闘争は他の諸闘争と結合しつつ展開された。

一、時短闘争における具体的成果は、これまでの時短内容の改善、新たな獲得組合の増大などに現われている。同時に、時短内容の多様化も目立ってきている。総じて、七三年春闘から七四年春闘へかけて、時短闘争も目立った前進を示してはいる。だが「合理化」との〝差しちがえ〟や時短の〝社会的相場化〟の立遅れの克服、産業別地域別闘争の強化が、今後の課題として残されている。

1　総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、「合理化」を「搾取強化の体系化」だとする見地から、これに対する基本的反対の方向を打ちだしている。七三年度運動方針では、①列島改造、工業再配置に対し、基本的に反対の立場をとり、「移転反対闘争を組織して闘うこと」、②所得政策との闘争、③「労働者全体参加など骨抜き政策」批判を強く打ちだしていた。そして「合理化反対闘争の具体的な闘い」として、職場＝生産点での抵抗・交渉権の確立、労働条件の平準化と産業別・地域別共闘、工場移転反対の闘争をつうじ、雇用保障をとくに制度として確立、拡充することがめざされた。そして秋季年末闘争の場をつうじて、各単産の取り組みがおこなわれた。

【総評七三年度運動方針・合理化反対の具体的な闘い】

1　職場交渉権の確立と協約・協定化闘争

資本の合理化政策が直接的に集中化する職場生産点のたたかいが、合理化反対闘争の基礎である。マル生運動にみる差別支配、露骨な思想攻撃、丸がかえ政策と肩たたき、QC・ZDなどの小集団活動による職場支配・労働者分断攻撃、配転、出向、要員不補充・削減やパート女子労働者の解雇、定年退職者の再雇用・勤務延長の停止などによる意図的な雇用調整にたいして、職場労働者の要求を中心にした生産点での抵抗組織の確立、交渉権の確立が急務である。先進的な労働組合運動の経験に学び、職場において、採用、配置、職務内容、作業量、労働時間、所定外労働など労働時間の質と量にかかわる問題を規制する職場交渉とその成果を協定・協約化するたたかいが基本におかれる必要がある。職場交渉で協約化された成果は単位組合がこれを産業別統一労働基準に照らして追認する。こうした職場運動と単組―産業別の一体化した協定・協約闘争が合理化反対闘争の基軸となるよう積み上げをはかる。

2　労働条件の標準化と産業別・地域別共闘

「合理化」反対闘争を有効にたたかうための産業別・地域別の統一闘争、共同闘争の役割はますます重要視されている。産業構造の変化にたいしては、一企業一工場の個別のたたかいでは限界があり十分な抵抗とならない。職場労働者の要求を力量化し、それの結集には一定の標準化された産業レベルでの統一基準が策定されてこそ有効である。すでにこうしたたたかいの方向は数多く経験されてきたが、一層強化する必要がある。

とりわけ要員確保、配転条件、定年制、勤務・労働時間、交替制労働、所定外労働、安全衛生の点検などの産業別統一労働基準の設定、あわせて就業時間中の組合活動、職場委員制度など組合権の確立をはかる統一指導を強化することである。地域共闘は、この産業別闘争と結合した展開をはかり、集中的な合理化反対闘争の前進に努める。

3 「工業再配置促進」・工場移転に対するたたかい

工場移転がひきおこす労働者への被害は、きわめて広範な問題を提起している。「移転合理化」によって職場条件・労働条件は悪化し、技能の低下・陳腐化はまぬがれない。生活上の問題は住宅、子弟の教育、家族の疾病などによって移動は規制されざるをえない。このような職業生活全般にかかわる問題が存在するにもかかわらず、前記の「工配法」には労働者の保護策、雇用安定策は何らふれられていない。労働者と労働組合は反対の基本態度をつらぬいてこれに対処せざるをえない。

工場移転は労使の協議事項であり、この基本ルールを無視して、その同意なくして強行することを許してはならない。

そのためには、原則的に次のような条件がみたされなければならない。

(1) 工場移転・縮小閉鎖、新増設、他社との業務提携、外注化などは労働組合の事前協議を必要とし労働者と労働組合の同意がなければ実施できないものとする。

(2) 当該組合を含め、移転促進地域、誘導地域、白地地域とそれぞれの関係地評・地区労は、地方自治体との間に協議・交渉の場を設定し、移転計画ならびに計画の進行に介入し行政措置をチェックする。

(3) 移転をめぐる雇用・労働条件の変更について労使協定が成立しない間に移転が行政上の事由によって強行されることを禁止する措置をとること。

(4) 親会社の移転にともなう下請関連企業の労使問題について、必要に応じ当該労働組合が親会社との間に団体交渉が保障される措置をとること。

(5) 工場の新増設にあたっては、すべて直接雇用の正社員とし、差別雇用を認めない。また、安全衛生、環境衛生のため諸法規に定める基準を上まわるものであること。あわせて地域住民の苦情処理解決の方法が明示されること。

この原則的な条件は地域別にひろめて未組織労働者、下請・零細企業を含めた結集を可能とするものでなければならない。

この外、跡地利用、誘導地域の条件などを含め、労働者と労働組合が獲得しなければならない具体的条件を明らかにしてたたかう。工場移転は、それがいかなる形態のものであれ、国や地方自治体の政治と深くかかわっており、行政とはなれた企業レベルのみで対処することはできない。総評と各単産ならびに地評・地区労は共同闘争の組織化をはかり、民主勢力との連携も深め拠点闘争を推進する。

4 「雇用保障」の法的・制度改革のたたかい

資本の合理化政策が多面的にかつ全面化するなかで、労働組合の「雇用保障」への対応は、個別企業レベルでの〝就職保障〟でしかなく、社会的にはせいぜい失業者対策、再就職保障の部分的制度でしかない。これでは技能の陳腐化や、積極的労働力政策を軸として展開されている労働力の構造的再編成に対応しきれない。全産業的な〝雇用調整〟、人べらし政策の展開を通して、技術変化と産業の変化にともなう雇用問題は、政府・資本と労働組合の争点とならざるをえない。すでに解雇の規制にしても、企業内的な取り組みはそれ自体労働者の職業生活にとって一定の限界をきたしている。したがって、多面化する労働者の雇用保障への要求に応えるためには、個別企業の責任とあわせて国家に責任を問い、社会的な保障体制の確立を要求していくことが重要である。また、労働者の技術・技能にたいする要求を積極的に取り上げ、経営主導の企業内教育・訓練にたいして労働組合が組織的に関与し、職場労働者の要求を基礎にして、これに参画する権利を確立するためにたたかう。

このたたかいでの〝われわれの基本的要求〟はつぎのとおりである。

(1) 就業中の労働者の再教育・追加訓練、新しい労働者への総合的な基礎教育のもとでの養成訓練、労働者が要求する職種と就職保障をともなった転換訓練、「有給教育休暇」の制度化など社会的・公共的職業訓練制

度への改革。

(2) 構造的失業の現状に対し高齢者の雇用保障、失対事業打切り政策に反対し、失対事業の拡充と就労権の確保。

(3) 失業保険の抜本的改善、職安行政の民主化。

(4) 林業、建設、炭鉱、駐留軍労働者、産地、出稼ぎ労働者をふくめ、特定産業労働者の雇用政策闘争の強化。

(5) 解雇制限と雇用機会の増大。

総評は、単産と協力し革新政党と連携して「雇用保障政策」の確立をはかる。

なお石油危機のぼっ発後、総評は七三年一二月三日、「石油エネルギー危機に対する総評の見解」を発表し、時短・要員増、雇用確保などの取り組みの強化を打ちだした。ここにその一部を掲げておきたい。

【「石油エネルギー危機に対する総評の見解」より】

(1) 石油危機の影響は直接的には、供給削減業種（一一業種、一〇%カット）に操短や工場閉鎖となってあらわれてくるし、またこの問題に端を発した成長率低下の影響は、ほぼ全産業にわたってあらわれるものとみられる。

したがって産業によってあらわれ方は様々だが、われわれの警戒しなければならないのは、合理化によるわれわれ労働者へのしわよせである。

(2) すでに労働省は、円・ドルショックに比較して四倍（二八万人）の失業がでることを予想しており、日経連もまた所得政策の導入を主張している。とくに中小企業では倒産、工場閉鎖が続出する可能性もある。

われわれは自民党政府及び財界が、石油危機を口実に大資本主導の産業構造の転換と所得政策を含む賃金抑制の動きが顕在化しつつあることを見逃すことはできない。

(3) われわれ労働者は、物不足と危機的インフレの中で、安全軽視と要員不足の慢性化している職場環境のもとでフル操業を強いられてきたのである。

われわれは、自民党政府の失政による石油危機の犠牲を一方的に押しつけられることを許してはならない。操短や一斉休業に対し、われわれの要求である週休二日を中心とする時間短縮・要員の大幅増、夜間労働規制の拡大、配転・出向・応援の規制など、首切り人べらし合理化に対する徹底的な歯止めを闘いとらねばならない。

(4) また、政府と企業の責任で雇用保障を行なうよう、全国最賃、失保改正とともに要求するものである。

同　盟　同盟は、総評と異なり、いわゆる「合理化」反対の態度を打ちだしていない。むしろ労働・生活諸条件改善のため、生産性向上にとりくむことを基本とし、それをつうじた雇用安定、経済発展などをめざすべきだとしている。そして人員整理などにあたっては、雇用の確保を第一義とし、事前協議制の十分な活用をつうじて、労働者への犠牲の転嫁を排除していくとしている。

さらに、最近の高度成長経済の諸矛盾の表出を前にして、①同盟の福祉ビジョンにもとづき、生産第一主義から福祉優先への転換を主張し、政府に対する政策転換を要求していくだけでなく、②産業民主主義の確立を前提とし、同盟の産業政策の実現のための自主的活動強化を打ちだしている。ここに、「産業民主主義の確立」とは、同盟一九七四・五年度運動方針によれば、次のような意味合いで把握されている。

「労使の立場はそれぞれ異なるが、その関係は絶対的対立ではなく、生産活動のなかで互いに責任を分ち合い、分配の分野で対立している。従って、労使が対等の地位を認め相互に尊重し、民主主義に基いて話し合うならば、多くの問題は解決され、改善されうると

われわれは確信する。このような民主的労使関係を産業経済の全般にわたって拡大するとともに、労働組合が生産の責任を分担する立場から企業・産業・国民経済の運営について参加することを通じ、産業民主主義の体制が実現される」。そして、より具体的には、労使協議制を産業、国民経済レベルに発展させ、成果をあげることだと述べられている。このように、総評と同盟とでは、「合理化」問題をとらえる基本見地と脈絡、枠組の点で大きく異なっている。

なお石油危機ぼっ発後、同盟は第一〇回全国大会（七四年一月）で、「インフレ、石油危機に対する緊急対策」を決めた。そこでは、「労使協議」を基本とした雇用維持、確保など、多くの対策が掲げられている。ここには、そのうちの「雇用・生活確保のための緊急対策」の部分を紹介するにとどめる。

【同盟、一九七四・五年度追加運動方針より】

雇用、生活確保のための緊急対策

① 総需要抑制と金融引締め、さらに石油供給削減にともなう雇用縮小等の影響に対処するため、われわれは労使間の課題として、

イ 労使協議を通じ、雇用の維持、確保のため、あらゆる有効な対処策を講じる。

ロ この際、積極的に労働時間短縮、週休二日制、残業、休日労働の規制（割増率の引上げを含む）六〇才への定年延長等の実現をはかる。

ハ さらに止むをえず配置転換、一時帰休、希望退職、廃業が行なわれる場合には、通常の賃金、休業手当、退職金等の確保はもちろん特別の手当を獲得する。とくに休業手当については平均賃金の九〇％以上を確保することとする。

ニ さらに緊急性の強い社会福祉施設、医療等を推進するとともに、政府に対して次の要求を行なう。

イ 石油情勢に伴う摩擦的失業の発生を最少限にとどめるよう、諸政策を調整すること。

ロ 労働時間短縮、週休二日制、六〇才への定年延長の実現を促進すること。

ハ 余儀なく一時帰休が行なわれる場合には、平均賃金の六〇％以上の休業手当が支払われるよう事業主に交付金を給付するなどの緊急措置を実施すること。

ニ 失業保険給付率の引上げ、給付日数の延長等失業保険給付を改善し、失業者の救済と就職促進を強化する緊急法改正を行なうこと。また、とくに中高年齢者、身障者の雇用安定に配慮すること。

② 社会保障制度審議会の昨年一一月一九日の「当面する社会保障の危機回避のための建議」も求めている通り、

イ 生活保護、福祉年金諸手当、児童手当等最低生活を保障する社会福祉諸施策を飛躍的に拡充させること。

ロ 老齢年金に賃金自動スライド制を導入するなど、急速なインフレーションの進行に対し各種社会保障水準の確保の遅れをなくすこと。

ハ 社会保障関係サービス機関の維持運営に支障をきたさないようつねに対処すること。

ニ さらに緊急性の強い社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の建設が圧迫されないよう特段の配慮を行なうこと。

2　主要組合の「合理化」反対闘争

1　民間部門

鉄鋼労連

鉄鋼では石油危機ぼっ発後、とくに雇用調整という形での「合理化」問題は、ほとんど発生していない。とはいえ、鉄鋼労連は、この点への警戒の念を強め、七四年初めに、「石油危機の雇用要員面への犠牲転嫁に反対する当面の基本的な対策」を取り決めた。以下のとおり。

【鉄鋼労連・石油危機の雇用要員面への犠牲転嫁に対する当面の基本的対策】

(1) 要員、その他の労働諸条件の変更をともなう措置はいかなる理由にもとづくものにせよ会社側の一方的な実施は認めず労働協約等の所定の手続（団体交渉、労使協議など話し合いの場）を厳格に要求するとともに、必要かつ十分な事前協議と組合の同意を条件としていく。

(2) 本工労働者、臨時工労働者、関連労働者の解雇はいっさい認めず希望退職等の募集にも反対していく。

(3) 命令休暇、一時帰休など全般的または部分的な休業措置は原則として認めず真にやむをえない事情が存する場合のみ、協約、協定の規定にかわりなく基準内賃金の一〇〇％保障を最低条件として認めていく。

この場合、労基法第二六条の不当な解釈に反対し、以上の事態が「使用者の責に帰すべき事由」にもとづく休業であることを明確にさせていく。

(4) 石油危機を口実とする要員合理化は原則として認めず、省力化、シフトの変更など客観的に必要性があり、真にやむをえない事情が存する場合の要員合理化については、その余剰人員は可能な限り欠補要員として職場内に確保していく。

必要やむをえない配転、応援、出向については組合と本人の同意を得てできるかぎり有利な条件のもとに実施していく。

(5) 要員協定または要員査定に関する協定などの一方的な破棄や変更は認めない。

(6) 企業の社会的責任と職場内の必要要員の確保のために採用予定者の取消し、延期などに反対し、新規採用は予定通り実施させていく。

(7) 時間短縮、年間休日増、年次有給休暇増の要求を積極的に提起していく。

(8) 会社側からのこの種の問題に関する提案の内容は本部ならびに地本へすみやかに連絡し緊密な連携のもとに必要な対策をすすめていく。

電機労連

電機労連は七三年二月、列島改造計画に沿う工場移転の本格化に対処するため、「工業再配置促進法に伴う工場移転に対する電機労連の基本態度ととりくみ」について確認した（本年鑑第四四集第二第Ⅴ参照）。その後合理化対策指針の本格的策定にとりくみ、七三年六月、「合理化対策指針」を取りまとめた。それは、「今後新たに発生が予想される合理化諸課題への対処策」であり、同時に「現行協約にもとづく労働条件諸課題のなかで、労働者的立場から合理化と受けとめ対処していく必要のある課題とをあわせ、その解決策・規制策および労働条件の向上を方向づけたものである」。ここに、目次を示しておこう。

【電機労連「合理化対策指針」（一九七三・六）・目次】

合理化対策指針にもとづく取組みの進め方について

合理化対策指針

合理化対策指針作成にあたって

まえがき

1　電機産業発展の背景と合理化の推移

2　産業政策と合理化対策指針の関連

3　経営対策と取組みの基本

4　事前協議制の徹底

5　労働協約と合理化対策指針の関連

6　日常活動の強化と組織強化

具体的合理化対策指針

雇用契約の解除に関する問題

労働者の移動に関する問題

帰休・休日振替

勤務体制強化・労働強化

労務管理と企業内教育

組合員以外の労働者対策

産業構造の変化・発展にともなう諸問題

合理化対策指針実現のための具体的取組み

目次にも見られるように、きわめて包括的な指針であり、いわば「合理化」に対する産業別統一闘争の基準設定の意味をもっている。この指針は、電機労連の産業政策、経営対策と関連をもち、さらに事前協議制の徹底化、労働協約の重視、日常活動と組織強化を大前提としている。そのうえで、以下のごとき、「具体的合理化対策指針」を設定している。

【具体的合理化対策指針・骨子】

雇用契約の解除に関する問題

(1)　解雇　解雇については認めない。各組合に解雇が発生した場合には、直ちに電機労連及び地協に連絡をし、先づ内部体制を固めて自ら解決へ最大限の努力を行ない、地協は要請によって対策委員会の設置をはかる。電機労連としては、地協対策委員会及び当該労組から支援要請があった場合は、常設の対策委員会（産対・労対・組織）において対策を図り、状況によっては組織をあげて臨時徴収を含む資金調達を図り、支援態勢の確立を図る。本指針の対象とする解雇は、企業の目的と意図に関連するもの（業務上解雇又は不当労働行為など）をいう。

(2)　希望退職　原則として認めない。とくに指名は一切認めず、また職制による強要、説明、肩たたきは一切排除する。

(3)　転属　本人及び組合の同意のないものについては認めない。

労働者の移動に関する問題

(4)　出向　本人の意向を尊重させ、原職の労働条件の低下については認めない。また出向先よりの再出向、出向先よりの配転及び教育期間中（入社後直ちに）の出向については認めない。

(5)　配転・転勤　本人及び組合に、少なくとも一週間前には通知させ、本人又は組合の異議あるときは協議する。大量の配転、転勤については、あらかじめその理由、人員を組合に説明させ協議する。

(6)　応援　組合に少なくとも一週間前には通知させ、期間、人員、条件及び解消計画について協議する。

(7)　社外応援　事前協議のなかで極力これを排除する。

(8)　長期出張　組合に少なくとも一週間前には期間及び任務の概要を通知させる。

(9)　ヘルパー　セールスヘルパーの派けんは廃止に努力する。

帰休・休日振替

(10)　帰休（休業）　原則として認めない。（天災地変によるものは、この限りではない。）やむを得ず認める場合には、事前協議のなかで実施期間、人員、解消計画を明らかにさせる。賃金保障は協定期間中、最低でも二日まで九〇%、三日以上は九五%を確保する。ここにいう帰休とは、日本的レイオフ制を含む一時解雇とは厳密に区別して対処する。

(11)　休日振替　組合との協定による年間休日については、原則として経営

計画上の理由による振替を認めない。

勤務体制強化・労働強化

(12) 残業規制　労働者自身の文化的生活の探究、健康保持のため、残業をなくすよう努力する。残業規制一ヵ月男子四〇時間、女子二〇時間（女子年間一五〇時間）とし、割増率を引上げる。

(13) 交替制勤務　事前協議制を確立し、一方的には実施させない。やむをえず実施する場合、すべての条件について協定を締結するものとする。

(14) 労働密度の強化　これの排除に努める。具体的には、担当業務内容の限定、欠員補充、要員確保、コンベアー速度や機械のインデックス速度の確認、疲労など自覚症状についてのアンケート調査、労働科学的調査などによる。

(15) サービス残業　これを排除する。

(16) 休暇制限　年次有給休暇・生理休暇の取得に対する制限はこれを排除する。また労働組合の取組みとしても、年次有給休暇や生理休暇の取得は正当な権利の行使であることをあらゆる教宣手段を通じ徹底するとともに、完全消化を目標として、特に年次有給休暇については計画的連続取得を指導する。

(17) 多能工及び二機種以上操作者

(18) 労働災害・安全衛生　労働者の生命と健康確保の立場から、労働災害、職業病の絶滅をはかることを目的に安全衛生組織を確立する。

(19) 母性保護　職場における合理化より母性を保護し、女子労働者の権利を確立させる。

労務管理と企業内教育

(20) 企業内教育　労働組合としての労働者教育のあり方、職業訓練を含めた教育福祉の方向、その他社会教育全般にわたっての位置づけ、方向づけは「電機労連産業政策」にもとづくものとし、ここでは合理化として直面する企業内教育の現状に対しての対策を以下の指針によって取組むものとする。技術革新のテンポが早く、古い熟練が崩壊する一方、労働者の再訓練、質的向上は国家的政策として、生活保障を前提とした職業訓練が行なわれるべきであるが、現在では失業対策の範疇すら満足に行なわれていない。現在企業が行なっている教育の多くの背景としては、労働者の意識分断をはかり、企業一体感に即した合理化を職場に定着させようとする意図が考えられ、労働組合としてはそうした思想的背景を充分配慮し対処をしていかなければならない。以上の理解に立って、(イ)意識の分断を意図する教育と受けとめられるものについてはこれを排除することを排除する。(ロ) 機会均等とし強制されるものについてはこれを排除する。(ハ) 成績査定の対象とさせない。(ニ) 教育に関する費用は一切企業負担とさせる。(ホ) 時間外に及ぶときは時間外手当を支給する原則として教育は時間内とし、時間外に及ぶときは時間外手当を支給させる。具体的な教育内容・方法とそれを受ける組合員の労働条件については以下のように整理し対処するものとする。① 企業（工場）が主催して行なうもので、その作業に直接関係する技術教育（純学課的な英語、数学などの併用も含む）定員制による普通教育及び自由意志による参加の場合でも技術教育が主体の場合はすべて会社負担として行なわせるとづく、技術教育については、むしろ企業（工場）主催の扱いとして、要求する。(ヘ) 企業内外における技能検定制度は、その総括的な現状の把握、方向性、あるべき姿など多くの問題をはらんでいるが、実態把握及び方向づけの論議が未だ不十分であるので引続き、合理化対策部会等で検討後指針に補強整理を行なうものとする。

(21) 企業の労務管理と各種運動　企業の労務管理及び思想教育・各種運動などをめぐる問題は、時代の情勢その他で過去めまぐるしいほど変化をし、今後も考えられるが、その基底はいかに企業一体感を育成し、企業モラルを昂揚させ、資本の回転率を高めるか、すなわち、いかに経営を効率化し、利潤を高めるかに集約されることにおいては変りがない。労働組合として現象するIE(産業工学)、HR(人間関係)、QC(品質管理)、ZD(無欠点運動)などの運動あるいは目標管理、提案制度など、その中に強制、犠牲的要請などが含まれる場合はその排除が必要である。また、企業の教宣活動の充実と、より優れた思想的教育に対処していくには組合、労働者意識の阻害にならぬ様が企業一体感の思想教育にあり、脱指導性が必要である。(イ) その目的

な対策が必要である。(ロ) 行き過ぎによる反組合的動き、割当、時間外での要請などを監視をする。(ハ) 企業の労務管理の頂点として、考課査定＝勤務評定がある。現在、現実の運用として客観的基準による公正な評定が行なわれているとはいいがたいので各種闘争時にその圧縮をはかっていくものとする。

組合員以外の労働者対策

(22) 臨時工・パートタイマー・社外工・季節工など　対策の基本を「組合員の取扱に準ずる」ことをとする。

産業構造の変化・発展にともなう諸問題

(23) 電算機関係勤務者の労働条件等　できる範囲での労働条件の横断化をはかるために、産業対策委員会及び情報化対策部会の論議を深め、第五三回中央委員会に対策を提示し、本指針に吸収整理する。

(24) 合併・集中・提携等　企業の合併・集中・提携等についてはそれ自体大きな合理化問題であり、そこから派生する合理化問題も少なくないが、産業構造全般に対し労働組合がどのような政策を持つかが、情勢把握及び指針化にとって必要とされる問題なので「電機労連産業政策」の確立によるものとする。

(25) 多国籍企業対策と海外企業進出　多国籍企業を中心とする外資の進出や日本の企業の海外進出は産業や企業の合理化に拍車をかけることになるが、産業政策第一次草案で方針づけた多国籍企業に対する国際企業憲章の設定、海外企業進出に対する改善や規制に対する労働組合の参画や影響力を拡大し、当面、組織化や労働諸条件の改善に努めるとともに、招来される合理化に対しては、合理化対策指針にもとづき対処する。

(26) 外注化・別会社化など　外注化・別会社化については、外注先や別会社の従業員のみでなく、当該組合員の仕事の縮小につながる危険もあるので、事前協議制を確立する。

(27) 工場移転に関する合理化対策　当面「工業再配置促進法に伴なう工場移転に対する対策」を準用し、次年度の合理化対策部会で本指針に吸収整理する。

全繊同盟、繊維労連　石油危機による電力削減、および繊維不況の深まりのなかで、全繊同盟（同盟）、繊維労連（総評）は、これが「合理化」におよぼす影響について、警戒の念を強めている。

【全繊同盟】　全繊同盟は七三年一二月八日、とくに操短問題に対処する基本態度を次のように決めた。

【全繊同盟・操短問題に対する基本態度】

(1) 操短の実施にあたっては事前協議により、その必要性、条件について協議をつくすこと。

(2) 操短により労働者に雇用不安をおこさせないこと。

(3) やむを得ず操短（休日設定等）を実施する場合の賃金は、通常支払われる賃金の一〇〇％を保障させること。

(4) 時短休日の流用（先喰い）は認めない。

(5) 渇水期（七月～九月）の電力不足による電力会社からの休日振替の要請については、これに応じるが、具体的には地域ごとに協議のうえ決める。

また一二月一八日の全国執行委員会で、「石油危機問題についての対策要綱」を決め、それにもとづく政府への申入れもおこなっている。とくに労働省へ対しては、労働者の雇用安定を図るため、①失業保険法の抜本改正をおこない、保険給付率を引き上げること、②エネルギー危機による一時休業に対しては、失業保険を適用することを要請した。

【繊維労連】　繊維労連は、繊維不況が深まるなかで、繊維政策改革の基本方向、繊維不況対策を確認し、その実現にとりくんでいる。前者、すなわち繊維政策改革の基本方向としては、次の四点よりなる。

【繊維労連・繊維政策改革の基本方向】

① 適正加工賃の保障と取引契約の近代化
② 法定最低賃金、最低工賃制と週休二日制実施による公正競争基盤の整備
③ 秩序ある製品輸入の規制
④ 国と自治体責任による業種転換政策の計画的推進

また繊維不況対策も、基本的には四点よりなる。すなわち前記①③のほかに、(イ)中小加工企業段階の滞荷買上げ、(ロ)過剰生産に対し、労働者の収入低下なしの週休二日制の早期くり上げ実施よりなっている。

このように、両単産とも、「合理化」問題は、すぐれて政策要求的枠組みのなかに位置づけられている。なお両単産間の最近の一つの争点として、夏季などにおける操短休業の際の休日の取扱いがある。全繊同盟の場合、週休二日制を年間一〇四休日、一日八時間労働と解釈し、必ずしも土曜・日曜連続休日を意味していない。このため、繊維労連は、これを当面の操短休業への時短（休日）転用への道を開くものだとする批判を提起している。ここでは紹介のみにとどめておくが、いずれにしても、今後、操短と時短、休日との関係が注目される。

紙パ労連

紙パ労連の「合理化」反対闘争の基本原則は、次の四点に集約される。「①労働者を犠牲にする〝合理化〟に反対し、労働者の生活と職場を確保する、②〝合理化〟に対する基本要求を明確にしながら、多面的な要求をかかげ、この要求に全体が結集してたたかう、③たたかいは職場労働者の団結を基礎に、生産点における実力闘争を背景にし、産業別と地域共闘を軸にして進め、広はんな民主勢力を結集してたたかう、④〝合理化〟の根源となっている反動政治のもとで、政治要求や政治課題と結合してたたかい、政治革新の展望を切りひらく」

また争議終結後の取り組みも注目される。日本製紙労組は、企業解散後も組合を存続し、地域労働者と住民のセンターとして、組合運動、民主運動の推進をおこなっている。具体的には、「労働問題研究所」や「労働者保養所」の設立、民主的法人（新総合病院、生協病院、生協など）への出資、協力、跡地の住民への解放、労働組合や学習会の組織化など多面的な活動をおこなっている（争議終結までの経過は、本年鑑第四四集第二部Ⅴ参照）。

なお現在、闘争中のものとして、高知パルプ労組の工場閉鎖反対闘争、北越解反労組（新潟）の全員復職闘争、日本海貿易木材検収員労組の全員解雇反対闘争などがある。その他、終結したものとして、鶴崎パルプ労組の首切り、平和協定反対闘争がある。ここには、鶴崎パルプの事例を掲げておく。

鶴崎パルプでは、七一年に「再建計画」と称する大幅な人員削減計画を発表して以来、たびたび減員計画を提示したが、その都度、組合の強い反対によって阻止されてきた。ところが、年末一時金闘争を前にした七三年一一月五日、会社は「再建のための経営安定協力協定の締結」を組合側に申し入れた。その内容は、労使が協力して省力化をはかり、当面一〇〇名の減員をおこなうというものである。組合の分析によれば、この協定は、かつて本州製紙労組が「生産協力協定」を結ばされ、それ以来、組合の一体質改善」が急速におこなわれた経過からも、鶴パ労組を骨抜きにする平和協定の性格をもつものであり、本州製紙が経験者を鶴パに送りこんでいる事実からも、このことがうかがえるという。

組合はこれに対し、「白紙撤回」を要求し、年末一時金闘争と合

わせて闘争に立ち上がった。闘争は、年末闘争とあわせて、一一月二八日に第一波ストに突入、さらに一二月三日に第二波ストを構えて強力な団交をおこなった結果、会社は「協力協定」の白紙撤回を約束し、ひとまず組合勝利のうちに解決した。とはいえ、ことの性質からいって、今後さらに問題が再燃することが予想される。

全　鉱　全鉱は、「合理化に対する具体的な取組み」として、次の四点からなる方針を掲げている。

(1) 産業基盤を確立する鉱業政策闘争の強化、発展とあわせ、雇用安定のための諸対策（職業訓練、失業保険法の改正、雇用制限と雇用機会の増大など）を、関係する他単産と密接な共闘をくみ、国会闘争、秋闘と結合して成果をかちとっていく。

(2) 単組、企業連の合理化反対闘争を強化するため、中央合理化対策委員会のなかで、産業別本部の指導と役割が十分発揮できるように運営し、組合員の雇用と生活を守りぬく。

(3) 多様化する生産点の合理化計画に対しては、事前協議段階での中央、山元の連携をつよめ、一方的な実施を排除する組織体制を確立する。

(4) 休・閉山合理化、大量解雇などには、地域との関連性が大きく、地方自治体とも十分協議しながら対処する。

だが個々の閉山のケースでは、個別闘争をもってしてはいかんともしがたく、おおむね条件闘争に移行するなかで解決に立ちいたっている。七三年二月の古河足尾銅山の閉山も、同様であった。ここでは、三井金属関係の事例を扱っておきたい。

三井金属は七三年四月二〇日、三金連および三井労連に対し、再建計画案として、鉱山製錬より加工部門に人を動かし、企業体質強化をおこなうため、①三池の圧延を伸銅事業部へ、三池製錬工作部門の新会社化、②目黒砥石工場の別会社化、③竹原製錬運輸部門の別会社化、④日比製錬の試料、彦島製錬の沿岸荷役、土建の分離、⑤関係会社への転換、再就職、定年退職募集などを提案した。つまり七二年末人員五二二一名を四三五名に減らす提案であった。

これに対し、三金連は、春闘への全力傾注、春闘後に労使協議を決め、八月二七日の臨時大会で、経営責任追及、希望退職募集、分離独立反対を骨子とする対置要求、闘争方針を決定した。その後、九月二一日より交渉が再開されたが、主張対立のまま進展がなく、三金連は九月二八～二九日の全面四八時間ストにはいり、ついで一〇月二日より全面無期限ストに突入した。

一〇月五日の交渉で、会社側は、①目黒の分離（七四年四月以降）、②三池電錬の中止（老朽化したので七四年七月以降廃止し、彦島を増強）、③三池工作の分離を組合が認めてくれるなら、④三池圧延の分離（伸銅事業部への移管）は考慮する、との回答を示した。三金連は、目黒の分離についてのみ、やむなく了承し、重点部門の無期限スト（三池は全面無期限スト）に切り替えた。

その後、さらに交渉がつづけられるなかで、一〇月一〇日、大綱次のような内容で了解点に達し、ストは解除された。

【三井金属と三金連の会社分離にあたっての合意事項】

1　経営組織の分離について

(1) 目黒工場の扱いについて砥石工場という異質の体質であり、分離については五日単組の全員集会における討議の結果、分離の方向を認めたので、その扱いについて交渉の結果、①分離は四九年四月一日よりとする（新会社の資本金は五億円）②経営基盤の確立まで今後一年間の労働条件は三井金属を下廻らぬこととし、横すべりする。勤続は通

算される。③万一縮小、その外雇用不安が生じたときは三井の企業集団において雇用を確保する。

(2)　三池の工作について　①四八年一二月一日より分離して新会社をつくり、三池の工作部門、それに三池地区の関係会社五～六社の工作業務のセンターとしてその工作機能を果していく。②移管される従業員の扱いは経営基盤が軌道にのるまでは二重在籍のままとする。

(3)　三池の電煉の扱いについて　月産一七〇〇トンの生産規模であるが老朽化しており、彦島を五〇〇〇トンより七〇〇〇トンに増強するので、四九年七月末までに休止する（二月一日より一系統をおとし一一〇〇トンにし七月末で休止する）

(4)　三池の圧延の取扱いについて　伸銅事業部移管については会社よりは当面移管することとの申入れは行なわない。

2　転換条件（省略）

海員組合　海員組合は、七三年一一月一三～一七日の第三三回定期大会において、これまでの運動基調を大きく転換させた。すなわち、脱日本人船員化、省力化の急速な進行にかんがみ、①海上労働者の利益と中小企業、国民の生活と権利を守り高めるため、特定政党支持をやめ、組合員の政党支持の自由を確認する。②海運産業を国家産業として位置づけ、独占に奉仕する現在の計画造船方式を改め、中小船主育成を中心とした海運政策転換を要求する。③それにともない、生産性向上運動と訣別し、生産性本部から役員を引きあげる。その他、賃金体系改善を折りこんだ大幅賃上げ、週休二日制導入にともなう二倍以上の休日増など協約闘争方針を決定した。

つまり、これまでの労使協調、「合理化」協力（生産性向上）方針を改めた。海員組合の組織人員は、七三年七月末で、一五万三二八四人であり、それまでの一年間に七八七一人も減少した。とくに組織の中核たる汽船部門だけで七一〇〇人の減少となった。それゆえ、海運政策を積極的に推進し、雇用安定を図ることがとくに重要であり、前記の運動基調転換の大きな背景をなしていた。

ここにはとりあえず、汽船部活動における「海運対策」、「技術革新に対するわれわれの主張」を掲げておこう。海員組合の「合理化」反対方針の基本観点が、そのなかによく表現されている。

【海員組合第二九年度活動方針書・「汽船部活動」より】

A　海運対策

(1)　海運産業を国家産業として位置づけ、独占に奉仕する現在の計画造船方式をあらため、中小船主育成を中心とした政策転換を要求する。あわせて、中小船主の適正規模集約化をはかり、多重構造の解体を求める。

(2)　日本船主の便宜置籍船、仕組船輸出の阻止を要求し、日本船員の完全雇用を確保する日本船舶数の保有を法制化する。そのため日本船舶の長期的計画的建造政策とともに、商社を含め日本船舶の売買に対して、日本船員の雇用安定を条件とする法規制を求める。

(3)　便宜的な船員養成教育制度を改善し、計画性ある再教育体制を含めた生涯教育制度の樹立を要求する。

(4)　景気変動に関係なく、船員諸学校卒業者の完全採用体制を求める。

(5)　船主の雇用責任を追求していく闘いの中から、日本海運全体の責任で雇用安定を保障する長期的かつ計画的な雇用対策を確立させる。そのため、昨年の雇用協議会に関する協定書にもとづき、完全雇用のため必要とする雇用制度の改革を含め新しい雇用協定の獲得をはかる。また、海外売船の規制をはじめ、職場縮少のあらゆる動きに対し、きびしく対処する。

(6)　以上を中心に、汽船内・外航雇用対策委員会の答申をふまえ、政府、船主に対し、必要とする場合は政治闘争も含め果敢な闘いを組む。

B　技術革新に対するわれわれの主張

われわれは、合理化、技術革新の導入に対して前向きに対処する姿勢で

今日まで対応してきたが、単なる人減らしに始まる合理化、脱日本人船員にみる雇用不安、インフレ攻撃による生活不安、ぼりばあ丸に代表される安全性の低下など、われわれはきびしい反省の上にたって、この正体を見直すときがきた。利潤の追求、資本の蓄積、設備投資の経営姿勢は、合理化、技術革新の導入をあますところなく労働者の収奪に利用した。今日なお、その攻撃は、国際競争力を理由に、発展途上国の労働者へと展開されている。

以上をふりかえるとき、今後われわれは、労働者へのしわよせを断固はねかえす立場にたって、昨年度確認された四原則「雇用の安定」「労働条件の向上」「安全の確保」「再教育体制の確立」を基本として、労働組合としての自らの主張を打出して対抗していかなければならない。

以上の観点にたち、技術革新対策委員会の答申をふまえ、今後の対処方針として、次の諸条件の獲得を目ざして闘う。この闘いを通じてこそ、労働組合としてのあるべき船員制度の改善ができると確信する。

〔雇用の安定〕

(1) 雇用保障体制の確立　(イ)船腹量の変動に左右されない職場保障と身分保障について協定化をはかる。(ロ)再教育、訓練の促進や、職場確保の状況と関連し、早急にMゼロを含む在来型船舶の保有基準を明らかにさせる。

(2) 陸上における職場の確保　乗船勤務を主体とする船員業務を再認識し、陸上移行業務についても、海陸一環体制でとらえ、船員の職域として確保していく。

〔労働条件の向上〕

(1) 労働時間の短縮　(イ)一週三〇時間、一日六時間以内とする。(ロ)航海当直は、四直制とし、航海中一週一日全員が休める体制とする。

(2) 休暇増大と制度の改善　(イ)交代制の導入と海陸互換体制の確立、(ロ)内地港間完全開放

(3) 船内生活環境改善　(イ)騒音防止の徹底、(ロ)振動防止の徹底

(4) 超自動化船の基準設定　(イ)定員、就労体制、装備機器など中央統一基準の制定、(ロ)技術、技能労働、資格取得に対する職務加算の賃金評価

〔安全の確保〕

(1) 船体の安全確保と機器の信頼性確保　(イ)検査体制の強化、安全設計、品質管理、装備基準にいたるまでの品質保障体制の確立、(ロ)保全整備基準ならびに計画的保全体制の確立

(2) 船舶救難体制ならびに設備の充実　(イ)脱出設備の改善、救命艇の検討(ロ)医療救難体制の国際的確立

(3) 陸上における責任体制の確立と資格基準の設定

(4) 装備機器の標準化

〔再教育訓練体制の確立〕

(1) 技術変革と労働の質的転換による雇用不安をきたさないよう、個々の船員に対し一定年限ごとに不断の技術修得練磨ができる制度、あわせて、一般社会との互換性ある職業訓練も含め社会教育もとり入れる。

(2) 統一的管理体制にある公的機関としての一元的再教育機関とし、機会均等で技術格差を生じない制度と同時に、選別教育を廃し、企業別再教育体制もここに集約させる。

なお、とくに雇用安定に関して、七四年一月一六日、海運内航労使は、①グループごとに自社船への配乗を原則としながらも、②一定の条件のもとに、グループ内所属各船に相互配乗する、③会社が倒産した場合、労使の雇用協議会での協議をつうじ、船主団体内のいずれかの会社に新規採用として雇用の確保がおこなわれる、ことを内容とする合意に達した。これにより、倒産や売船などの場合の雇用安定への道が一歩開けたといえる。

2　「公共部門」

国労、動労　七三年における国労、動労の「合理化」反対闘争のおもだったものは、三月段階における運転保安確立闘争、九月段階における処分反対闘争とならぶ運転保安確立、基地統廃合反対、ダイヤ改訂問題、年末段階におけるインフレ手当闘争とならぶ運転保安確立、施設関係の待遇改善、時間短縮闘争などがある（三月段階の闘争については、本年鑑第四四集第二部Ⅴ参照）。

九月段階の闘争は、処分反対、スト権奪還など権利問題と、運転保安確立、一〇月ダイヤ改訂など「合理化」問題がからんで進展した。

国鉄における処分通告は九月一九日におこなわれた。七二年九月から七三年春闘までの一連の争議行為に対するものとしての処分は、国労が解雇二五人、停職二六五人、減給二三八二人、戒告四八三二人の計七五〇四人、動労が解雇二〇人、停職八二人、減給八三六人、戒告二四九二人の計三四三二人。これに九州、四国、広島三ブロックの第一次処分（八月四日および七日）を加えると、両労組で解雇五〇人、停職三八四人、減給三六三五人、戒告八三一八人の総計一万二三八七人に達した。このほかに、一二万人をこえる訓告処分者がいた。

この処分への抗議・反対、「合理化」問題へ対処するため、国労は一九日始発から首都圏国電、新幹線を含む強力順法闘争に突入し、二〇日には全職場で早朝などの二九分ストをおこなった。動労も二〇日、全国全線区で列車速度を一割落とす順法闘争をおこなった。さらに二五日、全国で二割減速の強力順法闘争に突入した。また両労組とも、二六日に半日ストを設定していた。

二六日のストを目前にした前夜、藤井新総裁（二二日就任）と国労・動労三役とのトップ会談が開かれた。その結果、国労については、一〇月ダイヤ改正、時間短縮問題でいちおうの了解点に達し、ストは中止された（ただし、地方の「合理化」問題をかかえていた仙台、大阪、門司については半日スト実施）。動労についても、深夜交番、安全設備改善などで了解点に達した（二六日午後一時、スト及び順法闘争中止、基地問題で交渉難航の北海道地本については、二七日午後に話合いがついた）。

年末段階の闘争は、インフレ手当闘争とからみながら進展した。とはいえ、インフレ手当が問題の焦点となり、一二月四日、公労委調停案（年度末手当〇・三カ月分の繰り上げ支給）によって解決したことにより、「合理化」問題も手当等の増額改定や時短等の協議継続などのかたちでおおむね解決した。

全　逓　全逓は、七三年九月、①郵便運送の一部民間下請化とそれにともなう減員、②地方保険局（東京、京都）電算機部門パンチ作業の民間委託に反対し、時間外拒否闘争をおこなった。これを契機に、その後、インフレ手当、処分反対とからみ、正月休配、郵便労働者の労働条件改善などを柱に、秋季年末闘争を展開した。とくに一二月四日の公労協統一ストを最大のヤマ場とし、それに向けて一一月下旬以降、時間外拒否、業務規制闘争（順法闘争）を強めた。

一二月四日のストは、公労協の提出したインフレ手当要求が、ひ

とまず解決をみたので、途中で中止された。だが、郵政関係の懸案事項の交渉は進展せず、ここに全逓は、一二月一一日から全国的な七二時間拠点ストを設定し、一気に交渉の追い上げを図った。この頃には、郵便滞貨、遅配も日を追って増大していた。

こうして、一一日からの七二時間波状ストを目前にして、労使交渉がおこなわれたが、交渉難航のうちに、時間切れ、スト突入に立ちいたった。ようやく交渉が合意に達したのは一一日夕方であった。全逓はただちにスト中止を指令し、さらに一三日の臨時中央委員会で闘争終結を確認した。

妥結内容のうちおもなものをみると、①処分問題では、「七三春闘のストの一般的単純参加者については、すべて実損のない訓告処分とする」との処分の段落としは実現したが、過去の処分の実損回復については、話し合いがつかなかった。②正月二日、三日の休配については、「二日の配達業務は制度的に休止」し、三日については、七五年に実験局を選び実施することとなった。③祝日休配は、七五年から五月三日と一〇月一〇日について、全国から二二局を選び、試験実施。④日曜配達の完全廃止については、「おおむね五一年度までに完全実施するよう計画する」ことになった。⑤郵便労働者の夜間労働の規制については、七四年二月一日より現在の夜勤一九回を一八回に減らす。⑥時間短縮では、現行週四四時間を、六大都市などで四二時間にし、四週に一回だけ週休二日制にふみ切る、以上であった。

全林野　全林野の「合理化」反対闘争は、「林政民主化」の一環として長い歴史をもっている（本年鑑第四四集およびそれ以前の集参照）。七四年春闘においても、賃上げ要求などとともに、「合理化」反対の諸要求が掲げられ、三・一スト、三・二六ストが決行された。中心課題は、常用化、差別処遇改善（常用作業員の常勤職員並み処遇、常勤制確立など）、職業病・労災対策（振動病、腰痛症、P・C・Bなど）などである。とくに常用化、処遇改善については、これまで六六年春闘における「二確認」、最近では七二年春闘での「五・二五確認」、七三年春闘の「六・六確認」をうけ、七四年春闘の「四・二確認」にいたっている。ここには、「四・二確認」のうち、常用化、処遇改善、常勤制確立に関する部分を掲げておく。

国有林野事業は、今後、①生産規模の縮小、②事業所や営林署、営林局の統廃合、③要員削減が、いままでにまして進められようとしている。「合理化」問題もまた、それに沿って新たな様相を示しつつある。

【差別を撤廃し、臨時的雇用制度を抜本的に改善する要求に関する団体交渉議事録抄】

1　常用化について

組合　基幹要員の常用化に関する回答は、「基幹要員については通年雇用に改める」とした、昭和四三年十二月二十七日付団体交渉議事録抄No.3および「ここ数年を目途に見通しをつけたい」とした昨年の六・六団体交渉議事録抄にも反している。2確認および今日までの一連の雇用安定に関する諸確認をふまえた回答をせよ。

当局　基幹要員の常用化の見通しについては、昨年六月六日の団体交渉事録抄（六・六確認）において、本年度末を目途に当局の考え方を提示することを明らかにしたところであるが、今日段階でその全容を提示し得なかったことは遺憾である。しかしながら、当局としては六・六確認をふまえ、基幹要員についてここ数年を目途に常用化を図りたいという姿勢に変りはなく、今後、次のような考え方で対処して参りたいと考えているので、了承されたい。(1)　事業の通年化による常用化の可能な者については、ここ数年で通年化を図ることとし、この実施に当っては、

下部で十分協議して進めていく考えである。(2)　上記による常用化の困難な者の常用化については、できるだけ速やかにその具体的構想をとりまとめ労働組合の意見を聞きつつ、林政審議会林業労働小委員会の審議をふまえ、財政当局等関係省庁との調整等をはかり、一二月末を目途に実現可能な対策の方向づけを提示することとしたい。

組合　当局提案は、六〇歳以上の高齢者退職、局間流動化等を条件としているが、あきらかに今日までの諸確認に反した提案であり、これらの問題にかかわらず常用化は積極的に進めるべきものである。当局の基本的態度を明確にせよ。

当局　三月二十二日提示した「基幹産業の常用化について」による常用化可能数は、一定年齢以上の高齢者の退職をひとつの前提として試算したものであるが、当局としては基幹要員の常用化を積極的に進めるという基本姿勢に変わりなく、今後とも経営改善の進展と事業量等の見直しに即応させつつ常用化を推進する考えである。なお、常用化のための局間流動化の問題については、今後労働組合と十分協議して参りたい。

組合　当局説明の昭和四八年度～昭和五七年度の「事業量等の見通し試算」では、事業量も雇用量も大幅に減少することになり労働者は安心して働けない。世界的に資源危機が叫ばれている今日、森林資源の造成充実は緊急の国民的課題であり、林政審答申当時における情勢とは大きく異っている。国民のための豊かな緑の山づくりのため人手と資金を今こそ投入すべきであり、不成績造林地、造林手おくれ地の解消、治山、輸送部門もふくめた直営直よう拡大の検討、今後の時間短縮の情勢などふまえた見通し試算の全面的見直し検討を行なうべきである。また、四九業計は異常な物価上昇の現状からみれば実質昨年に劣る窮屈な予算のなかで組まれ、労働者にそのしわ寄せを行なおうとしており問題である。変更すべきは変更するという立場で下部段階での労使協議を十分に行なうとともに、林野庁としても補正予算を組むことを検討すべきである。

当局　「事業量等の見通し試算について」は、一定の前提条件をおいて試算したものであり、国有林野事業をとりまく諸情勢の変化等により変動があり得るものである。昨今の資源危機の新たな情勢、経営改善・森林内容の充実等についての労働組合の意見や、今後予想される労働時間短縮の情勢等を考慮し、実態把握を深めながら、事業の通年化の見直しを含め、今後調整していく考えである。なお、国民の期待に応える国有林経営を進めることについては、六・六確認でも明らかにしているように真剣に取組んで参りたい。また四九業務予定については、下部段階で十分説明し、労働組合の意向もきき労働条件については協議を行ない、その結果変更すべきものがあれば変更するという姿勢で対処することとしたい。

2　処遇改善について

組合　常用作業員および定期作業員の処遇改善目標と、実施計画について明らかにされたい。

当局　処遇改善目標の具体的内容は次のとおりとし、格付賃金相当額（公務災害で出来高の場合は平均基準内賃金）を支給する。(1)　国民の祝日、常用作業員は全祝日、定期作業員は雇用期間中の祝日。(2)　年次休暇、常用作業員は二〇日、定期作業員は（20×12分の雇用期間）。(3)　忌引　常用、定期作業員とも作業員就業規則により欠勤の承認を受けた日。(4)　作業員の分べん　常用、定期作業員とも作業員就業規則により欠勤の承認を受けた日。(5)　父母の祭日　常用、定期作業員とも作業員就業規則により欠勤の承認を受けた日。(6)　生理休暇　常用・作業員とも二日の範囲内で欠勤の承認を受けた日。(7)　配偶者の分べん　常用・定期作業員とも期間を二日に改正し、二日の範囲内で欠勤の承認を受けた日。(8)　作業員の婚姻　常用・定期作業員とも期間を三日に改正し、三日の範囲内で欠勤の承認を受けた日。(9)　保健休暇　常用・定期作業員とも労働協約にもとづき承認を受けた日。(10)　公務災害　常用・定期作業員とも作業員就業規則により欠勤の承認を受けた日。(11)　私傷病　常用・定期作業員とも作業員就業規則により欠勤の承認を受けた日。(12)　寒冷地特別給・石炭購入特別給・薪炭購入特別給常用作業員については対月給制比一〇〇％とし、定期作業員については、手当支給期間に対応する雇用期間に対して支給する。(13)　その他　ア、これらの具体的実施にあたり、特に、私傷病手当については、共済組合、健康保険支弁分を国が肩

替りすることが前提となり、その上にたって、改善を図ることとなるため社会保険制度体系との関連等について、更に関係省庁と調整することが必要である。イ、被扶養者の看護、定期作業員の農繁期については、定員内職員にはない休暇であり廃止することとしたい。

以上の改善目標については五年を目途に実施したいと考えているが、経営改善の進展状況との見合いもあり、可能な限りこの実施を早めるよう努力してまいりたい。

なお、昭和四九年度の実施については、公務災害、生理休暇、妊婦の保健休暇、忌引および年次休暇（勤続五年未満の常用作業員と、雇用期間七ヵ月以上の定期作業員について、それぞれ一日増）を四月一日以降実施することとし、冬営手当についても、その一部を改善するよう検討をすすめることとしたい。

組合　昭和四九年度の実施についてはさらに努力されたい。

当局　賃金水準改訂の問題、事業の進行状況等予算執行の見とおしがたった時点でさらに検討していくこととしたい。

組合　勤務時間及び退職手当については、目標提示になかったがどう考えか。

当局　勤務時間については、雇用制度との関連もあり、雨天でも実施可能な作業、技能、研修、安全懇談会の実施等により解消する方向で検討して参りたい。また、すべての有給休暇を退職手当の期間計算に算入することについては、現在関係省庁と折衝中であり、早期に合意を得るよう努力してまいりたい。

組合　退職手当法四条、五条の全面適用及び常用作業員（常用作業員に引続くそれ以前の雇用区分を含む）の勤続期間の計算については常勤職員の勤続期間の計算に準ずるよう早急に実現をはかられたい。

当局　この問題は、常勤制の問題とも関連する事案であり、これに併せ関係省庁と協議のうえ合意を得るよう努力してまいりたい。

3　常勤制確立について

組合　常勤制の確立については国会における論議、組合側の各省庁交渉等で明らかなように林野庁が主体的な考え方をかため、積極果敢に取組まなければ事態の進展はあり得ない。このさい林野庁の具体的な対策、決意を明確にされたい。

当局　常勤の職員とすることについては、外部の情勢もかなり熟してきていると考えており、その具体的方法について早急に検討し、林野庁の案を固めて林政審議会林業労働小委員会の審議を願い、労働組合の意見もきき、関係省庁の調整をはかって、その見通しについて早期に明らかにできるよう努力して参りたい。

以上のとおり「団体交渉に関する協約」第一六条ただし書により議事録抄として確認する。

全専売

全専売は、第二期中期経営計画の提示を予想し、これを「合理化」として重視し、かねてから反対の態度を打ちだしていた。事実、「大綱」は七三年五月一二日、「素案」は九月一八日に提示されていたが、それらによれば、①工場統廃合と二交替の導入と拡大、②高速機の導入、③電算機の導入とその拡大による支所の統廃合、④目標管理推進などが含まれていた。

全専売は、こうした予想される第二次中期経営計画の修正、撤回を要求し、七三年八月三〇日、全国五拠点で第一波二時間ストを決行した。ついで九月二〇日、全国一五拠点職場で半日のストにはいった。なお第二次中期経営計画自体は、七三年段階では提案にまでいたらず、したがって問題もその後にもちこされている。

3　労働時間短縮闘争

七三年秋季年末における時短闘争

春闘共闘委・時短共闘委員会は、七三年一〇月一六～一七日、労働時間短縮中央討論集会を開催し、時短闘争の現状と問題点について、一四県評三五単産の意見交流、意思統一をおこなった。

時短闘争は、これまで秋季年末または春闘段階のいずれかに重点を置いてとりくまれてきた。七三年秋季年末段階で、時短闘争において目立ったのは鉄鋼労連と私鉄総連であった。鉄鋼労連は、大手が七三年秋の労協闘争で、交替制職場の予備直を廃止して年間休日九一日を獲得した。つづいて中小労組が、七三年秋から七四年春闘時にかけて、大手への到達闘争に取り組み、一定の格差縮小をかちとった。つまり、これまでの時短内容の一定の改善をおこなった。また私鉄総連は、七三年秋の労協闘争で、時短・労災保障増額の獲得を柱に、私鉄総連の労協闘争史上で最大のストライキを構えるなかで、傘下組合のほとんど（約二〇〇組合）が、なんらかの時短協定を獲得した。大手ではおおむね、四週に一回の週休二日、週実働時間短縮の方向で、七四年六月頃の実施にむけて協議する旨の確認がおこなわれている。

その他、官公労の時短闘争も従来より強められた。また時短闘争も、秋から翌年にかけて連続的に取り組まれているところも多くある。

七四年春闘における時短闘争

七四年春闘において、時短独自の産業別統一ストをおこなった事例は皆無に近い。だが、多面的な取り組みの一環として、時短闘争も目立った前進を示した。特徴点を列挙しておこう。

第一に、春闘におけるストを構えた闘争の高揚のなかで、時短獲得組合の増加が目立っている。春闘共闘委調べによれば、七二年一四二組合、七三年二九〇三、七四年四九九組合が、なんらかの時短を獲得している。第二に、これまでの時短内容の一定の改善も、進んでいる。たとえば、隔週週休二日制、あるいは祝日組み入れの週休二日制を完全週休二日制へ前進させるなどである。この点では、電機労連、出版労連、民放労連、全国金属などが目立った成果をあげている。また前記鉄鋼労連につづき、紙パ労連（交替制職場の予備直廃止、年間休日増、それに見合う日勤職場の時短・休日増）も内容改善をかちとっている。合化労連は、とくに時短と要員配置の結合、年間総労働時間の短縮、休日増を重視した取り組みで、いくつかの組合が成果をあげている。

第三に、残業・深夜労働の規制・廃止に向けた闘争の拡大である。七三年年末における全逓、また医労協、自治労を中心とした看護婦の二・八闘争（夜勤労働二人制、月間八回以下）も数年来ひきつづいている。とくに後者の場合、労働省通達「労働時間等の改善について」（七三・七・二七）や、人事院勧告（七四・三・二六）による看護婦給与引上げなど、直接間接の成果につながっている。このほか、七三年以降における全印総連の深夜労働と交替制勤務に反対する闘

時短獲得状況

メーデー休日化	国民祝祭日休日化増	祝日と日曜のダブリ分休日化	割増率引上げ	時間外労働規制	深夜労働禁止・制限	要員増	交替手当増	日給の月給制移行	母性保護関係	時短実施の約束，専門委員会設置継続交渉	その他	合計
				2						4		64
4	21		37	2		34	1	4	23	2	11	510
		9								18		43
	6	5	14							10	1	46
			33	22								87
			3	1			2		2			14
			15	3								32
			13									61
7		2	9	1		4	3		4	2	3	151
	1		38			6	2		3			102
			1							1		18
			3				14	1		2		41
		1	7			2						36
												22
												16
	1									2		6
								1				11
	2	3	24		2	2				10	5	115
1	1	2			7			7			1	52
23			29	2					70	7		301
												20
												2
												39
			244	450	450							1,594
											2	35
												144
2	5	11	106							3		401
		98	70	7						38	7	430
												29
												83
									8			9
											7	34
										5		31
2	17		53						2			170
												60
2	11		1						7			37
			16									35
4	3											25
												2
					3				20	1	1	50
1			1			4			1	1	1	24
												1
												1
										1		1
										9		14
46	68	131	717	490	462	52	22	13	140	116	39	4,999

第115表　73秋闘～74春闘

単産名	1日当り短縮	週当り短縮	月間労働時間短縮	年間総労働時間短縮	完全週2日休制	的2獲た容則休制ま内善変週日得は改	3制交勤改組替ど制の4交な替務善	半ま土み曜ンはの縮土ドた曜短	年間休日増諸休暇増	年次有給休暇増	夏休み増新設
鉄連					5	1	8		23	21	
全属	46	6		65	6	79		8	63	83	15
全労	2			5		5			3		1
電機					1				1	7	1
全造船				32							
軽連				4					2		
全労				12						2	
合同	5			1	4	11	14		13		
化労	6			13	4	26	3	2	42	12	8
紙連					2	10	13	2	11	11	3
食連	3			4		3			2	4	
全油		3			7	4	5			2	
全ガ		2			10	8			6		
国セ	3				1	2	4		10		2
全メ					16						
全塗					2				1		
皮連					10						
靴労					1	12	16	3	12	15	7
印共			1			16		2			4
出総				11							
版連	6				24	53		1	36	45	5
民連					10				10		
放労						1			1		
映共	5					30		1	1		2
広闘	450										
全協			5						28		
全自	29				3	92		20			
運労	27	2	3	3		71		4	82	48	34
私総					9	94			28	79	
全連						29					
船連						83					
生連					1						
全労					8	11				8	
農商						21					
全労	5										
協一	47					25		2	17	2	3
全国		33				27					
電共											
全労	4					7			2	2	
ホル						19					
生労	5	2				1			3		7
全協						1	1				
医労	1	8		1		2		10		2	1
政協	1	1			2	10					1
国労		1				1					
動労		1				1					
全売											
自専		2				3					
74年春闘合計	645	61	9	152	126	757	64	55	397	343	94

〔備考〕　春闘共闘委・時短共闘委調べ。

争も、七三年の地本段階での共闘会議結成と対経営者、対政府交渉から、七四年には、さらに印刷関連産業各労組との共闘へと広がっている。全港湾の賃下げなしの時短、深夜業廃止も、多くの傘下分会、関連組合で、七四年に実行段階にはいった。第四に、対政府交渉、時短制度要求闘争も強められた（本年鑑「賃金闘争」の項を参照）。

こうして、時短闘争は全体として目立った前進を示しはじめている。とはいえ、①要員削減、時間管理の厳格化など「合理化」との〝差しちがえ〟が最大の問題点でもあろう。②また時短における産業別統一闘争、とくに中小労組をも含む地域共闘もいまだ不十分であり、それゆえ、労働時間・休日における〝社会的相場化〟は、賃金に比べ大きく立ち遅れている。③制度闘争としても、年金、最賃制と比べた場合、同様である。

最後に、春闘共闘委・時短共闘委調べによる、七三年秋季年末から七四年春闘へかけての時短獲得状況を掲げておく（第115表）。

【参考資料】 (1)労働省『昭和四八年労働運動の回顧』、(2)総評第四六、四八回大会方針書および各局報告書、同盟第一〇回全国大会方針書、その他関連単産大会資料、春闘共闘資料、(3)組合機関紙誌・『月刊ゼンセン』『全逓新聞』『全林野新聞』全専売『オルグ手帖』、(4)『週刊労働ニュース』、『労働ニュース』

Ⅵ　権利闘争

概要□公制審答申と立法闘争――公制審答申／答申の問題点と労働組合の態度／答申に対する法学研究者の評価／公務員問題連絡会議／公共企業体等関係閣僚協議会／公労協スト権対策特別委員会／**第二次ＩＬＯ闘争と結社の自由委一三九、一四二次報告**――団結権／団体交渉権／争議権／**日教組弾圧に対するたたかい**――強制捜査と逮捕／起訴の内容／弾圧の背景と意図／弾圧反対闘争／**権利討論集会、権利点検月間**

概要

一、公制審は八年間の長きにわたって議論してきたが、七三年九月三日、第三次公制審の任期切れぎりになって、やっと答申を採択した。この答申の採択はスト権奪還闘争の盛りあがり、ＩＬＯからの圧力、国内世論などの影響によるものであるが、政府はこの答申によってもはやカクレミノとしての公制審がなくなったのであるから、実質的な立法作業を急がねばならないことになった。しかし、この答申の内容は、三案併記というきわめて不満な内容のものであり、その後の立法作業も遅々としてはかどらないかにみえる。そうはいっても、この答申によって、スト権奪還闘争は新たな立法闘争の場面を迎え、いよいよ国民的理解をとりつけなければならない段階にいたったといえる。

一、右と同様総評がスト権奪還闘争の一環としてすすめてきた第二次ＩＬＯ闘争についてはしめくくりともいうべき一三九次報告、一四二次報告がＩＬＯ理事会で採択され、内容豊富な勧告が示された。すなわち、これらの報告は前記公制審答申の項目内容に見合った問題の検討を加えており、それがＩＬＯの場における勧告として一定の限界性を持っているとはいえ、公制審答申の不満な点および無理論性を見事に論証する内容となっている。とりわけ一三九次報

告はすぐれた内容となっている。

一、インフレと狂乱物価のなかでおこなわれた春闘は「国民春闘」として位置づけられ、国民の生活を守り、国民の権利擁護を基調に、国民総ぐるみのたたかいとなった。そうしたたたかいのなかで、官公労働者は実質的なスト権奪還のたたかいを強力におしすすめた。とりわけ、四月一〇日には決戦期を迎え、三日間にわたる統一行動はついに交通ゼネストとなり、戦後最大規模のストライキ行動となった。その結果、春闘共闘委は政府とのあいだに、スト権問題に関する「五項目の了解事項」をとりつけることに成功した（春闘経過については本年鑑第二部Ⅳ「賃金闘争」参照）。

一、こうした「国民春闘」の展開のなかで、日教組は四月一一日全一日、四月一三日午前二時限のストライキを決行したのであるが、このストライキ行動に対して政府は政治的な大弾圧を強行した。すなわち、後述するごとく大量捜査に加えて、日教組委員長をふくむ四名の組合員を起訴するという弾圧であった。この弾圧は政府の反動文教政策、反日教組政策を露骨に表わした一つの現象であると評価された。

一、さらに、日常的な地味な権利闘争のたたかいとして、権利討論集会、権利点検月間をあげることができるであろう。こうした地味な権利闘争は今年度も労働組合運動の場で着実に定着してきたといえる。

1　公制審答申と立法闘争

公務員制度審議会の答申

公制審は八年の長きにわたり議論してきたが、政府はこれをカクレミノとして労働者側との直接交渉による労働基本権問題の解決を避けてきた。すなわち、第一次公制審の発足いらい、政府・使用者が選出した六人の使用者側委員はすでに国際的にも破綻し、崩壊した「全体の奉仕者論」を再現させてスト権を中心とする労働基本権問題解決への討論をさけ、いっさいの現行法制固守の態度をとりつづけた。他方、政府自身も使用者側委員の見解を終始支持してきたため、第三次公制審の任期切れぎりぎりとなっても、政府はこの問題解決にまったく消極的であった。

しかし、スト権奪還闘争の盛りあがり、ＩＬＯからの圧力、国内世論などの影響により、一九七三年九月三日、公制審は答申を採択した。その概要は以下に示すごとくであるが、答申が出された以上、政府は具体的な立法作業の責務を負ったのであり、いつまでも労働基本権問題についての解決を遅らせておくわけにはゆかなくなった。したがって、スト権奪還闘争は、いよいよ立法闘争をめぐって鋭く対立する場面を迎えることになったのである。

公制審答申はおもに四つの骨子からなっているが、その内容は以

下のごとくである。

【公制審答申(概要)】

1　団結権について、

(1)　団結禁止について

消防職員の団結禁止については、従来の経緯にもかんがみ、当面、現行制度によるものとし、今後のILOの審議状況に留意しつつ、さらに検討するものとする。

(2)　登録について

イ　登録制度は存続させるものとするが、登録されない職員団体が当局に交渉を求めた場合においても、当局は、合理的理由がない限り、恣意的にその求めを拒否することのないよう努めるべきである。

ロ　法人格は、登録制度とは切り離して付与するものとする。

ハ　登録の取消しについては、裁判所への出訴期間中および裁判所に係属中は、その効力は生じないものとする。

(3)　管理職員等の区分について

管理職員等の区分については、労働組合法第二条の規定に準じて、その規定を整備するものとする。

2　団体交渉権について

(1)　非現業職員について

給与以外の勤務条件について、交渉の促進を図るものとする。このため、交渉に対応する当局側の体制を整備するものとする。交渉が不調の場合には、適当な機関の調整等による解決方法を考えるものとする。交渉の相手方について争いがある場合も、同様とする。なお、法律や条例の存在が交渉の妨げとならないよう配慮するとともに、当局と職員団体との間の話し合いの積み重ねにより、労使間の意思の疎通に努めるものとする。

国家公務員の給与について、人事院勧告制度によるものとするが、その基礎となるべき調査の間、人事院は、職員側および当局側の意見を聴く制度を設けるものとする。

地方公務員の給与については、国家公務員の給与との権衡を図るため、上記の意見を聴く場合に、地方公共団体の職員および当局をその対象に含めるものとする。

交渉の手続に関する規定については当分の間、現行どおりとする。

(2)　現業職員について

三公社五現業等については、当事者能力の強化を図り、当事者間による妥結の範囲をできるだけ広げるものとする。

(3)　管理運営事項と勤務条件との関係について

管理運営事項と勤務条件との関係については、管理運営事項の処理によって影響を受ける勤務条件は、交渉の対象となるものとする。

3　争議権について

(1)　非現業職員について

非現業職員の争議権については、現状のとおり争議行為を禁止すべきであるとする意見と、行政事務を担当する職員および国民生活にエッセンシャルな事務を担当する職員を除き争議権を認めるべきであるとする意見と、すべてについて争議権を認めるべきだあるとする意見とがある。

(2)　現業職員について

三公社五現業等のすべてに争議権を認めるべきでないとする意見と、国民生活への影響の少ない部分についてのみ認めるとする意見と、不当な争議行為の防止ならびに国民生活および国民経済の擁護を図るため、調停前置、争議行為の予告、内閣総理大臣の要請による争議行為の停止命令および強制仲裁、違反の場合の罰則等の条件を付したうえですべてについて認めるべきであるとする意見とがある。

このように、現業職員の争議権についての意見が基本的に一致しない理由は、三公社五現業等の労働組合の現状に対する認識および争議権を与えることによる将来の労使関係の見通しについての差異があることのほか、事業の停廃が国民生活に及ぼす影響、事業予算に対する国会の審議権の確保の必要性および事業の経営主体が国であることに伴い経済原則による争議行為の抑制力が不足することについての認識に相違があるからである。

したがって、政府としては、これらの点に留意し、可及的すみやかに争

議権の問題を解決するため、前述の当事者能力の強化の検討とあいまって、三公社五現業等のあるべき性格（特に、国民の税負担との関係）について、立法上および行政上の抜本的検討を加えるものとする。

4、その他の問題について

(1) 公務員等の労働関係における刑罰規定について

団結禁止違反に対して刑罰を科する範囲は、最小限度にとどめるものとする。また、その他公務員等の労働関係における刑罰規定についても、今後検討を加えることを適当と考える。

(2) 労使関係機構の整備について

労使の話し合いを促進するため、中央および地方における労使関係を所掌する機構を整備する必要があると考える。

答申の問題点と労働組合の態度

しかし、右答申は多くの問題点を含んでいる。その主なる問題点の一つは、右答申は官公労働者の労働基本権、とりわけ争議権のあり方について、すべての官公労働者に争議権を承認する方向を明記せず、労使の対立した意見を併記するにとどめたことである。その二は、現業・非現業を政策的に区別し、現業部門の労働者に対する争議権を実質的に否認した内容となっていることである。そして、その三は、右答申は「事業の性格」や「経営形態」を問題にして労働基本権についての真の解明をさけていることである。

このような問題点を含んだ答申であっただけに、各方面からきびしい批判がなされたことはいうまでもないことであった。とりわけ、労働者側委員を送り込んでいたことともかかわって、多くの批判すべき点を持ちながら、答申採択に賛成したものであった。ここでは、右答申に対する労働者側の受けとめ方を紹介する。労働者側の答申に対する評価と態度については、ＩＬＯへの情勢報告すなわち、「ＩＬＯ八七号条約・九八号条約違反に対する最近の情勢報告」においていちおう知ることができる。それによるとまず第一に答申内容について不満な点として次の諸点をあげている。

われわれはこの答申内容については全く不満である。その主なる不満点のうちの一つは、この答申は公共部門の労働者の労働基本権、とりわけ争議権のあり方について、われわれの期待する方向、すべての公共部門の労働者に争議権を承認する方向を明記せず、労使の対立した意見を併記するにとどまり、しかも現業・非現業を政策的に区別し、現業部門の労働者に対する争議権をも実質的に否認した内容となっていることである。

すなわち、答申は現業部門についてのみ争議権解放についての意見が分かれたことの理由をのべている。それによると(a)組合の現状に対する認識、(b)争議権を与えた場合の将来の労使関係の見通し、(c)事業の停廃の国民生活に及ぼす影響、(d)国会の審議権の確保の必要性、(e)経済原則による争議行為抑制力の不足という五点をあげ、これら五点についての認識の違いがあるので、これら五点について「留意」し、可及的すみやかに争議権問題を解決するため、政府が「当事者能力の強化」とともに三公社五現業の「あるべき性格」（特に国民の税負担との関係）について立法上および行政上の抜本的検討を加えるものとするとしている。こうして答申は、争議権の全面的解放を承認しないことを示唆したものといわざるをえない。

第二の点は、答申はこうした説明をするなかで、「事業の性格」や「経営形態」を問題にして労働基本権についての真の解明をさけていることである。すなわち、労働基本権とのかかわりで問題になるとすれば「国民生活に与える影響の問題」あるいは「当事者能力の問題」とのかかわりで具体的な問題が発生すると考えられるのであるが、答申はわざわざ「事業の性格」や「経営形態」をとりだして労働基本権問題の検討を加えようとしている。このような態度はまず管理体制を整備し、公共部門の労働者を掌中におさめた状態を維持できる条件をととのえた上で、枠付けのある労働基本権の承認を行なおうとすることのあらわれである。これは労働基本権にいくつもの条件をつけ、実質的にはスト権を否認し、抽象的・一般的・形式的な

権利として、スト権を認めようとすること以外のなにものでもない。

第三の点は、今度の答申は不当労働行為制度について全くふれていないという点である。ドライヤー勧告との関連からいってもILOは公務員の不当労働行為が発生しないよう一般的労働政策の樹立が必要であること、その実効性を確保するための措置が必要であることなどを指摘して、それらの不備が是正されるよう公制審に期待するところが多大であった（ドライヤー勧告二一八一項、二一七一項、二一七二項）。また「条約および勧告に関する専門家委員会」の一九七三年度報告は、ILO九八号条約六条の解釈として、つぎのように述べ「不当労働行為制度を設けなければならない」と指摘している。すなわち、「第六条で、九八号条約の適用を受けない公務員があるということは、団体交渉・労働協約締結権については九八号条約の適用を受けないということがありうるというだけのことであって、団結侵害に対する防衛は九八号条約よりもむしろ八七号条約一一条によるそれぞれの国の義務である。したがって九八号条約第六条の適用を受ける公務員についても、必要がある場合には不当労働行為制度を設けなければならない」という報告をした。公制審の答申はこうした勧告および報告を全く無視して、不当労働行為制度について何らの答申も行なっていない。

さらに、団結権についても「消防職員の団結権さえ今後の検討課題に残したこと、登録制度をも現行通り存続させたこと」などが指摘され、また、団交権についても「給与と勤務条件を切り離し、給与は依然人勧制度によることとしたこと」などが批判され、「全体的にみるとILO基準さえ満たしていないし、公制審として諸外国調査した対比においてもはるかに及ばないものであることなど不満な点は数多くある」（日本教職員組合副委員長、三原大乗「スト権奪還闘争における意義と位置」『労働法律旬報』八四二号、七一ページ）といった批判がなされた。

しかし労働者側はこのように多くの不満な点を持ちながらも、右答申を受け入れた。その理由について、労働者側は次のごとく述べている。すなわち、「われわれがこのように多くの不満な点を持ちながらも、この答申を受け入れたのは、この答申を契機にして政府がスト権をはじめとする労働基本権問題の根本的解決をはかり、さらに労使関係の改善に向かって積極的に動くことを期待したからに外ならない」（ILO八七号条約、九八号条約違反に対する最近の情勢報告）というものであった。

答申に対する法学研究者の評価

また、法学研究者の有志三五名も、公制審が「労働基本権保障のわが国における具体化を任務」としていながら、第一次・第二次・第三次と八年間にわたる審議を通じて、抜本的解決への積極的活動をおこなわず、今次答申においても「ほとんど解決をもたらしえない」ものであることを指摘した。その概要は以下のごとくである。

【法学研究者の声明（一九七三・九・一四）】

今次答申は、山積する官公労働法上の諸問題のうちのごく一部のみを解決したにすぎず、われわれの要望からはほど遠いものであった。すなわち団結権、団体交渉権をめぐって、いわゆるドライヤー報告や七三年ILO条約勧告適用専門家委員会の指摘した問題の一部分のみをとりあげ、しかも消防職員の団結禁止のような単純明白な問題についてすら、なお今までの以上のILOの審議を待つとする没主体的な見識を欠く態度は、国内でのみならず、国際的にも要望されていた、その任務を放棄するものといわざるを得ない。また、改善を要望する諸点についても、細かなツメを欠いたあいまいな指摘をするにすぎず、八年間の審議の成果とは到底いえないものである。

さらに焦点である争議権問題については、その分類のしかたにもともと問題の多い現業・非現業の区別を無批判に土台としながら、三案を併記するという実体のない答申をおこなうに止まった。三案の併記ならば一日に

して可能であって、八年の歳月を必要とするとは、どうしても考えられないのである。しかも、この八年のあいだに官公労の労使関係は、争議行為の発生をめぐって、もはや異常というほかはない深刻な状態にたちいたり、問題解決のために、ドライヤー報告をはじめ数多くの助言をおこなってきたILOも、日本での自主的解決をのぞむ姿勢を強めてきていた。しかし、今次答申はこのような重大問題について、ほとんど解決をもたらしえないようなものでしかなく、かえって、官公労働者が自からの主体的運動によって労働基本権を回復しようとする運動を必然化し、そうした運動の正当性をさらに裏書きすることとなった。

このように批判されるべきものとはいえ、答申がおこなわれた今日、すみやかな官公労働法の改革は、政府の直接的責任としてもはや回避しえないところである。われわれはこれまで、合理性のある妥当な解決が可能となる法的視点、すなわちその解決は憲法二八条の労働基本権保障に立ちかえり、その制約を必要最小限度にとどめる以外にはありえないことをくりかえし主張してきた。今日われわれは、重ねてこのことを強調し政府が労働基本権回復の方向で問題の抜本的解決に早急にとりくむことを強く要望する。

公務員問題連絡会議

政府は右答申後においても、答申を具体化させるための作業を積極的におこなおうとはしなかった。答申後の九月八日と一八日の前後二回にわたる政府と総評との交渉においても、政府は、①答申があったからといってすぐ協議するという義務はないこと、②答申と処分の問題は別であること、③処分をしても答申に違反していないこと、④窓口体制をつくることは国会中は忙しいから困難であること、等を主張して、実質的作業を遅らせてきた。

しかし、政府はわずかに事務次官レベルでの、答申内容についての解釈のための委員会「公務員問題連絡会議」を、設置することを七三年九月二五日閣議決定した。その会議の構成員は左のごとくであるが、これも具体的な立法対策までに、政府部内にいくつもの関門を設け実質的作業を遅らせるためのものであった。

【公務員問題連絡会議構成員（九・二五閣議決定）】

主査・坪川信三（総理府総務長官）、宮崎清文（総理府総務副長官）、相沢英之（大蔵事務次官）、村山松雄（文部事務次官）、亀長友義（農林事務次官）、山下英明（通産事務次官）、高林康一（運輸事務次官）、溝呂木茂（郵政事務次官）、石黒拓爾（労働事務次官）、宮沢弘（自治事務次官）、河合三良（行政管理庁事務次官）

公共企業体等関係閣僚協議会

その後、七四年四月一〇日に政府は三公社五現業職員の労働基本権問題を審議するための協議会「公共企業体等関係閣僚協議会」を設置し、二階堂官房長官を座長としたが、この閣僚協議会も実質的作業をおこなってこなかった。しかし、今年度の「国民春闘」のなかで、スト権回復を要求する官公労働者の実力行使は、ついに四月一〇日・一一日・一二日の三日間にわたる交通ゼネストへと拡大発展し、政府を交渉の場に引き出し、「五項目の了解事項」をとりつけることに成功した（春闘経過および五項目了解事項については本年鑑第二部Ⅳ「賃金闘争」参照）。

そして、右閣僚協議会は七四年七月二六日、専門的意見を具申し、参考意見を述べることを目的とした専門委員二〇人の任命を了承した。しかし、この専門委員には労働者側の代表は二名（岩井章＝総評顧問、重枝琢巳＝同盟顧問）が入っているにすぎなかった。しかも、この専門委は当面の議題として、①公共企業体の経営形態、②当事者能力の問題の二点にしぼった審議のみをおこなうことを決定し、

労働基本権問題の解明を回避することにした。

「専門委」の構成員は左のごとくである。

【公共企業体等閣僚協議会専門委員】

池田弥三郎（慶大教授）、石原周夫（開銀総裁）、今里広記（日本精工会長）、岩井章（総評顧問）、上村健太郎（科学技術振興財団副会長）、小野吉郎（NHK会長）、加藤寛（慶大教授）、木下和夫（阪大名誉教授）、小林与三郎（日本テレビ社長）、三枝佐枝子（評論家）、重枝琢巳（同盟顧問）、田上穣治（一橋大名誉教授）、田中香苗（毎日新聞最高顧問）、谷村裕（東京証券取引所理事長）、土屋清（経済評論家）、中川順（日本経済新聞常務）、林信雄（日大名誉教授）、三雲四郎（産経新聞論説主幹）、盛田昭夫（ソニー社長）、山城章（一橋大名誉教授）

公労協スト権対策特別委員会　こうした政府の遅々とした立法のストライキの積み重ねによる、実質的なスト権奪還を第一の目標としながらも、立法闘争への取り組みを具体化させるところまできた。すなわち、公労協内部に「スト権専門委員会」を設置し、各労組から代表一名、それに数名の労働法学者を顧問として加え、労働基本権についての議論を深めるなかで、労働者側の「立法構想」を提示するための作業をすすめることになった。

こうして戦後四半世紀にわたってたたかってきた、スト権奪還闘争はいよいよ「立法」をめぐる闘争へと発展してきたのである。そして、この闘争は来秋頃には、具体的な「立法構想」が労使の各立場から提示され、国民大衆をも含めた国会の場での最終的な闘争の場面を迎えることが予想される。

2　第二次ILO闘争と結社の自由委一三九次、一四二次報告

前記公制審答申と並んで、総評はスト権奪還闘争の一環として第二次ILO闘争をすすめてきたが、七三年一一月一六日の理事会において、ILO結社の自由委員会の第一三九次報告が採択され、七四年二月二七日の理事会において、一四二次報告（日高教、都市交・全水道の提訴）が採択された（本年鑑第三部Ⅶ「ILO」3「ILOと日本」を参照）。

これらの報告は前述公制審答申の項目内容に見合った問題の検討を加えているが、公制審答申の不満な点および無理論性を見事に論証する内容となっている。とりわけ一三九次報告は、それとの対照においてすぐれた内容をもち、国際的最低基準とはいえ、また、その限界を持ちながらも公制審答申よりはるかに適切な立法作業の素材になりうるものであった。そして、一三九次報告は「政府が公制審答申に従って適当な措置を採用するよう、またこの報告において委員会が表明した原則および考察を考慮にいれるよう希望を表明することを勧告する」（二二〇項）と結んでいる。

この報告は全逓（七二五号）、自治労（七三七号）、日教組（七三八号）、全電通（七三九号）、国公共闘（七四〇号）、全印刷、全造幣、アルコール専売（七四一号）、全専売（七四二号）、全林野（七四三号）、全農林

（七四四号）の合計九事件、一一組合からの提訴にかかわるものであるが、実際はすべて総評との共同提訴であり、かつ連携国際団体からの共同提訴という形をとっている。こうした大量提訴による豊富な内容をもりこんだ一三九次報告の重みは、国際社会の注視のなかで、日本政府をして、さらにきびしく立法作業への具体化を促すものと考えられる。その主要な内容は次のごとくである。

団結権について　不当労働行為については「公共部門において、いかなる反組合的差別もおこらないことを保証するよう、政府が適切な措置をとることを要請するよう勧告する」（一五六項）と述べて、わが国において公平さをもったこの種機関が存在していないことを前提にした勧告をおこなった。そして、地方公務員に関する不当労働行為の審査機関である人事委員会、公平委員会についても、ドライヤー勧告で指摘された、それの不公平、非中立性の指摘が再度なされた。また、同じような観点から、裁判所の職員についても「既設の苦情処理手続が、裁判所の職員に対する反組合的行為がおこらないようにするようなものであることへの希望を表明する」（一八三項）と述べて、組合側の申立に十分な理解を示す勧告をしたのである。

一三九次報告では、ＩＬＯ八七号条約第九条により団結権から除外されている「軍隊・警察の構成員」のなかに消防職員は含まれないという条約勧告適用専門家委員会の見解を再度表明した。この点は、ＩＬＯの限界性を示したものといえる。そして「団結権とストライキ権とは二つの異なる事項であり、前者は必ずしも後者を含むとはかぎらない」（一八〇項）と述べて、団結を禁止したからといって、ストライキの発生がないわけではないとするＩＬＯの考え方を明らかにした。

地公法上の登録制度は「関係組合の構造および構成に関連しており、組合の非登録は不動産の取得、団体交渉および役員の任免にかんして、その権利を侵害している」また、「地方公務員の組織を小さな単位に水平、垂直に細分することを永続させることである」との認識に立ち、「地方公務員が彼らの選択で組織を効果的に確立することができ、これらの組織に、それらが代表する労働者の利益の促進と獲得にかんして全面的権利を与えるために、必要な変革を考慮することが望ましい」（一七一項）と述べて、政府に対し組合は本来自由に設立しうるものであり、登録制度はこうした本質にもとるものであるとする注意を喚起した。

団体交渉権について　まず、非現業公務員の協約締結権について、同報告は、ＩＬＯ九八号条約第六条にいう「国の行政に従事する公務員」に該当するため、九八号条約四条で団体交渉権、労働協約締結権の措置から除外されているとしたうえで、現実には「一定の限度内で団体交渉権を行使することができる」（一七四項）ことになっている点に着目して、組合側（自治労）の提訴を却下した。この点ＩＬＯの限界性が問題とされるところであるが、現業公務員の協約締結権については、次のごとく現実を直視した正当な勧告をおこなった。すなわち「必要な財源が関係予算のもとで利用できない場合には、彼らが締結するいかなる労働協約の実施も、地方議会による当該支出の承認のいかんにかかわるもの」であることを認定したうえで、「自由な交渉による労働協約は遅滞なく実施されなければならないという原則に政府の注意を喚起する」（一七五項）と勧告したのである。

また団体交渉上の諸問題について、まず、一つの指摘は団体交渉をすすめるうえでの原則について「労使は誠意をもって交渉すべきであること、とくにこのことはストライキに訴えることが禁止されている公務もしくは不可欠業務では大切なことである、を想起すること」（全逓事案、二一八三項(a)）と勧告した。また、管理運営事項の範囲を決定するにあたっては、つねに「誠意と合理性の原則に従ってするよう」に希望を表明した（全逓事案、二八三項(b)）。そして、さらに交渉手続の弱体化に関する申立については、「労働者側には、地方段階、中央段階のいずれで交渉がなされているにしても、自らの交渉事項について代表する機関を選択する権利が与えられるべきである」ことを指摘した（五四次報告一八八項(f)に同じ）。

争議権について

ドライヤー報告ではすでに、公共性の度合いによって代償措置を条件に争議権の制限を決めていくべきであるとする考え方が示されていた。そこで、一三九次報告も基本的にはこうした考え方にもとづくものであるが、具体的に造幣、印刷、アルコールおよびタバコの専売事業について、政府は不可欠業務であることを明らかにしなかったとして、次のごとき指摘をおこなった。すなわち、これら関係労働者による作業の停止は「公共の不便を引き起すといいうるかもしれないが、それが重大な公共の困難をもたらすと考えることができるとは思われない」と述べて、政府に対し「これらの職員の争議権にかんする状況を再検討することが望ましい」（一二九九項）と勧告した。

全電通と全林野の、争議行為の一年後に処分があった旨の申立に対し、同報告は「処分がストライキの行なわれた、ほとんど一年後におこなわれたという情報に、本委員会はまた注目した」ことを指摘し、つづいて、この「処分の実施がストライキのおこるときにはいつでも不可避のものと目されねばならないのだというのは、納得がいかないと述べたい」（一二四項）と述べた。すなわちストライキに処分は不可避的と考えることはできないとする考え方を明らかにした。ストライキ即処分とする日本政府の姿勢がきびしく批判されたことになるのである。

同報告では、すでに述べたように人事委員会、公平委員会の不公平・非中立性が再度指摘されたが、具体的な代償措置としては「当事者があらゆる段階においても参加することができ、またその裁定があらゆる場合両当事者を拘束する適切にして公正しかも速やかな調停・仲裁の手続」（一二二項）によるものであることを指摘し、「上に述べた原則と考慮に注意をむけるよう」（一二三項）勧告するとした。

このような内容の一三九次報告は、問題点およびＩＬＯの限界性を右に述べたごとく二、三含んではいるが、公制審答申の内容よりもはるかに内容が豊富であって、今後の立法作業のなかでも十分に尊重されなければならないものである。

3　日教組弾圧に対するたたかい

日教組に対する強制捜査と逮捕

「国民春闘」のいちおうの成功にもかかわらず、政府は日教組に対する大規模な弾圧を強行した。すなわち、右「国民春闘」において日教組は四月一一日全一日、同一三日午前二時間のストライキをおこなった。このストライキ行動に対して、政府は日教組本部をはじめ一二都道府県教組に対して、九〇〇個所におよぶ強行捜査をおこない、実に、その数一万人を上回る日教組組合員に対する任意出頭、聞き込み調査を断行した。そして、その後、政府は幹部・活動家の逮捕を強行し、ついで日教組委員長槇枝元文氏をはじめ四名の組合員を七四年六月一三日に起訴するという大がかりな刑事弾圧を実施した（第116表）。こうした弾圧は、すでにストライキ前に、政府が予告していたものである。すなわち、奥野文相は三月二六日の閣議で、日教組のストライキが実施されれば「厳正な処分を各県に求める」方針を述べ、了承を得て、弾圧の予告をしていた（『日経』七四・一二・二六）。しかし、このような大弾圧は後述するごとく参院選をまえにした政治的な大弾圧といわざるをえないものであった。

起訴の内容

起訴されたのは槇枝元文（日教組委員長）、増田孝雄（都教組委員長）、井上信甫（埼玉県教組委員長）、佐藤啓二（岩手県教組委員長）の四人である。そのうち槇枝日教組委員長が六月一三日東京検察庁より東京地裁に起訴された公訴事実は次のとおり。

【槇枝委員長の公訴事実】

被告人槇枝元文は、日本教職員組合（略称日教組）中央執行委員長であるが、さん下組合員である公立小中学校教職員をして、公務員労働組合共闘会議（略称公務員共闘）の統一闘争として、「賃金の大幅引上げ・五段階賃金粉砕、スト権奪還・処分阻止・撤回、インフレ阻止・年金・教育をはじめ国民的諸課題」の要求実現を目的とする同盟罷業を行わせるため、一　日教組本部役員及びさん下各都道府県教職員組合（略称県教組）役員らと共謀のうえ、昭和四九年二月二五日及び二六日の両日にわたり東京都千代田区九段南一丁目六番五号九段会館において日教組第四四回臨時大会を開催し、その席上、公務員共闘の統一闘争として、さん下組合員である公立小・中学校教職員をして、前記要求実現を目的として、同年四月中旬に第一波早朝二時間・第二波全一日の各同盟罷業を行わせることを、そのため、日教組中央闘争委員長槇枝元文が全組合員に対し同盟罷業の行動指令を発出すること、組合員に対し同盟罷業実施体制確立のため説得慫慂活動を実施することなどを決定し、ついで、同年二月二八日ころ同都千代田区一ツ橋二丁目六番二号教育会館内日教組本部において、同年二月二八日付日教組中央闘争委員長槇枝元文名儀の各県教組委員長あて指示第一八号を発して、右第四四回臨時大会の右同盟罷業実施についての決定を伝達するとともに同盟罷業実施体制確立を指示し、さらに、同年三月一九日右教育会館において日教組第五回全国戦術会議を開催し、その席上、右同盟罷業を行わせる公立小・中学校教職員は東京都のほか二四道府県のさん下組合員とすること、右同盟罷業は、春闘共闘委員会の方針にもとづきゼネスト体制を強化するため、第一波四月一一日全一日、第二波同月一三日早朝二時間（東京都教組は半日）に配置することとするが、実施日の最終決定は春闘共闘委員会の決定にまつことを決定し、もって、地方公務員に対し同盟罷業の遂行をあおることを企て、

二1(一)　日教組本部役員及び北海道教職員組合（略称北教組）本部役員らと共謀のうえ、同年三月二九日同都新宿区中落合三丁目一六番一三号ホワイトビル内日教組本部において、「春闘共闘戦術会議の決定をうけ、公務員共闘は四月一一日第一波全一日ストライキを配置することを決定した。各組織は闘争体制確立に全力をあげよ。」との趣旨の指令を北教組あてに発出し、同日ごろから同年四月九日ころまでの間北海道内において、北教組さん下組合員である公立小・中学校教職員多数に対し、北教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

(二)　日教組本部役員及び東京都教職員組合（略称都教組）本部役員らと共謀のうえ、同年三月二九日右日教組本部において、右1(一)記載と同趣旨の指令を都教組あてに発出し、同日ころから同年四月八日ころまでの間東京都内において、都教組さん下組合員である公立小・中学校教職員多数に対し、都教組支部役員らを介し、右趣旨を伝達し

(三)　日教組本部役員及び岩手県教職員組合（略称岩教組）本部役員らと共謀のうえ、同年三月二九日前記日教組本部において、前記1(一)記載と同趣旨の指令を岩教組あてに発出し、同日ころから同年四月八日ころまでの間岩手県内において、岩教組さん下組合員である公立小・中学校教職員多数に対し、岩教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

(四)　日教組本部役員及び埼玉県教職員組合（略称埼教組）本部役員らと共謀のうえ、同年三月二九日前記日教組本部において、前記1(一)記載と同趣旨の指令を埼教組あてに発出し、同日ころから同年四月一〇日ころまでの間埼玉県内において、埼教組さん下組合員である公立小・中学校教職員多数に対し、埼教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

(五)　日教組本部役員及び広島県教職員組合（略称広教組）本部役員らと共謀のうえ、同年三月二九日前記日教組本部において、前記1(一)記載と同趣旨の指令を広教組あてに発出し、同日ころから同年四月八日ころまでの間広島県内において、広教組さん下組合員である公立小・中学校教職員多数に対し、広教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

2　日教組本部役員と共謀のうえ、同年三月末ころから同年四月初ころまでの間、東京都内から北教組・都教組・岩教組・埼教組及び広教組の各さん下組合員である公立小・中学校教職員多数に対し、前記1(一)記載の指令と同趣旨を登載し、かつ、「歴史的な全一日ストを総力をあげて成功させよう」などと記載した日教組教育新聞一九七四年三月二九日付号外「七四春闘第四次全組合員配布」を郵送するなどして頒布し

3(一)　日教組本部役員及び北教組本部役員らと共謀のうえ、同年四月九日前記日教組本部において、北教組さん下組合員である公立小・中学校教職員に対する日教組第五回全国戦術会議の決定にもとづき予定どおり四月一一日全一日ストライキに突入せよとの趣旨の指令を発出し、同日ころから翌一〇日ころまでの間北海道内において、北教組さん下組合員である右教職員に対し、北教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

(二)　日教組本部役員及び都教組本部役員らと共謀のうえ、同年四月九日前記日教組本部において、都教組さん下組合員である公立小・中学校教職員に対する右3(一)記載と同趣旨の指令を発出し、同日ころから翌一〇日ころまでの間東京都内において、都教組さん下組合員である右教職員多数に対し、都教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

(三)　日教組本部役員及び岩教組本部役員らと共謀のうえ、同年四月九日前記日教組本部において、岩教組さん下組合員である公立小・中学校教職員に対する前記3(一)記載と同趣旨の指令を発出し、同日ころから翌一〇日ころまでの間岩手県内において、岩教組さん下組合員である右教職員多数に対し、岩教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

(四)　日教組本部役員及び広教組本部役員らと共謀のうえ、同年四月九

弾　圧　状　況

(1974年7月31日現在)

家宅捜査の際の被疑者	任意出頭数（ききこみ）			逮捕者数	起訴者数	その他
	任意数	被疑者	合計			
槇枝			2,842	5		5. 不起訴 （7月15日）
槇枝 県委員長			805	1	1	
			13			
槇枝			115			
槇枝 県委員長			873	5	1	4. 不起訴 （6月13日）
〃			3,432	9	1	8.不起訴 （6月13日）
槇枝			2,220			
〃			399			
〃			463			
槇枝・県委員長			2,003			1.書類送検 （6月11日） 不起訴 （7月11日）
槇枝			302			
〃			1,718			
〃			2,723			
槇枝 都教組委員長			—			
〃		1	1	1	1	
			17,909	21	4	

組，教育委員会関係など）である。310件中検事調書は19件

第116表　日　教　組

県　名	捜索日	捜査個所		捜索個所内訳							
		数	総数	本部	支部	分会	本部役員	支部役員	書記	その他	その他の内訳
北海道	4/11	143	192	1	28	57	21	28	5	3	電報局，印刷会社，電報料金局
	5/8～11	40		0	0	0	0	0	0	40	郵便局26，電報局14
	6/ 1	9		1	3	0	2	3	0	0	
岩　手	4/11	95	96	1	15	54	6	16	3	0	
	4/13	1		0	0	0	0	0	0	1	洋服店（学生協指定）
岩手高	4/11	2	2	1	0	0	1	0	0	0	
山形高	4/11	9	9	1	5	3	0	0	0	0	
埼　玉	4/11	121	165	1	13	18	29	56	2	2	関東図書印刷，小口宿泊所
	4/19	1		0	0	0	0	0	1	0	
	5/14	34		1	2	0	0	31	0	0	
	5/15	7		0	0	0	0	7	0	0	
	5/16	1		0	0	0	0	1	0	0	
	6/ 1	1		0	0	0	1	0	0	0	
都教組	4/11	90	106	1	25	15	16	31	0	2	文久堂印刷所，山手ビル出張所
	6/ 1	16			3		2	10	0	1	
山　梨	4/11	87	88	1	9	43	14	20	0	0	
	4/18	1		0	0	0	0	0	0	1	大同印刷社
愛知高	4/11	24	24	1	0	14	8	0	0	1	有信印刷社
三　重	4/11	33	33	1	14	12	3	2	1	0	
広　島	4/11	99	99	1	7	38	7	43	1	2	有文印刷社２カ所
福　岡	4/11	54	54	1	8	15	6	23	0	1	本部役員室
長　崎	4/11	53	54	1	7	31	4	8	0	2	食堂ゆたか（隣）
	4/12	1		0	0	0	0	0	0	1	隆文社印刷，書記奥さん実家
大　分	4/11	52	53	1	14	21	4	12	0	0	
	4/19	1		0	0	0	0	0	0	1	大分電報局
その他	4/15	2	3	0	0	0	0	0	0	2	日教組・都教組の依頼している文久堂の新潟工場と本社
	4/26	1		0	0	0	0	0	0	1	労働写真社
本　部	4/11	12	13	1	0	0	10	0	0	1	速記所
	6/11	1		0	0	0	1	0	0	0	
合　計		991		16	153	321	135	291	13	62	

〔備考〕 1)　調書（警察，検察を含む）は，およそ310件で，３分の２は組合員以外（校長，教頭，非

2)　押収品＝全国合計およそ 26,000点，7,000件。

3)　日教組弾圧対策本部による。

日前記日教組本部において、広教組さん下組合員である公立小・中学校教職員に対する前記3(一)記載と同趣旨の指令を発出し、同日ころから翌一〇日ころまでの間、広島県内において、広教組さん下組合員である右教職員多数に対し、広教組支部役員らを介し、右指令の趣旨を伝達し

もって、地方公務員に対し同年四月一一日の同盟罷業の遂行をあおったものである。

罪　名　　罰　条

地方公務員法違反　同法三七条第一項前段、第六一条四号、刑法第六〇条

日教組弾圧の背景と意図

こうした弾圧が日教組に集中的に加えられたことについては、さまざまな背景が折り重なっているといえる。

二五判決による最高裁判例の逆転という事情が、政府をして直立的に地公法六一条四号といういわくつきの刑罰規定を発動させることになったことである。政府はこの判決によって大義名分をえ、刑罰規定が現にいきて機能していることを国民の前に現出させて、日教組を追い込み参院選をまえにして、文教政策でのイニシアチブをとろうとしたのである。

第二に、右との関連で、政府の政策の遂行と反日教組の立場を明らかにした発言を繰り返しおこなってきた。したがって、右日教組に加えられた弾圧は、政府のこのような意図を具現させるための政治的な弾圧であったといえる。

さらに第三としていえることは、教育労働者を他の労働者から分断し、労働者側の足並みの乱れを誘い、スト権奪還闘争にクサビを打ち込んで、現行法の修正を最少限度にとどめようとする意図の現われである。すでにこの点については前記公制審答申のなかでも現業・非現業の分断がなされたことを指摘したが、四月一〇日の閣議決定の内容も、「三公社五現業等の労働基本権問題に対処するため……関係閣僚協議会を設置する」(『朝日新聞』、四・一〇)というものであった。こうしたことから、政府は教育労働者の労働基本権の解放をまったく考えていないといえるし、したがって、右弾圧はこのような分断政策の意図が基礎にあって、強行された政治的弾圧であると思われるのである。

そして、第四にいえることは参院選をまえにして、選挙での争点をインフレ問題からそらし、いっきょに反動文教政策を実施しうる基盤をつくろうとしたことであった。

総評の評議員会は日教組弾圧を次の三点に要約した。

【日教組弾圧に対する総評の見解(総評評議員会)】

第一は、スト権奪還闘争の分断と闘争の主導権の逆転である。日教組への弾圧強行を公務員ストに対する刑事弾圧復活の突破口として、統一的にすすめられてきた官公労働者のスト権闘争の分断をはかるとともに、昨年の四・二五最高裁反動判決を利用し、ドライヤー勧告、一〇・二六全逓中郵判決、四・二都教組判決、ILO勧告などに結実した官公労働者の権利闘争の成果を否定して政府ペースでスト権問題を処理しようということで

ある。

第二は、参議院選挙の争点のスリカエである。いま、田中内閣・自民党はインフレ激化、物価狂乱、悪徳企業、商社とのゆ着などで国民のきびしい批判と糾弾の矢面に立たされている。田中首相や奥野文相の「教育勅語」「日の丸」「君が代」「教員聖職者論」と結びつけた政治活動の規制強化などについての発言につづいて、日教組に大々的な弾圧を加えることによって、否応なしに教育問題を参院選の争点の前面に押し出し、反日教組「偏向」教育のキャンペーンを大規模に展開してくるにちがいない。そして国民の関心を政府・自民党の政治・経済の破綻からそらし「保革逆転」をくいとめようとの計算であろう。

第三は、反動文教政策の推進への布石である。田中首相や奥野文相の発言内容は、いずれも保守党内閣の多年の宿願であり、それは国家主義・能力主義・管理主義を柱とする中教審路線と軌を一にしている。この路線をゴリ押しするためには、教育の直接の担い手である教育労働者の権力的支配を実現することが不可欠の前提となる。今回の刑事弾圧は、こうした観点から、民主教育を基底から支える日教組の団結破壊を意図したものにほかならない。それは参院選後の田中内閣の教育政策のファッショ的姿勢の〝まえぶれ〟であり、その重要な布石である。

とうぜんのことながら日教組は、こうした

日教組弾圧反対闘争

弾圧が強行されはじめるや、ただちに政府および関係当局に厳重な抗議をするとともに、弾圧反対闘争をねばり強く展開してゆくことを決定した。そこで、まず日教組は国内外の世論に、今次弾圧がいかに反動的で不当なものであるかを訴えるために、ＩＬＯに「適当な措置」をとるよう求めて、ＩＬＯ結社の自由委員会に提訴した（七四・六）。この提訴状における日教組の主張は、「日教組のストに対し刑罰法規を発動し、警察が強制家宅捜索、組合員への出頭要求、組合幹部の逮捕などを行ったのは労働組合権の侵害行為」であり、その「ＩＬＯ八七号条約、九八号条約、一〇五号条約」に反するものであるとしている。そして、今次日教組のストライキは「大幅賃上げ、スト権回復、インフレ反対」などを掲げておこなったものであり「政治スト」ではない。したがって、こうした性質のストライキに対する弾圧は許されないものであると述べている。この提訴は総評と共同提訴されたものであるが、七四年一一月の結社の自由委員会で審議がおこなわれるはこびとなった。

総評は評議員会で日教組への弾圧攻撃は、たんに日教組に加えられたものではなく、春闘共闘委全体に加えられたものであることを確認し、日教組を包んで抗議・反撃のたたかいを継続的に組織していくことを明確にした。そして、①官公労働者のスト権奪還闘争の分断を許してはならないこと、②また、右弾圧攻撃は労働者、国民全体の権利と日本の民主主義への挑戦に必然的に発展するものであるから、労働組合、政党、民主的諸勢力を中心に幅広い統一戦線を構築して反撃の態勢をととのえなければならないことなどを意思統一して、今後の具体的なたたかいのすすめ方を次のごとく決定した。

【日教組不当弾圧反対・反動文教政策粉砕闘争方針（総評評議員会、七四・四・二六）】

1　労働組合段階のたたかい

総評・中立労連その他春闘共闘に結集した全単産は、今次日教組に対する集中的弾圧を粉砕するため、全国・全地域において教育労働者をつつみ、教組と連繋して有機的なたたかいを展開していく。そのためつぎの運動を組織し、民主教育確立と民主主義擁護を展望した闘いの前進をはかる。

(1) 「日教組弾圧反対、教育反動化粉砕共闘会議」の組織をすすめ、その中核となって闘う。

(2) 労働組合独自としても、組織内外のとりくみを強化する。

2 総評の具体的とりくみ

(1) 総評本部内に「日教組弾圧対策本部」を設置する。

(2) 組織内外の大量宣伝

① 全単産機関紙の「共同編集」などにより、組織内の啓蒙、統一行動のよびかけを徹底する。

② ポスター、チラシ、リーフの作成等、日教組と協力して大量宣伝を行なう。

(3) ストライキをふくむ統一行動の組織

① 四・二五の弾圧粉砕決起集会を皮切りに五月下旬に予定している日教組のストライキをつつむための統一行動を組織していく。

② 秋から明春にかけて大ストライキをもって日教組をつつむ、全労働者的闘いを組織する。また昨年七三春闘における合意七項目による処分軽減や実損回復について、その実現に総評も全力を傾注する。

(4) 激励と抗議行動

① 各地県評、地区労段階で、共闘会議の組織化をすすめながら、機関決定による激励や抗議運動を強め、電報、ハガキ、電話、決議などを集中する。

② 一、〇〇〇万名署名を展開する。

(5) 調査団の派遣

弾圧をうけた地域に、総評、日教組、政党、総評弁護団、学者による調査団を派遣する。社会党はすでに埼玉・長崎等に派遣した。

(6) 国際的組織との提携

① 日教組のＩＬＯ提訴を支持し、成功を期す。

② 国際組織との共闘を強める諸活動をすすめる。

(7) カンパ活動

3 共闘のすすめ方

(1) 都道府県および市町村に共闘組織をつくる。

(2) 労働者・国民の教育要求づくり運動、民主教育をすすめる運動、学習運動は、幼児教育、義務教育、高等教育、社会教育、職業教育、余暇活動のほか生涯教育にいたるまで、民主教育を守る立場での要求と運動を組織していく。そのための学習運動を自治会・町内会やＰＴＡの場を通じ、また労働組合と連繋をとりつつ組織する等創意ある活動を行なう。

(3) 反動文教政策に対する抗議闘争は、地域住民なり、ＰＴＡの場で話題とし、関係方面に対する抗議の意思表示、提言の形で具体化する。

(4) 学者・文化人の抗議署名（一〇、〇〇〇名程度）と抗議声明の発表。

(5) 一、〇〇〇万人署名運動を共に行なう。

(6) 抗議のための大衆集会やデモを組織し、関係方面に決議や抗議の電報のほかハガキ運動などを集中させる。

(7) 街頭宣伝など各参加団体毎に独自行動を展開する。

(8) 革新市長会に対する働きかけを強める。

しかし、こうした日教組に対する政治的大弾圧にもかかわらず、日本の労働組合はいまだ、全体としてストライキをもって抗議しうるところにまでいたっていない。現在の日本の労働組合にはこうした現実に対する認識が明確になされ、将来を期して組合の力量で、不当な弾圧をはね返しうるような、真の団結づくりが期待されるのである。

4　権利討論集会、権利点検月間

今年度も総評をはじめ各単産において、権利討論集会、権利点検月間がおこなわれた。こうした討論集会、点検月間は、労働組合運動の場では地味な運動であるが、それだけに労働者が学習を深め、経験の交流をはかるなかでたたかいの方向を見定めるための運動として重要なものである。

総評の権利討論集会は七三年一二月一二日、一三日と二日間にわたって、「スト権奪還」「職場闘争」をテーマにおこなわれた。従来の集会は、学者・弁護士を助言者として、いくつかの分科会に分かれておこなわれていたが、今年度は助言者を加えない、労働者だけの集会であった。そして集会の内容は学習をするというよりも、各組合の経験を交流することに主眼が置かれたものとなった。

また各単産の権利討論集会、組、全逓、自治労などでおこなわれた権利点検月間としては、国労、日教論集会、日教組の権利点検月間としては中央本部主催の形をとっておこなわれ、全逓・自治労の集会はむしろ地方本部主導型の討論集会であった。すなわち全逓は全逓中郵最高裁判決の日、一〇月二六日に各地方本部で、学者・弁護士、中執などを助言者として討論集会を開き、自治労は随時、地方本部段階で学者を助言者とした討論集会をおこなった。

しかし、こうした討論集会のなかでもっとも定着した内容の集会を実施してきているのは、国労の権利討論集会は、すでに五回目を迎えたが、年々充実したものとなってきた。すなわち、事前にテキストを職場に配布し、職場の討論を経たうえで、分会の役員、活動家が集会に参加するという方法でおこなわれた。今年度は「スト権奪還」のみをテーマとして、二七地本三四カ所で、学者、中執を助言者とした、内容のある討論集会が実施され、従来のような講演会的なものではなく、経験交流を基調においたものとなった（国労法対時報、7号参照）。

【参考資料】(1)『第四八回定期大会議案』（日本労働組合総評議会）、(2)『国鉄労働組合の歩み・一九七三年度年報』（国鉄労働組合）、(3)『国労法対時報七号』（国鉄労組法律センター）、(4)四・一一「日教組不当弾圧状況」（日教組弾圧対策本部）、(5)『ILO提訴団報告書』（ILO合同提訴団）、(6)『総評ILO提訴団報告書』（総評・労働基本権特委員会資料）、(7)『第二七回全国大会法制部報告』）全逓法制部

VII 公害反対闘争

概要□概況――環境汚染の多様化と広域化／公害裁判と公害反対闘争／総評の公害反対闘争――総括と方針／新全総に対する反対行動／単組における反公害闘争／同盟の公害に対する取り組み――運動方針／全繊同盟の公害国公対策指針／電労連公害問題シンポジウム／全国公害連の取り組みの総括と方針

概要

一、七二年から七三年にかけての公害反対闘争は、しだいに住労連携運動としての性格を強め、総評は、住民運動との連携組織である全国公害連をとおして、公害反対闘争の一オルガナイザーとしての比重を高めてきつつあった。しかしながら、七三年秋からの急激なインフレの進行、および七四年春闘とそれにつづく参議院選挙を背景とし、さし迫った賃金闘争と選挙活動とは、全国公害連をとおしての総評の反公害闘争を一歩後退させた感がある。全国公害連および総評が、七四年のそれぞれの大会においてみずから批判したように、新全総反対の一環としての苫小牧開発反対の取り組みは「不十分」であり、また、サリドマイド、スモン症などの食品・薬品公害についても、「有効な取り組みが未だなされていない」といわねばならない状況で推移した。とはいえ、環境汚染の多様化と広域化、国民の公害意識の高揚とひきつづく被害者の増大を背景とし、住民運動はその層の厚みを増すとともに、闘争組織を拡大し、横断的な連携体制の確立をめざす傾向にあり、住労連携の全国公害連の活動に対する地域住民の期待はしだいに高まってきているように見える。公害連は、七三年にはサリドマイド原告団など多数の住民組織からの協力要請を受けた。全国公害連は、七四年六月の総会でこう

した期待に添うために、中央、地方の組織体制の強化を決議した。同盟もまた、対政府、対地方自治体の社会的要求の組織化を強調する方向にあり、七三年には、大幅な公害投資などの対政府要求を含む「環境保全政策」をあらためて決定した。

一、単産レベルの労働組合には、七二年夏以降「職場におけるとりくみ」を強化するための統一要綱や基準案の作成をおこなうものが増加したが、七三年には程度の差はあれ住民との連帯性を意識した単組の反公害闘争の活発化と制度的定着の例が目立った。例としては、総評系の動労、国労、全水道、合化、紙パ、同盟系の全金同盟、全繊同盟、中立労連系の食品労連があげられる。

一、七三年の多くの組合大会では、同年の秋闘から七四年春闘にかけて、公害防止が企業レベルの確認事項や協定事項の重要な案件として提起されたが、その後における反インフレ闘争の重要化や選挙運動によって、活動が停滞したところが少なくない。しかしなお、四大裁判をとおしての公害規範の変化と、その後における公害の多様化、広域化、住民意識の高揚を背景とし、単組段階での取り組みが活発化する事例が目立つことは、さらに一歩の前進であると評価されなければならないであろう。

1　概　況

環境汚染の多様化と広域化

環境庁の設置、関係法令の制定、改正予算の相対的な拡大という政府の施策や、地方自治体における条例の制定、公害担当部局の設置による防止策の強化にもかかわらず、そしてまた、「産業計画懇談会」（代表世話人・佐藤喜一郎三井銀行相談役）を頂点とする財界・企業の公害防止政策の推進の動きにもかかわらず、ときすでにおそく、七三年以降においても、環境汚染は、大気汚染、水質汚濁について部分的に改善をみたものの、水銀、ＰＣＢ等の蓄積性有害物質による公共水域の泥質の汚染が国民生活に脅威となるほど問題化し、騒音公害も増大し、光化学オキシダントによる被害が増加し、また、カネミ油症、スモン症、ＰＣＢなどの化学物質による食品公害があらためて問題となってきた。政府、自治体、財界による環境保全対策は、早晩、抜本的な再検討を迫られている、といえよう。

右の事情と公害意識の高まりを背景として、公害の健康被害者もいぜんとして増加しており、これを「公害認定患者」の数のみに限定してみても、一九七三年三月末から同年の一二月末までの九カ月間に、九四六五人から一万四一八六人へと四七二一人も増加した。この統計は、大気汚染系の公害、および水質汚濁系の公害について

のみであり、その他の被害をあわせれば、なお、深刻な数字が持続しているといわねばならない。

公害裁判と公害反対闘争

四日市コンビナート六社の大気汚染につづいて、七三年三月二〇日、公害闘争の原点ともいうべきチッソの水俣病について熊本地裁が、患者一人当り最高一八〇〇万円、総額九億三〇〇〇余万円の損害賠償支払いを命じた。企業側は、控訴権を放棄して即日、利子・弁護士費用を含めて一一億八四二一万円を患者側に支払い、七月九日、会社と患者代表とのあいだで、スライド制年金を含む補償協定が調印された。四大公害裁判があげて患者側の勝訴となり、住民意識の高揚を刺激したが、やがて間もなく、五月二二日、有明海の第三水俣病患者発見により、水銀など産業廃棄物のヘドロによる海水汚染、魚汚染がいっきょに大問題となった。

通産省は、急遽カセイソーダ、塩化ビニール関係工場の水銀たれ流しの調査に乗り出し、政府も六月一四日、水銀等汚染対策推進会議を発足させ、同二四日厚生省が魚介類の水銀暫定基準（「小アジなら一週間に一二四食べても安全」など）を発表したが、かえって国民を汚染魚不安のパニック状態におとしいれ、このため六月から八月にかけて市場から締め出された汚染海域の漁民は生活に窮し、汚染源工場に押しかけて汚染魚の買上げや休漁補償を要求、妥結するまで海上に漁船を並べるなどして実力で工場を封鎖、チッソ水俣工場などは原料を入荷できず、ついに操業の全面停止に追いこまれた。こうした住民運動の急進展は、発生源労組に対する公害への取り組みに深刻な反省を与えたということができよう。

七二年から七三年にかけてのおもなる公害訴訟は、従来の訴訟が、公害被害の事後的、かつ賠償的性格をもつものであったのに対し、阪神高速道路工事禁止仮処分申請（七二年七月）、伊達火力発電所建設禁止請求（七二年九月）、豊前火力発電所建設禁止請求（七二年七月）、多奈川火力発電所建設禁止ならびに損益賠償請求など、国や地方公共団体の活動や公共事業を対象とし、差止め等を求める訴訟が増大している。

七三年において特筆すべき公害裁判闘争には、右のほか大阪空港騒音訴訟と名古屋新幹線訴訟とがある。大阪国際空港騒音訴訟は、大阪国際空港コース直下の川西市民、着陸側の豊中市民二六四名が、六九年と七一年にそれぞれ政府を相手に訴訟にふみきり、①毎夜九時から翌朝七時までのあいだの航空機の発着禁止を中心とする請求をおこなったものであったが、その判決言い渡しが七四年二月二七日九時半から大阪地裁でおこなわれた。判決は「国は大阪空港を毎日午後十時から翌朝七時までの間、緊急止むを得ない場合を除き、一切の航空機の離着陸に使用させてはならない」というものであった。この場合、判決はこれまでの政府航空行政による住民側に及ぼしてきた騒音加害責任を不法行為であると断じたが、国がこれを不満として上告する一方、住民側も補償に対する配慮を欠き、また十分に政府の行政を変更させる主旨のものでないと判断し、上告係争にふみきった。総評は、この公害訴訟を支持し、判決直後、運輸省、環境庁に対する抗議行動に参加した。なお、七三年六月の名古屋新幹線訴訟に対しても、全国公害連および総評は支援活動をはじめた。

2　総評の公害反対闘争

総括と方針

総評の公害反対闘争は、四大公害裁判闘争がいちおうの見通しを得た七一年六月（富山イタイイタイ病判決の時期）以降、「公害対策全国連絡会議」を中心とする住民運動との連携活動、すなわち、地域における反公害抗議活動の共闘と、そして、職場を中心とする企業別、単産別の公害対策の諸活動の二大支柱を定型とするにいたった。これらのうち、地域活動は、七二年七月の田中内閣の成立と列島改造論の登場以降、新全総に対する反対行動の中心的な活動として位置づけられ、青森県むつ小川原、苫小牧、鹿島、三河、周防灘、志布志などの地域における住民の開発反対闘争との共闘の推進を中心とするものとなった。他方職場を中心とする企業別、単産別の諸活動は、七一年六月の「これからの闘いの方向と課題」で強調されて以降、七二年に単産レベルで具体化がすすみ、七三年には、企業別レベルに、相当に定着しはじめてきた。しかし、七三年秋以降、組合運動の焦点が反インフレの生活防衛と参議院選挙にむかうにいたり、全国公害連を中心とする反公害闘争は、やや停滞気味の感がある、といわねばならない。しかしながら、これに対し、企業レベルでの反公害活動の定着傾向の拡大は注目に値する。七三年夏以降の「公害反対闘争について」、七四年総評定期大会各局報告書は、次のように総括している。

【「公害反対闘争について」（第四八回総評定期大会各局報告書、二八七ページより引用）】

公害に対する世論、とくに被害者住民の闘いは高まる一方である。政府の統計によっても公害に関する苦情の申立て件数は八万七、八〇〇件と、年毎に増大している事実を見ても公害の激化・拡大・被害住民の怒りの状態がうかがわれる。こうした状況の中で公害発生企業、公害防止の責務を持つ機関で働く労働者と、その労働組合の動向が、公害の防止、住民運動に重大な影響を及ぼすことがますます明らかとなった。こうした立場から四八年度における総評の公害闘争を総括して見ると、一定の前進を持ちつつも、労働組合の今日における社会的位置・責任からすれば、それは公害をめぐる情況、住民運動の発展状況に未だ対応し切れていないと指摘せずにはおられない。

後述のように、動労、国労、水道などの現業部門、化学、紙パなどの生産部門の企業別組織には、相当に定常的に活発化した取り組みの例があるが、しかし、他方では、「具体的なとりくみに一歩立ち入ると、企業と一体となって生産優先、公害防止はその範囲の中でという姿勢や公害発生の企業責任を不明確にしたままで国・地方自治体の行政責任に意識的に転化したり、職場の安全衛生と公害問題とを結合して闘うという初歩的段階にすらいっていないなど、住民から手きびしい労組批判が出ていることも事実である」（一九七四年運動方針案、八一ページ）ことが、総括における反省の内容となっている。この総括のうえにたって、七四年八月の総評第四八回定期大会は、七四年度の運動方針として、次の事項を決定した。

【公害絶滅の闘い（第四八回定期大会議案、一九七四年度運動方針案、八一ページ）】

1　自らの職場、企業から一切の公害を発生させないという監視、要求の

立場からの対企業交渉と生産点における自らの安全衛生確立闘争を組織化する。

2　新幹線の減速闘争、水質保全のための合成洗剤反対闘争などの突出した、しかも住民と労働者の具体的な接点となっている闘いを、孤立化させないための運動を展開する。

3　苫小牧、むつ小川原、周防灘、志布志などの巨大開発阻止のための調査、激励、共闘体制の確立につとめる。

4　安全性を考慮に入れず、原油の高騰、独占のための電力不足を理由とする原子力発電所の稼動・設置はこのままで推移するならば、公害問題の極限的情況をもたらすことは明らかであり、政府・電力資本に対して電力産業の国有化を提起するとともに、原子力基本法にのっとった原子力の研究開発にとりくむよう要求し、行動を起していく。

5　職場・家庭に持ち込まれる有害物質、食品・薬品の殆んどが未知・未解決のままであることは重大な問題点であり、責任ある解明・対策を政府に求めていくと同時に、労働者、住民、科学者、専門家等の広範な結束・共闘を積極的に提起していく。

6　公害防止のための労働者、住民の全国的共闘の場である全国公害連を一層強化する。

7　公害問題を理由とする資本による操業停止、実質賃金の切下げ、解雇、雇用不安、不当配転に反対し、政府・資本の責任ある措置を要求していく。

七四年以降の公害反対闘争は、いっそう多元化するであろう。

新全総に対する反対行動

七三年の新全総反対行動は、青森県むつ小川原を中心に展開された。総評新全総反対全国連絡会議は、三月二四日第三回新全総反対全国代表者会議を開催し、翌二五日に「むつ小川原開発反対労農漁民大会」を開催し、この後者には、全国の労働者、地元六ケ所村の開発反対同盟のメンバーら約二〇〇人が参加した。大会それ自体は注目に値する盛り上がりをみせたが、開発反対は、その後、必ずしも県内世論の大勢を占めるにいたっていない。とはいえ、六ケ所村を中心とする相当多数の住民の反対運動はその後もつづけられており、また、六ケ所村では開発反対の立場に立つ村長を、賛成誘致派がリコールする運動をひきつづき推進していることから、総評は、青森県労、地域住民の要請により、開発反対のたたかいのために支援カンパを各単産に呼びかけるとともに、一一月二二日の開発反対県民集会には、市川議長、関係単産代表が出席し、これを激励した。

北海道苫小牧の開発反対闘争については、東部港開発の前段となる港湾建設の認可が現実の問題となり、総評は一二月一九日、運輸省、環境庁の内部で反対行動を展開し、いちおうその段階では継続審議となった。しかし、七四年一月一二日にいたり、ついに認可をみることになり、住民運動は工事着工の阻止闘争にはいるという事態となった。七三年の苫小牧開発反対闘争について、総評は、「この苫小牧開発のとりくみは、東京行動の受入れ体制づくりのみで、事前の連絡欠如等もあり、不十分であった」（第四八回総評定期大会各局報告書、二八八ページ）と反省している。なお新全総は、列島改造論の事実上の破綻とともに、その再編を迫られており、また、地域開発計画の内容も相当に修正される機運にあり、反対運動もやがていちおうの総括と再出発を迫られることになるであろう。

単組における反公害闘争

七二年から七三年にかけて、総評傘下の多くの単産で、単組段階での取り組みの具体的方針が設定された。それらの事情は、すでに『日本労働年鑑』（第四三、四四集）によって紹介したとおりである。七三年秋闘には、単組・職場レベルで公害防止協定の締結が普及し、公害

交渉が強化された。この過程で、たとえば、動労・国労の新幹線減速闘争のごとく、住民運動に対する自主的連帯闘争など、住民との連帯意識をもった活発な企業内反公害闘争の展開例も目立った。以下、全水道東京水道労組による「下水道汚泥の海洋投棄処分反対の闘い」および「紙パ労連・十条製紙労組石巻支部の公害交渉」の例をあげておこう。

【全水道東京水道労組】　全水道は一九七〇年の定期大会でブルー・ウォーター作戦と称する公害反対闘争方針を定め、点検、告発、反対闘争のオルグをおこなってきたが、七二年八月に、運動目標として「有害物質の排出〈零〉を戦略目標」として、多面的な公害防止活動の展開を方針とするにいたった。全水道の主要単組のひとつである東水労は、かねてより、ブルー・ウォーター作戦の一つとして多摩川の水質汚濁、下水道汚泥、足立区鹿浜地区焼却灰処分など、企業告発を含めて活動してきたが、七三年秋闘には、汚泥の海洋投棄処分の実験問題が重要な課題となった。当局は七〇年に海洋実験をおこないたいという意向をもったが、漁民や組合の反対と、この問題についての研究小委員会の結論によって、重金属が含まれている汚泥の海洋処分は好ましくないと、実験および処分計画を変更して、焼却する方向に転換していた。しかるに、七三年八月下旬、下水汚泥の海洋投入実験を、八月二七日から当面三〇日間実施したいと組合に通告してきた。組合は、すでに七〇年の研究小委員会でも、海洋投棄による汚泥拡散の危険性が結論されているが、「三年前と比較し、河川・湖沼・湾など一層の汚染が進み、社会的にも公害に対する世論の厳しい監視と批判が高まっているとき、汚泥処分が行き詰ったからといって安易に海洋処分に求めることは絶対許されない。当局は海洋汚染防止法、廃棄物の処理および清掃に関する法律に違反していない、決定に何ら抵触しないとしているが、法律そのものが企業に見合ってつくられ、現実に重金属が含まれている汚泥を長期間しかも大量に投棄することは公害拡散が明確であり、当局はそのことを承知しながら実験と称して処分してきたことは、あまりにも無神経であり犯罪的といっても過言ではない」（全水道労組資料）との立場から反対し、団交を重ね、単組としても、ストライキを含む実力阻止を構えて闘争体制をつくりあげる方針を固めたが、九月末段階で、当局の新聞発表を契機に、世論や漁民の反対があり、当局の計画はついに中止された。

【紙パ労連十条製紙石巻支部】　紙パ労連は、七三年七月一一～一三日の第五二回定期大会で「公害についての取組み強化」を定め、単組レベルでの多面的な取り組みの方針を決定した。紙パ労連十条製紙労組石巻支部の七三年における公害対策部の活動計画は、①学習活動、②教宣活動、③家族の工場見学、④自分の職場から公害をなくす活動、⑤公害防止の作業基準書、⑥使用薬品の調査、⑦地域の人の意見を聞く活動、⑧労使環境管理委員会、⑨排水水質の基準の厳格化などであり、このほか、公害に対する団交が二回おこなわれている。なお、上記各項のもとでおこなわれた活動の内容は次のごとくであった（春闘共闘委員会、合理化反対共闘委員会資料、一九〇—一九一ページ）。

①学習活動は
　イ、「公害防止協定」の内容
　ロ、防止設備の見学と実態調査
　ハ、工場の公害防止対策

ニ、流失原質

などについて、部員、執行部及び希望する組合員も参加して行ないました。

②教宣活動は、

イ、「公害対策部の活動と石巻工場の現況」のタイトルで第3号壁新聞を発行

ロ、同業他社の公害問題についてのビラ発行

ハ、十二月二九日、「公害防止協定の内容」を門頭ビラ入れ

ニ、「世界環境デー」に認識高揚のニュース発行

ホ、一〇分間学習として、

○産構審紙パルプ部会の「紙パの公害について」の答申内容

○苛性ソーダの「水銀法とは」

○臭気に関して

などの支部ニュースを発行しています。尚九月初旬に「クラリファイヤーについて」を出す予定。

この他に、教宣部ニュースとして、

○石巻工場の公害の問題（一～二月排水々質の協定値オーバー）について

○支部及び支部のとりくみ

○工場への申し入れ及び団体交渉の内容

などを発行しています。

③家族の工場見学

石巻支部家族部会の協力を得て、六月二七日に実施しました（参加者一〇〇名…一〇〇名に制限）

④自分の職場から公害をなくする活動

「職場の中の問題は職場で協議して解決していくことが最善の対策となる。公害対策部員と職場の管理職が直接話し合う体制が必要」という部員の要望があり、一月末から発足した工場環境管理実行委員会には、支部長と公害対策部長がはいり、各職場の実行委員会には部員がはいるという組織にし、活動が着々と効果をあらわしてきています。

公害防止設備の増強計画には組合の意見が大きくとりいれられています。

⑤公害防止の作業基準書

その必要性を工場側に強く要望し、ようやく七月末に各職場案ができ、現在は、工場全般のまとめの段階で八月中に完成の予定です。

⑥使用薬品の調査

3月から4月にかけて調査しました。使用薬品が排水口で問題があるかどうか（例えばカドミューム、PCB、水銀などの有毒な重金属などについて問題がないか）のチェックを行い一応問題なしと判断しましたが、素人判断なので、今後、含有成分や排水口での問題などを更に調査しなければなりません。

⑦地域の人の意見を聞く活動

担当部員が訪問して意見要望を聞いていますが、

○工場の臭いが不快である。

○煙突からの黒い煤はなくなったが、白い粉が飛んできたことがあった。

○チップの粉が飛んでくる。

○チップの風送音がうるさい。

○海の水はかなり良くなってきたようだが、排水の色をもっと改善してほしい。

などが出されています。これらについては、労使環境管理委員会で改善要請をしてきました。

○臭気対策は、年内に第一KPブロー臭気燃焼装置が完成予定。更に排液燃焼用の回収ボイラーの電気集塵機故障時に飛んだもの付属設備の増強を考える。

○煙突からの白い粉は、回収ボイラーの電気集塵機故障時に飛んだもので、故障時のパルプ操作を手動から電動に改善する。尚電気集塵機の強化も検討する。

○粉じんの多いコーカリチップ風送管にカイクロンの取付けなどを改善する。

○チップ風送音はサイレンサーを増強するなど改善する。

○排水の色については、昭和五〇年末までに、現在の五〇％以上減少するよう改善する。
など夫々改善するという回答が出されています。

⑧労使環境管理委員会
七二年十二月以降毎月開かれていますし、問題が出ればその都度もたれています。
工場側…工場長代理、環境管理室担当者、第一事務部長、勤労担当
組合側…支部長、副支部長、書記長、公害対策部長、教宣部長、居住対策部長、青婦対策部長
毎日の測定データを中心に協議し、労組側から問題提起し改善を要請しています。

⑨排水々質については、協定を完全に守らせることは勿論、できるだけ改善させるために、協定値より一〇％程度低い線で管理するように努力目標値の設定を申し入れ、工場側の回答を得ておりますが、これを労使協定とすべく作業を進めています。

右の二例は、公害防止活動が活発におこなわれている例であるにもせよ、けっして例外的であるとはいえない。類似の例は、合化、金属でもみられ、また、中立労連系では、森永乳業労組などの食品労連で目立った。公害対策活動は、しだいに、企業別組織の活動のなかに制度的に定着しはじめるにいたったといえよう。

3　同盟の公害に対する取り組み

運動方針

同盟の公害に対する取り組みは、七〇年以降、おもに労使協議制を中心とする企業内的なものであったが、七一年後半に、環境問題の悪化を背景として方針を再検討し、「環境保全政策」を力説するにいたったが、七三年には、さらに、国連人間環境会議における成果をふまえて、諸要求の明確化をはかった。七三年運動方針の「公害防止と環境保全対策の推進」は、①環境投資の飛躍的拡大による汚染の蓄積の排除、②排出総量規制等による環境基準の強化、③発生源の明確化、④産業配置と環境の調和など、対政府要求を力説している。

【「公害防止と環境保全対策の推進」（一九七三年運動方針、同盟、資料シリーズ二〇「環境対策の前進のために」、一二一―一三ページ）】

1　七二年六月に開催された国連人間環境会議は、「かけがえのない地球」をまもり、人類が生存しつづけるために緊急な人間環境宣言を採択した。また、世界の生態学者その他から、将来における爆発的人口の増加、資源枯渇、環境破壊の深刻化が警告され、大きな反省もなされた。国内においては、企業の無過失賠償責任と複合汚染における共同不法行為が追及されるに至った。このような内外の動向にかかわらず、わが国の公害と環境破壊の状況は、国土、人口、生活習慣も相まって、依然として深刻である。とくに光化学スモッグ、ゴミ公

害、林野や自然の破壊、ＰＣＢ等化学物質による汚染、海洋汚染などが全国的に拡がりつつある。

2　環境保全のための政府の施策は、環境庁の設置にもかかわらず、いまだに微温的かつ対医療法的であり、このための財政支出も僅少であって環境保全政策の強化は果されておらず、効果はほとんど見られない。われわれは環境保全政策の確立のため次の通り要求する。

(1)　環境保全のため、産業、企業の投資ならびに財政支出を飛躍的に増大させ、現在まで汚染の蓄積された環境を徹底的に改善するとともに、公害病患者等、被害者の救済を行なうこと。

(2)　環境基準を強化整備（排出総量規制等）し、また環境指標を設定すること。

(3)　環境破壊と発生源の関係の明確化およびその内容の公開と局地化、非公害型作業への傾斜、環境保全技術の研究開発とその助成、普及、法的規制の強化、課税、保全措置の助成、環境破壊の監視と住民参加（オンブスマンの設置、環境庁への代表参加）、環境保全教育とＰＲ等環境破壊物の発生を減少させるあらゆる方途を講じること。

(4)　産業配置と環境との調和をはかり、また、自然の造成を推進すること。

(5)　とくに当面の具体的課題として

イ、環境容量に対応する排出総量の規制

ロ、汚染者負担原則の徹底

ハ、無過失賠償責任法の適用内容の拡大

ニ、無公害エネルギーへの転換

ホ、開発と環境保全の調和および住民参加

ヘ、公害防止技術の開発と技術の再点検等の施策の実現を要求する。

3　われわれは、以上の政府への要求の実現に努力しつつ、労働組合の立場から

イ、自らの職場や居住地域から公害をなくすため、点検、調査を行ない、公害防止策を企業、産業、地方自治体、国などに提言しその実施を求めていく。

ロ、公害防止施策を労使協議によって明らかにし、その実施に協力する。

ハ、環境保全意識を高揚する教育活動を展開し、また、研究や対策など産別、地方の活動に寄与すべき体制の確立に努力する。

七三年の同盟系単産で、公害に対する取り組みが目立って活発化したのは全金同盟であり、ここでは、労働協約の一環として公害防止協定を設け、そのなかで公害防止組織の位置づけをおこない、防止対策を推進しようという方向が決められ、単産による公害防止協定基準案が定められた。この基準案は、やがて七三年四月二八日、チーゼル機器とその単組のあいだで、そしてまた、同年五月九日には理研ピストンリングとその単組のあいだで具体化された。七三年夏以降の一年間に、全金同盟傘下組合のあいだでは、この基準案にもとづく公害防止協定が波及し、それはまた、同盟傘下の他の単産の公害に対する取り組みに影響を与えた。

全繊同盟の公害対策指針

環境、公害の問題は、繊維産業にとっても深刻となった。化合繊は大量の化学物質を扱うことから公害発生の危険性をはらんでおり、洗毛、染色も水質汚濁に関係し、織機は騒音問題で住民の苦情の対象となる。また、熱エネルギーとして石炭や石油燃料を使用した場合の大気汚染もある。こうした事情から全繊同盟は、七〇年七月「公害対策方針」を決定して、点検活動とそれにもとづく労使協議制による対企業交渉をおこなってきたが、七四年二月の第二九回定期大会において、公害に対する取り組みをいっそう強化するため、①「わたくしたちは、環境、公害問題に対しては人間としての立場に立ち、一企業、一産業、一地域にとらわれない問題認識のもと幅広い運動をすすめる」、②「わたくしたちは、それぞれ所属する企業や産業から絶対に公害を出さない、出させない強い姿勢をとる」、③「わ

たくしたちは、公害と環境破壊をもたらした国の生産第一主義を鋭く批判し政策転換を強く要求する」、④「わたくしたちは、公害の責任を労働者に転換されることは絶対に反対する」の四つの基本姿勢を宣言し、広範な分野にわたる一連の活動方針を定めるにいたった。内容は、①政府、地方自治体に対する要求、②業界に対する要求、③企業に対する要求、④単組としての活動、⑤地域社会に対して、⑥市民との対応、の五つよりなるが、いずれも「生活環境を阻害する産業は存立し得ない」との立場から、「強い姿勢」のものとなっている。以上のうち「企業に対する要求」および「単組としての活動」の項は次のとおりである。

【企業に対する要求（第二九回定期大会報告、別冊、五六ページ）】

(1) 企業が公害防止に取り組む場合の基本原則について

① 産業公害の防止は、生産活動に優先する課題であるという認識に立って解決の方策を講ずること。

② 産業公害は未然防止を大前提として、このためにあらゆる手段方法を講ずること。

③ 産業公害が発生したときは、その理由の如何をとわず企業が全面的にその責を負うという立場を明確にすること。

(2) 企業の公害対策のチェック

① 企業は事業場諸施設の総点検を行い、公害発生源となるおそれのある箇所についてチェックし、この結果にもとづいて対策を一段と強化する。なお、とくに問題となる箇所については定期点検を確実に実施すること。

② 公害防止計画を確立し、防止計画がすでにある場合もこれを見直して絶対に公害を出さない方針を確立すること。

(3) 公害防止管理体制の確立

① 担当役員の設置　企業は経営の諸計画のなかに公害防止、環境保全計画を織り込むこと。したがって企業はトップに直結した公害防止担当役員を参画させること。

② 担当部署の設置　企業は、公害防止を担当する部署を全社的および事業所ごとに設置すること。

③ 研究開発　企業は公害防止、環境保全のための技術その他の研究開発につとめること。

④ 製品の安全確保　企業は製品の安全には万全をつくし、消費者に対しては、的確な情報を提供して製品の使用、保全にあたっての事故を未然に防ぐこと。

【単組としての活動（同上、六一七ページ）】

(1) 担当専門部の設置

公害、環境問題を担当する専門部（本部、支部）に設置し、公害、環境保全に関する情報の収集と整理、対策に関する企画、立案の活動に専任する。

(2) 単組として、つぎのとおり点検活動を行い、問題点を把握するとともに、問題点の改善を企業に要求する。

① 事業場諸施設の総点検を行い、公害発生源となるおそれのある箇所はないかチェックする。

② 企業が取り組んでいる公害対策の検討評価を行うこと。

ア、企業の公害に対する基本方針はどうか

イ、公害に対する管理体制と運営は適切か。

ウ、公害防止計画がある場合、計画内容は適切か。計画の実施状況と効果はどうか。

③ 組合員教育と宣伝活動

公害、環境問題についての正しい認識と組合のこれに対する取り組みなどについて、組合員に徹底するための、教育、宣伝活動を充実する。

④ 公害防止について労使協議制の確立（公害防止労使協定）

公害防止について労働者の意見を経営側に反映するために労使協議制を確立するとともに、公害について労使間であらかじめ基本的に確認しておくべきことについて労使協定をとり交わす。この基準案は全繊本部で作成する。

電労連公害問題シンポジュームとアピール

電労連は、七一年三月、「社会環境の保護について」と題する、公害問題についての労働組合の提言をまとめ、そのなかで、産業別および企業レベルの労使協議による公害対策の重要性を主張したが、伊達、福島、東海、多奈川、伊方、豊前と、相次ぐ電源立地裁判の発生にみるような住民の反公害闘争に当面し、労働組合としての方針の再検討を迫られていた。電労連公害問題シンポジュームは、七四年三月一八、一九の両日開催され、北海道から九州にいたる各電労単組の研究報告がおこなわれた。シンポジュームには、全民懇系の組合の集会に特徴的な、公害に関する技術的問題、経済的問題についての研究報告が目立ったが、いずれも公害対策の面で企業の社会的責任に関する対企業要求活動の強化を強調する点で共通した。

【電労連公害問題シンポジューム・アピール（昭和四九年三月一九日）（電労連、教宣シリーズNO・一〇、公害シンポジューム特集、六三ページ】

環境と成長を克服する真の土壌は出来つつあるのだろうか……。

この狭隘な国土の中で、緑の自然を回復する道は、環境対策強化による解決策こそが唯一の道であるとの自覚と認識である。

さらにナショナル・コンセンサス（国民合意）とパブリック・アクセプタンス（住民容認）を得ることは至難の道程である。

伊達、福島、東海、多奈川、伊方、豊前にみられる電源立地を裁判によって争われている、この現実は政治の貧困、各界の哲学の喪失と市民社会意識の欠如からして問題の進展が容易ではない。

さらに、電源立地難に直接取組んでいるのは我々第一線に従事する組合員である。組合員の地域住民との話合いは、血の滲むような過酷な忍耐の連続であり、経営首脳の比ではない。

公害基本法には、事業主・国・地方公共団体の責務に加えて住民の責務がうたわれているが、労働組合としての責務は法律上明記されていない。しかし、発生源労働組合としての当然の社会的責務、労働倫理として「企業に如何に公害防止を講じせしめるか」を第一義とせねばならず、この任務の遂行なくして内部告発や反対運動への回避は、自らの責務の放棄に通ずるものと確信する。

今こそ労組の社会的責務は理念より行動に転ずることが希求されているし、それが何であるかの模索、確認が早急に要求されているのである。

新しい環境技術の開発のテンポは、住民意識の変革のテンポより一層回転の速度を早めなければ今日の環境改善と電源立地を解決する糸口を塞ぐ結果となる。さらに、安全であるかないかの基準、考え方に対する科学的判断は、専門家の意見の二分することとなっており地域住民の混迷を益々拡大するという憂えるべき傾向にある。

有限な資源の中での豊かさの追求はエネルギー危機を回避する道でもある。脱石油への転進の道は原子力・水力・地熱・太陽熱などの開発であるが、水力・地熱エネルギーは開発に限界があり、太陽エネルギーは来世紀のエネルギーである。

「石油より原子力へ」原子力発電時代を迎えることについては、全ての国民の理解を得られると確信する。が、しかし原子力の安全環境問題（安全性、低放射能放出、廃棄物処理、温排水）の解決なくしては容認されえない現状を重大視し促進せねばならない。

環境問題が電気事業の一部分視することなく、電気事業即環境対策事業として今日位置づけられていることを、各級機関、役員が意識の転換を計り、電労連一四万組合員の行動への決意を新たにし、併せて環境問題を命題とする他産業労組との連帯のもとに新展開することもこの公害シンポジュームにおいて確認する。

4　全国公害連の取り組みの総括と方針

全国公害連第六回大会　全国公害連は六八年五月、渡良瀬川流域の公害反対闘争百年の歴史をもつ住民闘争の高揚につづいた一連の公害問題の続発――安中、富山の鉱毒事件、新潟、熊本の水俣病、四日市の産業公害、森永ミルク、カネミ油症、サリドマイド、スモンなどの有害食品、薬品公害など――を背景として組織され、全国各地の被災者の局地的なたたかいをつなぎ、「線から面へ」と広げていく活動を組織してきた。全国公害連の活動は、なかでも、公害裁判の支援活動に力点をおいたが、四大公害裁判の勝利によって、いちおうの転機を迎えた。七四年の六月一日、二日と名古屋でおこなわれた第六回全国公害連大会は、過去七年間の取り組みの総括をおこなったが、そこでは、住民運動の前進に即応して、企業、自治体、政府に対する「環境権を守る闘い」の必要性が強調された。

【公害連のとりくみの総括（抜粋、第六回全国公害連総会、一九七四年六月一日～二日）】

○水俣等四大公害闘争を勝利して

この七年間にわたる公害連のとりくみの総括をしてみますと、まず私たちの闘いはすべての公害発生源を明らかにし、公害発生を止めさせ、これまでこうむった被害の責任を認めさせ、損失を補償させる闘いにはじまりました。

またこの闘いは加害企業の行為を知りながらこれを黙認し、放置をしてきた政府、自治体の責任を追求する闘いでもありました。

中でも富山イタイ・イタイ病公害闘争にはじまった四大公害訴訟に対する援助と支援の活動を全面的につよめて来ました。これらの訴訟の勝利は全国各地の無数の闘いをはげまし発展させる力になったところです。またこれらの闘いは公害の事後対策から事前防止へと発展し、公害の差止請求権、環境権の確立、大阪空港や新幹線騒音訴訟に引き継がれています。

地域に君臨し、政治、経済面で支配してきた強大な資本に一定の反省と償いを迫り、政府も形式的にせよ環境庁の設置、関係法令の制定、改正予算の拡大、地方自治体にしても条例の制定、公害担当部局の設置などを行わざるを得なくなりました。

更に公害闘争を通じて全勤労国民に日常の生活における環境の意義を問いなおし、全国各地の住民運動の組織化を急速に展開させる原動力となったことや、労働運動に及ぼした「今日の社会情勢下における労働者・労働組合のあるべき社会的責任とは何か」と云う命題など、多くの問題点を具体的に提起したことです。

○環境権を守る闘いの前進

いわゆる五大公害訴訟は、大阪国際空港騒音訴訟を除き結論をえましたが、これらの確定した判決内容は人間の生命、健康、権利は何ものにも優先して守られるべきものとして、加害企業はもとより、他の企業、政府のとるべき措置、責任と義務について明確に判断した点で画期的なものでありました。

これらの判決結果は、公害被害者権利主張の根拠と公害訴訟把握の道を拡大強化した点で大変な意義があったことは云うまでもありません。

更に最近にいたる各地の日照権、環境問題訴訟に関する裁判所の動向、判決を見るとき、一定の限界はあるにしても、公害訴訟の面では新しい情勢に若干でも対応させるまで迫ったことを私達は認識し、更に確信をもって公害訴訟の発展に一層つとめる必要があります。

他方、法廷闘争の限界についても私たちは認識しなければなりません。
更に何よりも裁判で加害企業と断定され、補償を命ぜられた企業が同じ場所で公害を発生させているだけでなしに、他の進出企業地域で現に公害の加害者となっている事実です。
公害裁判は大企業と自民党政治の犯罪行為を社会的に糾弾し、責任を追及する点で公害補償、公害防止の闘いとして重要な役割をもっています が同時に労働者、国民の運動の強化、全国的な公害闘争の拡大による政府、大企業の政策転換、具体的防止規制、措置を勝ちとることが決定的であることが明らかになりました。
○反省なき政府、自治体、企業の動向
私達公害被害者、勤労国民の公害に対する追及が高まる中で政府は四十五年国会における公害関連十四法案、そして以後悪臭防止法、自然保護法、など多くの法律の制定をしました。
地方自治体も政府にならい条例の制定をしていますが、これだけ法律や条例がつくられPPMを規制しても、現実には公害問題は解決されず日毎に拡大し、被害者が増大し、救済の道が政府や革新自治体をのぞく多くの地方自治体、加害企業によってなされていない事実を見れば、現行の法律や条例の不十分不徹底さは明らかです。
また、かねてから私達の要求であった公害行政の一元化ということで、政府は四十六年に環境庁を発足させました。公害被害を含めた一定の層が環境庁そのものへの、一定の期待を寄せたし、寄せていることもまた事実であります。
しかし、水俣病被害者対策なり、原発設置問題、苫小牧開発、瀬戸内海汚染対策などのさしせまった具体的施策、課題に対する環境庁の態度を見るとき、独占の番頭である自民党政府の限界の中での環境行政と云うものを見抜く必要があります。
従って私たち勤労国民の側にも存在しがちな環境庁だけはと云うような考えは、安易な幻想であって克服しなければならない課題だと云わざるを得ません。
世界の海洋を汚染する日本企業、公害の輸出メーカー日本、公害ダンピングなどの悪名を決めつけられながらも、日本の資本家はその姿勢を基本的に変更するどころか、逆に一方で公害を増大し、勤労国民を被害者にし、それを実験台にして公害防止機器の開発、公害防止産業の育成、強化、海外輸出を図り、「不況知らずの公害防止産業」、「エコノミックアニマル」の名をはせる事態を招来しています。
公害防止の住民要求に対しては、裏付けのない企業努力や公害防止費の投下資本額の上昇を示してこれをかわしたり、許容基準以下を開きなおるのが彼らの実態です。
特にいま大きな世論となって一般化しつつある公害防止費用の原因者負担、巨大な産業廃棄場、PCBやプラスティックなどの回収義務などについても応ずるような体制は全く見受けられません。
昨年夏以降のいわゆる「石油危機、モノ不足」の総需要抑制策から、公害行政が後退したり、企業の価格転嫁策などみられます。また、連続多発した石油コンビナートの爆発事故などは、あらためて住民と同居している企業災害の恐ろしさを国民に教えました。災害を契機に化学企業の撤去、火力や原子力などの発電施設に反対する住民に対し「経済の停滞は生活の切り下げに通ずる。家庭電気の制限も止むを得ない」と開きなおるなどの状況は、あれだけ公害訴訟で追及されながらもなおかつ自らをかえり見ない企業の本質と公害問題の根の深さを感じざるを得ません。
こうした私達の不安と怒りにもかかわらず田中自民党政府と資本は一体となっていま新全総およびそれを一層エスカレートした日本列島改造計画にのっとり、重化学工業中心の拠点開発、そして いわゆる最近の原油高を理由としたエネルギー危機をタテに、原子力発電所の設置を全国的におし進めた今国会にも電源開発……法案の強行を企図しています。
ここではさきの田島原子力委員の辞退問題に象徴されるように、国民の安全、環境保持を第二義的にした原子力開発、営業がまかりとおっているのです。

第六回公害連総会の諸要求

右に述べた総括のうえにたって、全国公害連は、「闘いの方向と課題」、

「要求と課題」、および「具体的な行動の目標」を決めた。これらのうち「闘いの方向と課題」では、①あらゆる公害発生企業の職場や地域で市民、労働者、革新政党などの関係機関が一体となった公害の絶滅のための具体的な行動を組織します。②公害連に結集する労働者・労働組合は職場や地域における二重の公害被害者として職場の労働衛生、安全点検や災害補償、職業病対策を徹底する闘いを組織し、職場から公害を発生させないよう公害の未然防止、除去につとめます。③各県段階で革新政党、労働団体、民主団体に連絡組織をつくり、住民運動組織や各公害反対闘争組織と連携して公害闘争を真に大衆的なものにしていくとともに、これを全県的、全国的な行動に発展させます。④公害闘争の中で特に被害者の救援や訴訟活動に重点を置いて取組みます。⑤政府に対し、国民生活優先の公害対策基本法の抜本改正から、特に今年度は紛争処理法の改正、公害健康被害補償法と公害の無過失賠償責任制度の拡充強化に取組みます。⑥自治体の公害行政の実態を追及しながら公害に対する姿勢、住民参加の審議会の開設と公開の原則、苦情、陳情処理の適正化を図らせ、条例や機構、予算の確立につとめます、というものであり、第三回、第四回の全国公害被害者大会における運動方針と比較すれば、はるかに対決的な姿勢が打ち出されてきている。なお、「当面する要求と課題」ならびに「具体的な行動の目標」は、それぞれ次のごとくである。

【当面する要求と課題（前出「公害連」のとりくみの総括、一四～一六ページ）】

イ、企業、政府、自治体に対する私達の基本的な要求

(1) 企業に対する要求

① 企業は、生産行為の中で、人間及び生活環境を破壊する如何なる公害をも発生させないよう具体的な措置をすること。

② 公害を発生させ、人間環境を汚染、破壊した企業に対しては過失、無過失を問わず被害者の要求に応じ補償を完全に行うこと。

③ 企業は、公害発生の疑いや事実について、地域住民の企業内立入り、生産中止団体交渉などの要求があった場合はこれに応ずること。

(2) 自治体に対する要求

① 地方自治体は、住民の生命第一という立場で、公害対策を確立すること。

② 国の法規や対策にこだわることなく、公害行政に対する住民の要求、参画の権限を認め、これを制度的（たとえば公害防止条例など）に保障する措置を講ずること。

③ 企業の新設、増設等の認可にあたっては、地域住民生活、生命を第一義的に考え、住民の意見をとりいれ、公害発生企業はこれを拒否すること。

④ 公害発生企業に対し、自治体関係者、被害住民の立入り権限を認めさせ、併せて企業、自治体の公害防止、監視装置等の公開化を図ること。

⑤ あらゆる公害発生企業に対し生産中止を求める権限を確立するために政府に要求せよ。

(3) 国に対する要求

① 人命第一、生活優先、企業責任の明確化、汚染物質の総排出量規制、無過失賠償責任制確立、公害行政権限の自治体への大幅移譲、公選制の公害委員会の設置などという立場で、公害対策基本法をはじめとする大気汚染防止法、水質汚濁防止法、道交法、鉱業関係法、公害健康被害補償法等の公害関連法規の抜本改正と公害行政の具体的な一元化をすること。

② 公害防止に関する地方自治体の独自の権限を認め、これを保障し、干渉しないこと。

③ 大資本中心の経済成長重点政策を止め、思いきった人間環境改善のための社会資本の投下を行なうこと。

④ 政府の責任によって、公害発生企業に対する被害者代表、地方自治体

関係者の立ち入りを保障するとともに、過失、無過失を問わず即時生産行為の中止、及び原因が明らかにされ、今後の安全が保障されるまで再開を認めないこと。

⑤ 政府の責任によって、公害被災者の医療の開発、研究と、被災者の要求に応じた医療措置、生活保障を行なうこと。

⑥ 公害行政の立案・実施に関しては公害被害者代表、労働者、民主団体代表を参画させること。

⑦ 無公害生産技術の研究、開発をすすめること。

⑧ 環境保全のための総合的、民主的な科学技術の研究体制をつくること。

「具体的な行動の目標」としては、開発反対闘争とからんだ現地調査、運動の交流、騒音訴訟闘争の強化、食品、薬品闘争への取り組み、公害発生地域の追跡調査、学者、専門家との協力関係の取り組みがあげられており、企業、自治体、国に対する諸要求はこうした具体的な課題を通じて追求されることになる。しかし、こうした課題の追求には、全国公害連の中央、地方を通じての組織体制の強化が必至となるわけであり、このため大会では、「中央地方での連絡センターの確立」を決議しており、これによって、①各県内における点検、調査行動、②公害の教育、宣伝活動、③全国連絡会議の事務局の強化をはかることになった。

【具体的な行動の目標（前出、公害連のとりくみの総括、一七～一九ページ）】

イ、現地調査、運動の交流　苫小牧、むつ小川原、鹿島、三河、周防灘、志布志、沖縄などを中心に進められている開発とその構想は、言わば田中内閣のもとでの新たな超高度成長政策の具体化であり、もしこれが実現するならば日本公害列島は更にその深刻な度合いを重ね、極限的状況に立ち入ることは明らかです。公害連は、想定されるこれらの状況を阻止する道は勤労国民全体の監視と要求行動、なかんずく開発地域住民の力を中心にした共闘体制の確立にあると考えて参ります。

ロ、騒音訴訟闘争の強化　ところが工場騒音は別にして、他は加害者が行政側にあることから政府は一かんして、「事業の公共性」と云う論理を持ち出し、「国民は受忍しなければならない」としてもっぱら耐えしのぶことを強制してきたのでありますが、大阪空港騒音の被害住民が訴訟で争った事件は、第一審で「現状追認」と云う、今日の情勢に対応し得ない国民の生存軽視の判決がくだされ裁判は大阪高裁に持ち込まれました。また名古屋市の新幹線騒音下の住民が、生命と健康を奪われていることに怒り、新幹線騒音訴訟を提起しました。この二大騒音訴訟は大資本に奉仕をしている運輸行政の根幹をつくるものであるだけに、私たちは是が非でも勝たなければなりません。そのために、全国各地で騒音による生活環境破壊の事実を社会的に明らかにし、訴訟を伴なう加害者責任を追及する行為によって、大阪、名古屋の騒音訴訟を包囲することが必要です。

公害連は中央においての行政、資本の政策、施策を要求するとともに訴訟勝利のための調査、激励の行動にとりくみます。

ハ、食品、薬品公害闘争へのとりくみ　森永ミルク中毒、カネミ油症、スモン、サリドマイドなどに代表される有害食品、薬害へのとりくみは、他の公害問題に比して充分ではありませんでした。先に述べたようにサリドマイドについては情勢が流動していますが、カネミ油症は今秋に訴訟が結審、来春には判決という事態が予想されています。原告の被災者は勝訴間違いないとしながらも、最近、加害者側のカネミ資本、厚生省などが「カネミ患者を難病扱い」と云うようなゴマカシを封じ、加害者としての責任を明確にさせるためにも、全国の公害被害者、勤労国民の格段の立ち上りが必要です。公害連は、現地組織との連携によって、今秋の訴訟結審時か、来春の判決時には、全国の関係者に呼びかけ、連帯の行動を組織し、食品公害、薬品害の絶滅を展望したカネミ油症闘争を勝利させ、食品行政、食品企業の基本的責任と云うものを明らかにさせたいと考えています

す。

ニ、公害発生地域の追跡調査　富山イタイイタイ病、新潟、熊本の水俣病、四日市公害などのようにすでに公害訴訟で勝利した地域で、なお未だに公害問題が続発し、後を絶っていないことを私たちは重視しなければなりません。そのためにも、あの訴訟勝利直後の企業の姿勢と現実の公害発生と云う事実を、新たな立場から全国民に知らせることが必要です。また、特定の地域住民との間にのみ一定の条件で和解したり、特定組織（たとえば漁協など）との間に権益買収をしたことによって、海域、地域、河川流域などの汚染、破壊についての一般からの苦情、抗議は受けつけないと云う企業が増大しています。私たちは、すべての国民が最も良好生活環境を保全し、享受し得る権利、正を求める権利のあることを確認した富山、新潟、熊本、四日市などを中心に追跡調査をとりくみます。

ホ、学者、専門家との協力関係の確立　公害闘争の前進のためには多方面にわたるすぐれた学者、医師、法律家などの専門家の助力がどうしても必要です。公害連はこれまでもこうした学者、専門家の協力を得てきましたが、政府、資本の側の最近の姿勢と対決するためにも、こうした人達の結集の輪を更に広め、公害連の調査行動時はもちろん地域組織の要請にも可能な限り応じ得る体制を確立したいものと考えています。

VIII 社会保障闘争

概要□国民春闘と社会保障闘争――四大要求と国民春闘方針／低所得者・身障者の社会福祉予算獲得中央集会と総評臨時大会／国民的諸要求のたたかいの経過／国民生活防衛に関する緊急要求と政府回答／年金スライド要求のたたかいとその結果／社会保険の保険料労使負担割合改善闘争／その他の社会保障闘争――医療費引上げと差額ベッド規制／労働安全、職業病防止のたたかい／失業保険法改悪雇用保険法反対のたたかい／社保研究会の低所得者の実態調査と訴え／退職者の会・老人団体のとりくみ／社会保障闘争の拡大と発展

概要

一、七三年後半から七四年前半にかけての社会保障闘争の中心は、いわゆる石油ショック、暮れから年初めにかけての「狂乱物価」、悪性インフレ、高物価政策の進行するなかでのとりくみとその展開であった。それを顕在化したのが、いわゆる七四年国民春闘とそのなかでとりくまれた「社会的弱者救済」のたたかいであった。七四年国民春闘は、わが国の労働運動、いのちと暮しを守るこれまでのたたかいに大きな転機と前進をあたえるものであったが、インフレと高物価に反対し、大幅賃上げ、最低賃金制の確立、スト権奪還のたたかいとともに、被生活保護世帯、失対労働者、年金受給者、身体障害者など、インフレで直撃される社会的弱者の救済という社会保障の主要な分野における防衛と改善のたたかいを指向し、一定の譲歩をかちとった。また、社会保険の保険料労使負担割合の改善闘争もさらに前進をみた。

一、七三年九月の国会で、厚生年金、国民年金などの公的年金が当初の政府案を若干修正改善して成立したが、年金をめぐる闘争は、インフレ・高物価のなかで、さらに強められた。

一、長期にわたって重要法案の一つにされてきた健康保険赤字対策法案が、国会会期の〝どたん場〟で修正成立し、一〇月実施された。社会保険診療報酬の改定は、中医協の紛争をへて答申され、七

四年二月から実施された。しかしさらに再引上げの動きがつづいた。

一、失業保険法の大幅な改正、雇用保険法案への移行が国会に上程され、廃案となったが、こうした新しい合理化にたいするとりくみや、社会保障研究会の低所得者生活実態調査、退職者の会の運動等があった。

1　国民春闘と社会保障闘争

1　概　況

七三年は、福祉元年、年金時代、「五万円年金」などまさに年金改善幕明けのような感を呈し、公的年金の改革が大きな社会的政治問題になった。総評・春闘共闘委員会が七三春闘の生活闘争の核に年金闘争をすえ、四・一七統一ストなどを頂点として、生活にかかわる制度改善のたたかいにとりくみ、政府からかなりの譲歩政策の確約をとりつける一方、四野党の年金改革の共同法案が提出されたことは本年鑑四四集でのべたとおりである（三六八、五九七ページ）。

こうして七三年九月、厚生年金、国民年金などの法改正が成立しはじめてスライド制が導入されて、実施をみた。さらにこの月、懸案の健康保険改正法案が成立し、一〇月より実施となった。その内容は赤字対策（政管健保の保険料の一〇〇分の七〇を七二に値上げし、標準報酬の最低、最高をそれぞれ二万円、二〇万円とした）とともに、家族の法定療養給付率を五割から七割に引き上げ、家族の高額療養費の創設（自己負担額が月三万円をこえた場合その分を償還）などの若干の改善をふくむものであった。

ところが、七三年一〇月以降石油ショックを契機に大資本・商社による買い占め、売り惜しみ、便乗値上げに起因するいわゆる「狂乱物価」情勢が出現し、その被害がとくに低所得層、年金対象者に集中するに及んで、総評、春闘共闘委は春闘を国民春闘としてたたかうこととし、社会的弱者救済、社会保障闘争が大きくたたかいの前面にだされることとなった。このたたかいは、七四年二月四日の「生活困窮者、年金生活者、障害者などの中央集会」、ついで二月五日の第四七回総評臨時大会での連帯で事実上火ぶたを切り、春闘共闘委の第一次、第二次、第三次の統一ストのなかで政府を交渉の場に引き出し、はげしい社会的政治問題になっていった。その後五月まで各種集会、要求行動がとりくまれ、参院選挙戦にひきつがれていった。

2　七四年春闘における社会保障闘争

四大要求と国民春闘方針

春闘共闘委員会が、七四年春闘方針をきめたのが、七三年一〇月二一日の第

一回共闘委員会であった。このときインフレから生活を守る七四年国民春闘が発足した。この方針は異常なインフレの進行を指摘し、このインフレの打撃を第一に賃上げでとりかえさなければならないとすると同時に、これだけでは生活は防衛できないとし、生活要求、生活闘争の全分野にわたり、とくに減税、公的年金の賦課方式と賃金スライド制の確立、失対賃金、生活保護、児童手当などにも賃金スライド制をかちとることを強調していた。

そして七四年春闘統一要求の重点課題として、①インフレをのりこえる大幅な賃上げ獲得と全国全産業一律の最低賃金制の確立、②一日七時間、週三五時間をめざす労働時間短縮と週休二日制獲得、週四〇時間週休二日制を中心とする基準法改正と一切の合理化・労働強化・失業反対・定年延長、③スト権奪還、労働基本権確立、組合活動の自由確保、④賃金スライド制の確立を重点にすべての年金の大幅な改善、医療制度・労災保険の抜本改善を中心とする社会保障の充実、物価値上げ反対、減税、公害追放、低家賃住宅大量建設を掲げた。

また、春闘宣言では「類例のないインフレ、消費者物価の高騰、大企業大商社の高利潤をつき、七三年春闘の一万五〇〇〇円の賃上げは焼石に水となり、中小企業、未組織労働者、生活保護、年金生活者は最低限の生活すらできない……」と訴えていた。しかし、まだこの段階では社会的弱者救済のたたかいは、日程にのぼっていなかった。

低所得者・身障者の社会福祉予算獲得中央集会と総評臨時大会

七四年一月一一日総評社会保障対策部長会議と社保協運営委員会の合同会議が開かれ、ここで二月四日に「生活困窮者、年金生活者、障害者(児)、難病患者などの生活防衛、社会福祉予算獲得中央集会」開催が決定され、一月二八日、この集会のための実行委員会を開いて基本要求を確認した。こうして二月四日、総評、中央社保協の呼びかけで東京全電通会館で史上初ともいうべき生活保護者、失対労働者、年金生活者、身障者、難病団体代表約五〇〇名による決起集会が開かれた。

議長団に全国退職者の会、全国難病団体連絡協議会、都職労の代表が選ばれ、市川総評議長が提唱団体を代表して挨拶した。社共公三党代表の挨拶のあと、実態報告、経験交流、議事にはいったが、発言者は多彩であった。発言した団体名を列挙すれば、全国患者団体連絡協議会、全国難病団体連絡協議会、日本社会福祉施設労働組合、全日本視力障害者協議会、東京都ろうあ者協会、羊の声(重度障害者の会)、青い芝の会(脳性マヒ者の会)、ともしび会(重度障害者の会)、全国障害者研究会、東京スモンの会、神奈川スモンの会、森永ミルク中毒の子供を守る会、全国生活と健康を守る会、東京都老後保障推進協議会、全国退職者の会連絡会、総評被爆者協議会連絡会議、都立石神井学園(養護施設)、障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会(以上発言順)であった。

この中央集会は、次のような基本要求を決めた。

【生活困窮者、年金生活者、障害者(児)、難病患者などの生活防衛、社会福祉予算獲得中央集会の基本要求】

私たちの生活はどたん場にきています。私たちは長いあいだ、貧弱な社会保障制度、低い年金や保護基準、手当金で非人間的な生活を強いられてきました。とうぜんのことながら私たちも人間として生きる権利をもっています。はげしいインフレの高波は、ただでさえ低く、苦痛の多い私たちの生

活を圧迫しています。すべての社会保障的給付は、いかなる事態のもとでも価値を失わず、生活保障に足る十分なものでなければならないと考えます。私たちはいますぐ、貴職が責任をもってつぎの措置をとるよう要請します。

記

一、すべての社会的給付をとりあえず緊急スライドで増額すること（詳しい項目略）。

二、生活保護者、日雇労働者、年金受給者、すべての障害者(児)、すべての難病患者、原爆被災者など関係全世帯に一律三万円以上のインフレ福祉手当を二月中に支給すること。

三、すべての難病、障害者（児）医療をただちに無料とすること、あわせて障害者（児）には差別なく（等級、年齢、所得）生活できる年金を支給すること。

四、被爆者援護法をただちに制定せよ。

五、社会福祉施設および関係全世帯への生活物資が優先的に確保されるよう国として具体的措置をとること。

六、社会福祉施設の多くは、今日のインフレ下で物資の確保、運営等にさまざまな困難をきたしている。この運営難を救済するため、当面対象施設への特別補助等を支出すること。

七、社会福祉予算の大幅増額を今国会ではかること。

昭和四九年二月四日　生活困窮者、年金生活者、障害者(児)、難病患者などの生活防衛、社会福祉予算獲得実行委員会

そのほかに次善の要求が三項目と五つの小項目あり、各団体のきめの細かい具体的な諸要求が三百五十余もだされていた。

そしてこの集会は、市川春闘共闘議長の挨拶を集会アッピールに採択するとともに、かなり長文の「私たちの決意」を採択した。そのなかに「私たちの生活はいまや全般的な崩かい寸前の状態に直面していること、低い福祉水準のうえに政府は分裂政策をもってのぞみ、この集会に参加した各層グループもまだ統一した組織をもたず、幅広く統一していきたい。そして怒りの集会にしたい」として五月「国民諸要求のたたかいの資料集」とした（この中央集会の議事録は、春闘共闘委員会と中央社保協により七四年

この中央集会に参加した老人、車椅子に乗った身障者代表が、翌日から開かれた総評臨時大会の席上、連帯のたたかいの切々たる訴えをおこない、七四年国民春闘が「社会的弱者救済」をふくんでたたかわれることを示した。

二月一三日には、二月四日集会の総括と今後の方針を話しあう集会が総評本部で開かれた。さきに発言した団体代表のほとんどのほかに、食品労連、自治労、私鉄総連、全日自労その他の労働組合も参加した。このときすでに障害者団体は二・四集会をうけて、反インフレの独自集会を二月一〇日におこなっていた。集会の成功をほぼ確認し、今後も継続して進めていくことが総評本部から提案された。具体的には二月下旬の坐りこみ行動、野党議員との懇談会をひらくなどであった。そして①各団体の自主性を尊重してやっていく、②春闘共闘委、社保協が協力支援し保障していく、③労働組合としては障害者の雇用促進（対経営者）要求、難病になったときの結核なみの休業補償の労働協約化、④障害者・難病患者の実態・追跡調査などの事項についてとりくんでいくことなどが確認された。

総評は二月五、六日の第四七回臨時大会で「七四春闘が真に国民春闘となるためには、大幅賃上げだけでなく、国民福祉の充実（年金、最賃制、社会保障、社会福祉など）をも自らの課題にすることが絶対に必要であり、さらに野党各党と一緒になって物価政策としての企業行動の追及からそのあり方の変革、そしてそのための自民党内

閣の打倒、参議院選挙の勝利という大きな政治的流れの中に春闘をしっかり位置づけていかなければならない」と意思統一し、春闘共闘委員会もインフレの被害をもっともうける社会的弱者の切実な要求を自らのたたかいとして、連帯してその先頭にたち、政府と独占資本に対するたたかいの手をゆるめない方針を確認した（第四七回総評臨時大会については本年鑑第二部Ⅱ・1・2参照）。春闘共闘委が二月二一日の田中首相との会談いらい、対政府交渉をおこなった回数は七〇回、このうち各大臣との交渉は約二〇回に達した。また、「インフレ阻止、物価値上げ反対、生活危機突破国民連絡会議」（「インフレ阻止国民共闘」）は、三月三日、三月三一日の二回にわたって中央で国民大集会を組織したほか、中央社保協や各団体も数多くの大衆行動、対政府交渉をおこなった。

国民的諸要求のたたかいの経過

このようにして、社会的弱者救済と連帯の七四年国民春闘は、かつてない盛り上がりをみせて二月、三月、四月と高まっていった。その闘争経過は春闘共闘委員会、中央社保協のまとめ（「国民諸要求のたたかいの資料」）によると次のとおりである。

【国民的諸要求のたたかいの闘争日誌】

一月一一日―総評社保部長会議、社保協運営委員会で方針協議

一月二八日―二・四集会実行委員会、基本要求確認と集会について協議

二月四日―「生活困窮者、年金生活者、障害者(児)、難病患者などの生活防衛、社会福祉予算獲得中央集会」全電通会館で五〇〇名結集、厚生省事務次官交渉

二月五～六日―総評臨時大会、低所得者闘争を総評としてたたかうことを決定。生活保護者、障害者、難病団体、年金受給者の連帯のあいさつ

二月一三日―二・四集会の反省会（総評会館）

二月一六日―市川議長、各野党国対委員長へ協力要請

二月二六日―「特別一時金」支給の閣議決定

二月二七日―当事者と四野党との懇談会（衆議院議員会館）

三月一日―春闘共闘委第一波統一ストに一八単産二二七万人参加

三月六日―春闘共闘委が共、公、民書記長に協力要請

三月八日―三・二三障害者集会のための実行委員会（新宿・福祉会館）

三月九日―春闘共闘委と厚生大臣交渉

三月一四日―春闘共闘委、年金局長、社会局長交渉

三月一五日―障害者、厚生省政務次官交渉。三・二三集会実行委員会

三月二三日―「福祉の改革と拡充を要求する障害者統一集会」（厚生省）二〇〇名参加、厚生省～国労会館までデモ。障害者、厚生省交渉

三月二六日―春闘共闘委第二波統一ストライキ六五単産、二四六万人参加

三月二九日―被爆者援護法四野党共同提出

四月一日―大木事務局長、参院予算委公聴会で「低所得者代理交渉三年継続」を表明

四月三日―春闘共闘委と当事者との懇談会、ゼネストにたいする基本方針の説明、大詰の段階における次善の統一要求を確認。総評、被爆連、厚生省交渉

四月六日―当事者が厚生大臣、労働大臣交渉。年金スライド制などについての四野党共同案国会に提出

四月八日―春闘共闘委が社会党に国会闘争の協力要請

四月九日―春闘共闘委と厚生大臣交渉

四月一一～一三日―第三波ゼネスト（一一日九九単産五四五万人、一二日五五単産三五〇万人、一三日四五単産三六五万人）

四月一一日―年金など繰上げ実施を衆院社労委で決定

四月一二日―春闘共闘委と厚生省交渉。障害者、難病患者の福祉政策の推進についての了解事項をとりかわす

四月二二日―春闘共闘委は当事者に交渉報告会

四月二三日―生活保護、失対賃金改正をもとめる集会（久保講堂一〇〇〇名参加）

五月一六日—全国退職者の会連絡会議、共済年金繰上げ実施要求行動（国会、二〇〇人参加）

国民生活防衛に関する緊急要求と政府回答

国民春闘のなかの諸要求のなかで総理大臣に対する国民生活防衛に関する緊急要求のうち「福祉の改善とミニマム（最低限）の保障」についての要求は次のとおりであった。

(1) 七四年度予算案で生活保護基準、失対賃金、難病生活者、身体障害者、母子世帯の消費水準が狂乱物価以前の水準を少なくとも維持するために、スライドによる改正をおこない、今後においてもスライド制を導入して対処すること、スライドの基準は、当面、年一回は賃金スライドとし、短期内には三～四ヵ月ごとに物価スライドとすること。

(2) 学校、公立病院、保育所、幼稚園、老人ホーム、養護施設、乳児院、リハビリテーションなど教育、医療、福祉の諸施設における必要資材、食事、暖房など運営の実質的水準の低下を防ぎ、少なくとも狂乱物価以前の水準を維持すること。そのため、スライドによる改正をおこない、今後においてもスライド制を導入して対処すること。その基準は(1)に同じ。

(3) 社会保障による救済が必要なすべての対象者にインフレ手当として一律三万円以上の「インフレ福祉手当」をいますぐ支給すること。

(4) インフレ下でもっとも苦しい生活なしている人びとへの対策を拡充・改善し、具体的課題の解決のため、生活保護者、失対労働者、難病生活者、原爆被災者、公害被害者、老人・母子世帯の代表と福祉従事者などの代表をふくめた定期的な協議を重ねること。

(5) 昨年の年金関係の法改正の内容を実質保障するため、緊急に金額調整をおこなうこと。また、①インフレ下では収奪制度になっている積立方式を賦課方式に改めること、②支給額を賃金スライド方式にすること、③最低年金制を制度化すること。

(6) 資源とエネルギーを最大に浪費する四次防を直ちにとりやめて、その分を福祉の緊急費用にまわすこと。

そのほか、厚生大臣に対する緊急要求として全野党、労働組合、当該代表者の参加による「スライド特別委員会」の設置や、年度内に実現すべき事項として、①年金権の確立、②労働者年金額を退職時の賃金の六〇%の保障、③年金スライド制、④財政方式を賦課方式への移行、運営の民主化、⑤国庫負担を財源の三〇%とし、労使の社会保険料負担割合を三対七にする、⑥国民年金の年金額は、老齢福祉年金、老齢特別給付金をふくめ、一人月三万円とすること、⑦厚生年金、健康保険（とくに政管健保）の社会保険保険料負担割合を労働者三、使用者と国で七と変更するように法改正をすること、⑧社会保険の保険料の引上げ、標準報酬の上限の引上げは、インフレ下大きな負担増になるので法改正までの暫定措置として現行法内の行政指導で当面三対七の負担割合に措置すること、などであった。

また、中央社保協は、次の五つの要求を政府に出した。①すべての生活保護受給者、年金生活者、障害者(児)、難病患者と家族に一人三万円の「生活扶助手当」をだすこと、②生活保護基準を緊急に是正し、さしあたり一人月二〇〇〇円の緊急手当をだすこと、③すべての障害者(児)、難病患者、長期患者と家族の生活を保障する「障

第117表　政府の生活安定に資するための緊急特別措置

（1974.2.26　閣議決定）

（厚生省関係）

区　　分	一人あたり支給額	支給対象者	支　給　総　額
1. 生活保護被保護者にたいする特別一時金	1級地　2,000円 2　〃　1,800円 3　〃　1,600円 4　〃　1,400円	114万人	15億4,000万円
2. 社会福祉施設入所者の処遇改善のための特別一時金（施設に一括支給）	特別養護ホーム　2,000円 重度心障児(者)施設　2,000円 一般収容施設　1,500円 通所施設　1,000円 保育所　500円	3万人 6万人 12万人 1万人 135万人	7億9,000万円
3. 老齢福祉年金受給者にたいする給付金	2,500円	359万人	89億7,500万円
4. 障害福祉年金受給者（ねたきり老人を含む）にたいする給付金	2,500円	34万人	8億5,000万円
5. 母子准母子福祉年金受給者にたいする給付金	2,500円	1万人	2,500万円
6. 児童扶養手当受給者にたいする給付金	2,500円	16万人	4億円
7. 特別児童扶養手当金受給者にたいする給付金	2,500円	4万人	1億円
		689万人	130億5,000万円

（労働省関係）

失対事業就労者にたいする特別一時金	1,514円×3日分＝4,544円 （就労日数3日間の増加）	12.8万人	3億7,000万円
合　　計		701.8万人	134億2,000万円

害手当」を支給すること、④老人、母子、障害者（児）など社会福祉施設の人びとに一カ月二〇〇〇円相当の「緊急補助」をおこない、必要な生活必需物資について国および地方自治体の責任で優先支給すること。

このように七四年国民春闘は、これまでの労働の組合大幅賃上げ、その他の労働条件の改善要求のたたかいと結合させ、文字どおりインフレで直撃される社会的弱者の数多い要求を集約して、政府に回答をせまったのである。

それに対し、政府は三月一日の第一波統一ストライキを前にした二月二六日の閣議で生活安定のための緊急特別措置として、次のように決定した。これを表にすると第117表のとおりである。

厚生省関係の特別一時金と給付金は、支給対象者六九八万人、総額一三〇億五〇〇〇万円であり、労働省関係の失対事業就労者に対する特別一時金（就労日数三日間の増加）は、支給対象者一二万八〇〇〇人、総額三億七〇〇〇万円であった。表でもわかるように、もっとも貧困な生活保護世帯に対しても二〇〇〇円から一四〇〇円、社会福祉施設入所者は一人あたり二〇〇〇円、一般は一五〇〇円、保育所は五〇〇円、その他年金や社会福祉手当はすべて二五〇〇円という低額である。狂乱物価のなかで、一日にして何十円といった一時金が一カ月分、一回しか支給されないという、政府の、インフレによる社会的弱者に対する回答の実質的惨さは、社会保障制度の劣悪な水準に加えて、社会福祉施策にまったく非情というべき厚い壁を感じさせた。その後、三月にはいって、春闘共闘委員会および当事者代表と厚生大臣、労働大臣、各省とのはげしい団体交渉にはいったが、予算措置をともなう大筋では修正改善をすることができなかった。

3　年金スライド要求のたたかいとその結果

年金スライド制実施の難航　七三年九月の厚生年金保険と国民年金の改正の焦点の一つは、スライド制の導入がなされたことである。このスライド制は、労働組合や四野党の要求した賃金スライド制ではなく、消費者物価にスライドするというやり方であった。すなわち「総理府において作成する年度平均の全国消費者物価指数が、昭和四七年度の物価指数の百分の五をこえ、又は百分の五を下回るに至ったばあいにおいては、その翌年度の一一月以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない」とされた。そしてこのスライド制の具体的な方法については政令をもってこれを定めることになっており、このさい社会保険審議会の意見を聞くということになっている。このスライド制の具体的な実施についての審議は、国民春闘のさなかにおこなわれた。

七四年一月一八日以降六回にわたって社会保険審議会の厚生年金保険部会で検討が加えられたが、この間厚生省は社会保険審議会に対して三月二八日「年金額のスライド方式に関する考え方と問題点」なる討議資料のなかで六つの案を示し、この問題点も出した。それらは厚生年金の基本年金額は、報酬比例部分と定額部分からなって

おり、この定額部分については単純に物価上昇率によりスライドをおこなうことができるとなっているところから、厚生年金の報酬比例部分についていかにスライド制を導入するかというものであった。

第一案は、物価変動の基準の年度以前のものと、それより後のものとを区分し、前者についてのみおこなう。第二案は、基準年度以前の被保険者期間と、それより後の被保険者期間の長短を比較し、前者の方が長い場合はスライドをおこない、後者の方が長い場合はスライドをおこなう。第三案は、基準年度以前と基準年度以後の報酬比例部分に相当する額とを区分し、前者についてのみスライドをおこなう。第四案は、基準年度以前の被保険者期間を有する者はスライドをおこなうが、それより後の被保険者期間のみを有する者についてはスライドをおこなわない。後者の方が長い場合はスライドをおこなわない。第五案は、報酬比例部分について、基準年度以前の被保険者期間のみを有する者についてはスライドをおこない、基準年度経過後の被保険者期間を有する者についてはスライドをおこなわない。第六案は、定額部分と同様に、単純に物価上昇率によりスライドをおこなうというものである。

この六つの案はそれぞれ長短があり、それを詳述することは省略するが、社会保険審議会の場では、労働者代表と使用者代表は第六案を主張し、公益代表委員は第一案を主張した。両者の妥協案が第四案であった。そのため第六案を基本にしながら、短期間の加入によって発生する障害年金、遺族年金、通算老齢年金で全加入期間が基準年度より後の期間に属する者については、報酬比例部分はスライドは適用しないなどの調整をはかる必要があるという第四案の考え方をとり入れて答申することになった。

スライド年金の繰上げ実施

一九七四年四月一〇日、社会保険審議会は、前述のような経緯ののち「スライド制の実施についての意見書」を厚生大臣に提出し、これをうけて厚生年金、国民年金などスライド制の実施時期と福祉年金などの繰上げ支給を決めた。それは第118表のとおりである。

春闘共闘委員会と中央社保協の社会的給付に対するスライド制の要求は、すでに述べたように、年一回の賃金スライドとし、短期的にはおおむね年金などの支給月（三カ月～四カ月）に物価スライドを実施するということであった。この要求に対して厚生大臣と労働大臣は国会答弁の形でおこなうということで、その全容は四月一一日の衆院社労委員会で明らかにされた。田中内閣は、国民生活防衛にかんする緊急要求の多くは、法律の改正、予算措置がともなうので、国会の場で審議・解決すべきものであるとして、労働組合や民主団体に対する回答は避けて、国会答弁をとおしてこたえる〝政経分離〟の方針をとってきた。表向きは国民春闘の要求やたたかいにおされて譲歩改善したという姿をとろうとしなかった。

また、四月六日には、野党四党により「賃金及び物価の変動に対応する公的年金給付等の額の改定等に関する特別措置法案」が共同提案された。そのほか国民年金、児童手当法、原子爆弾被爆者の医療などの一部改正が国会で可決をみた。

四月二六日、総理府が、一九七三年度の消費者物価上昇率を一六・一％と発表して、一九七四年度の年金の物価スライド率は確定したといってよい。これによって厚生年金と国民年金の受給者約三〇〇万人に対し、厚生年金は繰り上げて八月から、国民年金は九月

第118表　スライド制の実施時期および福祉年金等の繰上げ支給の内容

区分	実施時期		支給額		増額分
	原案	修正	現行（月額）	改正（月額）	
1. スライド制の実施時期	年　月	年　月	円	円	円
厚生年金	1974. 11	1974. 8			1)
船員保険	〃　〃	〃　〃			
国民年金	1975. 1	1974. 9			2),3)
2. 福祉年金の繰上げ支給					
老齢福祉年金	1974. 10	1974. 9	5,000	7,500	2,500
老齢特別給付金	〃　〃	〃　〃	4,000	5,500	1,500
障害福祉年金（1級）	〃　〃	〃　〃	7,500	11,300	3,800
〃　（2級）	〃　〃	〃　〃	5,000	7,500	2,500
母子・準母子福祉年金	〃　〃	〃　〃	6,500	9,800	3,300
3. その他諸手当の繰上げ支給					
児童扶養手当	1974. 10	1974. 9	6,500	9,800	3,300
特別児童扶養手当	〃　〃	〃　〃	6,500	11,300	4,800
被爆者特別手当	〃　〃	〃　〃	11,000	15,000	4,000
〃　健康管理手当	〃　〃	〃　〃	5,000	7,000	2.500
〃　医療手当	〃　〃	〃　〃	7,000	9,500	2,500
〃　介護手当	〃　〃	〃　〃	10,000	18,000	8,000
4. 生活保護基準の引上げ	1974年3月，4月の消費者物価の動向をみて配慮する。				
5. 失業対策事業就労者の賃金引上げ	社会的条件に見合って配慮する				

〔備考〕 1) 厚生年金の老齢年金受給者で，基本年金額が月額38,000円の人は，スライド実施時期が3カ月早まったため，スライド系数が16.1%のときは，3カ月分で18,354円の増収になる。
(38,000円×16.1%×3=18,354円)

2) 拠出制国民年金の10年年金受給者は，スライド実施時期が4カ月早まったため，スライド系数が16.1%のときは，4カ月分で8,050円の増収になる。
(12,500円×16.1%×4=8,050円)

3) 拠出制国民年金の5年年金受給者は，スライド実施時期が4カ月早まったため，スライド系数が16.1%のときは，4カ月分で5,152円の増収になる。
(8,000円×16.1%×4=5,152円)

4) 各福祉年金および老齢特別給付金，児童扶養手当，特別児童扶養手当等については，1974年度における特例措置として，1974年9月分を同月に支払うことができることにしている。

からスライドされた年金が支給されることになるが、スライド実施にともなう所要財源は、厚生年金で五三七億円（うち国庫負担八七億円）、国民年金一六七億円（うち国庫負担二六億円）、計七一四億円（うち国庫負担一一三億円）とみられている。

また、拠出制国民年金の五年年金は月額九二八八円に、一〇年年金は一万四五一三円に、また障害年金一級は二万九〇二六円に、母子、準母子、遺児年金と障害年金二級は二万三二三〇円にそれぞれ増額されることになった。そして厚生年金の老齢年金受給者で、基本年金額が月額三万八〇〇〇円の人は、四万四二七八円に増額されることになる。

総　括

社会的弱者救済、連帯のたたかいとしてとりくまれた国民春闘に対する四月下旬段階でのマスコミの評価は手きびしかった。たとえば　ゼネスト終結の一三日の各新聞の夕刊は、「国民春闘、国民置き去りの感」（『日本経済新聞』）、「弱者救済策、金額スズメの涙」（『毎日新聞』）「労組エゴ解消に努力を」（『朝日新聞』）と述べた。また年金の物価スライド率の明らかになった四月二七日付の『朝日新聞』は、「政府・与党と労組・野党が、〝弱者〟をはさんで大声を出しあったにしては粗末な結果だ」と解説している。しかし、結論的にいうならば、国民春闘の高まりがなかったならば、この粗末なスズメの涙ほどのプラスアルファの譲歩もかちとれなかったであろう。もともと劣悪な社会保障、社会福祉水準のうえに、インフレ・高物価が直撃したのだから、わずかな手当の支給で事態が改善されるはずはなかった。まして年金スライド制は、賃金、物価のいずれを基準に上昇スライドをとっても実施の時期は遅れることはさけられない。法改正と予算措置の壁は厚かったが、七四年国民春闘は、労働運動に新しい転機をあたえ、労働組合が軸となって対政府交渉に大きな前進をあたえ、社会的弱者といわれる当事者団体や国民の多くに共感と共闘、そして革新政治への勇気をあたえたといってよいであろう。

4　社会保険の保険料労使負担割合改善闘争

これまでの経過と闘争のねらい

社会保障闘争のなかでの三・七闘争は、七三年春闘の成果をふまえ、七四国民春闘のなかで拡大し、いまや労働運動のなかで定着化の方向をたどっている。三・七闘争とは社会保障制度の中核ともいうべき被用者の社会保険（健康保険、厚生年金、失業保険から共済組合の短期・長期部分にいたる）の保険料の労使負担割合を労三、使七の割合に改善するたたかいである。このたたかいは、七一年春闘からたたかいをはじめた全国金属労組の「三・七闘争」が、全港湾、出版労協にひろがり、七三年春闘では、健康保険についていえば、労使切半の壁を破ったところが三五一組合、使用者になんらかの形で補助金を負担させるか、あるいは法改正で値上げされた分を使用者負担にさせるといった組合までいれると、三八四組合に達した。厚生年金では二一七組合にのぼり、補助金を出させた組合をいれると二〇四組合になった。

社会保険の保険料を労使切半で負担しなければならないという科学的な根拠はない。フランス、イタリアその他の先進諸国では多年

第119表　社会保険保険料労使負担割合変更獲得組合数

（1974年4月30日現在）

負担割合	健康保険	厚生年金	失業保険
全額会社負担	出版労連 3 化学同盟 2	化学同盟 1	
労2：使8	出版労連 1 全日塗 1	全日塗 1	
3：7	全港湾 70 運輸労連 14 全自運 12 出版労連 10 化学同盟 5 全日塗 5 全国一般 2	全港湾 70 運輸労連 3 全自運 6 出版労連 9 化学同盟 2 全日塗 1 全国一般 2	全港湾 70 運輸労連 1 全自運 4 全国一般 1
3.3：6.7	全日塗 1		
3.5：6.5	運輸労連 3 全自運 1 化学同盟 1	運輸労連 1 全自運 1 化学同盟 2	
4：6	全自運 26 化学同盟 17 運輸労連 10 全日塗 8 出版労連 3 全国一般 3 全国農協労連 1	全自運 20 化学同盟 17 運輸労連 20 全日塗 3 出版労連 5 全国一般 3 全国農協労連 1	全自運 15 運輸労連 5
3.3：6.7	全日塗 1		
4.5：5.5	全日塗 2 化学同盟 3 運輸労連 2	化学同盟 4 運輸労連 4	
4.3：5.7 4.4：5.6 4.7：5.3		運輸労連 2 〃 1 化学同盟 1	

〔備考〕　第48回総評大会資料による。

にわたる統一したたたかいによって、使用者負担、総資本負担増大の成果をあげ、制度化してきた。社会保障憲章も、資本、利潤と賃金の仕組みから社会保険料負担は全額資本家負担か、資本家と国庫負担によってまかなわれるべく指向している。ところがわが国の場合は、組合管掌健康保険をのぞいて健康保険、厚生年金、失業保険のすべてが法的に労使折半を原則としている。とはいえこれはあくまでも原則であり、いわば最低基準を示すもので使用者負担が五〇%をこえても法律違反ではないから、保険料率が上昇の一途をたどっているとき、労使折半の壁を打破しないことにはストレートに賃下げをもたらすことに着目してとりくまれている。資本の搾取に対する抵抗の一環をなすたたかいであるといえるのである。

七四年春闘における成果

七四春闘共闘委員会は七三年一二月、三・七闘争を提起し、パンフレットをつくり、七四年国民春闘のなかで積極的にとりくむことを訴えた。そして七四年国民春闘の高揚のなかでこの三・七闘争は、着実に前進し、七四年四月三〇日現在で第119表のように厚生年金一八三単組、健康保険二一四単組、失業保険九六単組、延べ四九三単組で改善された。この数は全国金属などの集約が秋の大会になるのでさらに増加すると思われる。

三・七闘争は、まず企業ごとの労働協約によってなされるもので、この場合、法律の解釈、政府の行政指導という壁がある。この壁に対して、七三年春闘では全金宮城地本が社会保険事務所との交渉で「法でいう五対五というのは、労働者から保険料の五〇%以上とってはならないという意味で、労働者の掛金が五〇%よりも少なくなるということは法律問題でなく、その企業の労資問題である」という解釈をかちえたことは評価される。また七四春闘のなかで、保険料の負担割合の変更について「原則は折半である。しかし金の支払いの責任は経営者がもっている。もってきたお金の負担割合については、私どもの方で追及するいとまはありません」ということを言明した。なおこのとき、積立金管理運用の民主化について労働組合代表の参加する「運営に関する懇談会」をつくることを約束した。

ところで、この三・七闘争はまだ民間大中企業の健保組合、国家公務員、地方公務員、公企体職員など共済組合では前進を示していない。こうした大企業の労組や官公労のとりくみの強化が今後の課題であろう。そして社会保険の保険料の労使切半負担の壁を打破し、資本家負担を増大していくたたかいとその実績が資本の搾取に対する統一したたかいとなり、公的年金の賦課方式移行の重要な前提条件をつくるという意味をもっている。

2 その他の社会保障闘争

医療費引上げと差額ベッド規制

総評は、七三年二月、医療実態調査をおこない当面の健保改悪反対や医療保険の抜本改革にとりくんできた。そして七三年秋から七四年の国民春闘にかけて、「いつでも、どこでも、だれでも良い医療」と題す

る教宣パンフを大量に作成し、単産、総評の医療保障闘争の強化を訴えてきた。その統一要求は、①差額ベット、付添料の患者負担をなくすこと、②救急医療、休日夜間診療、へき地医療の確保、③六五歳以上の高齢者の医療の完全公費・所得制限・療養費払いなしの制度の確立、あわせて都市に一カ所の国公立の老人専門病院、④国公立病院と保健所の拡充、⑤医療保険の抜本的改善、⑥医療労働者をふやしまともな医療と夜勤日数を制限して看護婦の定着化をはかるの六項目であった。そして、四九年度国家予算編成にむけての対政府交渉、一二月八日の国民医療を守る中央決起集会、一二月一二日の健保組合・共済組合対策会議などをおこなうとともに、職場では三・七闘争、地域では「差額ベット、付添看護料の患者負担廃止」「乳幼児医療の無料化」などを民主団体との共同行動のなかで運動をすすめた。しかし、かつての病院のニッパチ闘争の全国的普及、老人医療無料化のとりくみのような高揚はみられなかった。

こうしたなかで、社会保険診療報酬は、例によって中医協の複雑怪奇な動向ののち、七三年一二月三一日に答申が出され、七四年二月一日から新点数によって医療費引き上げが実施された。引き上げ幅は医科で一九%、歯科で一九・九%とされたが、実際は、病院の入院部門に厚く外来は数パーセントということに終わった。総評と医療共闘会議は「引き上げは認める、ただしその負担を被保険者にはねかえらないようにする。差額ベットの規制、看護料・給食費の重点的引き上げ」を主張し、答申のなかにも明文化することになった。しかし、インフレ、高物価政策は、医療機関と医療従事者にも打撃をあたえ、依然として公立公的病院の統合閉鎖、格下げなどの傾向を全国各地にひきおこしている。そして七四年度内に医療費再引き上げが必至の情勢にある。

国民春闘のなかで獲得した成果の一つは、七四年三月二九日の厚生省通牒と指示による差額ベット規制がある。これは、①差額ベットのとれる特別室は、個室、二人部屋に限定し、②差額ベットの割合は民間で全ベットの二〇%、国立で一〇%以下、③以上の実をあげられるように改善状況の実地調査を七月一日現在で各県当局に要請するというものである。

労働安全、職業病防止のたたかい

七三年秋以降、石油化学関係工場で爆発災害が相ついで発生した。総評は、七二年一〇月施行の労働安全衛生法の完全実施をめざし、地方、職場にオルグ活動をつづけた。七三年五月につくられた春闘共闘労災職業病対策委員会は、労働安全、被害者にたいする補償、企業要求などを検討し、とくに、①作業環境測定法制定、②労災(地公、国公)補償法改正、③通勤途上災害補償の給付の拡大などの制度要求と、④職場点検の強化、労災被災者への上積み補償要求と実態調査の実施などを決め、七三年一一月一二～一三日に労災・職業病討論集会をもち対政府交渉をおこなった。かくして作業環境測定法案やいくつかの改善内容をもった労災保険法改正法案が国会に上程されたが、衆議院は通過したものの、参議院において審議未了となり廃案となった。そのなかには障害労働者に対する給付の改善、特別支給金制度の創設、スライド制の改善、通勤災害の保険給付の改善などがあった。

失業保険改悪、雇用保険法反対のたたかい

七三年五月に設けられた労働省の「失業保険制度研究会」は一二月に「雇用保険法」の立法化を答申し、一二月二一日に

中央職業安定審議会、職業訓練審議会、社会保障制度審議会に諮問した。そして二月上旬に各審議会の答申をえて、七四年通常国会での成立をはかろうとした(雇用保険法の内容と問題点については第三部Ⅱ「雇用政策」をみられたい)。

総評は、中立労組とともに七三年一一月反対を表明し、失業保険制度研究会、中央職安審議会、職業訓練審議会などで強く反対し、少数意見を併記したが、ついに国会提出をみた。この反対のたたかいが七四年国民春闘のなかで展開された。中央における政府交渉のほかに、全国出稼組合連合会などの反対運動や、二月一八日東日本集会、三月四日西日本集会を開いた。なお、雇用保険法案が成立するならばもっとも大きな打撃をうけるのは、出稼ぎ労働者とその家族であり、それを多数出している道府県や市町村の地方自治体の財政窮迫を促進するところから短期間のあいだに北海道、東北各地などの県議会、市町村議会の反対決議がひろがっていった。第120表はその集計である。

労働組合では全林野、駐留軍労組共闘、全日自労、私鉄総連、全建総連などが反対闘争をおこなったが、とくに全林野は傘下組合員三六〇〇人の「定期雇用者」問題にかかわる問題として積極的にとりくんだ。国会の審議は社共公明の三党が反対し、衆院で若干修正されて自民・民社で可決したが、参院での対立の結果、国会最終日の六月三日審議未了・廃案となった。しかし問題は今後に残されている。

第120表　雇用保険法案反対決議をした県議会市町村議会　(74年6月1日現在)

道府県	反対決議機関	市町村数
北海道	道議会	90市町村
青森	県議会	41 〃
岩手	県議会	24 〃
秋田	県議会	44 〃
山形		21 〃
福島		28 〃
新潟		20 〃
岐阜		10 〃
その他 10府県	1県議会	23 〃
合計	5	301

社保研究会の低所得者の実態調査と訴え

七三年三月発会した社会保障研究会(第一回総評主催の社会保障学校の講師、沼田、松尾、天達、小川、吉田、江口その他の諸氏が幹事運営委員)は労働者、国民大衆の立場にたって毎月例会を開いてきたが、インフレ・高物価の影響をもっとも受けている低所得者層、とくに被生活保護世帯と失対労働者世帯のうちから、神奈川、東京在住約六〇世帯をえらび中央大学江口教授を中心に、七三年九月、詳細な聞きとりと記入調査による営団実態調査をおこない、その結果を七四年二月二二日厚生省内の記者クラブで公表した(その調査は七四年二月にも同一世帯でおこなわれた)。それは石油ショック、物不足、高物価直前の実態でさえも、かろうじて生きているぎりぎりの生活であること、失対賃金、生活保護基準の非人間的な実態を赤裸々に明らかにした。なお、この研究会は、三月一六日、第二回総会を開いたが、そこではインフレと社会保障のパネル研究を組織するとともに、インフレ下の社会保障の危機についてのアッピ

ール、東京都の四九年度予算が低所得・社会福祉にたいする大幅な緊急の予算措置を組み、その財源の一部を資本負担として設定したことを支持するアッピールを採択した。国民春闘さなかの学者、研究者の動きの一つであった。

退職者の会、老人団体のとりくみ

七三年は福祉元年、年金時代であけた。この会を強め、また老人クラブ活動にあきたらない東京および周辺の老人団体、退職者の会の全国的設立と全国連絡の設立やその活動を強めた。すでに七三年の前段でさまざまな運動を展開したが、四九年度国家予算案編成の段階や国会審議中には、全国退職者の会として東京を中心に関東の組織代表の活動、都老協などの運動があり、国民春闘の老後保障とくに年金額のスライド制とその繰り上げ支給などのとりくみを援護する役割を果たした。

単産ごとの退職者の会、都道府県ごとの高齢者の協議会組織は七三年、七四年にさらにすすんだが、一方、地域における老後保障推進の市民組織の結成と活動も目立ってきた。東京の調布市、日野市、川崎市では七四年六月三〇日約二〇〇〇人が参加して市民協議会が結成された。また、都老協は、七四年二月から三月にかけて老後保障運動労働大学を五回にわたって開催した。

もう一つ注目すべき動向は、七四年五月東京都が「高齢者事業団」設立の構想を明らかにし、そのための設立準備委員会（委員長大河内一男氏）が六月に発足したことである。これは中高年者の重点的な要求である仕事、年金、医療、住宅などのうち「仕事」について地方公共団体の責任で対応しようとするもので、都下六〇歳以上の老人で仕事と収入のほしい人にまず都や地方自治体のもつ老人向けの仕事をあっせんし、これを民間企業にひろげようというものである。また、東京都の高齢者事業団のほかに二三特別区、多摩地区の区市段階に公法人格の事業団が民主的につくられ、これが事業体になるという新しい試みである。

社会保障闘争の拡大と発展

七三年後半から七四年前半の社会保障闘争の主流は、七四年国民春闘の巨大な流れとともに形成された。わが国の労働運動は、これまで労働者階級のもつ社会保険（医療、年金、労災、失業などの各分野）については、濃淡はあっても長いあいだとりくみ、たたかってきた。その多くは、独占資本と政府が先制的に打ち出してきた後退・改悪政策にたいする抵抗を軸とし、さらに改善の方向を要求してきたものであった。そうしたなかでも七三年の年金統一ストは労働四団体の統一要求、四野党の公的年金改革の共同提案という前進をみせ、社会保障分野で政府との正式の団交の場をきりひらいた点で評価されたものであった。ところが七四年国民春闘は、これをさらに国民諸階層、とりわけ、これまで運動としては陽のあたることのなかった身体障害者（児）や難病患者を陣列に加え、被生活保護者世帯、失対労働者、年金受給者などのいわゆる社会的弱者との連帯の方向を大きく打ち出し、きびしい厚い壁にもかかわらず、一定の成果をあげたのである。労働者のたたかい、春闘が国民の多くから支持されたゆえんはここにあった。このような幅の広い社会保障闘争はますます重要であり強化されなければならないであろう。

【参考資料】 (1)春闘共闘委員会・中央社保協指『国民諸要求のたたかいの資料集』、(七四年五月)、(2)『第四八回総評定期大会各局報告書』、(3)『社保協ニュース』、(4)『全国退職者の会ニュース』 (6)『賃金と社会保障』

IX 労働者福祉運動

概要□労福協活動――社会保障関係審議会、国会対策への取り組み／財形法改正案に対する取り組み／公的資金の労金導入で対政府申し入れ／福祉要求への諸活動／**労働金庫の運動**――殺到した労金への借入れ需要と預金結集／財形貯蓄の労金結集取り組みの前進／労働運動、消費運動のなかから起こった銀行批判／五一年一〇月全国統合目標を設定／**労働者共済の運動**――全国統合問題／加入・給付の伸び／保険批判運動と生保告発団交／災害からいのちと暮らしを守る運動の前進／**生活協同組合の運動**――「物不足」と組合員の活動／組織・事業の急速な拡大／CO-OP商品をめぐる教訓／農漁協との連帯／労金・労済・労住との協同／**労働者住宅運動**――大きな壁に直面した住宅事業／金融引締めによる深刻化／建築資材「不足」と値上がりへの対策と行動

概要

一、一九七三年秋以降、再度、独占大企業の演出した「物不足」と「狂乱」の物価騰貴によって、労働者、国民大衆の生活ははげしく圧迫された。加えて「物価抑制」「総需要抑制」を掲げた財政・金融政策は、真っ先に消費者大衆と中小企業に犠牲を強いた。消費者、労働者大衆の要求は、生活防衛の砦としての労働者福祉事業に急激に殺到するとともに、独占本位の経済政策と大企業そのものの「悪徳商法」への抗議となって高揚し、一画期的な行動がはじまった。

一、労働者福祉事業は、こうした労働者、消費者大衆の期待を集めて組織的にも事業的にもかつてない前進・発展を遂げるとともに、反独占への大衆的運動と結合した質的な前進も示してきている。

一、しかし、労働者福祉事業体そのものの現在の力量の限界や、消費・流通だけにかかわる経済的限界から、殺到する要求にこたえきれない状況があり、事業的・経営的には国民生活と同様圧迫を受け、きわめて困難な状況においこまれた。とりわけ労金において は、著増した借入れ需要にこたえきれず全国的な貸出し規制や、相つぐ金利コストの上昇により創設以来はじめての貸出し金利引上げに追いこまれ、生協においてもCO-OP商品の生産供給が「品不足」のため制約され、一時的な「分配」制と価格引上げを余儀なく

された。また住宅生協は、住宅建設が土地、資材、金融のすべての条件で圧迫され、苦境に追いこまれた。

一、しかし、労働者福祉諸事業は、こうした苦境のもとで、協同組合として本来の大衆的基盤に立ち返り、反独占の大衆的運動と結合し、みずからその推進者となって、その危機を発展への契機に変えつつある。また協同組合間の協同・連帯を強化しつつある。

1　労福協活動

社会保障関係審議会国会対策への取り組み

中央労福協は、従来から社会保障関係の各種審議会における労働側委員の意志統一、意見調整、共同歩調の確保に力を注いできたが、一九七三年の年金統一要求にひきつづき、健康保険法改正の要求統一、審議会・国会対策に一定の役割を果たしてきた。労災保険法改正（七二国会で審議未了廃案）に際しても、スライド制の導入、認定基準の改善など、労働者側の「労災法改正についての意見」をまとめ、労災審基本問題懇談会に提出したのをはじめ、審議会・国会対策をおこなってきた。

しかし、社会保障制度の改善に対する中央労福協の取り組みは、上記中央段階の活動にとどまり、地方労福協をつうじての教宣活動や大衆的な関心の盛り上げ、行動の組織化はなおきわめて低調であることは否めない。

財形法改正案に対する取り組み

中央労福協は、勤労者財産形成制度の発足以来、その抜本改正を重点課題の一つとしてきたが、財形貯蓄制度においては、抜本改正に向けての取り組みの一環として、一九七三年一二月五日～七日、労金協会、勤住協およびF・エーベルト研究所東京事務所との共催で「財形政策の理念とその課題」をテーマにフォーラム（討論集会）を熱海で開催した。

しかし、政府はこれに先立ち、七月、田中首相の特命のもとに、後藤田官房副長官を長とする財形プロジェクトチームを設置し、財形政策重視のポーズをとり、宣伝した。しかもこのチームによる政策構想も示さないまま、昭和四九年度予算概算要求時期の切迫を口実に労働省は八月、財産形成審議会にはかることもなく一方的に労働省改正構想を発表した。その構想内容は、従来の貯蓄制度、住宅融資制度の内容の充実・改善は微々たるままで、新たに企業別に財産形成基金制度を設けようとする企業内福祉重視、資本調達重視にいちじるしく偏ったものであった。中央労福協は、審議会無視の一方的な発表に強く抗議するとともに、企業別基金制度の排除および、インフレによる貯蓄減価補てんのための二〇%の割増金の給付、貯蓄源資の福祉への活用枠の拡大など当面の要求をまとめ、審議会の独自答申と首相、蔵相、労相への抗議、答申尊重の申入れ行動を実現させた。先のフォーラムはこうした政府の改正構想に対抗する労働者側の政策対案を同政策の基本理念にさかのぼって準備する趣旨も含まれていた。

政府は審議会の抗議を無視して労働省原案のまま国会に改正法案を提出したが、七二国会では他の労働関係諸法案とともに審議未了廃案となり、財形法改正をめぐるたたかいは七四年度に引きのばされた。

公的資金の労金導入で対政府申し入れ

一九七三年は「狂乱物価」鎮静の名のもとに総需要抑制、金融引締め政策への転換が急ピッチにすすめられた。そのしわよせは、銀行の「大衆化路線」の後退、住宅ローンの閉め出しに強く現われ、銀行窓口を閉め出された労働者大衆の住宅借入れ需要は八月以降労働金庫の窓口に殺到し、労金の資金事情は急速に逼迫の度を加えた(労働金庫の節参照)。中央労福協は一二月一九日、労働四団体代表による蔵相との直接会見を申し入れ各種社会保険積立金および余裕金の労金への預託について、緊急の措置をとるよう要求し、前向きの検討を約させた。その後労働金庫における資金調達の目途がつき、政府資金導入は結実をみなかったとはいえ、将来への布石として一定の足がかりをのこしたものとして注目される。

多様化する福祉要求への諸活動

社会的信用供与の対象から排除されてきた未組織の労働者に対して労働金庫を利用する道を開こうとした労働者信用基金協会の設立は、すでに数年来つづいていたが、一九七三年度は、二月の全国協議会の結成を機に一段と前進し、七四年七月の全国労信協総会では三六都道府県における設立を数えるにいたった。労働者信用基金は自治体、労働団体、労金を中心とした福祉事業団体等の出捐金等を基本財産(三月末全国で一二〇億円)をもとに未組織労働者の労金借入れに対する債務保証をおこなっているが、その昭和四八年度中の保証実行件数は五八九件、保証債務残高は九〇億円に達した。

労働者の余暇対策における自主的事業の一環として出発した勤労者旅行協会は、各県旅行会の全国一元化を指向し、国内はもちろん国外への団体旅行のあっせんもおこなってきた。また各地の労働者福祉会館は、全国労働者福祉会館連絡協議会によって交流しつつ、厚生年金の還元融資を主軸に、労済資金や労金資金等を加え、七三年度には新たな保養施設の設置等もすすめてきた。このように多様化する福祉要求にこたえる各種の活動について、中央労福協はその全国事務局の機能を代行してきている。

2 労働金庫の運動

殺到した労金への借入れ需要と急速な預金結集

一九七三年の「狂乱」の物価高騰は国民生活をはげしく脅かしたが、その重要な一因となった七二年の超金融緩和政策下の過剰流動性の発生は、七三年中の政府の総需要抑制、五次にわたる急ピッチな金融引締め政策にもかかわらず、その内実の尻抜け的な日銀信用の膨張をつうじて、いぜんとして高値安定の事態を生みだしたままになってきた。しかしやつぎばやな金融引締めの影響は、まず銀行の「大衆化路線」の後退、とりわけ住宅ローンの窓口の閉め出しによって八月以降一般消費者にまずきびしく、つい

第121表　使途別の新規貸出金の累計・推移と現状

（単位：億円）

使途区分＼年度	1971年	増加率	1972年	増加率	1973年	増加率
生活資金	1,092	16.0	1,364	24.9	1,888	38.4
賃金手当資金	273	△ 12.5	144	△ 47.2	289	100.6
住宅資金	1,256	13.0	1,433	14.0	3,237	125.8
福利共済資金	261	△ 5.0	277	6.1	315	13.7
生協資金	408	△ 15.0	525	28.6	680	29.5
合計	3,369	7.7	3,742	11.0	6,409	71.2

第122表　組織の発展と現状

区分＼年度	1971年	1972年	1973年
団体会員計	41,756	43,162	44,490
民間労組	24,206	24,992	25,827
官公労組	13,108	13,496	13,786
生協	786	801	830
その他団体	3,656	3,873	4,047
個人会員	198千人	207千人	226千人
間接構成員数	8,674千人	8,944千人	9,153千人

第123表　主要事業勘定の発展と現状

（単位：百万円）

勘定科目＼年度	1971年	増加率	1972年	増加率	1973年	増加率
出資金	10,701	15.3	12,302	14.9	14,479	17.7
預金	457,520	24.1	578,083	26.3	770,429	33.2
貸出金	360,861	18.2	446,402	23.7	689,997	54.5
総資産	522,452	23.6	660,776	26.4	901,909	36.4

で中小零細企業者の倒産の激増となって顕著に現われた。

労働金庫の窓口には銀行からの借入れを断わられた労働者の住宅借入れ希望が殺到し、労働金庫の預貸率（預金に対する貸出金の割合）は急激に上昇、一九七四年三月末にはほぼ九〇%にも達した。一九七三年度中の労働金庫の使途別貸出し金額は、住宅資金が前年度の実績に比べ二・二六倍、中小企業等の賃金手当資金が同じく二倍に、一般生活資金についても一・四倍とかつてない顕著な増加を示し、インフレと金融引締めの二重の打撃を受けた労働者の生活実態とその要求の集中を示した（第121表）。

一方、労働者の困難な資金要求にこたえた労働金庫に対して、労働者の預金の結集もかつてないテンポで進んだ。労働金庫の預金は過去十年来、ほぼ二五%を前後して伸張してきたが、一九七三年度にはいっきょに一九二四億円、前年比三三%超のめざましい伸張率を示した（第122表、第123表）。組織的にもこの二年来の結集は大きいものがある。こうした近来にない預金の結集にもかかわらず、それをはるかに上回る二四四六億円もの貸出金の増加により、労働金庫の資金事情は急速に逼迫の度を加え、年度末から七四年度当初にはついに労金でも貸出金利の引上げ、貸出しの一部規制にふみきらざるをえないところに追いこまれ、労働者の拠出になる公的資金奪還の必要、労働者の生活備蓄預金の全面結集運動の必要が強く認識されるにいたった。

経営収支面のうえでも、七三年四月から七四年一月にいたる一年足らずのうちに四回にわたる急テンポな政府・日銀の預金金利引上げがおこなわれた結果、労金の資金コストは二%もの大幅上昇を示した。創立以来、生活・福祉金融専門の立場から貸出金利の上向改訂への非弾力性を特徴とし、経営努力のなかで一貫して貸出金利の引上げ改訂を余儀なくされ、収支バランスの窮迫の苦境にたたされた。このことは、政府の無定見な企業本位の金融政策に対する批判とともに、労金運動のなお非力なことおよび現状点検と政策再検討の必要性をあらためて関係者に痛感させ、さらに独占の買い占め、売り惜しみのインフレ金融を支えたメカニズムの解明・批判へと向かわせた。労済と同様、労金運動もその発足そのものが金融資本批判の側面を含んでいたことはいうまでもないが、七三年度は反独占金融運動がしだいに強く前面に出はじめた年として注目される。

財形貯蓄の労金結集取り組みの前進

一九七二年一月にはじまった勤労者財産形成制度による財産形成貯蓄は、七三年度にも銀行・証券・信託など金融資本の競争を反映して高水準の伸びを示し、七四年五月末現在契約者数で三一八万五〇〇〇人、貯蓄残高で二〇七〇億円に達した（第124表）。当初同制度に対する批判と消極的方針から金融資本の圧倒的な職場浸透を許してしまった労働組合と労働金庫は、その後〝独占金融資本に労働者の資金を渡すな〟の方針で反撃に転じ、労金への財形貯蓄の積極的結集を〝たたかい〟として展開してきたが、とくに一九七四年四月に実施された民間大手企業の東芝における財形貯蓄制度の募集については、当初からその制度導入について東芝労組連合会がイニシアチヴをとり、二年余にわたる準備過程で労働金庫との緊密な連携のもとに職場オルグを徹底した。この結果一五金融機関を対象とした同企業の財形貯蓄加入者二万九〇一三人中、六三%にあたる一万八二六三人を労金に結集する成果をあげ、民間大手における財形闘争の

第124表　財形貯蓄制度加入現況

取扱金融機関	契約件数 千件	同構成割合 %	貯蓄残高 億円	同構成割合 %
都市銀行	296	9.3	205	9.9
信託銀行	811	25.3	694	33.6
長期信用銀行	62	2.0	50	2.4
地方銀行	154	4.9	90	4.3
証券会社	1,560	49.0	891	43.1
労働金庫	302	9.5	139	6.7
計	3,185	100.0	2,070	100.0

一典型を切り拓いた。

さらに、すでに七三年前半に一部中国・信越地区で先行実施を経ていた郵政省の財形貯蓄の全面実施（七四年六月）において、全逓労組と各県労金の連携により、同じく加入者一〇万三七二二人中、七〇%七万二九七七人の労金への結集を実現した。この成果は労働金庫による労働者階級の連帯活動の一定の前進を示しただけでなく、資本の利益重視の現行財形制度の抜本的改正に向けての労働者階級の要求の足場を着実に前進させた意義をもった。さらに財形闘争は反独占・金融民主化運動への大衆的理解、を広く職場に浸透させる契機となり、このたたかいが熾烈にとりくまれた職場ほど、その後の組合員の一時金からの預金の自発的な労金への結集度が高まり、さらに他金融機関預金の労金への預けかえも自覚的に進んだことが注目される。

労働運動、消費運動のなかから起こった銀行批判

財形闘争の経験とともに、七三年狂乱物価の原因となった大商社、大企業による商品の買い占め、売り惜しみ、価格つり上げの実態が暴露されるにつれ、その買い占めを支えた銀行等の金融的役割に対する大衆的批判と憤激も高まった。日本消費者連盟等の提唱や消費者ローンを閉め出された個々の消費者の実際の経験から、銀行に対する労働者・主婦の批判、銀行預金の引き出し行動も散発的にはじまった。全国消費者団体連絡会は幹事会で銀行問題を生保とともにとり上げることを決め、二月「銀行・保険研究会」を設置、四月にはその研究成果を小冊子「インフレと金融のからくり」にまとめ、さらにスライド「インフレ金融を斬る」を製作して広く大衆的教宣を開始した。

一方労働運動の側でも総評が二月の臨時大会で「銀行預金の労金預けかえ」を提唱するビラを配布し、春闘共闘期間中には、金融労働者に対する合理化問題への日銀の干渉に抗議する趣旨ともからめ、インフレ金融における政府・日銀の責任を追及して、二度にわたる日銀包囲デモ、集団交渉をおこなうなど、画期的な行動が組織された。また全繊同盟の呼びかけで同労組員一七名と一般市民一名、計二八名が、大阪地裁に対し、国を被告として「インフレによる郵便貯金の目減り補償を要求する民事訴訟」を起こすなど、これまた画期的な動きがはじまった。

労金運動は、こうした労働組合、消費者団体の運動に呼応して反独占、金融民主化、預入れ資金の福祉への還元運用を要求し、買い占め金融抗議をこめた労金への預金結集、銀行からの預けかえ運動を進めてきており、七四年度に向けてさらに生協運動との連携もはじまろうとしている。

五一年一〇月全国統合目標を設定

労働金庫運動積年の課題とされてきた全国統合の目標は、昨七三年五月全国労金協会第三二回総会で「両三年を目途として実現」することとしていたが、七四年の第三三回総会では、正式に「五一年一〇月」を目標とした概要日程が示された。この日程によると、七四年中に予備的な合併試算をおこない、七六年二月には正式の合併契約書の調印を予定している。しかし、労済生協の全国統合方式＝ブロック別統合の積み重ねを経ず、いっきょに全国統合をめざす労働金庫の統合方針は、このようにすでに大勢としては決まったとはいえ、なお一部に反対、保留の意志を示す単位金庫を残しており、その最終的な連帯の帰趨が注目される。

3 労働者共済の運動

新しい段階にはいった全国統合問題

労済生協が全国統合をめざして具体化に着手したのは七年前のことであった。東京・埼玉労済の統合（一九六七年）から中央労済への発展（一九六九年）、近畿労済の発足（一九七一年）を主軸にブロック別連合会の結成が進み、七三年には北陸労済連合会の結成でほぼ全国的に完了した。こうした前進を背景に一九七五年一〇月と定め「全国回総会は全国統合達成の時期目標を一九七五年一〇月と定め「全国組織統合準備委員会」を発足させ、事務局（五ブロック各一、労済連一の六名）も開設して作業を開始し、全国一律火災共済料率一〇〇円（対一〇万円）の可能性、組織統合後の機構と民主的運営保証の要領、事務機械化の段取りなど、統合の青写真つくりに一歩を進めた。

統合の推進計画が提起されてから、一つの特徴的な傾向が現われた。主力事業である火災共済の最高限度の引上げと掛け金の引下げに対する各県共済の主体的努力が強まり、七二、七三年の二年間に最高限度七〇〇万円を実現した労済をはじめ限度引上げの許可をとった労済は二五労済におよび、掛け金の引下げも同期間四四県で実施し、格差は大きく縮められた。このことは全国統合時点の統一料率実現が〝もたれあい〟でなく、連帯強化の成果として実現される可能性を示すものとして注目される。

順調な加入・給付の伸び 伊豆地震にも給付と見舞

加入状況（助け合いの輪の拡大）は一九七三年度も順調であった。二年前の一九七二年六月からはじまった「傷害共済制度」（団体定期生命と定期付養老生命の特約制度）および同年一〇月開始の「労働組合役職員共済制度」の拡大もあって、一九七四年五月末の労済連加入実績は、全種目総合で約一一二万件、九兆六〇〇〇億円（一口一〇万円）となった。前年度末（一九七三年五月末）の実績に比べ、件数で約一七%、契約高で約四一%の伸びはいちおう

第125表　労　済　連　加　入　状　況

（契約高の単位は10万円）

種類 ＼ 件数契約高			1973年5月末	1974年5月末	増加率
火災共済	再共済	件数	3,948,939件	4,484,259件	13.6%
		契約高	47,206,274	66,303,565	40.3
	元受	契約高	1,923,391	3,424,556	78.0
生命共済	積立金付	件数	182,170件	160,665件	(－) 11.80
		契約高	179,695	164,289	(－) 8.57
	団体(定期)	件数	917,199件	1,322,933件	44.2
		契約高	9,720,146	15,125,371	55.6
	定期付養老	件数	35,372件	46,772件	32.2
		契約高	716,038	1,021,623	42.68
総合共済		件数	2,914,208件	3,198,267件	9.75
		契約高	3,170,297	3,588,977	13.21
交通災害共済		加入者数	1,580,461人	2,009,247件	27.1
		契約高	5,004,215	6,449,966	28.89
合計		件数	9,578,349件	11,222,143	17.16
		契約高	67,920,056	96,078,347	41.46

〔備考〕 1)　火災共済の加入者総契約高は上記の再共済契約高のほぼ2倍プラス元受契約高となる。
2)　団体（定期）生命共済の件数，契約高は，傷害共済特約および労働組合専従者共済を含む。
3)　定期付養老生命共済の件数，契約高は傷害特約共済を含む。

順調といえる（第125表）。ただし労済加入組合員数の増加を示す件数の伸びが相対的に低いことは、労済生協の組織活動の質的転換を急ぐべきことを示唆したものともいえよう。

加入のひろがりに対応し、給付も増大した。前年度（一九七二年六月～七三年五月）の全種目合計約三二億円に対し、七三年度（七三年六月～七四年五月）の合計は、約四三億円であった。前年比約三五%の給付増で、それだけ助け合いの強まりを意味した（第126表）。

一九七四年五月九日、南伊豆を強襲した伊豆沖地震は、現地に多大の人命、家屋の被害をもたらしたが、中央労済静岡支部は、火災共済八労組一二名、組織共済五労組一二名、積立金付生命共済一労組四五名の労済加入被災者に対し、総額二三二万円の共済給付金を支払っただけでなく、労済への加入・未加入

第126表　労済連給付状況　　（単位：万円）

種類＼期間		1972.6～1973.5	1973.6～1974.5	増加率(%)
火災共済	再共済分	85,686	118,559	38.4
	元受分	6,457	9,782	51.5
生命共済	積立金付	6,563	6,938	6.0
	団体（定期）	124,573	197,274	58.4
	定期付養老	7,366	11,172	51.7
総合共済		76,876	77,669	1.0
交通災害（再）共済		13,817	11,369	（－）17.7
合計		321,338	432,763	34.67

〔備考〕 1) 火災共済の全被災者給付額は，ほぼ再共済の２倍プラス元受共済金。
2) 積立金付生命共済金は死亡，廃疾，傷害金の額（解約，退職，返戻金を除く）。
3) 団体定期生命の共済金は傷害特約共済および労働組合役職員共済の共済金を含む。
4) 定期付養老生命の共済金は，傷害特約共済の共済金を含む。
5) 交通災害再共済金は労済連再共済分（死亡および傷害（１，２級）共済金の1/2）のみ。
(各都道府県労済元受の療養共済金は含まない)。

を問わず、この地震で〝半壊以上の被害〟を受けた協力団体（労働組合）の被災者（一九労組一三一名）に対しても、別に積み立てていた「災害見舞金基金」をとりくずし総額六六万円を給付した。〝天災に給付せず〟という一般保険の常識を破る労済の助け合いの一貫した姿勢が注目される。

保険批判運動と画期的な生保告発団交

保険資本に対する批判と暴露の活動は、労済生協発足以来の第一義的な活動とされてきたが、一九六八年一二月の定期付養老生命共済（希望共済）開発を転機に、生命保険資本におもに向けられるようになった。一九七〇年代にはいって長野、長崎、岡山、東京、埼玉、新潟などを典型として生命保険を解約する運動にまで発展し、それが消費者運動の舞台でもとり上げられてきたが、一九七四年には春闘共闘委員会による生保告発団交という形にまで尖鋭化したことは、この期間の大きな特色であった。一九七四年二月二六日、インフレに抗議する春闘共闘委員会の諸行動の一環として、生命保険協会に対する要求申入れをもって、代表三十数名による集団交渉がおこなわれた。日本の労働運動が、生保資本に向けて抗議の団体交渉をおこなったのは戦前戦後をつうじてはじめてのことであった。申入れ書は次のようである。

【春闘共闘委員会の生命保険協会あて申入れ書】

あいつぐ物価急騰の中で、勤労国民は、悪性インフレに苦しめられ、深刻な生活危機に直面しています。この悪性インフレは、貨幣価値の大幅な下落を意味し、勤労国民は、大きな不安を持っています。

このような国民生活の危機をよそに、生命保険各社は、大幅なインフレ利得をあげています。また、保険外交残酷物語ともいわれる募集活動は、外交員の犠牲の上にたったもので、強く反省が求められています。

私たちは、生命保険会社各社を代表する貴協会に対して、強く反省を求めるとともに、次のことを要求いたします。

記

一、インフレに対応する処置をこうずること

(一) インフレに保険金額の目減りを上積みすること

貴協会の調査でも保険加入の動機は、「万一の保障、災害、病気への備え」は六〇%になっています。しかし、こうして加入した保険も、現在の激しいインフレーション下では、万一の保険金は年々減価するばかりです。試算によれば、五年前の契約は二分の一、十年前ですと四分の一にも保険金額の価値が減っています。この点は保険金を物価スライドするなどして保障すべきです。

(二) インフレ利得（株式の含み資産など）を毎年洗いがえし、契約者に分配すること

生命保険会社は、将来の保険金支払いに備えて、法的に「契約準備金」を毎年保険料収入の中から積み立てています。これは昨年三月末で七兆四千億円に達し、総資産は八兆一千億円（生保二〇社）になっています。保険会社はこのお金で、株、証券の購入、また鉄鋼や電気など基幹産業、不動産業などへ貸付、高利に資金運用しているわけです（四七年度では七分四厘七毛）。そして財産を増やしているわけですが、昨年三月現在では、株による含み資産（帳簿上の価格と時価の差額）は三兆五千億円、また土地の含み資産は五兆五千億円以上といわれ、いかにインフレでボロ儲けしているかがわかります。これは単年ごとに決算し、加入者に返すべきものです。

二、資金運用の大衆化をはかること

(一) 公害企業、不動産、建設業、商業などの大資本の投融資をやめ、契約者である勤労国民への還元融資を実施すること

(二) 保険会社およびその子会社の買占めた土地を契約者に公表し、放出すること

保険会社が関連子会社など通じて買占めた土地は損害保険会社の場合四六年度で五六万四千坪にもなっています。生保は公表していませんが、この十倍と言われています。保険加入者の金で取得したこれらの土地は当然公共のために使用されるべきで、保険会社の利得財産として私有されるべきではありません。

三、第一線外務員の労働条件を改善すること

(一) 能率給を建前とする給与体系をあらため、最賃制を確立すること

現在、外務員の給与は月々の販売高を反映する比例給と過去三～六カ月の成績により次の三～六カ月間の給与を定める準固定給とからなっています。従って、外務員は一定の新契約をたえずとっていかなければ生活すら保障されないしくみになっています。

(二) 単なる契約の媒介者でなく、会社の職員としての地位を確立すること

外務員は「無三権」と言われ、①会社を代表して、契約を締結する権限、②会社を代表して、告知を受領する権限、③会社にかわって保険料を受領する権限を持っていません。ここに保険契約におけるトラブルが絶えない大きな原因があります。

昭和四十九年二月二十六日

生命保険協会
会長　新井　正明殿

春闘共闘委員会
議長　市川　誠
副議長　清田　晋亮

一九七一年一一月の全国消費者大会以降、消費者運動に点火された生保批判は、主婦連合会が生保契約者一〇〇〇人のアンケート調査結果にもとづく契約者の苦情と要求を具体的に提起した七二年の消費者大会を経て、七三年の第一二回大会には新潟県職、長野の平和時計労組などの生保解約運動の経験発表という形をとり、いっそう鋭く発展させられてきている。

生保資本の動揺とまきかえし

生保資本の動揺はおおうべくもなかった。保険業界誌・紙は、第一二回消費者大会の提案と発言をとらえて、いっせいに反労済のキャンペーンをはり、消費者運動と労済運動の離間、労済孤立化への策動をはじめた。民保誹謗は、生保の果たしている公共的役割にことさらに眼をつむるものであり、労済のイデロギーを偏向ときめつけるのがその論調であった。さらに生保協会は七三年九月労済の監督官庁である厚生省に、〝新潟県下における大がりな生命保険解約運動〟をただちに取り締まるよう要請、一九七四年五月には、労済連・中央労済のビルに掲示した〝インフレでもうける生命保険のからくりを暴露しよう〟という横断幕について直接の抗議を労済連に申し入れてきた。一方保険行政を所管する大蔵省に対しても、労済の反生保運動を取り締まる立法と行政指導強化を働きかけ、大蔵省は一九六五～八年にいったんは諦めたこの問題について再度検討にのりだした。一九七四年三月〝保険行政改善に関する諮問〟を保険審議会にはかったが、このなかで〝保険と共済の関係について〟を諮問している。

労済連としてもこうした動きに反撃し、七三年一一月、総評、同盟、日本生協連に対し、また七四年一月には、社共公民の野党四党に〝営利保険の告発〟と〝労働者共済規制阻止〟のための支援・協力を要請した。この結果、三月二〇日衆院大蔵委員会では、①加入者利益のインフレからの擁護、②生保資金運用の実態公開、③外務員による募集方法及び待遇上の問題、④生保による株式支配と独禁法の関係など、生保の実態が追及された。

労働組合、消費者運動、国会をつうじての抗議・告発に直面して、大蔵省の保険業界に対する指導に一定の変化がみえはじめ、生保業界もしぶしぶ若干の改善を加えはじめた。一九七四年五月、団体定期保険料で会社平均二五%の引下げ、その他の生保料率も若干の値下げがおこなわれ、契約条件の改善、配当金の三三%増額などがそれである。以上のようにこの一年は加入者の利益擁護にたつ労済運動と保険資本との熾烈な攻防を印象づけた年であったといえよう。

災害からいのちと暮らしを守る運動の前進

労済運動のこの一年で特記すべき事項として「大腿四頭筋短縮症」の子どもを守る運動との端緒は、中央労済山梨支部の地域推進活動のなかでひらかれた。この運動の一九七三年暮れ、山梨県増穂、鰍沢地区で、地区労との共催による公害学習講座が開かれたが、この夜のをもつ親の口から窮状が訴えられ、東風邪治療の際の注射が原因と判明、問梨支所の理事会、事務局は、この対策の重要な活動テーマとしてきた〝災害動〟の一つとしてこれをとらえた。

また、中央労済本部組織部は、欠陥器具が原因で火災にあった組合員が、損害賠償請求の法廷闘争を決意したことを知って、物心両面からの支援にのり出している。いずれも労済運動史上画期的な事例として注目される。

4　生活協同組合の運動

「物不足」で立ち上がった組合員の活動

一九七三年は、前年末からつづいた木材、大豆、羊毛などの投機の影響、さらに一〇月の石油パニックを契機とした大企業・商社による「物不足」の演出と価格のつり上げにより、物価は狂乱の高騰を示した。こうした背景のもとで従来から消費生活の守り手として、また消費者運動の中心的担い手としての運動も進めてきた生協運動への期待と関心は、いちじるしく高まった。生協と革新自治体、他の消費者運動との関係も強化され、運動の輪がひろがるとともに地域社会の民主化にも一定の役割を果たしうることが広く人々に認められるようになった。

とくに七三年度は、組合員自身の活動がいちじるしく強まった。水銀・PCBによる魚介類の汚染問題について、横浜生協はじめ各地の生協で、組合員の活動として大企業や政府当局を追及する行動を起こしたなかから、汚染されない魚介類の供給活動を進める経験も蓄積された。

灯油の「品不足」は、すでに七三年二～三月から東北・北海道にはじまっていたが、同地方の各生協からは組合員が続々上京し、他の消費者団体とともに関係官庁、石油元売各社に強力な集団交渉を展開し、数量・価格ともに例年にないきびしい状況のもとで、九月末元売り価格凍結の行政指導を引き出し、多くのところで集団購入四〇〇〇円(一八リットル)以下の水準を維推させた。この経験は、一〇月以降のつくられた「物不足」のもとでも引きつがれ、物の確保と物資の緊急放出をかちとる組合員の直接行動として各地で発展した。

しかし、全国的に深刻化した「物不足」は組合員組織の面にも、また生協の事業のうえにも大きな影響を与えずにはおかなかった。「安定した供給」と「公正な分配」を期待して新しい組合員がこの間多数加わってきた。しかし「物不足」は生協とて例外でなく、とりわけCO-OP商品への結集をおしすすめてきた生協ではCO-OP商品の利用が計画を上回って急増する事態のなかで実績と計画に応じた「配分」しか得られない異常な事態のもとで重大な困難に直面した。単位生協では①組合員組織をつうじての公正な分配、②組合員の行動を含む品確保のための諸活動、③代替商品の仕入れ確保など可能なあらゆる努力を払った。この結果、一定の混乱(一部「物」だけを期待した組合員の脱落)は避けられなかったものの、生活必需品の組合員への公平な供給に大きな役割を果たし、またこの運動のなかで、独占に強制されてきた浪費的な生活態度を考えなおすことも自覚的に強調されてきた。

組織・事業の急速な拡大とその特徴

一九七三年度、全国生協の組織は、「狂乱物価」のもとでの消費者の期待を集めて急速に伸び、取扱い事業高も大きく増大した(第127表、第178表)。日生協傘下五七二単協の組合員数は、この一年間に約四〇万人の増加をみて四〇三万人となった。とりわけ灘神戸生協(三・三万人増一一・八万人)、(八万人増三六万人)、北海道の市民生協(三・

第127表　生活協同組合の現況推移

	総組合数	地　域	職　域	連合会	組合員数 万人	出資金 億円	供給生協 供給高 億円
1970年	1,248	539	664	45	1,266	153	2,171
1971	1,249	558	644	47	1,364	186	2,605
1972	1,249	569	632	48	1,425	230	3,069

〔備考〕 1)　厚生省「生活協同組合実態調査報告」より作成。
2)　組合数は活動組合のみの数
3)　組合員数には共済生協組合員数も含む。

横浜生協（二万人増六・七万人）など大消費都市における地域生協での急速な発展がめだった。組合員の班への結集も高まり、班数は五割近い伸びを示し、約二万一〇〇〇班が新たに組織され、班への組織人員は約六三万人に達した。組合員の班への組織率は一五・五％と前年度より一％近い前進を示した。県別には北海道、岩手、宮城、山形、埼玉、神奈川、山梨、静岡、愛知、滋賀の一〇県が二〇％以上の組織率を示している。自己資本強化の日生協の方針にこたえて組合員出資金も前年比二四・八％、二三・七億円の増加を示した。

一方総事業高は、組織活動の一定の前進による組合員の利用結集により、前年比三四・七％とかつてない増加率を示した。もちろんこれには七三年秋以降の異常な物価騰貴による要因も影響している。こうした供給増のなかで、七三年度の全国生協の日生協における共同仕入れ高は前年比約四四％増の二三八億円に達し、共同仕入れへの結集度をさらに高めた。またこの中でCO-OP商品は一五三億円と前年の二倍の著増を示した。

第128表　日生協傘下生協の現況・推移

	1971年	1972年	1973年
単位組合数	525	522	572
組合員数	342万人	363万人	403万人
班組織数	31千班	42千班	64千班
班組織人員数	31万人	52万人	63万人
出資金	129億円	150億円	188億円
総事業高	2,241億円	2,623億円	3,532億円
日生協共同仕入高	147億円	169億円	238億円
CO-OP商品供給高	74億円	88億円	153億円

CO-OP商品をめぐるいくつかの教訓

CO-OP商品は生協が現代寡占体制下の商品がもついろいろな性格＝管理価格、商標主義、有害性、誇大表示等々に対して、消費者サイドからの要求や主張を具体的に表現したものとして開発してきたものである。それは商品知識、物価・流通のからくりなどについての、組合員の意識向上と行動エネルギーを引き出す媒体として、また生協への加入促進の武器として、重要な役割を果たして

きた。それだけに一九七三年の異常事態のもとで、CO-OP商品への期待の高まりが、その二倍増もの供給の伸びに反映した。しかし、それでもCO-OP商品の供給が要求に追いつかず、CO-OP商品自体の品切れから「実績と計画にもとづく配分」や、CO-OP商品それ自体の値上げまで余儀なくされた。大企業の寡占化、系列化と、原料集荷力、コストの優位性、開発力、その他総合的な力は、中小企業との格差をますます拡大しているが、一九七三年秋の「石油危機」や政府の国民生活安定法にからむ物価凍結令情報等を契機につくられた「物不足」、大企業の原料売り惜しみ、買い占め、一方的価格引上げ通告は、CO-OP商品の製造メーカーにも直撃的に原材料、資金、コスト、商品基準の維持など多面的に大きな影響を与えた。

一方、CO-OP商品を主軸に拡大・発展をとげつつあった単位生協は急速な需要の殺到のもとで少なからぬ混乱にみまわれることになった。連帯結集の考え方について、不安や動揺も生まれ、商品配分の方法から、単品集中政策（CO-OP商品開発）や連合会共同仕入れへの結集政策そのものへの疑問といったところまで現われた。しかしこの疑問は討論と実践のなかで克服し、組合員自身の日常生活物資の必要量の把握、その生協利用結集による責任ある生活連帯を基礎に生協間の責任ある事業連帯をひろげること、原材料、輸入物資の確保、将来の自己生産加工におよぶ展望も討議されてきている。

食糧の自給確保へ農・漁協との連帯

とくに、一九七三年度の日生協総会では「国民食糧の確保についての決議」を採択したが、米、麦、牛乳、大豆等国民の主要食糧をめぐる情勢が深刻さを加えるなかで、かわる協同組合との連帯を強化する重要性が全国の生協で受けとめられ、中央段階における日生協と全農との協定を各地で具体化する取り組みが、単位生協と単位農協の事業活動の直結、契約栽培方式などの連帯活動としてますますふえてきた。農・漁業の切り捨て政策で苦しむ農漁民と消費者が食糧自給・確保に向かって要求を一致させ、国の必要な施策を要求していく運動の条件はこうしたなかでますます成熟しつつある。

労金・労済・労住と協同組合間の協同へ

消費者運動の批判の声のたかまり、さらに金融引締め下の生協自体の店舗資金、運転資金確保の必要から、生協と労金・労済の具体的な業務提携課題が提起されはじめた。これは労金・労済の側からの地域進出の組織化方針と呼応したものでもある。生協はこれまで出資増強とともに組合債により組合員から資金提供を受けてきたが、安易な組合債依存からの脱却と労金設立の直接の動機を担った初心にかえり、組合員の貯蓄や共済を労金・労済に結集することをつうじて、組合員の信用・共済要求にこたえるとともに、組合員に責任のもてる形での資金確保体制をとろうとするものである。また勤住協、全住連（住宅生協連）の日生協加入とともに、住宅建設面での建築資材の高騰などの隘路打解を含め、勤住協の企画したソ連材の日本輸入、資材の共同購入等の面で労住協同組合貿易株式会社による具体的な提携がはじまろうとしている。

5　労働者住宅運動

大きな壁に直面した住宅事業

労働者自身の手で、低廉・良質な住宅を建設供給するために設立された各県の労働者住宅生協と日本勤労者住宅協会の運動は、一九七三年度の失政のために大きな壁にぶちあたった。なかでも土地取得難、急速なインフレーションの進行と、政府の土地・住宅政策や金融政策の失政のために大きな壁にぶちあたった。なかでも土地取得難、建築資材の「不足」と高騰、資金難など住宅建設に必須の条件が極端に悪化した。

田中内閣の列島改造政策のもとで、大企業・商社による全国的な土地の買い占めが一九七二、三年に急速に進み、七三年九月の全国市街地住宅地価格の上昇は前年同期比二八％（日本不動産研究所調べ）を示した。それ以前にも土地取得は都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線びきによって一定の困難さを加えていたが、ここに取得難の深刻さは一段と悪化の様相を示した。

大部分の住宅生協は、単年度分の事業用地の確保にも苦しむ状態となった。このことは、ここ二～三年来の計画と実績の乖離がはなはだしくなっていることのなかにも現われている（第129表）。こうした状況から第六八国会（一九七二年）で制定された公有地拡大推進法の利用により、住宅生協、勤住協用地の確保をはかろうとする要求

第129表　融資住宅別建設計画・実績表　（単位：戸，億円）

		1971年		1972年		1973年		1974年
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
住宅金融公庫住宅	戸数	6,000	5,889	6,000	5,476	6,600	5,132	7,600
	金額	274 (106)	269 (104)	308 (128)	281 (117)	415 (184)	331 (143)	753 (303)
沖縄開発公庫住宅	戸数	—	—	100	100	150	112	250
	金額	—	—	5 (2)	5 (2)	11 (4)	8 (3)	29 (12)
厚生年金融資住宅	戸数	183	182	—	—	300	—	100
	金額	8 (3)	8 (3)	—	—	25 (8)	—	11 (6)
財形融資住宅	戸数	—	—	—	—	200	228	285
	金額	—	—	—	—	16 (6)	18 (6)	45 (26)
合計	戸数	6,183	6,071	6,100	5,576	7,250	5,472	8,235
	金額	282 (109)	277 (107)	313 (130)	286 (119)	467 (202)	357 (152)	838 (347)

〔備考〕 1)　日本勤労者住宅協会融資別住宅建設実績表による。
2)　金額カッコ内数字は住宅金融公庫，沖縄開発公庫，年金事業団，雇用促進事業団からのそれぞれの融資金額を示す。

が高まり、七三年八月、全国いっせいに地方公共団体、住宅供給公社、土地開発公社等の三〇二団体に対し要請活動がおこなわれた。しかし勤住協がこの法律の一部を利用できるようになっているのみで、ほとんど成果をえるにいたっていない。また国公有地の払い下げ要請も、宮城（一四万坪）、茨城（五千坪）で実現をみたほかは、あまり有効な成果をあげえていない。

金融引締めによる資金問題の深刻化とその打開へ

土地取得難に拍車をかけるように、七三年度は資金の調達問題が勤住協、住宅生協をとおして深刻化した。勤住協、住宅生協は、その資金を労働金庫によってまかない事業を進めてきた。このことは労働者住宅事業の自主性の裏づけともなってきた。しかし、政府の金融引締めは、具体的には大企業の土地買い占め、資金の回収、買い占め土地の放出を促す形でよりは、逆に銀行の消費者ローン、住宅ローンの閉め出しという形で現われ、その借入れ需要の労金への殺到、労働金庫の預貸率の急上昇（七四年五月末九二％）となって、住宅生協、勤住協に対する貸出しも増大するに需要と裏腹に大幅に制限されるに至った。

七四年二月、勤住協会館で開かれた全国生協代表者会議では、事業存続にかかわる問題として資金問題が中心討議課題となり、地方公共団体からの労金をルートとした貸付、預託等による助成要請、国公、地公各共済、大手単産共済資金の導入など対応策が協議、活動に移された。同時にこの討議をつうじ、住宅の建設供給過程で入居希望の労働者、組合員の手持ち資金の労金への全面結集の運動の弱さが指摘され、住宅生協の組織的課題とも結合して、その実践が指向され、その成果は、具体的に愛媛県等において一週間に四億円の結集を果たすなど、各地で一定の前進をみせている。勤住協はまた、労金連合会の保証のもとに長期信用銀行に対し、総額二〇〇億円を限度とした勤住協債（二年据置、五年償還利子九％）の引受発行を要請し実現した。

建築資材「不足」と値上がりに対する対策と行動

木材など建築資材の高騰はとくに一九七二年に大きな社会問題となったが、これはさらに合板、鋼材、生コンクリートなど「品不足」を理由にした軒なみ値上げにつながり、住宅生協、勤住協の建設事業も、単に建設の遅延、停滞にとどまらず、住宅購入希望者への負担転嫁も避けられなくなった。東京ではこの一年間に同規模の住宅の分譲価格差が三〇〇万円にもおよんでいる。

こうした状況から、建築単価を資材工法の面から引き下げる新たな研究開発が求められ、その一つとしてプレハブ住宅の研究、北洋材輸入の検討が具体化されはじめた。とくに後者についてはわが国の住宅の一般的タイプが木造構造であるのに、日本の木材資源が急速に枯渇に向かっており、すでに国内需要の五〇％は外国からの輸入にたよっている現状で、しかもその九〇％が大手商社・大企業に独占され、投機の対象化していることに注目し、勤住協、住宅生協と建設労働者が提携、ソヴィエト連邦の支持・協力のもとにシベリア材の輸入と活用をめざそうとするものである。このため、勤住協、住宅生協、日本協同組合貿易株式会社、全建総連、日ソ貿易協会、学識経験者による「北洋材専門委員会」を設置し、作業にはいり、さらに今後の展望として、セメント、鋼材、アルミサッシ等の共同購入もめざされている。

X

沖縄の労働運動

概要□CTS阻止のたたかい――金武湾を守る会／事件の推移と阻止闘争の経過／予断を許さぬ情勢／**ストに明け暮れた全軍労の一年**――集中的な攻撃／政府の解雇黙認政策／基地とその矛盾／一月以後の状況／校長・教頭組合／軍事基地撤去・反自衛隊闘争――「復帰」二周年の総決起大会――前年をしのぐ大集会／復帰協存続の見とおし／**田中首相の沖縄訪問**――ヘリでかけ抜ける／田中首相の記者会見／抗議の県民大会

概要

一、七三年後半から、金武湾を守る会に結集した住民によって三菱が計画するCTS（石油貯蔵基地）建設を阻止する大きな住民運動が起こった。そして初めは〝沖縄開発〟という単純な動機から建設に賛成だった屋良県政も「革新の原点にもどれ」という金武湾を守る会の要求によって、ついに白紙撤回に踏みきった。だが、あくまでも建設を強行しようとする三菱とのあいだに、たたかいはいぜんとしてつづいている。

一、安上がりの基地をねらって解雇を強行する米軍に対して、全軍労は間断なくストにはいり、あたかもストが日常闘争になった。だが、沖縄の「復帰」を境にして雇用主が米軍から日本政府に移り、しかも政府は解雇撤回を米軍に働きかけないという態度をとっているため、たたかいは困難を極めている。

一、軍事基地撤去・反自衛隊闘争は、いぜんとして根づよくたたかわれている。恩納（おんな）村では「県道104号線封鎖・米軍演習に対する抗議集会」が開かれ、本部（もとぶ）町渡久見地港に立ち寄ろうとした海上自衛隊の新造輸送艦「もとぶ」は、北部地区労、沖教組中・北部支部などの阻止団体によって阻まれ、港への接岸も隊員の上陸も果たせなかった。

一、「復帰」二周年の「五・一五県民総決起大会」は、那覇市与儀公園の中央会場に一万五〇〇〇人が集まる大集会となり、主催者の予想を上回る大会となった。「復帰」二年で沖縄の労働者と県民が直面する問題の焦点は煮つまり、もうがまんがならないという大衆の怒りが定着した。大会宣言は、この日を〝屈辱の日〟と規定した。大会の成功に自信をつけて、復帰協を解散しないで存続させる意向が強まってきた。

一、田中首相が、自民党総裁の資格で七四年六月一四日に沖縄を訪問した。抗議をおそれて空港から演説会場までヘリコプターを使い、抗議団は空港で塩をまいて抗議した。田中首相は空港での記者会見で「総理大臣として沖縄に来たかったが、抗議運動を避けた」と述べた。田中首相の沖縄滞在は、わずか二時間一九分であった。

1　CTS阻止のたたかい

金武湾を守る会

七三年の後半から七四年にかけて、沖縄の運動の最大の特徴は、沖縄本島中部東海岸の与那城（よなぐすく）村平安座（へんざ）島と宮城（みやぎ）島のあいだの海を埋め立てて、そこにCTS（石油貯蔵基地）をつくろうとする三菱の計画と、すでに九五%の海を埋め立てた既成事実に対して、これを阻止する住民運動が起こり、三菱の計画に大きなブレーキがかかったことである。

三菱の計画は、通産省の「沖縄臨海工業基地開発構想」から出発していた。そして運動にとって最大の困難は、屋良革新県政が〝沖縄開発〟という単純な立場でCTS建設計画を支持していたことだった。それに対して反対運動の主体である金武湾を守る会（首里牛善会長）、具志川市民協議会（崎原盛秀会長）、東洋石油基地反対同盟（大城昌夫会長）、石川市民協議会（石川修会長）、宜野座市と環境を守る会（小渡克正会長）の六団体で構成。代表世話人・玉栄清良（沖国大教授）ら始まった。現地の新聞（『沖縄タイムス』、『琉球新報』）からその動きを要約してとり上げよう。

はげしい推移は、七三年一〇月か

▽県の説明会　「屋良知事を呼べ」「年寄りまで話し合いに来ているのに、どうして知事は姿をみせないのか」一〇月一二日夜（県による初の説明会で）、県庁第一庁舎の二階はCTS拡大に反対する中部地区の住民約三〇〇人のはげしい怒りの声で渦巻いた。県側は次長クラス以下の顔ぶれ。屋良知事に電話で何度も出席を要請するが、知事は「きょうはできない」の一点張り。

▽えんえん一一時間の話し合い　一〇月九日開かれた村民と中村与那城村長との話し合いは、深夜までもめつづけた。話し合いはえんえん一一時間におよんだ。その間、反対派の村民一〇〇〇人はだれ一人、帰る人はなく、じっと村長の回答を待った。二〇日午前零時五〇分ようやく姿を見せた村長は「CTSの公害を認め、住民

になに一つ説得できなかった」といった内容の確約書に同意。

▽二〇〇〇人の村民大会　二四日与那城村役場前で開かれた村民大会の会場は、約二〇〇〇人が結集。「承認してもらいたい」と従来の態度を表明したっきりだまり込んでしまった中村村長。「あなたに住民の生命を奪う権利はない。黙ってないで、ただ一つ答えてほしい。なぜ撤回できないのか」と発言を促す婦人。一時間あまり黙り込んでしまった村長は席をたち帰ろうとした。これに会場は総立ち「無責任村長」とバ声が浴びせられた。この時会場後方から警官一〇数人がはいり込んだため、追い出そうとする参加者と押し合いになった。こんどは中村村長が気分が悪いと訴え、倒れてしまい、中部病院に運ばれた。大会は、この後、村幹部不在のまま大会決議を採択。

▽地元から県議会に圧力　日午後与那城村役場内広場で金武湾を守る会から意見を聞いた。地域住民約千人が押しかけ、〝大衆団交〟の様相を呈し、守る会側は「この事態に至って、県議会が重い腰を上げるのはいかにもなまぬるい」として、その責任を追及。最後に守る会は「私たちは県議会当局に対してなんらの誠意をも認めることはできない。住民運動が起こらなければ黙視するということであろう。譲歩案工作のきざしが認められるときは、金武湾を守る会は県議会当局に対し断固とした抗議行動を組む」との声明を発表。ヤジのウズ巻くなかで午後五時閉会。

▽機動隊導入　ついに機動隊が導入された。県は、公開質問状の回答を求めて一一月九日午前、県庁に押しかけてきた一〇〇〇人余の金武湾を守る会の人たちとの〝大衆団交〟を拒否するとともに午前一一時五五分、県警に機動隊導入を要請、機動隊はすわり込んでいる人たちに退去命令を出すとただちに実力を行使した。屋良県政になってからの県庁舎への機動隊導入は、復帰後は初めて。白髪の目立つ老農夫は「子や孫たちの命を守るためにやってきたら、機動隊に引きずり出された。どうせ公害で死ぬなら、ここで死んでもいいとがんばっているが……」と無念そうに県庁をにらみすえた。県庁を追われた金武湾を守る会の住民約一〇〇〇人は、そのまま県庁前にすわり込んだ。この日の行動には、はじめて地元前原高校の生徒約二五〇人が参加、住民の先頭に立った。

▽村長退陣の決議　一一月二二日午後六時からコザ市内諸見小学校校庭で「金武湾を守る会」と中部地区労協共催のCTS阻止中部地区総決起大会、四〇〇〇人（主催者側発表）が参加。与勝の自然と生命を守る会によって与那城の屋慶名区で一一月二九日夜約一〇〇〇人が集まり、「CTS阻止屋慶名区住民大会」。大会は「中村村長が村民大会でCTS公害を認めたにもかかわらずいまになって〝公害はない〟と一部住民にふれ回っているのは余りに無責任で許せない」と村長糾弾の声に埋まった。住民はついに村長退陣の決議。

▽県議会反対を決議　第六回県定例議会は一二月七日開会、この日の本会議でさる一一月一二日に経労委員会を通過した金武湾を守る会から出された「CTS新増設および埋め立て反対」の陳情案件を上程し討論の後、与党の賛成多数で原案を可決した。これまで県労協、沖教組などもCTS反対を表明しており、CTSをめぐって県は屋良知事支持母体から孤立の度合いを深めている。

▽村議会に機動隊　開会中の与那城村議会に一二月二三日午後、警察機動隊が乱入、村民一人が逮捕され、約二〇人がケガした。

議場は机とイスがひっくり返り、窓ガラスが割れ、機動隊のタテでたたかれた傍聴者が逃げまどい、議案書が飛び散り、議員も胸ぐらをつかまえられて引きずり出される〝無法〟の場となった。同日は反対、賛成両派議員が一致点を見いだすべく話し合いの糸口をつかみ、ＣＴＳ問題で新たな局面が開ける矢先だっただけに機動隊の乱入は話し合いの芽をつんだ形になった。機動隊導入で議会が荒らされた与那城村の定例議会最終日二四日午前一一時現在、議会事務局員、赤嶺議長ほか保守系議員一三人は姿を見せず、議会は開会されていない。与勝の自然と生命を守る会員、与那城村民、沖教組中頭支部、中部地区労など支援団体およそ一〇〇〇人が午前九時から与那城村役場に集結しているが、肝心の議長、中村村長はじめ役場三役が〝雲隠れ〟している。

▽新年早々の〝住民パワー〟　金武湾を守る会の一〇〇人余は、御用始めの四日午前県庁に押しかけ、先に提出した公開質問状に対する回答とＣＴＳとの白紙撤回を迫り、新年早々〝住民パワー〟が爆発した。金武湾を守る会の人たちは、知事室前廊下にはいり、知事との会見を求めた。しかし県は知事の日程（前から組まれていた録画とり）がつまっていたことから知事との会見を拒否し、知事が、知事室から出ようとすると、廊下に詰めかけていた守る会の人たちが取り巻き「録画とりとＣＴＳ問題とどっちが大事か」と抗議するとともに県の姿勢を追及。守る会側は「村民ひとりびとりと話し合うべきだ」「革新の原点に帰れ」とＣＴＳの撤回を迫った。県庁職員が守る会の人たちをかき分けて道をあけ、知事はもみくちゃになりながら外出した。

▽沖教組に要請　金武湾を守る会に所属している与勝出身教師の代表一八人は沖教組本部に対し「沖教組は早急に具体的行動に取り組んでほしい」と要請をおこなった。平敷委員長は「沖教組はすでに県へ新増設反対を文書で申し入れ、教研集会でアピールを採択し、教宣資料も準備中である。きたる臨時大会では反対決議を用意している」と答えた。代表はこれに満足せず「住民運動と早急に話し合いをもて、機動隊乱入に抗議せよ、カンパ活動を展開せよ、下部討議を始めよ」など具体的闘争日程を要求。

▽屋良知事、ついに反対を表明　屋良知事は一月一九日夕、「公害に対する住民の反対運動の盛り上がりや経済政策に対する価値観の変化などから、県としてはＣＴＳの立地に反対し、ＣＴＳへの貯蔵量配分はいっさい行わない」との声明を発表した。これにより、当面二五〇万キロリットル、将来七〇〇万キロリットルの備蓄を目標にＣＴＳ建設工事の九五％を終わっている沖縄三菱開発は、まったく配分を受けられなくなるほか、既存の、沖縄共同ターミナル（ガルフ系）も増量を受けられないことになる。（この項『朝日新聞』一月二〇日）

▽屋良知事、三菱に撤回を伝達　屋良知事は一月二三日午後、知事公舎に沖縄三菱開発の小西是夫社長、沖縄石油基地株式会社の今東寿雄社長らを招いてＣＴＳの誘致撤回を伝えるとともに「埋め立て地（ＣＴＳ建設用地）にＣＴＳ以外の無公害優良企業を立地するよう」要請した。これに対し三菱側は「ＣＴＳは公害性事業ではない」として、逆にＣＴＳ立地について知事に再考を促し、話し合いは平行線をたどった。話し合いのあと、三菱の小西社長、県の大島知事公室長が別々に記者会見して話し合いの内容を発表。このなかで小西社長は質問に答え、①埋め立て工事は九五％済み、シーバー

スも年内完成の予定であり、来年二月から（CTSの）操業を開始したい、②しかし法律的な解決は極力避け、なんとか県のご理解を得たいと思うと述べた。また大島公室長は「三菱から再考を要請されたが、再考の余地はない」と語った。

予断を許さぬ情勢

CTSをめぐる問題は、その後も緊迫をつづけている。沖縄三菱開発KKは五月二〇日、県土木課に平安座島、宮城島間の埋め立て竣工認可申請を提出、これに対し新垣副知事は「基本的にはCTS反対である。しかし竣工認可申請については法的な問題もあり、土木部を中心に検討している」と確答をさけた。

三菱開発はこのような申請をする一方、既成事実をつくるためシーバース（船舶停泊施設）の突貫工事を始めた。これに対し金武湾を守る会は五月一九日、勝連半島の屋慶名から平安座島に渡る海中道路（二年前の沖縄「返還」の直前に平安座島のガルフ石油の手によって完成）の入口で、地元住民約三〇〇人、沖教組、全軍労、県労協青年部、具志川市民協など五〇〇人余が参加して「CTSすわり込み総決起大会」を開き、そのまま屋慶名の沖縄三菱開発の事務所横で四日間のすわり込み闘争に突入。また六月三日からは、県庁前ですわり込みにはいった。

県のあいまいな姿勢と相まって、予断を許さない情勢はつづいている。

2　ストに明け暮れた全軍労の一年

集中的な攻撃

沖縄の労働運動で集中的な攻撃を受けたのは、全軍労の労働者であった。したがってストは日常化し、あたかもストが日常闘争になった。米軍による解雇者は、復帰後七三年末まで二七一八人（解雇通告者数三四三六人）、七四年一月から四月三〇日まで一二五四人（通告者数一月から六月六日まで二二九一人）、合計三九七二人（五七二七人）（『沖縄タイムス』六月九日）にのぼった。

政府の解雇黙認政策

米軍による解雇は、政府の政策によって黙認され、支持されていた。政府関係の次の二つの言動は、その事実を裏書きするものといえよう。

(1)「復帰後、間接雇用になっても軍従業員の地位は米軍から包括的に承継されたから、雇用関係はそのまま存在する。解雇された軍従業員の地位と賃金を支払え」と国を相手どり、民事訴訟を起こしていた全軍労那覇支部の宮平勝さんら原告八人にかかわる雇用関係存在確認請求事件の判決公判が七三年一二月一九日午前、那覇地裁民事第三部（川崎義徳裁判長、比嘉、喜如嘉両陪席判事）で開かれた。川崎裁判長は国側の主張を全面的に認め、全軍労の主張を「雇用関係は成立しない」と棄却した。（『琉球新報』七三年一二月一九日）

(2)　在沖縄米陸軍は七四年一月二日、牧港兵たん基地の従業員一三三七人を三月三一日付で解雇すると発表したことに対し、防衛施設庁は基地の整理統合にともなうものであれば人員整理は当然ということで、全軍労から解雇撤回の申し入れがあっても米軍側に働きかけることはせず、昨年からの沖縄基地の整理統合をめぐる日米両政府間の話し合いが進展し、近く日米安全保障協議委員会で、かなりの整理統合が正式合意されることになっている以上、これにともなって沖縄基地従業員の解雇が出るのは当然でやむをえないという考え方、ただ今回の解雇発表については、一〇〇〇人以下になると踏んでいたが、一三〇〇人を超えたのはやや予想を上回った、としている。(『琉球新報』七四年一月六日)

基地とその矛盾

七四年にはいって、事態はいっそう深刻になった。「基地とその矛盾と失業」と題して、『沖縄タイムス』の主張(七四年六月二七日)は、問題点を次のように指摘した。

【基地とその矛盾と失業(『沖縄タイムス』主張「七四年六月二七日付」)】

デビッド在沖縄米軍司令官の「米陸軍再編成に伴う千五百人解雇」という発表は、県や全軍労にとっては、大きな衝撃になっているのではないか、と想像される。さらに実質的な解雇にもつながるパート制の問題もあり、もし予定通り強行されるようになれば、深刻な政治問題にもなろう。

戦争で破壊された沖縄では、本土からの分離ということもあって、米軍に頼らざるを得なかった。公的な職場以外には、これという就職の機会もなく、生きるためには、低賃金でも米軍基地か、それと関連するところに職を求めるほかはなかった。「軍作業」は失業の安全弁などといわれたものであるが、言い換えれば、それは一種の強制労働のようなものではなかったか。基地の中で働く人たちには、ずっと矛盾と犠牲がつきまとってきた、といえる。

まず第一には、それは根本的なことであったが、米軍の沖縄占領であり、広大な地域を基地構築のため接収したことだ。米軍の長期占領そのものが、変則であり、その根拠があいまいなものであるにかかわらず、米軍が絶対的な権限を行使したことである。そこから布令一一六号などが公布され、基地従業員をしめつけた。土地がつぎつぎ接収され、農民が労働者として職を求めざるを得なくなった。それは見方によっては、基地従業員の予備軍のようなものでもあっただろう。それが基地従業員の立場を弱くし不安定なものにする。

第二は復帰後の現実だ。安保条約—地位協定で、米軍の権限は法的に確認され、基地従業員に対しては、さらに厳しい態度になってきたのである。転職の自由の幅の狭い沖縄で、米軍はやりたい放題である。そして、戦争中からずっと、このような状況をつくり出してきた日本政府は、冷淡そのものだ。しかもその政府は、復帰時に公用地法を制定、解雇を黙認し、土地開放を阻止している。県に基地従業員に関する業務まで委託しているのだ。

一月以降の状況

こういう事態のなかで、全軍労は七三年九月七日、エックスチェンジIHA雇用員のパート制切り替え、旧第四種の不当解雇、組織弾圧などに抗議、その撤回を要求して二四時間全面ストライキに突入したが、ここではその後七四年一月一日以降の状況をあげておこう。

一・　二　米軍、一三三七人の抜き打ち解雇通告
一・　四　全軍労緊急執行委で、米軍との総対決方針
一・　七　全軍労、那覇防衛施設局に撤回要請、権限ないと物別れ
一・一〇　牧港支部が決起集会
一・一七　屋良—メイプルス会談「通告撤回は不可能」と拒否
一・二一　友寄委員長、田代施設庁長官に要請

一・二三　エックスチェンジ支部、旧正月三日間スト突入
一・二四　米軍が一三一人余分に解雇通告、実際は一二〇六人
一・二八　全軍労、大量首切り合理化撤回要求総決起大会
一・三〇　青年部総決起集会
二・　三　第三五回臨時大会、七四年春闘と首切り合理化撤回闘争方針決定、スト権確立
二・一三　IHA一二二人に解雇通告
二・一五　普天間マリン支部二四時間スト
二・二二　全軍労、第一波基地内四時間スト
三・一一　嘉手納空軍で二九〇人パート制の動き
三・一三　屋良知事、デビット司令官に抗議、撤回申し入れ
三・一三　全軍労、松崎労務部長と団交、進展なし
三・一六　クラブ従業員IHA五〇人に解雇通告
三・二二　エックスチェンジ支部、二四時間拠点スト
三・二六　全軍労、全国統一行動に呼応、二四時間スト
三・二九　空軍支部、二四時間スト
三・二九　六四八人の解雇発表
三・三〇　屋良知事、事前協議もないと米軍に抗議談話
四・　一　空軍支部、一週間スト突入
四・　三　新垣副知事、ベイナー空軍司令官にパート制撤回要請
四・　四　中闘委、一一日の統一ストに二四時間スト決行決める
四・一一　全軍労二四時間スト
五・　二　心理作戦部隊の一四人解雇通告
五・　二　ズケラン支部スペッシャルサービス分会二四時間スト
五・　二　ORE、五九人解雇、一五四人パート通告
五・　六　ミルクプラント闘争に米兵出動
五・一五　在日米軍、牧港など一一六人解雇通告
五・一七　ダイナレクトロン八一人に解雇通告
五・二一　ミルクプラント第三波順法闘争
五・二一　全軍労、県渉外部と団交、進展なし
五・二一　警備員支部二四時間スト
五・三〇　エックスチェンジ支部三日間スト突入
五・三〇　全軍労、六月一三～一四日、四八時間スト方針発表
六・　一　エックスチェンジ支部県庁前ですわり込み
六・　一　全軍労、県議会与党各派に要請
六・　六　IHA一〇二人解雇通告
六・　七　那覇支部、二四時間スト

なお、沖縄の労働運動のなかで沖教組から分離、独立した沖縄県校長・教頭組合（照屋正雄委員長）が七三年一二月二七日結成されたことは、はげしくたたかってきた沖縄の労働運動の歴史的な継続を示すものとして本土では見られないことである。校長・教頭組合は沖教組とは今後とも、「協力提携」していくことになっているが、県下の公立小中学校の校長、教頭は六〇〇人余で、そのうち沖教組には約三分の一にあたる二〇一人が残っていた（七三年四月二八日現在）。

校長・教頭組合

3　軍事基地撤去・反自衛隊闘争

軍事基地撤去・自衛隊反対の県民感情はいぜんとして強く、恩納村の「県道104号線封鎖・米軍演習に対する抗議集会」（七三年一二月二一日）などとともに、自衛隊病院の設置も「医療事情の悪い沖縄で自衛隊員とその家族だけしか使用できない自衛隊病院をつくることは県民の反自衛隊感情をあおることになる」との山中防衛庁長官の判断（『琉球新報』七三月九月一二日）があって見送りとなった。

七四年六月には自衛艦がついに入港できないという事件が起こった。二四日午前六時ごろ、本部町渡久地に立ち寄った海上自衛隊佐世保地方隊の新造輸送艦「もとぶ」（一五〇〇トン）は、北部地区労、沖教組中・北部支部、本部町青年会有志など約二〇〇人の阻止団体にはばまれ、渡久地港への接岸も隊員の上陸も果たせなかった。新造輸送艦「もとぶ」は艦名ゆかりの本部町の神社で航海安全を祈願する予定だったといわれる。予想以上の抗議団の激しさに渡久地港沖二キロの地点で停泊、そこで又吉陸将補ら沖縄駐屯自衛隊幹部、並里安博本部町長、島崎正吉議長らを招いてレセプションをおこない、同日午後二時ごろ南部へ向け去った（『沖縄タイムス』七四年六月二五日）。

4　「復帰」二周年の総決起大会

前年をしのぐ大集会

復帰協主催の「五・一五県民総決起大会」が七四年五月一五日午後六時から那覇市与儀公園と宮古、八重山で開かれた。中央会場の与儀公園には、一〇割動員の沖教組をはじめ、各労組、民主団体、政党員ら約一万人（主催者発表は中央会場で一万五〇〇〇人、宮古、八重山を含めて二万人）が参加「狂乱物価、乱開発、基地強化の中で迎えた復帰満二年の現実を反映し、前年大会をしのぐ大集会で県民の怒りを爆発させ、県民の怒りの強さを改めて知らしめるもの——と主催者の予想を上回る大会となった。」（『琉球新報』五月一六日付）

前年の大会との相違は、大会宣言にもはっきりと反映していた。前年の大会宣言は、次のように述べていた。「本日沖縄は、五・一五『沖縄処分』による欺瞞的返還から一年目を迎えた。沖縄の現状は、二十七年間一途に祖国復帰を要求しつづけてきた県民にとって、夢想だにしなかった状態にある。……」。その年の五・一五当時は、沖縄が直面させられている諸問題はまだ激しく進行中であった。そして沖縄県民は怒りとともに問題があまりにもたくさんありすぎて、焦点をつかみかねるものがあった。それが、「夢想だにしなかった」という述懐にも反映していた。

その後一年、問題の焦点はいっそう煮つまり、県民の怒りは定着した。もうがまんがならないという怒りが、七四年の大会宣言と大会の状況にはっきり現われた。五月に予定していた田中首相の沖縄訪問が取りやめになったのも、県民の怒りを恐れたからであった。（その後六月に、田中首相は自民党総裁の肩書で沖縄を訪問した。）

「復帰」二周年の大会宣言は、この日を「屈辱の日」と規定した。

【復帰二周年大会宣言】

本日、五月十五日は、日米両政府の欺瞞的返還による「沖縄処分」から満二カ年目に当たる屈辱の日であり、われわれは、この日を、憤まんと焦燥が交錯する中で迎えた。

復帰二年目の沖縄の現状は、われわれが当初から予測し指摘した通り、日米共同声明路線に基づく沖縄返還の危険性と、各面にわたる混乱が正に的中した状況にあり、アメリカ帝国主義と自民党政府の軍事的・政治的再編のための五・一五「沖縄処分」であったことは、いまや明白である。

核ぬき本土並みといわれた米軍基地にほとんど変化はなく、逆に基地機能は強化される方向にあり、さらに、憲法違反の自衛隊を配備することによって、これを補完し、共同作戦を展開して、日米安保をアジア核安保体制へ変質拡大させ、近隣諸国へ脅威を与えると共に、緊張の根源となっている。

また、沖縄返還に対する自民党政府の無策、無責任に起因して、政治、経済、社会各面の混乱はその極に達しており、中央集権化によって自治は抑圧され、狂乱物価のインフレは海洋博で更に拍車をかけ、土地の買い占め、乱開発、自然環境破壊に加えて、一向に後を断たない米兵による凶悪犯罪や、麻薬、売春等々、実に沖縄破壊の様相を呈している。

沖縄一〇〇万県民の二七年にわたる、異民族支配脱却の苦難に満ちた闘いは、その初歩的な勝利として、「五・一五返還」をかちとったのであるが、この事によって、「沖縄問題」は終わったのではなしに、闘いは正にこれからであり、五・一五闘争を契機に、新たな決意のもとに決起しなければならない。

われわれは、本日の闘いを起点として、更に団結を固め、次のスローガンをかかげて闘い抜くことを、ここに宣言する。

一、日米両政府の「沖縄処分」を糾弾し「戦後処理」の完全実施をかちとろう。

一、四次防と自衛隊に反対し、一切の軍事基地を撤去させ、安保廃棄をかちとろう。

一、自然、環境破壊の海洋博と公害企業ＣＴＳに反対し、田中内閣の列島破壊と狂乱物価から県民生活の防衛と自治をかちとろう。

一、日米両政府による県道封鎖、北部ダムでの米軍演習に抗議し、一切の演習を阻止しよう。

一、靖国法案、刑法改正等の反動立法に反対し、労働組合への刑事弾圧を粉砕しよう。

一、参議院選に勝利し、田中内閣の打倒と政治の革新をかちとろう。

一、軍国主義復活を阻止し、国際連帯を強化してアジアの平和をかちとろう。

復帰協存続の見とおし

情勢の発展と大会の成功のなかから、復帰協存続の意向が強まってきた。

「沖縄大衆運動の中核的役割を担ってきた沖縄県祖国復帰協議会（桃原用行会長）は『復帰』の目標達成以降、運動の目標を見失い、合わせて組織内部から解散提起が行われるなど低迷状況が続いているが、さる一五日の県民大会成功を機に情勢に十分対応できる運動体として再出発すべきだとの声が民主団体、政党の間から高まっている。『5・15県民大会』は久方ぶりに一万人を超す動員をかちとった復帰後の沖縄の状況に広範な県民大衆が不満を表明した現れだと復帰協幹部は受けとっている。それだけに同幹部らは『幅広い県民を結集する運動体の結成が望まれている』として自信を深めてお

り、復帰協の組織形態を維持したまま、名称を変えた運動体が誕生する見通しが強まってきた。」（『琉球新報』五月二〇日付）

5　田中首相の沖縄訪問

ヘリでかけ抜ける

田中首相は自民党総裁として七四年六月一四日午後、来沖したが空港から自民党県連主催の参院選予定候補者の演説会場に抗議団を避けるかのようにヘリコプターで直行、しかも演説会場の与儀公園へのヘリ直接乗り入れが那覇市役所当局から公園付近が市街地であることでクレームがつき急遽、公園裏手の与儀ガソリンタンク跡の草原に降り立つ羽目になった。このため一三日早朝からヘリの着陸地点のタンク跡にブルが入れられ整地作業に当たるなどあわただしい動きを見せた。沖縄現地の新聞も、「〝票集め〟の全国遊説で遊説先の県民との接触を避け、ヘリでかけ抜けるのは全く異例なスケジュール。それだけに一三日夕方、ガソリンタンク跡地を下見に来た自民党県連の幹部らの表情はさえず、草ぼうぼうの原っぱでタメ息をついていた。」（『琉球新報』六月一四日付）と報道していた。

「抗議のハンガーストにはいった牧師、空港で抗議行動をする労組、復帰協による抗議の県民大会など動きが活発化してきた。『総理が自分の国内で気軽に訪問できないのは沖縄県だけである』――との実態を浮き彫りにした。『田中首相に訴える』――の声明をだして二日間のハンストにはいったのは日本キリスト教会の池永倫明牧師。靖国法案に激しい怒りをこめて首相に文書で『沖縄の将来のために目ざめよ』と切々たる訴え」（『沖縄タイムス』六月一四日付）。

マスコミ労協、全軍労空軍支部、県労協青年協の組合員や県学連の学生ら四百人余は、同日午後一時空港線にはいる三差路付近に集結「反動田中帰れ」を叫びながら空港までデモ行進した。警備本部の機動隊約五〇人と制・私服警備班五〇人ほどが事前に空港ターミナル内外に配置され、抗議デモの一隊が到着すると同時に規制に乗り出した。抗議団は、ターミナル出口の脇で「刑法大改悪、小選挙区制粉砕」と染め抜いた横幕を張った隊列を組み、田中首相が到着する二〇分前から与儀の大会場へ向けてヘリコプターで飛び立った午後三時すぎまで「田中帰れ」のシュプレヒコールをくり返し「諸悪の根源を追い払え」と全員が食塩を空中にばらまいて気勢をあげた。

田中首相の記者会見

田中首相は、空港での記者会見で次のように述べた。

一、率直にいって海洋博の開催は早かったかなーと思う。沖縄がもっと落ち着いてから、腰を落ち着けて長期計画のなかでやってもという気持ちはあった。しかし現実にはしかたがない。現れている現象を抑制することに最大限の努力を払いたい。沖縄の経済構造は第一次産業二一%、第二次一九%、第三次六〇%となっている。さらに二一%を占める第一次産業の県民所得のなかに占める比率はわずか五%でしかない。こういう特殊な構造にある沖縄の経済成長は慎重にやるべきだった。振興開発計画はバタバタとまとめてもしかたがない。昭和五一年―六〇年を計画年次とする国土計画に基づいてもう一度洗い直す必要がある。昭和六〇年以降はどうある

べきか県民主体で考える。アルミ問題、金武湾開発、CTSなどもさらに考え直すとすれば、その代わりに何を確保するかを県民で真剣に考えるべきだ。

一、いまのところ総理大臣として沖縄訪問の予定はない。総理大臣として沖縄にきたかったが、抗議運動を避けた。抗議の気持ちはわかるが、総理としてくることはできなかった。(『琉球新報』六月一四日)

抗議の県民大会

復帰協主催「諸悪の根源田中内閣糾弾県民大会」には、午後六時半から県庁前広場に加盟五〇団体から約六〇〇〇人が集まった。会場には、この日四八時間ストの総括集会を終えた全軍労の組合員約五〇〇人が組合旗を押し立ててのをはじめ、開会時には教員、県労協、金武湾を守る会の会員らがぞくぞく詰めかけ、組合旗、団体旗がびっしり。「たとえ自民党総裁としての来県でも、県民の暮らしを脅やかしている政治を思えば、足を踏み入れることはできないはずだ」(金武湾を守る会)、「どんどん首切りがおこなわれるなかであすの生活さえ覚つかない軍雇用者のために一体何をしてくれたのか。そもそも復帰がわれわれの望む方向と大きく違ったからではないか」(全軍労)などと、意見発表に立った一人びとりが、田中内閣を厳しく攻撃した。大会に参加した沖縄市のある小学校教諭は「田中首相が一国の首相として来沖できずに自民党総裁として来たのは哀れというほかない。日教組幹部を逮捕し、君が代、日の丸の法制化、靖国神社の国家護持…と田中内閣は軍国主義の道をつき進んでいる。今私たちがこれに歯止めをしなければ取り返しがつかない。このためにも参院選では革新の圧勝をめざす」と述べた。(『沖縄タイムス』六月一五日)

田中首相の沖縄滞在は、わずか二時間一九分であった。

大会は、「田中内閣の悪政を糾弾する決議」「日教組に対する刑事弾圧に抗議する決議」「基地労働者の大量首切りに抗議する決議」「CTS建設中止を要求する決議」を採択した。

【田中内閣の悪政を糾弾する決議】

わが沖縄県にあっては、戦後処理と二七年間の米軍支配下における本土との較差是正を政府の責任において行おうとするどころか、復帰によって沖縄問題は終わったとして、逆に自衛隊の強行配備、軍用地の強制収用、基地労働者の大量首切り、県道封鎖による実弾演習、北部ダムにおけるゲリラ演習など米軍演習の自由放任、独占公害企業三菱のCTSの建設、土地の買い占めと乱開発、農業の破壊と中小零細企業の倒産、文化財と自然環境の破壊等々、枚挙にいとまのない県民に敵対する反動政策を強引に推し進めている。このような田中内閣の存在を許すことは、自らの生活と権利の抑圧、侵略戦争への危険な道を座して待つに等しい。

いまや国民の怒りは頂点に達している。一三%という史上最低の、田中内閣に対する支持率によっても明らかのように、狂乱物価と列島破壊の元凶であり、弾圧と強要、そして厚顔不遜な田中内閣は、まさに諸悪の根源であり、その軍国主義、ファッショ化を、断固として阻止しなければならない。

田中首相の本日の来沖に当たって、最高責任者としての政治的責任を放棄し本質をすり替え、選挙に狂奔する卑劣な態度に満身の怒りをもって抗議すると共に、田中内閣の即時退陣を要求し、組織の全力をあげてその打倒のため闘い抜くことを明らかにする。

右決議する。

【基地労働者の大量首切りに抗議する決議】

欺まん的沖縄返還後二年余を経過した今日、沖縄の軍事基地は、ニクソン・ドクトリンを基軸に、アメリカ帝国主義の新たなアジア戦略の前線基地として、その本質を一層露呈している。このことは、沖縄の米軍基地の現状を見れば極めて明白である。即ち基地縮小の伴わない整理統合と基地機能の強化拡大さらには自衛隊配備による基地の共同作戦の展開の実態で

あり、一方、安あがり基地維持のための基地労働者の、激しい首切り合理化の事実によって明らかである。一九六九年、佐藤・ニクソン会談によって沖縄返還の目途づけが行われるや、早速空軍及びマリンを中心に、基地労働者の首切り合理化攻撃が開始され、復帰前に、すでに、六、八三三人の労働者を一方的に解雇、失業の路頭に放り込んできた。

われわれは、基地労働者にかけられている首切り攻撃が、単に基地労働者だけの生活破壊や人権じゅうりんにとどまらず、沖縄県民全体に加えられた弾圧と攻撃であるとして受け止め、総力を挙げて連帯し闘うことを明らかにし、基地労働者の大量首切りに対して厳重に抗議すると共に、即時撤回するよう要求するものである。

右決議する。

【CTSの建設中止を要求する決議】

平安座島における三菱資本のCTS建設問題は、その用地埋め立てを完了し、シーバース建設も七〇%まで進行して、いよいよ重大な局面を迎えた。

CTSを立地するに当たり、三菱資本は「CTSだけだから公害はないし、離島苦の解消にもなる」と宣伝しているが、高度経済成長政策のエネルギー源として、日本列島各地を汚染し破壊してきたCTSは、いまや全国各地から拒絶されるに至った。

われわれは、沖縄の自然環境と県民の健康と生活を守るために本日の県民大会の名において、公害企業であり、軍事関連産業である三菱CTSの建設を、断固阻止する決意を一層鮮明にすると共に、即時中止を要求するものである。

右決議する。

【参考資料】(1)『沖縄タイムス』、(2)『琉球新報』、(3)沖縄事情研究会『沖縄事情』

概要□国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合――国際労働組合組織の諸形態／わが国労働組合の加盟／国際労働組合運動の新しい局面／欧州労連の結成と拡大／人種隔離政策反対世界労働組合会議／欧州労働組合幹部会議／国際労働組合組織のあいだの接触の拡大／国際映画放送労働組合連盟の結成／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟と国際金属労連日本協議会の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連系の会議／国際自由労連系の会議

XI 国際労働組合運動と日本

概要

一、一九七三～七四年の時期には、冷戦期いらい分裂がつづいた国際労働組合運動の分野で、諸組織間の交流と部分的には組織統一の方向が明確にでてきた。七三年二月に国際自由労連傘下組合が結成した欧州労連は、七四年に国際労連傘下組合を組織内に迎えいれ、さらに世界労連傘下組合とのあいだに加盟交渉を開始した。七三年六月にジュネーヴで世界労連、国際自由労連、国際労連が参加するアパルトヘイト反対の世界労働組合会議が開かれたのにつづいて、七四年一月にはＩＬＯ欧州地域会議を機会にこれらの組織傘下の欧州労働組合幹部の合同会議が開催され、また、国際労働組合組織のあいだでは、それぞれ定期的会議がおこなわれるようになった。三つの国際労働組合組織の枠をこえた統一組織として国際映画放送労働組合連盟の結成が七四年二月に発足したことも注目される。

一、総評・中立労連はベトナム総工会、朝鮮職業総同盟、フランス労働総同盟、自由ドイツ労働総同盟などとの交流をふかめるとともに、七四年春闘にさいしては支援要請の国際アピールをだし、またこの問題で国際シンポジウムを開くなど、具体的な国際的共闘の展開につとめた。同盟と国際金属労連日本協議会は国際自由労連、ＩＴＳ、国際金属労連などと協力して、わが国で多国籍企業問題に

関する一連の国際セミナーを開催した。また同盟がソ連の労働組合中央評議会との交流に応じ、海員組合、全繊同盟が正式代表を中国に送るなど、新しい動きがみられた。

一、この期間に開催された世界労連系の国際会議には、①世界教員連盟第一〇回総会、②パレスチナ労働者・人民支援国際労組委員会第二回会議、③第八回世界労働組合大会があり、国際自由労連系の国際会議としては、①国際自由労連第五九回ならびに第六〇回執行委員会、②国際金属労連中央委員会、③国際金属労連第一回アジア自動車セミナー、④多国籍企業に関するアジア・セミナー、⑤国際自由労連とITSの多国籍企業に対する第二回合同作業部会、⑥国際金属労連第一回アジア電機電子労組セミナーなどがあった。

1　国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態

現在、国際労働組合組織には大別して次の三種類のものが含まれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟(略称、世界労連、WFTU)、国際自由労連(ICFTU)、国際労働組合連合(国際労連、WCL)、②産業別・職業別の国際労働組合――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インターナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定を結んでいる一六の国際産業別・職業別組織(ITS)、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および、七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連のようにそのいずれにも属さず、それらの枠をこえた国際産業別組織、③労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した組織――アラブ国際労働組合連合(CATU)、全アフリカ労連、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議(以上、世界労連と友好関係)、アフリカ労働組合連合(国際自由労連系)、および七三年二月結成の欧州労働組合連盟(欧州労連、ETUC)。

(注)　欧州労連は欧州地域の国際自由労連傘下組合で結成されたが、国際自由労連の欧州地域組織ではなく、国際労連および世界労連傘下の組合中の組織を参加させつつあることは、次節で述べるとおりである。

わが国労働組合の加盟

以上の国際労働組合組織のうち、わが国の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九七四年六月末日現在におけるわが国労働組合の国際労働組合組織に対する加盟関係は、次のとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、全日自労

【国際自由労連】　同盟、全逓、全鉱、炭労、都市交通、日放労

【世界労連傘下の産業別労働組合インターナショナル】　①建築木材建築資材産業労働組合インターナショナル――全建労、全日自労、②運輸港湾漁業労

働組合インタナショナル――全自交
【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動力車、全日通、都市交通、海員、交通公社、全日航乗務、③国際繊維被服皮革労連ＩＦＴＧＬＷ――全繊同盟、④国際化学一般労連ＩＣＦ――全化同盟、紙パ総連合、全繊同盟、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、全郵政　⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、全鉱、全炭鉱、⑦国際食品関連労連ＩＵＦ――全国ビール、明乳、⑧国際石油化学労連ＩＦＰＣＷ――合化労連、全石油、新化学石油労連ＩＦＰＣＷと国際化学一般なおＩＴＳのうち、国際化学石油労連ＩＦＰＣＷと国際化学一般労連ＩＣＦとは、七三年一〇月と一一月に開催されたそれぞれの大会で、七四年二月を目途に両組織を合同することを決定しており、また七四年一月三〇日にわが国で結成されたゴム労連はＩＣＦ加盟の方針を創立大会で決定している。

2　国際労働組合組織の動向

国際労働組合運動の新しい局面

一九六七年に国際通貨危機が表面化していらいとりわけ危機的様相を深めた世界資本主義経済、そのもとで進行するインフレーションとそれによる実質賃金の低下や雇用不安、それに加えて多国籍企業の進出による賃金・雇用・労働組合権への脅威、さらにはこうした状況のもとで各国の労働組合運動内にみられた労資協調主義派の後退と階級的潮流の勢力増大は、一九七三～七四年の時期に国際労働組合運動に新しい局面をきりひらいたかに思われる。一九四九年に世界労連から分裂して国際自由労連が結成されていらい、国際自由労連は社会主義諸国の労働組合を〝偽組合〟と呼び、世界労連との接触をいっさい拒否していた。それが六〇年代後半、国際自由労連傘下の欧州諸国の労働組合のいくつかが、世界労連傘下組合と統一行動をおこない、またほとんどの国の組織が東西交流にふみきるなかで、国際自由労連の世界労連に対する態度もいくぶんやわらぎ、これを快く思わないアメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯがまず一九六九年に国際自由労連を脱退したが、一九七三～七四年に見られたのは、さらに一歩を進めて、世界労連、国際自由労連、国際労連という国際労働組合三組織のあいだに話し合いと協力の関係がうみだされるという、画期的な事実である。

欧州労連の結成と拡大

七三年二月九日に国際自由労連加盟の欧州の一七組織で欧州労連ＥＴＵＣが結成された。創立大会ではこの組織を国際自由労連の地域組織にするか、それとも国際自由労連から独立し、他の組合に門戸を開いたものにするかで意見がたたかわされたが、前者を主張するフランスの「労働者の力」、ドイツ労働総同盟、その他スイス、オーストリアの組織の代表は、ベルギーとイタリアに支持されたイギリス労働組合会議の主張に一一対五で敗れ、欧州労連は国際自由労連の地域組織でなく、門戸を開いた組織として結成された。

欧州労連の会長に選ばれたのは、当時イギリス労働組合会議の議長であったフェザーであり、イギリス労働組合会議は、前年の大会にひきつづいて七三年九月の大会でも、世界労連、国際自由労連、国際労連の組織統一を支持することを決議していたところから、と

うぜん予測されたところであるが、欧州労連執行委員会は国際労連傘下組織とのあいだに交渉を開始して、七四年一月二四～二五日の執行委員会会議でこれらの組織の欧州労連加盟を承認、ついでフランス労働総同盟、イタリア労働総同盟など世界労連加盟組織とのあいだでも同じような交渉を開始した。そしてイギリス労働組合会議、イタリアの二つの国際自由労連加盟組織（労働同盟ＵＩＬと労働組合連合ＣＩＳＬ）、ベルギー労働総同盟などは これらの世界労連傘下組合の加盟を支持する意向を表明している。

第二に注目されるのは、世界労連、国際自由労連、国際労連、アフリカ地域労働組合組織の各代表とＩＬＯ理事会労働者側委員で構成された準備委員会の主催のもとに、七三年六月一五～一六日にジュネーヴでアパルトヘイト反対の世界労働組合会議が開催されたことである。

人種隔離政策反対世界労働組合会議

会議には、二億五〇〇〇万人の組合員をもつ二〇〇以上の各国労働組合組織を代表する三八〇人の代議員が参加した。このように世界の労働組合運動のあらゆる傾向を網羅した労働組合統一会議が開かれたのは、一九四九年に世界労連が分裂していらいはじめてのことであった。

会議には、隔離政策反対の行動に関する決議を採択したが、それは次のように述べている。

【会議が採択した決議（一部）】

全世界の労働組合組織はその行動をひきつづき強化し、次の目的で自国政府に圧力をかけること。

――どこの場所でも、隔離政策と人種主義と人種差別の行われているところでの反対の国際行動を始め、支援すること。

――隔離政策を人道に反する国際犯罪ときめている国際条約をすみやかに批准すること。

――隔離政策にかんする国連の決定や決議を厳正に実行させること……。

全労働組合組織は、以上の目的を履行し、この行動に全組合員が協力するよう、それぞれの組織の力量に応じてあらゆる手段をとることを要請する。そして特に、

――南アフリカへの熟練労働者の移住を強力に阻止すること。／――南アフリカを援助している経済・金融グループに、援助をやめるよう圧力を加えること。／――南アフリカまたはザンビアの輸出入商品の積込み、荷卸し及び南アフリカの船舶、飛行機をボイコットすること。／――消費者団体と協力して、南アフリカからの直接、間接の輸入物資をボイコットすること。／――南アフリカに支店をもっている会社の従業員によって、これら支店で働いている南アフリカ人労働者に対する賃金差別を打破するよう会社に圧力を加えること。／――南アフリカの代表が参加するスポーツ・文化行事をすべてボイコットすること。／――あらゆる情報手段によって南アフリカ事情を定期的に組合員や世論に知らせること。／――隔離政策にかんする決議を効果的に履行することと、更に、一九七一年の国際労働会議で採択された人種主義・人種差別と闘う国際行動年に対するＩＬＯの貢献を強調すること、この行動年は、南アフリカの雇用差別の撤廃と、基本的人権、労働組合の権利回復をはかるＩＬＯの長期計画を規定している。／――国内レベルで隔離政策と人種差別、植民地制度に反対の労働組合の委員会を設立すること。この委員会の任務は、労働界での労働者組織による具体的行動を発展させるだろう。／――国連総会の決定によって、一九七三年一二月一〇日からはじまる人種主義、人種差別とたたかう一〇年の行動に積極的に参加すること、この日は世界人権宣言の二五周年記念にあたる。／――一九七三年一二月一〇日に南アフリカの差別的隔離政策に反対する世界的行動週間をはじめること。

欧州労働組合幹部会議

第三に注目されるのは欧州労働組合の幹部会議の開催である。七四年一月一四～

二三日にＩＬＯ第二回欧州地域会議がジュネーヴで二〇年ぶりに開かれた。冷戦とそれにもとづく組合間の対立から、長期にわたって開催できないでいたこの会議が開催されたこと自体、一つの「事件」であったが、それだけでなく、この会議の機会を利用して、一月一九日には、国際自由労連傘下一七、世界労連傘下一四、国際労連傘下六、無所属四、合計四一の欧州諸国各ナショナルセンターの会長、書記長その他約二〇〇名で構成される「欧州地域諸労組の幹部の会議」が開催された。欧州の労組で欠席したのはフランスの「労働者の力」だけであった。

この会議を指して「一九四九年の分裂いらいの世界労働組合史上未曽有の出来事」（『世界労働組合運動』七四年二月号）と世界労連は呼び、またこうした会議の開催に誰よりも反対しているアメリカのＡＦＬ＝ＣＩＯもまた「事態はいまや一変した」（同組織機関紙『フリー・トレード・ユニオン・ニュース』七四年二月号）と評したが、会議開催のきっかけは、七一年六月のフィンランド労働総同盟ＳＡＫの大会で、これに出席した国際自由労連加盟組織の代表に対し、世界労連系代表が、欧州の安全保障問題に関する全欧州労組会議の開催を提案したことによってつくりだされた。国際自由労連系代表は、これを拒否した代わりに、次回のＩＬＯ欧州地域会議にさいして、その枠内で労組会議を開催することを逆提案することになった。そして、自由労連側からイギリスのフェザー以下三名、世界労連側からソ連のシェレーピン以下三名をだして委員会が構成されることになり、七三年七月にウィーンで六人が会合した結果、七四年一月の会議の開催が最終的に決まった。

会議の目的は、全欧州の労働組合の協力を促進するための展望を明らかにするものとされた。国際自由労連はそれまでにすでにかってのきびしい反共主義をゆるめ、加盟組織の二国間交流に関する東西交流を認める方針にきりかえていたが、加盟組織の多角的接触や自由労連と世界労連の接触は承認しない態度をとっていた。しかしウィーンの会合のうち七三年一一月に開かれた同組織の執行委員会会議では、さらに一歩を進めて、ＩＬＯの枠内でおこなわれるかぎり多角的交流をも認めることにした。

会議は「共同のアプローチが可能である」との結論をえて成功裡に終了しただけでなく、「職場における安全・保健・福祉に関する欧州労組会議をできれば七四年中に開きたいと各国センターに勧告することに意見の一致を見た。会議が採択した「コミュニケ」は次のように述べている。

【会議が採択したコミュニケ（全文）】

欧州労働組合幹部の会議は、一九七四年一月一九日、ＩＬＯ第二回欧州地域会議の枠内でジュネーヴで開催された。会議出席者は、欧州の労働者に共通した問題について意見を交換し、共通のアプローチが可能であるとの見解を表明し、さらに第二回ＩＬＯ地域会議自体の開催と共通の政策についてのＩＬＯ会議の合意が、労働組合レベルの実り豊かな協力への道を指向した、と表明した。

会合は欧州労働組合センター間の双互の協議を拡大し、意見と経験の交流を深めたいという希望を表明した。同じような欧州労働組合幹部の会議を将来開くことの可能性を検討することは有益であるということが、承認された。

会議の出席者は、産業環境を人間本位のものにすることと、特に職場における労働安全と保健、福祉に関する欧州労働組合会議を、できれば一九七四年末頃に開きたいということをナショナル・センターに勧告することで意見が一致した。

この会議は、ＩＬＯ理事会の四人の欧州労働者側理事により、すべてのナショナル・センターと緊密な協議をへて準備されるはずである。

欧州労働組合の幹部会議は、好ましい活動雰囲気と建設的な精神のうちに開催された。

国際労働組合組織のあいだの接触の拡大

第四に注目すべきことは、世界労連、国際自由労連、国際労連の各国際労働組合組織のあいだの接触が拡大され、とりわけ一月のジュネーヴの会議にさいして世界労連書記長と国際自由労連書記長が会談して、こんご定期的な話し合いを進めることになったことである。

この後者の問題について、反共主義の立場にたつＡＦＬ＝ＣＩＯの機関紙（前掲）は、次のように述べている。

「共産主義者はジュネーヴでもう一つの成果を手に入れた。世界労連ジャンスー書記長と国際自由労連のケルステン書記長とのあいだで会合がもたれた。共産主義者はのちに、双方は二つの国際組織の書記局間で定期的会合を開くことに意見の一致をみたと述べている。こうした会談ははじめてのものだった。僅か六カ月前には、ウィーン開催の国際自由労連執行委員会が、世界労連が同労組とのあいだに結びつきをつくろうとしているのは、ソ連の外交政策に一層役立てるためだといって、世界労連を非難したばかりであった。国際自由労連のこの転換は、自由な国際労働組合運動の中で増大しつつある混乱と、共産主義者がこの運動を掘りくづしつつあることの、もう一つの兆候である。」

国際自由労連と国際労連のあいだ、および世界労連と国際労連のあいだには、すでに指導部間の定期会議がおこなわれている。

国際自由労連と国際労連は七四年三月二日にジュネーヴで三回目の会合をもったが、会合ののち発表された声明は、「この合同作業委員会の設置について意見の一致をみたと述べ、「この合同作業委員会の目的は二つの国際組織間におけるいっそうの協力をすすめる手段を研究し、統一の方法と手段を探ることにある」といっている。

他方、世界労連と国際労連の書記局間の定期会議は七四年三月一一～一二日にプラハで開かれた。会議ののち発表された声明によると、双方は、生活・労働条件改善の闘争で統一が進んでいることに注目し、次の緊急の要求をめざす活動の発展に努力することに合意した。①人種隔離政策反対、②多国籍企業に反対する活動、③チリ労働者支援、④ファシズムと軍国主義反対の闘争、⑤国際諸機関に労働者の要求を提出しこれを支持すること、⑥あらゆる支配に反対し、経済、社会発展をめざす労組の闘争との連帯。

国際映画放送労働組合連盟の結成

最後に注目すべきことは、こうして既存の国際諸組織のあいだに接触と協力の関係がうまれ、欧州労連のように既存組織の枠をこえた地域的国際組織がうまれたのとならんで、これまた既存の組織の枠をこえた産業別国際組織が誕生したことである。国際映画放送労働組合連盟 International Federation of Audio-Visual Workers' Union がそれで、結成総会は七四年二月一九～二一日にロンドンで開催され、ブルガリア、チェコスロバキア、チリ、デンマーク、イギリス、フィンランド、フランス、ドイツ民主共和国、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、ユーゴスラビア、ルーマニアの一七カ国の視聴覚メディアの労働組合を代表する約七〇名が集まって、この組織を結成した。わが国からはマスコミ共闘会議事務局長隅井孝

雄を団長とする三名の代表が出席した。
会議は新組織の執行委員会議長にイギリスの映画テレビ関連専門家労組書記長アラン・サペーを、副議長に隅井孝雄とポーランド芸術文化労組議長ジャージー・ボロンスキーを、書記長にフランス芸能文化労連書記長ルネ・ジャネルを選出した。なおソビエト文化労組は会議に代表を送らなかったが、会議の終了後に正式加盟した。
会議が採択した一般決議は次のように述べている。

【一般決議（一部省略）】
混とんとしながら外見上繁栄を続けるマスコミ、国際的独占体による教育と文化の全面的支配という現状に対抗してたたかっていくために、この新しい組織は唯一の、そしてもっとも有効な手段であることが明らかとなった。世界のほとんどの地域にわたって進行している独占体の支配は、マスメディア産業による資本と制作手段の集中をもたらしている。同時に各国の伝統的な独自の文化を破壊し〝無気力な退屈した聴衆〟を生みだす一方、映画放送労働者の権利を破壊し、彼らの文化的向上を阻んでいる。このような状態をふまえ、国際的組織の結成は極めて緊要であるとわれわれは考える。
この組織の基本目的は次の通りである。
一、映画放送労働者の職業的権利の擁護
一、生活条件と労働条件改善のたたかい
一、各国、各民族の独自の文化の擁護
一、各国におけるすべての文化的表現の発展と保護
結成大会で採択された憲章は、これらの目的を十分満たすものであることを参加者は一致して承認した。そして将来、地域的組織を形成してさらに活動を発展させることが予想されるこの国際連盟は、これらの目的達成に有効な組織体であると確信する。
この国際連盟は、映画放送労働者の必要に応じたものであるばかりでなく、国際的独占に対抗する確固たる砦でもある。連盟は世界の大多数の映画放送労組の要請を満たすものであり、各国人民の団結と平和を守るたかいに支えられて、労働者階級の利益の発展のためにそれぞれ異った状況のなかで努力しているすべての関係労組が団結するために、民主的に解放されている。
こうした立場にもとづいて連盟は、同じような国際組織と手をたずさえ、建設的なたたかいを開始するものである。
ラジオ・テレビ労働者の単一の国際組織の発足は、政治的・思想的違いにかかわりなくファシストを除くすべての芸能関係・文化関係の労働者の団結を促進するかなめである。

3　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動の方針

総評は七三年七月三〇日～八月三日開催の第四六回定期大会で採択された「七三年度運動方針」のなかで、国際労働組合における最近の特徴を、①インドシナ平和協定調印後のアジア諸国の政情変化、資本主義諸国における国内政策の矛盾激化と対立強化を反映する労働組合運動の高揚、②冷戦構造の緩和や多国籍企業への対策強化、環境問題の深刻化などに関連する、ヨーロッパ、アフリカ、アジアなどの地域内連携の強化の傾向、③人種差別の問題をもふくめて、南北問題といわれる開発途上国と先進資本主義国との対立の激化にあるとし、このような情勢のもとでの国際連帯強化の原則として、①資本の搾取や収奪とたたかい、労働者の利益を守っていく、②戦争と侵略に反対して、平和を守る、③帝国主義、植民地主義に反対して、民族の独立と民主主義を守る、④組織の自主性と主体性を堅持

し、相互尊重と内部不介入の立場を守る、の四つをあげた。そして具体的には、①日本資本の多国籍企業の形での進出がいちじるしい東南アジア諸国の労組との友好連帯をすすめ、東南アジア労組情報センターの設置を具体化する、②欧米の労働運動の高揚、ラテン・アメリカやアフリカの労組のたたかいは、われわれのたたかいと密接な関係があるから、イタリア、フランスをはじめこれらの国の労組との交流・提携をすすめる、③社会主義国労組との交流をすすめる、④スト権奪還闘争などとの関係でＩＬＯ活動を重視する、などの方針を決めた。

ベトナム労働者との連帯

本年鑑がとりあつかう七三年七月～七四年六月の期間に、総評とベトナム総工会その他とのあいだの友好・連帯活動はいちじるしく進んだ。

総評とベトナム総工会とのあいだには、ベトナム総工会から同組織のグエづいて、七三年七月一六日ン・コン・ホア副議長を団長とする五名の代表団が訪日して各地を訪問して盛大な歓迎をうけ会に出席したのち帰国した。

八月二九日には、総評後藤重夫幹事、全逓久川朝夫中執、全農林福永満雄中執、私鉄総連和地勘五郎茨城県委員長、食品労連吉成英明中執の五名から成る総評・中立労連代表団がハノイへ飛び、九月一三日までの一五日間の滞在期間、ベトナム各地で歓迎をうけ、ホンゲイ市ではベトナム総工会代表のホア議長と会談して、総評労働者のカンパでホンゲイ市にベトナム労働会館を建設する件について次のようなとりきめをおこなった。

①会館の名称は〝ベトナム・日本友好労働会館〟とする、②会館の規模は、三階の建物で約二〇〇〇平方メートル、③以上の建築物の完成にたいし総評は、建築資材のうち、セメント、鉄骨、屋内設備をベトナムに送り、ベトナム側は、労働力、その他の建築資材の一切と不足する資金を受け持ち、技術者については双方協力体制をとる。なおこのカンパを推進するために、総評は本部内に「ベトナム復興労働会館建設常任委員会」を設け、七四年六月工事着工、七五年二月完成を目標にして活動にとりくむことにした。

一〇月三一日には総評、中立労連、共産党、社会党その他六団体の招待で、日本とベトナム民主共和国の国交樹立後最初のベトナム代表団が来日した。一行はベトナム総工会のホアン・コク・ベト議長を団長とする七名のベトナム祖国戦線代表団で、一一月一〇日まで滞在した。

七四年にはいってからは、二月一一～一四日にハノイで開催されたベトナム総工会第三回大会に総評の後藤重夫幹事と小林勇国際部長が出席、大会の席上では、二月二〇日に日本・ベトナム友好労働会館の設計のため総評派遣の技術者がハノイに到着する旨明らかにするとともに、南ベトナム解放労組連盟側とも懇談した。

朝鮮職業総同盟代表団の訪日

七三年九月二一日には、政府の入国不許可で長いあいだのびになっていた朝鮮民主主義人民共和国の朝鮮職業総同盟代表団の来日が総評の招きで実現した。一行は職業総同盟ムン・ビョン・ロク副委員長を団長とする五名で、大阪、広島、福岡など各地を訪問したのち、一〇月五日には総評本部を訪問、総評とのあいだで共同声明を発表したのち帰国した。共同声明は、「日本政府の非友好態度のため長らく実現できなかった日本訪問がはじめてできたのは日朝両国労働

者の共同の努力の成果と評価し、総評は日米安保条約と日『韓』条約を廃棄、民主的諸権利のため闘う、朝鮮職業総同盟は、北と南の統一、高麗連邦共和国の単一国号による南北連邦制の実現、日朝両国の国交樹立への努力、このためアメリカ帝国主義の戦争挑発政策の阻止、全世界の人民の闘争支援と連帯を表明、今後両国間の労働者の戦闘連帯と友誼の強化をはかるため産別、地域組織間の相互交流を拡大することに合意した」と述べている。

総評とフランス労働総同盟の覚書交換

総評の第五次ＩＬＯ提訴団としてジュネーヴにいった総評大木事務局長、土岐幹事、大平国際部長はフランス労働総同盟ＣＧＴ常任幹事会の招請により七三年一一月六～九日パリに赴き、会談した結果、総同盟とのあいだに次のような覚書を交換した。

【総評とフランス労働総同盟の覚書（要旨）】

①ＣＧＴと総評代表団は、反帝闘争、とりわけ多国籍企業の反社会的結果に対する闘い、また反資本、反独占および帝国主義的国家に反対する共同行動展開に取り組むことを再確認した、②この会談で日本、フランスの二大組織のあいだに共通の利害をもつ多数の問題が存在することが明らかになった、③両組織はこんご一層協力を強め、近い将来、両センターと、その傘下産業別組織の間に、より緊密な連絡とより定期的な交流をもつことについて意見が一致した、④本会談は労働者の反資本、反独占の国際連帯原則の基盤にたっておこなわれた。

自由ドイツ労働総同盟代表団の訪日

七四年四月二三～二九日に総評の招きでバイロイター副議長を団長とするドイツ民主共和国の自由ドイツ労働総同盟ＦＤＧＢの代表団が来日した。代表団は総評指導部と会談したほか、他の友好的労組や友好親善団体とも懇談し、二、三の地方も訪問した。また七三年五月の日本とドイツ民主共和国の国交樹立後最初のこの国の代表団であったため、総評はこれを機会に両国国交樹立祝賀会を開催した。代表団の離日にあたり、二九日にＦＤＧＢと総評は友好と共同行動に関する協定を結び、また共同声明を発表した。

【共同声明（部分）】

総評とＦＤＧＢ代表団は、方針を異にする諸労働組合の国際的行動統一の発展と強化のために努力し、ヨーロッパの労働組合会議の準備と遂行のためのすべての建設的な措置、ならびにアジアの労働組合の団結と連帯を強行するためのすべての建設的な措置を支持するとともに、世界労連、国際自由労連、国際労連、その他の中立労働組合諸組織間の協力の発展のために貢献する決意を表明した。

総評とＦＤＧＢ代表団は、平和維持のための労働組合の責任を自覚している。両者は一九七三年一〇月、モスクワで開かれた平和勢力の世界大会の成果を支持し、ヨーロッパの緊張緩和およびヨーロッパの安全保障と協力にかんするヨーロッパ諸国会議の積極的な成果を歓迎すると同時に、アジアにおける平和確立のためのたたかいへの支持を確認した。

また、双方はアメリカ帝国主義の野蛮な侵略戦争の傷跡をいやし、国の平和的再建をめざすベトナム人民の闘争をはじめ、アメリカ帝国主義におびやかされているその他のアジア諸国民の闘争、ファッショ的な軍事評議会に抑圧されているチリ人民の闘争、イスラエルによって脅威にさらされているアラブ人民の闘争、および帝国主義的弾圧、ファシズム、植民地主義、人種差別や独占資本のその他の支配手段に反対してたたかっているすべての国民の闘争に強く連帯することを表明する。

【友好と共同行動に関する協定】

①ＦＤＧＢは総評とその傘下組織の代表団をドイツ民主共和国に招待する。代表団のドイツ民主共和国における滞在期間はすべて一〇日間とする、②総評とその傘下組織はＦＤＧＢとその傘下組織の代表団を日本に招待する。代表団の日本滞在期間も同様一〇日間とする、③ＦＤＧＢは総評により推薦された２名の青年にドイツ民主共和国の単科大学での勉学のた

め奨学資金を提供する、④このほか総評とFDGBは視察旅行団の交流、情報、写真、その他の資金の交換を強化する。

10・21国際アピール

総評は一〇月二一日の国際反戦デーをまえにして七三年一〇月一五日に10・21国際アピールを発表した。

【10・21国際アピール(要旨)】

ベトナム戦争はすでにベトナム人民の勝利によって終結し、ラオスの戦火もやみました。カンボジアにおいてもアメリカはついに爆撃中止を余儀なくされるまでに追いこまれております。われわれはこうした平和の動きを心から歓迎しております。しかし、帝国主義者の平和にたいする挑戦は、けっして終ったわけではありません。チリの軍事クーデターに、そのことは立証されています。われわれは、このような野蛮な行為に憤激をこめて抗議し、チリ労働者にたいして、連帯と支持を続けていく決意です。ベトナムの問題も、すべて解決されたわけではなく、ベトナム和平協定の厳正な実施を要求する国際的な世論をもりあげ、戦火に荒廃したベトナム再建への協力を国際的に強化することが、急務となっています。また、日本においては、政府は軍事力の増強をすすめ、軍国主義日本への道をふたたびあゆもうと画策しています。来る一〇月二一日にはわれわれは、日本のいたるところでさまざまな形で強力な運動を組織しようとしています。われわれの要求は、ベトナム和平協定の厳守、インドシナ問題の完全解決をふくむアジアの平和の確立および、日本安保条約廃棄、日米の軍事基地撤去、自衛隊の解体などです。ベトナムからのアメリカ侵略勢力の撤退を実現したあと、はじめてむかえる一〇月二一日に、友人のみなさんがインドシナおよびアジアの平和の確保のため可能なかぎり連帯の行動をとっていただければ、まことに幸せと存じます。

春闘支援要請の国際アピール

総評は二月二五日の企画委員会で、七四春闘の中心課題となっているインフレ阻止、生活擁護、スト権奪還などに対する国際的な支援を求めるための「国際アピール」を、大木事務局長名で発表した。

【春闘支援要請の国際アピール(要旨)】

現在、日本の労働者と国民の生活は、破局的なインフレの進行によって、重大な危機に立たされている。この生活危機突破のため、われわれはいま「国民春闘」を展開し、三月から四月にかけて国民総ぐるみのゼネスト体制をつくりあげようとしている。なかでも公労協、公務員共闘は国際的支援のもとに、スト権回復を要求して強力な行動をおこすという意志統一をしている。とくに国鉄労組は各国の鉄道労組にたいして、四月一〇日に一斉に所在地の日本大使館または公使館に直接抗議行動をおこない、日本での闘争への支援をされるよう要請したい。スト権奪還のためには、ILOの場などで、みなさんの心からの御支援、御協力をいただいていることが、今回の春闘についても、みなさんが理解を示され、可能な形での協力と連帯をいただければ、幸である。

このあと三月六日には総評は官公労働者のスト権奪還闘争に対して国際的な支援の強化を要請するため、酒井一三副議長、柳沢三四二動労法対部長、岸哲利国労書記をアメリカ、イギリス、ベルギー、西ドイツ、チェコスロバキア、イタリア、スイス、フランスの八カ国、三国際団体、二産別組織、ITF(国際運輸労連)鉄道部会総会、一〇労組に派遣した。

春闘国際討論会

春闘共闘委員会は、中央金属共闘の招待で来日中のフランス、オーストラリアの金属労組代表を招いて八日、東京・芝のパークホテルで「インフレ・高物価に対する労働組合の闘い」をテーマに国際シンポジウムを開いた。インフレとたたかう七四春闘を進めるうえで、これら各国の先進的経験を学び、また日本の実例を伝えて交流しあうのが、この国際シンポジウムのねらいであった。

会議ではまず市川春闘共闘議長が春闘の意義、内容を紹介した。

これに対してフランスCGT金属労連書記長のJ・ブレトー氏は、統一綱領成立後の労働運動の前進的実例を報告し、その経験から産業と社会の「民主的管理」をめざすたたかいの意義を強調。またオーストラリア合同金属労組全国書記のR・T・スコット氏は、労働党政権下で社会福祉のためのたたかいを進める立場を、実例をとりながらくわしく紹介した。このあと会議は、佐竹全国金属書記長を加えて「インフレと労働組合」「革新政権と労働組合」をテーマに報告者間の討論をおこなった。

4 同盟と国際金属労連日本協議会の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動の方針

同盟は一九七四年一月の同盟第一〇回全国大会で採択された一九七四年度運動方針のなかで、国際労働運動強化の方針を要旨次のように決めた。

【同盟の国際労働運動強化の方針(要旨)】

①国際政治と経済の激しい変化を反映して、国際労働運動には、微妙な変化があらわれている。その一つは、イデオロギーや社会体制の相違を越えた、東西の労組間の接触や交流である。第二は、国際産業別組織の活動の活発化で、国際自由労連の運動との調和をどのようにするかという問題を提起している。第三は、組合における南北間の協力関係を一層推進せしめている。②労働運動の国際化は急激に進展し、国際的連携の強化と活動の充実は当面の重要課題である。われわれは、自由にして民主的な労働運動を基調とする世界の労働組織と提携を強化する。このため、国際自由労連のわが国労働運動にたいする理解不足から生起しつつある行動には若干批判すべきものもあるが、その基調を支持し、国際連帯の強化・発展途上国における労働運動の支援・経済の国際化によって生起される諸問題にたいする対策と共同行動の強化をはかる。③多国籍企業の一層の拡大は、本国および進出先国の国民経済・雇用社会・労働条件・労働運動等にますます深刻な影響を与えつつあるばかりか、国際通貨体制にも衝撃を与え、また、現代インフレーションの原因をもつくり出している。しかし、各国政府に対して巨大な影響力をもつ多国籍企業の行動を完全に規制することは容易でなく、国際労働運動のこれに対する行動の一層の強化が要請されている。④わが国の発展途上国への投資は、これら諸国の経済開発への協力にとって必要なものであるが、ともすれば資源確保・市場拡大・低賃金・労働力の確保のみに走りがちであり、わが国の労働組合が、これら海外進出企業の行動を効果的にコントロールする必要はますます高まっている。とくにアジア地域については、わが国企業の進出先における雇用の安定と拡大・労働諸条件の維持改善・正常な労使関係の確立のため、国際的な連携を強化し、未組織労働者の組織化・民主主義労働運動への積極的な協力活動をおし進めることが必要である。⑤国際化時代におけるわが国の位置づけは、国際的に果すべき役割を増大している。われわれは労働組合の立場から、内外の政策について、政府・経営者の動向を注視し、民主主義の立場にたった平和外交の推進と、多国籍企業対策、発展途上国への協力について方向づけを行ない、世界に繁栄をもたらすための努力を進める。⑥アジアにおける発展途上国の労働運動の多くは、非民主的な政治体制の支配下にあって、結社の自由・労働基本権は抑圧され、劣悪な経済事情のもとで貧困と失業に悩まされている。これら諸国の労働組合の援助強化のために同盟の果すべき国際連帯活動の使命は大きい。

多国籍企業問題に関する労働組合と政府の動き

世界労連、国際自由労連など国際労働組合組織で多国籍企業問題が重視され、これら組織の会議でつねに中心議

題の一つとしてとりあげられるようになっているが、わが国の巨大企業がとりわけ東南アジア地域に進出するにつれて、この問題はわが国労働組合にとっても直接の重大な問題になりつつあるところから、七三年一月には総評が早くも「多国籍企業とアジアの労働条件に関する研究会」を開催し、これをもとに三月には東京で東南アジア労組会議を開催するにいたったことは、すでに年鑑第四四集（四一七ページ）で述べたところである。

七三年七月には、国際金属労連日本協議会、全化同盟、全繊同盟が合化労連のオブザーバー参加をえて、「多国籍企業問題対策労組連絡会議」を設置した。会議の活動目標は、①情報交換、②内外資本の動向把握、③投資先企業対策、④多国籍企業の行動基準の作成、⑤多国籍企業の問題について政府・経営者団体との協議の場の設置などにおかれたが、同会議代表は八月に労働省を訪れ、①労働省との協議の場の設置、②海外情報の収集促進、③海外との人物交流をはかる、などを申し入れた。

他方、政府の側は、「わが国の労組指導者も諸外国に派遣したり、逆に海外諸国の労組指導者をわが国に招いたりして、多国籍企業の労働問題を含む労働問題について各国の労働関係者などと意見を交換し、各国の労働分野の実情を相互に視察することにより、相互理解、ひいては労働外交の発展に結びつくのではないか――この考えから」（『週刊労働ニュース』七六年三月一一日）、労働関係者の国際交流促進の計画を七三年中に打ちだし、七四年二月にはマレーシアとシンガポールからそれぞれ二名、合計四名の労組幹部を一〇日間にわたって招いたが、さらに三月には、小松勇日本鋼管京浜製鉄労組委員長、柘植大二郎造船重機労連調査部長、伊勢輝明全電線中執、五十嵐清新産別中執の四人と大河原理労働大臣官房国際労働課国際渉外官をシンガポールとインドネシアに八日間にわたって派遣した。

右のような状況のもとで、七三年下期～七四年上期には国際金属労連日本協議会の関係する多国籍企業問題を中心にした一連の国際セミナーがわが国において開催された。

多国籍企業問題に関する国際セミナー

七三年七月二五～二六日には国際金属労連第一回アジア自動車セミナーが御殿場で開催され、ひきつづき九月二七～二八日にはトヨタ自動車と日産自動車の組合の合同会議で国際金属労連のトヨタ世界協議会と日産世界協議会が発足した。七三年一〇月一～二日には同じく御殿場で国際自由労連アジア地域組織と同盟の共催で多国籍企業に関するアジア・セミナーが開催され、つづいて一〇月四～五日に国際自由労連と国際産業別組織ITSの多国籍企業に関する第二回合同作業部会が開催された。さらに七四年五月二一～二三日に東京で国際金属労連と電機労連を受け入れ機関として国際金属労連第一回アジア電機電子労組セミナーが開催された。

これらの会議で明らかにされたのは、とりわけ東南アジアにおける日本の多国籍企業の進出が、資本受け入れ国の労働者の生活と民主主義的諸権利にあたえている圧迫であり、そこから生じている現地労働者ならびに国民の不満、日本資本との軋轢の問題であった。（なお、これらの会議の詳細は本編2・2参照。）

同盟代表初の訪ソ

同盟の天池会長、塩路・田中・村上各副会長、上西副書記長は全ソ労働組合評議会の招きで、七三年五月二八日に同盟として最初の訪ソをおこない、六月六日帰国した。一行は五月二九日にモスクワで全ソ労評のシェレーピ

ン議長、ピメノフILO担当と会談したが、帰国後六月八日に開かれた同盟執行評議会の席上、天池会長は訪ソ代表団を代表して報告をおこない、要旨次のように述べた。

【同盟訪ソ代表団の報告(要旨)】

①六五年のソ連経済改革の実情について尋ねたが、社会主義生産競争にも一つの限界があるのではないかという点について明確な答えは得られなかった、②シェレーピン議長は経済協力、とくに油田開発に積極的姿勢を示した、③北方領土問題では直接的議論はしなかった、④田中首相訪ソについてシェレーピン議長は積極的に歓迎の意を表明した、⑤シェレーピン議長を日本に招待したいとのべたのに対し、全ソ労評側は産別交流を提案した、⑥全ソ労評はアジア労組会議を重視し、二つの使節団をアジア各国に派遣し、各国と原則的に同意したが、総評は積極的に行動していないようだと述べ、同盟も一枚加ってくれと要請したが、私としては、アジアは複雑な情勢にあるので困難ではないかと答えた、⑦今回の訪ソによって、いわばやわらかい懸け橋ができた程度に考えねばならない。たとえばAFL＝CIOとの定期会談、国際自由労連アジア地域組織の活動からいっても、同盟の国際活動は慎重に考えねばならないと思う。

また会議の席上、全ソ労評側は「同盟とAFL＝CIOなどの既存の友好関係を損うことのないようにとの原則は認める……同盟と仲よくするからといって、総評との関係を損うことは考えていない」と述べたといわれる（この項、『週刊労働ニュース』七三年六月一一日による）。

なお、このあとシェレーピン議長は七四年一月三日付で天池会長に書簡を送り、繊維、化学、自動車、海員の各組合代表をそれぞれの関係産別組織をつうじてソ連に招待したい旨明らかにした。

全繊同盟と海員組合の代表の訪中

海員組合は、七一年と七二年の二度にわたり、有志代表という肩書で代表団を訪中させ注目をあびたが、この海員の訪中を機会に中国側の意向を打診した結果、七三年一一月には全繊同盟が山田書記長を団長とする代表団を中国に派遣した。また一二月六日には海員組合が、平郡友春副組合長を団長とする正式代表団を中国に送り、約三週間にわたり抗州、北京、瀋陽、鞍山、大連、天津、上海の各地を訪問させた。

2 国際労働組合の諸会議

1 世界労連系の会議

世界教員連盟第一〇回総会ならびに国際教員会議

世界教員連盟FISEの第一〇回総会は、七三年六月一九～二一日にブカレストで開催され、四八カ国の七六組織を代表する一四二名の代表が参加し、わが国からは日教組国際部から倉持巳佐男が出席した。

会議の基調報告は、①世界情勢、②教育と教員、③教員の利益の

共通性と全世界にわたる教員組合、④教員の国際的運動とその統一、⑤世界教員連盟とそのこんごの活動、の各項目にふれていた。会議が採択した「アジア諸国の教員へのメッセージ」は次のように述べている。

【アジア諸国の教員へのメッセージ（一部）】

教員および教員組合の基本的任務は、教員の物質的・精神的な利益を促進し、人種、宗教、性または政治的信条による差別とたたかい、組合の権利と民主主義的自由を擁護し、また教育計画と学校政策に参与する権利を獲得することである。

アジアの発展途上国においては、教組は民族解放闘争に積極的な部位を占め、帝国主義に抗する闘いの中で民主的な力の団結を促進し、国民教育の発展に寄与している。

本会議は、アジア諸国の教員組織とわが連盟の絆がより緊密になったことに満足の意を表明する。……本連盟は、アジア大陸における活動を活発化することを決定している。さらに本連盟は、アジア諸国において、教員の利益、組合の権利と民主的自由、完全な経済的・政治的独立を支持して、帝国主義と新植民地主義に抗してたたかっている教員と組合に対し、連帯の意を表わし、援助を惜しまないことを表明する。

本会議の参加者は、日本教職員組合の指導の下に苦しい闘いを展開している日本の教員労働者に対して、連帯の意を表わし、彼らの権利、とりわけストライキ権の獲得と、教育の民主化および社会条件の改革、そしてアメリカ軍の沖縄からの撤退を要求するための闘いに連帯することを表明する。

本連盟は、韓国の人民および教師による、アメリカ帝国主義軍隊の撤退を要求し、平和と独立を外国の干渉なしに民主的な原理で確立するためのたたかいを、支援するであろう。

本会議は、アジア諸国のすべての教員と組合に対し、アジア大陸の協力関係を確立し、国際教員運動の団結のために結集されんことを呼びかける。われわれの共通の敵、帝国主義を打倒する唯一の道は、世界中の労働者（教員を含む）が一致して行動することである。

国際教員会議は第一〇回総会にひきつづいて六月二二～二四日に開催されたが、その議題は、「職業教育と技術教育の当面の諸問題、およびそれらの問題を解決するための教員組合と労働者階級の行動統一」であった。

パレスチナ労働者・人民支援国際労働組合委員会第二回会議

世界労連と国際アラブ労連の作業委員会によって招集されたこの会議は、七三年六月二八～二九日にプラハで開催され、世界労連WFTU、国際労連WCL、国際アラブ労連、ラテン・アメリカ労組統一常設会議、全アフリカ労連、およびこれらの国際組織加盟のナショナル・センターならびに中立組織など、二三労組組織の代表が出席した。

主要報告は同支援委員会書記局員で国際アラブ労連書記長のA・ボルチアとパレスチナ労組連盟書記長ファチ・ラグエブがおこなった。会議が採択した声明は、委員会書記局に対して次の措置を講ずるよう提案している。

①七四年前半期に世界労組運動の代表が広範に参加するようなパレスチナ労働者・人民支援世界労組会議の開催を準備すること、②毎年六月五日にアラブ人民・パレスチナ人民支援の週間を組織すること、③国際諸機関と接触し、これらの機関に次の事項を目的とする措置を講じさせること。つまり、イスラエルの犯罪行為を中止させること。とりわけイスラエルの占領地域からの即時撤退や、パレスチナ人民が祖国に復帰し自決権を行使する正当な権利への可能性を要求すること、④各国に混成の労組代表団を派遣し、中近東地域の事態を説明して、理解を深めてもらうこと、⑤連帯キャンペーン

を拡大するために全国的・国際的レベルの支援・情報会議を組織すること、⑥パレスチナ労組連盟のあらゆる局面の闘争との連帯を強めて、相互の友好関係を確立、拡大すること。

第八回世界労働組合大会　世界労連の第八回大会は七三年一〇月一五～二二日にブルガリアのバルナで開催され、九三カ国から世界労連加盟、非加盟の全国組織に所属する二億一〇〇〇万労働者を代表した五七四名が参加した。内訳は、世界労連加盟の五五の労組センターと産業別インタナショナル加盟の一二組合の代議員が二七五名、非加盟の一一三組合の代議員一八二名、オブザーバー五六名、その他となっており、とりわけ注目されるのは、国際労連WCL、全アフリカ労連、国際キリスト教労連、国際科学労働者同盟などの代表が出席していたことである。わが国からは、世界労連加盟組合から全建労荒川委員長、山本天竜支部執行委員、全日自労近藤委員長、大村福岡県支部長、全自交金良書記長が代議員として、非加盟の総評から全国金属佐竹書記長、岩井前総評事務局長、小林総評国際部長がオブザーバーとして、出席した。

大会に先立って、そこで討議・採択されるべき二つの文書――「運動方針」案と「現代における資本主義国労働者の労働組合の権利と経済的・社会的要求にかんする憲章」とが、世界労連機関誌『世界労働組合運動』の七三年六月号に発表された。これらは七二年一一月の第二二回総評議会で選出された委員会が起草したものであった。

大会ではピエール・ジャンスー世界労連書記長が「基調報告」をおこない、また討論の「結語」を述べた。また各大陸、各地域の労働組合が情勢報告をおこなった。すなわち、フランスCGT書記長はヨーロッパについて、全インド労組会議書記長はアジアについて、ダホメー労働総同盟書記長はアフリカについて、世界労連執行局員ラサロ・ペーニヤはラテン・アメリカについて、レバノン全国労働者・従業員同盟議長は中近東について、それぞれ運動の現状を報告した。また世界労連作業委員会の各議長は、技師・管理職員・技術者問題、青年問題、婦人労働者問題について、それぞれ報告した。

大会は最終日に提案委員会提出の次の二三におよぶ決議を採択した。①チリ労働者・人民との国際労働組合連帯委員会をつくる決議、②国際婦人年に関する決議、③人種隔離と人種主義の犠牲者である南アフリカ人民と労働者との連帯決議、④南アフリカの人種隔離の犠牲者との国際連帯週間の成功を訴えるアピール、⑤植民地支配下の国々の労働者・人民の闘争についての決議、⑥社会旅行とレジャーに関する決議、⑦青年労働者に関する決議、⑧技術・管理職員・技術者に関する決議、⑨ベトナム、ラオス、カンボジアの労働者・人民との連帯に関する決議、⑩中東に関する決議、⑪インド洋を平和地帯とする決議、⑫スペイン労働者との連帯、カマチョヨとその同志釈放を呼びかける決議、⑬ポルトガル労働者との連帯決議、⑭ギリシャの労働者と民主主義者との連帯決議、⑮朝鮮の労働者・人民との連帯決議、⑯インドシナの労働者階級・人民との連帯決議、⑰プエルト・リコ労働者・人民の独立闘争支援決議、⑱パナマ労働者との連帯、⑲ギアナ・ピサオ共和国国家評議会議長ルイ・カブラルへのメッセージ、⑳バーレン共和国閣僚評議会への挨拶、㉑メキシコ共和国行政長官の挨拶、㉒アメリカのファーラー工場支部組合への連帯電報、㉓アメリカの農業労働組合へのメッセージ。

また大会は「世界の労働者と労働組合にあてたアピール」、「運動方針」、「憲章」を採択したが後二者は、これらの文書が起草されたのちに起こった国際情勢の進展にあわせて多くの点で修正が加えられたうえで、満場一致採択された。

大会は新役員を選出したが、新三役は名誉議長ルイ・サイヤン、議長エンリック・パストリーノ、書記長ピエール・ジャンスーでこれまでと変わらず、わが国からは評議員に全日自労近藤一雄委員長、副評議員に全自交金良清一書記長が選出された。

【世界の労働者と労働組合にあてたアピール（全文）】

世界の男女労働者諸君、

全大陸の幾百万労働者を代表して、一九七三年一〇月一五～二二日にブルガリアのバルナにおける第八回世界労働組合大会に参加したわれわれは、各地の労働者と労働組合にたいし、われわれの階級的利益を守り共通の要求と願いをめざす労働組合の行動の統一を発展させるようよびかける。

今日われわれの当面するいっそう複雑な多くの問題は日に日に国際的性格をおびるようになり、そうした問題は全国、大陸、国際的レベルでの共同行動を組まなければ解決できない。

現代世界の現実と新しい要素のあらわれによって、統一の要素は高まっている。すなわち、

――資本の独占集中が未曽有の段階に達したため、その中で工場閉鎖、大量解雇、格下げ、経済的不安定がもたらされている。

――独占と資本主義国家間の利益と活動の相互依存性がつよまっている。資本主義国家は労働者やすべての勤労人民の必要をかえりみず、国の資源を独占の発展のために利用している。

――多国籍企業は、その支配を数カ国およびいくつかの大陸に広げて、世界的規模で超過搾取の政策を実施し、経済の基幹部門を支配しており、国の主権を真におびやかしている。

こうした状態は、政治、社会、文化の分野における資本主義制度の全般的危機の一部をなすものであって、雇用の不安定、失業、賃金の購買力の低下といった生活条件への否定的影響および労働組合および市民の権利と自由への攻撃となってあらわれている。

大幅な科学的技術的変革は、いたるところで世界の生産力を急速に高めており、したがってこの生産力によって人類は幸福と進歩をさらにすすめることができなければならない。しかしそれに反して、浪費や超過搾取がみられ、資本主義のあらゆる矛盾は激化している。資本主義の現実は、現代社会における人間の増大した要求を満たすことを不可能にしている。

他方、社会主義国では、社会的経済的問題は適切に解決されている。

独占や資本主義政府が苦境をのりきろうとしている方法は、かれらが相互に敵対し、激しい競争をしているにもかかわらず、相互に連携し、危機のしわよせを労働者階級や他の勤労人民に負担させることである。

同時に帝国主義――とくに北アメリカ帝国主義――は、軍事経済や緊張の激化によっていっそう侵略的になり、植民地的搾取の維持、新植民地的搾取につとめることによって、その矛盾を解決しようとしている。

こういう条件の中では、資本主義的搾取の国際化の過程と帝国主義の侵略的企図にたいして、労働組合の国際的共同行動および各地の労働者の積極的連帯をもってたち向かわなければならない。

今日、国際的緊張緩和の過程が世界的に進行している中で、労働組合運動の内部にある冷い戦争の遺物を一掃する条件がうまれている。この結果、各地の労働者の独自の問題を解決するため、労働組合の共同行動がうまれるだろう。

第八回世界労働組合大会は、すべての労働組合、とくに国際組織である国際自由労連と国際労連にたいし、すべての労働組合間で協力を保つことについて真面目な討論を始めるよう提案する。とくに、この協力は次のことにかんする闘争が必要である。

――各国独占、多国籍企業、帝国主義の搾取の政策に反対する。

科学的技術的進歩および資本主義的通貨制度の危機が労働者におよぼ

す有害な影響に反対する。
――労働条件の改善と環境の保護をめざす。
――労働組合および市民の権利と自由の擁護と拡大をめざす。
――世界平和と軍縮、核兵器利用の廃止をめざし、戦争に反対する。
――イスラエル侵略の中止、イスラエル軍隊の占領下アラブ領土からの撤退、パレスチナのアラブ人を含め、この地域の全国家と人民の正当な権利の承認にもとづいた、中東問題の政治的解決。
――インドシナ全域における完全な恒久平和。
――国の完全解放をめざして行動する独立ギニア＝ビサオ共和国にたいする支援。
――チリの軍事法廷のファッショ的独裁に反対し、民主的自由の回復をめざす。
――すべての国、とくにモザンビク、アンゴラ、ソマリアにおける植民地主義の完全廃止をめざし、アメリカ帝国主義によるプエルトリコ人民の支配に反対する。
――南アフリカ、ジンバブエ、人種差別のいまわしい規則をナンビア、その他の国における人種隔離や一掃すること。
――ギリシャ、スペイン、ポルトガル、パラグアイ、ハイチにおけるファッショ的、独裁的政権に反対する。
――朝鮮の平和的自立的再統一。
――新植民地主義反対。自国の天然資源を自由に使い、自由、独立、主権をもつなかでみずから選んだ社会的政治的制度をうちたてる各国の権利。

世界の男女労働者諸君、
国、産業別、地域別、世界のあらゆる階層の勤労人民のかけがえのない階級的利益は擁護されると、われわれは心から信じている。
強大で広範な労働組合の統一と団結！
進歩、自由、平和の未来を！
戦線を！

「現代における資本主義国労働者の労働組合の権利と経済的社会的要求にかんする憲章」は次の一四章からなっている。①今日における労働組合の権利と責任、②働く権利、③労働の成果を享受し、余暇のための時間と金をもつこと、④低開発の克服、平和、社会進歩、経済発展をめざして、⑤労働組合と国際独占の多国籍企業、⑥労働者と人民のための経済、貿易、通貨関係、⑦職場―環境―生活向上をめざして、⑧教育と職業訓練の民主化、⑨農業労働者、⑩婦人労働者、⑪青年労働者、⑫移民労働者、⑬技師、管理職員、技術者、⑭経済的政治的民主主義と労働者の権利の拡大をかちとるために―反資本主義的な別の道をめざして、ここでは「第五章労働組合と国際独占の多国籍企業」の全文を紹介しておく。

【現代における資本主義国労働者の労働組合の権利と経済的社会的要求に関する憲章、第五章労働組合と国際独占の多国籍企業（全文）】

★アメリカでは二〇〇の多国籍企業が生産の六〇パーセントを支配している。
★五〇の国際独占がイギリスの輸出の七五パーセントを支配している。
★一九八五年までには、二〇〇の多国籍企業が、資本主義世界の生産の九〇パーセントを支配するものと思われる。

現代資本主義の最大の特徴の一つは、同時に一国以上に搾取を広げる強大な多国籍企業が生まれていることである。比較的少数の大多国籍独占が現在では資本主義世界のさまざまな経済部門、とくにもっとも先進的な重要部門を支配している。

多国籍企業は、自国政府の支持を得、最大限の利潤をあげることを唯一の恒常的目的として、国際的規模で活動しており、例えば労働法規、人件費、労働組合の交渉の力、課税水準、貨幣価値、国が大企業に与えるサービスや国庫補助金の経済的重要性、「経済的政治的な安定度」、「社会的状況」にかんする違いを利用している。

こうした格差があるため、多国籍企業は、最大限利潤の追求の方針にし

たがって、広範な国ぐにで投資や経済活動を自由にすることができる。そのため、多国籍企業としては　経済的社会的独立をめざすあらゆる労働者や人民のたたかいに対する武器として、おどしをかけることが可能である。

多国籍企業は大多数の国の国家主権や経済的独立をおびやかし、その国の物質的、財政的人的、資源の自由な利用を妨げている。発展途上国では、多国籍企業の拡大が新しい形態の新植民地主義的支配や搾取、抑圧を導入しやすくしている。

多国籍企業は、他の国に資本、特許、生産物を輸出するだけでなく、経験や搾取、労働者弾圧の手段をも輸出している。

多国籍企業が発展し、これらの企業の資本や権限、利用できる金が集中しているので、労働組合にとっては、国内および国際的に労働組合の権利と実際の可能性を広げ、伝統的形態の経済的政治的闘争のほかに、すべての国内、国際組織の得た経験をいかして、新しい形態をとる必要がある。

超過搾取をめざす多国籍企業の国際的戦略にたいして国際的に共同行動をとることは、労働組合にとって、緊急かつ重要な任務となっている。多国籍企業の支配からあらゆる結論を引出しながら、多国籍企業とその国に反対してたたかうなかで、労働者と労働組合は、労働者と労働組合の統一戦線および国際労働者階級の闘争との連帯をもって、国際独占の権力に対抗するという明確な計画を立てなければならない。

そのためには、とくに次の方法を用いる必要がある。

――あらゆる生活・労働条件について、同じ会社内だけでなく、他の国ぐにの労働組合組織間との情報交換を系統的におこなうこと。

――同一の多国籍企業内の労働者の共同要求綱領を作成すること。

――同一多国籍企業内の諸工場の労働組合代表と代議員で構成した連絡委員会を作ること。

多国籍企業に反対してすべての労働組合が一つもれなく協力すれば、次のような諸要求をかちとるための具体的な形での労働者の統一行動がうまれる。すなわち、

――特に将来の経済・社会計画について多国籍企業を管理する措置を政府がとること。

――資本の輸出入は、民主的な公的管理のもとにおくこと。

――当該国で活動しているすべての外国会社に、労働組合の権利と労働者の利益の尊重を法的に義務づけること。

――政府と多国籍企業との社会政策にかんする協定の内容について、通告を受け、協議する権利を労働組合に保障すること。

――労働組合の権利と自由、およびこれを行使する手段を保障し、その会社の労働者にかんする問題について、経営側と交渉し、討議する権利を労働組合にたいして認めること。

――多国籍企業の段階でおこなわれる交渉は、どんなものも、労働者の利益を損ったり各支店段階での労働組合の交渉権を侵害してはならない。

――ＩＬＯ（国際労働機構）の新しい国際労働基準をつくること。これは、多国籍企業の急速な発展によって起ってきた新しい問題と関連をもっている。

――多国籍の工業、商業、金融企業に所属する企業を国有化する各国の権利とその必要性。これは、労働者の利益を守り、自国の経済資源を利用する各国の権利を守り、独立した経済発展と、互恵にもとづく国際的経済協力の拡大と発展のためのよりよい基礎を作るためである。

2　国際自由労連系の会議

国際自由労連第五九回執行委員会

七三年七月四～六日にウィーンで開催。会議は「共産党支配下にある労組組織との接触について」と「インフレーションに関する声明」の二つの声明を採択した。

前者は、「自由にして民主的な労働組合の目的に背反する政策を

もつ国際的・地域的組織とはいかなる関係も許さないというのが国際自由労連の基本原則である」ことを再確認しつつも、あらたに、「共産圏労働組合組織」ならびに世界労連加盟組織とのあいだの二国間接触の問題については、加盟組織の意向を尊重すること、また国際自由労連は世界労連その他から「合同会議をもとうとの圧力に遭遇している」が、「執行委員会は、ＩＬＯの諸会議のなかでこのような接触についての提案をおこなうこと」を認めている。

「インフレに関する声明」は、インフレ抑制のため国際協力を基礎に緊急対策をとる必要を指摘したもので、大企業の独占価格を非難し、多国籍企業対策の必要を強調、緊急に取り扱うべき主要事項として、交換レートの調整、資本移動のコントロール、ＵＳドルの兌換性、ＳＤＲとのリンク、開発援助をあげている。

会議は七四年中にジュネーヴで「移民無国籍労働者問題の世界会議」を開催することを決定したほか、フランスと中国の核実験計画を非難し、核実験をおこなうすべての政府に対して、船舶、航空機、製品、通信のボイコットをおこなうよう加盟組織に呼びかけた。会議はまた、七三年六月にジュネーヴで開催された人種差別に関する国際会議で採択された決議にしたがい、人種差別反対の活動を推進するよう勧告するとともに、ウルグアイとチリにおける民主主義の破棄を非難し、スペインにおける政治犯と収監中の労働組合員の即時釈放、反労組法の廃止を要求した。

国際金属労連中央委員会

七三年九月一九～二〇日にジュネーヴで開催。会議は七二年四月に死去したＯ・ブレナー前会長の後任として、オイゲン・ローデラー（ドイツ金属産業労組）会長を選出し、また福田知之氏に代わり宮田義二国際金属労連日本協議会議長を副会長ならびに執行委員とすることを確認した。

国際金属労連第一回アジア自動車セミナー

七三年九月二五～二六日に御殿場で国際金属労連ＩＭＦ本部のトネッセン書記次長、ベンディナー世界自動車協議会事務局長をはじめ、オーストリア、台湾、香港、インド、韓国、ラテン・アメリカ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ブラジルの一三カ国二九人の海外代表と、自動車総連塩路一郎会長をはじめとする四〇人の日本代表とを集めて開かれた。

セミナーの議題は、①アジアにおける自動車操業、②労働組合の政策、③労働力問題、④組合組織化問題で、各国代表の報告・討論のあと、ＩＭＦ本部に対して次の提言をおこなうことを決めた。

①労働組合教育計画の促進、②多国籍企業との団体交渉における支援の提供、③これらの企業の未組織労働者の組織化、④ＩＭＦ世界自動車協議会を通じて、アジアの自動車労働者の組合の協力と統一を促進する、⑤多国籍企業その他経済部門における賃金水準・福利にかんする比較データの配布、労働法および労働組合権、税制、関税その他の多国籍企業に与えられる譲歩に関する情報の供与。

なお四日間の討議をつうじて浮き彫りにされたのは、「多国籍企業は経済的・技術的利益をもたらすが、労働者の団結を妨げている」（シンガポール）、「多国籍企業労組が協力して、調整のとれた交渉をする必要がある」（インド）、「新しい企業が入ってくると、五年間は組合設置を許されない。政府はある意味でマレーシア人の搾取を奨励している」（マレーシア）、「四〇〇〇の組合のうち民主的団体

交渉をするのは二、三のみで、多くは真の労組でなく、経営者のイニシアでつくられている」（フィリピン）などの発言に示された諸事実であったといわれる（『週刊労働ニュース』七三年一〇月一日号）。

国際金属労連トヨタ、日産両世界協議会の発足

国際金属労連アジア自動車セミナーにひきつづいて、九月二七～二八日にはトヨタ自動車と日産自動車の合同会議で国際金属労連のトヨタ世界協議会と日産世界協議会が発足した。結成要綱によると、これらの協議会は、両社の製品の生産・販売・サービスに従事する労働者が組織したIMF加盟労組の代表で構成され、連絡事務所を自動車総連本部に置き、主として次の活動をおこなう。

①それぞれの企業に関する賃金・労働条件、現場の諸問題、投資、財務状況、生産に関する定期的な国際的情報交換、②各国労働者の雇用の安定および賃金・労働条件の向上、③企業の海外活動が進出先国の労働者に対して社会的責任を十分果たすとともに、同国の発展に寄与するよう影響力を行使する、④海外の当該企業系労働者の労使紛争解決への援助、⑤本国および進出先国の労働組合間の交流促進、⑥世界の当該企業系労働者の組織化および組合教育の支援、⑦世界および地域別会議の定期的開催（原則として二年に一回）。

国際自由労連アジア地域組織・同盟共催の多国籍企業に関するアジア・セミナー

七三年一〇月一～二日に御殿場で開催され、P・P・ナラヤナン国際自由労連アジア地域組織会長をはじめ、シンガポール、セイロン、台湾、インド、インドネシア、フィリピン、マレーシア、南ベトナム、パキスタン、トルコ、香港の同地域組織加盟組合代表一六名、および、わが国からは塩路一郎同中堂自動車労連国際局長、木畑海員組合渉外部長、平野同盟三菱協議会代表をはじめとする一〇名の代表が、参加した。

セミナーがだした「結論」は「多国籍企業活動が提起する危険にとりくむための国際的対策活動が緊急の課題である」として、その国際行動基準に以下の事項が含められるべきだと述べている。

①一国の経済的、社会的目標のを確実する多国籍企業の義務、②実現に外資の投下が寄与することILO条約と勧告、とくに結社の自由および団交権に関する条約の遵守、③子会社間の操業と資産の移動などを明示する国際的な経理報告の提出、④多国籍企業が雇用機会を促進し技術の向上を確実にするとともに、現地労働者と経営技術の訓練・開発を援助するよう義務、⑤現地資本の参加を漸増させる義務、⑥進出国の主権を侵害しないよう、多国籍企業が内政に絶対に介入しないこと。進出先国政府は特定国の多国籍企業に対し過度の依存関係をつくりださないこと、⑦発展途上国は外資誘致のため自国の労働者を犠牲にする譲歩を外国に与えないこと。

国際自由労連・国際産業別組織共催の多国籍企業に関する第二回合同作業部会

七三年一〇月四～五日に御殿場で開催された。会議は多国籍企業問題を調査しするためのテコとしての海外投資している国連の「有識者グループ」に明の採択、③将来の活動についてする組合の態度を決定する目的で界各地への進出についての報告、の自由がない国に組合運動を導入開かれ、主要議題は、①労組活動規制の活用、②国連に提出する声の提案、④日本資本のアジア、世であった。参加者は国際自由労連

マクドナルド会長、同ケルステン書記長、同アジア地域組織ナラヤナン会長のほか、国際繊維被服皮革労連、国際金属労連、国際商業労連、国際石油化学労連、ドイツ労働総同盟、オランダ労働総同盟、イタリア労組連盟、ス.エーデン俸給労働者中央組織などの役員であり、わが国からは国際自由労連塩路一郎副会長が正式代表として、また国際食品労連日本事務所渡辺真事務局長と、全逓の新井中執ほか一名がオブザーバーとして出席した。

第一議題について会議が採択した文書は要旨次のように述べている。

【第一議題の採択文書(要旨)】

労働組合が弱体であるかまたは存在しない地域に資本が引き寄せられる傾向がある。現代の多国籍的資本主義時代を特徴づけているのは、このような生産設備の国外移動の普遍化である。この問題は、多国籍企業の全面的成長、とくにドイツ、日本、スウェーデンなどが海外投資をはじめたことによって新しい局面を迎えつつある。理想的な解決は、多国籍企業の活動を規制する国際協定や個別協定の中に社会的条項を含めることであるが、それが成立するまでのあいだ、労働組合の影響力を行使する別の可能性もある。これらの投下資本はもともと民主的な国々で生まれたものであり、その政府は自由な労働組合の主張に耳を傾ける用意がある。したがってその外国為替規制をテコとして、より以上の労働組合の自由を指向する方向に、潜在的受入国の政府にたいして影響をおよぼしてゆくよう説得することも可能である。作業部会は国際自由労連書記長に次のように勧告する。各ナショナル・センターと国際産業別組織にこの問題に注目するよう求め、さらに労組が自由に活動できない国々に労組の自由を導入するためのテコとして海外投資に対する規制を活用するよう民主的政府に対して各組織が圧力をかけるうえで必要な手段をとること。

また会議では、活動計画を決めたが、そのなかでは、労働組合の参加する機関を設置して多国籍企業の国際行動基準を決めるための

キャンペーンが必要であるとし、また労働組合の承認を拒否しているファーラー社(アメリカ)と極度に賃金の低いブルック・ボンド社に対して、消費者ボイコットを含む労働組合の国際行動を、国際繊維被服皮革労連ならびに国際農業農園労連と、国際自由労連各加盟組合によってただちに開始すると述べている。

国際自由労連第六回執行委員会

七三年一一月二一～二三日ブリュッセルで開催され、わが国からは塩路一郎副会長が出席した。会議は①国際通貨問題に関する決議、②国際石油供給に関する声明、③国際自由労連の同一賃金に関する統一行動計画、④ヨーロッパ社会憲章のもとにおける同一賃金に関する決議、⑤タイに関する声明、⑥中東における平和に関する決議などを採択した。

執行委員会はまた、多国籍企業に対する国際自由労連の戦略を規定し、国連経済社会理事会に提出することを決めるとともに、移民労働者の権利に関する国際憲章の草案ならびに、関係労働者の利益にたって、移民労働力の規制の問題を検討した。この草案は七四年六月のＩＬＯ総会の時期に国際自由労連のイニシアティヴのもとにジュネーヴで開催される「移民労働者に関する世界大会」に提出されることになっている。

他の国際労働組合組織との関係については、執行委員会は国際自由労連と国際労連ＷＣＬとのあいだにおこなわれている接触についてのケルステン書記長の報告を記録にとどめるとともに、ＩＬＯのヨーロッパ地域会議(七四年一月、ジュネーヴ開催)の開催期間中におこなわれる「非公式多国間接触」については、「ＩＬＯなどの適当な国際機関の枠内のみで認められる」ものであることを確認した。

国際金属労連第一回アジア電機電子労組セミナー

七四年五月二一～二三日に国際金属労連日本協議会ＩＭＦ・ＪＣと電機労連を受け入れ機関として東京で開催され、オーストラリア、バングラデシュ、台湾、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポールのアジア地域一〇カ国から二六人の海外代表が参加、ＩＭＦ多国籍企業対策委員会、ジェニングス議長や宮田ＩＭＦ・ＪＣ議長、清田電機労連委員長を含むわが国代表らをあわせて合計六〇人が出席した。

セミナーの目的は、電機産業での労働・生活条件をめぐる問題と多国籍企業の活動が労働者ならびに国民経済に与える影響について意見を交換し、一定の方向を見出すことにおかれ、「アジアにおける日系電子企業」について基調報告をおこなった清田晋亮ＩＭＦ電機電子部会長は、日本企業の海外投資の活発化につれて各地でさまざまなトラブルが起こっているが、その原因は日本の経済大国主義的な行動と進出にあると指摘した。

会議は報告・討論ののち「結語」を採択したが、そのなかで要旨次のような提言がおこなわれた。①電機電子産業における多国籍企業のリストの作成・配布、②各国法律制度、労働組合権、組合運動の構造に関する資料の収集、③多国籍企業のアジア地域外での計画、設備投資政策についての報告の収集、④日本のそれを含めて、主要な多国籍企業を対象に、ＩＭＦの対策協議会もしくは作業部会を設置すること。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所「世界労働組合運動」、(2)世界労連日本出版協会「世界労働組合運動」、(3)国際自由労連東京事務所「自由労連通信」、(4)民放労連「放送レポート」、(5)映演共闘、民放労連共編「国際映画放送労働組合連盟創立総会報告書」、(6) AFL-CIO Free Trade Union News、(7)世界教員連盟第一〇回総会配布資料、(8)「総評新聞」、(9)「同盟新聞」、(10)日本労働協会「週刊労働ニュース」

XII 農民運動

概要□農業情勢と農政の動向――世界食糧不安と日本農業の現状／農政の動向／農民運動の大勢――農産物価格闘争の進展／畜産農家危機突破運動／土地闘争の停滞／全日農第一四回大会／米価闘争：七三年産米価格闘争／七四年産米価闘争／食管制度をめぐる運動／乳価闘争：七三年乳価運動／七四年乳価運動／豚価その他の価格運動：豚肉・鶏卵価格要求運動／麦価その他の価格運動／飼料値上げ反対運動／生産資材確保その他の運動／土地取上げ反対運動：農地を守る運動／農地増税反対運動／公害反対運動／出稼農民・農村労働者の運動／農民団体その他――全日農／全農総連／全農同／開拓連／出稼連／農村労連

概要

一、米価闘争は従来と同じく全日農・全農総連・全国農協中央会を主体に展開された。七三年産米価格闘争から七四年産米価格闘争にかけ、米作主産県の農協青年部を主力とした供米出庫阻止の実力行使が各地でみられた。とくに七四年米価闘争はかつてない盛り上がりを示し、米審設置以来最高の三七・四%アップの成果をあげた。

一、食管制度を守る運動は、食管連を中心に労働者・農民・消費者団体の共同闘争として前年にまして広範な展開をみせた。

一、乳価運動は、配合飼料や生産資材の価格高騰による酪農危機突破のため従来の要請行動の枠をこえる闘争となり、とくに北海道では全道統一ストを展開したが、乳業独占資本の固執する低乳価の壁を破ることはできなかった。

一、生産資材の価格高騰と入手難を打開するため全国各地で畜産危機突破大会が開かれ、とくに数次にわたる配合飼料の値上げに関し、全農・全中に対する農民の責任追及がなされた。また下部組織から農協中央の妥協的態度に対する批判が出されたことも注目される。

一、農地を守る運動は昨年にひきつづき全日農・全農総連を中心

に展開されたが活発なものとはならなかった。成田新国際空港建設をめぐり反対同盟を中心に反対闘争がつづけられた。宅地なみ課税反対運動の一環として宅地なみ評価による差額還元運動と地方自治体独自の生産緑地制度化運動が進展した。

一、七三年六月頃最高潮に達した水銀・ヘドロ汚染に対する全国各地漁民の闘争は、補償問題が解決するにつれ急速に下火になった。原子力発電所設置反対や原子力船「むつ」の臨海実験反対にみられるこの分野の闘争は今後高まる傾向にある。

一、出稼ぎ農民や農村労働者の動きは前年同様であるが、本年の主要課題は失業保険法改変反対運動であった。

1　農業情勢と農政の動向

世界食糧不安と日本農業の現状

一九七三年後半期から七四年前半期にいたる一年間、日本農業の大勢はいかに推移したか。第一に、インフレーションの異常な高進と、世界的食糧不安およびアラブ産油諸国の〝石油ショック〟の発生によって、日本経済の混乱と動揺が激化し、その渦中で農業部門もまた大きな困難に直面した。七三年一二月の卸売物価は前年同月比二九%、消費者物価は一九%の上昇となったが、この両物価上昇率のアンバランスは農工産物間のシェーレ（鋏状価格差）の拡大となって現われ、農業生産への打撃となった。すなわち、七三年度の農業用生産手段の総合価格指数は一三六・二（七〇年度＝一〇〇）となり、前年度比二六・〇%と大幅に上昇したのに対し、農産物生産者価格は一三一・六%で前年度比二二・五%の上昇に止まった。これによっても、農工間商品交換による資本の農民からの価値収奪が一段と大きくなったことを推定させる。とくに燃料・石油関連製品や輸入飼料の価格暴騰は農業経営を直撃した。

第二に、七二年後半より需給関係のひっ迫に転じた世界農産物市場は、その後〝世界の穀倉〟北米合州国への需要の集中によっていっきょに食糧不足・価格急昇をまねき、七三年六月、ついに合州国は大豆等輸出規制措置にふみきり、ブラジル・カナダ・オーストラリア等主要輸出国に同様の措置を誘発した。国内で消費する穀物の五七%（米をのぞくと九三%）、濃厚飼料の六四%を海外に依存し、その依存先がとくに北米合州国一国に偏倚している日本が、このような世界食糧事情の悪化によってもっとも大きな打撃をうけたことはとうぜんである。市民は豆腐の値上げに悲鳴をあげ、畜産農家はエサの暴騰によって経営に行き詰まり、酪農家のあいだには妊娠中の乳牛を屠殺するものも現われ、自殺者まで出る苦境に立たされた。

わが国の農産物輸入は七三年にはいって急増したが、それは輸入数量よりは価格の上昇によるものである。たとえば、七三年の大豆輸入は前年に比べ数量八%増に対し金額は六一%増となり、飼料トウモロコシは数量四〇%増に対し金額は一〇〇%増を超え、コムギは数量六%増に対し金額増は八五%という具合である。これは日本の貿易収支を悪化させるだけでなく、前述のように国民経済のもっ

とも弱い一環である農業部門への打撃となったのである。

このような情勢のなかで、農村から都市への労働力の流出はいぜんとして高率をもって進行し、これに対し農家減少率は比較的に緩慢であるから兼業農家の相対的絶対的拡大は必至であり、特に農業を片手間とする第二種兼業農家の増勢はいちじるしく、七四年一月には全農家の六三%を超えた。農業生産の基盤である農地の潰廃と縮小も急速調で、農林省調査によれば、六七～七二年間に非農業用に転用された農地は三一・三万haに達したが、〝列島改造〟に固執する田中首相は地価抑制のためと称して一年間に三〇万haの農地転用促進を事務当局に指示した。地価は高騰しつづけ、農地取得による農業経営の規模拡大はいっこうに進まず、農民の生産意欲をますます失わせる結果をまねいている。

最後に、農家経済の概況を記せば、七三年度全国平均一戸当り農家所得は二二九万円で、名目的には前年度を二五%上回ったが、農業所得の伸びよりは主として農外の賃金俸給収入の増加によるものである。というのは、農家所得中に占める農業所得はわずか三二%にすぎず、じつに六八%が農外所得によって占められているからである。専業農家や一種農家は別として、一般的労賃水準の動向が農民家族の所得と生活水準に決定的影響をおよぼすのである。

農政の動向

七〇年代農政の基調は、政府のいわゆる総合農政の推進であり、その内容は米の減産と果樹・畜産等の選択的拡大による農業生産の再編成である。また自立農家育成の行き詰まりから、政府の期待は兼業農家を含む各種生産組織の育成に重点を移しつつある。七三年度の米生産調整は目標を超過して二三〇万トン（五六万ha）に達したが、しかし拡大を期待する果樹・畜産は、ミカンの豊作→過剰生産→価格暴落と飼料価格高騰による畜産危機の激化で矛盾を露呈し、農政の無力をばくろして国民の批判を浴びた。そこへ世界的な食料不足と石油ショック、物価・地価の狂騰、公害と自然破壊の進行等により国民食糧の供給に不安がひろがり農政転換を求める声が高まった。海外農産物依存によって国内生産軽視をつづけてきた政府もさすがにこの事態を前にして認識を改めざるをえなくなった。七三年度『農業白書』は次のように述べている。――

「……我が国の食料自給率は長期的に低下傾向を続けている。これは、農業の担い手の劣弱化、乱開発の進行に伴う農用地のかい廃と地価の高騰など農業構造の近代化を阻害する社会・経済的要因が大きく、農業生産が食料需要の急増に対応しきれないためであり、特に農業生産の中核的担い手が減少しつつあることを考慮すると、我が国農業が激変する内外諸情勢の変化に対応しつつ食料の安定供給という役割を果していくことは、ますます容易でない状態になりつつある」（傍点は引用者）。

ここでは、食糧の安定供給がますます困難になりつつあるという国民にとって容易ならぬ事実が政府自らによって告白されており、しかもその諸原因が内外の「社会・経済的要因」にあるとして、その諸要因をまねいた農政の失敗については何もふれていない点が注目をひく。食糧自給率の低下にしても、重化学工業の発展を極限まで追求して農業切捨ての方針をとり、農産物輸入自由化政策の推進によって国内農業生産を意図的に縮小した経済政策のとうぜんの帰結である。その事実をいまや政府当局が――政治責任については一言もふれないにしてもともかく認めたということは記憶されてよい。

政府は食糧自給度の向上をはかるために、画期的措置として、大豆・麦生産奨励金の交付を決定し、高能率集団畑作経営確立・野菜団地育成・市乳供給モデル団地育成事業等に財政資金を投じ、衰退した農業生産の再建につとめる姿勢をとりはじめたことはそれなりに評価されようが、他方、食糧の安定供給と備蓄のためと称して農産物輸入に従来以上の力点をおき、とくに開発途上国における農産物開発輸入に一段と力をいれている点は、いぜんとして海外依存基調を維持するものとしてわが国農民の批判を呼びおこさずにはおかないであろう。同時に、米生産制限などですでに開発途上国の批判をうけているうえに、開発輸入によるそれら諸国への資本輸出が果たしてどこまで現地農業・農民の利益に合致しうるものか、今後の動きに注目しなければならない。いずれにせよ、戦後はじめてという農業生産の危機的状況に対して農政は有効に対応しているとは断じがたく、そのゆえにまた次項に述べるように、米価・乳価運動などで農民ストに突入しようとする若い農民たちの〝造反〟事件が続発してくるのである。

2　農民運動の大勢

農産物価格闘争の進展

一九七二年以来の急激な物価騰貴と農業危機を背景に、米価・乳価・畜産価格などをめぐる価格闘争は、七三年から七四年にかけようやく本格的な展開をみせはじめた。この数年にわたる農産物価格闘争は、いずれも全日農・全国農協中央会などが主体になって大会・デモそして要請行動という農政活動的パターンを繰り返してきたのであるが、七三年産米闘争から一部地域に出荷延期や出庫阻止の新しい実力行使のたたかいがみられ、七四年米闘においては米主産県の各地に出庫阻止行動が波及した。実力行使の主体は主として地域の農協青年部でありそれを支援した農民団体であった。この農協青年部の出庫阻止行動に対し中央組織である米対中央本部や全国農青協あるいは行政当局から違法行為を理由に行動抑止の圧力がかかり、そのためもあって全国的・全県的規模の統一闘争にまで発展するにいたらなかった。全国的規模の運動は出庫不協力運動という順法闘争の枠内でのたたかいであった。そのため地域農青協と米対本部、地域農青協と全国農青協との戦術上の不統一・混乱がいたるところで生じた。県大会や地区大会では実力行使をめぐる農民代表の緊急動議の提出によりしばしば議場が混乱する事態が生じた。いずれにせよ七四年産米価格要求運動は、参院選と自民党の敗北、三二%をこえる春闘賃上げ相場を背景に長期にわたるたたかいとなった。その成果が奨励金を加えると生産者手取り米価三七・四%という大幅なアップであった。

米価闘争と同じく乳価闘争も従来にみられぬ——六〇年当時の乳価闘争をのぞけば——盛り上がりをみせた。全国各地の酪農民は、「危機突破大会」を開催、森永・明治・協同・雪印など乳業独占企業の工場に押しかけ、大幅値上げを要求しすわり込み行動をおこなった。地域によっては生乳の時差出荷や出荷停止など実力行使がみ

られた。とくに北海道の酪農団体は、政府の畜産振興審議会への低諮問価格に抗議し全道統一出荷ストに突入した。このような大規模な「農民スト」はこれまでにないことであり、スト中に農民は大量の生乳を廃棄した。中央酪農会議や酪農政治連盟などは下からの突き上げにより実力行使の体制を整えたものの、結局のところ実施できず、四大乳業メーカーの提示した低乳価の前に屈服した。ただし中央集結行動による加工原料乳保証価格運動の成果は四四・三%の大幅アップであった。この成果も、一つには参院選を控えた国会での畜産価格大幅引上げ決議などによるところが大きかった。

畜産農家危機突破運動

世界穀物価格の高騰を直接的要因とした再三にわたる飼料値上げに抗議し、畜産危機突破大会が開かれ飼料値上げ阻止が叫ばれた。さらに七四年初頭には、緊急突破大会が開催され、はげしい抗議行動が価格引上げ要求と合わせて展開された。同時に、米闘の場合と同じく、下部組織による中央組織の妥協的態度への批判と突き上げがおこなわれた。全農の再三にわたる飼料値上げは、全国農協中央会に対する畜産農民の抗議・批判行動となって現われた。関東地区の畜産農民が農協ビル内の全中役員室前に数日間にわたりすわり込み、中央組織の決起を訴えたことはよくそのことを示している。このような〝ウチゲバ的行動〟は農政運動の枠をこえようとする運動の芽生えとみてよいが、全体としての基調はいぜんとして政府・国会議員への陳情要請にあることからみて、運動の質的転換がみられたものと断定することはできない。

飼料値上がりの直接的原因が輸入穀物価格の高騰にあるということから、飼料自給対策・農政転換要求も強くなった。また七三年末の〝石油危機〟を契機として生産資材確保要求運動が活発におこなわれたことも本年の特徴であった。

土地闘争の停滞

七二年までの土地闘争は成田国際空港反対闘争や北富士軍事基地反対闘争に見られたようにはげしくたたかわれたが、七三～七四年の闘争としては、全農総連や農業団体が七二年にはじめて取り組みはじめた大企業などによる農地買収から農地を守る運動、あるいは宅地なみ課税反対運動の一環としての差額還元運動、地方自治体への生産緑地制度の要求、そして政府提案の生産緑地法反対など、すぐれた農政活動的内容をもつ運動をあげることができる。

その他、七三年六月当時爆発的に拡大した漁民による公害企業抗議行動も八月以来急速に沈静していった。他方では兼業農民や農村労働者などによる失業保険法改変反対運動もおこなわれた。

全日農第一四回大会

一九七四年四月二五・二六の両日、全日農第一四回全国大会が七〇年一二月の大会以来三年四カ月ぶりに東京・全逓会館で開催された。大会には地方議員一五八名と本部役員が出席した。第一四回大会は一九七一年一二月に開催が予定されていたが、代議員割当基準に関する社共両派の不一致が原因で延期されていたのである。また大会開催直前に代議員資格問題があらたにクローズアップされ、対立は解消していないことを示した。しかし大会は、本部提案の七四年度運動方針案を若干の修正案を否決して原案通り可決、また七一～七三年度運動経過報告・決算案・予算案等を承認、新役員を選出した（後掲3「農民団体」の項に新役員氏名を掲載）。また本大会で新たに青森県農民組合・岩

手県農民団体連合会・全日農各県連（三重・滋賀・佐賀・鹿児島）および山城線下補償組合連合会など新規加盟や再建加盟の団体の代表者が出席した。*

＊全日農大会延期についてはすでに本年鑑第四三集四四七～八ページに記述されているが、新たな問題点・大会経過・運動方針等の詳細は『農民新聞』七二五・七二八各号・『農民運動資料』一九七四年四・五月各号、『赤旗』一九七四年四月一六・二一・二六・二七日号等を参照。

1　米価闘争

(1)　七三年産米価格闘争

全日農の米価要求　一九七三年四月三日、全日本農民組合連合会（全日農）は食管対策特別委員会を開き、七三年度の要求米価と運動方針を検討、五月二二～二三両日、食管連とともに「米作十県農民組合共闘会議、食管連東日本ブロック活動者会議」を開き、米価闘争などの基本的方針を確認し、六月七日、要求米価を一俵（六〇キロ）当り一万六二〇〇円（対前年米価八〇・九%高）と決定した。この算定方法は従来と同じく、バルクライン八〇%による「生産費および所得補償方式」によるものである。また同日、三大要求として、①要求米価実現、②食管法完全実施、③食糧自給確立への農政転換要求などを決議、さらに特別決議として米の予約期限の延期、出荷拒否に関する提案等を採択した。大会後、米審会場に押しかけた代表は、すでに早朝から要請行動にはいっている農民や労働者と合流、すわり込みにはいった。以後三日間米審開催期間中連日三〇〇〇名以上を動員し、小倉米審会長はじめ米審委員との交渉、桜内農相および政府各省庁幹部との

全農総連の米価要求　全国農民総連盟（全農総連）は、七三年六月一二日の第一一回総会で七三年度運動方針と当面の農政問題を協議し、①生産者要求米価六〇キロ当り一万三一一〇円（農協米価）、②食管法完全実施、米の買入れ制限・自主流通米制度・米の減反政策の撤廃などを決議した。翌一三日には農協米対中央本部と全中に対し、出荷延期などの実力行使を含む米価要求闘争をすべきであると申し入れた。

七団体統一米価要求大会　全日農・全農総連・全農同（全国農民同盟）・開拓連（全日本開拓連盟）・出稼連（全国出稼組合連合会）・食管連（食糧管理制度を守る全国連絡会議）・中央労農会議の七団体は、七三年六月八日、衆院第一議員会館で米闘の方針を協議し、昨年にひきつづき七団体共闘を確認のうえ、共通要求として米価の算定方式を八〇%バルクライン方式による生産費所得補償方式とする、食管法完全実施を要求し二重米価制の継続、買入れ制限取りやめ、全量買い上げ、自主流通米制度廃止、銘柄格差の導入をおこなわない、などを決定した。全日農・全農総連など七団体は八月一日、東京千代田区の九段会館で「食糧危機突破・食管法完全実施・要求米価貫徹全国農民総決起大会」を開催した。大会には三〇〇〇人余の農民代表が参加、①米価要求貫徹、②食管法完全実施、③食糧自給確立への農政転換要求などを決議、さらに特

交渉をつづけた。米審最終日の八月三日、全日農・全農総連・食管連の三団体は東京九段会館で「第二次全国農民総決起大会」を開催、大会には全国から代表約三〇〇〇人が集結し、次の闘争宣言を採択し低米価に対する抗議行動を盛りあげた。

【闘争宣言】

われわれ全農民、労働者、消費者の総力を結集した、米価要求中央集結闘争は、今、一段と熾烈さを加えて来た。われわれは米審第一日の八月一日、〝引き合う米価を かちとり 農業再建で食糧危機突破を〟との大スローガンのもとに、要求米価貫徹全国農民総決起大会を開き、要求米価貫徹、食管法完全実施、食糧自給確立による農政転換等の諸決議を採択するとともに連日炎天下の米審会場前広場を埋めつくし、血の叫びを政府と米審委員にたたきつけてきた……(中略)……ここにわれわれは予約・出荷延期、四十七年度政府在庫米の出庫をとめる闘いをも含め、より団結を強固に、正義の要求実現のために、最後の最後まで闘い抜くことを全農民、労働者、消費者の名において宣言する。

昭和四十八年八月三日

食糧危機突破・食管法完全実施・米価要求貫徹

第二次全国農民総決起大会

農協の米価運動

一九七三年五月一五日、全国農協中央会(全中)理事会は、前日の農協米穀対策中央本部で内定した七三年度米価運動要綱を正式に決めた。それによると、①従来のマンネリ化した農政活動を排し、市町村・県段階の運動を重視する、②運動の目標は農業危機突破・国民食糧の安定確保、食管制度堅持、要求米価を主体にすること、などであった。六月七日、全中は、農協米対本部の確認を基礎に、五連会長会議を開き、七三年産要求米価、一俵当り一万三一一〇円(前年決定米価比四八・八%高)と決定し政府、各政党に要請した。なお同日、全国農業会議所も全中と同じ要求米価を採択した。算定方式は八〇%パルクラインによる生産費所得補償方式の点では全日農のそれと同じであったが、労賃評価は五人以上規模の製造業男女平均賃金を採用した。七月一八日全中は東京の日本武道館に約一万二〇〇〇人の農協代表を集め「農業危機突破・要求米価実現・全国農協代表者大会」を開催し、要求米価の実現、農政の確立、食管制堅持による食糧の備蓄制度確立などの大会決議を採択、そのあと大会代表は政府、各政党に要請した。

また、全国農業会議所は七月三日東京の九段会館で「四八年産米価要求、農政の基本確立・全国農業委員会会長代表者大会」(参加者一四〇〇人)を開き、国内農産物自給のための高能率経営育成目標の明示ほか数項を決議、国会、政府へ申し入れた。

農協の出荷延期・拒否準備指令

全中は七月一一日以降全国一斉に米の売渡し予約延期運動にはいり、一二五日には農協米対中央本部が、超早場米産地の鹿児島・宮崎・高知の三県米対本部に、生産者米価決定まで出荷延期を指令した。さらに米審答申後の八月四日、同中央本部は各都道府県の米対本部に米の出荷拒否闘争の準備指令を出した。しかし実際には青森・石川・福井の各県米対本部で出荷拒否の突入指令がだされただけで全国的な突入にまではいたらなかった。

食糧庁はこの拒否闘争の全国的波及をおそれ八月六日、青森・石川県などの米対本部に対し、出荷拒否闘争は、①食管法違反、②米の配給に支障をきたす、③食管制度のあり方を問われるだけでなく、実力行使は公務執行妨害にもなる、と異例の警告を発した。

米価決定と抗議　米審は八月一日、諮問米価六〇キロ当り九七六七円（銘柄奨励金を含む対前年比九・一%引上げ）を受けて、三日「適正限度において引き上げることは、さしつかえない」としたうえ、内容の異なる三案を併記して答申した。政府は八月八日前年比一五%アップ、六〇キロ当り一万三〇一一円の基本米価にくわえ指定銘柄（三〇〇円）、特例銘柄（二〇〇円）を加算することを決定した。

この決定に対し全日農は翌九日、一五%アップをいちおうたたかいの成果であると評価しつつも、二ケタ台の物価上昇からみれば据置き同然の低米価であると抗議声明を出した。

地方における米価運動　北陸四県農協食管対策本部は、予約・出荷延期も辞さないと決定していたが、とくに石川県米対本部は六月一二日、予約延期や早場米の出荷を延期するなどを決定、八月はじめ福井県米対本部と併行して出荷拒否指令を出すなど一部で出荷拒否闘争に突入した。新潟県の日農北蒲原協議会主催の「米価要求農業危機突破北蒲原農民総決起大会」は七月一日、新発田市で二〇〇〇人を集めて開かれ、出荷拒否などを決議。また七月八日、日農新潟県連主催の「総決起大会」（三〇〇〇人）とデモが、六月二五日、三市（五泉・新津・白根）中蒲農政対策協の農民大会など県でも例年にない盛り上がりをみせ、八月九日には同対策協管内の小須戸農協など農民による出庫阻止闘争が展開された。

北海道では七月一一日、日農・農協・農民連盟などで構成する北海道米価対策推進協議会主催の「要求米価貫徹全道農民大会」が旭川体育館に約六〇〇〇人の農民を結集して開かれた。全北海道農民連盟と全北海道農民総連合は八月一日、政府諮問米価に抗議し、農協倉庫保管政府米の出庫阻止闘争方針を指令し、同日からただちに倉庫前にピケをはるなど阻止闘争を展開した。なおこのような出庫阻止闘争は宮城県農協青年部など米作県の一部でもおこなわれた。

(2)　七四年産米価格闘争

全日農の要求米価と闘争方針　全日農は一九七四年四月二五日の第一四回大会で七四年産生産者要求米価を現行価格より九六・三%アップの六〇キロ当り二万二二〇円と決定したが、五月一一日、一五都道府県の代表と食管連・労農会議代表をくわえて「米作十県共闘会議」を開いた。同会議は七四年度米価運動の基本方針として、他の農業・農民団体との共闘、自治体ぐるみの運動、出荷拒否闘争の拠点づくりなどの実力行使、消費者との提携を強化すること、さらに七三年産米追加払い要求額試算として六〇キロ当り、一九二一円を決めた。

全日農三役は五月二九日倉石農相ほか農林省幹部に、参院選前の米審開催と米価決定、生産者・消費者両米価同時決定反対、米価の大幅引上げなどを要請した。六月一日全日農中央常任委は当面の運動として農協の出荷不協力運動を積極的に支持することなどを、また六月一七日の米闘推進各県代表者会議では六月一九日からの農協の第二波出庫不協力運動を支持、さらに農協青年部・婦人部に対し農民戦線への加入をすすめること、米価決定まで出庫阻止運動を推進すること、などを確認した。

全農総連の米価運動　全農総連は五月一六日の事務局長会議で米価運動方針を決定した。すなわち、①参院

選前に米価が決定されぬ場合、七月一日に全国一斉に抗議集会を開く、②政府諮問価格が不当な場合には出庫阻止をする、③決定米価が低い場合には出荷延期をすること、などである。六月五日、全農総連代表は大蔵省当局に、米価の早期決定と大幅引上げなどを申し入れた。六月一七日、一道一四県一七組織に対しその出庫阻止の準備指令を出した。さらに七月一五日早朝、東京の九段会館で一三〇〇人の代表を集め、「米価要求貫徹全農総連中央集結集会」を開き、低諮問米価に抗議し実力行使突入を決議した後、米審会場へ抗議要請行動にはいった。

米価要求七団体農民総決起大会

六月一九日、全日農・全農総連など七団体は、農協青年部が各地で展開している出庫阻止闘争を積極的に支持することを決定し、昨年にひきつづき共闘体制をくんだ。全国の農民代表約九〇〇〇人は七月一五日、諮問米価に抗議し、早朝から東京九段の農林省分庁舎に押しかけ、農林省幹部と大衆団交をおこない、つるしあげた。

この日の午後全日農・全農総連・開拓連・全農同など七団体共催による「米価要求貫徹、国民食糧確保全国農民総決起大会」が東京の九段会館で開催された。大会には、米審会場から約三〇〇〇人が参加して、①パルクライン八〇%による生産費および所得補償方式による米価要求と七三・七四年産米のバックペイの要求など「生産者米価に関する件」、②米の無制限買い入れと米穀管理研究会の解散要求を含む「食糧管理制度の充実強化に関する件」、③「国民食糧確保・農政転換を要請する件」を決議した後、再び米審会場へ押しかけた。

米審二日目の七月一六日、農民七団体共催による「農民と消費者との交流集会」を九段会館で開き、食管制度を守るための相互交流を深めた。このような七団体による消費者との交流ははじめてのことである。また地域農協青年部による消費者との交流集会も開かれた。以後全日農・全農総連・食管連代表は米審答申の一九日零時過ぎまで連日、米審会場に押しかけ米審委に要請、農相との団交をつづけ、この間警官隊とのあいだにトラブルが起こった。

農協中央の要求米価運動

四月二五日、全中は農協ビルで全国・都道府県農協中央会・連合会会長合同会議を開き、七四年産米要求価格一万六七〇四円（現行買入れ価格比大四・七%高）を決定した。同時に、①米価決定時期を田植え前とする、②インフレ手当として七三年産米に対し六〇キロ当り二九四円の追加払いをする、③自主流通米の流通促進奨励金の要求、などを決め、政府首脳や各政党に要請した。

同日全国農業会議所も会長会議で農協と同じ要求米価を確認した。全国農協青年組織協議会（全青協）、同婦人組織協議会（全婦協）は四月一七日、米価要求中央大会にむけて「列島縦断米価車リレー闘争」を正式に決定し、五月八日、東日本表・裏、西日本、山陰・山陽・四国、九州の各地区からいっせいにスタートし生産者米価大幅引上げのキャンペーンをおこなった。

米価要求農協代表者大会と混乱

全中主催の「要求米価実現全国農協代表者大会」は五月一五日、東京・日本武道館で一万二〇〇〇人を集めて開催された。大会は、①生産者要求米価一俵一万六七〇四円など政府買入れ価格引上げの件、②米審の早期開催、作付け前の米価早期決定の件、③七三年産米追加払いの件、④農業危機突破、国民食糧確保の基本農政確立の件など

を採択したが、決議の過程で農協の追加払い要求額（六〇キロ当り二九四円）は低すぎるとの動議が出され、議場は一時混乱した。結局、要求金額については「三〇〇〇円なにがしを中心に増額要求する」ということでおさまった。大会後、参加者全員が雨の中をデモ、国会陳情に移った。

五月一四日、東京・九段会館で開かれた「要求米価実現北海道・東北農協代表者大会」も、①七三年産米価追加払い六〇キロ三二六三円（全日農要求額）、②出庫拒否運動を決議する、③米価は国会で議決する、との緊急動議をめぐり議場が混乱し、とりあえず中央米対に伝える、ということで騒然としたまま大会が終了した。一五日の全国大会以前に各都道府県・地区で開かれた大会においても同様に議場混乱がみられた。このように農協の米価運動において、運動方針や要求において中央と地方、幹部と一般組合員のあいだに不統一が見られ大会に混乱が起こったことは異例の事態であり、体制内農協幹部に対する農民の怒りの現われとみることができる。

全国農業会議所はこれよりさきの五月一〇日、東京・千代田公会堂で「四十九年度米価要求・中核農業者擁護・農業危機突破全国農業委員代表者大会」（約一四〇〇人参集）を開催、①生産者米価大幅引上げ、②中核農業者擁護・農業危機突破対策を決議、さらに温州みかん対策の緊急要請案を採択したあと、政府、各政党、地元選出議員へその実現方を要請した。

農協中央の出荷不協力運動と批判

農業・農民団体の連日の要請行動にもかかわらず、倉石農相は五月一六日、衆院決算委で七三年産米価追加払いをおこなう意思のないことを重ねて表明した。その後の農相および首相の回答により米価決定時期も参院選後になることが決定的となった。

五月二九日、全中は農協米対中央本部委員会を開き、①政府の方針に抗議するため出庫不協力の運動実施、②七三年産米価追加払い、七四年産米概算金の増額等の要求を決定し、同時に政府に対し抗議声明を出し、六月三日、第一波抗議行動として四日から三日間にわたる全国的な出庫不協力を指令した。全国の農協組織は、四日からいっせいに米搬送に関するサービス、資材貸与、電力の提供等を拒否する米出庫不協力の順法闘争に突入した。そのため米搬送が不可能になったところが全国各地に発生した。出庫不協力第二波闘争は六月一九日から二五日までの一週間、第三波闘争は七月六日から無期限で実施されたが、七四年産米価が決定された七月二二日に解除された。

このような、農協中央の段階的出荷不協力という順法闘争に対し、東北・北陸・北海道の農協組織や青年部等から見通しが甘すぎる、要求を貫徹するには当初から無期限出庫不協力、出庫実力阻止闘争の実施以外にないとの不満や批判がだされ一部地域の組織に不統一がみられた。

全青協の米価要求順法闘争

全国農協青年組織協議会（全青協）は農協中央の米闘方針に沿って行動してきたが、東北・北陸・北海通の農協青年部の出庫阻止決議等組織内混乱の動きに対し、六月一五日、緊急委員会を開き、一部農協青年部が実施している出庫阻止は法に抵触し、農協運動を進める青年部として実施すべきではない、農協青年部は各県米対本部と十分意見疎通をはかり行動する、との見解をまとめ、各都道府県農青協に通知した。

この見解に対し東北各県など米主産県農青協はいっせいに不満を表明、青森県農青・婦人部のように、全青協委員会の見解は委員会の権限を逸脱するものだとの抗議声明を出した組織もあった。このような下からの出庫阻止実施要求に対応し、各組織間の統一調整をはかるため全青協は、六月三〇日、全国都道府県委員長会議を開き、「出庫抑制闘争」へ足並みをそろえること、また農協中央米対に対し長期的な出庫不協力運動をすべきことを申し入れることなどを決めた。そして七月五日、都道府県委員長に九日から三日間、全国一斉に「出庫抑制闘争」をおこなうよう指令した。全青協の指令した出庫抑制は農協米価運動の枠内の合法闘争で、倉庫前の決起集会や、運送業者への説得などを内容とする順法闘争の域を出ないものであった。

地域農協青年部の出庫阻止闘争

本年の米闘は例年にない盛り上がりを見せたが、米作生産道県の農協青年部を主体にした出庫阻止闘争が注目をひいた。この種の実力行使はいった。同県置賜地区の農協組合長会と同青年部協議会・庄内地区農青部・米沢市農青部・川西・高畠・飯豊・長石・小国・白鷹などの各農青部も出庫阻止に突入した。

また山形県農青協は六月七日、一〇日より一週間の全県的出庫阻止を決定したが、同県米対本部から中止せよとの横ヤリがはいったため延期したが、一四日から予定どおり全県的出庫阻止にはいった。飽海郡平田町農協や東田川郡藤島町農青部のように、在庫がなくなってからの闘争では意味がないとして即日出庫阻止に突入したところ、あるいは舟形町・天童市・村山市・大石田町・山形市の各農青部などは一〇日から実力阻止に突入した。なお、さきの県農協米対の警告により実力行使に突入できなかった長井市農青部幹部の青木久一氏は六月一五日自殺したが、原因は本部と農青部の板ばさみにあったためといわれる。

全国的・全県的統一行動としては展開できなかったものの、農協青・婦人部の下からの県農協および中央米対に対する突き上げで農協組織はゆれにゆれた。以下主要な闘争をかかげる。

北海道・東北・北陸の農協青年部（農青部）は六月八日、山形県・天童市で「一道十県米主産地会議」を開き、農協米対本部に第二波抗議行動として出庫阻止の実施を申し入れ、実行しない場合は一道一〇県農協青年組織が主体となり出庫阻止行動を展開することを確認してきた。その後、全青協の出庫阻止はすべきでないとの見解を

青森県農政協は六月二二日から新米価決定まで出庫実力阻止闘争に突入し、七月二日、青森市の野外集会場で開かれた「米価の早期決定拒否 決議・要求米価貫徹青森県代表者集会」（三五〇〇人参加）で出庫拒否決議を主張した。そのため会場は混乱し、主催者側が県対中央本部に実情を訴えるということで混乱のまま閉会した。

岩手県——六月初め県農青部が県下農協組合長に対し自民党から脱党し不支持を表明せよと要求、県米対が六月二二日、この離脱要求を撤回せよと批判するなど農協組織内部が混乱した。福島県農青連は六月九日、六月下旬に、同じく石川県米対本部は六月一〇日、出庫阻止運動にはいることを決定した。秋田県——「農業危機突破・要求米価実現秋田県農業団体代表者大会」秋田市の県立体育館五三〇〇人。

新潟県——五月三日「要求米価実現・新潟県農協代表者大会」は長岡市厚生会館で開かれ四〇〇〇人の農民代表が参加。新潟県では農民団体と農業団体の共闘により五月末から六月にかけ各地で出庫阻止決議、実力行使がなされた。たとえば六月八日、日農の呼びかけで結成された新津・白根・五泉の三市と中蒲原郡の農業農民団体が構成している三市中蒲米対協は新津市民会館で「米価要求三市中蒲農民総決起大会」（約三〇〇〇人）を開き出庫阻止を決議、七月一日から一〇日間一〇〇〇人を動員し実力行使に突入した。七月三日の新潟市公民館で開かれた日農県連「米価要求新潟県農民総決起大会」でもこの闘争の支援決議をした。その他北蒲原郡笹神や水原等でも出庫阻止闘争が展開された。

茨城県——東村農協青年連盟は五月二三日、米価早期決定などの要求貫徹のため出庫阻止闘争を決定し、県米対に申し入れ、これらの要求をうけて県農青連は六月五日、出庫阻止闘争を決定、農協婦人部と共闘組織をつくるなど準備にはいった。これに呼応し県北地区農青協・県南農青連なども出庫阻止闘争を決定した。六月一〇日開催された「要求米価実現・水海道地区農民代表者大会」は三カ月間出荷延期を県・中央米対本部に申し入れた。東茨城郡常澄村農青連は七月一二日、出庫阻止に突入した。

群馬県——五月九日、前橋市・県民会館で開かれた「要求米価実現農協組合員大会」（一五〇〇人）は「売渡し拒否」の緊急動議をめぐり混乱し一時議事は中断したが決議した。玉村町玉村農協は六月初旬、すでに中央組織とは別に独自な出庫不協力闘争を展開した。

長野県——伊那農青部は五月中旬、実力行使体制にはいり、六月五日、東北以外ではじめての出庫阻止闘争を展開した。なお五月一〇日の松本市で開かれた「要求米価実現長野県農協代表者大会」は早期米価決定のための大量動員、実力行使を含む全国統一運動の提唱を決議した。

その他東北以外で強硬な実力行使等を決議ないし実施した地方として四月二二日、全日農・農協など七団体による高知県高岡郡の窪川町の「農業危機突破窪川大会」、大分県で六月一三日「米価抗議・要求実現大分県大会」、福岡県農政連傘下の糸島郡農政連による七月一六日からの出庫阻止闘争、同日同県久留米市農青連の抗議集会と実力行使突入、また、宮崎県の大崎地区農青連協と同婦連協は五月二二日の会議で実力拒否を決定。九州地区農政協や島根県米対本部による出庫不協力の継続ないし無期限実施申入れ等がある。

米審開催と米価決定

政府は参院選（七月七日）後の一五日、米審を開催した。諮問米価は現行米価より二五・

五%引上げ六〇キロ当り一万二九二七円という一九五一年以来の高率アップであった。しかし全国の各地農民は満足せず抗議大会や抗議実力行使にはいった。初日の米審会場には全日農・全農総連など農民団体、農協など農業団体、食管連・総評・中央労農会議などの労農諸団体代表約九〇〇〇人が押しかけ、諮問案撤回要求、大幅引上げ要求をかかげ抗議行動を展開し、またすわり込み集会、北海道上川地区青年部の会場前ハンスト闘争がおこなわれた。米審は一九日、生産者米価は「相当に引き上げるのを適当とする」との答申をおこなった。政府は七月二二日、①基本米価三二・二%アップ六〇キロ当り一万三六一五円、②銘柄奨励金を加え同一万四一五六円(三七・四%アップ)を決定した。これは米審設置以来一九五一年の二九・七%アップをこえる最大のものとなった。農業農民団体はこの決定米価に対し運動の成果であるといちおう評価しつつも不満を表明し、今後さらに強力な運動を展開していくと声明した。

(3) 食管制度をめぐる運動

余剰米正規買入れ要請運動

七三年産米の作況が平年作を上回る状況になったため、農業農民団体は一〇月頃より「余剰米全量買げ」「二段米価絶対反対」(予約限度を越えた余剰米を正規の米価で買い入れよ)を主張し関係機関に要請運動をおこなった。

全日農は七三年一〇月二日食糧庁に対し二段米価反対、余剰米全量買入れ交渉をしたが、ひきつづき一〇月一五日、参議院会館で、「緊急第二次米価闘争行動集会」を開き、米価を引き下げ食管制を壊す二段米価反対と米の庭先滞貨と余マス一掃に関する件を決議して対食糧庁交渉をおこなった。全農総連代表は一〇月一九日、農林省当局に対しほぼ同様要請をおこなった。食管連代表も一〇月二二日、一一月米審の前段闘争として食糧庁長官に米麦二重価格制維持、消費者米価値上げ反対、主要農産物の食管制組入れを申し入れ、七四年にはいっては全日農などとともに両米価同時諮問、同時決定反対要請をつづけた。

全中も七三年一〇月一七日、全国都道府県農協中央会の経済連会長合同会議を開き、予約限度超過米対策を協議したあと、政府関係当局や自民党に余剰米の正規価格買入れを要請した。また同月二九日、東京・東条会館で開かれた「米・大豆・畜産対策全国農協代表者集会」(五〇〇人)は、①予約限度超過米を政府買入れ価格で買い上げる、②加工原料乳保証価格を現行キロ当り四八円五一銭を六円以上引き上げる、その他鶏卵・豚肉価格等に関する要請事項を決議したあと自民党に要請し、その後も同様の行動をくりかえした。

消費者米価値上げ反対運動

七三年一一月七～九日、消費者米・麦価諮問案(米一三・八%麦三五%アップ)を審議する米審が開催された。食管連・消団連・全日農・全農総連など労・農・消費者代表約三〇〇〇人は、消費者米・麦価値上げ反対、二重米価制堅持を唱え、都内デモや当局への要請など反対行動をおこなった。また米審開催中の八～九日の両日、第一二回全国消費者大会(三〇〇〇人)が開かれ、特別決議として消費者米価値上げ反対が決議された。しかし政府は一一月一四日、政府売渡し米価を九・八%、麦価の三五%引上げを決定した。しかし消費者米価値上げは実施七四年四月一日に(のちに延長され一〇月一日)、麦

値上げは七三年一二月一日実施に決まった。

国民食糧確保二・二六総決起大会

全日農・全農総連など七団体は七四年二月二六日、全中は東京・久保講堂に全国から一五〇〇人の農民・労働者を集め、「国民食糧確保・農業復興二・二六総決起大会」を開催した。従来この種の大会は全日農主催の「集会」に他団体が参加・協力ないし支援の形をとっていたが、今回はじめて七団体共催の「総決起大会」となった。大会は、①国民食糧確保のための政策転換要求、②生産者米・麦価大幅引上げ、③生産緑地法案阻止、④生産資材価格の引上げと資材確保、⑤畜産危機突破への価格引上げと飼料値上げ反対、⑥失業保険制度全面改悪阻止の六項目の要求を決議し、終了後政府当局や経団連・農業資材業界等に要請行動をおこない、さらに全中・全農に対してはエサ値上げの責任追及などをおこなった。

2　乳価闘争

(1)　七三年乳価運動

加工原料乳保証価格改訂運動

度重なる配合飼料値上げ、生産資材の価格高騰に苦境に立たされた畜産農民のなかから七三年四月一日に改訂した保証乳価キロ当り四八円五一銭の再引上げ要求が起きた。七三年一〇月一六日、農業・農民団体の要請運動の高まるなかで畜産振興審議会（畜産審）酪農部会が東京・農林省分室で開かれた。当日、会場に各団体の代表が押しかけ価格値上げ改訂の要請行動をとった。これよりさきの九月一八日、全中は東京・農協ビルで、「畜産物要求全国農協代表者大会運営委」を開き、加工原料乳保証価格キロ六円以上の値上げ、豚肉安定基準価格平均キロ六〇円以上の値上げ要求などを確認し、翌一九日価格引上げのための畜産審開催要求を目的に東京・都市センターに約一〇〇〇人を集め「全国農協代表者大会」を開催、要請事項を決議し、終了後関係各省庁と各政党に陳情した。また全農総連は九月一七～一八日の両日、農相等に保証乳価年度内改訂などのための畜産審即時開催を要求した。

地方では全日農北海道連が一〇月一五日、札幌市自治会館で「全道酪農民代表者集会」を開いたあと、保証価格の引上げ改訂、飼料価格凍結などを道庁・道議会・道農中央会に協力を要求した。

飲用乳価値上げ交渉

一九七三年七月九日、中央酪農会議（中酪会議）は、都道府県指定生乳生産者団体会長会議を開き、七三年度飲用向け原料乳価キロ当り一五円引上げ要求を決定し、以後全乳対（全国指定団体乳価対策委員会）を中心に大手メーカーと連日にわたる値上げ交渉をおこなった。九月一八日、中酪会議は再度、都道府県指定団体会長会議を開き、これまでの値上げ要求にさらに飼料高騰分を加え要求額を一九円五〇銭と決め、同時に要求実現のため五〇億円の闘争資金積立てを決定し、生乳の「時差出荷」「出荷先変更」「出荷拒否」などの実力行使の準備体制をととのえることになった。しかし交渉は難航し一一月二〇日ようやく一五円引上げで合意、飲用向け生産者乳価はキロ当り平均八二円となった。

北海道の指定生乳生産者団体のホクレンは七三年四月二一日、三大乳業に対し取引一等乳量の二〇%相当を飲用乳価で買い入れ、地域振興対策費としてキロ当り一円を支出せよ、と申し入れた。以後度重なる折衝に満足な回答なく、五月にはいり要求にほぼ応じている中小乳業会社に配乳を変更する方針を決め実力行使にはいった。そのため一部メーカーの操業ストップが生じた。この結果九月二五日、三大メーカーがキロ当り七〇銭 総額七億円（要求総額四九億円）をホクレンに支払うことで妥結した。

(2) 七四年乳価運動

飲用乳価交渉

一九七四年三月一五日、中央酪農会議は都道府県指定生乳生産者団体会長会議を開き、要求飲用乳生産者価格をキロ当り四〇円以上引上げ一二二円以上（現行価格四八・八%高）とすることを決定、乳業各社に申し入れ、交渉を開始した。以後、全乳対（全国指定生乳生産者団体乳価対策委員会）は七四年一月以来闘争資金キロ当り二〇銭を積み立て、実力行使をも辞さぬ構えで大手メーカーと交渉をつづけた。また、三月二五日、日本酪農政治連盟は、東京・九段会館で「酪農危機突破全国酪農民総決起大会」を開き、乳価大幅値上げ、飼料価格安定対策即時実施、牛乳・乳製品国内完全自給体制確立などを決議した。大会には全国から約二〇〇〇人の酪農民代表が参加し、終了後、雪印・森永・明治・協同の四大乳業メーカーに集団要請をおこなった。同日、北海道根室地区農青協の酪農青年九人は東京の数寄屋橋公園でハンガー・ストにはいった。このストはあらたな応援をもいれ二七日までつづけられた。乳価交渉は難航し、地域的には時差出荷、出荷停止などの実力行使の声が高まりつつあった。五月二日、中酪会議は飲用向け乳価の六月一日引上げ実現をめざし、①非協力的な乳業メーカーに対しては出荷拒否などの実力行使を、②各乳業メーカーとの個別集団交渉*をおこなうとの方針を決定した。

*四月一七日公正取引委員会は七三年一二月の牛乳一斉値上げは独禁法違反のヤミ協定であると認定し、大手五社に販売価格協定破棄を勧告するとともに、現行の価格協定方式の問題点を指摘した。この勧告に従い大手五社は生産者団体との共同交渉をやめ個別交渉に切りかえた。

酪政連は五月八日、全国から酪農民代表七〇〇人を動員、全国酪農民大会実行委員会を開いた後、森永など四大メーカー本社に押しかけ、六月一日からの値上げ要求を掲げすわり込み、徹夜団交をおこなった。団交の結果、酪政連はメーカー側から「早期値上げに最大の努力をする」との確約をえたが、値上げ時期など明らかでないので今後実力行使を含めた強力な交渉が必要であると全乳対に申し入れた。五月二三日、全乳対は拡大委員会で四〇円以上の引上げ要求と値上げ時期引延ばしに対する実力行使を確認し、五大乳業と個別集団交渉を展開した。また酪政連も六月七日、第二波行動として全国から五〇〇人を動員し、明治・森永・雪印の本社に押しかけすわり込み、集団抗議交渉をおこなったが、満足な回答なく、この間全国各地では続々実力行使に突入していった。その後、中央では七月一〇日から一五円五〇銭アップの乳価引上げ回答をうけ、生産者側は「六月一日・四〇円以上」の線から「七月一日・一七円二八銭」の引上げ要求に後退した。

六月二四日、農林省のあっせんで全乳対と雪印乳業との交渉の結

果、七月五日からキロ当り一六円（二〇〇cc三円三三銭）引上げの線で妥結した。これは現行八二円一〇銭（関東地区）の一九・四八％アップで、一〇〇円以上乳価要求は不発に終わった。

加工原料乳保証価格運動

一九七四年三月五日、中酪会議は、東京・コープビルで都道府県指定生乳生産者団体会長会議を開き、加工原料乳保証価格の要求を八八円四三銭（キロ当り）以上とすることを決め、政府・自民党に要請した。また当日、生乳生産回復のため特別加算措置その他の要求を決定した。全日農は三月二三日、第一七回中央常任委で「加工原料乳保証価格大幅引き上げ要求中央集結闘争」を米闘なみのたたかいにすることを確認、①加工原乳保証価格は「生産費・所得補償方式」により、その全量を不足払い制度の対象とする、②指定乳製品の安定指標価格は実勢に合わせて引き上げ基準取引価格も引き上げる、③乳業資本本位の「不足払い制」を改め、乳業資本の不当利得を生産者に還元する、等の要求事項を決めた。全中も三月二五日から全共連ビルに前線本部を設置し畜産審にむけて特別要請運動をはじめ、社会党は二六日、東京に北海道・秋田の酪農民代表を集め「乳価要求全国農民代表者大会」を開いた。

政府諮問乳価と全道統一抗議スト

政府は三月二七日、畜産審酪農部会にキロ当り保証価格 六三円五三銭（前年比三〇・九六％高）、基準取引 価格五三円四一銭（前年比三一・九％高）の諮問案を提示した。当日、全国の酪農民代表、全日農・全農総連・酪政連を主力に農業・農民代表約八〇〇人は審議会場で農相らに対し、要請をおこない、二七日以降も農業・農民六団体代表の要請行動がつづけられた。

北海道の生乳スト対策委（後述）は二七日、求を裏切る低乳価であるとして、北農中央会と道中央会支所に第一波全道統一生乳ストを指令した。同日出荷スト道二八〇農協、約三万二〇〇〇戸の酪農家といわれ、大量の生乳廃棄された。全道第二波統一出荷ストは三月三〇日再度実施され、再び大量の生乳廃棄や消費者への無料配布がおこなわれた。留萌管内幌延農協酪対委の農民は雪印乳業幌延工場を約四〇台のトラックや乗用車でピケをはり、乳製品搬出阻止行動をおこなった。この種の大規模な組織的な実力行使は全国でもはじめてである。

畜産審酪農部会は二八日、畜産政策の再検討、算定方式の改正と大幅引上げなどを骨子とする答申をおこなった。政府は四月一日、七四年度保証乳価七〇円二銭（前年比四四・三％高）、豚肉安定基準価格五〇七円（同三三・四％高）を告示した。政府試算価格を上回る本年の価格決定は、実力行使などを含む例年にない運動の盛り上がりと、参院選を控え衆院農水委や参院農水委が畜産物価格大幅引上げを決議し、政府に圧力を加えたことなどによるものであった。

地方における乳価運動

地方における乳価闘争は出荷拒否闘争など実力行使へ進展し、中央のかけ声だけの要請行動とは大きな違いがみられた。以下主要な行動のみを記述する。

北海道――指定生乳生産者団体であるホクレンは七四年二月一四日、大手乳業三社など全道取引会社に対し、生乳取引き諸条件交渉の第一歩として集送乳経費・乳質改善費の支出要求額を示し二月末までに回答するよう申し入れ、交渉にはいったが二七日以降も農業・農民六団体代対協主催の「酪農非常事態突破・北海道酪農民代表者集会」が札幌

市・水産ビルで開かれ、乳価大幅値上げ要求などを決議し気運を盛り上げた（三〇〇人参加）。三月七日、道農協酪対・畜対合同本部は出荷ストを含む強力な運動方針を決定した。同月一一日、道生産者一四団体は札幌の共済ホールで「昭和四九年度保証乳価等畜産物価格要求全道大会」を開いたが、各地区大会の決議を前提にした牛乳の出荷拒否方針の緊急動議は主催団体あずかりとなった。

北海道根釧地区の約五〇〇〇戸の酪農家は、三月一四日、中央の畜産危機大会に呼応し、生乳を畑にまいたり、無料配布するなど出荷ストにはいった。全日農、ホクレン等の団体は一六日、第二回連絡会議を開き、「道保証乳価要求生乳出荷スト対策委員会」の設立を決定、全道規模のスト体制を整え、三月二七日、前述の「全道統一スト」に突入したのである。

東京市乳圏――一都一一県の酪農民で組織している東京市乳圏指定団体協と同酪政連協は六月三日合同会議を開き、①六月六・七日の両日第一波抗議行動として関東地区の五大メーカー工場に対し時差出荷を、②第二・第三波行動として大幅な時差出荷、出荷先変更をとる戦術を決定し六日から、長野は七日からいっせいに突入した。また長野中信地区協同酪農会議青年部代表は六月八日、協同乳業松本工場でピケを張り生乳の搬出阻止行動をとり、群馬県前橋市の酪農民一五〇人は七日、同市天川大島町の関東製酪に押しかけ、明治など大手メーカー代表にかけあったが、物別れに終わったため持ってきた生乳八〇〇キロを会社玄関前にぶちまけ抗議した。これよりさき三月二〇日、群馬県前橋市の県民会館に同県下酪農民二三〇〇人が集まり「酪農危機突破群馬県酪農民総決起大会」を開き、全国大会に対し強力な実力行使を提案し、終了後市内デモ。

九州――福岡県酪政連は、六月四日福岡市・婦人会館で「飲用向け乳価値上げ促進緊急集会」を開き、出荷拒否など実力行使の実施を決議した後、市内の大手メーカー工場に押しかけ、生乳三トンを門前に廃棄し抗議した。六月二一日、九州酪政連協議会と指定団体協議会は緊急合同会議を開き、明治など四大メーカーに対し二三日から出荷停止実力行使にはいることを決定、予定どおり無期限出荷停止闘争に突入した。これはキロ当り四〇円引上げ要求に対し、メーカー側の一五円程度の回答に抗議しておこなわれたもの。

3　豚価その他の価格運動

(1)　豚肉・鶏卵価格要求運動

鶏卵・豚肉生産者全国大会　一九七三年一一月二六日、全中は東京・農協ビルで「豚肉・鶏卵価格対策主産県会議」を開き、価格引上げ要求額を決定、翌二七日、「連絡集会」後養鶏議員連に要請した。決定された重点要請事項は、①液卵公社の買入れ価格キロ当り四〇円以上引き上げる、②七四年一月から卵価安定基準価格をキロ二一〇円以上とする、③豚肉はキロ六五円以上引上げ安定基準価格を四四五円とする、などであった。また畜団協（全国畜産団地連絡協議会）も、全中と同じ要請事項を確認し運動にはいった。

一二月一〇日、畜団協主催の「鶏卵・豚肉生産者大会」は東京・

日比谷野外音楽堂に全国の養鶏・養豚農民約二五〇〇人を集め、すでに決定している価格要求と豚肉の輸入規制に関する件を決議した後、参加農民は豚や鶏を車にのせ都内をデモ、衆・参両院議長に請願し、さらに政府当局と各政党にむけ統一要請行動をおこなった。

養豚危機突破全国大会　七四年三月五日、全国養豚協会・日本種豚登録協会・全国子豚市場協議会の三団体は東京・ニッショーホールで「養豚危機突破全国大会」を開催、養豚農民など八〇〇〇人は、①安定基準価格五七〇円、②飼料値上げ阻止、③豚肉輸入阻止の決議案を採択、関係各省に要請した。以後在京代表団は畜産振興審議会の開かれた一一日まで要請行動をつづけた。

政府は三月一一日、畜産審を開き、七四年度の豚肉安定基準価格その他の問題を諮問した。同日、畜団協の代表は審議会場で鶏卵買上げ価格（キロ当り二八六円）、豚肉基準価格（キロ平均五二四円）の実現を要請しまた全農総連代表も要求価格などについて申し入れた。

畜産危機突破全国農協代表者大会　全中は三月一四日、東京・日本武道館で「畜産危機突破全国農協代表者大会」を開催、畜産農家代表約五五〇〇人が結集、①農業危機突破・国民食糧確保の基本農政確立、②畜産の基本政策の確立、③畜産危機打開の緊急対策確立、④畜産物政策価格の大幅引上げの四件を決議、大会宣言を採択した。そのあと参加農民は「食糧を第二の石油にするな！」「畜産農家を殺すな！」とシュプレヒコールをしながら国会請願に移った。署名請願数は六九万六六八三名であった。以後、二五日までハガキ要請、各県畜産対策本部代表の要請、二五日以降は農協の価格要求特別運動にはいった。

(2)　麦価その他の価格運動

七四年度麦価運動　七四年六月三日、全中理事会は麦の政府買入れ価格とナタネ基準価格に対する要求価格——小麦は六〇キロ当り七五〇〇円（前年比七二・六%高）、生産奨励金三五〇〇円（現行一八〇〇～二〇〇〇円）などを決めた。米価審議会は六月二四日開かれ、全日農・全農総連・食管連は倉石農相と小倉米審会長に「生産費・所得補償方式」による大幅値上げ、国内産麦の自給を高め外麦輸入を削減せよ、等を申し入れた。米審は「諮問の方式による価格をやむをえない」と答申したが、政府諮問案どおり前年比二八・一%上げ小麦五五六四円、ナタネ七六八五円、七五年から生産振興奨励金一〇〇〇円を助成することなどを決定した。

葉たばこ価格闘争　一九七三年九月四日から「たばこ耕作審議会」が高輪プリンスホテルで開かれた。葉たばこ対策共闘会議代表は北島専売総裁に七三年産葉価格の再引上げ、など一〇項目を申し入れた。審議会は七日、予示価格をキロ当り六四円引き上げの特別措置と諮問どおり六万二二〇haの耕作面積を答申した。

七三年一二月二四・五日両日、たばこ耕作審議会は前年比八・二六%価格引上げの公社原案の審議にはいった。これよりさき二二日、葉たばこ対策共闘会議は東京の芝公会堂で「葉たばこ価格大幅引き上げ要求 全国農民大会」（参加者四〇〇人）を開き、①葉たばこ価格政策の転換要求、②外葉依存をやめ国産葉生産振興と生産資材確保要求等四項目を決議した後、公社総裁と集団交渉をおこなった。

審議会当日、同共闘各県代表は経済見通しの不確かな段階で予示価格を決定することには反対であると強硬に要請したところ、審議会は「物価その他の経済事情が著しく不安定な情勢にあることにかんがみ、この際決定することは適当でない」と答申した。

キビ価格貫徹農民大会　沖縄県農協中央会・農業会議・市長会などは、七三年六月二六日、那覇市与儀公園に農民約一万三〇〇〇人を結集し、「サトウキビ要求価格貫徹農民大会」を開催した。大会は、①七三年産サトウキビ最低価格トン当り一万三〇〇〇円以上、②算定は従来の農業パリティ指数化方式を改め、米価と同じ「生産費・所得補償方式」にする、③収穫機導入に必要な予算措置をとる、ことを決議した。七月二日、主催者団体と県議会代表が上京し、関係各省庁に決議実現の要請行動をとった。これはキビ価格が糖価安定法のもとで農業パリティ指数をもとに決められ、過去一〇年間わずか二〇・八%しか引き上げられておらず経営危機に追いつめられた生産者のとうぜんの行動であった。沖縄県会と県当局も救済措置を要求して活発な要請行動をつづけた。

キビ価格要求中央集結闘争　七三年一〇月二九日早朝、沖縄県のサトウキビ作農民約一〇〇〇人はキビ価格大幅引上げを要求、東京・日本都市センターで「集結大会」を開き、中央における要請行動にはいった。翌三〇日は東京・日本青年館で「要求価格貫徹沖縄県農民大会」を開き、トン当り一万三〇〇〇円以上、砂糖自給計画の策定などを決議した。また同日都内デモ行進で「沖縄農業を守れ」と都民に訴えた。

鹿児島県のキビ作農民は七三年八月以来、各地でサトウキビ大幅値上げ要求大会を開催、代表団を東京に派遣し要請してきたが、一一月五日、奄美諸島などを中心とする農民約一二〇〇人が上京、東京・都市センターホールで「サトウキビ要求価格貫徹鹿児島県生産者総決起大会」を開催、キビ生産者価格に「生産費・所得補償方式」の採用、一万三〇〇〇円以上の価格など要請事項を決議し、国会周辺デモに移った。以後、沖縄農民在京代表団などとともに連日陳情行動をつづけた。

いも・でんぷん価格運動　七三年九月二八日、全中は「芋・でんぷん主産道県中央会・経済連会長合同会議」を開き、芋原料カンショ価格前年比三四・三%引上げなど芋・でんぷん政府買入れ基準価格の引上げ要求と国内でんぷん需給安定策を決定し要請運動をはじめた。この運動は一〇月八日の「主産道県農協代表者会議」、翌九～一一日の「連絡集会」を中心に展開された。

蚕糸危機突破全国生産者大会　全養連（全国養蚕農業協同組合連合会）など七団体は七四年三月一一日、東京・日大講堂で約八〇〇〇人を集め「蚕糸危機突破全国生産者大会」を開催した。大会は基準糸価をキロ当り一万円以上に引き上げ、即時実施することを決議、宣言を採択し、政府・国会・各政党に要請した。

みかん危機突破全国生産者大会　日園連（日本園芸農業協同組合連合会）七四年四月二五日、東京・九段会館に一三〇〇人のみかん主産県代表を集め「みかん危機突破全国生産者大会」を開き、温州みかん需給安定制度の創設など価格安定対策の実施要求や自主生産調整に関する決議案を採択、関係機関に要請

行動をおこなった。

(3)　飼料値上げ反対運動

畜産危機突破緊急全国大会　一九七二年から七四年にかけ配合飼料は再三値上げされ畜産農家に重大な危機をもたらした。七四年二月一四日、全中は九段会館に一五〇〇人を集めて「畜産危機突破緊急全国農協代表者大会」を開き、畜産危機打開に関する要請と畜産を守る体制強化に関する要請を決議し、参加者は政府・自民党に対し、「エサ価格に財政補填を」「畜産物価格大幅値上げ」を要請した。

エサ値上げ抗議すわり込み行動　全国農協畜産団地連絡協議会は七三年二月一五日、①畜産審議会を開き価格引上げ、②エサ値上げ分は政府負担とせよ、③系統農協は販売強化対策をさき二月一三日、茨城県石岡地方の畜産農民一三〇人は東京・農協ビルにある全中役員室前にすわりこみ抗議、エサ値上げ撤回を要求した。翌一四日、茨城県下畜産農民第二陣と合流しエサ値上げ実力阻止行動を確認し一六日まですわり込みをつづけた。一八日以降すわり込みを再開、これに群馬県永明農協の農民代表や千葉・神奈川県の畜団協加盟農民も合流した。すわり込み抗議団は全中・全農の幹部に対し「エサ値上げ分を政府が負担するまで全国連で措置せよ」などを要請した。全農に対する値上げ反対・延期要請は全国各地でみられた。なおすわり込みは二五日、全国連に要望した事項として畜産審の開催実現、国会での畜産対策決議、全中会長会議の臨時開催、等、一部成果をあげたものとして中止した。

畜産審懇談会と要請行動　政府は二月催したが、

盟代表は、①畜産物価格の年度内改訂、一万一〇〇〇円は政府負担とせよ、と審協団傘下生産農民二〇〇人も再生産可能た。翌二六日、同懇談会は倉石農相に、者負担軽減のための緊急特別措置の実格の決定を要望した。

養鶏危機突破全国大会　七四年三月一市の厚生会館で「養鶏危機突破全国大会」を開催し、飼料の確保で、エサ高騰適正価格の実現などを決議した。

地方における畜産危機大会　七四年二ない盛り

飼料値上げ阻止、価格引上げ要求の大会推進させた。すなわち、——

三月八日、前橋市県民会館で開かれた者大会」は県下の畜産農民約二三〇〇人

二月一二日「畜産危機突破緊急長野県際会館（六〇〇人）、二月一四日「農業危伊那市民会館（一二〇〇人）、二月一二日格要求緊急全道農協代表者集会」札幌市木県養鶏危機突破生産者大会」栃木会館

九日、日本養鶏協会は姫路で「養鶏危機突破全国大に対する緊急対策と卵・肉

月から三月にかけ、例年に上がりのなかで全国各地で が開かれ中央組織の運動を

「畜産危機突破群馬県生産を集め、閉会後市内デモ。農協代表者大会」長野市国機突破上伊那生産者大会」

「畜産危機突破・てん菜価（三五〇人）、二月二〇日「栃（四〇〇人）、二月二六日「茨

城県畜産危機突破大会」水戸市民会館（一〇〇〇人）、三月一二日「畜産危機突破千葉県農協代表者大会」千葉市教育会館（七〇〇人）、三月八日「畜産危機突破東京都生産者大会」立川市・都農業会館（四〇〇人）、三月一六日「畜産危機突破青森県農業団体代表者大会」青森・農業会館（五〇〇人）等。

(4) 生産資材確保その他の運動

全農総連の農業生産防衛運動　七三年一二月一九日、全農総連は第六四回緊急中央委を開き、石油危機・農業資材不足について協議、年末から全国一斉に「農業防衛・国民食糧確保行動」を展開すること等を決定した。翌年一月三〇・三一日の両日、総連は約一〇〇人の代表を集め、①国民食糧および農用資材の安定確保・農産物価引上げ、②不当商行為の制裁措置即時実施を決議、中央要請行動にはいった。

全日農の農用資材確保運動　全日農は石油危機発生以来、農相に石油確保を要求してきたが、翌七四年一月二五日、中央常任委は農業危機突破・農政転換を基軸にした二月中央集結闘争方針を決定し、生産資材の確保、失保改悪撤回等を関係当局に要請した。

茨城・長野・千葉など全日農県連は、関東農政局管内の一都九県の農業・農民団体に呼びかけ七四年二月二五日、農用資材の値上げに抗議し資材確保のための「連絡会議」を結成、関係当局に不当値上げに対する行政措置、大企業の原価公開などの要請をおこなった。

野菜出荷スト　埼玉県深谷・妻沼地区の野菜生産者約一三〇〇人で構成している野菜経営危機突破大会実行委は、七三年一二月一七日、農業用石油の優先確保について関係当局に申し入れ、二五日まで満足すべき回答がなければ野菜出荷ストに突入する方針を決定した。一二月二八日、埼玉県・群馬県野菜経営危機突破実行委は、はじめて全面出荷ストを決行した。この日約一五〇〇人の農民はトラック輸送業者、地元七市場と共闘した。午後、深谷市体育館で「総決起大会」が開かれ、①農業用石油確保、諸材料の高騰を防げ、②生産費・所得補償方式による価格保証の即時実施等を決議した。

園芸危機突破大会　七四年三月二八日、茨城県岩井市農協は、同地区はじめての「園芸危機突破生産者大会」を開いたが、約三〇〇人の生産者が集まり園芸資材の安定供給と価格引上げ、資材代金への利子補給等を決議した。また、長野県の農協中央会と農協園芸対策本部は四月二〇日、松本市民会館に約一三〇〇人の参加をえて「園芸危機突破長野県農協代表者大会」を開き、生産流通資材の確保と価格抑制の立法措置等を決議した。

山梨県果実連は二月二六日、石和町のパブリックホールで「山梨県果実資材価格暴騰危機突破大会」を開き、果樹作農民一二〇〇人の参加のもとにビニール等被覆資材価格の原因究明と適正価格決定等について決議した。

漁業危機突破緊急全国漁民大会　七四年五月二三日、全漁連は東京・日本武道館に約一万人の漁民代表を集め「漁業危機突破緊急全国漁民大会」を開催し、石油・漁網などの異常な価格高騰と水産物価格の低迷に処する漁業経営安定施策の早

急な整備、水産物の無秩序な輸入規制、水産省の設置要求等を決議し、国会陳情デモをおこなった。

牛肉輸入反対運動　七四年六月一一日、開拓連など生産者四団体共催「肉用牛対策確立要求緊急全国大会」は東京・全日通労働会館で開かれ、決議事項は、①牛肉の輸入即時停止、②政府の責任による調整保管、③長期低利資金の融資、④畜安法の対象品目に加えよ、⑤政府払下げ大麦の大量放出、等であった。終了後、参加者二〇〇人は農林省や農林中金に要請した。

生糸輸入規制要求運動　全養連など蚕糸生産七団体は七四年七月一二日、東京・共立講堂で「蚕糸業危機突破全国代表者大会」を開催し、養蚕農民など三〇〇〇人は生糸輸入規制即時断行、蚕糸事業団の買入れ数量大幅拡大要求などを採択した後、関係省庁、各政党に陳情した。

4　土地取上げ反対運動

(1)　農地を守る運動

三里塚(成田)空港建設反対運動　一九六六年七月、政府が千葉県成田市に新国際空港建設を決定強行着工して以来八年になるが、三里塚・芝山連合空港反対同盟のねばり強い反対にあい、七四年にいたってもいぜん開港の見通しはたっていない。反対同盟は七二年滑走路南端のアプローチ・エリアに高さ六二メートルと三一メートルの鉄塔二基をたて、フライトチェック(飛行検査)を阻止してきた。

七四年五月三〇日、同市農業委員会臨時総会は鉄塔撤去のための道路建設に伴う農地転用申請を許可した。当日、反対同盟は支援学生とともに会場に押しかけ、申請許可撤去をせまり、抗議行動を展開したが、警官隊に実力で排除された。三月一七日、千葉県友納知事による鉄塔撤去のための農地転用認可が決定、さらに六月二〇日には抗議闘争を口実に反対同盟員が逮捕される事件が起こった。

車力村ミサイル基地構想撤回　七一年、防衛庁は青森県西津軽郡車力村にミサイル基地建設計画をたて農地買収を続行してきたが、村議会の計画反対決議と用地返還要請書の提出その他地元の反対運動が盛り上がった。七三年九月一八日、防衛庁は建設用地を返還せざるをえないと声明した。

埼玉県のダム反対運動　埼玉県秩父郡大滝村に計画された「滝沢ダム」は地元「滝沢ダム反対同盟会」や「対策協議会」の反対および条件闘争により難航している。同県下名栗村の「有馬ダム建設計画」、赤平川支流吉田川に計画された「合角ダム」も地元の反対同盟あるいはダム対策協議会の補償問題等をめぐり七三年一〇月末現在、いずれも着工のメドがたっていない。

農地を守る運動　田中首相は住宅・工場等用地供給のため全国三〇万haの農地転用促進を桜内農相に指示していたが、七三年一一月一五日、農林省は七四年年度中に三〇万haの農地転用を促進する方針を決定した。翌一六日、全日農・全農総連・全中・農業会議所等農業・農民団体はいっせいに抗議声明を出し、その撤回を要請した。以後、各団体は「土地と農業を守る運動の一

環」としてこの農地転用撤回運動をつづけている。

千葉県土地と農業を守る運動推進本部は七三年一一月二六日、千葉市公民館で「千葉県土地と農業を守る農業総決起大会」（七〇〇人参加）を開き、農外資本の土地買占め、乱開発など反対を確認し千葉法務局など関係当局に訴えた。神奈川県下農民団体と労組は共闘し農地増税反対運動を展開してきたが、一二月八日「神奈川県農業を守り発展させる会」を結成した。

埼玉県秩父市の農民は新用途地域指定に反対し、一〇月六日「緑と農業を守る会」を結成、また同地では西武資本の秩父公園買い占めに対し不売運動が起きている。

栃木県足利市の農民約四〇〇人は市当局の「河南東部地域開発構想」に反対し、「優良農地を守れ！」のスローガンのもとに七四年一月一八日、「河南東部農業を守る会」を結成し、開発構想撤回デモをおこなった後市当局に要請した。

長野県松本市農協農政協は、七二年末の中央道長野線松本ルートの発表以来対策委員会を発足させ条件闘争をおこなってきたが、話し合いの進展なく七四年六月一日、市当局に通過絶対反対を申し入れた。

(2) 農地増税反対運動

宅地並み課税反対
対差額還元運動

七三年四月二五日、三大都市圏のAB農地に宅地並み課税をかける「地方税法改正修正案」が参院を通過し、七三年度から実施されることになった。これに対し大阪など都市地域の農民団体は、法改正にともなう市税条例改変阻止、農地評価引下げ要求の差額還元を要求して査申し出、口頭審理等、さらに宅地並み課税自治体闘争を強化した。この結果七三年九月までに東京の三鷹・青梅・町田、大阪の枚方・高槻・阿南、神奈川の藤沢・大和・相模原・小田原、京都府の宇治市等で差額還元を柱とした独自の生産緑地制度化の予算措置が実施あるいは決議された。

七三年一一月一〇日、全日農と全農総連は宅地並み課税反対推進会議を開き、地方自治体による生産緑地制度の推進、税金の還元運動をさらに強化することを確認した。また全都市圏都市農政対策事務局会議を開き、全国の拠点市で差額還元運動の強化策を協議した。その前日の一九日には、近畿六府県農業会議が宇治市で「都市農業確立対策現地研究集会」を開いて宅地並み課税撤回、登録農地制度確立運動を農協と共同して要求していくことなどを決めた。

生産緑地法反対運動

政府は七四年二月、生産緑地法案をまとめ立法化の準備を進めた。全日農・全農総連は七三年一一月中旬、東京・全国町村会館で「宅地並み課税と生産緑地に関する研究集会」を開き、建設省の生産緑地構想は宅地化促進のためのもので、各自治体の生産緑地案とは異質であることを確認、宅地並み課税撤廃運動の一環として粉砕する方針で一致した。七四年四月四日、両団体は生産緑地法案反対代表者会議を開いて廃案要請にはいった。

全中は、七四年三月五日の都市農政対策委員所と共催の「生産緑地法案対策農協・農委代表者会議」において七項目修正要求を正式に

決定し政府に申し入れた。しかし同法案は五月二五日、一部修正のうえ参院で成立した。

5 公害反対運動

高浜入干拓反対闘争 茨城県行方郡玉造町周辺の霞ケ浦干拓計画は、地元玉造町漁民を中心とする反対同盟と支援学生団体の反対運動により大幅に遅れている。反対同盟は、干拓ができ水ガメ化が完成した近い将来「必ずや第二の水俣、第二の鹿島が到来する」と反対運動を強化してきた。一九七四年一月三一日、農林省は機動隊員を動員し干拓の準備工事として資材置場の建設を強行した。この強行着工に対し反対同盟と支援学生は抗議行動をとった。この強行着工を契機として、当初工事に賛成していた一部農漁民から「強行してまで霞ケ浦開発が必要なのか」という疑問が出され、干拓中止の署名運動と陳情がはじまった。また漁業補償金をすでに受領した漁民からも工事延期を県に要請するものもでてきた。

神栖町の塩害追放総決起大会 茨城県鹿島郡神栖町の農民など約三五〇人は、七四年六月八日、「塩害追放町民総決起大会」を開き、農業用水確保に必要な経費は全額国庫負担にせよ、逆水門操作は農業用水を最優先にせよ、など六項目を決議、同時に「塩害追放町民連絡会議」を結成し町ぐるみの運動を展開することになった。同地域の塩害は神栖町・鹿島町など七町村におよび、その原因を県当局は天災であるとし、沿岸漁民は鹿島臨海工業地帯企業の大量取水と逆水門の操作にあるとみている。

原子力発電所反対運動 七〇年頃よりはじまった各地の原子力発電所建設計画に対し、対象地域住民は公害・安全問題を最大の理由に反対運動を開始した。そのうち農・漁民が主となっている組織は次のとおりである。北海道・岩内原発の「原発設置に反対する岩内町民会議」、宮城県の「女川原子力発電所設置反対三町期成同盟会」、中部電力に対する「浜岡原子力発電所設置反対共闘会議」、茨城県の東海第二発電所設置反対組織、福井県の「原発反対各種団体連絡会議」、四国の「伊万原発建設反対八西連絡協議会」等がある（『日本経済新聞』一九七三年九月九日付記事による）。

七三年一〇月一四日、宮城県の東北電力女川原子力発電所建設に反対する「反対期成同盟」は「女川原子力発電所設置反対総決起大会」を開いた。大会には女川・雄勝・牡鹿の三町の漁民や支援労働者約六〇〇〇人が参加し「三陸の美しい海を破壊し、地域住民の健康を脅かす原発建設に反対する」と決議、終了後海陸で反対デモを展開した。

原子力船出力試験反対運動 原子力船「むつ」の臨海実験は、これまで地元青森県漁民の湾内実験反対、日本海および太平洋上での実験も沿岸漁民の反対にあい延びの状態にあった。七三年七月二八日、科学技術庁と日本原子力開発事業団は二九日に予定していた実験計画の一時延期を発表した。こえて七四年六月五日、森山科学技術庁長官は、県知事とむつ市長に出力試験実施協力を要請した。

これよりさき六月三日、地元むつ市六漁協は「出力試験反対」「母港撤去」要求を再確認、翌四日には陸奥湾内一五漁協で組織されている「むつ湾漁業経営対策協議会」も出力試験に反対を表明した。その他、むつ市の地区労など労働者・革新団体・市民組織も集会を開き、長官に反対決議文を手渡すなど反対運動は高揚しつつある。

不知火海汚染補償要求運動　八代海沿岸三〇漁協（約五〇〇〇人）の不知火海水俣対策特別委員会は、七三年七月三〇日、チッソ工場に対し不知火海汚染による損害補償として一四八億五〇〇〇万円を要求し、回答によってはチッソ水俣工場と千葉の五井工場を封鎖し、またチッソ本社と取引先の興業銀行を封鎖すると通告した。漁民側は八月六日の第二回交渉で一二億円の補償回答をえたが、拒否、翌七日から水俣市のチッソ本部の陸上封鎖と同工場専用港の海上封鎖にはいった。同所は七月六日から二〇日まで水俣市漁協に封鎖されたばかりであり（本年鑑第四四集四四九ページ参照）、その封鎖は四億円の補償受諾で解除された。チッソ工場は今回もまた操業停止状態に追いこまれたが、地元選出国会議員の仲介などにより八月二八日、前回の回答にさらに補償額を上積みするとの約束がなされ翌二九日解除された。

千葉県漁民による海上封鎖　七三年七月二一日、千葉県漁連傘下の東京湾・内房地区漁協（二七組合、一万四〇〇〇人）は、旭硝子千葉工場、千葉塩素化学など京葉臨海工業地帯の水銀使用四工場に総額二七億六一〇〇万円の損害補償と水銀使用即時停止、湾内へドロ除去を申し入れた。その後三回にわたる交渉も決裂、八月八日千葉県漁連は主要三工場の専用埠頭を漁船一〇〇隻により海上封鎖、また海陸デモをおこなった。八月一〇～一一日、友納知事のあっせんによる四者会談が開かれ、一一億円の漁業補償という条件を両者が受諾、封鎖は三日間で終わった。

6　出稼農民・農村労働者の運動

全国出稼連の活動　一九七三年八月二四日、全国出稼組合連合会（出稼連）は第一回幹事会を開き、就労期に向けての行動と組織化のための重点オルグブロック会議開催などを決定、さらに労働災害補償、失業保険受給、賃金不払い問題等で研究会をもった。九月一四日の東北ブロック会議をはじめとし中国・九州・北海道等の各ブロック会議は今後の運動として集団就労運動の推進、賃金の地域格差解消運動を展開していくことを確認した。

七四年二月一七日、出稼連第四回定期大会が開催され、七四年度の運動方針として、①出稼ぎしないですむ諸政策の確立、②労働条件の向上と雇用の安定、③失業保険制度の全面改悪反対、を三重点課題として採択した。次に出稼連主催の「第十回全国出稼者大会」は七四年二月一八日、東京の社会文化会館で開催され、約一〇〇〇人の出稼者や関係者が参加した。大会は「出かせぎ者を締め出す、失業保険制度改悪反対」をスローガンに失業保険制度の改悪阻止、出稼ぎ者の雇用安定、日本農業の発展と農民生活を向上させるたたかい、などの件を決議した。終了後、政府当局や国会にむけ要請行動

にはいり、労働省要請団は職業安定局室内にすわり込み「雇用保険法案は出かせぎ者の生活を破壊するものだ、即時撤回せよ」と訴えた。また三月三日、大阪の部落解放センターに西日本の出稼き者約三〇〇人が参加し「第十回西日本出稼者大会」が開かれ労基法の改正と労働災害一掃に関する件等を決議した。翌四日、大阪府および市・大阪労基局・建築業雇用促進協会へ要請行動をおこなった。

農村労連の活動　七三年一〇月三〇・三一日、農村労働組合全国連合会は東京の都勤労福祉会館で第一〇回中央委員会を開き、四月以降の運動の総括と今後の運動方針を決定した。それによると農村労連の組織人員は第九回大会運動方針であった「職場に根ざした労働組合づくり」の成果として三年ぶりに増勢に転じたと集約し、今後の運動としては、①年金一時金要求のたたかい、②労基法を守らせる、③賃上げ、諸制度の改善、健康を守る運動等を促進することを確認した。また七四年一月一〇～一二日の第七回中央委では当面する生活防衛闘争を中心にした失業保険改悪反対、出稼ぎ者集会の準備強化などの方針を決めた。

七四年二月三日、東京の豊島公会堂で「出かせぎ者が力をあわせて要求を獲得する大集会」が開かれた。同集会は農村労連の支援により同実行委が主催し、同時に「失保改悪反対総決起大会」を兼ねたもので東北・関東から六〇〇人の関係者が集まった。そこでは出稼ぎ立法の制定、農用資材の確保、失業保険法改悪阻止等が決議され、また失保改悪粉砕のためさらに運動を強化し、国会・市町村議会に反対決議をさせる運動方針を確認した。翌四日、要請代表団は労働省はじめ関係方面に要請した。農村労連第一〇回定期大会は七四年四月二八・二九の両日東京に開かれ、失保改悪反対の一環として雇用保険法案粉砕など七四年度運動方針を決定、また三役など新役員を選出した。

3　農民団体その他

(1)　全日本農民組合連合会（全日農）

【役員】　会長　石田宥全、副会長　亀田得治、足鹿覚、書記長谷本たかし、財務委員長　栗原俊夫、統制委員長　鈴木吉次郎、中央常任委員　栗林三郎、鈴木清、原田源治郎、長谷部七郎、阿部昭吾、飯野栄儒、桑折智夫、八百板正、高橋勇、加瀬包男、鶴巻辰次郎、松沢俊昭、湯浅豊治、小池昭吾、山中高吉、梅原昭、日下博、山本鶴男、野坂浩賢、小川洵、高野啓吾
会計監査　佐々木庸、阿部助哉、萩原貞一
統制委員　斉木重一、上田郁雄、中沢巌、田村勘次、大内清義、吉田末男、矢後嘉蔵、藤田甚三郎、田中積
顧問　野溝勝、上林与一郎、清沢俊英、三宅正一、黒田寿男、日野吉夫（以上、七四年四月二五・二六日第一四回全国大会にて選任）

【機関紙誌】　『農民新聞』（月三回刊）、『農民運動資料』（月刊）

(2) 全国農民総連盟（全農総連）

【役員】 中央委員長 小林慧文、副委員長 斎藤初四郎、小松世至人、永松重教、書記長 平川好秋、監査委員 土田弘（以上、七四年六月四日、第一二回代議員総会にて選任）

【機関誌】『全農総連情報』（週刊）

(3) 全国農民同盟（全農同）

【役員】 会長 稲富稜人、副会長 吉川兼光、門司亮、書記長 神田大作、副書記長 衛藤晏保、財務委員会 鈴木一

【機関誌】『新農村新聞』

(4) 全日本開拓者連盟（開拓連）

【役員】 委員長 菅野仁一、副委員長 望月新一、常勤常任委員 原七郎（以上、七四年五月二三日、第二九回総会にて選任）

【機関誌】『開拓情報』（月刊）

(5) 全国出稼組合連合会（出稼連）

【役員】 会長 栗林三郎、副会長 和田広弥、新見修、長谷部七郎、事務局長 山口太郎

【機関誌】『出稼通信』

(6) 農村労働組合連合会（農村労連）

【役員】 中央執行委員長 佐藤幸夫、副中央執行委員長 丸山富治、書記長 藤ノ木利一

【機関紙】『農村労働者』（半月刊）

XIII 人権擁護運動

概要□日本国民救援会——二つの国家賠償請求事件——芦別事件／三鷹事件／荒川民商事件

概要

一、一九七二年の秋から年末にかけて、メーデー事件、辰野事件、仁保事件の無罪判決がおこなわれ、これらすべてが確定していったことは、人権運動や救援運動にたずさわる人びとを強くはげました。救援運動の分野でいえば、これらの成果のうえにたって、白鳥事件（再審、最高裁）、大須事件（名古屋高裁）、狭山事件（東京地裁）などの裁判闘争の強化が訴えられている。

一、他方、人権問題に関する裁判所、とくに最高裁の動向は、いわゆる司法反動化の進行として強い批判が加えられた。一九七三年四月二五日、国労久留米事件、全農林長崎・警職法事件について、従来の判例を変更して公務員の争議行為に対する刑事罰の適用をみとめ、七月一〇日には荒川民商事件で税務署員の質問検査権の範囲を大幅にみとめ、一二月一二日には三菱樹脂・高野事件で思想・信条を理由とする本採用拒否を無効とした二審判決を破棄し、さらに札幌高裁では一九七三年八月一〇日に芦別事件国家賠償請求事件で一審判決を破棄して国と検察官の不法行為責任を否定し、五月二九日には国労リボン闘争事件で、リボン着用を理由とする処分を有効であるとしたことなどがその例証としてとりあげられた（判決要旨については第三部Ⅵ「労働判例の動向」をも参照）。

一、白鳥事件をはじめ、帝銀事件、松山事件、牟礼事件、免田事件、島田事件などの再審事件は、それぞれ困難な努力がつづけられてきたが、一九七三年五月二八日には日本弁護士連合会人権擁護委員会が再審問題シンポジウムを開催し、さらに八月一七、一八日には札幌で裁判と人権のテーマでとくに再審問題に焦点をあてて人権大会を開いたことが、ひろい関心を集めた。

1　日本国民救援会

創立四五周年をむかえた日本国民救援会は、一九七三年七月二一日、二二日の両日にわたり、東京で第二八回全国大会を開催した。大会には全国二六の都道府県から代議員など二四〇名が参加し、新しい運動方針などを決定した。この大会で選出された役員は、会長藤森成吉、副会長青柳盛雄、渡辺信義、岡本光雄、事務局長斎藤喜作などであった。なお採択された運動方針の大要は次のとおりであった。

【国民救援会一九七三年度運動方針】

一、本大会の任務（略）

二、救援運動をめぐる情勢の特徴

救援運動をめぐる現情勢の主な特徴としてつぎの三つをあげることができます。その一つは、メーデー、辰野、仁保事件が勝利した結果、救援運動のファッショ化であります。

第一に、メーデー、辰野、仁保事件のあいつぐ勝利の結果、救援運動に対する関心が非常にひろがり、正しい裁判闘争をすすめるならば必ず広範な人びとの支援をうけ勝利をおさめることができるという、非常に有利な情勢にあるということです。

この顕著な例は、白鳥事件、大須事件の裁判闘争にみることができます。再審請求という極めて困難な裁判で、しかも最高裁といういわば司法反動の牙城を相手とする白鳥事件が、この二年たらずで七〇万の要請署名に達しました。このなかで、今年に入ってからのもりあがりは目ざましく、とくに日教組、全逓など十単産委員長による要請署名の呼びかけが今春おこなわれ、その集約がすでに二〇万名をこえるという労働組合のとりくみです。また、「こんどは大須事件を勝たせなくては」と、大須事件への支援が急速にひろがり、今年五月におこなわれた大須事件全国現地調査には二一都道府県から七〇〇名も参加したのです。そして、かねてから「地元評が加盟しての「大須事件対策協議会」をつくられるにいたったのです。愛労評の支援」を切望していましたが、ついに全面的な支援を得て、愛労

このような裁判支援のもりあがりは、高野事件をはじめとする不当解雇裁判でも、また狭山事件などの冤罪裁判でもみることができます。したがって、事件関係者や救援会の私たちが、裁判闘争を正しくおしすすめるならばどんな困難な裁判でも広範な人びとの支援を結集できるし、大衆的裁判闘争に発展させることができるのです。

第二は、最高裁を頂点とする司法の反動化が、ますますつよまり、憲法の民主的条項を否定する判決をつぎつぎと出すにいたっており、私たちが裁判で勝つためにはいっそう大衆的に闘かわねばならないということで

す。

自民党内閣によって任命された最高裁判所の判事は、一昨年愛知原水協ビラはり弾圧に合憲判決をおこない、昨年春には川崎民商鈴木事件に「税務署員の質問検査権は合憲」と判決し、そして今年四月二五日には、国労久留米事件、全農林長崎事件および全農林警職法事件に対し「公務員の労働争議に刑事責任を追及する」という不当な判決をおこなったのです。これは最高裁大法廷が、かつて全逓中郵事件と都教組事件で刑事罰から解放したその判決を自らくつがえしたもので、労働運動敵視のむきだしの態度です。つづいて六月六日、最高裁は、三菱樹脂高野事件の口頭弁論をおこないましたが、これまた「思想・信条を侵かした解雇は憲法違反」とした一、二審判決を不服として上告した会社の主張を事実上認めるようなもので、最高裁の反動化はいっそうつよまっています。

司法の反動化は最高裁判所の司法行政を通して順次下級裁判所におよび、例えばラジオ関東磯田事件に対し一回の事実調べもおこなわないで、無罪を破棄し差戻しを命じた東京高裁、国労のリボン闘争に対する処分は無効だとする原判決を破棄した札幌高裁、被爆認定請求を退けた厚生省の態度を支持した広島地裁の桑原判決などにみることができます。

したがって、いっそう大衆的な裁判闘争にもりあげねば裁判で勝利することができないきびしい情勢になっているのです。

第三は、労働組合や民主運動に対する弾圧や干渉、スパイ工作、さらには右翼の挑発などのファッショ化がつよめられており、これをはねかえし権利を守る闘争は極めて重大な課題になっています。

自民党田中内閣は、永久政権のための「小選挙区制」を企み、民主勢力の断固たる反撃で今国会への上程を見合せたが、その執念はいささかも捨てていません。また、民主勢力の政治宣伝や労働者の要求を訴える「ビラ活動」を封じるため「屋外広告物法」の全面的改悪案を参議院で通過させ、目下衆議院で審議中という事態です。

また自衛隊増強のための防衛二法の改悪、警備公安警察の強化、さらには弾圧準備の情報収集や組織破壊のためのスパイ活動が、公安調査庁、警備公安それと独占資本が一体となってすすめています。情報収集のため機密費をばらまき、果ては売春婦まで世話するなど、手段を選ばぬ彼等の手口は、「破壊団体の調査」などというものではなく、民主運動の幹部、活動家を腐敗させ、さらに組織を破壊するという、憲法をまったくふみにじったやり方です。

もう一つ重視すべきことは、右翼の直接行動が顕著になったことです。五月十三日、日本共産党宮本委員長が右翼に襲撃されました。右翼の策動によって日教組大会が、伊東市からボイコットをうけ、さらに水上町でもボイコットをうけ、集会の自由が重大な侵犯をうけるという事態がおこっています。そして、この右翼を糾弾した共産党群馬県委員会事務所が、白昼公然と右翼に襲撃されるにいたったのです。右翼の菊水会が、田中首相や自民党国会議員に「建白状」を送り、小選挙区制や天皇問題でハッパをかけています。また、右翼の国士館大学生が、朝鮮高校生などに集団暴行を加える事件がひん発しています。これら一連の事実は、右翼のイヤガラセなどというものではなく、民主運動の発展に不安を感じている独占資本が右翼に資金などのテコ入れをおこない、直接行動に出させたものにちがいありません。

このような一連のファッショ化は、支配階級の危機が非常に深化したからに他なりません。つまり、いままでの手段では、人民大衆を抑圧しておくことができないほど、矛盾が激化しているからです。日本の独占資本は、アメリカの侵略政策に結びついて日本人民を搾取し、ついにアメリカにつぐ生産力をもつ巨大な独占資本に成長しました。それは低賃金、高物価、重税、公害、買占めなどの高度成長政策によるものです。それ故に日本人民は、この独占資本本位の自民党政府に断固対決する社会党、共産党を昨年末の総選挙で大幅に前進させ、さらに春闘においてはかつてないゼネストに立上るなど、反動勢力を一歩一歩おいつめているのです。だからこそ支配階級は、この危機をのりきろうとしてファッショ的手段にうったえてきたのです。

以下、「三、運動の総括と今後の運動方針、(一)、裁判闘争を発展させ、勝利するために、(1)メーデー、辰野、仁保事件の勝利の教訓、

(2)判決でみる一年間の裁判闘争の動向」について述べたうえで、「(3)今年はどういう裁判を重視しどのようにとりくむか」は次のようである。

(イ) さしせまった白鳥、大須、宮操事件とともに、最高裁で争っている民商広田事件や選挙弾圧堺本事件のとりくみです。

白鳥事件再審請求申立棄却に対する特別抗告は、二年前に最高裁に提出したが、さる三月末、最高裁は弾丸に関する証拠物をとりよせ本格的調査に入っているとみられ、夏休みまでには何らの決定をおこなうという最終段階です。今度こそ裁判所をしてニセ弾丸に目をむけ、再審にふみきらせる大運動が必要です。

大須事件は、名古屋高裁高沢裁判長らによって審理されてきましたが、昨年秋、弁護側請求の証人調を大量に却下し事実調を事実上うちきる決定をおこなったので、「予断と偏見による訴訟指揮だ」と、裁判官忌避という非常手段でたたかった結果、今年末までの公判日が決まり五月一一日から公判を再開しました。しかし、事件を計画的にデッチあげた調書やその証拠物等を今なお検事が隠しており、真実究明のためには手持証拠を出させることが決定的となっています。

また、自白の任意性がうたがわしいと、最高裁から差戻された宮操事件は、大阪高裁ですでに六年間審理してきましたが、さる四月一月「警察における自白調書は任意性が疑しいが、拘置所に移監後の自白調書には任意性がある」と判断をおこない、ウソの自白調書を証拠に採用したので、「不当な決定だ」と、その取りけしを要求して闘っています。宮操事件は、あと三回位の公判で審理が終り、今年末には判決とみられます。

また、最高裁で審理されている荒川民商広田事件は、税務署員の質問検査権は憲法違反だと争っている事件であり、また堺本事件は、公務員の政治活動禁止は憲法違反だという一、二審判決を最高裁で認めさせるかどうか、このことは全逓猿払事件の大法廷における判断に左右されるものであり、極めて重要な裁判となっています。

(ロ) 労働事件、なかでも最高裁大法廷で争っている日教組弾圧の岩手、旭川の両学テ事件、全逓猿払事件、三菱樹脂高野事件さらには東芝臨時工不当解雇事件などのとりくみです。

さきの四・二五判決にもみられるように最高裁は極めて反動的になっているので、日教組両事件のなりゆきはいささかも楽観できません。同様に全逓猿払事件、三菱樹脂高野事件についても同様に楽観できません。なかでも、高野事件は、目下大法廷で合議がすすめられており、裁判闘争は判決にむけていまが決定的です。

これら労働事件は、労働運動に少なからぬ打撃を与えるものであるから、どうしても勝利せねばなりません。同時に、救援会がこれら諸事件に積極的にとりくみ、運動の停滞をうちやぶることに貢献するならば労組と組合員の信頼をたかめ、友好と連帯の関係がいっそうふかまると確信します。

(ハ) 地元でおこった選挙弾圧、ビラはり弾圧、労組事件、民商事件などの弾圧事件さらには不当解雇裁判や労働者を苦しめる業務上過失裁判、そして公害や日照権の訴訟など人権を守ろうとする裁判を重視することです。

地元でおこった事件を重視することは、救援会本来の任務でありますが、松川事件や白鳥、あるいは辰野、メーデーなどの裁判支援を急ぐあまり、地元諸事件は軽視されがちでありました。救援会全国大会は、一昨年来、地元事件へのとりくみを強調し、その結果各県本部のとりくみもつよまりましたが、全国的にみればまだまだ不充分です。

また、地元事件を重視しようというのは、犠牲者が大変苦労して闘っており、そしてこれを支援しようという人びともそのまわりに少なからずいるのですが、どのように裁判闘争をすすめればよいかが判らないことなどもあって力が結集していない現状があるからです。つまり、救援会の援助をまっているのです。

なお、解雇撤回や差別をやめさせる裁判について若干ふれてみます。そもそも、こういう問題は、労働組合の力で解決されるべきものなのです。ところが、労働組合が弱いため、やむを得ず国家権力の一部である

「民事裁判」にこれをもちこみ、国家権力の強制力で労働者の主張を認めさせようというのですから、刑事事件に劣らぬ困難さがあります。こういう裁判は、全国各地でたたかわれていますが、その多くは当該組合の支援をうけることができず、守る会に支えられて闘っているのが現状です。

しかも、当時者もまた守る会も、裁判闘争ははじめてですから、非常に苦労しています。したがって救援会の支援を切実にのぞんでいるのです。

(ニ)　狭山事件や江津事件さらには再審請求の帝銀、松山、牟礼、免田、島田事件などのえん罪事件裁判の支援です。

これらの諸事件は、死刑、無期を争うギリギリの裁判で、しかも熱心な活動家がそれぞれおりますので、救援会の適切な援助があれば広範な運動に発展するにちがいありません。

最高裁で争う江津事件は、弁護団や支援者の努力で事件の真実が究明され、もう一歩で口頭弁論を開かせることができるというところです。

また狭山事件も、裁判上でも、運動上でも重大な段階です。「公正慎重な審理をおこなえ」という緊急行動によって井波裁判長退官の一一月判決を阻止し、新任の寺尾裁判長らによって九月頃から公判が再開されるにいたりました。ところで、「石川青年の無実を証かす公正裁判要求」か、「差別裁判糾弾、石川青年奪還」かと、四年余にわたって深刻な論争がおこなわれてきました。支援運動に対する挑発的逆流は、事件発生以来一貫して献身的にたたかってきた弁護団を「差別者」などと非難し果はこの弁護団を「解任させる」などの策動をおこない、石川青年を死刑におとしいれようとしている司法反動を喜こばせているのです。だが、裁判の経過は、救援会と守る会の運動が正しかったことを実証しつつあり、再開公判をけいきに、狭山事件の正しい裁判闘争の強化がつよくのぞまれます。

再審請求事件は、ながい間極めて困難なたたかいをおこなってきましたが、白鳥事件の再審請求棄却をけいきに、再審制度に対し、各方面からはげしい批判がまきおこり、再審諸事件に対する関心が大きく高まっています。そのあらわれは、五月二八日、日弁連人権擁護委員会が「再審シンポジューム」を公開で開いたことです。そしてきたる八月には、「裁判と人権」というテーマで、人権擁護大会を開くにいたったことです。一方、再審請求の各事件対策と救援会は、四月一五日「再審交流会」を開き、再審裁判闘争をいっそう効果的にすすめるため「再審事件連絡会」を結成しました。これは、事件関係者に確信を与えるとともに、再審制度に対する共同の闘いと拘置所の処遇改善などの諸行動をおこしています。そして八月に北海道で開かれる「裁判と人権」の人権大会への参加運動をおこしています。

以上の諸事件を勝利させるためには、昨年の全国大会の方針で「大衆的支援を結集するために」のなかで

第一に、事件の真実をしっかりつかむこと。

第二は、事件の活動家を結集するために、また育てるために系統的に努力すること。

第三は、裁判支援でもっとも重要な運動は「裁判所への要請」と「支援カンパ」であり、これを一貫して追求すること。

第四は、支援運動をいっそう組織的にするため「守る会」と「支援対策協」などをつくること。

と、強調していることを、実践することです。なお、詳細は救援活動の手引き「裁判闘争を勝利させるために」のなかで述べていますからぜひ参照して下さい。

以下、目次を摘記すれば次のようである。(ニ)、ファッショ化の新たな傾向とのたたかい、(三)、年末救援統一カンパの運動、(四)、三・一八運動、(五)、最高裁国民審査運動、(六)、国際連帯の救援運動、四、新しい情勢に対応し、救援会を拡大強化するために、(一)、メーデー辰野、仁保事件の勝利と国民救援会、(ニ)、この一年間の組織強化の活動、(三)、会員をどのように支部、班に結集するか、(四)、救援会をどこに組織するか、(五)、救援新聞を重視し、宣伝と組織の武器にす

ること、(六)、県本部専従の生活保障、(七)、個人会費を二百円に改め財政を確立する。

2　二つの国家賠償請求事件

芦別事件

刑事事件としての芦別事件とは、一九五二年七月二九日、国鉄根室本線の芦別、平岸間の線路がダイナマイトで爆破された事件で、井尻正夫、地主照の両名が爆発物取締罰則違反、電汽車往来危険罪などで起訴され、一審の札幌地裁岩見沢支部では有罪判決があったものの、二審の札幌高裁では一九六三年一二月二〇日に、現場近くで発見された犯人の遺留品などはすべて被告人ら両名にむすびつかないという理由で原判決破棄、無罪の判決があったものである。井尻正夫はこの二審の途中で事故死したが、その遺族と地主照らは、一九六五年六月に、国と事件当時の検察官高木一ら三名を被告として損害賠償請求の民事訴訟をおこして、裁判闘争を進めてきた。

この国家賠償請求事件について、札幌地裁は一九七一年一二月二四日、九百万円余の支払を命ずる判決をおこない、国家賠償責任と高木一をはじめとする検察官らの個人責任をみとめたのであった。

ところがこの事件の二審では、一九七三年八月一〇日に、札幌高裁において、事件の犠牲者であった地主照らの請求を全面的に排斥し、敗訴の判決をおこなった。その理由のあらましは次のとおりであった。

【芦別事件第二審判決理由（要旨）】

刑事事件において結果として無罪の判決が確定したからといって直ちに違法だということはできない。なぜなら、刑事訴訟法は裁判官による証拠の評価につき自由心証を採用しているが、人によって証拠の証明力の評価の仕方に違いがあるため、一定の証拠によって形成される心証の態様、強弱の程度についても、ある程度の個人差が生じることを避けがたい。

裁判官と検察官との間においても、立場の相違から証拠の見方や心証の強弱に差異の生ずることはまぬがれない。だから裁判官が審理の結果、犯罪事実につき証明なしと判断して無罪の判決とした場合でも、これによって直ちに警察官または検察官のした逮捕、勾留、公訴の提起、維持、追行などの権力行使が違法であるとはいえない。これらの権力行使が違法であるというためには、警察官または検察官の判断が、証拠の評価につき通常考えられるこのような個人差を考慮しても、なおかつ行き過ぎで、経験法則、論理法則からして到底その判断の合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要である。無罪の判決が確定しても、検察官の判断が通常考えられる右の差異の範囲内のものとして是認できる場合には、その権力行使は適法行為として、これによる損害は刑事補償の対象になるだけで、国家賠償法による賠償の対象とはならない。

（中　略）

このような見解に立って、本件芦別事件の捜査のための被告人両名の逮捕、勾留、公訴の提起その維持、追行の国家権力の行使に当っての警察官検察官の判断を検討すると、証拠の評価について通常考えられる右の個人差を考慮すれば、決して行き過ぎではなく、経験則、論理則に照して、その判断は合理性を有し、権力行使は適法であったと認められる。

（中　略）

すなわち、関係人らの逮捕、勾留についてはそれぞれ理由があり、これが、本件芦別事件の捜査のために濫用されたとは認め難く、検察官の主張

に副う関係人らの供述も、いずれも任意になされたものであって、捜査官が強制誘導して虚構の供述をさせたとみることはできず、その供述の内容も、それぞれ裏付証拠と対応するか、あるいは供述自体に体験の表白とみられる具体性を具備するかしており、これらの供述が全く虚構であるとして排斥しさることができにくい真実らしさを具備しているのであるから、検察官がこれに信を措いたとしても、決して合理性を欠くものではない。

したがって、警察官、検察官がこれらの供述に信頼を置き、かたがた物証との関連も推定して井尻、地主の両名に犯罪の嫌疑があると判断したことは不当のことではなく、両名を逮捕、勾留し、公訴の提起をし、その維持、追行をなしたことは適法であるといわねばならない。

（中　略）

なお、本件国家賠償請求事件においては、右のように検察官らの判断の当否を判断したのみで、犯罪事実の真相を判断したものでない。

この判決に対して、原告側は上告して、最高裁で争うことになった。判決当日、芦別事件責任追及の会と原告団は次の声明を発表した。

【芦別事件責任追及の会と原告団の声明】

判決は国側の主張を全面的に認めたものであり、事件発生以来二十一年、原告たちや真実を愛する数多くの人が血のにじむような活動によってきずきあげてきた成果を否定したものでした。

この判決を肯定するならば、検察官、警察官がどのような違法行為をしようともいいことになるし、別件逮捕もタライ回しも証拠の隠匿、偽造、ねつ造することもいいことになるでしょう。

最近の司法反動化とあわせてこの芦別事件判決は断じてゆるされないことであり、どこまでも権力犯罪を追及して最後まで闘うことを誓います。

三鷹事件

三鷹事件の刑事裁判で、ただひとり有罪が確定し、死刑囚として拘禁されてきた竹内景助は、一九六七年一月一六日に獄死した。竹内景助は死刑の確定判決に対して再審を申し立て、その審理がはじまろうとしていた矢先のことであった。竹内の遺族、竹内政たちは、亡夫の獄中での処遇、とりわけ発病後の処置について、国側に重大な過失があったとして慰藉料請求の国家賠償訴訟を起こして裁判闘争を進めていたが、東京地裁は一九七四年五月二〇日、国の責任をみとめて遺族らに一一五万円の慰藉料の支払いをみとめる判決をおこなった。この判決は「竹内の症状から脳しゅようを疑うべきであるのに、これを疑わず、漫然と時日を失い、手術等適応の治療の機会を逸した拘置所には過失があり、その処遇は違法である」として遺族たちの主張をみとめたのであった。

この判決は確定し、国は慰藉料を支払った。

3　荒川民商事件

東京都荒川区の中小商工業者によって組織された荒川民主商工会の会員、広田権次郎は、一九六六年九月一二日、自宅を訪れた荒川税務署員の税務調査に対して「何度話しても同じだ、もう帰ってくれ」「生活の保障がない限り答えられない」などといって、その質問、検査に応じなかった、という理由で所得税法違反で訴追されていた。この事件は、黙秘権と行政調査権との関係、税務署員の質問検査権の限界と納税者の権利の問題として、ひろく注目を集めてい

た。この種の納税者と税務署員との紛争は各地で起こり、とくに全国の民主商工会員との間にそれがみられたのであるが、一審の東京地裁は一九六九年六月二五日に無罪判決をおこない、さらに二審の東京高裁は一九七〇年一〇月二九日に逆転して有罪判決をおこなった。この事件の上告審は最高裁第三小法廷に係属していたが、一九七三年七月一〇日、上告棄却の決定をおこない、有罪が確定することになった。この決定は所得税法二三四条一項の意義について次のようなくわしい説明をおこなったが、その趣旨は税務署員の質問検査権の範囲を大幅にみとめるものであった。

【荒川民商事件、最高裁判決理由（部分）】

所得税法二三四条一項の規定の意義についての裁判所の見解は、次のとおりである。

所得税の終局的な賦課徴収にいたる過程においては、原判示の更正、決定の場合のみではなく、ほかにも予定納税額減額申請（所得税法一一三条一項）または青色申告承認申請（同法一四五条）の承認、却下の場合、純損失の繰戻による還付（同法一四二条二項）の場合、繰上保全差押（国税通則法三八条三項）の場合等、税務署その他の税務官署による一定の処分のなされるべきことが法令上規定され、そのための事実認定と判断が要求される事項があり、これらの事項については、その認定判断に必要な範囲内で職権による調査が行なわれることは法の当然に許容するところと解すべきものであるところ、所得税法二三四条一項の規定は、国税局または税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、前記職権調査の一方法として、同条一項各号規定の者に対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行なう権限を認めた趣旨であって、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解すべく、また、暦年終了前または確定申告期間経過前といえども質問検査が法律上許されないものではなく、実施の日時場所の事前通知、調査の理由および必要性の個別的、具体的な告知のごときも、質問検査を行なううえの法律上一律の要件とされているものではない。そして、質問検査制度の目的が適正公平な課税の実現を図ることにあり、かつ、前記法令上の職権調査事項には当然に確定申告期間または暦年の終了の以前において調査の行なわれるべきものも含まれていることを考慮し、なお所得税法五条においては、将来において課税要件の充足があるならばそれによって納税義務を現実に負担することとなるべき範囲の者を広く「所得税を納める義務がある」との概念で規定していることにかんがみれば、同法二三四条一項にいう「納税義務がある者」とは、以上の趣旨を承けるべく、既に法定の課税要件が充たされて客観的に所得税の納税義務が成立し、いまだ最終的に適正な税額の納付を終了していない者のほか、当該課税年が開始して課税の基礎となるべき収入の発生があり、これによって将来終局的に納税義務を負担するにいたるべき者をもいい、「納税義務があると認められる者」とは、前記の権限ある税務職員の判断によって、右の意味での納税義務がある者に該当すると合理的に推認される者をいうと解すべきものである。

XIV 政治的大衆行動と平和運動

概要□原水爆禁止運動──第一九回原水爆禁止世界大会／被爆二八周年原水爆禁止世界大会／三・一ビキニデー／被爆者援護法制定を迫る中央大行動／科学者の平和運動──原水禁科学者会議／暴力による民主主義の危機への訴え／米原子力潜水艦放射能の「安全性」問題／10・21統一行動──インフレ阻止国民共闘──政治反動とのたたかい──「靖国神社国営化法案」問題／日教組弾圧反対、教育反動化粉砕国民共闘会議／刑法「改正」問題──安保告発五月行動──国際連帯行動──平和勢力世界大会／チリ人民連帯行動／カンボジア人民支援世界集会／ベトナムにかんするパリ協定実施のための国際会議／第一〇回参議院選挙と企業選挙告発運動──第四五回メーデー

概要

一、ベトナム・ラオス協定の成立とニクソン・ドクトリンの新たな展開のなかで、「関東計画」、横須賀の原潜「母港化」など米軍基地の集中強化と日米安保条約を軸とする日本のアジア・太平洋地域への侵略の総合的な戦略拠点化、そして、国内における政治反動化という危険な様相が、平和と民主主義、いのちとくらしの擁護を求める国民の具体的で、広範な要求と鋭く対立する様相を呈しつつある。米軍基地返還、自衛隊に対する闘争が、安保条約・地位協定と憲法との矛盾をあばきだし、ことに、「自衛隊違憲、ナイキ基地撤去」という長沼判決を武器とする自衛隊闘争が、具体的に展開された。その一つの頂点が「安保告発五月行動」であった。そして、これと関連して平和教育をめぐる運動もさまざまな形をとって広がっている。

一、小選挙区制、「靖国神社法」、刑法「全面」改正など政治反動に対する民主主義をめぐる闘争が、国民の広い層を結集して、新たな展開をみせている。他方、金大中事件などにみられる主権侵害問題、ベトナム・ラオス協定完全実施、チリ軍事クーデター糾弾など国際的な課題についても、「平和勢力世界大会」への統一代表団の派遣など、一定の成果をえた。

一、七三年後半期以降、ことに、石油危機以来、高騰する物価、「物不足」に対する闘争は、国民各層にさまざまな運動をよびおこし、「インフレ阻止共闘」が結成された。そして、運動は、必然的に、経理公開などを含んで独占資本に対する民主的な規制という課題を具体化している。

一、自由か、革新か、革新統一戦線の路線か、をめぐる課題をかかげて第一二回参議院選挙は、たたかわれた（参議院選挙については第二部XV「政党」をみられたい）。そして、この選挙では、労働組合の機関決定による特定政党支持の強化とともに、選挙史上例をみない〝金権〟〝企業ぐるみ〟選挙が大規模におこなわれ、投票の自由を保障する運動が急速に高まった。

1　原水爆禁止運動

第一九回原水爆禁止世界大会

アメリカ、中国、フランスの核実験に対する衆参両院の核決議問題、六月二五日付共産党の社会党に対する「原水禁運動の組織的統一を実現するための協議の申入れ」と七月一九日付社会党の「原水禁運動の統一のための協議の申入れ」という共産党への回答、七月二六日付公明党の「見解」発表等、核兵器の完全禁止、被爆者救援、原水禁運動の統一問題に新たな国民的期待をよぶなかで、原水爆禁止日本協議会（日本原水協）主催の第一九回原水爆禁止世界大会が開かれた。

大会は、八月四日から二日間、一三カ国、七国際団体二八名、ゲスト・オブザーバー五名、日本代表団八〇名の参加のもと、国際予備会議を開き、四日世界大会東京大会、六日世界大会広島大会、八日から三日間長崎での世界大会本会議、一四日から二日間世界大会沖縄大会を開いた。

内外代表六八〇〇名の参加のもと開かれた本会議は、九日には、参加者が三〇の会場に分かれて「核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者救援の基本目標の実現と原水爆禁止の組織と運動の統一をめざす分散会」「被爆者救援」「ベトナム」「平和教育」「核・自由出撃基地」「四次防・自衛隊」「原子力」「議会・自治体」の七特別分散会、佐世保基地調査・抗議行動がおこなわれた。閉会総会では、「一般決議」「インドシナに関する決議」「核兵器完全禁止の国際協定締結をめざす長崎アピール」が採択され、日本代表団は、「国民へのよびかけ――原水爆禁止運動の統一の前進のために」「国家補償の立場をつらぬいた被爆者援護法を要求し救援活動を強化するための決議」「原水爆の歴史的真実を正しく継承する運動をつよめよう」を採択した。「国民のよびかけ」は、「核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者救援の基本目標と共通の緊急課題にもとづき、『一致できる課題で団結し、運動の自主性を尊重し、妨害勢力の介入をゆるさない』という統一の原則と立場にたって、組織と運動の統一を実現すること」と、原水爆禁止運動の三つの基本目標と統一のための三原則を強くよびかけた。「長崎アピール」の全文は次のとおりである。

【長崎アピール（全文）】

広島と長崎に原爆が投下されてから二八年、被爆国日本の国民をはじ

め、平和をのぞむ諸国人民の「広島・長崎をくりかえすな」、「原水爆の絶対禁止」という切なる願いと共同の努力にもかかわらず、核兵器はいまだに禁止されていません。それればかりでなく、核兵器の開発と核軍拡は、ますます大規模にすすめられ、環境破壊とあいまって、いまや、きわめて重大な段階に達しています。

とくに、広島と長崎で核兵器を最初に使い、今日なお多数の被爆者を苦しめているアメリカは、一貫して核兵器の完全禁止に反対し、核兵器開発・核軍拡競争をひきおこしてきました。

核兵器開発・核軍拡競争に終止符をうち、核戦争の危険を根絶するために、もっとも効果的な保障として、核兵器の使用・実験・製造・貯蔵を完全に禁止する国際協定がいまこそ締結されなければなりません。

それは、今日、すべての核保有国が全世界人民の要求にこたえて真剣に努力するならば、ただちに実現できるのです。

アメリカは広島・長崎以後も、朝鮮でさらにベトナムで、いくたびか核兵器使用を企てました。しかし、核戦争阻止・核兵器完全禁止をめざす全世界的な運動は、核兵器のひき金にかけられた手をおさえてきました。

諸国人民が団結し、統一の輪をひろげ、いっそう力づよい運動を展開して、広範な国際世論を高めるならば、核兵器完全禁止の国際協定を実現し、この地球上からすべての核兵器を一掃することができるでしょう。

わたしたちは、ここ長崎を、核兵器が使われた最後の地とする願いをこめて、すべての国の人民と政府にたいして、核兵器完全禁止の国際協定をめざし、あらゆる努力をはらうことを心からよびかけます。

被爆二八周年原水爆禁止世界大会

原水禁国民会議主催の被爆二八周年原水爆禁止世界大会は、八月一日～三日の国際会議、五日～六日の広島大会、七日～九日の長崎大会と、二国際組織・五カ国一五人の海外代表と約一万人の日本代表が参加して開かれた。

広島大会では、①被爆者問題、②沖縄・核基地、③平和教育、④四次防・自衛隊、⑤原発・再処理のテーマによる分科会が開かれ、長崎大会では、原発・再処理問題と被爆者問題の専門分科会が開かれた。国際会議は、①いかなる理由にせよ、いかなる国の核兵器の製造、貯蔵、拡散、使用を拒否し、核兵器全廃の運動をつよめること、②平和利用の名の下に乱造されている原発は、早晩、放射能による環境汚染をひきおこし、ガンの多発、遺伝的障害というおそるべき問題をひきおこすであろう、との「国際コミュニケ」「フランスの核実験に反対する決議」「ミクロネシア問題に関する決議」「中東問題に関する決議」「朝鮮問題に関する決議」を採択し、広島大会では「広島アピール」が、長崎大会では「原水爆禁止運動の統一についてのアピール」「フランスの核実験に対する抗議決議」「被爆者救援と援護法制定の決議」「日本の核武装を阻止する決議」「原発・再処理工場設置反対に関する決議」「オメガ基地の対馬設置に反対する決議」が採択された。「原水爆禁止運動の統一についてのアピール」は、統一の原則とその課題について、次のように述べている。

【原水爆禁止運動の統一についてのアピール（一部省略）】

わが国の原水禁運動が不幸な分裂をしてからすでに十年を経ました。「いかなる国の核兵器にも反対」という運動の原則をめぐって、運動は分裂し、多くの国民が原水禁運動に参加する機会はいちじるしく制限されてきました。

だが皆さん、今日、世界の核軍拡競争が激しさを加え、放射能の環境汚染が無視できないところにきたために、多くの良識ある人びとのなかに、核兵器絶対否定の思想が再びつよまり、「いかなる国の核兵器にも反対する」との世論は高まってきました。

いまこそ「いかなる核兵器にも反対する」この原則を高くかかげ、この

被爆国民の悲願を基軸にした運動の統一が指向されなければなりません。

核兵器を全面否定し、日本の核武装に反対するという運動への情勢が、この運動を支えるのであり、そのことがイデオロギーや政党、宗派の相違を越えて、人びとを大きく統一した運動へと盛りたててゆくのです。

私たちは国民の皆さんに次のことを訴えます。

㈠核軍拡競争の悪循環をたち切り、すべての国の核実験を止めさせ、核兵器完全禁止への道を確立するために、すべての人びと、すべての団体が協力して、原水禁運動の統一のための話し合いを開始しましょう。すでに組織されている原水禁を目ざす運動体はもちろんのこと、核兵器禁止に関心をもつすべての人びと、すべての団体がこれに参加することを呼びかけます。

㈡ここに準備された会議は、運動の具体的統一が実現する以前においても、一致できる課題での共同行動の可能性を追及し、運動の連絡・調整をおこない、原水禁運動の効果的推進について協議します。

㈢とくに原爆被爆者援護法制定は、きわめて切実な要求課題であり、一刻もゆうよできない問題であります。今秋を期して、この課題について広範な共同行動を国民の皆さんに呼びかけます。

これまでの運動上のいかなる経緯も、いかなる見解の相違も共同行動をさまたげる理由とはなりえないでしょう。

三・一ビキニデー

日本原水協主催「被災二〇周年三・一ビキニデー全国行動・全国大会」が、三月一日から二日間、全国各地からの代表二〇〇〇名が参加して開かれ、行動決議が採択された。

決議は、①核脅迫、核兵器開発と核戦争の危険を根本的になくすための「長崎アピール」への支持署名運動の強化と拡大、②米原潜放射能汚染調査ねつ造と非科学的「監視体制」の糾弾、原潜「寄港」の即時・無条件中止、日本の核基地化、日米軍事同盟の侵略的強化に反対し、核告発、基地撤去の運動を非核三原則立法化の運動とむすびつけて前進させる、③被爆者援護法の制定をめざし、日本被団協三月中央行動の支援と成功のための活動の強化、六・九行動全国五〇〇〇カ所定着化と被爆者救援募金運動の拡大と原水爆禁止・被爆者援護の国民世論と運動を発展させる、④第五福竜丸の永久保存の行動にとりくむ、⑤インドシナ人民支援の運動の強化、⑥南太平洋でのフランス核実験に反対し、太平洋沿岸の諸国人民との共同行動を強化する、⑦原水爆禁止運動統一のための三つの原則と立場にもとづく組織と運動の統一を実現する、ことを課題に、「四分の一世紀をこえる原水爆禁止運動の歴史に学び、その成果をさらに発展させ、八月五日から三日間広島でひらかれる第二〇回原水爆禁止世界大会の成功と原水爆禁止運動の国民的統一の実現を期して、ともに奮闘しよう」とよびかけている。

被爆者援護法制定を迫る中央大行動

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は一一月六日から五日間、広島・長崎をはじめ全国都道府県の被爆者代表三〇〇〇人を動員して、国家補償にもとづく被爆者援護法制定を要求する中央大行動をおこなった。六日の中央行動総決起集会は、「われわれ被爆者は政府にたいし、国家補償の精神に立った被爆者援護法を制定せよ、核兵器完全禁止国際協定を結ぶよう努力せよと要求する。すべての政党が一致して援護法の制定をめざすこと、さらに核兵器完全禁止の一致した運動を押し進めることを要望する」などの決議を採択して、大行動がはじまった。

七三年四月、日本被団協は「原爆被害者援護法案のための要求骨子」を発表、その直後日本原水協も「被爆者援護法の大綱――日本原水協の提案」を発表、第一九回世界大会日本代表団は、「国家補

償の立場をつらぬいた被爆者援護法を要求」する決議を採択した。これらは、国家補償の原則にもとづく援護法の制定であった。被爆二八周年原水禁世界大会もまた、「被爆者救援と援護法制定の決議」を採択したが、これは、朝鮮人、中国人、沖縄県民について言及しつつ、援護法制定を要求はしているものの、国家補償の原則についてはふれていない。八月五日、日本共産党は、「原子爆弾被爆者等援護法案（要綱）」を発表、それ以来一一月の社会党の「原子爆弾被爆者援護法案要綱について」の発表、民社党も、公明党も、国家補償の立場にたった法案要綱を発表した。

被団協の一一月中央行動は、被爆者がはじめてとりくんだ厚生省前の五日間のすわり込みと、それをささえた日本原水協をはじめ、国労、日教組、民主団体など二五〇団体の支援活動のなかで、部分的な問題を残しながらも被爆者援護法について野党が一致して政府に実現を迫る条件が生まれたこと、厚生省に責任態勢を確立することを公約させるなどの前進と成果をおさめた。

つづいて、三月一三日から三日間、被団協は、日本原水協、日本平和委員会、労組、民主団体の支援のなかで、被爆者代表約千人が参加して、被爆者援護法制定要求三月中央行動を組織した。また、三月二九日には、社会、共産、公明、民社四党共同提案の「原子爆弾被爆者援護法案」が国会に提出された。

2　科学者の平和運動

原水禁科学者会議

江口朴郎氏ら三五氏のよびかけで、一九七三年八月二日、人文・社会・自然科学者八〇人の参加のもと、第八回原水爆禁止科学者会議が開かれた。会議は、江口朴郎氏の特別報告「原水爆禁止科学者会議のあゆみをかえりみて」を中心に、核問題をめぐる国際情勢、核軍拡競争の現状、原水爆禁止における科学者の役割、および運動の統一問題について、報告と問題提起にもとづき討論をおこなった。

会議が採択した声明は、①核兵器開発・核軍拡競争に終止符をうつため、核兵器の使用・実験・製造・貯蔵を全面的に禁止する国際協定の締結、②ベトナム、ラオス協定の完全実施を要求し、インドシナ人民支援の活動を強化すること、およびアメリカのアジア核戦略体制のもとでの日本の核基地化に反対する運動を強化すること、③被爆者の要求に真にこたえる援護法の制定、④戦争のための科学研究にしたがわない決意を新たにし、研究体制の民主化をすすめるなど科学者の平和にたいする責任をはたすこと、などの一致にもとづいて、「国民の悲願である核兵器全面禁止を実現するうえで、原水爆禁止運動の真の統一をすすめることは急務である。われわれは、このことをひろくよびかけるとともに、みずからの運動をつよ

めながら、科学者として統一のために積極的役割をはたすよう努力を傾注する決意」を表明した。

暴力による民主主義の危機への訴え

国士館大学生の暴力事件、日教組に対する妨害・脅迫事件、日本共産党幹部暗殺未遂事件、「韓国」CIAによる金大中氏の暴力的ら致事件など、右翼的暴力事件の続発、「他方における過激派学生の陰惨な暴行・殺人事件が、いまなお続いている状況と二重写しになって、政治的問題を、暴力やテロによって解決しようとするまことに憂慮すべき風潮をしだいにうみ出しつつある」ことに対して、七三年一二月二五日、人文・社会科学関係研究者八二人が連名で、「暴力による民主主義の危機にあたって訴える」声明を発表した。訴えの要旨は次のとおりである。

【暴力による民主主義の危機にあたって訴える（一部省略）】

この種の暴力事件の激発は単に偶然的なものでなく、その背後に現代日本の政治状況の危機的徴候がみられる。安保体制下の高度経済成長政策、軍国主義復活政策、日本列島改造政策などの強行は、物価、公害、社会保障、都市・土地問題、農村・農業問題など、国民生活のすべてに深刻な矛盾をひきおこし、政府・自民党・財界にたいする広範な国民の批判を招きつつあり、政治的対立はいっそう深まっている。政府・自民党はこの対立を乗りきるために議会制民主主義を無視し、小選挙区制の実現を企図し、また反共右翼議員集団「青嵐会」を結成し、重要法案を強行採決で成立させるなど、ファッショ的政治姿勢をとみに強化しつつある。

このような議会制民主主義をふみにじる右翼的反動的政治傾向に支えられつつ、それと表裏一体をなして社会の暴力的風潮が進みつつあることにわれわれは注目せざるをえない。

とくに社会・人文科学を学ぶわれわれは、暴力的傾向の増大が、社会にたいして持つ意義をあらためて問わずにはいられない。それは、人権と民主主義の基盤をたやすく掘りくずし、学問と知性の根底を破壊するものである。

われわれは、すべての研究者と国民がこの深刻な意義を受けとめ、暴力的風潮をその芽生えにおいて摘みとるために、それぞれの地域・職場・学園において努力することを強く訴える。もっとも近くは、チリ・クーデターの悲劇に至るまで、内外の歴史は民主主義の基盤をゆるぎないものにするために、国民の不断の努力がいかに大切であるかを示している。

米原子力潜水艦放射能の「安全性」問題

一九七四年一月二九日、衆院予算委員会で共産党不破委員がとりあげた日本分析化学研究所による放射能測定データのねつ造問題は、東電福島第一原発の「環境測定結果」への疑惑、分析化研に委託されている各種の分析結果への疑惑をうみ、政府の科学技術、公害行政の根本にかかわる問題へと発展した。

こうしたなかで、日本学術会議原子力問題特別委員会は、二月一四日、「環境放射能検討小委員会」を設置し、国民に責任をもてる環境放射能の監視、測定体制のあり方、新しい分析研究所構想の検討を決めた。また、二五日には、越智学術会議会長が、この事件の重大性が「科学技術行政のあり方にこそある」と述べ、科学技術行政の抜本的改革、真の科学技術振興の推進のために、科学者の代表機関である日本学術会議の意見を聞き、尊重するよう、政府に強く求める談話を発表した。

他方、政府は、日本分析化学研究所にかわる機関として、日本分析センター設立の準備を進めた。これに対し、五月一七日、「分析化研問題を考える研究機関労組連絡会議」は、①新機関が従来の分析化研と同じ性格、機能をもつもので、国民の安全を真に保障する公的機関でないこと、②日本学術会議の勧告などを無視していること

と、を申し入れた。また、五月二六日、日本科学者会議第九回大会は、民主的で科学的な科学技術行政の確立を強く要求する「放射能監視体制にかんする決議」を採択。要旨は次のとおりである。

【日本科学者会議「放射能監視体制にかんする決議」（要旨）】

本事件の本質は、たんなる技術者のモラル一般の問題でも、日本分析化学研究所という一機関をめぐる特殊な事例でもない。わが国の科学技術行政が、行政の便宜にひきまわされている一例であり、この事件を契機に民主的な科学技術行政の確立を求める声は、かつてなく切実となっている。

政府は、放射能監視体制に関する学術会議の検討結果を尊重せずに、一部の科学者を中心として「分析センター」の準備を強引にすすめている。加えて、政府は、米国の要請に屈して新センターの発足以前に原潜「寄港」を受け入れる意向を示した。

このことは安保条約が民主的で平和的な科学技術政策の確立に大きな障害となっていることを意味するとともに、現政府が国民の安全も、科学者の意見を尊重した科学技術行政も、まったく念頭にないことを示している。本会は政府が日本学術会議をはじめとする科学者の意見を正しく反映し、民主的で、科学的な科学技術行政を確立することを強く求めるとともに、原潜「寄港」に強く反対するものである。

3　10・21統一行動

一九六六年以来、アメリカのベトナム侵略反対、ベトナム・インドシナ人民支援をかかげ、八回目をむかえた七三年10・21統一行動は、新たに「チリ軍事クーデター糾弾、チリ人民との連帯」を共同課題にかかげ、ベトナム・ラオス協定後のミッドウェーの横須賀母港化、関東計画による横田基地の集中強化など日米軍事同盟の侵略的強化に対して、横田基地、青森県三沢、愛知県小牧、島根県出雲、福岡県岡垣など米軍・自衛隊基地を包囲する抗議行動となった。また、統一行動は一〇月七日、社会党、共産党、公明党、総評、中立労連、平和委員会、科学者会議など中央一八団体と「米空母の母港化に反対する横須賀市民の会」が共催した「核空母ミッドウェーの母港化に反対する横須賀大集会」につづくもので、二三都道県で統一集会が開かれた。

この日、東京では社会、共産、公明三党と総評、中立労連など中央一八団体の統一実行委員会による「安保廃棄、基地撤去・自衛隊反対、インドシナ人民支援、生活擁護10・21全国統一行動横田大集会」が開かれ、五万人（主催者発表）が参加した。集会は、「宣言」「横田、横須賀への在日米軍基地強化に反対し、米軍基地の全面返還を要求する決議」「ベトナム、インドシナ人民への連帯メッセージ」を採択し、その後、横田基地包囲の抗議デモをおこなった。

なお、10・21統一行動に呼応して、一九日夜、ハノイで「10・21日本人民の秋季闘争を支持する集会」が開かれ、日本ベトナム友好協会・ベトナム人民支援日本委員会合同代表団が参加した。

【10・21中央集会・宣言（一部省略）】

一九六六年以来、われわれが10・21全国統一行動でかかげてきたアメリカのベトナム侵略反対、インドシナ人民支援のたたかいは、ひきつづき重要な国際的課題である。

わが国においても核空母ミッドウェーの横須賀母港化をはじめ、横田米軍基地の集中強化をはかる「関東計画」の進行、SR71の嘉手納基地からのカンボジア偵察など、わが国をアメリカの核戦略体制にいっそう深くく

み入れ、アジア・太平洋地域での前進作戦拠点とする策謀があらたに強化されている。

しかも、田中自民党内閣は、このニクソン政権の新戦略に積極的に協力しながら、日米共同作戦体制のもとで、四次防による自衛隊の増強と沖縄配備を強化し、日米軍事同盟のいっそう侵略的強化をはかっている。

これらの策謀は、わが国の安全とアジアの平和にとって重大な脅威をもたらすものであり、断じて許すことはできない。

われわれは、今日の新たな情勢のもとで安保条約廃棄、基地撤去の旗をさらに高くかかげ、平和・中立・民主日本の実現のためいっそう奮闘するものである。

そして、長沼判決によってその違憲性がいっそう浮きぼりにされた自衛隊の増強と軍国主義復活強化のすべてのあらわれに反対し、長沼判決支持、自衛隊違憲を追及するたたかいをさらに全国的に発展させる。

さらにわれわれは、アメリカ帝国主義が「平和」を口にしながら、アジア、ラテン・アメリカ、中東などよめている今日、チリ軍事クーデターを糾弾し、チリ人民と連帯するたたかいを諸国人民のさしせまった国際連帯行動として強化する。また、アメリカ帝国主義の中東にたいする不法な新植民地主義的干渉の中止、アラブ占領地域からイスラエル軍の全面無条件撤退を要求する国際世論を急速に高めることが重要である。

われわれは、南朝鮮からの米軍撤退、朝鮮民主主義人民共和国との国交樹立、「日韓条約」廃棄を要求し、中国などアジア諸国人民との平和五原則にもとづく平和友好関係の確立のためにたたかうものである。

いま田中自民党内閣の大資本本位の政治によって、物価値上げ、公害、重税をはじめ国民のいのちとくらしをいちじるしくおびやかしている。

われわれは、労働者の正当な権利であるスト権奪還、公害、高物価、重税に反対し、自民党政府の大資本本位の政治の転換を迫り、四次防予算をやめて国民福祉の向上を要求してたたかうものである。同時に自民党政府の民主主義破壊とたたかい、小選挙区制の策謀を完全粉砕し、教育と司法の反動化、憲法改悪を阻止し、民主主義を擁護し、田中内閣打倒のためいっそう力を結集して奮闘する。

今春、小選挙区制の策謀を破綻させた経験は、統一行動の大きな力量をしめすものである。

われわれは緊急の共同課題のもとに、さらに統一と団結をかため、日本国民が直面している重大な情勢をきりひらき、七〇年代の国政革新の大事業を達成するために、いっそう力強く前進するものである。

4　インフレ阻止国民共闘

インフレ高進と一一月にはいっての石油危機の深刻化のもとで、トイレットペーパーにはじまり合成洗剤、砂糖、塩など生活必需品の〝物不足パニック〟が国民生活を深刻なものにした。第七二通常国会においては、大企業代表を参考人に呼んでの物価集中審議と超過利得税問題が大きな問題となり、石油二法、国民生活安定法が成立した。

他方、国民生活安定をめざす国民各層のたたかいが全国的に盛り上がった。一九七四年一月二五日、社会・共産・公明三党と総評をはじめ、労働組合、婦人、消費者、中小企業者、農漁民団体など七〇団体が参加して「インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民連絡会」（略称＝インフレ阻止国民共闘）結成総会が開かれ、政府に対する共同要求として、①消費者米価、国鉄・私鉄運賃など公共料金の値上げの中止、②大企業の価格のつり上げ、売り惜しみ、大

もうけの規制、③生活必需品および資材の低価格優先確保、④昭和四九年度の予算の抜本的組み替え、⑤軍事費を国民に、米軍・自衛隊への石油、電力を国民生活のために放出せよ、⑥金融と税制を国民本位に転換せよ、⑦生活保護費や老齢福祉年金などの拡充、低家賃住宅の大量建設、⑧地方自治体の財政危機、超過負担の解消、⑨労働者の大幅賃上げ、全国産業一律最賃制の確立、雇用の安定などの実行、⑩大企業奉仕の日本列島改造計画、国総法案を撤回し、大規模投資を中止せよ、の一〇項目を決め、全国民へのアピールを採択した。

また、二月一二日の第一回全体会議は、石油大手企業に対する抗議と交渉を決め、国会において最大の焦点となっている大企業代表の証人喚問と物価問題特別委員会の拡大強化に関する緊急決議を採択した。二二日には、製品価格値下げ、原価公開、再販制度の中止、買い占めた土地の放出、政治資金投入の中止の五項目について経団連との交渉がおこなわれた。

三・一春闘第一波統一ストと呼応して、消費、婦人二六団体が、「物価引下げを迫り、インフレ政策の責任を追及する3・1国民中央集会」を開き、三月三日、インフレ阻止共闘主催の「インフレ阻止・物価値上げ反対・生活危機突破国民大会」が開かれ、二三万人（主催者発表）が参加した。この集会をはじめとして、この日、全国四三都道府県二五二カ所で一四〇万人が、統一行動に参加した。また、三月三一日には、第二次統一行動が組織され、全国二七〇カ所に約一三〇万人が参加した。東京・代々木公園では、二五万人（主催者発表）が参加して「田中内閣と大企業を糾弾し、インフレ阻止・物価値上げに反対する3・31国民大集会」が開かれた。集会は、「田中内閣は国民生活を危機におとしいれた悪政の責任をとって退陣せよ」など一二のスローガンを採択し、「インフレ阻止、物価値下げの大運動を全国津々浦々に広げよう。私たちの怒りを結集して国民春闘に勝利し、政治の革新をかちとろう」との宣言を発表、国会をはじめ恵比寿、四谷、大久保の四コースに分かれてデモ行進をおこなった。

5　政治反動とのたたかい

「靖国神社国営化法案」問題

一九六九年以降、四度にわたって廃案となっていた靖国法案が、一九七四年四月一二日、自民党の強行採決により衆院内閣委員会で成立、さらに、五月二五日には、自民党は単独で衆院本会議を開き、単独で「可決」した。

委員会での強行採決後、国民各層の抗議行動の高まりのなかで、靖国問題七者懇談会（憲法改悪阻止各界連絡会議、憲法擁護国民連合、国民文化会議、日教組、日本キリスト教団、日本宗教者平和協議会、総評）のよびかけで四月一八日、「靖国神社強行採決に抗議する 緊急各界代表者会議」が開かれ、「憲法秩序の破壊、軍国主義と国家神道の復活にむすびつく靖国神社法案の強行採決に強く抗議するとともに強行採決以前の状態にもどすことを要求し、法案の廃案をめざして国民的な反対運動を展開する」旨の決議を採択し、「靖国法案」反対国

民運動を大きくくりひろげることを決めた。

政教分離と信教の自由の保障、宗教への国家関与禁止の原則を定めた憲法の諸条項に挑戦する靖国法案に対する抗議行動は、宗教者を中心に全国各地にひろがり、本会議の単独採択の日、歴史関係三〇団体の「かさねて靖国神社法案に反対する声明」は、その危険性について、「これまでも靖国法案は ①思想・良心の自由、信教の自由などを定めた憲法に違反し、②国家神道に道をひらき、③国民の正しい宗教心や平和主義の精神をゆがめ、軍国主義の思想をひろめ、ひいては学問、思想の自由をおびやかす危険が強い――と指摘したが、過去四度も廃棄になりながら、五度提出され、議会制民主主義を踏みにじって成立が意図されているところに、その危険性が明白になった」と述べている。

日教組弾圧・教育反動化粉砕国民共闘会議

四月一一日、春闘共闘委統一ストに、日教組は、三五都道府県で一日ストをもって参加した。これに対して、政府、警察庁が地公法の疑いがあるとして、日教組本部ほか、全国一二都道府県八〇〇カ所を強制捜査し、幹部を逮捕した。

日教組への刑事弾圧に対し、日教組を中心に抗議行動が組織され、四月二三日、学者、文化人一七氏が「日教組弾圧に抗議し、教育の軍国主義化反対を訴えます」とのよびかけを発表し、「子どもや青年・学生たちの豊かな教養と多面的な発達を保障する教育、憲法、教育基本法の根本精神がいかされた教育の実現のために、こぞって日教組弾圧に抗議し、軍国主義教育の全面復活をめざす策動に反対することを」訴えた。四月二五日には、社会・共産・公明三党、総評、中立労連など一六〇団体が参加する「日教組弾圧・教育反動化粉砕国民共闘会議」が結成された。結成総会は、①政府、最高検、警察庁への抗議諸行動、②反動文教法案反対、民主教育発展の立場に立って地域住民組織、ＰＴＡなどの協力――など七項目の共闘のすすめ方を決定、「不当な弾圧に反対して教職員の民主的権利を擁護し、軍国主義教育の全面復活をめざす策動に反対して、次代をになう子どものすこやかな成長をめざし、平和と真理をつらぬく民主教育の確立のために力をあわせましょう」との「国民へのアピール」を発表した。

そして、参院本会議での教頭法制化法案強行のもくろみ、警視庁、各県警による日教組幹部の逮捕にふみきる態度を明らかにしているなかで、五月二三日、国民共闘会議と同東京共闘会議共催の「日教組弾圧反対、教育反動化粉砕中央集会」が、一万二〇〇〇人の参加のもと開かれ、国会へむけてのデモ行進がおこなわれた。この日、全国一五九カ所、約二五万人が参加して、同趣旨の集会が開かれた。

刑法「改正」問題

法制審議会は、一九六三年当時の中垣法相の諮問（第二〇号）から一一年目の一九六四年五月二九日「刑法全面改正の必要がある」との最終答申を中村法相に提出した。この答申をうけて、法務大臣は約一年がかりで政府の刑法「改正」案作成をおこない、国会に提出すると言明した。今回の答申は、①国家主義、治安主義の強化、②大企業の利益保護主義、③集団行動の抑圧、④言論の自由規制、⑤〝危険人物〟の取締り強化、などを特徴としており、すでに、日弁連など各界から、強い反対の意見がだされており、答申に当たって、これら団体や総評、憲法会議、民間法律家団体など、各民主団体は、声明、談話を発表、

とくに、日弁連は、「すでに設置した刑法『改正』阻止実行委員会を中心に学界、言論界とも提携してこの『改正』の本質と内容を広く国民に訴え、国民とともに刑法の『改正』を阻止するため努力する決意」を表明した。

全面「改正」に対して、各界、各層の反対運動は、「改正」案の国会提出以前に法務省に作業中止を要求する方向で進みつつあり、民主主義をめぐる重大な争点の一つとなっている。なかでも、第二五回日弁連大会の宣言は、この点につき、次のように述べている。

【第二五回日弁連大会宣言(全文)】

現在進行中の刑法全面「改正」は、明らかに、強権的国家秩序の維持を重視し処罰の範囲と程度をいちじるしく拡大、強化するものである。

かかる処罰万能の重罰主義は、刑罰の威嚇によって思想・表現の自由をはじめ、国民の権利と自由を、日常生活のすみずみに至るまで全面的に抑圧しようとするものであって、きわめて大きな人権侵害の危険を招来する。

このような刑法全面「改正」は、刑法における人権保障の大原則を実質的に否定し、わが国における民主主義の根幹を崩壊させるおそれがあるといわなければならない。

基本的人権の擁護を使命とするわれわれは、この刑法全面「改正」をあくまで阻止するために、ひろく国民とともに全力をつくすものである。

6　安保告発五月行動

ベトナム、ラオス協定の成立とニクソン・ドクトリンの新たな展開のなかで、米第七艦隊の核空母ミッドウェー横須賀母港化、「関東計画」による横田基地の集中強化、沖縄をはじめ全国各地の在日米軍基地の機能強化などアメリカのアジア侵略体制の再編強化が日米安保条約を軸として進められ、日本が、その体制のなかでますます大きな役割をになわされようとしている。

こうした日米軍事同盟の侵略体制の強化に対して、平和と民主主義を求める国民の要求と鋭く対立し、国民のたたかいは、新たな前進を示している。

日本平和委員会が提唱した安保告発五月行動は全国各地でさまざまな形態の安保告発行動がおこなわれ、「わたしたちの平和の要求」を採択した。政府に対する要求は、①米軍基地撤去、②四次防―五次防、自衛隊反対、③核兵器の完全禁止・被爆者救援、④戦争犠牲者の被害補償、⑤「安保繁栄論」をうち破る日本経済の自主的・平和的な発展、生活向上、⑥憲法改悪反対、軍国主義復活阻止、民主主義擁護、⑦安保廃案、平和・中立日本の実現、アジア・世界諸国人民との連帯強化、の七項目にわたり五〇項目からなっている。「わたしたちの平和の要求」は次のように述べ

ている。

【わたしたちの平和の要求（一部省略）】

戦後もすでに二九年になりますが、いま全国各地で平和の要求が無数に芽生えています。この平和の要求を結集して大きな力量にすることは今日極めて重要な課題です。日本平和委員会はこの国民の要求にささえられて、とくに今日の中心的な課題として安保告発中央行動を全国によびかけ成功をおさめることができました。

いま田中政府は核軍拡競争とアジアをはじめ全世界諸国民と対決し、独立と安全をおびやかしている張本人であるアメリカの侵略政策に追随して米軍基地の再編強化と自衛隊の増強を行い、日米軍事同盟を強化しつつあることは誰れの目にも明らかになりつつあります。その上に警察国家再現をねらう刑法の改悪、国家を少数支配の道具にする小選挙区制を企図し、日教組の弾圧をはじめ君が代・「教育勅語」の復活などの教育の反動化の動きを見ても、国民の権利をうばい憲法までも改悪し、軍国主義の全面復活の策動を強めてきています。また対米従属の日米経済協力と大企業本位の政治が結びつき、国民生活の破壊はますます深刻化し、重大な局面をむかえるにいたりました。

これらの政府の反国民的政治姿勢は日米安保条約を軸としてあらゆる分野で安保体制を新たに強化している現われであり、今ほど国民が平和の闘いと生活の問題を統一して理解しはじめたことはありません。安保体制を正面にすえた闘いの意義は今後ますます重要になってゆきます。

みなさん！

平和・中立、民主主義を守り、生活の安定を闘いとるため安保告発の闘いに立ち上りましょう。

みなさん！

この平和の要求はみなさんが全国各地で闘われる中でみなさん自身の手で充実し、補強させながら、七〇年代の安保の闘いを闘いぬきましょう！

7　国際連帯行動

平和勢力世界大会

一九七二年一〇月、チリで開かれた世界平和評議会議長団会議のよびかけを機に組織された平和勢力世界大会は、一九七三年一〇月二五日から三一日まで、モスクワのクレムリンで、一四四カ国から三〇〇〇人以上の代表が参加して開かれ、日本からは、「チリ軍事クーデター糾弾、チリ人民への支援と連帯強化」など五項目の共同スローガンのもとに、社会党、共産党、総評、平和委員会、ベトナム人民支援日本委員会、護憲連合を中心とする統一代表団五七人が参加した。

大会は、アピール、今後の行動課題、中東問題決議、コミュニケを採択した。日本代表団は、統一決議案「核兵器完全禁止の国際協定締結を要求する決議案」を提出、独自の決議としては実現しなかったが、アピールのなかの諸国人民の要求する課題の一つとしてとりいれられた。代表団が提案した決議案は次のとおりである。

【核兵器完全禁止の国際協定締結を要求する決議案】

アメリカによって広島と長崎に原子爆弾が投下され、人類の歴史に例をみない惨状が引き起こされ、諸国人民が「広島・長崎を繰り返すな」「原水爆の絶対禁止」という全人類の願いにもとづく共同の努力を開始してからすでに三〇年近くなろうとしている。しかし、核兵器はいまだに禁止されていないばかりでなく、アメリカを先頭とする核兵器の開発と核軍拡競

争がますます大規模に進められ、これによる環境破壊とあいまって、きわめて憂慮すべき段階に達している。

このような事態に終止符を打ち、核戦争の危険を根絶するためにはすべての核兵器の製造、実験、使用、貯蔵を完全に禁止する国際協定のすみやかな締結が必要である。

われわれは、諸国人民が団結し、いっそう力強い運動を展開して広範な国際世論を高めるならば、核兵器完全禁止の国際協定を実現し、この地球上から核兵器を一掃し、ゆるぎない平和の基礎を築くことができると確信している。

われわれは、平和を願う諸国人民とともに核兵器完全禁止の国際協定の締結を要求する世論と運動を高めるためにあらゆる努力を払う決意をここに表明する。

チリ人民連帯行動

一九七〇年一一月四日成立したチリ人民連合政府は、九月一一日、ＩＴＴ、ＣＩＡなどアメリカの介入・圧力とチリ極右反動の軍事クーデターにより転覆され、アジェンデ大統領が殺害された。

チリ軍事クーデターに対して、世界各国で軍事政権に抗議し、チリ人民との連帯を表明する抗議行動がくり広げられ、一二日のパリにおける一〇万人のデモをはじめとして、世界各国で無数に組織された。わが国においても労働組合をはじめ、各民主団体が抗議行動を組織し、9・18総決起集会、9・19集会など軍事クーデターを糾弾し、チリ人民への支援連帯の行動が組織された。これら集会は、チリ軍事クーデターとその背後のアメリカによる革命圧殺行動を糾弾するとともに、金大中事件に関する主権侵害をも糾弾した。

九月二九日から二日間、フィンランド共産党、社会民主党、中央党、自由党などの呼びかけで「チリ人民連帯のための国際会議」が開かれ、五三カ国、一六国際団体、二五九人が参加、日本からも三名が参加した。会議は、「チリ人民との国際連帯のための緊急アピール」と二〇項目にわたる「チリ人民連帯行動にかんする勧告」を採択、「アピール」は、「人類の名において われわれは要求する」として、「流血をやめよ、殺りくと迫害をやめよ、牢獄を開け、拷問をやめよ、強制収容所を閉鎖せよ、人間、思想および文化的価値の尊厳を尊重せよ、チリ人民に自由を」と要求し、このクーデターがアメリカ帝国主義とチリの反動勢力によってひきおこされたものである、われわれはチリ人民と連帯し、チリ人民の抵抗闘争を支援することを明らかにしている。

一九七四年三月、婦団連、チリ人民連帯日本委員会の招待で、アジェンデ夫人とその娘マリア氏が来日、三月二八日、招待団体と社会党、共産党、総評、中立労連、Ａ・Ａ連帯委、新婦人の会、日本婦人会議、文化団体連絡会議の主催により「アジェンデ夫人歓迎、チリ人民連帯中央集会」が東京・九段会館で開かれ、二〇〇〇人が参加した。集会は、軍事クーデターを糾弾し、チリ人民に連帯を表明、すべてのチリ愛国者の即時無条件釈放、チリ人民支援など「共通の敵にたいする共同のたたかいをさらに大きく前進させよう」とのアピールを採択した。

カンボジア人民支援世界集会

「ベトナムに関するストックホルム会議」と「フランス五二団体」のよびかけによる「カンボジア人民連帯国際会議」が一九七三年一二月八日から二日間、パリで、五三カ国からの代表三〇〇人が参加して開かれ、日本から代表団二五人が参加した。会議は「パリ宣言」を採択したうえで、「行動についての勧告」を決議した。勧告は、①あら

ゆる手段で「アメリカの侵略の結果つくりだされているカンボジア情勢の重大性を世界世論に知らせること」、②カンボジア王国民族連合政府の承認と国連における正当な権利の再確立、カンボジア人民支援委員会・カンボジア友好協会の結成、財政的・物質的援助などカンボジア人民の闘争の支援を強化することを勧告した。

ベトナムにかんするパリ協定実施のための国際会議

「ベトナムにかんするストックホルム会議」執行委員会主催のストックホルム国際会議は、三月二九日より三日間、ストックホルムで、五二カ国、二二国際組織、約三〇〇人の代表が参加して開かれ、日本から二四人の代表団が参加した。会議は、「決議」「南ベトナムの政治囚と難民にかんする分科会の文書」「アメリカ国会議員への電報」「南ベトナム監獄制度改善委員会議長チャン・ティ神父を通じ、南ベトナム政治囚にあてた手紙」「再建にかんする分科会からの報告」を採択した。採択された決議は、ベトナム協定後もアメリカ政府が南ベトナム内部問題へ軍事介入と干渉をつづけ、ベトナム民主共和国の領空・領海を侵犯し、戦災回復の公約実施を回避していると、アメリカ政府に対し、南ベトナムへの兵器し、このうえにたって、アメリカ政府の責任を追及戦争資材の供給の停止、顧問をよそおった軍事要員の引揚げ、協定実施破壊のためサイゴン政権の利用の停止、ベトナム民主共和国の主権の尊重と戦後再建公約の履行を要求し、サイゴン政権に対し、①全面停戦、②逮捕・拘置している民間人の完全釈放、③南ベトナム内部問題解決のための人民の民主的自由の保障、を緊急事項として要求している。

8　第一〇回参議院選挙と企業選挙

告発運動

第一〇回参議院選挙は、「自民党政治の存続か、国政の革新か」「革新統一戦線の路線か、社・公・民連合路線か」をめぐって、七〇年代後半における各党の消長をかけ、はげしくたたかわれた。その結果、物価・生活問題、憲法問題、教育問題をはじめ民主主義と自由の問題などに有権者のきびしい批判がむけられ、自民党はひきつづく退潮傾向をくいとめることができず、これにひきかえ、社会党、公明党が議席増加を、共産党は大躍進をとげた（参議院選挙については第二部XV「政党」をみられたい）。

なかでも、労働組合の機関決定による〝特定政党支持強化とともに、今回の参院選の特徴は選挙史上例をみない〝金権・企業ぐるみ選挙〟が大規模におこなわれた。

二〇〇〇をこえる企業が特定候補の支持・票集めを「会社の決定」といって労働者に強要するという〝企業ぐるみ選挙〟に、三菱、松下電器などの労働者が、思想・信条の自由、良心の自由を守る〝内部告発〟を、他方、六月二五日には、学者、文化人三六氏連名で、中央選挙管理会に、「選挙の自由を妨害するような『企業ぐるみ選挙』をすみやかに中止させるよう適切な措置」を求めた要望書を提

出し、東京の労組・民主団体も〝企業ぐるみ選挙〟に抗議する6・25統一行動をおこない、五〇〇人をこえる代表が三菱、三井、住友、古河など財閥系各社をはじめ一〇〇社に抗議した。そして、六月二六日には労組、民主団体四三氏が中央選挙管理会に「断固たる態度を明らかにし、これを中止させるような措置」を要望した。こうした、〝企業ぐるみ選挙〟の告発や抗議運動、選挙管理委員会への公正な選挙を保障する要請が、東京、大阪を中心に全国で盛り上がった。なかでも、六月二九日には、全農協労連、全商連、憲法会議、自由法曹団、新婦人、日高教、全損保、全自運など四三団体のよびかけで、「企業ぐるみ選挙を告発し、投票の自由を守る連絡会」が結成され、全国の有権者に訴えたアピールが採択された。アピールは、次のとおりである。

【アピール（一部抜粋）】

大企業がその社員や下請け業者にさまざまな圧力をかけ自民党全国区候補の選挙宣伝物の配布や票よみを強制している事実は、さきに生活物資等の買占めにはしった大企業が、今度は票の買占めをおこなって、わが国の政治を金権によって支配する意図を公然と示したものであり、断じて許すことはできません。これらの行為は、公職選挙法にいう利益誘導に該当する重大な違法行為であるばかりでなく、憲法に保障する思想・信条の自由をふみにじり、労働者の内心の問題にまで企業が支配力を及ぼそうとするきわめて不遜な行為であります。

財界主権ではなく、真の国民主権を実現し、議会制民主主義の正しい発展をはかるために、このような投票の自由をうばうがごとき「企業ぐるみ選挙」を断じて許しておくことはできません。そのため、私たちはここに「企業ぐるみ選挙を告発し、投票の自由を守る連絡会」を結成し、全国のみなさんによびかけます。

①それぞれの地方における「企業ぐるみ選挙」の実態を告発し、該当企業にたいしては、すでに東京、大阪でおこなっているような大衆的抗議行動を展開し、選挙の公正をふみにじる違法、違憲の行為をただちに中止させよう。

②各都道府県の選挙管理委員会に申し入れをおこない、公正な選挙の確保に責任を負う選挙管理委員会が、「企業ぐるみ選挙」をやめさせるため、ただちに必要な措置をとるよう要望します。

9　第四五回メーデー

一九七四年、第四五回メーデーは、東京の中央統一メーデーの五〇〇万人をはじめ、全国四七都道府県七六三カ所の会場に七〇〇万人（メーデー中央実行委員会発表）が参加して開かれ、二一都県で統一メーデーがもたれた。ことしのメーデーは、〝インフレ阻止〟〝物価値上げ反対〟〝日教組弾圧反対〟〝靖国法案粉砕〟〝年金制度の大幅改善〟などのスローガンのなかで、とくに、七月におこなわれる参議院選挙をまえに、参議院選挙勝利、田中内閣打倒、革新政権樹立のスローガンが高くかかげられた。

中央メーデー式典では、天池同盟会長の議長団あいさつのあと、主催者を代表して、市川総評議長が、「本日を起点に平和、民主日本の建設と、世界の労働者との連帯をめざして固くスクラムを組み、力強く前進しよう。すべての勤労国民と連帯して、田中内閣を打倒しよう」とよびかけ、つづいて来賓として、成田社会党委員長、

野坂共産党議長、竹入公明党委員長、春日民社党委員長があいさつした。このあと、美濃部東京都知事のメッセージ、祝電が紹介され、最後に、「第四五回メーデー宣言」が採択された。

【第四五回メーデー宣言（要旨）】

今日の情勢の最大の特徴は、驚異的なインフレの高進と、狂乱物価であり、勤労国民の生活は、まさに破綻の極に達していることである。その根源はいうまでもなく、大企業の横暴かつ反社会的な物価つり上げ、買い占めなどであり、またこれを放任しつづけてきた自民党政府の意識的怠慢によるものである。

われわれは、これにたいし、インフレによって最大の被害を受ける階層の人たちへの、抜本的対策をはじめとする生活水準の向上、福祉政策の拡充、労働基本権の確立など、当面の緊急要求をかかげ、たたかいをすすめつつある。しかし今日まで、政府・財界は福祉政策の拡充どころか、われわれの要求を無視しつづけ、逆に所得政策を提起するなど、いっそう働く者に背を向けつつ、いぜんとして大企業優先政策を一方的に推しすすめている。

われわれはいまこそ、より広範な勤労国民と手を携え、インフレ・買占め・物価値上げ反対、医療・年金制度をはじめとする福祉政策の充実、公害絶滅、大幅減税などの国民的課題の解決のため、運動を地道に拡大するとともに、インフレのしわよせをはね返す大幅賃上げ獲得、真の最低賃金制の実現、労働時間の短縮、首切り・労働条件改悪をめざす合理化反対、雇用・失業対策の確立、労働基本権の完全回復などをめざし、すべての労働組合が積極的に立ち上がるときである。

われわれはもはや、今日の自民党政権ではこの内政外交の抜きさしならないひずみを到底解決し得ないと考える。いまこそ田中内閣を打倒し、長い自民党政治に終止符を打ち、政治の革新をかちとることが、国民の期待に応える道であると信ずる。目前に迫った参議院選挙は、まさにその好機である。国民の生活と権利・平和を守るため、あらゆる困難を克服して革新勢力が力をあわせ、反自民の旗印のもとに〝保・革逆転〟の勝利に向かって総力をあげてたたかうことを心から希望する。われわれも先頭に立って闘い抜く強い決意をここに表明する。

今日ほどわれわれに新たな力強い運動の展開を求められているときはない。いかなる困難にも、いかなる障害にも屈することなく、われわれこそが新しい歴史の大道を切りひらく先駆者であるとの誇りをもって、全世界の労働者と腕を組み、明るい希望に向かって力強く前進しよう。

【メーデー・スローガン】

「中心スローガン」

○働く者の団結で生活と権利を守ろう

「サブスローガン」

○インフレ・買占め・物価値上げ反対、医療・年金制度をはじめとする福祉政策を充実せよ、国民生活の安定向上をはかろう

○大幅賃上げ獲得、最低賃金制度の実現、労働時間短縮、首切り合理化反対、労働基本権を確立しよう

○参議院選挙で保革逆転を果し、田中内閣を打倒し政治の革新をかちとろう

【参考資料】 (1)日本労働組合総評議会『総評』（週刊）、『月刊総評』、(2)日本社会党『社会新報』（週二回刊）、『月刊社会党』など、(3)日本共産党『赤旗』（日刊）、『前衛』（月刊）、『議会と自治体』（月刊）など、(4)原水爆禁止日本協議会『原水協通信』（月刊）など、(5)原水爆禁止日本国民会議『原水禁ニュース』、(6)日本平和委員会『平和新聞』（旬刊）、『平和運動』（月刊）、(7)日本科学者会議『日本の科学者』（月刊）

XV 政　党

概要□野党共闘をめぐる各党の動向——参院選における選挙共闘／京都府知事選をめぐる各党の動向／野党各党の「連合政権」構想／選挙——第一〇回参議院選挙／中間選挙／日本社会党——概況／第三七回全国大会／中央委員会／選挙活動／その他の活動／日本共産党——概況／第一二回党大会／中央委員会総会／選挙活動／その他の問題／民社党——概況／第一八回全国大会／中央委員会／選挙活動／その他の活動

概要

一、七四年七月の参院選は〝保革逆転〟の可能性があるとして、早くから一般の強い関心を集めていた。与野党の非改選議席差が少ないことに加え、〝物不足〟〝狂乱物価〟で田中内閣の支持率は急落していたから、野党共闘が成立すれば逆転の可能性は高いとみられた。

一、共闘に関する各党の方針は、社会党は反自民の全野党共闘、共産党は革新三目標で合致する社共公共闘、公明党は社公中軸路線、民社党は反共産の社公民共闘と一致しなかった。早くから各党の提唱が交錯し、幾度か話し合いもおこなわれたなかで、社公両党の共闘が先行するかに見えたが、京都府知事選をめぐる対立のためストップした。

一、京都府知事選は与党の社会党府本部が反蜷川の方針をうちだし、成り行きが注目された。結局は同党中央が蜷川支持にふみきり、立候補した大橋府本部委員長を除名した。選挙は共産党と社会党左派の支持する蜷川氏と民社、社会党右派が推し、公明党も事実上支持した大橋氏の争いとなり、蜷川氏が辛勝した。

一、参院選では、野党の選挙協力が社公、社共とも部分的共闘にとどまったこともあって、自民党は強気の戦法をとり、多くのタレ

ント候補をたて、企業ぐるみの運動をおこなうなどして圧勝を狙った。しかし、選挙の結果は、共産九、社会三、公明一と予想以上に野党が議席を増し、与野党の議席差は接近した。

一、野党各党は、この一年間に開かれたそれぞれの党大会で、独自の「連合政権」構想をうちだし、論議をよんだ。

一、社会党は都議選で敗れ、京都府知事選をめぐって党内対立が激化したことなどから、参院選でも苦戦が予想され、結果によっては執行部の交替もありうると見られていた。しかし、参院選では、〝挙党体制〟でのぞみ〝社自対決〟を強調して予想外に善戦した。党勢もわずかながら上向き、とくに機関紙読者数はこの一年間で四〇%以上という、かつてない増加となった。党内における社会主義協会の影響力はさらに増大し、一部には「反社会主義協会連合」結成の動きがある。

一、共産党は三年ぶりに開いた第一二回大会で「民主連合政府綱領についての提案」を採択したが、その柔軟な姿勢が各方面の注目を集めた。参院選では、全国区に前回より三人多い八人の候補者をたてて積極的な攻めの選挙をおこない、いっきょに九議席を増した。国会でも、分析化研のデータねつ造事件を明るみに出し、大企業の悪徳商法を追及するなど活躍が目立った。

一、民社党は、選挙での相つぐ敗北に加え、佐々木書記長の病気による辞表提出、全日本海員組合の民社党一党支持から政党支持自由への転換など〝内憂外患〟がつづいた。党再建の決め手として実施された党員再登録運動の結果、党員数は二万人に半減してしまった。春日・塚本執行部のもとで、民社党の前途は多難である。

1　野党共闘をめぐる各党の動向

1　参院選における選挙共闘

〝保革逆転〟

この一年間、各党の活動の重点はいずれも第一〇回参院選（七四年七月投票）におかれていた。一般に参院選は総選挙に比べ関心が低いとされてきたが、今回は例外で、早くから一般の強い関心を集めていた。これは、今回の選挙が異常な物価騰貴や物不足のさなかでおこなわれたことにもよるが、何といっても関心を高めたのは、参議院において自民党が過半数を割る可能性があったためである。これまでの参議院選挙では、自民党の非改選議席が野党側のそれをかなり上回っていたから、〝保守・革新逆転〟はほとんど問題にならなかった。しかし、前回（七一年六月）の第九回参院選で社会党が善戦した反面、自民党がふるわなかったため、今回の結果いかんでは、〝保・革逆転〟の可能性があるとみられた。

これを具体的に数字で見ると、参議院二五二議席のうち、改選数は全国区の欠員補充四を含め一三〇、非改選は一二二。非改選の内

訳は自民党が六三、野党側が二院クラブも含め五八、残り一は自民党の党籍を離脱した河野議長であった。したがって、自民党が過半数の一二七を確保するためには、最低六四議席をとる必要があった。

もし参議院で自民党が過半数を確保できなければ、法案の成立が軒なみにストップすることになり、政府、自民党にとって国会運営はきわめて困難になることは明らかであった。さらに、本会議だけでなく、すべての委員会で自民党が完全に多数を占めるためには一三六議席、常任委員長の配分の仕方をうまくやっても最小限一三〇議席は必要であった。

このため、自民党は早くから〝自共対決〟〝自由社会を守れ〟をスローガンに、橋本幹事長を参議院選挙対策に専念させ、タレント候補の発掘、企業ぐるみ選挙、膨大な選挙資金の投入など、あらゆる手段によって〝保・革逆転〟阻止に全力をあげた。

共産党、社・公に共闘よびかけ

参議院における〝保・革逆転〟の成否は、野党間の共闘、とりわけ一人区において選挙協力がどれほど実現するかにかかっていた。前回の参院選において社会党が前進したのも公明・民社両党が政策協定なしに特定地方区で社会党を援助し、これが他地区にも波及効果を及ぼしたためであると見られていた。このため、各党が参議院選挙においてどのような共闘、あるいは選挙協力の方針をうちだすかが注目の的であった。

選挙共闘にいち早く積極的な構えを見せたのは共産党であった。すなわち、七三年三月一五日、宮本委員長は山口県光市における記者会見で「国政レベルの政策協定を結んで統一戦線ができれば、参院地方区でギブ・アンド・テイク方式による候補者をしぼることも可能だ。これには社会党に限らず公明党を加えていい」と述べ、参議院選での社共公共闘をよびかけた。このように共産党が公明党を含めた共闘をよびかけた背景には、七二年暮れの総選挙で敗北した公明党が、従来の「安保条約反対・早期解消」の方針を「安保即時廃棄」に変更する方向をうちだしたことによって、社・共・公三党のあいだで基本的な政策上の一致が可能になった、という認識があった。

しかし、この宮本提案に対し、社会・公明両党の反応は消極的なものであった。すなわち、社会党の成田委員長は、提案をいちおう歓迎しながらも「いきなり国政レベルの政策協定うんぬんといった難しい問題を出すと、まとまるものもまとまらなくなる」と述べ、竹入公明党委員長も「公明党は共産党を含めた政権構想を前提にした共闘には踏みきっていないし、同党との包括的、持続的共闘も考えていない」との態度を表明した（『朝日』三月一七日付）。

共産党はその後も、五月一三日に宮本委員長が熊本での記者会見で、参議院選一人区における社・共・公共闘をよびかけ、あるいは参院大阪補選の勝利のあとの記者会見で、不破書記局長が、「社、共、公三党が国政レベルの政策協定を結び、一人区で革新共同候補を立てる」ことを提唱するなど、同趣旨のよびかけを再三おこなった。

これに対し、社会党内には総選挙で進出した共産党との共闘を警戒する声が強く、参院大阪補選、都議選と連敗した後で開かれた第五〇回中央委は、「国政レベルでは持続共闘、政策協定はやらない」との態度を確認した。また石橋書記長は地方首長選の共闘について

も「社共共闘のプラス面は共産党とせり合っていくため党のエネルギーが発揮されること。マイナス面はその後の各級選挙で敗北することだ。革新首長下の党のあり方についてはその矛盾をそのつど解決していかなければならない。革新首長下の党の党勢拡大についても分析、点検を行ない、プラス面をきちんと整理し、安易な共闘をすべきではない」との見解を表明した（『社会新報』八月五日付）。

また公明党は、安保条約即時廃棄の新方針を正式に確認し、「中道革新連合政権」構想を可決した第一一回党大会（七三年九月）で、参議院選の共闘については、「政権構想をふまえギブ・アンド・テイクの対等、平等を原則とする中央レベルの選挙協定を結ぶ」ことが必要であるとの態度を決定した。同時に大会冒頭のあいさつのなかで竹入委員長は、共産党を名指しにすることは避けながらも、「今日、一部の政党が将来、憲法改定を意図し、イデオロギー独善や独裁を押しつけるのではないか、との国民の疑惑が依然としてある。私は、いま反自民闘争を推し進めている諸勢力の共闘を、そのまま自民党政権打倒後の革新政権の担当につながる共闘に発展させるため、このような疑惑を受ける諸君が自ら疑いを払拭するよう改善、成長することを期待する。このような疑惑のため、われわれは個々の共闘と政権構想にかかわる共闘は当面、区別して考えざるを得ない」と述べ、参議院選で共産党と共闘する意思のないことを表明した。公明党はまた、従来の当選第一主義から党勢拡大主義に転じ、多くの選挙区で立候補する方針をうちだした。そして、参議院選地方区でも、前回は東京、大阪の二人だけであった立候補者をいっきょに三七地方区に各一人の三七人に増した。

総選挙の敗北後、党の独自性を強くうちだすようになっていた民社党も共闘には消極的であった。春日委員長は、七三年七月一五日の記者会見で「次期参院選では他党との共闘は全く考えていない。社公民共闘は昨年の総選挙で消滅したと思っている。当時は、総選挙で三党とも大幅に伸び、民社、公明、それに社会党江田派の三者による政権構想が出来ることを考えていたが、社公民が敗れ、江田派にしてもそうだった。したがって、地方区で選挙協力する根拠は現段階ではなくなったということだ」（『毎日』七月一六日付）と述べていた。

社会党・成田提案

七三年九月一七日、社会党はこれまでの共闘方針を大きく変更することを明らかにした。すなわち、この日鹿児島において全国遊説の第一声をあげた成田委員長は、記者会見で、「来年の参院選挙で与野党勢力の逆転を果たすため、全野党によるギブ・アンド・テイク方式での選挙協力に踏み切る」と述べ、具体的な方式として、①一人区でのギブ・アンド・テイクを中心とする　②社会党はすでに決定ずみの選挙区も含めて、全選挙区を対象に他党と交渉し、場合によっては同党の公認候補をおろすこともとうぜん考える　③協力の前提として、安保廃棄など社会党が革新政権の大わくとしている三原則でのおおよその合意が必要である、としていた。この方針は、同月二〇日の社会党中執委で正式に決定され、さらに一〇月二三日の第五一回中央委員会でも確認された。

この成田提案をうけ、民社党は早くもその翌日の九月一八日の中執委でこれに対する態度を検討し、春日委員長談話としてこれを発表した。その内容は、①選挙協力の意義と目的は当面、参院選で自民党の過半数を割らせることだ　②これを達成するため、野党間で

政策協定をした場合、野党はその後、それらの政策を実現する公的責任を負う　③したがって、自民党が過半数を割った場合にはとうぜん政権構想が浮かびあがってくる。だから政権構想を度外視した選挙協力はありえない　④このような見地から、民社党は社公民三党間では基本理念、政治目標、政治手段に最大公約数を見いだせるので、ギブ・アンド・テイクの立場で検討する用意がある、というものであった。

また、共産党は一〇月五日の不破書記局長の記者会見で、成田提案について「社会党はどんな政策協定を結び、どんな共闘を組もうとしているのか、その構想にまだよくわからないところがある」と述べ、「参院選での選挙共闘は、国政レベルでの統一戦線の一形態である。政策協定についても当面の生活問題といった部分的問題に限るわけにはいかない。少なくとも安保問題を含めた今後の国政をどうすすめるかという最高度の一致が必要である。共同の政府綱領というところまでいかないでも、革新三基準を含んだ政策協定を国政レベルで結ぶことは、当然の前提である。この三つの点では社共両党間では一致しているし、公明党も九月の党大会で安保即時廃棄の方針を正式に決定した。政策面では安保問題も含めて突っこんだ協定ができる条件はあると思う」との見解を明らかにした。また、京都府知事選をめぐる社会党の動きと関連して、「これ迄は社会党京都府本部の問題であり、直接参院選の選挙共闘と関連づける態度をとってこなかった」としながらも、今後、社会党中央がこれに関与すれば「事態の推移いかんでは参院選共闘にとっても考慮すべき重要な要因になるだろう」と述べた。

社公の選挙協力先行

一方、公明党はアンド・テイクの姿勢を打ち出した英断は評価するが、公明党が選挙協力の前提として主張している将来の政権構想に重きがおかれていない」（九月二八日、矢野書記長記者会見）と批判的であった。しかし、その後公明党は社会党との共闘に積極的なかまえを示し、一一月九日には竹入委員長の記者会見を通じ、事実上さきの大会決定を修正する態度を表明した。すなわち、参院選共闘での『政権構想を踏まえて』の意味は、政権構想での〝完全一致〟ではなく、現憲法のもっともすぐれた精神である憲法三原理（恒久平和主義、基本的人権の保障、主権在民）を将来ともに守っていくという点での合意を最小限の条件とするということだ」と述べたのは、反自民共闘ということであり、それをこわすような厳密な対等、平等という意味ではない」との柔軟な姿勢を示したのである。この札幌談話の意味について、竹入委員長は第一三回中央委（一二月八日）で質疑にこたえ、次のように説明した。

「参院選における野党共闘で明確にしている点は、共産党の候補を支援、推薦することはないことである。最大限のブリッジ共闘を組む場合も三原理に照らして憲法を守っていくであろう社会党候補と共闘を組むということであって、無原則にということではない。ただし（共闘を組んだ）社会党候補が共産党と共闘を組むことは否定しない」（『公明新聞』一二月一日付）。

社会党は、この竹入発言を歓迎し、石橋書記長は両党のあいだに「話し合いの基盤が完全に整った」と評価した。その後、両党のあいだで協議がおこなわれ、一二月二四日の両党書記長会談において、

①保革逆転の反自民共闘に全力をあげる　②参院選協力は政権構想共闘を必ずしも前提しない　③ギブ・アンド・テイクは原則だが、両党の従来の実績のうえに立って考えていく――などで意見が一致した。

なお、この社公書記長会談に先だつ一二月二一日には、社共両党の書記長・書記局長会談が開かれ、両党は「京都府知事選問題の解決が参院選協力の前提である」ことを一致して確認した。しかし、社会党は「持続的、包括的共闘と受けとられる組織協定は結ぶべきでない」と主張したのに対し、共産党は「共同で公約した政策を選挙後もどのように追求していくかを決めた組織協定が必要だ」との態度を示した。また一二月二六日には社会、民社両党書記長会談が開かれた。民社党塚本書記長代行は「選挙協力は政権構想と政策協定の一致を条件とする」と主張し、「政権構想を含む政策、組織協定の締結問題は参院選後に協議する」ことを主張する社会党と対立した。

石橋社会党書記長を軸にした一連の書記長会談の結果、選挙協力は〝社公先行〟で進み、両党間では事務レベル（選挙担当中執）で候補者の調整、政策協定などについて協議が重ねられた。しかし、京都府知事選で社会党が〝蜷川七選〟を支持し、社共共闘にふみきったため、公明党は社会党、とりわけ成田委員長に対する強い不信感を表明し、七四年二月八日、社会党との選挙協力に関する協議の中断を決定した。

共産党、共闘に新提案

七四年三月一六日、共産党は常任幹部会の決定として、従来の参院選共闘の方針を大きく変更し、同日、宮本書記長が記者会見でこれを発表した。この新提案は同月二二日、社・公両党および総評に対し正式に文書で申し入れられた。その内容は次のようなものであった。

①定員が一名あるいは二名の参院地方区において、その選挙区のレベルで協定をむすび選挙共闘をおこなう　②政策協定は、革新三目標を含む国政レベルの協定を内容とする　③候補者は革新無所属の候補を選び、当選後も革新統一議員として特定の党派に所属せず、選挙区の共闘に責任を負うと同時に、選挙中に確認した公約にもとづき、その実現のために選挙をともにたたかった革新政党と誠実に共同する。

（注）〝革新三目標〟は七一年一月、共産党が全国レベルでの「真の革新に必要な三原則」として提起したもの。①日米軍事同盟と手を切り、日本の中立をはかる　②大資本中心の政治を打破し国民の命と暮しを守る政治を実行する　③軍国主義の全面復活・強化に反対し、議会の民主的運営と民主主義の確立をめざす、の三つがそれである。

この申し入れに対し、公明党は三月二九日竹入委員長の記者会見で共産党が憲法三原理を将来ともに守る保証がないと正式に拒否する態度を明らかにした。

また社会党は、石橋書記長が記者会見（三月一九日）で「こちらから積極的に働きかけた時には冷淡だった党が、協力がむずかしくなった時に柔軟になってくるようでは本気かどうか、疑いがある」と消極的な反応を示していたが、申し入れから約二カ月後の五月一八日、正式に文書で拒否の回答をした。その理由は、①国政レベルでの選挙でこの方式をとることは、国民に対する正当な責任を不明確にする無責任な態度だ　②地元の共闘母体にだけ責任を負う無所属候補、議員をつくり出すことは、一種の解党主義につながる、とい

うものであった。

しかし、この間に高知県では社共両党のあいだで共闘の話し合いが進み、補欠選挙と通常選挙でギブ・アンド・テイクの共闘をおこなうことで一致し、四月一五日に「共同声明」「協定書」「政策協定」が発表された（それぞれの全文は『社会新報』四月二四日付）。

社公協力復活　〝京都問題〟のため中断していた社公両党の参院選協力は総評のあっせんもあって、七四年五月七日に成田・竹入両党首会談が開かれ、三カ月ぶりに、和解が成立した。その直後に開かれた社会党の全国書記長会議では選挙協力について、「共産党が、民社を自民の友、公明をニセ革新といっている段階では社公の協力・共闘を先行させることが広範な野党共闘に道をひらく」として、〝社公先行〟の方針がうちだされた。同会議の席上石橋書記長は、〝自共対決〟論は〝自共なれ合い〟戦術であり、革新の分裂作用を果たしていると共産党をきびしく非難した。公明党は、このような社会党の方針を歓迎し、選挙協力に前向きで取り組むことを決定した。その後、両党書記長を中心に会談が重ねられ、最終的には熊本地方区で公明党が立候補をとりやめる一方、和歌山地方区では社会党が立候補をとりやめるギブ・アンド・テイクに加え、公明党が候補を立てていない九地区のうち富山と鳥取で社会党を正式に支援することになった。

六月六日、両党委員長は「参議院選挙協力に関する合意書」「参議院選挙政策に関する合意書」に調印した（全文は『公明』第一四八号）。このような党本部間における国政レベルの政策協定はこれまで例のないことであった。合意書は、「今後も長期の展望にたった選挙協力について、可能な限り、その実現を追求する」ことを確認していた。また、政策協定では、「基本原則」に、①大企業優先の経済政策を国民生活・福祉優先の経済政策に転換し、社会的不公正、不平等を是正する　②憲法と議会制民主主義を守る　③日米安保条約廃棄と平和・自主・中立政策の推進――をかかげていた。

一方、共産党はこの社公協力について反共主義の公明党ペースに社会党がのったもので「革新統一戦線への逆流」であるとしてきびしい批判を加えた。

2　京都府知事選をめぐる各党の動向

社会党、蜷川知事を批判　七四年四月におこなわれた京都府知事選は、野党共闘のあり方に重大な影響をおよぼすものとして、早くから注目されていた。それというのも、知事選に先だつ一年余りも前から、これまで一貫して蜷川知事の与党であった社会党内、それも京都府本部を中心に〝社共共闘〟に反対し、〝蜷川七選〟に反対する動きが強まっていたからであった。

問題の発端となったのは七二年暮れ京都府議会で社会党が蜷川知事の問責決議に賛成したあと開かれた社会党京都府本部大会（七三年二月一八日）であった。同大会で決定された運動方針は、「六選後の蜷川府政は、若干の変質を示しはじめました。そのひとつは独断専行とみられる現象が目立ちはじめたことです」「行政のなかに党派的、イデオロギー的偏向が濃厚になってきた」との蜷川批判をうちだすとともに、「共産党の悪らつな中傷、ひぼうは許しがたい。

反省がない限り同一のテーブルにつかない」としていた。大会はまた、府本部委員長に、左派の坪野米男氏に代わって、右派で反蜷川の立場を強くうちだしていた大橋和孝氏を選出した。

これ以後、社会党府本部は、反蜷川、反共産の姿勢をいっそう強め、七月一四日には蜷川知事が『週刊朝日』七月二〇日付で「社会党は信頼できない」と語った問題に対して、知事に抗議するとともに〝事実上の共産党との訣別宣言〟を発表したのである。これに対し、社会党中央は問題が一地方の枠をこえているため、中央本部と府本部合同で「革新府政推進本部」を設け（九月二七日中執決定）、知事選にのぞむ基本的態度をもりこんだ「府政綱領」を決定した（一〇月八日）。この府政綱領は、過去の蜷川府政を評価しながらも、①非民主的な府政運営　②日中友好に消極的　③部落解放同盟に対する無理解　④他の革新自治体と協力して住民要求を国に実施させる努力の不足、などをあげて蜷川知事を批判し、全野党共闘で「第二段階の革新府政の創造」をめざす、というものであった。府政綱領を決めた推進本部の会議のあとの記者会見で、同本部長の石橋書記長は「知事選候補はこの綱領にふさわしい人を選ぶ。その中には蜷川知事はいらないだろう」と語った。一方、成田委員長はその翌日の記者会見で「中央としては蜷川知事を批判し、全野党共闘で「第から蜷川氏を除いて話し合うことは間違いだと思う」と述べ、この問題をめぐって、執行部内に微妙なくいちがいがあることが示された。

次回、一〇月一六日の推進本部の会議では、①社会党の独自候補を決め、他党との話し合いにのぞむ　②府本部で候補を一本にしぼり、中央本部が承認する形をとる　③共闘のための話し合いも地元から始めるとの方針を決めた。一一月一三日、府本部執行委は投票で大橋氏を候補者とすることを決めたが、翌日の推進本部の第四回会合では、投票が一票の僅差であったことから、この決定を預かりとし、結論を見送った。ついで、一二月一一日の推進本部会合は、候補の決定、共闘問題などを無条件で本部一任とすることが決定された。

各党の反応

一方、社会党とともに蜷川知事の与党である共産党は、このような社会党京都府本部の態度を「自民党の策動に乗る」ものと批判し、とくに大橋社会党京都府委員長の反蜷川の言動を〝社会党大橋派の策謀〟として非難した。そして、社会党が「革新府政推進本部」を設置し、「府政綱領」を発表したのに対しては、これを批判する京都府委員会の声明を発表するとともに、問題が単なる一地方の枠をこえ、社会党本部の出方によっては全国的な影響もありうるとし、「蜷川府政転覆の不当攻撃が行われている現状では党としては蜷川氏以外の候補をかつぐことはあり得ない」との態度を表明した（一〇月二三日、宮本委員長記者会見）。

この間、蜷川知事の選出母体である「明るい民主府政をすすめる会」は、存続問題検討小委員会を開いて「会」の活動の継続強化を決定するとともに、七二年暮れの総選挙に山田副知事を社会党から立候補させた際、成田委員長が「京都府政の運営に責任をもつ」旨の確認書を出していたことを発表し、社会党の違約を非難した。

また民社党は、前回および前々回の選挙でも反蜷川の立場をとってきたが、今回も七三年六月三日の府連大会において、蜷川府政打倒、社公民共闘の方針をうちだしていた。そして、同党中央理論誌『革新』七三年九月号では「いわゆる〝革新自治体〟の現実」を特集

して蜷川府政を批判した。さらに一〇月二〇日には「京都府政要綱」を発表して「偏向と独裁の蜷川府政を打倒し、また蜷川亜流府政の誕生を阻止する」とのアピールをおこなった。

公明党は、社会党の出方を見守っていたが、党中執としての方針は、「反自民の立場を堅持しつつ第二段階の革新府政実現のため、①蜷川七選は支持しない　②社会党京都府本部推薦の候補は、社会党中央本部の推薦のない限り支持することはできない　③したがって、でき得る限り、第三の新人としての革新候補を立てたい」というもので、これにそって、社会党に強く働きかけていた。

社会党、蜷川支持に転換

一二月二七日、社会党中執委は京都府知事選問題について最終的な判断を成田委員長ら三役に一任することを決定した。一般に、この決定は社会党が事実上蜷川支持にふみきったものと報道された。しかし党大会をひかえ、また参議院選協力の話し合いを進めていた公明党が蜷川七選に反対し、第三の候補を選ぶことを強く主張していたこともあって、成田委員長らは、公式には、候補者問題については〝白紙〟との態度をとりつづけた。しかし、府本部が候補者に決めた大橋氏の出馬には反対であることを表明した。

京都問題は一月二九日から開かれた社会党第三七回大会でも最大の焦点であった。この問題に関連し、各代議員は異なった立場からではあったが、執行部の指導性の弱さを批判した。これに対し、石橋書記長は党務報告に関する質疑のなかで、「党が思想的に一体でないことが指導性の発揮を困難にしている」ことを認め、しかし「除名を重ねて一枚岩の党をつくることでは強力な党にはならない。そこで機関中心主義をとっている」と述べ、京都問題も「機関中心」で処理してきたと問題の経過をかなり詳細に報告して（「同大会速記録」Ⅰ、九〇～九四ページ）大会の承認を求めた。このあと、問題の取扱いは非公開の大会運営委員会に移され、審議の結果、次の二点を確認し、大会もこれを承認した。

①今日までの経過については、明確になったことを確認する。この内容を全党に徹底して、今後、この経過について、党員の意思がばらばらになるようなことはしない。②三役一任になったのである から、三役はすみやかに結論を出してほしい。結論が出たら、その考えを含めて、全党に知らせる措置をとってほしい。

なお、この問題に対し、江田派は、蜷川七選反対の立場から、大会最終日に、「京都知事選候補者の決定にあたっては、二月一〇日の社会党京都府本部大会を見守り、その決議事項を尊重せよ」との決議案を提出しようとした。しかし、大会運営委員会で票決の結果、四三対八の大差で、大会提出そのものが否決され、社会党内における右派の地盤沈下がさらに明らかとなった。

また、公明党はこの大会最中の一月三〇日、元京大総長の奥田東氏に対し知事選出馬を要請することを社会党に提案すると発表した。この公明党の発表は、蜷川支持に傾きつつある社会党大会の論議を牽制するためとも観測されたが、奥田氏に出馬の意思のないことが明らかとなったため立ち消えとなった。

蜷川対大橋

七四年二月一八日、社会党府本部大会が蜷川批判の運動方針を決めたちょうど一年後、社会党の成田委員長は京都で蜷川知事と会談したあと記者会見し、蜷川氏が出馬すればこれを支持することを表明した。これをうけた形で、蜷川知事の選挙母体である「明るい革新府政をすすめる会」は、同二一日の

幹事会で蜷川支持を決め、同日蜷川氏に正式に七選出馬を要請した。蜷川知事はこれにこたえて同二四日正式に立候補の決意を表明した。

しかし、社会党府本部は同二七日の執行委で、さきに決定していた「大橋立候補」を白紙にもどした一方、独自候補として柳田秀一前代議士を立てることを決め中央本部と対立した。党本部は柳田氏の説得につとめ、三月四日これに成功するや、ただちに三役会議を開いて蜷川知事を推せんすることを決め、一年余にわたって紛糾した問題にいちおうの終止符を打った。

成田委員長が、党内の強い反対をおしきって蜷川知事七選支持にふみきった背景には、いくつかの要因がからんでいた。一つは、社会主義協会、社青同など若手の活動家を擁する左派が、京都府本部の反蜷川の動きを〝社公民路線〟の復活をはかるものとして強く警戒したことである。実際、大橋府本部委員長は、江田派の一員であり、大橋氏と民社党の永末英一氏とのあいだには密接な連絡があったといわれる。また、総評も早くから社共共闘支持の態度を表明し(七三年一一月一五日拡大評議員会での大木事務局長発言)、この立場で社会党執行部を突きあげたという。実際、総評京都地評は一二月一二日には「明るい民主府政をすすめる会」に復帰していた。

さらに、共産党が一貫して蜷川支持の姿勢をくずさず、しかも着着と七選への態勢固めを進めていたことなどから、一般に蜷川七選がきわめて有力視されていたこと、また、もし反蜷川の候補を推した場合には、自民党がこれを推す方針をとっていたことなども、決断の背景にあったとみられる。

社会党が蜷川支持を最終的に決定した翌日の三月五日、大橋氏は蜷川氏に対抗して立候補する決意であることを表明し、石橋書記長らは立候補断念の工作を進めたが成功せず、結局、社会党は同氏を立候補(三月一三日)と同時に、「党決定にそむき、規律を乱した」として、除名した。これに先だって、社会党府本部は、三月九日の執行委で、①蜷川七選支持の党中央決定は事実上自由行動である ②府本部の蜷川不支持、大橋候補白紙撤回の決定は生きている との二つの矛盾する方針を認め、同府本部としては事実上自由行動の形をとることを決めた。

一方、民社党は永末英一氏を通じて大橋氏の出馬工作を進めてきただけに、同氏の出馬を歓迎し、三月九日京都府連は大橋氏を支持し、その選挙母体である「明日の京都を創る市民会議」に党として参加することを決定、一一日の同党中執委でこれを正式に決定した。

また自民党府連も、三月一一日に「独自候補は立てず、大橋氏を支援する」ことを決め、翌一二日、府連臨時大会を開いて大橋支援を決議した。

これより先、公明党は三月七日に第一四回中央委員会を開いて、この選挙に「中立・自主投票」でのぞむことを決定した。その理由について執行部は、「七三年一月の一〇中委で〝反自民を基調精神としながらも、首長選では独自候補をもって戦う、あるいは他との共闘を考える〟を原則として決めているが、今回は、独自候補を立てることは時間的にきわめて困難であること、また当時の状況としてわが党が独自候補を出すと、大橋氏は出馬をやめ、さらに自民党も候補を見送って、わが党候補に協力の申し入れをしてくるという、公明党の反自民という基本姿勢から見て迷惑千万な状況が予想

された」ためであると説明した。

しかし、実際に選挙戦にはいった三月二九日、参院補選応援のため京都入りした竹入公明党委員長は、記者会見で、個人的な意見だが と前置きしながらも、「蜷川氏の功績は高く評価するが、二四年間は常識からいっても客観的にみても長過ぎる。大橋氏が〝やむを得ず〟立候補した心情は理解できる」と述べ、大橋支援の態度を示した。同委員長は、街頭演説会でも同様の発言をくりかえし、宣伝カーで「通りかかった」大橋候補と激励をかわした。

このようにして、京都府知事選は、共産党を中心に、社会党中央も推す蜷川候補と、社会党府本部の一部、民社党、自民党が推し、公明党も事実上支持した大橋候補の一騎打ちとなり、四〇〇〇票余の僅差で蜷川氏が辛勝した。

3　野党各党の「連合政権」構想

野党の政権構想出そろう

この数年来、大都市を中心に地方自治体の首長選で野党共闘があいついで勝利をおさめ、国政レベルでも七一年参院選で連敗し、七四年参院選で敗北した。このように、一九五五年の保守合同以来、一貫して政権を保持してきた自民党の長期低落傾向が明らかとなった反面、公明党、共産党の進出によって野党の多党化が進み、どの野党も一党だけではまだとうてい自民党にとって代わる力を持たないという状況のなかで、しだいに「連合政権」問題がクローズ・アップされてきた。

とりわけ、この一年間で、野党各党はこぞって独自の「連合政権」構想をうちだし、党大会において正式に採択したことが注目される。すなわち、社会党の「国民連合政府」、共産党の「民主連合政府」、公明党の「中道革新連合政府」、民社党の「革新連合国民政府」がそれである。

以下、各党の「連合政府」構想を簡単に見ておこう。

社会党「国民統一綱領」　社会党は七三年二月の第三六回大会において同党の社会主義理論委員会の報告として「国民統一綱領草案」を提起していたが、その後発表された各党の政権構想なども検討したうえで七三年一〇月二〇日「国民統一綱領第二草案」を発表し、別に作成した「国民統一綱領と日本社会党の任務」とともに下部討議に付した。さらに同一二月七、八日の二日間、全国代表者との共同討議をおこなったうえで、これを修正した第三次草案を七四年一月の第三七回大会に提出し、大会は正式にこれを採択した。

この「国民統一綱領」が構想する国民連合政府は、「社会主義の政策を実行する政権ではないが、歴史の必然性に従って、社会主義日本への道すじを切り開く役割を持つ政権」と規定され、社会党の綱領的文書である「日本における社会主義への道」で想定されている「過渡的政権」の一形態である。

この国民統一綱領は、第一部国民戦線の条件、第二部国民統一の基本政策、第三部国民統一の戦線と政府をめざして、の三部から成っている。第一部はいわば現状分析で、内外情勢は、「反独占・反自民の国民戦線樹立の条件と必然性」を増大させているとしてい

る。第二部は「国民連合政府の基本政策」を掲げたもので、①国民生活の安定　②教育、科学、文化　③経済の民主的改革　④国土の保全、環境保護　⑤外交　⑥民主政治の確立、の六章について詳細な政策を提起している。第三部は他党の政権構想には見られないもので、政権実現のための運動方針ともいうべき部分である。ここでは、「当面まずこれらの国民諸階層の大衆闘争を有機的に結合させ、これを反独占・反自民の広汎な統一行動に発展させることを目的として〝国民共同行動委員会〟をつくることが必要だ」と強調している。「国民統一の基本綱領」（略称、国民統一綱領）の項目は次のとおりである。なお全文は『月刊社会党』七四年三月、第37回定期全国大会特集参照。

【国民統一の基本綱領】

第一部　国民戦線の条件　①日本資本主義の矛盾の激化と勤労国民の窮乏化　②独占資本の七〇年代路線と軍国主義化の推進　③憤激は高まり、反撃は開始されている　④勝利の展望

第二部　国民統一の基本政策

一、働らく者のくらしをよくし、国民の生活を安定させる　①物価の安定　②大衆減税　③労働者の生活と権利　④社会保障の拡充　⑤住みよい住宅と環境　⑥住民参加の地域交通体系

二、教育・科学・文化の飛躍的発展　①民主教育の確立　②教育施設の整備　③テスト教育・受験地獄の克服　④教育機関の地方分散　⑤科学技術の自主開発　⑥国民文化の発展　⑦健康なスポーツ・レクリエーション　⑧未来をひらく青年・婦人

三、国民生活優先へ――経済の民主的改革　①経済の民主化、計画化　②独占支配の制限　③金融の民主的規制　④企業の社会的責任　⑤重要産業の民主的規制と管理　⑥中小企業の振興　⑦農林漁業の再建・食糧の自給　⑧平等互恵の経済協力　⑨税財政の民主化

四、国土の保全、住みよい環境　①国土開発政策の転換　②土地所有と利用　③公害の克服　④都市と農村の再開発　⑤国民の足を守る交通　⑥災害の防止と自然の環境の回復

五、平和中立と平和保障　①護憲・反戦の闘い　②平和中立こそ安全保障　③安保廃棄・平和中立の実現　④自衛隊の解体　⑤積極的な平和外交　⑥核兵器絶滅、完全軍縮　⑦国連への協力

六、憲法の実現・民主政治の確立　①金権政治を国民の政治に　②国民と結びついた議会　③自治権の拡大、住民参加の地方自治　④国民に奉仕するサービス行政　⑤警察・司法の民主化　⑥部落の完全解放　⑦アイヌ民族への差別の撤廃　⑧栄典制度の民主化

第三部　国民統一の戦線と政府をめざして　①要求、政策と行動の一致　②国民共同行動委員会と国民統一戦線

共産党「民主連合政府綱領案」

共産党は七〇年七月の第一一回党大会で「平和・中立・民主・生活向上という目標の範囲内で一致できる民主勢力を結集した統一戦線の結成」と「それを土台にした民主連合政府の樹立」を当面の課題としてかかげていたが、第一二回大会（七三年一一月）ではこれを一歩進めて、「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」と題する文書を採択し、「民主連合政府」が実行すべき内外政策について、具体的な提案をおこなった。この「提案」と同時に採択された『民主連合政府綱領についての日本共産党の提案』を発表するにあたって」は、民主連合政府の性格について次のように述べている。

【「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」を発表するにあたって】

わが党が提唱している民主連合政府の性格は、国政革新のための三つの共同の目標、すなわち日米軍事同盟の解消と平和・中立化、大資本本位から国民本位への経済政策の転換、軍国主義の全面復活阻止と民主主義の確

立の実現をめざす、国民生活防衛と民主的改革の政府である。それは、現行憲法のもとで、革新統一戦線を結成する諸政党と政治勢力が一致して作成する共同綱領の実現をめざして奮闘する統一戦線政府、連合政権である。この政府は当然、社会主義建設をおこなう社会主義政権ではない。

したがって、もし三目標にもとづいて、革新統一戦線に参加する政党、政治勢力のあいだに、細部の政策上の不一致がある場合は、討論をつくしてもさけがたい不一致点は保留し、一致点で共同綱領を作成し、それを誠実に共同でまもることが、革新統一戦線結成の保障であり、またその政治的団結を強化する保障でもある。（中略）

さらに、民主連合政府は、現段階における国民的課題を一致点にもとづいて解決する連合政権である以上、三目標達成後の将来の政治的展望その他についての各党間の見解の相違は、その障害とならないし、また、してはならないことはいうまでもない。

共産党の民主連合政府綱領案は、〝革新三目標〟に対応する三部から成り、①外交、安全保障政策　②経済政策　③内政、教育、文化政策の各分野にわたって具体的で網羅的な政策を提起している。この共産党の政権構想は、一般の大きな反響をよんだが、一致して注目されたのは、その政治姿勢が現実的で柔軟であることであった。たとえば、産業の国有化がエネルギー産業だけであること、自衛隊の即時解散を主張せず、第一段階として「縮小と再教育」を掲げていること、プロ野球等の存続や競馬、競輪の健全化など。「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」の骨子は次のとおりである。全文は『前衛』第三六三号（七四年一月臨時増刊）参照。

【民主連合政府綱領についての日本共産党の提案（骨子）】

第一部　日米軍事同盟と手を切り、日本の平和中立化で安全を保障する

第一章　日米安保条約廃棄と中立化

①日米安保条約の対米廃棄通告　②米軍基地撤去とその平和利用

③中立法制定と中立の国際的保障

第二章　平和五原則にもとづく自主・平和外交

①対等・平等の日米関係の確立　②千島問題の解決　③アジアの平和をめざして　④世界各国との対等・平等の友好関係の確立　⑤国連での活動

第三章　安全保障と自衛隊政策

①自衛隊政策　②中立日本の安全保障　③核兵器の完全禁止　④真の集団安全保障体制の確立

第二部　大企業中心の経済政策をやめ、国民のいのちとくらしをまもり、日本経済のつりあいのとれた発展をすすめる

第一章　国民生活改善の計画をたて、福祉の向上をはかる

①物価の安定　②勤労者に大幅減税　③社会保障の充実　④保健、医療制度の抜本的改善　⑤公共住宅の大量建設　⑥公害、災害の防止　⑦賃金引き上げと労働条件の改善　⑧農業経営をまもる　⑨漁民をまもる　⑩未解放部落住民の生活の擁護　⑪中小零細企業の経営安定　⑫婦人の経済的、社会的地位の向上　⑬青年の生活と権利の擁護

第二章　住みよい国土をつくる

①第二次土地改革　②生活環境を整備する計画　③公害、災害を防止し、自然を保護する計画　④地域の長所を生かして国土のつりあいのとれた発展をめざす計画　⑤国土利用の民主主義

第三章　日本経済のつりあいのとれた発展をはかる

①税制、財政の民主化　②金融の民主化　③大企業にたいする民主的規制　④総合エネルギー公社の設立　⑤つりあいのとれた産業発展

⑥日本経済の自主的、平和的発展をめざす経済外交

第三部　憲法改悪に反対し、民主主義の確立と、教育、文化の民主的発展をはかる

第一章　民主主義の擁護と拡大

①憲法改悪反対、憲法の平和的、民主的条項の完全実施　②国民主権と議会制民主主義の擁護　③自由と権利の擁護　④政府行政の刷新

⑤司法の民主化　⑥地方自治の保障

第二章　教育、科学、文化、スポーツの民主的、多面的発展

①憲法、教育基本法にもとづく民主教育の発展　②科学研究の総合的発展　③芸術、文化の多面的な発展　④体育・スポーツの大衆化と健全な発展、ゆたかな余暇の保障

公明党「中道革新連合政権構想」

公明党は他党にさきがけ、七三年九月の第一一回党大会で「連合政権」構想を決定した。この「連合政権」構想は他党のように独自の文書として発表されず、同大会で採択された活動方針のなかで、一「内外の諸情勢」、二「活動目標」につづけて、三「中道革新連合政権構想の提言」としてうちだされたものであった。その内容も、連合政権の性格や政策大綱を示しただけで、社会党、共産党のように、連合政権が実行すべき政策を具体的かつ詳細に提起したものではなかった。

公明党の「中道革新連合政権構想の提言」の要旨は次のとおりであるが、政策大綱の冒頭の基本三原則は七二年六月の第一〇回大会で決定した「中道革新共闘三原則」のうち、「安保反対・早期解消」を「安保廃棄」に改めたものである。

【中道革新連合政権構想の提言（要旨）】

一、政局転換の客観的条件と主体的条件　いま重要なことは、自民党政権にとって代わり得る責任ある野党による連合政権の樹立である。野党は反自民闘争だけでなく、自民党政権打倒後の具体的展望、政権構想を明示する義務がある。

二、中道革新連合政権の性格規定　①反自民、反反動権力、反大資本を基調とする　②将来にわたって憲法と議会主義を擁護する、独裁勢力を厳しく警戒する　③平和・自主・中立政策に基づく外交に転換　④国民福祉経済の優先　⑤社会的弱者の擁護、社会的公正回復を至上課題　⑥漸進主義、実現可能を第一義

三、中道革新連合政権の政策大綱　この政権はⅠ憲法と議会制民主主義を守る　Ⅱ日米安保の即時廃棄と平和・自主・中立政策の推進　Ⅲ大企業優先の経済政策を国民福祉優先の経済政策に転換する、の基本三原則に基づき政策大綱を次の通りとする。①選挙制度と政治資金規制　二院制堅持、定数是正、小選挙区制反対等　②外交　民族自決と平和共存五原則を基調とする　③日米安保条約廃棄と平和保障政策　④財政・金融　福祉優先の財政、金融機関の民主化等　⑤税制　大企業の法人税強化、勤労所得者、個人事業者に減税　⑥物価安定　⑦公害・環境保全　⑧土地利用は公共の福祉を優先し、私権を制限する　⑨住宅　⑩中小企業　⑪農林漁業　⑫社会福祉　⑬労働　労働基本権の確立、定年六〇歳、週休二日制、同一労働同一賃金による全国一率最賃制　⑭教育・文化　⑮地方自治

四、政権構想特別委の設置　以上の大綱を具体的なものへ発展させるため中執委のなかに政権構想特別委を設け、中道革新連合政府綱領の作成までを含めた作業を継続的に行なう。

民社党「革新連合国民政権構想」

民社党は、公明、民社両党と社会党江田派の二党一派による革新新党の結成という〝野党再編〟路線が挫折したあと、〝再編〟の前段としての社公民三党による〝連立政権構想〟をうちだした（七一年一一月）。そして七二年三月の第一六回大会において、共産党をのぞく野党による「革新連立政権」樹立の構想をもりこんだ運動方針を決定した。さらに七三年六月に春日委員長は記者会見で、自民党の一部も含め共産党は排除する「革新連合国民政権」構想をうちだした。この構想は、同年一二月二日に文章化されたものが発表され、七四年二月の第一八回大会で正式に決定された。

「国民から信頼される『革新連合国民政権』についての民社党の提案」と題されたこの構想は、第一部「内外の情勢と課題」、第二部「革新連合国民政権の提唱」、第三部「革新連合国民政権の政策」

の三部にわかれ、共産党に対する強い反対の姿勢で貫かれている。

この「革新連合政権」は、「暫定政権では あるが、福祉国家の建設に軌道を引き、かつそれを土台として民主的な社会主義政権の樹立に道をひらく」ものと規定され、その政治原則として次の三つをかかげている。①現行憲法を全面的に擁護し、そこで保障されている自由と民主主義および国民の諸権利を完全に保障する　②福祉国家の建設　③議会制民主主義の貫徹。

政策面では、他の三党が「安保廃棄」であるのに対し「安保の欠陥是正」をうたい、「安保廃棄」は 対米関係を悪化させ、新たな国際緊張をまねくおそれがあるとして、これに反対している。

【国民から信頼される「革新連合国民政権」についての民社党の提案（要旨）】

第一部　内外の情勢と課題――革新陣営に提起されているもの――①自民党政治の破綻と革新政権への条件　②急速にすすむ国民生活の矛盾　③平和の展望と課題

第二部　革新連合国民政権の提唱

一、革新連合国民政権の提唱

二、国民が求めているもの　①当面の国民生活の防衛　②福祉国家路線の保障　③永続的平和の保障　④建設の政治の創造　⑤個人を尊重する社会――国民の諸権利の保障

三、革新連合国民政権の性格と目標　①反自民、反全体主義の革新の結集　②福祉国家を建設し民主的社会主義の実現に道をひらく政権　③現行憲法を全面的に擁護し、福祉国家を建設し、議会制民主主義を貫徹するという三原則を守る　④インフレ、公害等当面の緊急課題の解決を最優先する　⑤安定成長政策へ転換、混合経済体制の強化、福祉財政の編成　⑥自主、独立、平和、友好の外交

四、革新連合国民政権の政策的基本目標　①国民生活と環境の防衛　②第三次土地改革の断行　③税制改正　④社会保障拡充　⑤教育国家の建設　⑥農業と中小企業の近代化　⑦行政機構の改革　⑧福祉型財政　⑨日銀の国有化　⑩重要産業の社会化　⑪エネルギー産業の社会化、原子力の公有化　⑫日米安保の段階的解消　⑬最小限の自衛力、シビリアン・コントロールの強化

五、連合政権の樹立を具体化するために　①各党間の政権構想調整のため共同の協議会設置　②連合政権樹立を支持する労組、中小企業、諸団体と政党とで連絡会議を設置　③参加各党の選挙協力の具体化

第三部　革新連合国民政権の政策

一、憲法を全面的に擁護し、自由と議会制民主主義を守る

二、国民生活の安定・向上を保障し、人間らしい希望のもてる福祉国家づくりをすすめる　①生活の安定、福祉向上の具体策　②良い環境、住みよい国土の建設　③大企業、重要産業の社会化、計画化で福祉経済の建設　④個性を豊かに発展させる教育・文化・スポーツ政策の推進

三、わが国の平和と安全を約束する自主外交をすすめる（全文は『革新』七四年一月号所収）。

2　選　挙

1　第一〇回参議院選挙

投票率 史上最高　第一〇回参議院選挙は七四年六月一四日に公示され、七月七日投票がおこなわれた。今回

の当日有権者数は七五三五万六〇六八人で前回（七一年）に比べ四一七万八四〇一人の増であった。今回の選挙で注目されたことの一つは投票率が史上最高の七三・二〇％に達したことであった。これまでの最高は五〇年の第二回選挙で七二・一九％であった。なお、前回は五九・二四％であったから実に一四％の増である。

選挙戦で、各野党は、いずれも「狂乱物価」とさえいわれたインフレ問題を中心に自民党、田中内閣を批判した。これに対し自民党側は、「保革逆転」の危機感を逆用して、「自共対決」「自由社会を守れ」をスローガンにかかげ、多くのタレント候補を擁立し「企業ぐるみ」のはげしい選挙運動を展開した。

野党共闘が成立すれば、自民党が参議院で過半数を占めることが困難になると予測されたこともあって、野党共闘の成否、とりわけどのような組み合わせの選挙協力が成立するかが注目の的であった。京都府知事選の共闘問題ともからんで野党共闘の成立は難行したが、結局、沖縄で革新統一候補をたて、高知で社共共闘（補選とのギブ・アンド・テイク）、富山、鳥取、熊本で公明党が社会党を推し、和歌山で社会党が公明党を推す社公協力が成立した。

選挙の結果は第130表のとおりで、各新聞社の予想などでは現状を維持すると見られていた自民党が改選数を八減らした六二（うち二は三年議員）、当選後追加公認した一人を加えようやく過半数の一二七議席を確保したにとどまった。これに対し野党側は、共産党が改選議席四の三倍強の一三人（うち二人は三年議員）を当選させ、九人増の二〇議席となったのをはじめ、社会党が三人増の六二議席、公明党が一人増の二四議席となり、かろうじて「院内交渉団体」資格を失うことをまぬがれた。また無所属は二院クラブが四議席、純無所属が四議席、諸派が一議席となった。この結果、自民党は保守系無所属一人と諸派一人の入党を見込んでも一二九議席にとどまり、野党各党と二院クラブ、それに革新系無所属の合計一二一議席との差はわずかに七となった。

注目の〝企業ぐるみ選挙〟は、タレント候補を発揮したが、一般には予想されたほどの成果をあげず、典型的な〝企業ぐるみ〟といわれた三菱グループの坂健候補をはじめ、新日鉄グループの永野鎮雄、川鉄・川重グループの玉置猛夫、出光グループの大松博文などの各候補はそろって落選した。

これに対し〝金権選挙〟批判を中心的な政策とした全国区無所属の市川房枝、青島幸男の両候補は、それぞれ約一九四万、一八三万という大量得票で第二位、第三位を占め、今回の選挙の一つの焦点となった。

問題の野党共闘は沖縄地方区で革新統一候補が当選したにとどまり、社共共闘、社公協力ともに成果をあげ得なかった。

なお、三重県の一部地区では集中豪雨によって投票に支障をきたしたため、七月一四日に繰りのべ投票となった。しかし、開票の結果は三重地方区の当落に影響なく、また全国区でも一部に順位の入れ替えがあったものの、当落および六年か三年かの任期にも変更はなかった。

得票数・得票率

各党派別の得票数、得票率は第131表および第132表のとおりである。有権者の増に加え、投票率が史上最高であったことを反映して、社会党が全国区で得票を減らしたほかは、各党派とも得票数を増加した。

第128表　第10回参議院選挙党派別当選者数

	全国区						地方区					
	前	今回当選数			非改選議員数		前	今回当選数			非改選議員数	
		新	計	改選前議席	新議席			新	計	改選前議席	新議席	
自民	8	11	19	20	126	134	2	21	43	62	64	126
社会	4	6	10	5	62	59	0	13	18	28	34	62
公明	8	1	9	2	24	23	0	3	5	14	10	24
共産	2	6	8	2	20	11	0	3	5	13	7	20
民社	2	2	4	0	10	11	0	1	1	5	5	10
諸派	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1
無所属	1	2	4	2	1	6	0	1[2]	3	7	2	9
計	25	28	54[1]	31	244 (欠員8)		2	43	76	130	122	252

〔備考〕 1) 全国区54のうち4は3年議員，内訳は自民2，共産2。
2) 地方区の無所属新1は当選後自民党が公認。

全国区では、自民党がタレント候補の大量得票などによって、投票数増加分の四三・九%にあたる五五七万余を増した。しかし、得票率は前回より〇・一%の減であった。得票数、得票率を急増させたのは無所属で、四五〇万票近く得票をふやし、得票率でも六%近い伸びを示した。これは市川、青島両候補の大量得票によるもので無所属三八候補の総得票の実に五五・三%をこの二人で獲得している。

各政党のなかで、得票数・率ともに伸ばしたのは候補者を三人ふやした共産党だけで、票数で一七〇万余、率で一・三%を増した。前回より候補者を一人ずつふやした公明、民社両党は得票数は増加したが、率では減少した。社会党は候補者を一人減らしたこともあって、数・率ともに減少させた。とくに得票率は六・一%もの大幅な減となった。

地方区では公明党がこれまでの当選第一主義から党勢拡大をめざし、大量立候補の方針に転じたため、いっきょに五三四万票を増し、得票率でも九・二%増の一二・六%となった。このあおりをうけ共産党をのぞく各党はいずれも得票率を低下させた。とくに自民党が三九・五%と四〇%の大台を割ったことが注目を集めた。

第129表　全国区党派別得票（第10回参院選）

	今回得票	率(%)	前回得票	率(%)	増減（△は減）	
自民	23,332,773	44.3	17,759,395	44.4	5,573,378	△0.1
社会	7,990,456	15.2	8,494,264	21.3	△ 503,808	△6.1
公明	6,360,419	12.1	5,626,292	14.1	734,127	△2.0
共産	4,931,649	9.4	3,219,306	8.1	1,712,343	1.3
民社	3,114,895	5.9	2,441,508	6.1	673,387	△0.2
諸派	74,345	0.1	48,299	0.1	26,046	0.0
無所属	6,820,199	13.0	2,342,516	5.9	4,477,683	7.1
合計	52,624,739	100	39,931,580	100	12,693,159	—

〔備考〕　前回参院選比率には沖縄分は含まれていない。あん分比例による小数点以下省略。

第130表　地方区党派別得票（第10回参院選）

	今回得票	率(%)	前回得票	率(%)	増減（△は減）		前回総選挙得票	率(%)
自民	21,132,372	39.5	17,915,348	44.0	3,217,024	△4.5	24,563,199	46.8
社会	13,907,864	26.0	12,597,644	31.0	1,310,220	△5.0	11,478,742	21.9
公明	6,732,936	12.6	1,391,855	3.4	5,341,081	9.2	4,436,755	8.5
共産	6,846,468	12.8	4,878,570	12.0	1,967,898	0.8	5,637,737	10.8
民社	2,353,397	4.4	1,919,643	4.7	433,754	△0.3	3,660,953	7.0
諸派	332,716	0.6	250,028	0.6	82,688	0.0	143,019	0.3
無所属	2,191,646	4.1	1,743,838	4.3	447,808	△0.2	2,504,672	4.8
合計	53,497,399	100	40,696,926	100	12,800,473	—	52,425,078	100

2　中間選挙

知事選

七三年七月以降の一年間に投票がおこなわれた府県知事選は次の八府県であった。徳島、山形、富山、広島、長崎、鳥取、京都、新潟。このうち、山形、広島、鳥取の三県はいずれも現職の知事が参院選に自民党から立候補するため辞任したのにともないおこなわれたもの、他は任期満了にともなうものであった。野党間の共闘は社共共闘が山形、鳥取、京都、社公民共闘が徳島で成立したが、当選は京都だけであった。自民党は徳島、富山新潟の三県で公認候補を立てたほか、山形、長崎で民社党とともに広島、鳥取で独自に無所属候補を推せんし、いずれも当選した。社会党は新潟で公認候補を立てたほか、前記の四府県で他党とともに、富山で独自に無所属候補を推せんしたが、広島、長崎では立候補を見送った。共産党は社共共闘の成立した前記三府県をのぞく五県に公認候補を立てた。当選は京都だけであったが、自共対決の形となった広島、長崎両県では過去の得票を大幅に上回って注目された。民社党は、徳島で社会・公明両党と共闘し、山形、長崎では自民党と手を結んだ。また、京都では社会党を除名された大橋候補を全面的に支持して運動した。

公明党は山形、鳥取で社共統一候補を支持した。

各選挙の投票日、投票率、各候補の得票、当選回数は次のとおり。諸派、無所属の下位候補は省略した。

▽徳島県（九月三〇日投票　七一・二八％）
当　武市　恭信（自現）③　二三二、七五七
　武市　一夫（無新）　一五〇、五〇一
　石川兼千代（共新）　一五、四〇二
▽山形県（一〇月一四日投票　八二・八五％）
当　板垣清一郎（無新）①　三九七、一九四
　山崎　吉雄（無新）　三〇〇、九八六
▽富山県（一二月二日投票　六二・八六％）
当　中田　幸吉（自現）②　二九八、六三三
　和田松次郎（無新）　一〇四、一一二
　平田　貢（共新）　五九、二六七
▽広島県（一二月一六日投票　四三・六八％）
当　宮沢　弘（無新）①　五三二、六三二
　山田　広昭（共新）　二〇九、二九八
▽長崎県（一二月一七日投票　六四・一二％）
当　久保　勘一（無現）②　五三七、四〇三
　吉田　次雄（共新）　九九、六九八
▽鳥取県（三月二四日投票　八〇・〇九％）
当　平林　鴻三（無新）①　一八八、五四八
　乗本　吉郎（無新）　一三三、九八七
▽京都府（四月七日投票　六三・八一％）
当　蜷川　虎三（無現）⑦　五二三、七〇八
　大橋　和孝（無新）　五一九、二〇八
▽新潟県（四月二一日投票　六五・五八％）
当　君　健男（自新）①　六一九、二四四
　松沢　俊昭（社新）　三二二、四八三
　浦沢与三郎（共新）　一〇〇、九〇四

衆・参補選

この一年間におこなわれた国会議員の補欠選挙は、衆議院が福岡三区、参議院が香川、京都、高知の三

地方区であった。

衆院福岡三区補選は、自民党の荒木万寿夫、楢橋渡両氏の死去にともなうもので、一二月二三日投票がおこなわれた。立候補者は、自民二、社、共、公各一、無所属三で民社党は立候補を見送った。選挙の結果、公明党の鬼木勝利（元）、自民党の楢橋進（新）両氏が当選した。

参院香川地方区補選は自民党平井太郎氏の死去にともなうもので、一月二七日に投票がおこなわれ、自、社、共、諸派各一の四人が立候補した。選挙の結果は自民党の平井卓志氏が当選した。

参院京都地方区補選は社会党の大橋和孝氏が府知事選立候補のため辞職したことにともなうもので、四月二一日に投票がおこなわれ、民社党をのぞく四党から一人ずつ立候補した。選挙は事実上の〝自共対決〟となり、結局、自民党の小川半次氏が二九万票余で、共産党の藤原ひろ子氏に三万票弱の差をつけ当選した。公明党の竹内勝彦氏は民社党の支持をうけたが、二位と一一万余の大差をつけられ、府知事選で府本部が分裂した社会党は共産党の三分の一以下の八万票余にまで落ちこんだ。

参院高知地方区補選は自民党の浜田幸雄氏の死去にともなうもので、五月一二日に投票がおこなわれた。この選挙では、社共両党が七月の通常選挙とセットでギブ・アンド・テイクの共闘を組み注目された。しかし選挙の結果は、自民党の林道氏が一九万三二七八票を得て当選し、社会党公認、共産党推せんの藤原周氏は一三万八二二八票にとどまった。

市長選　七三年七月から七四年六月までの一年間に投票がおこなわれた市長選は一六〇で、うち五七は七四年四月に実施された。この数年来、地方首長選における野党共闘はしだいに増加しており、その組み合わせもきわめて多様になっている。各党の機関紙や新聞報道による集計であるので、若干の脱落がありうるが、この一年間に野党間の共闘によっておこなわれた市長選は六二に達している。もっとも多いのは、社共両党共闘の一九（うち当選一〇）、ついで、全野党共闘一六（当選九）、社共公三党共闘一三（当選三）、社公両党共闘五（当選〇）、社公民三党共闘三（当選二）、沖縄の革新共闘会議（社大党、人民党、社会党）三（当選三）、社民両党共闘一（当選）とつづいている。このほかに、共産党が労働組合その他の団体と共同で推す「革新共同候補」が一四（当選二）あり、自民党と民社党の「共同歩調」が八（当選七）、自民、社会両党がともに推したもの、自社公民四党の共闘が各一（ともに当選）ある。

共闘パターン別の内訳は後掲のとおりであるが、実際には、地方によってその内容はきわめて多様である。たとえば、社共共闘といっても、両党が対等の立場で純無所属の候補を推すものもあれば（中村、府中など）、社会党員を無所属として推すもの（綾部、東大阪）、共産党員を無所属として推すもの（八潮）、さらには社会党公認候補を共産党が推せんしたもの（町田、野田）もある。また、全野党共闘のなかにも、四党が完全に一本になって政策協定、組織協定を結んだもの（神戸など）、社公民共闘プラス社共共闘のいわゆる〝プリッジ共闘〟の例（呉）、社共民推せん候補を公明党が独自の立場で支持したもの（草加）などがある。

なお、共闘が成立しない場合、単独で公認候補を立てたのは共産党が圧倒的に多く、この一年間でも七〇市で公認候補を立てた（当

選○)。また今期の新たな傾向として、公明党が単独で公認候補を立てるようになったことがあげられる。東大阪、和歌山がそれで、ともに社共共闘、自民との間で三つどもえの形になった。なお、七四年五月の福井市長選では公明党推せん候補が保守系無所属、社会党推せん、共産党公認候補を破って当選し、注目された。

以上の結果、七四年六月現在で、社会党系の全国革新市長会に参加している市長は一三七で、前年より七増加した。また同じ社会党系の革新町村長会の加入者は一〇三である。

一方、共産党が与党となっている自治体は一七二となり、前年五月より二七増加した。

最後に、共闘パターン別の一覧を掲げておこう。⊙を附したものは当選である。

【社共】　⊙国分寺(東京)、八潮(埼玉)、⊙南国(高知)、⊙岸和田(大阪)、⊙綾部(京都)、⊙町田(東京)、⊙新津(新潟)、⊙野田(千葉)、男鹿(秋田)、⊙伊那(長野)、岩井(茨城)、花巻(岩手)、⊙海南(和歌山)、筑後(福岡)、中村(高知)、府中(東京)、⊙東大阪(大阪)、東広島(広島)、和歌山。

【全野党】　松戸(千葉)、坂出(香川)、⊙神戸(兵庫)、⊙草加(埼玉)、呉(広島)、⊙越谷(埼玉)、長野、相馬(福島)、⊙仙台(宮城)、⊙貝塚(大阪)、⊙北条(愛媛)、⊙青森、⊙大垣(岐阜)、⊙河内長野(大阪)、⊙豊中(大阪)、⊙黒石(青森)。

【社共公】　横須賀(神奈川)、川越(埼玉)、⊙釧路(北海道)、泉佐野(大阪)、上田(長野)、⊙富士(静岡)、上越(新潟)、水俣(熊本)、⊙喜多方(福島)、藤枝(静岡)、⊙宇治(京都)、千葉、飯塚(福岡)。

【社公】　小浜(福井)、原町(福島)、常陸太田(茨城)、渋川(群馬)、伊勢崎(群馬)。

【社公民】　⊙門真(大阪)、⊙御所(奈良)、館林(群馬)。

【沖縄・革新共闘会議】　⊙宜野湾、⊙石垣、⊙沖縄(旧コザ)。

【社共民】　⊙高槻(大阪)。

【社民】　⊙戸田(埼玉)。

【革新共同】　門真(大阪)、大和郡山(奈良)、⊙原町(福島)、戸田(埼玉)、美高浜(愛知)、糸満(沖縄)、尾張旭(愛知)、⊙新見(岡山)、富良野(北海道)、五条(奈良)、具志川(沖縄)、濃(岐阜)、⊙新庄(山形)、宇治(京都)、⊙飯塚(福岡)、

【自民、民社】　⊙横須賀、⊙府中(東京)、⊙福山(広島)、⊙千葉、

【自民、社会】　⊙小山(栃木)。

【自社公民】　⊙箕面(大阪)。

3　日本社会党

1　概　況

参院選で善戦　六八年の参院選、六九年の都議選、総選挙と敗北をつづけた社会党は、党内の左右対立から一時は分裂の危機さえうわさされていた。しかし、七〇年暮れの第三四回大会で選出された成田・石橋執行部は、〝機関中心の党運営〟〝行動する党への脱皮〟を強調して党の再建にあたり、同時に、〝反自民・反独占の全野党共闘〟を提唱し、野党共闘の推進につとめた。この方針はある程度成果をあげ、社会党は七一年の統一地方選と参院

選、七二年暮れの総選挙では予想以上に善戦した。

しかし、七四年参院選の前哨戦として各党が総選挙を上回る態勢でのぞんだ東京都議選（七三年七月）で、社会党は敗北した前回より少ない二〇議席にとどまり、共産党に抜かれて都議会第四党に転落した。この結果は、同じく革新自治体のもとでおこなわれた参院大阪補選において共産党に大差で敗れたこととあいまって社会党に衝撃を与え、七四年四月の京都府知事選とも関連して社共共闘の得失があらためて問題となった。

京都府知事選では、右派が主流を占めた社会党京都府本部が、蜷川知事の姿勢は共産党寄りであるとして七選に反対し、大橋府本部委員長を候補者に推して、公明、民社両党と共闘の話し合いを進めていた。参院選の共闘問題ともからんで、蜷川七選反対の意向は右派だけでなく、石橋書記長をはじめとする中間派や左派のなかにさえあり、一時は社共対決の事態も予想された。しかし、最終的には〝社公民路線〟の復活を警戒した左派のまきかえしが成功して、成田委員長が蜷川支持を表明し、あえて立候補した大橋氏を除名した。

七四年七月の参議院選は、〝保革逆転〟の可能性が指摘されていたこともあって、各党は早くからこの選挙を重視し、準備活動を進めていた。〝京都問題〟の処理をめぐって党内の対立があらわとなり、野党間の共闘も部分的なものにとどまったことから、参院選では社会党の苦戦が予想された。しかし、選挙の結果は自民党が大幅に議席を減らしたのに対し、社会党は改選議席数を上回る二八議席を得た。社会党はこの結果を事実上の〝保革逆転〟として高く評価した。

党勢の現状

社会党の党員数は長いあいだ約五万人といわれてきた。しかし、六八年七月の参院選敗北のあとでおこなわれた「党員再登録運動」によって名目党員を整理した結果、六九年一一月末現在の党員数は三万〇〇五六人であることが明らかになった。その後、七〇年一〇月現在の党員数が三万三八四六人と発表されたのを最後に、党員数の実数は明らかにされていない。ただ、新聞報道（『読売新聞』七三年八月一七日付）によれば、七二年一二月末現在で三万六七六五人、七三年七月末現在で三万八七一二人である。

なお、七〇年一一月の第三四回大会で決定された「党組織建設五カ年計画」にもとづいて党の各級機関に「党組織建設五カ年計画推進委員会」が設けられ、党勢拡大運動の推進にあたっているが、中央の同委員会が大会ごとに報告している党員数の増加率は、七一年中が三・五%、七二年中が四・七%、七三年中は八・八%としだいに増勢に転じている。この増加率を、『読売新聞』が報道した七二年一二月末現在の数字にあてはめれば、七三年一二月末現在の党員数は四万〇〇三〇人となる。なお、このうち婦人党員はわずかに〇・五%にすぎないこと、七三年度の入党者の六七・三%は青年党員であることなどが、第三七回大会の討議のなかで明らかにされている。

また機関紙『社会新報』の有料購読部数についても、七〇年一〇月現在で一三万一八一二部であることが発表されたのを最後に、実数は明らかにされていない。しかし、七三年二月の第三六回大会当時の部数が約一三万五〇〇〇部であったことは、『社会主義』七三年四月号の座談会発言で明らかである。この大会後、機関紙の拡大はこ

れまでにない大幅な伸びを示し、第三七回大会に提出された「一九七四年度機関紙事業計画」によれば、七三年度の拡大実績は四〇%をこえたという。前大会当時の有料部数一三万五〇〇〇の四〇%増は一八万九〇〇〇部であるが、大会における「組織・財政・機関紙小委員会報告」には、「山本機関紙局長が、昨年一年間、七万にわたる新報拡大への全党的な取り組みに感謝し……」とあり、第三七回大会の時点では二〇万部をこえたものと思われる。『社会主義』七四年四月号の党大会総括にも、『社会新報』が一年間で一三万五〇〇〇部から二〇万部以上に拡大されたとの記述がある。

派閥の状況

社会党内の派閥や政策、理論グループの状況はかなり流動的である。とくに台風の眼となっているのは社会主義協会（向坂派）である。社会主義協会は他の議員集団的派閥とは異なり、「日本社会党の階級的強化を目的とする」「マルクス・レーニン主義者の集団」（『社会主義協会テーゼ』）であり、機関誌『社会主義』『唯物史観』のほか、新たに創刊した旬刊紙『進路』を刊行している。また、その直接の影響下にある労働大学からも『まなぶ』『月刊労働組合』を発行している。その活発な理論活動、学習活動を通じてこの数年来社会党、社青同、労働組合の活動家のあいだに急速に影響力を増大させている。社会主義協会が一躍注目を集めたのは七三年二月の第三六回大会で機関紙局長、青少年局長を「協会派」が占めたことからであるが、七四年の第三七回大会ではさらに勢力を伸ばし、大会代議員約五〇〇人中一三〇～一四〇人は同派が握ったといわれる。

こうした社会主義協会の勢力増大は、他派の反発をまねいている。とくに、第三七回大会においては、同じ左派で、協会派とともに現執行部を支える佐々木派（社会主義研究会）は、国際情勢の分析で協会派と対立して敗れている。

一方、右派の江田派は、七三年八月、議員集団である現代革新研究会とは別に活動家レベルの「現代社会主義研究会」を組織した。そして、機関誌『社会主義レポート』（七三年一〇月創刊）を発行して影響力の増大をはかっている。かつては代議員の半数近くを占めたこともある同派は、このところ大会ごとに地盤沈下が目立ち、第三七回大会では代議員数は二〇%を割ったといわれ、江田派の決議案は大会運営委で四三対七で否決されている。しかし、この大会で佐々木派が協会派と対立したことを江田派は大いに歓迎し、『社会主義レポート』七四年三月号は、巻頭に「反『社会主義協会』統一行動の呼びかけ」と題する主張をかかげ、次の四目標で連合することを呼びかけた。①社会党の伝統的な長所である多様な思想上の立場を尊重し、社会主義的な政策上の合意を連合の基礎とする　②社会党の発展は、政策的な優越性とその政策を通じた広汎な国民の結集にあると考え、社会党を国民に開かれた党にするための努力をおこなう　③政権への道を着実に達成するために、当面、社・公中軸の反自民統一戦線を結集し、その連合をさらに国政レベルでの理念、および政策上の合意によって拡大する政治路線を採用する　④このいずれの考え方にも反対する「向坂派社会主義協会」の党支配に反対する。

さらに『社会主義レポート』の翌四月号では、「挙党体制を確立し、新たな政治情況をつくりだそう」と題する主張をかかげ、参院選に向け、旧三役がリーダーシップをとって挙党体制を確立し、公明、民社両党との関係改善をはかることなどをよびかけた。このよ

びかけを具体化した形で開かれたのが、五月七日の「旧三役懇談会」で、佐々木元委員長の提唱によるものとされたが、実際には事前に江田派の山本幸一元書記長との会談で段取りが整えられていたという（『毎日新聞』五月二六日付）。協会派をのぞく各派閥を網羅したこの「旧三役懇談会」は五月二五日の仙台をかわきりに、合同で全国各地を遊説してまわり、選挙後に解散した。

役　員　第三七回大会では役員の改選はなかった。七三年二月の第三六回大会で選出された役員（任期二年）は次のとおりである。なお本年鑑第四四集、四九八ページの新役員氏名のうち婦人局長の氏名、選対委員長の名に誤りがあった。お詫びして訂正する。

▽中央執行委員長　成田知巳、▽中央執行副委員長　永井勝次郎　下平正一、▽書記長　石橋政嗣、▽総務局長　中嶋英夫、▽組織局長　戸田菊雄、▽労働局長　笠原昭男、▽農漁民局長　山口太郎、▽中小企業局長　佐野進、▽地方政治局長　細谷治嘉、▽青少年局長　盛山健治、▽婦人局長　渡辺道子、▽国民運動局長　伊藤茂、▽教宣局長　八木昇、▽国際局長　川崎寛治、▽機関紙局長　山本政弘、▽国民生活局長　横山泰治、▽企画担当中執　森永栄悦、北山愛郎、▽政策審議会長　堀昌雄、▽財務委員長　鈴木力、▽選挙対策委員長　横山利秋、▽国会対策委員長　楯兼次郎、以上中央執行委員。

▽中央統制委員長　島上善五郎。

2　大　会

第三七回全国大会　日本社会党第三七回全国大会は、七四年一月二九日から三一日までの三日間、東京・九段会館で開かれた。大会スローガン〝逆転――反インフレ・生活防衛闘争を強力にすすめ、参議院選挙の勝利をかちとろう〟がしめすように、この大会は五カ月後にせまった参議院選挙での〝保・革逆転〟をめざす総決起集会であった。同時にこの大会では、京都府知事選を社共共闘の「蜷川支持」で進めようとする成田委員長ら主流派と、「反蜷川」の「社公民路線」をとろうとする右派との対決が予想されていた。その結果は京都府知事選だけでなく、参議院選挙における野党共闘に密接に関連するものとして一般の注目を集めていた。

大会第一日は市川総評議長、美濃部都知事らの来賓あいさつ、成田委員長あいさつ、石橋書記長の一般党務報告のほか、七三年度会計報告、会計監査報告、中央統制委員会報告がおこなわれ、諸報告に対する質疑討論ののち、満場一致でこれを承認した。ひきつづいて、①七四年度運動方針案（石橋書記長提案）　②③七四年度財政方針案・七四年度中央本部一般会計予算案（鈴木財務委員長）　④社会主義理論委員会報告（勝間田同委員長）　⑤第十回参議院選挙闘争方針案（横山選対委員長）　⑥第十回参議院選挙政策案（堀政策審議会長）　⑦党建設五カ年計画推進委員会報告（戸田組織局長）　⑧七四年度機

関紙事業計画案（山本機関紙局長）⑨七四年春闘推進に関する件（下平国民春闘対策特別委員長）の九議案の提案説明がおこなわれた。このうち、第四議案の社会主義理論委員会報告は、「国民統一綱領」と題された社会党の政権構想で、反独占・反自民の国民連合政府の基本政策を示したものであった。

大会第二日は、「運動方針」「組織・財政・機関紙」「政策」の三つの小委員会に分かれて審議がおこなわれ、各小委員会は付託された議案をほぼ原案どおり可決した。

最終日の一月三一日は、はじめに黒田大阪府知事ら来賓あいさつのあと、各小委員会の討議経過、審議内容について報告がおこなわれ、それぞれ拍手で承認した。つづいて、参議院選挙の公認、推せん候補の紹介、候補者代表の決意表明、機関紙活動家の表彰がおこなわれた。つづいて、「党規約一部改正について」の提案があり、これを異議なく承認した。規約改正は主として、新しい党費制度への移行に関するものであった。

大会は最後に次の九つの決議と大会宣言を採択して閉会した。

①「靖国神社法案」粉砕の闘争強化のための決議　②日朝国交正常化を促進し、南朝鮮人民のたたかいを支持、連帯を強化する決議　③反革命勢力と闘うチリ人民との連帯と支援を強化する決議　④日中友好運動強化に関する決議　⑤全国中小商工業団体連合会（全中連）の組織強化拡大に関する決議　⑥新たな教育反動に反対し、民主教育をすすめるための決議　⑦公害企業の進出を阻止し、鹿児島の美しい自然を守る決議　⑧三池のCO闘争を支援する決議　⑨林業労働者の白ろう病絶滅に関する決議。なお、①～③は中央本部の提案、④以下は関係都道府県本部が提案したものである。

この大会で注目されたのは、前回にひきつづいて社会主義協会系の代議員が大幅に進出したことであった。社会主義協会系の代議員は、同じ左派で、党内最大の勢力といわれる佐々木派（社会主義研究会）にせまる勢力を占めたといわれる。これを端的に示したのは、運動方針案の国際情勢の分析で協会系の主張が佐々木派の主張をおさえたことである。すなわち、佐々木派が親中国的な立場から、世界情勢の特徴を「米ソ超大国と中国を先頭とする第三世界の対立」とする修正案を出したのに対し、協会派は、ソ連も社会主義国であり、平和のとりでであるとする立場からこれに強く反対し、逆に原案のなかにあった「超大国の支配」といった表現の削除を求めたのである。最終的には執行部が協会派の主張をうけ入れた形で解決した。

なお、書記長報告はじめ諸議案の全文は『月刊社会党』七四年三月臨時増刊、質疑討論の詳細は『日本社会党第37回定期全国大会速記録』を参照されたい。また、社会主義協会の党大会へ向けての方針は『社会主義』七四年一月号、同じく大会の総括は、同四月号に特集されている。

成田委員長〝保革逆転〟を強調

成田委員長は、大会あいさつのなかで、自民党政府・独占資本が経済危機からの脱却を一連の反動的手段に訴えることによって解決しようとしているとともに、これに対するとともに、ファッショ化の危険を訴えるとともに、これに対するものとして、参議院選挙における〝保革逆転〟の意義を強調した。そして、これに関する共産党の見解を暗に批判して、次のように述べていた。

「一部の野党から、参議院選挙ではたんなる『保・革逆転』では

なくて、真の革新派が多数を占めるのでなければ意味がないという意見がだされております。この主張は、『保・革逆転』の歴史的な意義を過小評価するものであり、国民的な期待にこたえ得ない立場であります。むろん、野党の一部には革新性の疑われる面があることは事実でありますす。しかし、参議院で、自民党を少数派に追い込むことができるならば、院外の大衆運動が国会に集中されるのと相まって、これまで態度のあいまいであった諸君も、大衆の支持を失うまいとする限りわれわれの戦列に参加し、各種の反動立法の阻止、生活上の緊急な諸問題について、勤労大衆の要求に応えた政策を参議院の意志として表明していくことになるでありましょう。こうしたなかで初めて反独占、反自民の政治的統一戦線形成の条件を急速に拡げていくことが可能となるのであります。こうした『保・革逆転』の大道で合意がえられるならば、選挙協力や共闘のあれこれの形態は、おのずから前むきに処理され解決されるはずであります。」

また、成田委員長はこれにつづいて、「反独占反自民の国民戦線への道をひらくために、われわれは挙党一致、真剣にこの課題に取り組まなければなりません。また、必要とあらば、若干の党内矛盾の処理にあたっても、この歴史的な課題と任務の上にたって大局的な措置をとらなければなりません。それが、われわれにとって、痛い措置であっても、それを避けて通ることは許されないのであります」と述べたが、これは一般に京都府知事選において蜷川七選の支持を示唆したものと受けとられた。

七四年度運動方針

第三七回大会で決定された一九七四年度運動方針は第一部 基本方針、第二部 各局の活動方針の二部に分かれ、さらに、第一部は①たたかいの総括 ②内外情勢の特徴 ③たたかいの目標 ④党建設の四章からなり、第二部は執行部を構成する一三局のうち総務をのぞく各局にほぼ対応する部門ごとの活動方針から成っている。

第一部①「たたかいの総括」では、「党はいずれの分野でも初期の目的を達していないことを卒直に反省しなければなりません」としてて、①生活要求闘争の分野で依然として独自活動の弱さを克服できなかった ②都議選の敗北はじめ大都市でおこなわれた選挙のきびしい状況 ③革新首長下の党が首長を無条件で支持する「埋没型」となっていること、などをきびしく反省し、党の主体の確立を強調している。一方、党の前進面として党員の継続的な増大、青年活動家の急増、学習活動の前進、機関紙の飛躍的拡大、財政の強化などをあげ、党勢は着実に前進し、「党は再建の軌道に入っていることができる」と評価している。

次に、運動方針の中心である第一部③「たたかいの目標」では昂進するインフレと石油危機のなかで高度成長は破綻したとし、問題は社会党を中心とした革新の主導によって国民生活を防衛するための〝転換〟がなされるか、国民に耐乏を強い保守支配を維持しつづけようとする独占とその政府による〝転換〟がおこなわれるかの対決が七四年の焦点であり、参議院選はそのたたかいの総合的な政治対決であると位置づけている。そして、社会党の前進で保革逆転をかちとり、田中内閣の打倒に直進することが当面の最大の政治目標であると強調している。

そのうえで、七四年度のたたかいの目標を次の三点に集中するとして、①高物価、インフレに反対して国民生活を防衛し、大資本

と商社の横暴を規制するたたかい　②安保をなくし、四次防をやめさせ、憲法と民主主義を守りアジアの平和を実現するたたかい　③反独占、反自民の諸勢力を結集し、参院選で勝利し、保革逆転をめざすたたかい、の三つをあげている。

第一部④「党建設」では、「全体として党勢は着実な前進をしめした」と評価しながらも、①党員の絶対数の不足　②都市部の生産点での組織率の低さ　③農民、漁民、中小企業関係党員の少なさ　④僅少の婦人党員など、基本的に組織上の弱点を克服しきっていないとし、また、①議員の統制問題の発生　②各地で見られる党活動の停滞などは党員意識の弱さに起因していると指摘している。そして、「党建設の目標」として、①大衆の先頭に立って、いきいきと行動する党の建設　②情勢に対応して理論、政策、方針の提起できる党の建設　③全党的指導態勢の確立、の三つの目標をかかげ、また、「組織建設の課題」として、①参議院選挙必勝体制の確立　②大衆運動、住民運動を指導できる党の建設　③オルグ態勢の確立と専従者の配置　④党活動をささえる財政の確立、の四つの課題を提起している。

なお、運動方針の全文は『月刊社会党』第二〇六号（表紙は第二〇五号と誤記）第37回全国大会特集に収録されている。また、大会で修正、補強された部分は『社会新報』二月一七日付にある。

3　中央委員会

第五〇回中央委　第五〇回中央委員会は、七三年七月二八日、党本部に全国からの中央委員一一九人を集めて開かれた。この中央委は東京都議選やそれに先だっておこなわれた参院大阪地方区補選での敗因を検討し、同時に一年後にせまった参院選に向けての方針、闘争体制を確立するためのものであった。

はじめに成田委員長があいさつに立ち、都議選の敗因にふれたあと「わが党にとってなによりも必要なことは、他党とのせり合いに勝てる組織的力量を培養することであり、それには、日本における社会主義への道および新中期路線の基本方針に立脚した党づくり以外に方法はない」と強調するとともに、「小選挙区制をくわだて国会の会期再延長を強行した田中内閣の打倒」を訴えた。

つづいて石橋書記長が、「最近の選挙結果と今後の方針」と題する政治報告をおこなった。石橋書記長はこのなかで、都議選の敗北が田中内閣に「一息つかせ」、体制たて直しの猶予を与えたことは遺憾であったと述べるとともに、大阪、東京の敗因は共通しているとして、次のように指摘した。

「敗因の第一は、党のもつ力量と組織体質の弱さにある。大都市の選挙では末端組織の機動性、網の目のような組織、系統的宣伝、投票行動に動員するまでの組織動員力が要求されるが、現状は、党員と支持層のうすさ、組織性、指導力の弱さに加えて、党

内結束の弱さを克服していない。最近の大都市では、社会党系の労働運動が著しく侵しょくされており、従来型の労組機関依存の選挙活動では通用しなくなっていることの認識が徹底していない。

第二に、都市型選挙として大量の政治宣伝活動が登場しているが、その編集、印刷、配布能力で他党に立ち遅れている。単に量だけでなく、宣伝の質の問題が決定的である。共産党の攻撃に対しても、党の独自性を鮮明にし、対決すべき点では徹底して譲らない主体性を貫く態度をとるべきである。

敗因の第三に、党内に常識的、初歩的なことが実行されていないことがある。たとえば街頭宣伝計画の不備、演説会に人を集める努力がはらわれていない、支援動員者に任務と行動計画が知らされないなど。また都議選で田中内閣批判に終始し、都政改革の具体案を説かないことは日常の地域活動の政策研修の未熟さによる。」

このあと、横山選対委員長が「来年の参議院選挙の闘争方針」、山本機関紙局長が「機関紙活動の総括と下半期の活動」の提案をおこない、ひきつづいて討議に移った。討議では、党の組織力、活動力の強化の問題、共闘の問題に論議が集中した。討議にこたえて、石橋書記長は、組織力の強化については、「やれるところからまずやる」「決まったことは必ずやる」という党風の確立を強調した。また共闘については、「共産党との共闘は否定しないが、国政レベルでの共闘は考えていない。安易な選挙共闘をすることなく、党勢拡大の展望をもっておこなうべきだ」と述べた。

このあと中央委は、書記長報告、参議院選挙闘争方針、下半期機関紙活動計画を満場一致で承認し、参議院選挙の勝利をめざして全党が臨戦体制でのぞむことを決定した（委員長あいさつ、書記長報告の全文は『月刊社会党』七三年九月号に掲載されている。また会議の概況は『社会新報』八月一日付、同五日付にある）。

第五一回中央委　七三年一〇月二三日、第五一回中央委員会が党本部で開かれ、中央委員約八〇人が出席した。

この中央委は、参院選の準備が他党に比べ立ち遅れているとして、「事態の深刻さについての現状認識を統一させ、全党が不退転の決意をかためて行動を開始する画期をつくりだす」ためのものであった。

成田委員長は冒頭のあいさつのなかで、「参院選で自民党が多数を確保すれば、通年国会にして、小選挙区制の実現をはかり、憲法改悪を企ててくるであろう。この陰謀を粉砕するため、石にかじりついても保守、革新の逆転をかちとらねばならない」と強調し、「そのため中執委は反自民の野党選挙共闘の推進を決めた」と述べた。

また石橋書記長も、選挙情勢のきびしさ、準備活動のおくれを指摘し、「党のすべての活動を参院選挙活動一本に集中するよう全党の体制をいますぐ切りかえる」ことを要請し、今後の具体的な運動として、次の五つのことを全国一斉の統一行動として展開することを訴えた。①一一月を全党員会議の期間と定め、県規模、総支部規模で選挙情勢、重点政策、闘争態勢、任務分担について全党員の意思統一をはかる　②「労対機構」を早期に確立し、秋季・年末闘争から春闘にもりあげるなかで二月から三月初旬にかけて全国的に党員、支持者を含む「参院選挙と春闘勝利」の決起集会をおこなう　③参院選まで「憲法を暮しに生かす緊急要求」の統一署名を戸別訪

問でおこなう　④県や町の自治体綱領をつくり、全党の学習で徹底する。また選挙政策を徹底し、大衆を説得する要員を大量に養成する　⑤宣伝、カンパ、支持者がたためを三位一体の活動として推進し、同時に機関紙の編集、印刷、発送、配布の体制を完了する。

このあと、討論がおこなわれ、選挙協力問題、国民統一綱領問題、京都府知事選をめぐる問題、緊急行動のすすめ方などをめぐって意見が出された。

最後に中央委は、「参院選挙政策要綱」「社会主義理論委員会報告」について報告を受け、これを了承した。なお、この中央委員会における委員長あいさつ、書記長報告の全文は『月刊社会党』七三年一二月号に掲載されている。また会議の概況は『社会新報』一〇月二八日付、同三一日付にある。

4　選挙活動

参院選準備

七二年暮れの総選挙で善戦し、改選議席を三一も上回る一一八議席を得た社会党は、次の目標を参議院選におき、七三年度の活動をこれに集中した。そして、七三年六月には全国区一一人、地方区一八人の第一次公認候補を発表し、本格的な選挙態勢にはいった。なお、その後も数次にわたって公認を追加し、最終的に社会党の公認候補は全国区一二人、地方区四五人の計七五人となった。前回に比べ全国区は一人減、地方区は二人減であった。ただし推せん候補は前回は沖縄地方区の一人だけであったが、今回は全国区では無所属の福間知之候補（電機労連）を、地方区では沖縄で共産、社会大衆両党とともに無所属の喜屋武真栄候補を、高知で共産党候補、和歌山で公明党候補を推せんした。

しかし、参議院選の前哨戦として注目され、各党が総力をあげた七三年七月の東京都議選で社会党は伸び悩み、都議会第四党に転落した。都議選の敗北と、それに先だっておこなわれた大阪の参院補挙で共産党に三〇万近い大差で敗れたことは党内外に大きな反響をよんだ。社会党は、第五〇回中央委（七月二八日）を開いて、この二つの選挙の敗因を検討し、一年後に迫った参院選に向けて党組織の拡大強化に全力をあげることを決定した。

つづいて七三年一〇月二三日には第五一回中央委員会を開いて、参院選選挙政策要綱を決定するとともに、全党員に対し他党に比べ選挙準備がたちおくれている事態を認識し、ただちに本格的な選挙準備に突入することを訴えた。そして、この中央委の決定にもとづいて、一一月中旬以降、全国で都道府県別に「党員討論集会」を開くなどして全党の意思統一をはかった。

三大目標・十大政策

社会党の参議院選挙にのぞむ政策は、七三年一〇月の第五一回中央委員会で発表された「参議院選挙政策要綱」であった。この選挙政策は、「基本政策」として、①インフレ・物価高を押え、国民生活の向上をはかる　②大企業の横暴を押え、経済の民主化を徹底して明るい未来の展望を確立する　③憲法を守り、国民の権利を確大し、安保廃棄、非武装・中立外交で日本とアジアの平和を確立する、の三つを「三大目標」にあげ、さらに、次のような「十大政策」をかかげていた（政策要綱の全文は『月刊社会党』七四年六月号）。

【十大政策（項目）】

①国民生活の向上をはかる――(イ)インフレ、物価高騰をおさえる (ロ)勤労所得税二三五万円まで無税 (ハ)週休二日制の実施、大幅賃上げ (ニ)最低保障基準の確立 ②経済の民主化を徹底し、未来に責任をもつ ③日本列島改造計画に反対し、自然と人間を守る ④教育の民主化をすすめ文化を発展させる ⑤農民と消費者のための農業・食糧対策を実施する ⑥中小企業の振興と近代化をはかる ⑦基本的人権の拡大をはかる ⑧小選挙区制を粉砕し、議会制民主主義の確立をはかる ⑨官僚政治を打破し、革新自治体の発展をはかる ⑩非武装・中立外交でアジアの平和を

社会党は、その後も、選挙戦の進展に応じ、七四年五月二一日に「重点経済政策」（全文は『社会新報』五月二六日付）を発表し、あるいは「当面する教育問題に関する三つの提唱」（六月二三日）など、個別分野での政策提言をおこなった。また自民党に公開質問状を発して政策論争を迫った。これら選挙期間中における提言や党幹部の談話は『月刊社会党』七四年八月号に収録されている。

選挙結果

他の野党との選挙協力が部分的なものにとどまり、さらに「京都問題」をめぐって党内の左右対立があらわになったこと、また自民党の〝企業ぐるみ選挙〟による必死のまきかえしや共産党の〝躍進ムード〟など、選挙が近づくにつれて社会党をとりまく選挙情勢のきびしさが指摘された。こうしたなかで、社会党は五月九、一〇の両日全国書記長会議を開いて最後の体制固めをおこなった。会議の席上、石橋書記長は〝自共対決〟は、〝自共なれあい戦術〟であり、共産党は革新の分裂作用をはたしているときびしく批判し、〝社自対決〟を強調した（同会議における委員長あいさつ、書記長報告、まとめは『月刊社会党』七四年七月号参照）。また選挙戦を間近にした五月末からは、佐々木、江田両氏はじめ旧三役経験者が派閥をこえて結集し、合同で全国遊説をおこなうなどして〝挙党体制〟で選挙にのぞんだ。

選挙の結果、当選者は全国区が一〇人、地方区が一八人の計二八人で改選数を三人上回った。このほか、全国区、地方区各一人の推せん候補が当選した。当選数二八は前回より一一少なく、今回改選になった前々回と同数であった。前々回は敗北の責任を負って勝間田委員長が辞任したほどであったが、今回は最初から社会党の不振が予測され、社会党執行部も目標を現状維持の二五に置いていたこともあって、二八は予想以上の善戦とうけとめられた。

とくに二人区では熊本、京都をのぞき自民と一議席ずつわけ合い、前回議席を失った東京でも二位で当選した。しかし、大阪、兵庫、京都という近畿地方の大都市では全滅した。また、沖縄以外の選挙協力も成功しなかった。

社会党はこの選挙結果について、「数字の上では『保革逆転』こそできなかったとはいえ、政治的には『保革逆転』に大きく前進したものと確信する」と高く評価するとともに、「共闘の成果をあげるには、選挙時だけでなく、日常的な院内外の共闘が不可欠であることを痛感する。わが党はこんごとも『反独占・反自民』の戦列を広げ、自民党政治の変革をめざし、全野党を軸とした国民的共闘をいっそうねばり強く追求していく」との党声明を発表した。

選挙総括

社会党は七四年八月七日に全国書記長会議を開いて参院選の中間総括をおこなった。席上、石橋書記長は「参院選の暫定的な総括と当面の方針」について報告、また横山選対委員長は「第十回参議院選挙中間総括第一次草案」および「地方統一選方針」を提案した。

書記長報告は、「暫定的な総括」として要旨次のように述べていた。

【社会党の第十回参院選中間総括（書記長報告より）】

一、改選議席を三人上回ったこと、地方区得票の一三一万票増は、一般の予想にくらべれば善戦であったといえる。しかし、前回にくらべ一一人減、一人区の惨敗、近畿地方の敗北は今後に問題を残した。得票率の低下は重大であり、勝利とはいえない。

二、善戦の要因は、①インフレ、金権選挙、ファッショ化の危険に対する国民の反撃という客観条件　②挙党体制、青年選対の活動という主体的条件　③労働者、学者、文化人などの支援である。

三、いま一歩伸びなかった原因は、①党の組織力の限界　②総評系労働運動における地盤沈下。同時に誤った共産党の攻撃に対決したところで勝利していることに注目すべきである。

四、選挙協力について。協力地区で当選できなかったが、これによって得票を伸ばしたことは事実である。とくに社公協力は部分的な波及効果があった。しかし二党間協力ではカベを破れなかった。今度の結果だけで今後の共闘路線を導くのは早計で、むしろ全野党共闘の必要性を明らかにしたとみるべきである。

5　その他の活動

自治体政策研究全国集会　七三年八月二一日から三日間、日光市において社会党自治体政策研究全国集会が開かれた。この集会には、社会党所属の地方議員約四〇〇〇人のうち半数近い一六〇〇人が参加し、党幹部、革新首長、学者をまじえて討議をおこない、経験を交流した。社会党の地方議員団全国集会はこれまでも毎年、七回にわたっておこなわれてきたが、今回はかつてない大規模なもので、また東京都議選の敗北や京都における社、共両党の対立など、革新自治体の下での社会党の地盤沈下が問題となっていたこともあって、一般の注目を集めた。

集会の基本スローガン〝地方政府をきづき、政治の流れを変えよう〟、補助スローガン〝党の前進を阻むものは何か〟〝自治体改革の道すじを明らかにしよう〟が示すように、この集会は、自治体改革の方向をさぐるとともに、革新自治体を党勢拡大と国政革新の拠点に変えるうえでの問題点を検討することを意図していた。

集会第一日は、飛鳥田横浜市長、石橋書記長のあいさつ、細谷地方政治局長の基調報告があり、二日目は、党活動と地方議員の任務、地方制度など一〇の分科会に分かれ、党幹部や助言者の基調報告をもとに討論や経験交流がおこなわれた。最終日は各分科会の総括報告のあと、①原子力船利用留保に関する決議　②自衛隊観閲式を採択した。なお、集会におけるあいさつや討論の大要は、『社会新報』八月二九日付、同九月五日付および『月刊社会党』七三年一一月号所収の細谷治嘉「自治体政策全国集会の意義と今後の課題」を参照されたい。

【集会宣言】

（前略）十分科会での白熱した討議を通じて、党員としての地方議員のあるべき姿、自民党政府の志向する中央集権化の危険性、革新自治体から地方政府へ向かっての税財政対策、日本列島改造計画で決定的に破壊された農林漁業や住民を無視した地域開発がもたらした公害の激化と環境破壊の強化、社会保障、社会福祉の低水準の実態、さらに実質的に放置されて

きた部落問題など、国民の生活全般にわたっての自民党政府の行政実態を暴露することができた。

とはいえ、われわれが本集会をもった本来的意義は単に政府および保守的自治体の国民の暮らしと権利の破壊の指摘にあるのではなく、自主的、主体的活動のための糧をうることである。

したがって、今集会の意義と成果を十分に理解し、社会党地方議員、首長の責務として自治体改革の推進、革新自治体の拡大に努力するとともに、社会党員として課せられた社会変革のより重要な任務を全うすべく全力を傾注することを再確認するものである。

さしあたってのわれわれのたたかいは、来年六月の参議院選挙でわが党の前進によって与野党勢力を逆転させ、わが党の反自民・反独占の国民連合政府樹立に向かって、その橋頭堡を築くことにあり、全精力を注入することを誓うものである。

「全中連」結成

社会党はこれまで立ち遅れていた中小企業対策の推進をはかるため、七三年秋以降中小商工業者の全国組織をつくる準備を進めてきたが、七四年五月三〇日に「全国中小商工業団体連合会」（略称・全中連）を結成し、同日東京で設立大会を開いた。来賓として成田委員長はじめ美濃部都知事、市川総評議長らも出席した。大会は、会長に山本幸一代議士、副会長に佐野社会党中小企業局長ら五氏、専務理事に小田桐信夫社会党中小企業部長を選出した。

準備委員長として「全中連」結成にあたった山本氏は、社会党と全中連との関係について、次のように述べた。

「私をはじめ党員が全中連に参加するのは、みずからが活動家となり、社会党こそが中小企業の理解者、味方であることを実践するためである。もちろん全中連は、だれからも、どこからも支配・介入を許さない自主的組織であって、事業分野の確保法案などの制度の制定や改定を目的にしている。要求を政治に反映し、国会における法案審議の過程で政党との関係が生じるのも当然であって、自民党と対決する野党第一党と支持協力関係をもつ。」

社会党を勝たせる会

参議院選の公示を二日後にひかえた七四年六月一二日、社会党支持の学者、文化人、などによって「社会党を勝たせよう！　行動する会」（略称・社会党を勝たせる会）が発足した。この会は映画監督の岡本愛彦、評論家の中島誠氏らが中心となってつくられ、同日現在、約五〇〇人が参加した。この日の初会合には成田委員長はじめ、飛鳥田横浜市長、大木総評事務局長、作家の五味川純平、画家の丸木俊、評論家の青地晨、学者の飯坂良明氏ら約三〇人が参加し、社会党応援の遊説キャラバンを組織することなどを決め、要旨次のようなアピールを採択した。

【社会党を勝たせる会アピール（要旨）】

田中内閣は選挙を前に、小選挙区制を持ち出し、反動、ファッショ政府をこれで安全保障しようとし、また狂乱インフレのツケを国民、とくに弱者にまわしている。私たちは、戦後の歴史のなかで国家独占資本の管理支配構造と十分にたたかってこれなかった社会党を批判するものだが、参院選の重大な意味を思うと社会党を支持せざるを得ない。田中内閣をなんとしても倒すため、社会党が自信をもってたたかうことを期待する」（アピールの全文は『社会新報』六月一九日付）。

4 日本共産党

1 概　況

あいつぐ躍進

七二年暮れの選挙で一躍野党第二党に進出した共産党は、その後も七三年四月の名古屋市長選勝利の原動力となり、六月には、公明党をのぞく四党が一議席を争った参院大阪地方区補選で他党をおさえて当選させるなど躍進がつづいた。つづいて、七月の東京都議選では、四選挙区で二人立候補にふみきったほか、全選挙区で当選をめざし、三〇台の議席獲得を目標に、積極的な攻めの選挙をおこなった。しかし選挙戦終盤にこれまでの「核政策」を変更したことなどを各党から集中的に攻撃されたことなども響いて、目標の三〇台を下回る二四議席にとどまった。

都議選につづいて共産党が力を入れたのは七四年四月の京都府知事選であった。この選挙は、同じ与党の社会党府本部が早くから反蜷川の方針をうちだしたため、共産党の出方が注目されていたが、同党は一貫して蜷川革新府政支持の態度をくずさなかった。京都府知事選における共闘の成り行きは、参院選での選挙協力とも関連して予断を許さなかったが、結局は社会党中央が府本部の〝社公民路線〟をおさえ、蜷川七選支持にふみきった。この間、共産党は社会党府本部の動きを〝社会党大橋派の策謀〟としてきびしく非難する一方、「反蜷川でだれが出ても成功しないという情勢をつくる」ことを基本方針に「明るい民主府政をすすめる会」などを通じて蜷川支持の活動を展開した。選挙の結果はきわめて僅差であったが蜷川知事が勝利をおさめた。共産党は、この勝利は「自民党と〝社公民路線〟推進勢力の総連合」に対し、革新統一勢力が、「不利な力関連を逆転させてたたかいとった」ものとしてその意義を高く評価するとともに、「自民党と反共中間諸党派による反革新連合という方針が……今後、国政や地方政治のさまざまな局面であらわれる可能性があることを重視しなければならない」と指摘した。

京都府知事選と同時に進められていた参院選の共闘問題で、共産党は政策的一致が可能な社会、公明両党に共闘を提唱した。しかし、公明党は、共産党が将来ともに憲法三原理を守るか否かについて疑念があることを理由にこれを拒否し、社会党も共産党と国政レベルでの持続的共闘を結ぶことには消極的であった。共産党は公明党に対しては憲法問題を中心に公開質問状を発して積極的に論争を展開した。また社会党が国政レベルでの政策、組織協定に応じないことに対する〝次善の策〟として、地方レベルでの共闘を提起した。しかし、最終的に共闘を成立させたのは、沖縄と高知だけであった。

参院選では、共産党はいっきょに九議席を増し、非改選とあわせ二〇議席となった。全国区、地方区の双方で得票数・率とも伸ばしたのは共産党だけであった。

この選挙戦の過程で共産党は、①生存の自由　②市民的政治的自由　③民族の自由、の「三つの自由」の完全な保障をめざすことを強調し、あるいは、自民党、社会党の「教師論」をともに批判するなどして話題をよんだ。

主要な活動　選挙での躍進だけでなく、その他の面でも共産党の活動は各方面の関心を集めた。なかでも、第一二回党大会に向けて発表された「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」は、一般の予想以上に「現実的で柔軟な」姿勢をうちだして注目され、賛否両論をまきおこした。第一二回党大会では、前大会にひきつづいて指導部の若がえりがはかられ、とくに上田耕一郎氏に代表される「理論・政策幹部」が抜てきされた。また、大会直前に共産党に合流した沖縄人民党の瀬長亀次郎氏が副委員長に選任された。

野党第二党となった共産党の国会活動も注目の的であった。第七二通常国会では、不破書記局長の予算委員会における質疑を通じて、日本分析化学研究所が、米原子力艦の寄港にともなう放射能汚染の測定データをねつ造していた事実を明らかにし、これがきっかけとなって放射能監視体制の不備がつぎつぎと明るみに出た。このため科学技術庁の原子力局長が責任を問われて退職、分析化研の解散にまで事態が発展した。また、原子力潜水艦の寄港が一時ストップしたほか、分析化研が国内各地の公害データの分析や原子力発電所などの測定データをねつ造していたため、各地方自治体が公害データの再点検をおこなうなど大きな反響をよんだ。また、物価問題に関しても、ゼネラル石油が「(石油危機は)千載一遇のチャンス」と便乗値上げを系列店に奨励する通達を流していたことや、伊藤忠商事が政府の生活関連物資在庫調査に備えて、在庫の分散や商標のつけかえを指示していた事実など大企業の悪徳商法が、同党の代議士によって明らかにされた。

共産党の進出は、自民党や他の野党からもマークされ、同党に対する批判、攻撃は目立って増加した。共産党はこれらの批判に対し積極的に反論し、とくに参院選に向けては野党各党に対して公開質問状を発するなどして論争を展開した。とくに公明党とのあいだでは憲法問題を中心に再三にわたってはげしい論争がおこなわれた。また、社会党内でその影響力を増大させている社会主義協会に対しては、「第一二回大会決議」で「ソ連の政策を無条件に支持し、わが党の自主独立の立場を『ブルジョア民族主義』と非難する点でも、『日本のこえ』一派の双生児ともいうべき潮流である」とし、「現在では社会党内の反共主義のもっとも、有力な理論的支柱となっている」と述べ、「その批判と克服は、理論戦線の急務の一つである」と強調していた。

また、自民党が七三年一二月二日付の『サンケイ新聞』『日本経済新聞』に掲載した共産党批判の意見広告に対し、これは「悪意の中傷文書であり、意見広告の名に値しない。またこれを掲載するのは新聞倫理綱領違反だ」として、無償で反論広告を掲載することを要求した。この問題は、結局、産業経済新聞社に対する取材拒否となり、また同社を相手どり、無料の反論掲載を要求して裁判にもちこまれた。仮処分申請では共産党側が敗れたため、同党は本訴を提起した。

党勢の現況　共産党は七〇年七月の第一一回大会において、党の現勢が党員は三〇万人をこえ、機関紙『赤旗』の読者

は日刊紙が四十数万部、日曜版が一四五万部で合計二〇〇万部に近いことを明らかにするとともに、次期大会までの目標として、「数十万の党員と二百数十万の読者」をかかげていた。

その後、共産党は第一二回大会までの三年四カ月の間に、党員や機関紙の集中的拡大をはかる六回の「特別月間」を設けるなどして、この目標の達成につとめた。

その結果、第一二回大会の報告によれば、この三年間で、党員は約六万人ふえて三十数万人、機関紙は一〇〇万部増加して二百八十数万部に達した。内訳は日刊紙が六十数万部、日曜版二二〇万部である。とくに強調された空白克服では、全国の市町村三二七六のすべてで『赤旗』の定期講読者がいることが報告された。

なお『赤旗』は日刊紙一二ページ、日曜版一六ページであったが、七三年九月から日刊紙一六ページ、日曜版二〇ページとなり、さらに七四年四月一日からは『赤旗』の紙面電送（ファクシミリ）がはじまり、東京と同時に、札幌、青森、名古屋、大阪、福岡の各地で印刷がおこなわれる体制ができ上がった。

第一二回大会は、党員四〇万人、機関紙四〇〇万部などを目標とする次期大会までの党建設の三カ年計画を決定したが、そのおもな点は次のとおりである。なお、この計画は、各地方党組織がこの方針に呼応する自発的計画をたてて実行されることになっている。①学習・教育活動の計画、全党員が独習計画をもつこと、新入党者教育、大衆的学習、教育活動の抜本的拡大　②党勢拡大の計画、四〇万以上の党員と四〇〇万人以上の読者。とくに全国平均以下の党組織は積極的な計画をたてる　③空白克服の計画　空白県・市議会をなくす。議席空白のすべての町村で立候補。すべての市町村、経営、学園に党組織を確立する　④指導機関確立の計画　すべての地区委員会が五人以上の常勤の常任委員をもつことなど、指導機関の強化を計画的にすすめる。

2　党大会

第一二回党大会　日本共産党第一二回大会は、七三年一一月一四日から八日間、およそ三年四カ月ぶりに開かれた。会場は第一日から第三日までが東京・目黒公会堂、第四日以降は同・品川文化会館、最終日は同・立川社会教育会館であった。

この大会の焦点は、「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」の正式決定であった。その他の主要議題は大会決議案、中央委員会報告、規約および綱領の一部改正、中央委員の選出などであった。

大会第一日は、野坂議長の開会宣言および開会のあいさつのあと、宮本委員長が約一時間にわたってあいさつした。このあいさつのなかで宮本委員長は、この大会で提起される方針の基本的特徴として、①国民の生活と権利、日本の主権と安全をまもり、アジアの諸民族の独立を擁護し、アジアと世界の平和をまもる闘争　②小選挙区制など田中内閣の志向する政治の反動化、憲法改悪へみちびく日本型のファッショ化を阻止する　③革新統一戦線を結成して民主連合政府による政治の転換を実現する　④これらの闘争の原動力としての共産党の量質ともの強化、の四つであると指摘した。また、

民主連合政府と共産党のめざす最終目標の関係についてふれ、①民主連合政府が樹立されても、そこから独立・民主・平和・中立日本の建設までの過程は長期にならざるを得ない　②階級支配と搾取の根絶された共産主義社会にいたる過程では人民の民主主義、社会主義的民主主義の国家が必要である　③これらの社会では反対党も含め全政党に活動の自由が保障され、言論・表現・出版・集会・結社の自由が具体的に保障される　④将来にわたって、名実ともに国会を国権の最高機関とする　⑤最終目標についていえば、いっさいの階級対立がなく、搾取が廃絶され、国家権力さえ不要となり、国民と市民の自律的自治で民主的秩序が維持される社会である。

このほか、宮本委員長は公明党が共産党との共闘拒否の理由にあげている憲法問題に対する共産党の基本的態度について述べ、「平和と主権在民、基本的人権にかんしても、日本の国民がこれを理念的にも制度的にも、より発展、充実させる新しい日本を探求し、必要に応じその憲法上の措置をとることを将来にわたって永久に許さないという立場は、主権在民の精神と権利の将来における合理的発展をも妨害する保守反動的な立場の自認たらざるを得ない」と公明党を批判した。そして最後に参院選の共闘問題にふれ、単なる言葉だけの「保革逆転」でなく、革新三目標にもとづく革新統一戦線が必要であるとの立場から、公明・社会両党の態度を批判した。

大会はつづいて、蜷川京都府知事をはじめ国内来賓のあいさつをうけ、そのあと不破書記局長が六時間にわたって大会決議案の説明をふくめ、中央委員会報告をおこなった。

大会第二日と第三日は、大会決議案と中央委員会報告についての討論がおこなわれ、二日間で四五人の代議員が発言した。

大会第四日は、規約の一部改正について岡副委員長が報告した。改正の要点は、①前文の一部の字句修正　②党員の資格条件のうち「党の決定を積極的に実行し」の一句を削除すること　③中央監査委員会を大会選出から中央委員会選出に改める　④国会および各級議会の議員団に、「必要な指導機構をもうけ」ること、などであった。五人の代議員がこの改正を支持する発言をおこない、提案どおり採択された。

また、この日は、注目の「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」についての報告が上田耕一郎幹部会委員によっておこなわれた。この報告は、さきに発表された「民主連合政府綱領案」に対する党内外の疑問や論評に一つ一つ答える形で展開された。

第五日は休会。再開された第六日は、民主連合政府綱領についての提案および報告に関し討論がおこなわれ、二九人の代議員が発言した。この討論は第七日の午前中もつづけられ八人の代議員が意見を述べた。

第七日の午後は、まず「日本共産党綱領の一部改正について」の提案が西沢富夫常任幹部会委員によっておこなわれた。その内容は、かねてから問題となっていた「プロレタリアート独裁」を「執権」に改めること、「国会を反動支配の道具から人民に奉仕する道具にかえ」という部分の、「道具」という用語を「機関」に改めること、さらに、「ソ連を先頭とする社会主義陣営」の「ソ連を先頭とする」という字句を削除することなどであった。

このあと不破書記局長が、「中央委員会報告および大会決議案についての結語」を述べ、同報告および結語、大会決議案は満場一致で採択された。また党綱領の一部改正案も同じく全員一致採択され

た。

最終日の一一月二一日には、上田幹部会委員が「民主連合政府綱領提案についての結語」をおこない、大会前の修正・補強提案、大会発言のなかの修正補強提案をうけて「七十八件におよぶ字句上の修正、追加、あるいはあたらしい叙述のそう入をおこなって、修正提案を作成した」と述べた。あらたに加えられた政策のおもなものは、「社会福祉施設の整備拡充、失業者にたいする政策、出かせぎ農民の問題、宅地並み課税の問題、未解放部落住民の生活問題での政策、あたらしい農業技術の開発、アイヌ政策、東京都特別区の区長公選問題など」であった。大会は全員一致で、「提案」「提案を発表するにあたって」「報告・結語」を採択した。

最後に役員選挙がおこなわれ、中央委員一二二人、准中央委員四八人の候補者全員が圧倒的多数で当選した。

大会はまた、次の三つの特別決議を採択した。①ベトナム、ラオス、カンボジア人民との連帯のひきつづく発展を　②ファッショ独裁政権に反対してたたかうチリ人民とスペイン人民のたたかいに連帯を　③物価高、石油危機、日米軍事同盟強化の情勢のもとで、国民生活防衛の全国民的な闘争と、田中内閣打倒、革新統一戦線の結成をよびかける。

なお、この大会には次の八カ国の外国代表が参加してあいさつをおこなった。ベトナム労働党、アルゼンチン共産党、イタリア共産党、オーストラリア共産党、チリ共産党、フランス共産党、ラオス愛国戦線、スペイン共産党。このほか二三の外国党から祝辞が寄せられた。

新役員

大会最終日の一一月二一日、第一回中央委員会総会および幹部会が開かれ、新役員を選出した。処遇が注目されていた旧沖縄人民党委員長の瀬長亀次郎氏は副委員長に、同書記長の古堅実吉氏は幹部会委員に選任された。また、常任幹部会委員は七人から一四人に、幹部会委員は三一人から三九人に増員された。おもな新役員は次のとおり。

▽中央委員会議長　野坂参三（六選）、▽同幹部会委員長　宮本顕治、▽幹部会副委員長　岡正芳、袴田里見（以上再）、瀬長亀次郎（新）、▽書記局長　不破哲三、▽常任幹部会委員　岡正芳、蔵原惟人、西沢富夫、袴田里見、不破哲三、松島治重、宮本顕治（以上再）、市川正一、岩林虎之助、上田耕一郎、戎谷春松、金子満広、瀬長亀次郎、村上弘（以上新）。

一中総は翌二二日にも開かれ、統制委員会の責任者に戎谷春松、委員に甲斐竹二ほか四氏を、また監査委員会の責任者に内野竹千代、委員に寺島泰治ほか四氏を任命した。また幹部会は、書記局長に不破哲三、同次長に市川正一、金子満広のほか、次の書記局員を任命した。村上弘、茨木良和、小島俊一、榊利夫、津金佑近、藤井貞治、細野義幸、韮沢忠雄、水口春喜。

また新たに設けられた国会議員団指導機構については、担当常任幹部会委員　金子満広、村上弘、国会対策委員長　村上弘、国会議員団総会会長　春日正一などの顔ぶれが一一月三〇日に発表された。

一二月七日、幹部会は新しい中央委員会の機構と人事を決定した。委員会の責任者(◇を付したもの)と専門部長(▽)は次のとおり。

◇赤旗編集局長　上田耕一郎、◇政策委員会責任者　上田耕一郎、▽外交政策委員長　松本善明、▽経済政策委員長　工藤晃、◇国際

委員会責任者　金子満広、▽国際部長　立木洋、◇理論委員会責任者　榊利夫、◇大衆運動委員会責任者　松島治重、▽統一戦線部長　津金佑近、▽労働組合部長　荒堀広、▽農民・漁民部長　雪野勉、▽青年・学生部長　水口春喜、▽婦人部長　杉本ハマ、▽市民・中小企業部長　松本三益、▽法規対策部長　青柳盛雄、◇スポーツ対策委員会責任者　西沢富夫、◇知識人・文化・教育委員会責任者　蔵原惟人、▽知識人委員会責任者　蔵原惟人、▽文化部長　山下文男、▽科学技術部長　浅見善吉、▽文教部長　加藤進、◇選挙・自治体委員会責任者兼選挙対策部長　茨木良和、▽自治体部長　中島武敏、◇国会議員団事務局長　白石芳朗、▽宣伝部長　韮沢忠雄、▽広報部長　宮本太郎、◇党建設委員会責任者　市川正一、▽総合計画部長　大淵正気、▽機関紙部長　飯田七三、▽党生活・地方部長　市川正一、◇教育委員会責任者兼教育部長　岩林虎之助、▽中央党学校長　岡本博之、◇財政・経営委員会責任者兼財政部長　高原晋一、▽管財部長　島川康助、▽経営局長　矢吹旭、◇出版局長　岡本博之、◇雑誌刊行委員会責任者兼前衛編集長　下司順吉、▽月刊学習編集長　増田貫一、▽文化評論編集長　津田孝、▽議会と自治体編集長　朝倉純義、▽世界政治資料編集長　井出洋、▽学生新聞編集長　速水健一、◇訴願委員会責任者　砂間一良、◇資料室長　坂井豊一、◇社会科学研究所長　蔵原惟人、▽同事務局長　石田精一。

3　中央委員会総会

七三年七月から七四年六月までの一年間に開かれた共産党の中央委員総会は、第一二回党大会をあいだにはさんで前後各三回の計六回であった。各総会の開催日、議題とその報告者は次のとおりである。なお総会の回数は党大会以降の通算である。

一一中総（七三年七月三〇日～三一日）

①一〇中総（七三年四月）以降のおもな党活動とその教訓、ならびに当面の情勢の特徴と課題について報告（不破哲三書記局長）　②第一二回党大会の開催について　③一連の選挙闘争の問題について（下司順吉選挙・自治体委員会責任者）　④「総合三カ年計画総達成のための党躍進大運動月間」の活動について（岩林虎之助党建設委員会責任者）　⑤声明「暗黒政治再現への道を許さないために――政局の重大情勢と革新勢力の任務にかんして」。

総会の概況と⑤の声明は『赤旗』八月二日付で、①の報告は同八月七日付で発表され、ともに『理論政策』第六七号（七三年八月）に再録された。

一二中総（七三年一〇月六日～八日）

①幹部会報告（宮本顕治委員長）、②「総合三カ年計画総達成のための党躍進大運動月間」の活動と今後の課題（岩林党建設委員会責任者）　③「第十二回党大会決議案」について（不破書記局長）　④「民主連合政府綱領についての日本共産党の提案」および「民主連合政府綱

領についての日本共産党の提案を発表するにあたって」（上田耕一郎政策・宣伝委員会責任者）　⑤「日本共産党綱領の一部改正案」（西沢富夫常任幹部会委員）　⑥「日本共産党規約の一部改正案」（岡正芳副委員長）　⑦「第十二回党大会の構成と代議員選出方法について」（市川正一書記局次長）　⑧沖縄人民党の合流にともない、同党員であった期間を日本共産党の党籍期間とみなす特別措置について　⑨国際活動について（不破書記局長、砂間一良国際委員会責任者、金子満広書記局次長）　⑩「民主主義的自由の回復と民族主権の擁護のためにたたかうチリ人民への連帯の強化を」（西沢常任幹部会委員）。

なお、この総会には沖縄人民党の瀬長亀次郎委員長、古堅実吉書記長が特別に招待されて出席した。総会の概況および③～⑦および⑩は『赤旗』七三年一〇月一〇日付で発表された。また、概況および⑩は『理論政策』第七〇号（七三年一一月）に再録され、③～⑥は『日本共産党第12回大会議案集』などのパンフレットに収録された。

一三中総（七三年一一月一二日）

①第一二回党大会にたいする中央委員会報告案に関して（不破書記局長）　②民主連合政府綱領提案に関する報告案に関して（上田政策・宣伝委員会責任者）　③第一二回党大会の大会機構および日程などについて。

この総会の概況は『赤旗』一一月一三日付で発表された。

一中総（七三年一一月二一日～二二日）

①役員人事について　②党活動の当面の諸問題について。

概況は『赤旗』一一月二三日付に発表された。

二中総（七四年二月一七日～二〇日）

①第一二回党大会後の党務と情勢について　②「参議院選での躍進のために」　③「生活防衛闘争と当面の大衆活動について」　④「三カ年計画と当面の党建設について」　⑤国際活動について（以上、不破書記局長）　⑥決議「当面の諸活動を全面的に強化し、参院選での躍進を」　⑦「弾圧犠牲者救援基金の名称と拠金一口額変更にかんする決議」および「救援基金の強化を訴える」　⑧参院選「選挙対策本部」（本部長・不破書記局長）の設置　⑨「基地対策本部」（本部長・瀬長副委員長）の設置。

この総会の模様は『赤旗』二月一八日付～二一日付で報道された。また②～④⑥⑦は『赤旗』二月二二日付で、①のうち国内情勢に関する部分の大要は同二三日付で発表され、『理論政策』第七四号（七四年三月）に再録された。

三中総（七四年五月八日～一〇日）

①二中総以後の党務および情勢報告（不破書記局長）　②「参議院選挙での争点と日本共産党の四大基本政策」（上田政策委員長）　③参院選での勝利と躍進をめざす方針について（不破書記局長）　④決議「参議院選挙戦での勝利と躍進をめざして」。

総会の概況および④は『赤旗』五月一一日付　②は同五月一二日付で発表され、『理論政策』第七七号（七四年六月）に再録されている。

4 選挙活動

参院選準備　七二年暮れの総選挙で躍進した共産党は、次の目標を七四年七月の参院選におき、他党にさきがけ七三年四月には地方区の第一次公認候補を、さらに同六月には全国区の第一次公認候補を発表して本格的な選挙態勢にはいった。

そして第一二回党大会では、参院選の目標として、①全国区八人の全員当選　②地方区では東京、北海道の四人区、大阪、愛知、兵庫、福岡の三人区はもちろんのこと、二人区でも神奈川、長野、埼玉その他一定の条件をもっているところでは地方区の議席をかちとることを現実の課題として奮闘すること　③こんどの選挙で直接議席を射程距離に展望しえないまでも、全国区の確実な勝利をさえるために、また地方区得票の全国的合計数字がもつ政治的意義からも、さらには、次の総選挙での議席獲得の前提をつくりあげるためにもすべての選挙区で奮闘することを決定した。

ついで、七四年二月には参院選の準備を主要な議題の一つとする二中総を開き、①選挙戦を前面にすえ、大衆宣伝を共通の土台に視野をひろげた総合活動の強化　②全国区の楽観論、地方区の悲観論による二重の消極性を克服し、「全・地」一体、さらには地方選、次の総選挙準備ともむすびつけ、最大限の積極性を発揮することなどの方針をうちだした。同時に二中総は、不破書記局長を本部長とする選挙対策本部の設置を決定した。

四大基本政策　参院選の公示を一カ月後にひかえた七四年五月、共産党は三中総を開き、選挙戦の情勢を検討するとともに、「参議院選挙での争点と日本共産党の四大基本政策」を決定した。従来の選挙政策では、安保・外交問題がトップに置かれていたのに対し、ここでは、物価問題をはじめとする国民生活の防衛が第一にかかげられていたことが特徴であった。また、教育政策に力を入れ、とくに、自民党の「教師聖職論」を、「教師が国民として勤労者としてもつ権利を制限し、教育にたいする不当な支配をつよめるためのもの」として非難する一方、これに対し単純に、機械的に反発して教師は「聖職」でないというのも正しくないと批判し、「教育の仕事はきわめて精神的、文化的なものであり、その専門家たる教師の活動は、こどもの人格形成に直接の重大な影響をもっています。この点で、教職はある意味で『聖職』といってもよい面をもっています」と主張したことが注目された。

四大基本政策の主要項目は次のとおりである。

【四大基本政策（主要項目）】

一、自民党の内外政策の破たんと参議院選挙の意義
①田中内閣の二年間はなにをもたらしたか　②歴代自民党政治と中間政党　③自民党の悪政を打破する革新統一戦線　④「自共対決」時代と真の「保革逆転」への道　⑤参議院選挙での日本共産党の躍進をめざして

二、参議院選挙での争点と日本共産党の基本政策
（一）　国民の生活と経営をまもり、日本経済の民主的たてなおしをはかる
(1)インフレ・物価問題の解決　(2)生活と経営をまもる緊急政策　(3)国土政策の転換　(4)日本経済の民主的たて直しをはかる
（二）　憲法改悪、暗黒政治への道に反対し、国民の自由と民主主義をま

もる
①憲法改悪に反対し、議会制民主主義をまもる　②国民の自由と民主主義をまもる　③行政、司法の民主化　④アイヌ系住民の権利の保障と差別の一掃　⑤地方自治をまもり発展させる

(三)　国民の教育要求をみたし、科学、文化、スポーツの民主的発展をはかる
①こどもの学力、体力、情操、市民道徳をゆたかに育てる　②一人ひとりのこどもを大切にする教師を　③憲法・教育基本法の原則にもとづいた教育行政を　④教育予算をふやし、ゆたかな教育の保障を　⑤学園から暴力を一掃し、大学の自治をまもる　⑥科学、文化の民主的、多面的な発展をはかる　⑦スポーツの民主的発展を保障する　⑧国民のためのレジャーと観光

(四)　日本の独立、中立、アジアの真の平和をかちとる
(1)　日米軍事同盟と手を切り、日本の平和、中立化で安全を保障する
①国会の承認をえて安保廃棄を通告　②米軍基地撤去　③中立化による安全保障　④自衛隊増強反対、軍国主義の復活阻止　⑤核兵器の完全禁止　⑥平和・中立・独立・自衛
(2)　真の自主・平和外交の推進
①外交政策の根本的転換　②アジア平和外交の推進　③千島問題の解決　④発展途上国との互恵関係の確立

三、日本共産党の躍進で国政革新への道をきりひらこう
①現実政治を動かす日本共産党　②反共宣伝と自由の問題　③自己矛盾と保守姿勢しめした公明党の憲法論議　④日本共産党の躍進と強力な参議院議員団を

なお、共産党はこの四大基本政策のほか選挙戦の進展に応じて、各分野における詳細な政策を発表した。なかでも、自衛隊員や警察官に対し、それぞれよびかける『赤旗』号外が出されたことは話題をよんだ。また田中首相や野党各党に対し公開質問状を発し、これに対する各党の回答や反論には再批判をおこなった。とくに公明党とのあいだでは相互に公開質問状を発し、はげしい論争がおこなわれた。これら各分野の諸政策、公開質問状はじめ、参院選のなかで発表された党幹部の談話などは、『前衛』第三七二号（七四年八月臨時増刊）に特集されている。

選挙総括

選挙の結果、共産党は改選四議席（全国区三、地方区一）に対し、全国区八、地方区五の一三議席を獲得し、いっきょに九議席を増加した。全国区は全員当選であったが、うち二人は欠員補充の三年議員であった。この結果、共産党の新議席は非改選の七とあわせ二〇議席とほぼ倍増した。

この選挙戦を総括した四中総（七四年七月二日～四日）の決議は、「自民党はじめ中間諸政党をふくむ〝反共包囲網〟」のなかで躍進したことは、「全国の党員および党支持者の奮闘と努力のたまものであり、党綱領にもとづくわが党の路線、政策の正しさをあらためて証明したものである」と、その成果を高く評価したが、同時に「主要な問題点」として次の三点をあげていた。①全国区の総得票数が二年前の総選挙の得票数（革新共同を含む）を約八十万票へらし、大半の候補者が割り当て地域で当選に必要な最低得票数を確保できず、最終盤での調整という非常措置によって全員当選は確保したものの、全体として苦戦を余儀なくされたこと、②地方区得票は全国的には総選挙の得票を上回ったが、東京地方区を含め、若干の地域では総選挙での到達点から後退したこと、③一定の農村地域であらたな前進をとげたとはいえ、少なからぬ地方で、全国区、地方区とも、依然として他党にくらべてもきわめて低い得票率にとどまっていること、わが党は、国会議員や地方議員の総数では第三党の地位を占めているが、各党派の基礎力量の尺度の一つともいうべき全国

区の得票率で、わが党が最下位の第五党という県が一五県、第四党の県が二四県あること。

決議はまた、選挙闘争を、大衆運動、党建設、党防衛とともに日常的に進める「四本柱の活動」の一つとして位置づけることを強調するとともに、参院選からの教訓として、①楽観論とゆるみ、現状に安住した傾向を一掃すること　②票よみ活動の改善　③全国区へのとりくみを地方区に従属させる誤った傾向を改め、〝全国区優先〟の体制をつらぬくこと　④日常的な文書宣伝の強化とともに、視聴覚に訴える宣伝の併用、個々説得の重視、などをあげていた。

5　その他の問題

戦後文化政策の総括

『前衛』七四年二月号は、「戦後の文化政策をめぐる党指導上の問題について――文化分野での『五十年問題』の総括――」と題する無署名論文を発表した。この論文は、共産党が分裂した一九五〇年を中心に、その前後の共産党の文化政策について「党としての正式の総括」をおこなったものであった。論文は「はじめに　なぜ今日この総括をおこなうのか」について、次のように述べていた。五〇年の分裂問題の経過や政治的問題についての総括は、第七回大会、第一〇回大会でおこなわれ、さらに『日本共産党の五十年』で基本的な解明をおこなった。しかし、分裂と深いかかわりがある文化政策については、五七年一月の一〇中総で討議されたが、当時常任幹部会員の一人、西沢隆二が草案に強硬に反対したため、未採択に終わった。このため、一部に党の文化政策に不信をぬぐいきれない人があり、文化分野の一部の党員活動家の間に当時の誤った文化政策の影響から脱けきれず、そのため今なお、その分野の文化運動に否定的な影響を与えているものが少数ながら存在する。今日、文化政策の総括をおこなうのはそのためである。

論文は、これにつづいて、次の五章にわたって、事実の経過についてふれながら、具体的に総括していた。①再建直後の党の文化政策とそれからの逸脱（四五年一二月～四七年一二月）　②第六回党大会の文化方針と「文工隊主義」（四七年一二月～五〇年一月）　③党分裂のもとでの文化指導上の問題（五〇年一月～五五年七月）　④統一をめざす文化分野のたたかい（五五年七月～五八年七月）　⑤党綱領の決定と文化指導上の教訓（一九五八年七月以降）

外国党との交流

この一年間、日本共産党と外国の共産党・労働者党との関係に大きな変化はなかった。中国共産党との関係は依然として完全な断絶状態にある。ソ連共産党とのそれは対中国共産党ほど敵対的ではないが、緊密とはいえず国際共産主義運動のあり方や千島問題などをめぐって意見対立がある。

これに対し、現在、日本共産党ともっとも親密な関係にあるのはベトナム労働党である。第一二回大会に参加した八カ国の外国党代表のあいさつは、原則として五十音順でおこなわれたが、ベトナム労働党だけはこれとは別で第一番にあいさつしている。また、この数年来、発達した資本主義諸国との交流が活発におこなわれており、第一二回大会に参加した外国代表は、ベトナム労働党とラオス

愛国戦線のほかは、アルゼンチン、イタリア、オーストラリア、チリ、フランス、スペインの各国共産党であった。

この一年間に日本共産党が代表派遣した国は次のとおりである。

▽七三年八月三日～同一〇日　不破哲三書記局長を団長とし、西沢富夫常任幹部会委員ほか二人を団員とする代表団、フランス共産党代表団（団長・ロラン・ルロア政治局員）と会談、共同コミュニケを発表した（『赤旗』八月一二日付）。代表団はまた、パリでカンボジア王国民族連合政府代表部主席と会談した。

▽八月一八日～同二九日　砂間一良幹部会委員を団長とする代表団、アルゼンチン共産党第一四回大会に出席。

▽一〇月二九日～一一月一一日　紺野与次郎幹部会委員を団長とする代表団、ペルー共産党第六回大会に出席。

▽七四年三月九日～同一六日　不破書記局長を団長とし、土岐強中央委員ほか三人を団員とする代表団、ベトナム民主共和国を訪問。

▽五月二三日～六月六日　西沢常任幹部会委員を団長とする代表団、ユーゴスラビア共産主義者同盟第一〇回大会に出席。

一方、第一二回党大会に出席した八カ国の代表団のほかに日本共産党の招きで来日した外国の共産党代表団は、次のとおりである。

▽ルーマニア共産党代表団（団長・シュテファン・アンドレイ中央委員会書記）、七三年一二月二二日～同二八日、訪日。

▽ユーゴスラビア共産主義者同盟代表団（団長・キロ・グリゴロフ幹部会執行局員）、七四年一月二二日～同二七日訪日。

5　民社党

1　概況

相つぐ敗北　民社党は七二年暮れの総選挙で、前回の三一議席（改選時二九議席）を一九議席に減らし、五党中の最下位に落ちた。宿敵、共産党が躍進したことと反面、公明党も大幅に後退したこともあって、民社党がこの数年来きた〝野党再編〟路線は挫折した。党の命運をかけて推進して

このため、民社党は党員再登録を中心とする党改革を進め、日常活動を強化することによって党の再建をはかる方針をうちだした。また、従来、とかく野党共闘に埋没しがちであったことを反省して、国会審議などでも独自の立場をとるようになった。

しかし、その後も民社党の再建は難行している。総選挙後、一年半あまりのあいだにおこなわれたおもな選挙は、いずれも民社党の敗北に終わっている。すなわち、七三年六月の参院大阪地方区補選では、西尾、西村と歴代委員長のおひざもとでもあり、六九年総選挙では全区で当選を果たした民社党最大の地盤の大阪でありなが

ら、わずかに一九万余票と当選した共産党候補に五〇万票以上の差をつけられて落選した。

また七月の東京都議選でも、民社党としてはこれまでにない全国動員をおこなうなど必死の取り組みにもかかわらず、結果的には二議席と前回の半数に終わった。

さらに、その後一年間の党活動を集中した七四年七月の参院選においても、他の野党三党がそれぞれ現有議席を増加させたなかで、民社党だけは一議席を減らした。このため、参議院でも共産党に一〇議席差で抜かれ第五党に転落した。七二年総選挙で同じく敗北した公明党が、都議選、参院選はじめ一連の選挙で予想以上に善戦しているのに比べ、民社党の退潮傾向はおおいがたい。

党員二万人に減少

選挙での相つぐ敗北の原因を、民社党は党組織の弱体に求めた。このため、総選挙の敗北後に設けられた「党勢再建委員会」は、名目党員を排除する党員再登録の実施を中心とする再建方針をうちだし、七三年四月の第一七回大会でこれを決定した。しかし、党員再登録運動の結果は、これまでの公称四万三〇〇〇人の党員を二万人に減らしてしまった。民社党同様、党再建策の一環として党員再登録をおこなった社会党の場合でも、約三万人が残り、現在では四万人に増加している。これに比べても民社党の組織的弱体は明らかである。

党員数とともに党の組織力をはかるもう一つのバロメーターである機関紙活動においても、民社党は他党に比べいちじるしく劣っている。機関紙『週刊民社』は、タブロイド判八ページ週二回刊の機関紙を月現在での部数は二〇万部をこえている。これを『週刊民社』と比べると、紙面の大きさで二倍、発行回数で二倍、有料部数では二・五倍である。これを単純に積算した延総量で比較すれば一〇倍である。

佐々木書記長辞任

このように、党の再建が遅々として進まないなかで、七三年秋には、民社党にとって衝撃的な問題が相ついで起こった。その一つは、同盟の中核的存在である全日本海員組合が、これまでの民社党一党支持の方針を改め、組合員の政党支持を自由化する方向をうちだしたことであった。この方針は、九月四日の同組合中執委でうちだされ、一一月一四日の同組合大会で最終的に決定された。

民社党最大の支持母体である同盟執行部はかねてから春日委員長ら民社党の主流派に批判的であったが、七三年一〇月五日、全繊同盟の宇佐美会長は、同組合中央委において民社党の再建問題にふれ、「党人事を一新すべきである」と表明して注目された。民社党を支持する労組のなかで最大の組織である全繊同盟が、党執行部の退陣を要望したのである。しかも、この宇佐美発言があった同じ一〇月五日、民社党にさらに大きなショックを与える問題が起こった。佐々木書記長が突然、辞表を提出したのである。辞意表明の理由は、病気（中心性網膜症など）治療のためであったが、党再建が難行している折だけに、党内外に大きな波紋を投げかけた。春日委員長らは同氏の慰留につとめたが、辞意が固いため、事実上これを認めた。

ただし、書記長人事は党大会の決定事項であるため、佐々木書記長は次期党大会まで〝休職扱い〟とし、辞表はそれまで「預かり」とし、塚本副書記長を書記長代行とすることを決めた。なお、七四年二月の第一八回党大会において佐々木書記長の辞任は正式に認められ、後任には塚本氏が無投票で選出された。

役　員　第一七回大会（七三年四月）およびその後の中央執行委員会で選出され、第一一回中央委、第一八回大会で補充された役員は次のとおり。

▽中央執行委員長　春日一幸、▽副中央執行委員長　小平忠、中村正雄、▽中央執行委員　渡辺武三郎（第一八回大会選出）、▽統制委員長　今澄勇、▽中央執行委員　渡辺武三（総務局長）、藤井恒男（組織局長）、大内啓伍（教宣局長）、和田春生（機関紙局長）、河村勝（国際局長）、竹本孫一（政策審議会長）、池田禎治（国会対策委員長）、永末英一（選挙対策委員長）、小川泰（組織担当中執）、田淵哲也（組織担当中執）、青木清（組織担当中執）、向井長年（選対担当中執）＝以上常任中執、小宮武喜（労働対策委員長）、玉置一徳（中小企業対策委員長）、神田大作（農林漁業対策委員長）、和田耕作（市民団体対策委員長）、宮田早苗（青年学生対策委員長）、中沢いと子（婦人対策委員長）、安里積千代、小沢貞孝、寒川喜一、斎藤五男、田畑金光、西田八郎、下田喜造（第一一中執で久村晋氏の後任として選出）、佐々木良作（第一八回大会選出）

▽統制委員　折小野良一（地方議会対策委員長代行）、岡田助雄、加藤正蔵、津川直一、西村章三、原田実、守本又男、山田勝、吉田之久、和田一仁

▽会計監査　合沢栄、畑良雄、山本悌二郎、渡辺寛一、渡辺才一

▽顧問　西尾末広、伊藤卯四郎（七四年五月一日死去）、曽禰益、永江一夫、竹谷源太郎、滝田実、中地熊造、松下正寿、宮部一郎、村尾重雄、門司亮、山下栄二、吉田賢一、内海清、受田新吉、高山恒雄

▽民社友の会本部長　米山雄治

2　大　会

第一八回全国大会　民社党第一八回定期全国大会は、七四年二月二一、二二日の両日、東京・九段会館で開かれた。この大会は、「悪性インフレから国民生活を守ろう」「参議院選挙に勝ちぬき党勢を拡大しよう」の大会スローガンが示すように、四カ月後にせまった参議院選挙に向けての総決起集会であった。

大会第一日は、春日委員長のあいさつ、来賓祝辞、塚本書記長代行の党務報告、渡辺武三総務局長の会計報告、合沢栄会計監査の会計監査報告、今澄勇統制委員長の統制委員会報告があり、質疑応答ののちこれらの報告を承認した。このあと、①一九七四年度運動方針案（小平副委員長提案）②一九七四年度緊急政策大綱案（竹本政審会長）③一九七四年度予算案（渡辺総務局長）④役員補欠選挙（渡辺総務局長）の諸議案の提案説明がおこなわれ、①②③について総括質疑ののち、これを分科会に付託して第一日を終えた。

春日委員長はあいさつのなかで、①インフレ、物不足などに対する生活防衛のたたかいこそ日常活動の柱であり、民社党の任務である　②参院選は〝保革逆転〟の可能性が大きい。しかし〝保革逆

転〟にとらわれるあまり、保守と同時に革命に対決する革新としての基本をゆるがしてはならない。われわれの革新連合国民政権は厳然たる反自民・反共産の革新政権である　③民社党が参院選で勝つことは、保守対革新のたたかいに、民社党が決定的な力を持つことになる。このゆえに参院選には断じて勝たねばならず、同志のいっそうの奮起を求めてやまない、と述べた（委員長あいさつの全文、来賓祝辞の要旨は『革新』七四年四月号）。

第二日の前半は、運動方針案、予算案を審議する第一分科会、政策大綱案および運動方針案第三部の外交方針を審議する第二分科会にわかれて質疑、討論がおこなわれた。

第一日以来の報告、議案に対する討論では地方首長選で共産党の加わった共闘への参加問題、新たに設けられることになった義務制の議員共済会の問題、中小企業対策の不足、さらに立ちおくれている党再建運動の問題などに論議が集中した（質疑、討論の要旨は『週刊民社』三月八日付参照）。

第二日午後二時から本会議が再開され、分科会報告を満場一致で承認し、一九七四年度運動方針、予算、緊急政策大綱を本部原案どおり決定した。このあと、八〇人の個人と二二の組織に対する表彰がおこなわれ、つづいて、次の五つの決議が採択された。①ソ連の知識人弾圧に関する決議　②中東和平に関する決議　③沖縄国際海洋博開催に関する要請決議　④北方領土返還に関する決議　⑤参議院選挙必勝体制に関する決議。

ついで、全国区五人、地方区八人の公認候補の紹介、代表の決意表明のあと、中央委員の割当について中執から、地方選出一二四、支持団体選出三五、全国議員選出五の総数一六四としたいとの提案があり、これを承認。

役員選挙は前回の大会における規約改正で執行部の任期が二年に延長されたため、今回はかねて辞意を表明していた佐々木書記長の後任の選出だけであった。これは岡村役員選考委員長が「書記長に塚本三郎君、中執の欠員は佐々木良作君を推せんしたい」と提案し、満場一致でこれを承認した。大会は最後に、塚本、佐々木新旧書記長、春日委員長のあいさつのあと、次のような大会宣言を採択して閉幕した。

【大会宣言】

今日の国民生活は、狂乱的な物価高と悪性インフレによって、いちじるしく圧迫され、自民党政府の高度経済成長政策は、経済的、社会的不公平を拡大している。

そして、日々たかまる生活不安は、そのまま国民の政治不信を駆りたて、その混乱に乗じて、左右の全体主義が台頭し、わが国の議会制民主主義は、いまや存亡の危機に立たされようとしている。

いまこそ、生活の防衛と社会正義の確立のために、国民みずからが立ち上がらなければならないときである。

このような情勢の中で、第一八回全国大会を迎え、われわれは、決意も新たに、今後とり組むべき諸方針を決定した。

もとより、われわれの進まんとする道は、けわしいと思うが、全党員がこの方針を実践することなくして、わが国政の行詰まりを打開することはできない。

われわれは、この国民的使命を深く認識し、全党員の固いスクラムと、たくましい行動力によって、力強い闘いを進めよう。

さらに、われわれが当面する課題は、目前に迫まる参議院選挙に、何がなんでも勝ちぬき、党躍進の基盤を確立することである。

全党員同志諸君！

わが民社党の夜明けは近い。
不動の信念と誇りをもち、輝かしい勝利に向って前進しよう。
右決意をこめて、ここに宣言する。
昭和四十九年二月二十二日

民社党第十八回定期全国大会

七四年度運動方針　第一八回大会で決定された一九七四年度運動方針は前年度にひきつづき〝党再建の推進〟を主要課題とするとともに、〝革新連合国民政権〟の構想を提唱していた。

この運動方針は四部から成り、第一部は「変革期に立つ内外情勢と課題」と題する情勢分析、第二部は「新しい政治転換のために」として革新連合国民政権構想と党再建の推進、第三部は「新しい世界の平和と繁栄をめざして」と題する外交方針、第四部は「参院選挙の勝利をめざして」となっている。

第一部では、六月の参院選、七五年の統一地方選およびそれと前後する総選挙の三選挙で自民党政権崩壊の可能性もあると予想するとともに、それに代わるべきものとして、共産党を含む革命連合か、共産党を含まない建設的革新かの選択をめぐる決戦の場となるとして、共産党の〝民主連合政府構想〟を批判している。

第二部は、①革新連合国民政権の提唱　②党再建の推進　③国民生活防衛の闘い、の三項からなり、この運動方針の中心部分である。その要旨は次のとおりである。

【民社党一九七四年運動方針、第二部　新しい政治転換のために（要旨）】

第一　革新連合国民政権の提唱

一、連合政権提唱の意義

国民は自民党政治の速かな転換とそれに代る建設的革新政権の誕生を待望している。革新陣営は、この要請に応え、小異を残し大同に向って協力し、共通の政権構想を固めるべきときがきている。

二、連合政権の性格と目標

(1)「連合政権」は暫定政権ではあるが福祉国家の建設に軌道を敷き、これを土台に民主的な社会主義政権に道をひらくものである。(2)「連合政権」はその政治原則として、①現行憲法の全面的擁護　②基本政策を福祉国家の建設におく　③議会制民主主義の貫徹の三原則を守る。

三、政策の基本目標

①国民生活と環境の防衛　②第三次土地改革の断行　③税制の根本的改正　④社会保障の画期的拡充　⑤教育国家の建設　⑥農林漁業、中小企業の近代化、振興　⑦行政機構の改革　⑧福祉型財政への改革　⑨日銀の国有化、通貨価値の維持安定　⑩重要産業の社会化　⑪原子力、石炭産業の公有化　⑫日米安保の段階的解消　⑬自衛力を最小限におさえ、シビリアン・コントロールを強化する。

第二　党再建の推進

一、党改革の成果と課題

(1)小選挙区制粉砕闘争、生活防衛闘争、都議選などを通じて「行動の党」への脱皮をめざし、党再建の前進に明るい展望を開いた。しかし、中央と地方の意識のズレ、一部地方組織の弱体、活動家の圧倒的な不足等が障害となった。(2)党員再登録運動の推進　献身的な活動家づくりをめざして、党員の再登録運動を実施したが、県、区連、総支部段階における事務処理能力の不足などのため目標を達成できず、昨年末で約二万名であった。今後、これを中核とし、新党員獲得を推進する。(3)総支部――選挙区連――都道府県連を通ずる一貫した組織体制づくりをめざしたが未完成に終った。懸案の婦人組織は中央段階は進んだが、都道府県段階で未完成である。(4)地方議員団会議、党学校、洋上大学、「党情報」「住民自治」の発行などを通じて活動家づくりと教宣活動の強化に努めた。しかし、一部地方議員の活動が個人活動にとどまっていること、青年、婦人活動家の不足など課題は多い。(5)党財政の確立のため、党費と支持団体費の大幅値上げを実施し、民社友の会の拡大に努めた。(6)党と同盟の協力関係を前進させ

るため中央・地方で努力し、都議選、参院大阪補選などでは共同闘争を展開した。

二、本年度の具体的活動

(1)行動の党への前進　①基本組織の整備　②党の若返り　③婦人に支持される党　④モデル県連づくり　(2)闘う党体制確立のために　①地方議員三千名計画の達成　来るべき統一地方選を目途にすべての市町村に候補者をたてたたかう　②地方議員の資質の向上に努める　③地方議員、同候補を対象に義務加盟の地方議員共済制度を確立する　④党強化でとくに重要な課題である当該地区における優れた衆議院候補の擁立につとめる　(3)支持者の拡大と組織化　①団体加盟方式について早急に検討し、党員大量獲得の方途を見出す　②民社党を支持する五百万有権者の把握と組織化に努める　③①②を実現するため支持組織対策特別委を設ける　(4)友誼諸団体との提携強化　①民主的労働運動との提携強化　②中小企業団体、農林漁業団体、民社研など学術研究団体、青年婦人団体、市民団体、宗教団体など友好関係にある諸団体との協力　(5)教育、宣伝活動の抜本的強化　①時代を先見する知能集団の結集　②多角的な党員教育の実践　③機関紙・誌および出版活動の強化　④宣伝活動の強化　⑤大衆文化運動の推進　⑥大衆拠金による党財政の強化

第三　国民生活防衛の闘い

本年度党活動の中心課題は、悪性インフレ、物価高、もの不足などから国民生活を防衛する闘いの積極的展開である。(1)このため、労組、諸団体などの協力を得て生活防衛国民会議を結成する　(2)国民の諸要求や苦情を組織化して積極的に活動し、これを通じて新しい住民組織をつくりあげる

(運動方針案の全文は『革新』七四年三月号)。

一九七四年度緊急政策大綱

第一八回大会で決定された「一九七四年度緊急政策大綱」は、①インフレ危機突破政策　②雇用不安、年金生活者、中小企業等に関する緊急対策　③エネルギー資源、産業構造転換政策　④食糧自給政策の強力な展開、の緊急四大政策を柱とするものであった。その骨子は次のとおりである。

【一九七四年度緊急政策大綱（要旨）】

一、インフレ危機突破政策

(1)短期緊急政策　①日常主要生活物資の価格規制とモノ不足の解消　②企業利潤の規制　③民生用物資の優先的供給体制の確立　④預・貸金利の物価スライド制導入　⑤公共料金の三年間凍結　⑥地価凍結の断行　⑦大企業、高額所得者に対する増税の推進　⑧物価監視員制度の創設　⑨生活防衛国民会議の設置　(2)長期的・構造的物価対策　①物価抑制中心の経済計画の策定　②管理価格の規制と独禁法の強化　③主要輸入物資の備蓄能力の拡大　④生鮮食品対策費の倍増と流通機構の改革　⑤間接税の軽減で物価引下げ　⑥労働者の経営参加と企業責任の明確化

二、雇用不安、年金生活者、中小企業等に関する緊急政策

(1)雇用保障対策の確立　①労働者の解雇防止対策　②失業を余儀なくされた労働者の生活保障対策　③失業者の再就職保障対策の推進　(2)異常な物価高から年金生活者などを救済する緊急対策の推進　①生活必需物資の優先確保　②年金などの大幅引き上げ　(3)中小零細企業者の倒産防止対策の推進　①中小零細企業者に対する原材料の優先確保　②運転資金の確保　③金利の引き下げ

三、エネルギー資源、産業構造転換政策

(1)石油の安定供給確保と開発協力体制の改革　①海外石油資源の開発協力体制　②石油開発の強化と精製体制の転換　(2)原子力原発利用の促進　(3)水力資源の再開発　(4)石炭などの積極的活用　(5)新エネルギー開発の推進　(6)省エネルギー産業構造への転換　(7)資源エネルギー省の設置

四、食料自給政策の強力な展開

(1)食糧自給化十カ年計画の策定　(2)農林漁業用資材の安定供給　(3)農畜産物の安定供給体制の整備　(4)備蓄および安定輸入政策の確立　(5)農協の体質改善対策　(6)水産物の自給化政策（全文は『革新』七四年三月号）。

3　中央委員会

第一一回中央委　民社党第一一回中央委員会は、七三年一〇月一二日、東京・芝の友愛会館で開かれた。この中央委の目的は、参院選に向けて党の態勢を固めることと、総選挙の敗北を機に決定された「民社党再建方針」にもとづく党員再登録を進め、党組織の充実強化をはかることなどであった。はじめにあいさつに立った春日委員長は、当面する課題は「内には四月大会の決定にもとづく党体勢の強化、外には自共対決に象徴される分極政治の打破にある」と述べ、党体勢の強化のためには、①党員再登録と新党員入党運動を実行する　②参院選で勝利する　③地方議員三千名計画の達成、が必要であると強調した。また、分極政治の打破と関連して、「わが党の任務は参院選で自民党政権打倒の契機をつかみ、ポスト自民党政権の中心に立って建設的な革新路線を切開くことにある」と述べ、それには、「わが党はまずわが党議席獲得のため党の総力を結集する」ことが必要であると主張した。また、野党間の選挙協力についてもふれ、最低限つぎの条件をみたさなければならないと主張した。①当該地区における党組織の意向を十分に尊重しつつ、総合的にギブ・アンド・テイクの協力関係が実行されること　②選挙協力の相手となる政党は憲法の擁護、自由と民主主義の保障、議会制民主主義堅持の三点で疑義を残さず、方針が完全に一致したものに限ること　③政策協定は、非現実的な問題は除外し、物価、公害、福祉など国民が切実に要求している課題の打開に重点をおくこと(委員長あいさつの全文は『革新』七三年一二月号)。

つづいて来賓としてあいさつした天池同盟会長は、同盟が民社党一本支持の方針を堅持することを表明するとともに、挙党体制の確立を要望した。

このあと中村正雄副委員長から「書記長人事に関する特別報告」がおこなわれ、佐々木書記長の辞意表明にともない塚本副書記長を書記長代行としたことなどが報告された。つづいて塚本書記長代行が党務報告をおこない、質疑ののち、両報告とも承認された。

この中央委に提案された議案は、①組織拡充強化について　②参議院議員候補者の確認　③参議院議員選挙対策　④生活防衛緊急対策の推進　⑤中央執行委員の補充について　⑥統制事犯について、の六議案で、いずれも提案どおり可決された。

論議が集中したのは、①組織拡充強化についてで、とくに党員再登録が成果をあげていないことが問題となった。

中央委は、最後に「参議院選挙必勝体制決議」と「中央委員会宣言」を採択して閉会した(「宣言」「決議」の全文、議事の概況は『週刊民社』一〇月二六日付)。

4　選挙活動

参院選準備　民社党は、第一〇回参院選に対し、七三年一〇月九日の中執委で、全国区五人、地方区六人の第一次公

認候補を決定するとともに、選挙対策本部を設置して本格的な運動を開始した。そして同月一二日には、第一一回中央委、七四年二月には第一八回大会を開いて参院選の必勝を決議した。その後、地方区で三人の候補者が追加公認され、公認候補は全体で一四人となった。全国区五人のうち四人は従来どおり労働組合役員の組織内候補であったが、他の一人はこれまで例のない中小企業代表（全日本印刷工業会専務理事）で注目された。

相つぐ選挙での敗北、党再建の難行もあって、民社党は選挙前から苦戦が予想されていた。こうしたなかで、民社党は公示直前の六月四日に全国書記長・選対委員長会議を開いて最後の体制固めをおこなった。会議は、今回の選挙の意義は「自民党政治にとって代る新しい革新政治を実現するに当って、革新か革命かの政治路線の選択を迫る」ことにあると、反共産の姿勢を強くうちだすとともに、万難を排して議席の増大をはかることを強調した。

参院選政策　民社党は七四年五月二〇日、参院選にのぞむ民社党の選挙政策を発表した。選挙政策は三大スローガン――①建設的革新で政治の転換をはかろう　②ストップ・インフレ、くらしよい日本をつくろう　③誇りと節度のある人間教育をすすめよう――を柱に、「六大主張」「二十五大政策」からなるものであった。「六大主張」および「二十五大政策」の項目は次のとおり。

【民社党参議院選挙政策（項目）】

六大主張

①建設的革新で政治転換の中心勢力をつくろう　②混合経済体制の強化で物価の安定をはかろう　③富の再配分で公正な社会をつくろう　④国民の参加で企業の社会的責任を強化しよう　⑤無責任教育を排し、誇りと節度ある人間をつくろう　⑥自主・共存の平和外交を強力に展開しよう。

二十五大政策

1消費者の力を結集して物価の安定＝短期緊急対策と長期対策にわけ、その実現を推進する。2大企業の社会的責任の徹底　3物価スライド制預金制度の創設　4安楽な老後保障の確立＝各種年金の引上げと住宅・医療・施設の充実　5くらすことができる社会保障の実現＝生活保護・難病・障害対策の拡充　6母性保障法の制定で妊産婦の保障　7〝妻の座〟の法的確立＝夫婦の財産の半分は妻のものとするための民法改正　8土地改革を断行し、国民福祉向上　9公共住宅の大量建設と良質化で住宅問題の解決　10一切の公害を許さず、美しい環境の創造　11生活環境を完備して快適なくらし＝下水道、公園・緑地、廃棄処理の整備　12交通事故をなくして明るい社会の建設　13未来を開くエネルギー政策の推進　14個性と能力を豊かに伸ばす学校教育の推進　15誰もが気軽に利用できるスポーツ・文化施設の整備　16国民合意で労働基本権問題の解決＝公企体職員にスト権を認め、電力・石炭のスト規制法の撤廃　17雇用不安から労働者を守る雇用保障対策の確立　18勤労財形を発展させ、労働者全体の生活向上＝労働者投資基金制度と貯蓄割増金制度の創設　19大幅減税を実施し、税の不公平の解消＝所得税免税点は標準世帯二百四十万円、住民税は百五十万円とし、電気ガス税は廃止する。法人税率を引上げ、付加価値税には反対　20大幅融資で中小企業の危機打開　21食糧自給化政策の強力な展開　22地方自治の強化で住民福祉の向上　23憲法と民主主義を守り議会政治を推進＝憲法改正や靖国神社法案、小選挙区制、刑法改正に反対し、衆参両院の定数是正と政治資金規制強化を促進する　24国民合意の防衛体制の確立＝国会での防衛委設置などシビリアン・コントロールの確立　25自主・共存の平和外交の推進

選挙結果で声明　選挙の結果、民社党は改選議席六に対して、全国区四、地方区一の五議席にとどまった。しかし、春日委員長は非改選とあわせて一〇議席となり、「院内交渉団体」資格を確保したことを「一つの成果」として評価し、また愛知

地方区での当選から見て、「確信をもってたたかえば、どの地域でも勝ちうる条件は十分ある」と強調し、「党勢再建のため基盤整備を急ぎ、来る衆院選に備えたい」と述べた。また、「選挙後のわが国政の路線は、社公民勢力の結集以外に、自民党政権を打倒し、これにかわって政権を樹立する手段はない」と述べ、「社会党は民、公の方向をとるか、なお共産党との提携に固執するか、みずから責任をもって態度を鮮明にすべきだ」と主張した。開票の結果が明らかになった八日、民社党は次のような党声明を発表した。

【党声明】

わが党は、今回の参院選挙に対し全力を投入して闘いぬいたが、戦い利あらず所期の目標をわずかに確保できなかったことは極めて残念である。しかし、わが党にとって困難な諸情勢の中で、交渉団体としての数を維持することが出来たことを国民に深く感謝する。今回の選挙の争点は、悪性インフレの追放とともに、自民党にとってかわりうる革新勢力は何か、であったが、選挙戦を通じわれわれ建設的革新の躍進を待望する国民の声は強かった。しかし、この国民の声をわが党が十分吸収しえなかったことは極めて遺憾である。

自民党の予想以上の敗北は、目にあまる金権選挙ならびに国民生活を危機におとしいれた悪性インフレの責任を、国民から厳しく批判された結果である。投票率の予想外の上昇が、自民批判票となって社会党に大量に流れたとみられるが、自民党にとってかわりうるのは「革新」か、それとも「革命」か、という選択は決着がつかないまま今後に持ち越された。こうした野党間の混迷を一日も早く打開するため、われわれの主張である建設的革新成長の必要性はますます強まった。われわれはこの見地から、真に国民が安心できる革新勢力の中心として、自民党政治にかわりうる革新の政治を実現するため、決意を新たに邁進したい。同時に来るべき臨時国会、通常国会を通じて、国民の念願である物価抑制等、選挙公約の実現に全力をつくし、また今後の公正な選挙を実現するため、選挙制度と政治資金の抜本的改正に全力をあげて取組む方針である。

5　その他の活動

党員再登録運動　七二年暮れの総選挙で敗北した民社党は、主たる敗因は党組織の弱体にあるとして、七三年四月の第一七回大会において「党組織の根本的改革」をめざす運動方針を決定した。この「党改革」の主眼をなしていたのが、「党費を議員や役員に支払わせている」〝ペーパー党員〟、名目党員を排除する党員再登録の実施であった。

この党員再登録運動は、はじめ七三年七、八月を登録月間に設定していたが、六月の参議院大阪地方区補選や七月の東京都議選などの影響もあって進展しなかった。このため、登録期間をさらに二カ月延長するとともに、本部役員、国会議員は「みずからの地域は、あずからの責任で、現状の党員が全員再登録に参加するよう一層努力する」ということで、八月中旬から一〇月にかけて「党勢躍進地方遊説計画」を実施した。さらに一〇月下旬から一一月にかけては全国七ブロックで組織担当者会議を開いて運動の推進をはかった。

しかし、所期の目標に達しなかったため、ひきつづき一二月、一月を「入党促進月間」と定め、同盟など支持団体構成員への働きかけを強めた。こうした努力にもかかわらず、再登録運動は成果をあげえず、第一八回大会における報告によれば、党員数は再登録前の

四万四〇〇〇人の半数を割る二万人に減少した。なお、同大会における質疑で、「党員再登録については、昨年一〇月の中央委員会では三万名といい、今日二万名と報告されているが、この違いはどうしてか」との疑問が出されたのに対し、塚本書記長代行は次のように答えている。

「党員再登録運動は〝さらに大衆の中へ〟を合言葉に進めてきたが、これが二万名になった。過去の党員は議員の後援会の主なところを入れたということなきにしもあらずだったが、党費を五百円に値上げしたことで、数は少ないが大衆の中から党を思ってくれる党員となったと思う。さらに新党員を獲得し、幅を広げたい。中央委員会での報告は、県連からの報告にもとづくものであったが集約が未熟だった。同盟各単産も大量入党運動を起してくれており、本年中には四万を越すもとの数字になると思うし、やっていきたい。」

国際活動

民社党はこの一年間に二つの調査団を海外七カ国に派遣したほか、韓国新民党の代表団を招待するなど、この党としては比較的活発な国際活動を展開した。

すなわち、七三年八月二〇日から九月三日にかけては、春日委員長を団長とする民社党訪韓東南アジア調査団を韓国、南ベトナム、タイ、シンガポール、インドネシアの各国に派遣した。調査団はこの間、朴韓国大統領、グエン・バン・チュー南ベトナム大統領、シンガポールのリー・カン・ユー首相、インドネシアのスハルト大統領などの各国首脳をはじめ、閣僚、議会関係者、野党、労働組合代表などと会見した。会談では、「ポスト・ベトナム」のアジア情勢をはじめ、今後のアジアの安全保障、インドシナ半島の平和確立と復興援助、ソ連提唱のアジア集団安保、中国問題、各国に対する日本の経済協力と企業進出問題などについて話し合いがおこなわれた（調査団の討議内容の概要については、『政策と討論』七三年九・一〇月合併号所収の「春日委員長談話」参照）。

また七三年一二月一五日から同二四日にかけては、塚本書記長代行を団長とする民社党米国・チリ調査団を派遣した。調査団はアメリカではハムエル国務次官補ら政府関係者や石油メジャーの幹部（エクソン社調査役）と会談して、日本の石油事情を説明、善処を要望し、クーデタ直後のチリではピノチェット軍事評議会議長ら政府、議会関係者と会見して、意見を交換した。帰国後、塚本団長はチリのアジェンデ政権崩壊の原因について「無謀な国有化やインフレ・物価高の招来、革命外人部隊の流入と革命行動利用に対する国民の反発、政権内部の対立と武装化をともなった内乱機運の内包から内部崩壊したものである」と語り、「調査団としてはピ議長に対し、一日も早く民主政治を回復するよう強く要望した」と述べた。

以上のほか、七三年八月二五日から九月三日にかけては、栗林卓司参議院議員を団長とする第二次東南アジア友党訪問青年代表団をシンガポール、マレーシア両国に派遣した。

一方、海外からは、七三年七月二五日から七月二八日にかけて、韓国新民党国会議員代表団（団長・金元万副総裁）一行五人が民社党の招待で来日し、①日韓両国をめぐるアジア情勢の分析　②南北の統一問題と安全保障　③日本と北朝鮮との関係　④日韓両国間の経済・文化協力と問題点、などの議題をめぐって河村勝国際局長ら民社党代表と数次にわたって会談し、共同談話を発表した（共同談話の全文は『政策と討論』七三年八月号）。

民社党をはげます会

参議院選を四カ月後にひかえた七四年二月一六日、「民社党をはげます会」が東京・ヒルトン・ホテルに学者、文化人、報道関係者など四〇〇人余りを集めて開かれた。この会は、「民社党が後退すれば自民党の無為無策、共産党の進出とそれにひきずられる社会・公明両党と、国民の政治不信は増幅され、日本は左右の全体主義に併合される危機を迎える。日本の政治の転換をはかるには、民社党の勢力を大きく伸ばすことがぜひとも必要」であるとの趣旨から、近藤日出造氏をはじめ、次の各氏が発起人となって開かれたものであった。天池清次、伊藤淳二、加藤寛、唐島基智三、清川虹子、古賀政男、島田正吾、関嘉彦、竹山道雄、辰巳柳太郎、庭野日敬、細川隆元、升田幸三、三鬼陽之助、宮田義二、宮部一郎、村上元三、柳田清二郎。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』(週二回刊)、(2)同『月刊社会党』、(3)「日本社会党第三七回定期全国大会報告議案集」、(4)「日本社会党第三七回定期全国大会速記録」
〈日本共産党〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』(日刊)、(2)同『理論政策』(月刊)、(3)同『前衛』(月刊)、(4)『議会と自治体』(月刊)
〈民社党〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)『革新』(月刊)、(3)民社党政策審議会『政策と討論』(月刊)、(4)「民社党第一八回定期全国大会資料」、(5)民主社会主義研究会『改革者』(月刊)